

# *CI-NET<sup>®</sup> LiteS*

実装規約

Ver.2.2 ad.0

指針・参考資料

Ver.2.2 ad.0 指針・参考資料(20230331)

発行

一般財団法人 建設業振興基金

情報化評議会

Ver.2.2 ad.0 指針・参考資料(20230331)



## 目次

CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料について .....	1
C. 指針 .....	3
I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針.....	5
D. 参考資料 .....	43
I. CSV インタフェース機能 .....	45
II. 設備見積・設備機器見積メッセージの CSV フォーマット .....	117
III. 標準企業コードとメールアドレスの関係に係る留意点.....	121
IV. メールに添付された電子証明書を利用した電子証明書の本人性確認およびメッ セージの完全性確認について .....	127
V. 電子契約データにおける契約業務帳票の印刷例（確定注文書、注文請け書 等） .....	135
VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 .....	161
VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について.....	225
VIII. CI-NET LiteS 利用者のための 建設工事の電子契約についての解説 .....	239
参考 1. 建設業法.....	286
参考 2. 建設業法施行令（政令） .....	287
参考 3. 建設業法施行規則（省令） .....	288
参考 4. 建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係る ガイドライン .....	290
参考 5. 建設省経建発第 132 号、133 号 注文書及び請書による契約について..	292
参考 6. Q&A 集.....	294
参考 7. 電磁的記録等の保管システムにおける 外部インタフェースの参考仕様 .....	305
参考 8. 電子契約の契約内容確認 印刷イメージ .....	317
IX. 電子署名文書長期保存方法について .....	329
参考 1. 建設業法施行規則の「技術的基準」に係るガイドラインについて.....	344
参考 2. 「CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説」に ついて .....	347

参考 3. 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号） .....	357
参考 4. 「CI-NET LiteS の電子証明書」について.....	358
参考 5. 「長期署名フォーマット」について .....	361
X. CI-NET LiteS における契約データの移管について .....	369
はじめに .....	371
移管における考え方 .....	375
処理概要 .....	377
XI. 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る 対応について .....	387
Part 1 請負契約の電子化について .....	395
Part 2 法的対応が求められている関係法規と「施工体制台帳の取扱いに関する ガイドライン」の対応.....	402
参考資料 .....	414
参考資料 1：関係法令等 .....	416
参考資料 2：電子契約内容を確認するためのビューワーツールについて.....	426
参考資料 3：用語解説.....	428
XII. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に 対応した帳票印刷例 .....	431
XIII. 標準メッセージ一覧表.....	461
 CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料の 主な追加・変更点 .....	 483



## CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料について

### 1. CI-NET LiteS 実装規約の位置づけ

CI-NET LiteS 実装規約<sup>1</sup>は、建設産業におけるオンラインデータ交換の標準である「CI-NET 標準ビジネスプロトコル<sup>2</sup>（以下「CI-NET 標準 BP」という。）」に準拠したもので、通信方式、メッセージで使用するデータ項目など、CI-NET 標準 BP では取引当事者間で取り決める余地のある部分を、実業務に則して要点を絞り込み分かり易く整備したものである。

これにより、システムを開発する方の負担が軽減されるものと期待される。

	CI-NET 標準 BP	CI-NET LiteS 実装規約
情報伝達規約	互いに使用する通信回線の種別や、伝送制御手順などの取り決め。	通信方式 セキュリティ方式 技術データ（添付ファイル）
情報表現規約	伝送するデータを双方のコンピュータが理解できるようにするための、メッセージフォーマットやデータコードに関する取り決め。	シンタックスルール メッセージ (CI-NET 標準 BP の標準メッセージより選択したサブセット)
業務運用規約	ネットワークシステムの運用時間、障害対策などのシステム運用に関する取り決め。	CI-NET 標準 BP に準拠
取引基本規約	EDIで行う取引業務を特定したり、責任の分担を明らかにするなどの基本的な取り決め。	CI-NET 標準 BP に準拠

図 1 CI-NET 標準 BP と CI-NET LiteS 実装規約の関係

<sup>1</sup> CI-NET LiteS 実装規約: ~~本資料は~~ CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0(20220817) (シーアイ・ネット・ライツ実装規約バージョン 2.2 エイディ 0(20220817) の規約集をいう。ad.: addition、追加。

<sup>2</sup> CI-NET 標準ビジネスプロトコル: CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.7 をいう。

## 2. CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料の位置づけ

「CI-NET LiteS 実装規約」は、企業間で交換するデータ項目、ファイル形式等について取り決めている。

一方、「[指針・参考資料<sup>3</sup>](#)」は、CI-NET LiteS を利用した EDI においては、「CI-NET LiteS 実装規約」および「指針」に準拠しているシステム間であれば、どのような環境であっても EDI が可能という基本方針を実現するためのガイドを提示したものである。

「[指針・参考資料<sup>3</sup>](#)」は、そうしたデータ項目、ファイル形式等処理するために必要となる社内の通信、変換システム等の例を示したものであり、ユーザあるいはベンダが「CI-NET LiteS 実装規約」に準拠したシステム、ソフト等を開発する際の援助となる事例として記載している。

---

<sup>3</sup> [指針・参考資料](#):「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 [指針・参考資料\(2022xxxx\)](#)」に記載されているものをいう。~~以下「CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料」という。~~

## C. 指針



C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

～企業間の円滑なデータ交換の実現にむけて～

CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針  
Ver.2.1

2019 年 10 月

一般財団法人 建設業振興基金  
情報化評議会

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針



## 目次

1	背景	10
2	目的	10
3	参照資料等	11
4	CI-NET とは	12
4.1	CI-NET 標準ビジネスプロトコルと CI-NET LiteS 実装規約	12
4.2	標準企業コードと電子証明書	13
4.3	CI-NET LiteS のメッセージ	14
5	指針	15
5.1	指針の適用範囲	15
5.2	(ケース1)CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業と ASP サービス利用企業間の EDI	16
5.3	(ケース2)異なる ASP のサービス利用企業間の EDI	18
6	指針に関する解説	22
6.1	ASP のシステム設定について	22
6.2	ASP 事業者間の調整事項について	34

### 1. 背景

一般財団法人建設業振興基金 情報化評議会は「CI-NET<sup>4</sup> LiteS<sup>5</sup>実装規約」を公表し、中堅・中小企業にまでインターネットを利用して標準化された方法による電子データ交換（以下「EDI<sup>6</sup>」という。）の拡大を目指している。

従来、CI-NET LiteS では取引当事者間において相対で EDI を行うことを基本としてきたが、ASP 事業者<sup>7</sup>が CI-NET LiteS 対応のサービスを提供し始めたことにより、従来の相対による EDI 方式に加え ASP 事業者を介する EDI が開始されるに至った。その結果、各社の業務体制やシステム化状況に応じた CI-NET LiteS の利用が可能となり、EDI 導入が容易となった。

情報化評議会においてはこのような状況に対応して、2001年1月に指針「ASP 事業者への CI-NET 対応についての指針（以下「指針 A.」という。）第1版」、2002年3月に「指針 A. 第2版」、更に2002年9月に「指針 A. 第3版」を公表し、既存の CI-NET LiteS のシステム、ソフト等との間で円滑なデータ交換を実現するために必要となる事項を指針として提示してきた。

その後、複数の ASP 事業者がサービスを開始するに至り、ユーザが複数の ASP に加入することなく EDI を行うためには、ASP と ASP 間の取引データのやり取りが求められた。そこで、これに対処するために2003年2月に必要な要件を明確化した指針「CI-NET 対応 ASP 事業者とのデータ交換に係る指針（以下「指針 B.」という。）第1版」を公表した。

本指針「CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針（第1版）」は、「指針 A.（第3版）」と「指針 B.（第1版）」を統合し、さらに、「ASP 連携のための実証実験(2004年度、国土交通省)」により明確になった実装仕様をこれに追加したものである。

### 2. 目的

本指針は、CI-NET LiteS 対応のシステムやソフトの利用企業が ASP サービス利用企業

---

<sup>4</sup> CI-NET（シーアイ・ネット：Construction Industry NETwork）：標準化された方法でコンピュータ・ネットワークを利用し建設生産に関わる様々な企業間の情報交換を実現し、建設産業全体の生産性向上を図ろうとするもの。詳細は、「5 CI-NET とは」を参照。

<sup>5</sup> CI-NET LiteS（シーアイ・ネット・ライツ）：CI-NET 標準に基づき、インターネット環境のもとで電子メールを利用して簡易に EDI を行うための仕組み。

<sup>6</sup> EDI（イーディーアイ：Electronic Data Interchange）：電子データ交換。企業間で行われる受発注や資金決済などの取引のためのデータを通信回線を介して標準的な規約（可能な限り広く合意された各種規約）によりコンピュータ（端末を含む）間でデータ交換することをいう。

<sup>7</sup> ASP 事業者（エーエスピー：Application Service Provider）：コンピュータ・ソフトウェアを販売する代わりに、ネットワーク経由でソフトの機能を有償で提供する事業者。ユーザにとって、ブラウザ（データ・ファイルの内容を表示するソフト）とインターネットを利用できればソフトウェアを利用できるため、ソフトウェアの導入、運用、更新等の手間をかける必要がなくなるメリットがある。

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

と EDI を行う場合あるいは ASP サービス利用企業が自社利用の ASP とは異なる ASP のサービス利用企業との間で EDI を行う場合において、CI-NET LiteS の実装規約および指針に準拠しているシステム間であればどのような環境であっても EDI が可能であることを保証するため、EDI を実施する上で ASP サービスに関わる取引当事者や ASP 事業者のシステムや運用に係る実装仕様を提示するものである。

また本指針により、新規の ASP 事業者にとっても、CI-NET LiteS に準拠するための実装仕様を容易に理解でき、適切なサービス提供が可能となるものである。

### 3. 参照資料等

- i. 「CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.7」
- ii. 「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.8」
- iii. 「CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説」（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.8 指針・参考資料 D.VIII）
- iv. 「メールに添付された電子証明書を利用した電子証明書の本人性確認およびメッセージの完全性確認について」（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.8 指針・参考資料 D.IV）

## 4. CI-NET とは

### 4.1. CI-NET 標準ビジネスプロトコルと CI-NET LiteS 実装規約

CI-NET LiteS 実装規約<sup>8</sup>は、建設産業におけるオンラインデータ交換の標準である「CI-NET 標準ビジネスプロトコル<sup>9</sup>（以下「CI-NET 標準 BP」という。）」に準拠したもので、通信方式、メッセージで使用するデータ項目など、CI-NET 標準 BP では取引当事者間で取り決める余地のある部分を、実業務に則して要点を絞り込み分かり易く整備したものである。これにより、システムを開発する方の負担が軽減されることを意図している。

表 C. I - 1 CI-NET 標準 BP と CI-NET LiteS 実装規約の関係

	CI-NET 標準 BP	CI-NET LiteS 実装規約
情報伝達規約	互いに使用する通信回線の種別や、伝送制御手順などの取り決め。	通信方式 セキュリティ方式 技術データ（添付ファイル）
情報表現規約	伝送するデータを双方のコンピュータが理解できるようにするための、メッセージフォーマットやデータコードに関する取り決め。	シンタックスルール メッセージ (CI-NET 標準 BP の標準メッセージより選択したサブセット)
業務運用規約	ネットワークシステムの運用時間、障害対策などのシステム運用に関する取り決め。	CI-NET 標準 BP に準拠
取引基本規約	EDI で行う取引業務を特定したり、責任の分担を明らかにするなどの基本的な取り決め。	CI-NET 標準 BP に準拠

<sup>8</sup> CI-NET LiteS 実装規約:本資料は、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0(シーアイ・ネット・ライツ実装規約バージョン 2.2 エイディ 0、2022 年 xx 月版)の規約集である。ad.:addition、追加。

<sup>9</sup> CI-NET 標準ビジネスプロトコル:CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.7 をいう。

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

### 4.2. 標準企業コードと電子証明書

CI-NET LiteS 実装規約に準拠した電子商取引では ASP の利用いかんに関わらず、取引先を識別するために標準企業コードと認証のために電子証明書を使用しなければならない。

標準企業コードは図 A. I -1 に示す構成を取る。標準企業コードの上 6 桁を企業識別コードと呼び、各企業を識別するために企業ごとにコードが登録されている。このコードは建設産業に限らず、日本の産業界全体で管理されているため、他の業界の企業との重複は生じない。

標準企業コードの下 6 桁を枝番と称し、支店や部署等を識別することが可能となっている。

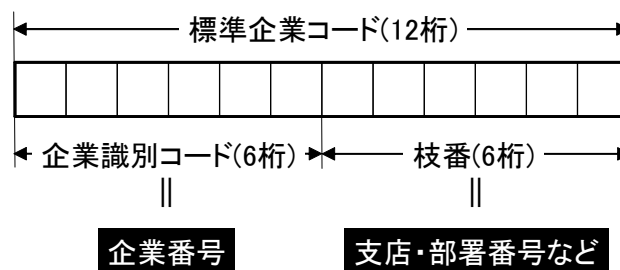


図 C. I - 1 標準企業コードを構成する企業識別コードと枝番

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

### 4.3. CI-NET LiteS のメッセージ

CI-NET LiteS 実装規約に定めるメッセージ<sup>10</sup>を表 C. I -2 に示す。

表 C. I - 2 CI-NET LiteS 実装規約が定める業務毎のメッセージ

	建築工事	土木工事	設備工事
「見積業務」 物件受注前	建築見積メッセージ (建築見積依頼、建築 見積回答)	未定	設備見積メッセージ (設備見積依頼、設備 見積回答、設備機器見 積依頼、設備機器見積 回答)
「購買見積業務」 物件受注後	購買見積メッセージ(購買見積依頼、購買見積回答、見積不採用通知)		
「注文業務」	注文メッセージ(基本契約申込、基本契約承諾、確定注文、注文請け、鑑項目合意変更申込、鑑項目合意変更承諾、合意解除申込、合意解除承諾、一方的解除通知、合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知)		
納入業務	工事物件案内メッセージ		
「出来高業務」、「立 替業務」、「支払業 務」	出来高メッセージ(出来高要請、出来高報告、出来高確認) 立替メッセージ(立替金報告、立替金確認) 支払(請求)メッセージ(請求、請求確認、支払通知)		

※CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 定義メッセージを示す。

なお、ASP の利用のいかんに関わらず本指針に記載する電子商取引は CI-NET LiteS 実装規約に従う必要がある。例えば、「注文業務」の技術データ<sup>11</sup>(添付資料)を相手の了解なく追加・変更・削除してはならないなどがある。

<sup>10</sup> メッセージ： 厳密には CI-NET 標準 BP において定義される「メッセージ」に対して、CI-NET LiteS 実装規約はその「メッセージサブセット」を定義しているのであるが、本指針では、混乱の恐れがない限り、ともに「メッセージ」と記載する。

<sup>11</sup> 技術データ： 例えば、発注条件書、特記事項、図面、製品仕様書(カタログ)等がある。なお注文請け書における技術データの取り扱いについては、CI-NET LiteS 実装規約「B.情報表現規約 VI.注文メッセージ 1.3 (1) 注文請けメッセージにおける「技術データ」の取り扱い」に注意事項を記載している。

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

### 5. 指針

#### 5.1. 指針の適用範囲

本指針は、電送経路に ASP が仲介する場合でも、CI-NET が狙いとしてきた「CI-NET LiteS を利用した EDI においては、CI-NET LiteS 実装規約および指針に準拠しているシステム間であればどのような環境であっても EDI が可能」という基本方針を実現するため、CI-NET LiteS 対応 ASP 事業者および CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業<sup>12</sup>である図 C. I - 2 における A 社を対象として、システムおよび運用に係る事項の指針を提示するものである。

従って本指針では、CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業が ASP サービス利用企業と EDI を行う場合と、ASP サービス利用企業が自社利用の ASP とは異なる ASP のサービス利用企業との間で EDI を行う場合に分けて実装仕様を記述する（図 C. I - 2）。

ケース 1：CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業と ASP サービス利用企業間の EDI

ケース 2：異なる ASP のサービス利用企業間の EDI

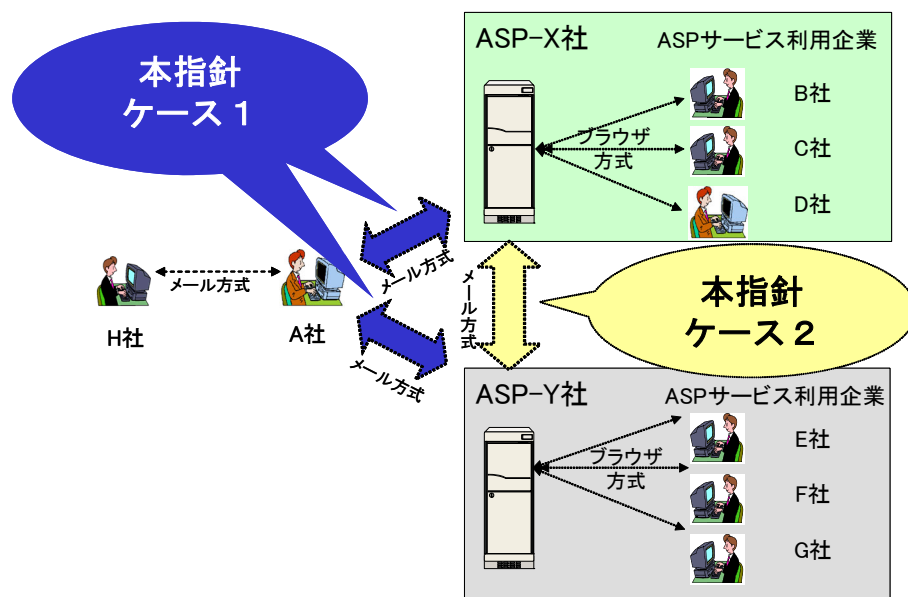


図 C. I - 2 本指針対象の概念図

<sup>12</sup> CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業：CI-NET LiteS 対応のシステム、ソフト等あるいは自社開発システムを所有する企業、図 C.I-2 A 社、H 社。

C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

5.2. (ケース 1)CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業と ASP サービス利用企業間の EDI

ASP 事業者(図 C. I -3 における ASP-X 社)は、CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業が、システムを変更することなく複数の ASP 事業者とも接続できるよう、CI-NET LiteS 実装規約に準拠した電子メールによるデータ交換手段を提供する。

なお CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業は、発注者および受注者のいずれの場合もあり得る。例えば、図 C. I -3 の A 社が発注者であっても受注者であっても、上記の運用が適用される。

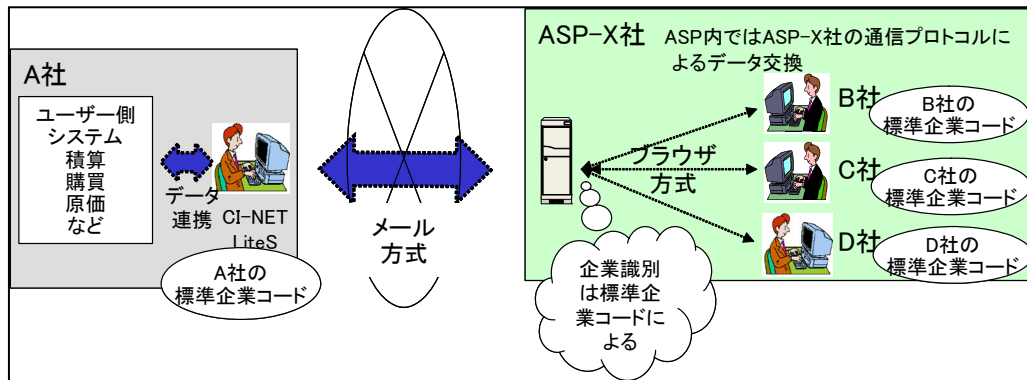


図 C. I - 3 ケース 1 における EDI の概念図

(1) A 社と ASP-X 社間で使用する通信方式

A 社と ASP-X 社間では、CI-NET LiteS 実装規約に規定する電子メール方式で行う。その際、メール・ヘッダの送信者 (From 行)、受信者 (To 行) の設定は、表 C. I -3 の通りとする。

表 C. I - 3 メール・ヘッダの設定(ケース 1)

	A 社→B 社の場合	B 社→A 社の場合
From 行	A 社のメールアドレス	ASP-X 社のメールアドレス
To 行	ASP-X 社のメールアドレス	A 社のメールアドレス

(2) 暗号化

A 社と ASP-X 社間では、CI-NET LiteS 実装規約に規定する公開鍵暗号方式を使用する。その際、共通鍵を暗号化するために用いる公開鍵は、表 C. I -4 の通りとする。



C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

表 C. I - 4 共通鍵の暗号化方法(ケース 1)

	A 社→B 社の場合	B 社→A 社の場合
暗号化に用いる公開鍵	ASP-X の公開鍵	A 社の公開鍵

(3) 本人性確認の方式

受信者が送信者の本人性を確認するための実装仕様は、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 指針・参考資料「D.IV.メールに添付された電子証明書を利用した電子証明書の本人性確認およびメッセージの完全性確認について」に準拠するものとする。具体的な手順例については「6. 指針に関する解説」に示す。

(4) 受信確認メッセージの取り扱い

A 社から、ASP-X 社のサービス利用企業 B 社に電文を送信する場合、その電文に対する受信確認メッセージの電子署名の取り扱いは、以下のいずれでもよいものとする。

- (a) 受信者 B 社の秘密鍵によって作成した電子署名を付けて受信確認メッセージを送信
- (b) 受信側 ASP-X 社の秘密鍵によって作成した電子署名を付けて受信確認メッセージを送信

A 社から、ASP-X 社のサービス利用企業 B 社へ送信する場合、受信確認メッセージの送信タイミングは B 社による開封時ではなく、ASP-X 社が提供するシステムが暗号化されたメッセージを復号しトランスレーションを行った結果正しい変換ができたときに、トランスレータが受信確認メッセージを作成して送信者に送るものとする(図 C. I-4)。

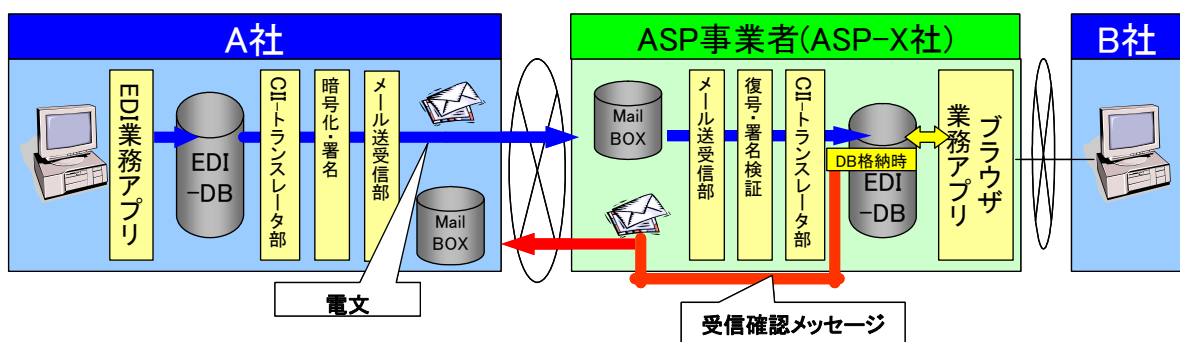


図 C. I - 4 受信確認のタイミング(ケース 1)

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

### (5) 伝送経路上の ASP 事業者の責任分界点

CI-NET LiteS による EDI の伝送経路上の ASP 事業者の責任分界点は、以下の通りとする (図 C. I -5)。

- (a) A 社 : (イ) の範囲
- (b) ASP-X 社 : (ロ) の範囲

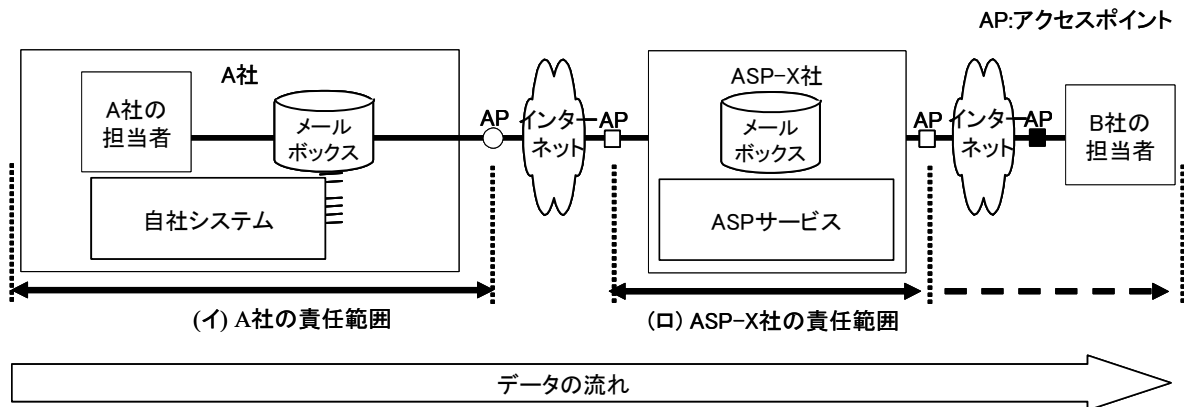


図 C. I - 5 責任分界点(ケース 1)

### (6) ASP 事業者と CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業との接続

ASP 事業者は、自社 ASP のサービス利用企業が、図 C. I -3 の A 社のような CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業との取引にも対応できるように、ASP 外の企業を接続先として登録するサービスを整備することが望まれる。

### 5.3. (ケース 2)異なる ASP のサービス利用企業間の EDI

図 C. I -6 の発注者 C 社と受注者 D 社の関係のように、異なる ASP を利用する企業間で EDI を行うためには、双方の企業が加入するそれぞれの ASP 間で取引データのやり取りが可能とならなければならない。このような異なる ASP での関係(以下「ASP 連携」という。)を実現するため、ASP 事業者は以下の項目に係る対応を行わなければならない。

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

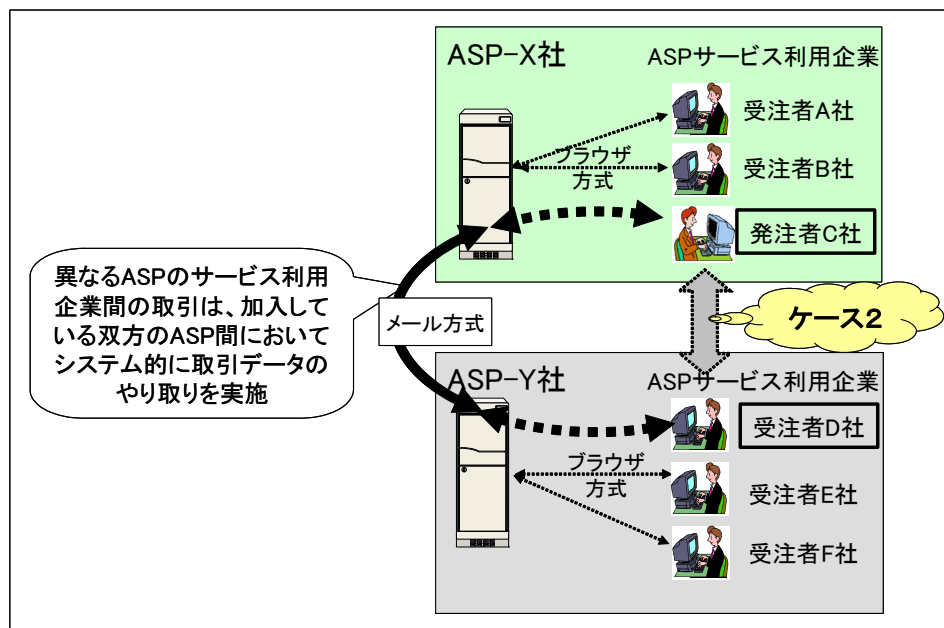


図 C. I - 6 ケース 2 の EDI 概念図

### (1) 異なる ASP のサービス利用者間の取引を仲介する ASP 事業者

異なる ASP を利用する企業間での取引経路において、取引当事者双方の企業が加入する 2 つの ASP 事業者のみが仲介する EDI 方式とし、他の ASP 事業者を経由できない。

### (2) ASP 間で使用する通信方式

ASP と ASP 間では、CI-NET LiteS 実装規約に規定する電子メール方式で行う。その際、メール・ヘッダの送信者 (From 行)、受信者 (To 行) の設定は、以下の通りとする。

From 行 : 送信側 ASP のメールアドレス  
To 行 : 受信側 ASP のメールアドレス

### (3) 暗号化

ASP と ASP 間では、CI-NET LiteS 実装規約に規定する公開鍵暗号方式を使用する。その際、送信者が加入する ASP 事業者は、受信者が加入する ASP 事業者の公開鍵を使用して共通鍵を暗号化する。

### (4) 本人性確認の方式

受信者が送信者の本人性を確認するための実装仕様は、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 指針・参考資料「D.IV.メールに添付された電子証明書を利用した電子証明

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

書の本人性確認およびメッセージの完全性確認について」に準拠するものとする。具体的な手順例については「6 指針に関する解説」に示す。

### (5) 受信確認メッセージの取り扱い

ASP サービス利用者が自社と異なる ASP のサービス利用者に電文を送信する場合、その電文に対する受信確認メッセージの電子署名の取り扱いは、以下のいずれでもよいものとする。

- (a) 受信者は、自社の秘密鍵によって作成した電子署名を付けて受信確認メッセージを送信
- (b) 受信側の ASP 事業者は、自社の秘密鍵によって作成した電子署名を付けて受信確認メッセージを送信

受信確認メッセージの送信タイミングはASPサービス利用者による開封時ではなく、ASP事業者が提供するシステムが暗号化されたメッセージを復号し、トランスレーションを行った結果正しい変換ができたときに、トランスレータが受信確認メッセージを作成して送信者に送るものとする（図 C. I -7）。

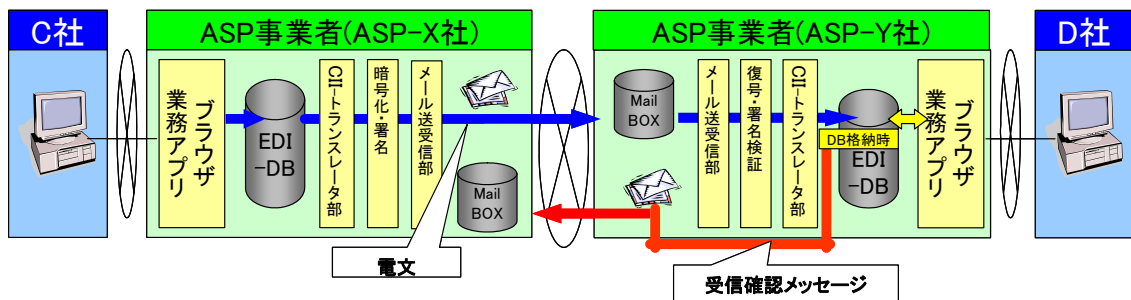


図 C. I - 7 受信確認メッセージのタイミング(ケース 2)

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

### (6) 伝送経路上の ASP 間の責任分界点

CI-NET LiteS による EDI の伝送経路上の責任分界点は、以下の通りとする (図 C. I-8)。

- (a) 送信側の ASP 事業者(ASP-X) : (イ) の範囲
- (b) 受信側の ASP 事業者(ASP-Y) : (ロ) の範囲

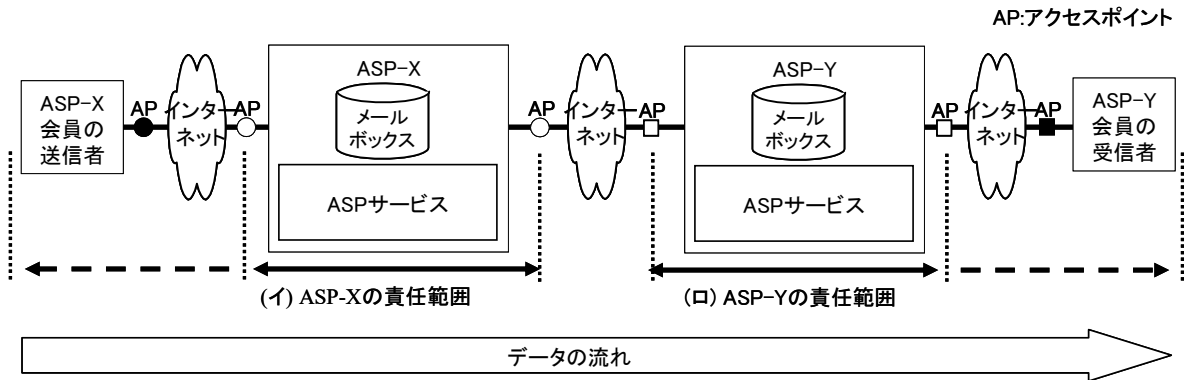


図 C. I-8 責任分界点(ケース 2)

### (7) ASP 事業者間での必要な調整事項

ASP と ASP 間でのデータ交換を行う場合において ASP 事業者は、自社 ASP のサービス利用企業が CI-NET LiteS を利用した EDI を円滑に行えるよう、相手となる ASP 事業者との間でデータ交換のために運営上必要となる次の事項についてあらかじめ調整し了解しておくことが必要とされる。詳細は、「6.2 ASP 事業者間の調整事項について」において記述する。

- 6.2.1 ASP 連携を開始する際のフロー
- 6.2.2 ASP 連携時の障害対応のフロー
- 6.2.3 ASP 連携のために共有する利用者情報の推奨案

## 6. 指針に関する解説

### 6.1. ASP のシステム設定について

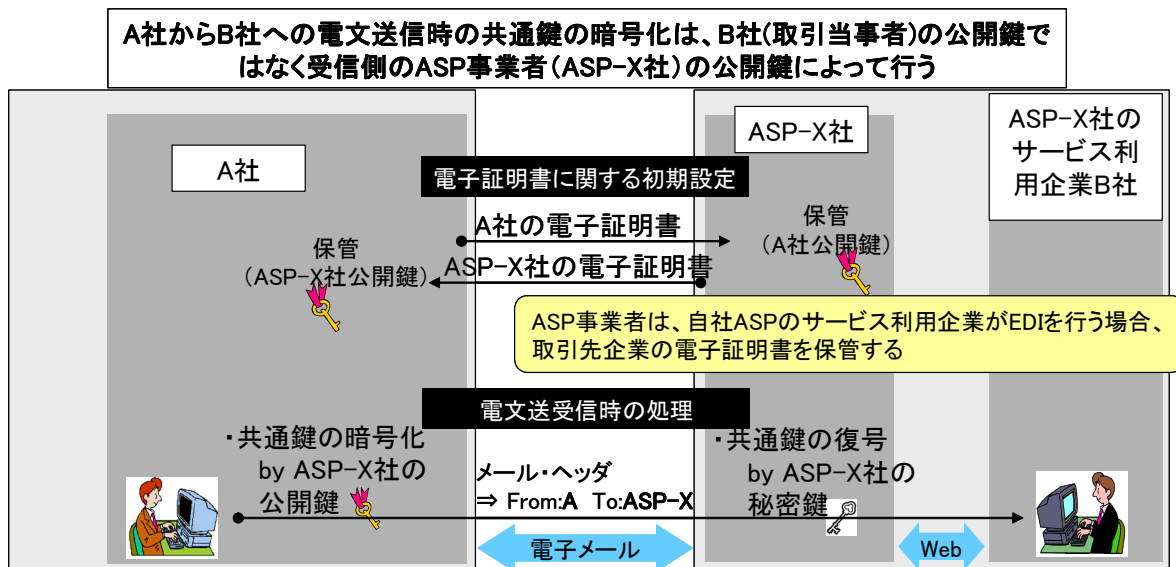
#### 6.1.1. 標準企業コード、電子証明書、電子メールアドレス

ASP 事業者は、CI-NET LiteS に準拠した EDI 取引サービスを提供するために、次のもの  
 のを取得しておく必要がある。

- (1) ASP 事業者(自社)の標準企業コード
- (2) 認証局より発行された ASP 事業者の電子証明書 (公開鍵付き)
- (3) 電文のやり取りを行うための ASP 事業者のメールアドレス

#### 6.1.2. (ケース 1) CI-NET LiteS 導入済み企業と ASP サービス利用企業間の EDI

例えば表 C. I -2 や図 C. I -3 において、発注者の A 社から ASP 事業者 ASP-X 社のサ  
 ービス利用者である受注者の B 社へ電文を送信する際のデータ交換は、図 C. I -9 のように行  
 われる。



※送受信には、A社とASP-X社のメールアドレスを使用する

<p>・A社</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) A社からの電文をASP-X社の仲介によつてB社に送信するため、ASP-X社の公開鍵を使って共通鍵を暗号化する。</li> <li>2) メールアドレスの設定を「From:A」、 「To:ASP-X」としてASP-X社へ送信する。</li> </ol>	<p>・ASP-X社</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 受信した暗号化メールの共通鍵を自社の秘密鍵を使用して復号する。</li> <li>2) 電文をB社に配信する。</li> </ol>
--	---

図 C. I - 9 メール・ヘッダ設定と暗号化に係る処理(ケース 1)

#### (1) 暗号化とパラメータ設定について

A 社と ASP 事業者 ASP-X 社との間で交換される電文は、CI-NET LiteS 実装規約に

### C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

準拠している必要がある (図 C. I -10)。同図においてデータ部は、CII シンタックスに準拠した CI-NET 形式データ(メッセージ)および技術データが格納されている。同図吹き出し中に記述したパラメータは本指針に示すように適切に設定する必要がある。

図 C. I -10 の暗号化部分は共通鍵で暗号化するのだが、共通鍵は受信者メールアドレスの所有者、すなわち A 社が ASP サービス利用企業の B 社に送るときは ASP-X 社の公開鍵で暗号化を行う。逆に B 社が A 社に送るときには A 社の公開鍵で暗号化を行う。これは、A 社は ASP サービスを利用しておらず、B 社は ASP サービスを利用していることによる。

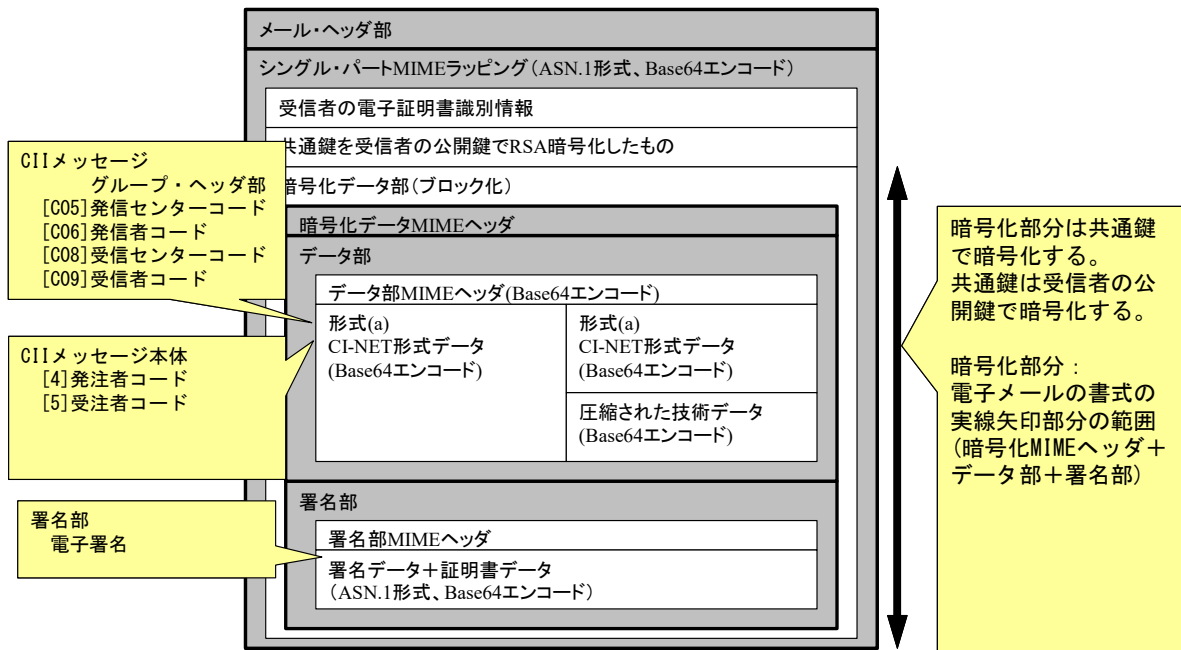


図 C. I - 10 電文の構造(ケース 1 およびケース 2)

#### (a) ASP-X 社が A 社に B 社の電文を送信する場合

受注者 B 社の電文(例えば、見積回答メッセージや注文請けメッセージ等)を ASP-X 社が発注者 A 社に送信する場合には、図 C. I -10 に示したパラメータの通り設定する。電子署名は、B 社の電子署名でなくてはならない。また、ASP-X 社は A 社の公開鍵を予め取得し、その公開鍵で共通鍵の暗号化を行う。

その電文を受信した A 社は、A 社の秘密鍵で共通鍵を復号し、その共通鍵で電文を復号する。[C06]発信者コードおよび[5]受注者コードが B 社であることで、当該電文が B 社からのものであることを認識する。

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

表 C. I - 5 共通鍵の暗号化方法(ケース 1)

データ項目		設定方法
・ <del>GH</del> メッセージグループ・ヘッダ	[C06]発信者コード	B 社の標準企業コード
	[C09]受信者コード	A 社の標準企業コード
	[C05]発信センターコード ※	ASP-X 社の標準企業コード
	[C08]受信センターコード ※	設定不要
・CI-NET メッセージ	[4]発注者コード	A 社の標準企業コード
	[5]受注者コード	B 社の標準企業コード
・電子署名(+電子証明書)		B 社の電子署名
・共通鍵の暗号化		A 社の公開鍵で暗号化

※:必須ではない

### (b) A 社が ASP-X 社に B 社の電文を送信する場合

A 社が B 社宛の電文（例えば、再見積依頼や確定注文等）を ASP-X 社に送信する場合には、図 C. I - 10 に示したパラメータは表 C. I - 6 の通り設定する。また、A 社は、受信者メールアドレスに設定する送信相手、すなわち ASP-X 社の公開鍵を予め取得し、その公開鍵で共通鍵の暗号化を行う。

その電文を受信した ASP-X 社は、ASP-X 社の秘密鍵で共通鍵を復号し、その共通鍵で電文を復号する。ASP-X 社は、[C09]受信者コードおよび[5]受注者コードが B 社であることで、当該電文が B 社宛のものであることを認識する。

表 C. I - 6 発注者 A 社から ASP-X 社への電文のパラメータ(ケース 1)

データ項目		設定方法
・ <del>GH</del> メッセージグループ・ヘッダ	[C06]発信者コード	A 社の標準企業コード
	[C09]受信者コード	B 社の標準企業コード
	[C05]発信センターコード ※	設定不要
	[C08]受信センターコード ※	ASP-X 社の標準企業コード
・CI-NET メッセージ	[4]発注者コード	A 社の標準企業コード
	[5]受注者コード	B 社の標準企業コード
・電子署名(+電子証明書)		A 社の電子署名
・共通鍵の暗号化		ASP-X 社の公開鍵で暗号化

※:必須ではない



C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

(2) 本人性確認について

A 社と ASP-X 間の接続環境を図 C. I -11 のように想定する。

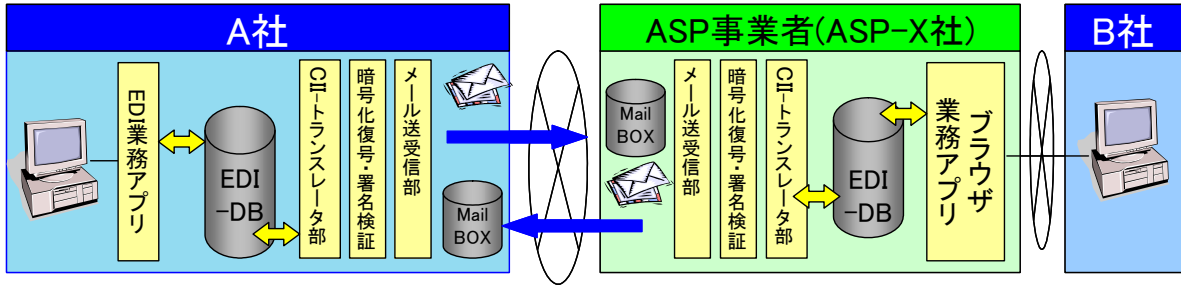


図 C. I - 11 接続環境(ケース 1)

(a) 発注者 A 社が受注者 B 社の電文を ASP-X 社に送信する場合の仕様

A 社の電文（例えば、購買見積依頼メッセージや確定注文メッセージ等）を B 社に送信する場合（図 C. I -12）には、表 C. I -7 に示す各項目を設定する必要がある。電子署名は、必ず A 社の電子署名でなくてはならない。その電文を受信した ASP-X 社は、ASP-X 社の秘密鍵で共通鍵を復号し、その共通鍵で電文を復号して、表 C. I -7 の各処理により、当該電文が A 社からのものであることを確認する（図 C. I -13）。

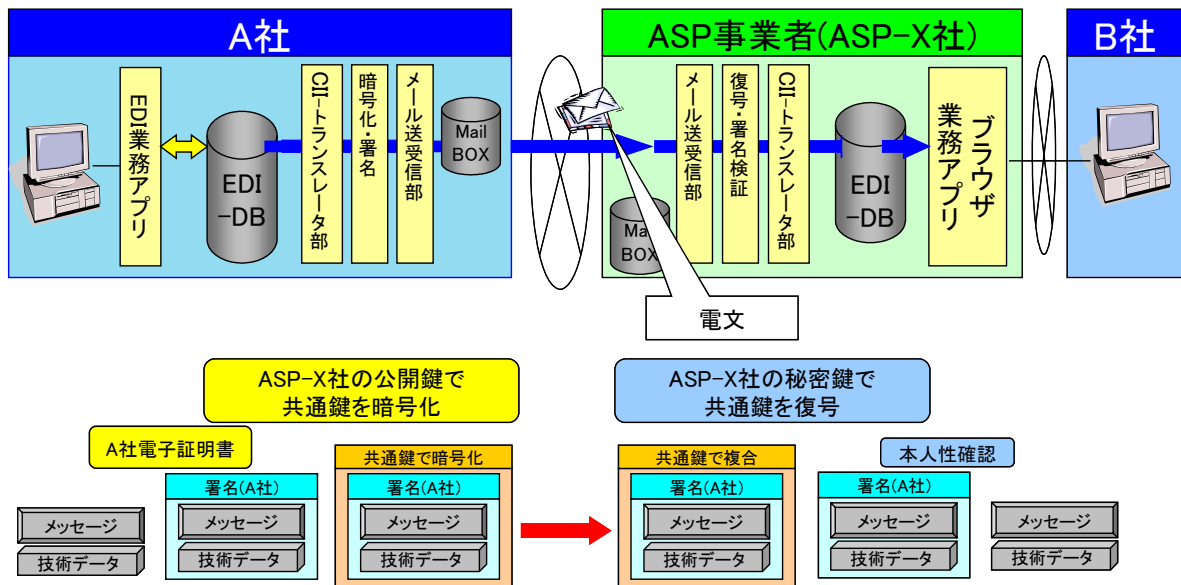


図 C. I - 12 A 社から B 社への電文送信(ケース 1)

C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

表 C. I - 7 発注者 A 社から受信した電文の本人性確認(ケース 1)

○受信処理 A 社→B 社 (ASP-X 社での処理)

処理項目	内容
・センター確認※	CII-メッセージグループ・ヘッダの[C08]受信センターコードが ASP-X 社の標準企業コードであること ※
・共通鍵の復号	ASP-X 社の秘密鍵
・本人性確認処理 (比較①&②または①&③)にて、確かに発注者 A 社からの電文であることを確認する)	比較① CII-メッセージグループ・ヘッダの発信者コードの標準企業コード(12 桁)と、CI-NET メッセージ中の発注者コードの標準企業コード(12 桁)が同じであること(CII シンタックスルールより)
	比較②メッセージグループ・ヘッダの発信者コードの企業識別コード(標準企業コード上 6 桁)と ASP-X 社内の送受信マスタに登録されている A 社の企業識別コード(標準企業コード上 6 桁)が同一であること
	比較③CI-NET メッセージ中の発注者コードの企業識別コード(標準企業コード上 6 桁)と ASP-X 社内の送受信マスタに登録されている A 社の企業識別コード(標準企業コード上 6 桁)が同一であること
・署名検証 (比較④)にて A 社の電子証明書であることを確認する)	比較④送信者の電子証明書内の企業識別コード(標準企業コード上 6 桁)と ASP-X 送受信マスタに登録されている A 社の企業識別コード(標準企業コード上 6 桁)が同一であること

※:必須ではない

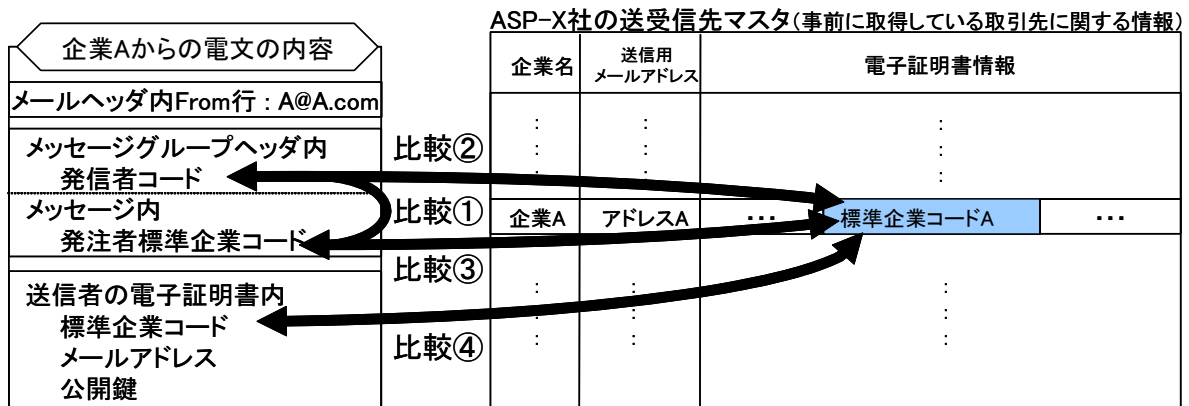


図 C. I - 13 発注者からの電文の本人性確認(ケース 1)

(b) 受注者 B 社から発注者 A 社への電文を ASP-X 社が送信する場合の実装仕様

B 社の電文 (例えば、購買見積回答メッセージや注文請けメッセージ等) を A 社に送信する場合 (図 C. I -14) には、ASP-X 社は表 C. I -8 に示す各項目を設定する必要があります。電子署名は、必ず B 社の電子署名でなくてはならない。その電文を受信した A 社は、ASP-X 社の秘密鍵で共通鍵を復号し、その共通鍵で電文を復号して、表 C. I -8 の各処理により、当該電文が B 社からのものであることを確認する (図 C. I -15)。

C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

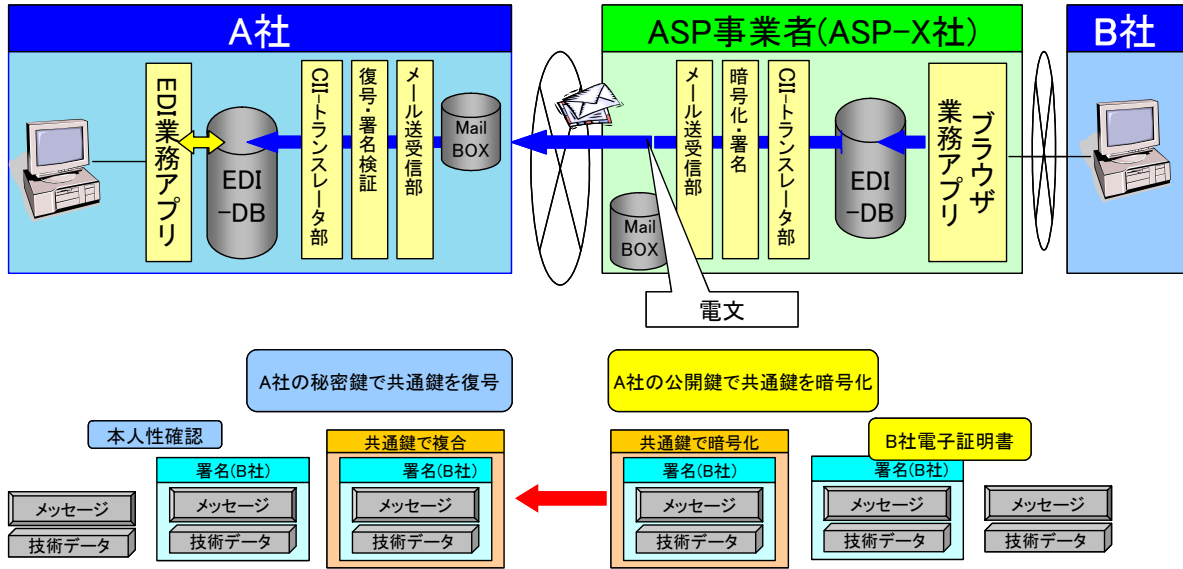


図 C. I - 14 B 社から A 社への電文送信(ケース 1)

表 C. I - 8 受注者 B 社から受信した電文の本人性確認(ケース 1)

○受信処理 B 社→A 社 (A 社での処理)

処理項目	内容
・センター確認※	CH-メッセージグループ・ヘッダの[C08]受信センターコードが ASP-X 社の標準企業コードであること ※
・共通鍵の復号	A 社の秘密鍵
・本人性確認処理 (比較①&②または①&③)にて、確かに発注者 B 社からの電文であることを確認する)	比較① CH-メッセージグループ・ヘッダの発信者コードの標準企業コード(12 桁)と、CI-NET メッセージ中の受注者コードの標準企業コード(12 桁)が同じであること(CII シンタックスルールより) 比較② メッセージグループ・ヘッダの発信者コードの企業識別コード(標準企業コード上 6 桁)と A 社内の送受信マスタに登録されている B 社の企業識別コード(標準企業コード上 6 桁)が同一であること 比較③ CI-NET メッセージ中の受注者コードの企業識別コード(標準企業コード上 6 桁)と A 社内の送受信マスタに登録されている B 社の企業識別コード(標準企業コード上 6 桁)が同一であること
・署名検証 (比較④)で B 社の電子証明書であることを確認する)	比較④ 送信者の電子証明書内の企業識別コード(標準企業コード上 6 桁)と A 送受信マスタに登録されている B 社の企業識別コード(標準企業コード上 6 桁)が同一であること

※:必須ではない

### C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

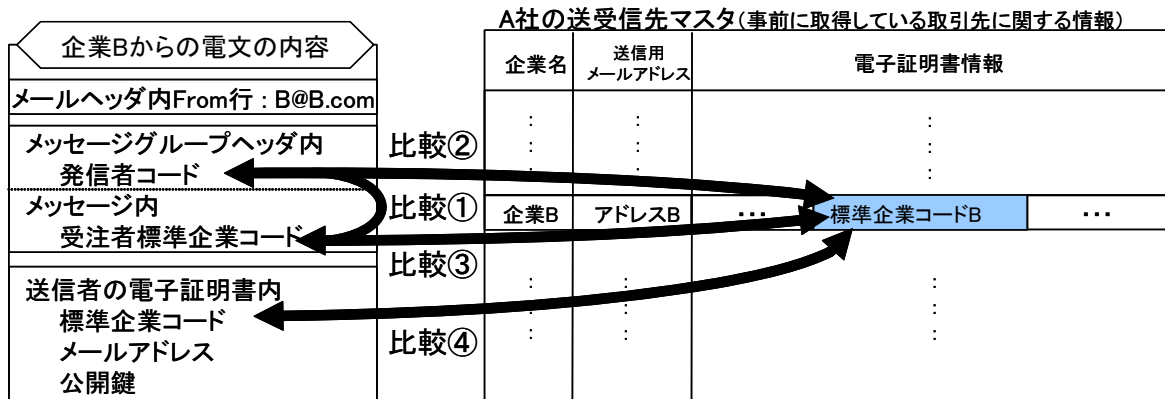


図 C. I - 15 受注者からの電文の本人性確認(ケース 1)

#### (3) 受信確認メッセージの扱い

ASP-X 社が介在する電文の受信確認メッセージの扱いは、受信確認メッセージは取引関係情報ではないため例外処理として電子署名および電子証明書を ASP-X 社のものとすることができる (表 C. I -9)。

表 C. I - 9 受信確認メッセージのパラメータ(ケース 1)

データ項目		設定方法
・ <del>CH</del> メッセージグループ・ヘッダ	[C06]発信者コード	B 社の標準企業コード
	[C09]受信者コード	A 社の標準企業コード
	[C08]受信センターコード※	ASP-X 社の標準企業コード
・電子署名(+電子証明書)		ASP-X 社または B 社の電子署名
・共通鍵の暗号化		A 社の公開鍵で暗号化

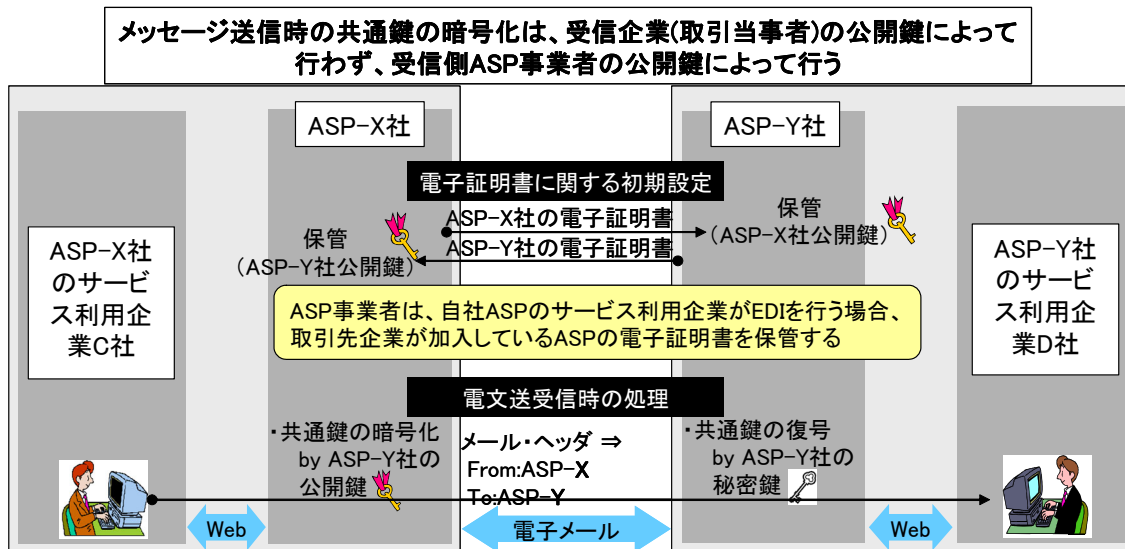
※:必須ではない

受信確認メッセージ送信のタイミングは、A 社からの電文がユーザエリアに到達した時点で ASP-X 社は受信確認メッセージを返信するようにする。具体的には、暗号化されたメッセージを復号し、トランスレーションにより正しい変換ができた場合にトランスレータが受信確認メッセージを作成して送信者に送るものと考えられる。その理由は、CII シンタックスルール バージョン 1.11 および 1.51 では、「受信確認メッセージとは、業務メッセージの受信済ステータスを、業務メッセージの受信者から送信者へ知らせるメッセージであり、このメッセージの発信は、業務上の約束の成立を意味しない。例えば、発注メッセージの受信済ステータスをこのメッセージで送信者へ通知しても、発注契約は成立しない。受信確認メッセージは、システム上の電文受信が成立したことを、送信者に伝達するものである。」となっているためである。

C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

6.1.3. (ケース 2)異なる ASP のサービス利用企業間の EDI

例えば図 A. I -6 において、ASP 事業者 ASP-X 社および ASP-Y 社を介し、発注者である C 社と受注者である D 社が取引を行う際のデータ交換は、図 C. I -16 の通り行われる。



※送受信には、ASP事業者(ASP-X社、ASP-Y社)のメールアドレスを使用する

<p>・ASP-X社</p> <p>1)C社からの電文をASP-Y社の仲介によってD社に送信するため、ASP-Y社の公開鍵を使って共通鍵を暗号化する。</p> <p>2)メールアドレスの設定を「From:ASP-X」、「To:ASP-Y」としてASP-Y社へ送信する。</p>	<p>・ASP-Y社</p> <p>1)受信した暗号化メールの共通鍵を自社の秘密鍵を使用して復号する。</p> <p>2)電文をD社に配信する。</p>
--	--

図 C. I - 16 メール・ヘッダ設定と暗号化に係る処理(ケース 2)

(1) 本指針における「5.3.(1)異なる ASP のサービス利用者間の取引を仲介する ASP 事業者」について

取引当事者双方の企業が加入する ASP 事業者 (ASP-X 社、ASP-Y 社) 以外に、図 C. I -17 に示すように ASP-Z 社などが仲介する取引経路での EDI の形態は許容しない。



図 C. I - 17 異なる ASP 間の取引経路

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

### (2) 暗号化について

ASP 事業者間で交換される電文は、CI-NET LiteS 実装規約に準拠している必要がある(図 C. I -10)。同図においての全体の暗号化部分は共通鍵で暗号化し、その共通鍵そのものは受信側 ASP の公開鍵で暗号化する。

### (3) 本人性確認とパラメータ設定について

ASP-ASP 間の接続環境を図 A. I -18 のように想定する。この例では、ASP-X 社は ASP 事業者、C 社は ASP-X 社のサービス利用企業、ASP-Y 社は ASP-X 社とは別の ASP 事業者、D 社は ASP-Y 社のサービス利用企業とする。

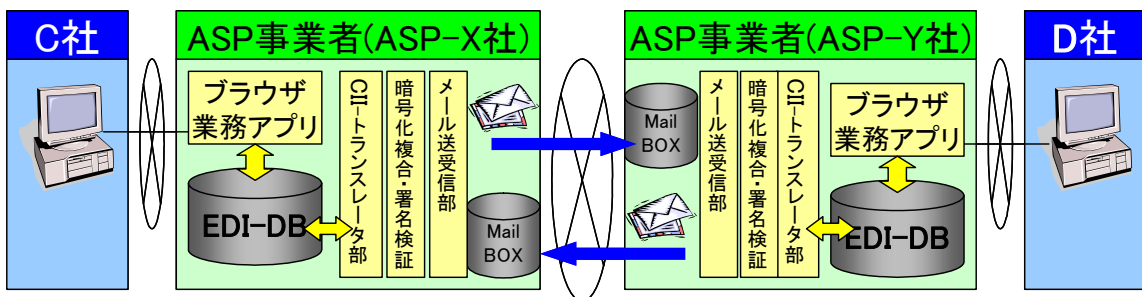


図 C. I - 18 ASP-ASP 間の接続環境(ケース 2)

#### (a) ASP-X 社が受注者 D 社に発注者 C 社の電文を送信する場合の実装仕様

C 社の電文(例えば、購買見積依頼メッセージや確定注文メッセージ等)を ASP-X 社が D 社に送信する場合には、表 C. I -10(a)に示す各項目を設定する必要がある。電子署名は、必ず C 社の電子署名でなくてはならない。また、ASP-X 社は予め取得しておいた ASP-Y 社の公開鍵を用いて共通鍵の暗号化を行う。

その電文を受信した ASP-Y 社は、ASP-Y 社の秘密鍵で共通鍵を復号し、その共通鍵で電文を復号して、表 C. I -10(b)の各処理により当該電文が C 社からのものであることを確認する(図 C. I -19)。

C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

表 C. I - 10 発注者 C 社から受注者 D 社への電文のパラメータ(ケース 2)

(a)送信処理 C 社→D 社 (ASP-X 社での処理)

データ項目	設定方法	データ項目
・CIIメッセージグループ・ヘッダ	[C05]発信センターコード ※	ASP-X 社の標準企業コード ※
	[C06]発信者コード	C 社の標準企業コード
	[C08]受信センターコード ※	ASP-Y 社の標準企業コード ※
	[C09]受信者コード	D 社の標準企業コード
・CI-NET メッセージ	[4]発注者コード	C 社の標準企業コード
	[5]受注者コード	D 社の標準企業コード
・電子署名		C 社の電子署名
・共通鍵の暗号化		ASP-Y 社の公開鍵を用いる

※:必須ではない

(b)受信処理 C 社→D 社 (ASP-Y 社での処理)

処理項目	内容
・センター確認※	CIIメッセージグループ・ヘッダの[C08]受信センターコードが ASP-Y 社の標準企業コードであること ※
・共通鍵の復号	ASP-Y 社の秘密鍵
・本人性確認処理 (比較①&②または①&③)にて、確かに発注者 C 社からの電文であることを確認する)	比較① CIIメッセージグループ・ヘッダの発信者コードの標準企業コード(12桁)と、CI-NET メッセージ中の発注者コードの標準企業コード(12桁)が同じであること(CII シンタックスルールより)
	比較② メッセージグループ・ヘッダの発信者コードの企業識別コード(標準企業コード上 6桁)と ASP-Y 社内の送受信マスタに登録されている C 社の企業識別コード(標準企業コード上 6桁)が同一であること
	比較③ CI-NET メッセージ中の発注者コードの企業識別コード(標準企業コード上 6桁)と ASP-Y 社内の送受信マスタに登録されている C 社の企業識別コード(標準企業コード上 6桁)が同一であること
・署名検証 (比較④)で C 社の電子証明書であることを確認する)	比較④ 送信者の電子証明書内の企業識別コード(標準企業コード上 6桁)と ASP-Y 送受信マスタに登録されている C 社の企業識別コード(標準企業コード上 6桁)が同一であること

※:必須ではない

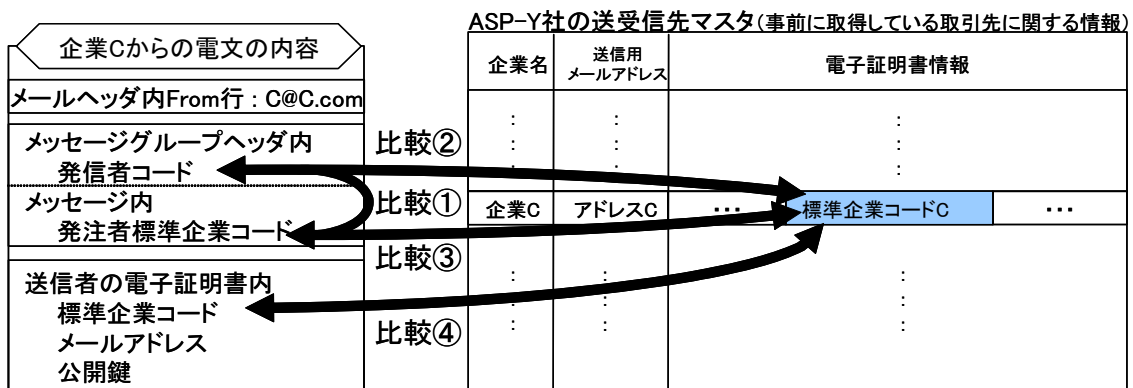


図 C. I - 19 発注者からの電文の本人性確認(ケース 2)



## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

### (b) ASP-Y 社が発注者 C 社に受注者 D 社の電文を送信する場合の実装仕様

D 社の電文（例えば、購買見積回答メッセージや注文請けメッセージ等）を ASP-Y 社が C 社に送信する場合には、表 C. I-11(a)に示す各項目を設定する必要がある。電子署名は、必ず D 社の電子署名でなくてはならない。また、ASP-Y 社は予め取得した ASP-X 社の公開鍵を用いて共通鍵の暗号化を行う。その電文を受信した ASP-X 社は、ASP-X 社の秘密鍵で共通鍵を復号し、その共通鍵で電文を復号して、表 C. I-11(b)の各処理により、当該電文が D 社からのものであることを確認する（図 C. I-20）。

表 C. I-11 受注者 D 社から発注者 B 社への電文のパラメータ(ケース 2)

#### (a)送信処理 D 社→C 社 (ASP-Y 社での処理)

データ項目	設定方法	データ項目
・ <del>CI</del> メッセージグループ・ヘッダ	[C05]発信センターコード ※	ASP-Y 社の標準企業コード ※
	[C06]発信者コード	D 社の標準企業コード
	[C08]受信センターコード ※	ASP-X 社の標準企業コード ※
	[C09]受信者コード	C 社の標準企業コード
・CI-NET メッセージ	[4]発注者コード	C 社の標準企業コード
	[5]受注者コード	D 社の標準企業コード
・電子署名		D 社の電子署名
・共通鍵の暗号化		ASP-X 社の公開鍵を用いる

※:必須ではない

#### (b)受信処理 D 社→C 社 (ASP-X 社での処理)

処理項目	内容
・センター確認※	<del>CI</del> メッセージグループ・ヘッダの[C08]受信センターコードが ASP-Y 社の標準企業コードであること ※
・共通鍵の復号	ASP-X 社の秘密鍵
・本人性確認処理 ( <u>比較①&amp;②</u> または <u>①&amp;③</u> )にて、確かに受注者 D 社からの電文であることを確認する)	<u>比較①</u> <del>CI</del> メッセージグループ・ヘッダの発信者コードの標準企業コード(12桁)と、CI-NET メッセージ中の受注者コードの標準企業コード(12桁)が同じであること(CII シンタックスルールより)
	<u>比較②</u> メッセージグループ・ヘッダの発信者コードの企業識別コード(標準企業コード上 6桁)と ASP-X 社内の送受信マスタに登録されている D 社の企業識別コード(標準企業コード上 6桁)が同一であること
	<u>比較③</u> CI-NET メッセージ中の受注者コードの企業識別コード(標準企業コード上 6桁)と ASP-X 社内の送受信マスタに登録されている D 社の企業識別コード(標準企業コード上 6桁)が同一であること
・署名検証 ( <u>比較④</u> )で D 社の電子証明書であることを確認する)	<u>比較④</u> 電文中の電子証明書内の企業識別コード(標準企業コード上 6桁)と ASP-X 送受信マスタに登録されている D 社の企業識別コード(標準企業コード上 6桁)が同一であること

※:必須ではない



### C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

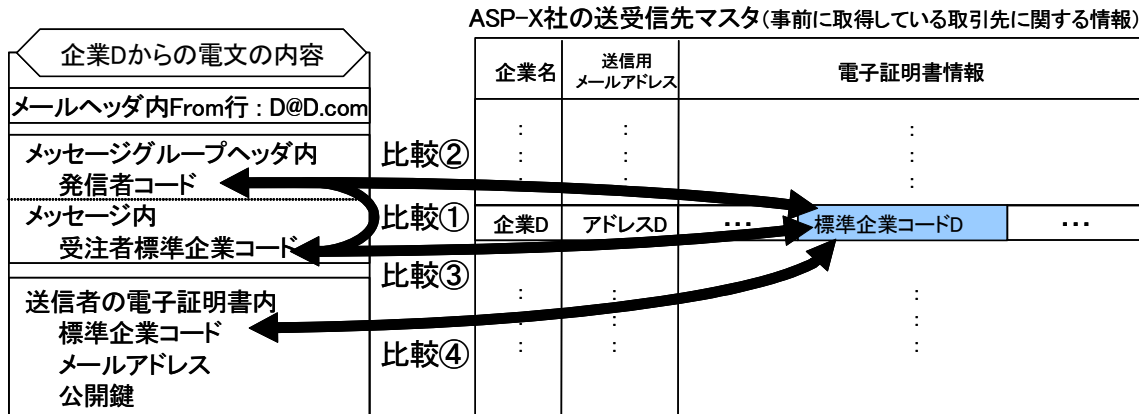


図 C. I - 20 受注者 D 社からの電文の本人性確認(ケース 2)

#### (4) 受信確認メッセージの取扱いについて

ASP-Y 社が自社 ASP サービス利用者 D 社の受信確認メッセージを C 社宛に送信する場合に設定するパラメータは、表 C. I - 12 の通りとなる。

表 C. I - 12 受信確認メッセージのパラメータ(ケース 2)

データ項目	設定方法	
・ <del>CII</del> メッセージグループ・ヘッダ	[C06]発信者コード	D 社の標準企業コード
	[C09]受信者コード	C 社の標準企業コード
	[C08]受信センターコード※	ASP-Y 社の標準企業コード
・電子署名(+電子証明書)	ASP-Y 社または D 社の電子署名	
・共通鍵の暗号化	ASP-X 社の公開鍵で暗号化	

※:必須ではない

電文がユーザエリアに到達した時点で受信側の ASP 事業者は受信確認メッセージを返信するようにする。具体的には、暗号化されたメッセージを復号し、トランスレーションにより正しい変換ができた場合にトランスレータが受信確認メッセージを作成して送信者に送るものと考えることができる。その理由は、CII シンタックスルールバージョン 1.11 および 1.51 では、「受信確認メッセージとは、業務メッセージの受信済ステータスを、業務メッセージの受信者から送信者へ知らせるメッセージであり、このメッセージの発信は、業務上の約束の成立を意味しない。例えば、発注メッセージの受信済ステータスをこのメッセージで送信者へ通知しても、発注契約は成立しない。受信確認メッセージは、システム上の電文受信が成立したことを、送信者に伝達するものである。」となっているためである。

## 6.2. ASP 事業者間の調整事項について

### 6.2.1. ASP 連携を開始する際のフロー

EDI を実施することを合意した取引当事者が異なる ASP を利用している場合は、「5.3 (ケース 2) 異なる ASP のサービス利用企業間の EDI」に相当する。この場合、ASP 連携のために、まず発注者が双方の ASP に対して接続先の登録を行うこととし、次の手続きによる。

(a) ASP-X 社に受注者 D 社を接続先として登録する。

発注者 C 社は、D 社から登録手続きに必要な受注者情報の提供を受け、自社が利用している ASP-X 社に接続先受注者 D 社の登録手続きを行う。受注者情報には、受注者が利用している ASP-Y 社に関する情報を含むこととする。

ASP-X 社は、登録手続きで提供された受注者情報に基づき、接続先受注者への登録を行い、登録が完了した時点でその旨を発注者に通知する。

(b) ASP-Y 社に発注者 C 社を接続先として登録する。

発注者 C 社は、自社情報を受注者が利用する ASP-Y に提出し、接続先発注者の登録を申し出る。自社情報には自社が利用している ASP-X 社に関する情報を含むこととする。

ASP-Y 社は、接続先発注者として審査した上で登録を行い、結果を C 社に通知する。

(c) 必要に応じて疎通テストを実施する。

発注者は、双方の ASP への接続先登録が完了したとき、必要に応じて受注者に連絡して疎通テストを実施する。

図 C. I -21 に ASP 連携を開始する際のフローの参考例を示す。

C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

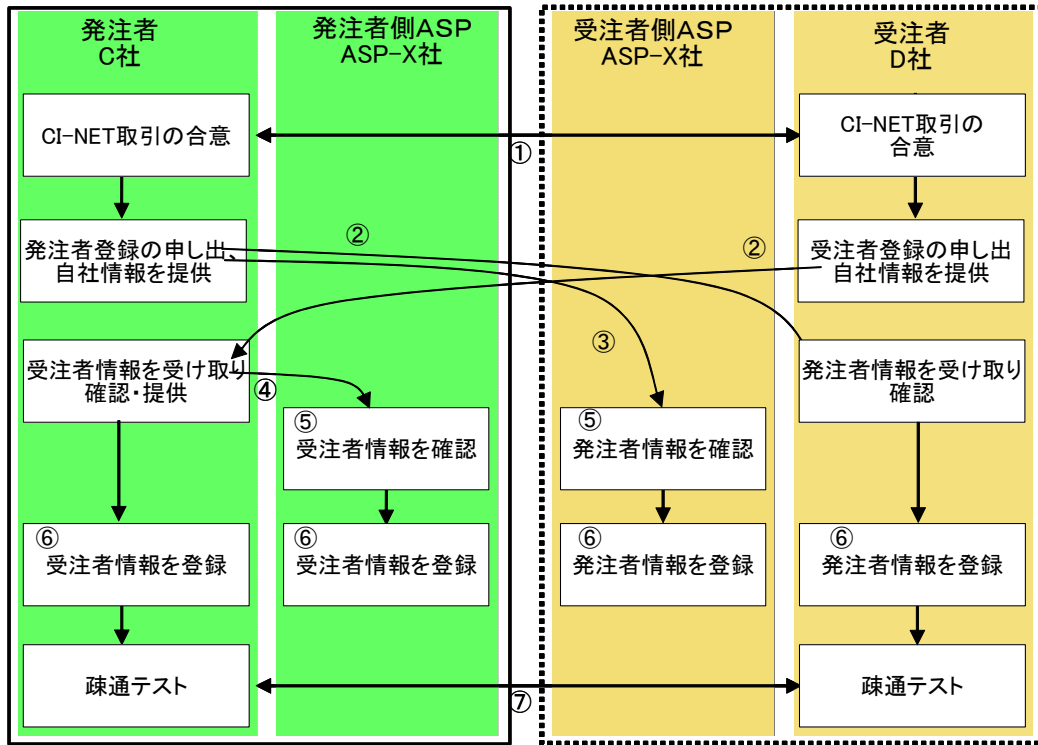


図 C. I - 21 ASP 連携を開始する際のフロー参考例

6.2.2. ASP 連携時の障害対応のフロー

障害が生じたとき、ASP サービス利用企業自らが障害を発見した場合（図 C. I -22）と、ASP 事業者が発見した場合（図 C. I -23）とに分けて、対処方法の参考フローを示す。

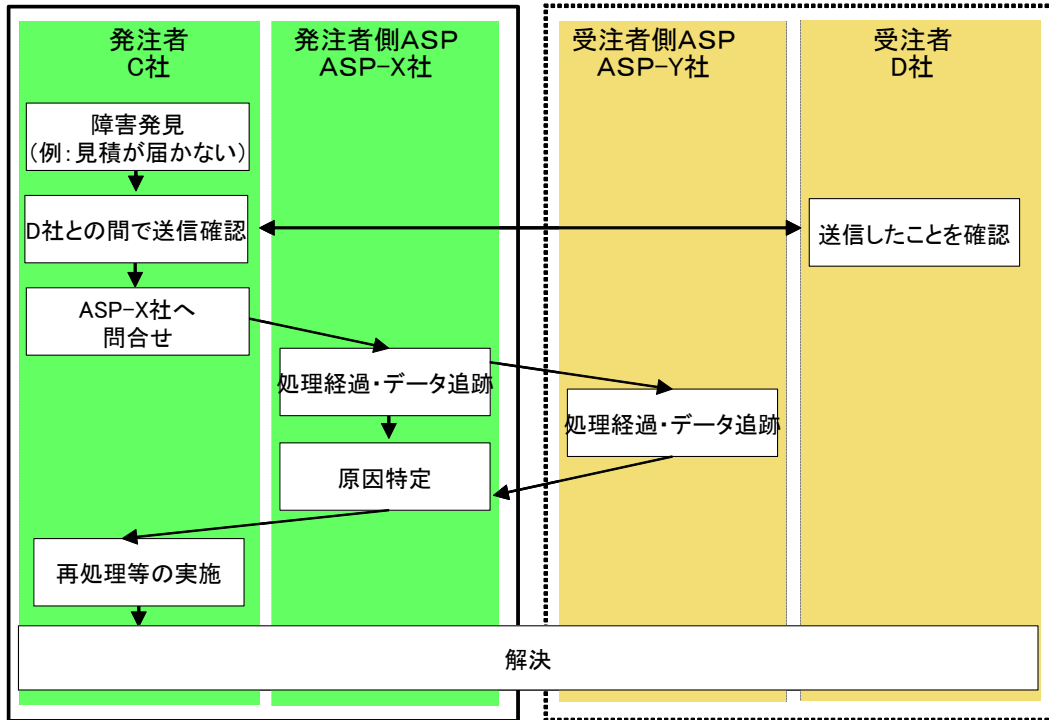


図 C. I - 22 ASP サービス利用企業自らが障害を発見した場合のフロー参考例

なお、上記の手続きは原因特定までを考慮したものであるが、多くの場合はおよその原因が推測できるため、簡略フローとして、

- ① 障害発生 {D 社から見積が届かない}
- ② 取引先 D 社へ問合せ {見積を送りましたか?}
- ③ 問合せへの回答 {送りました}
- ④ 再処理の実施 {D 社に見積再送を依頼}
- ⑤ 解決

という様に、直接、当事者間である C 社と D 社が連絡しあい、再送するという解決が採用されることと考えられる。このようにお互いの運用コストを節減する方向での解決も推奨される。

C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

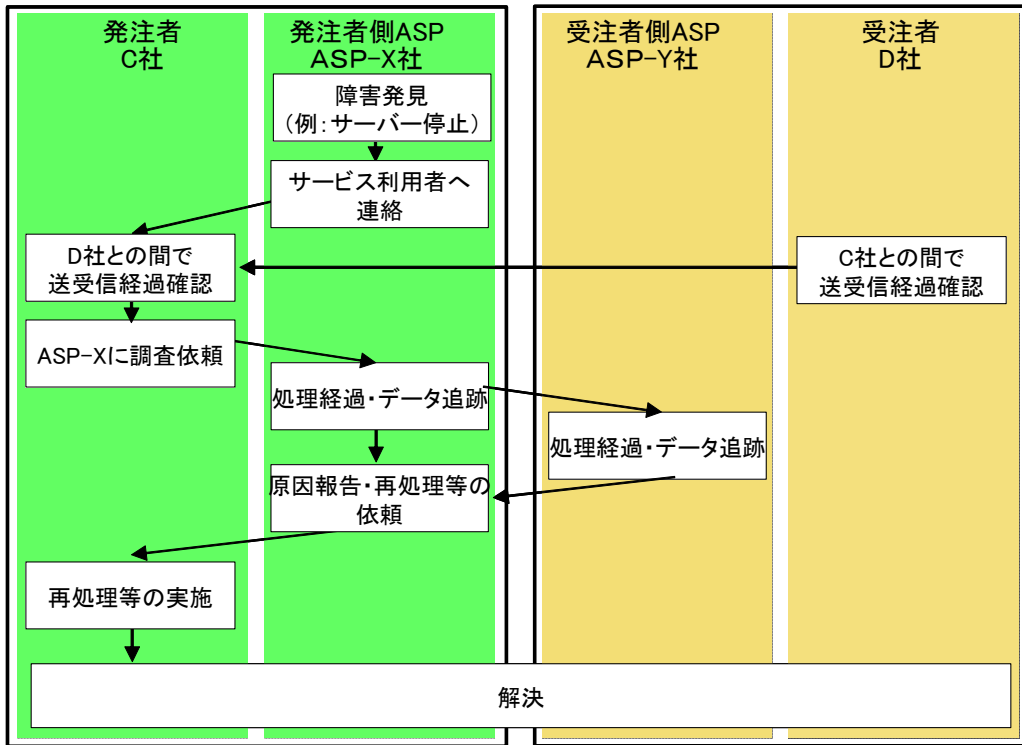


図 C. I - 23 ASP 事業者が障害を発見した場合のフロー参考例

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

### 6.2.3. ASP 連携のために共有する利用者情報の推奨案

ASP 連携のために共有する利用者情報の推奨案を示す。

発注者 C 社側の ASP-X と受注者 D 社側の ASP-Y が、ASP 連携において、双方で事前に把握しておくことが望ましい情報を表 C. I-13 に整理する。このうち、(a)ASP 情報は、システム面で ASP 連携を行うために最低限必要な情報であり、(b)利用者情報は、障害等が発生した場合等を考慮して運用上把握しておくことが望ましい情報である。

なお、個人情報保護の観点から、発注者 C 社が受注者 D 社の情報を発注者側 ASP(図 C. I-21 の ASP-X) に開示するときには、あらかじめ当該受注者から了解を得ておく必要がある。

表 C. I-13 ASP 連携に際して双方の ASP が事前に把握しておくべき情報

		ASP-X が把握しておくべき情報	ASP-Y が把握しておくべき情報
(a)ASP 情報	CI-NET LiteS 実装規約準拠のサービス名	ASP-Y が提供する CI-NET LiteS 実装規約準拠のサービス名	ASP-X が提供する CI-NET LiteS 実装規約準拠のサービス名
	EDI メールアドレス	・ASP-Y の EDI メールアドレス ・ASP-Y の標準企業コード(12 桁)等	・ASP-X の EDI メールアドレス ・ASP-X の標準企業コード(12 桁)等
	相手 ASP サポートメッセージ	ASP-Y がサポートする CI-NET LiteS メッセージ一覧	ASP-X がサポートする CI-NET LiteS メッセージ一覧
	相手 ASP との連絡方法	ASP-Y の窓口担当者および連絡先	ASP-X の窓口担当者および連絡先
(b)利用者情報	企業情報	受注者 D の情報 ・受注者 D の会社名 ・受注者 D の会社名(カナ)等	発注者 C の情報 ・発注者 C の会社名 ・発注者 C の会社名(カナ)等
	申し込み者／連絡先担当者の情報	受注者 D の申し込み者／連絡先担当者に関する下記事項 ・支店名/部署名 ・役職名 ・氏名 ・氏名(カナ) ・メールアドレス ・郵便番号 ・住所 ・電話番号 ・FAX 番号 等	発注者 C の申し込み者／連絡先担当者に関する下記事項 ・支店名/部署名 ・役職名 ・氏名 ・氏名(カナ) ・メールアドレス ・郵便番号 ・住所 ・電話番号 ・FAX 番号 等
	標準企業コード	・受注者 D の標準企業コード(12 桁)等	・発注者 C の標準企業コード(12 桁)等

表中、(a)ASP 情報のうち、相手先の標準企業コード、サポートメッセージ、EDI メールアドレスを管理するために ASP 事業者においては表 C. I-14 に示す形式のテーブルをファ

## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

イル化しメンテナンスする仕組みが必要となる。

通常 ASP 事業者間では、サポートメッセージの種類が異なるため、受信側がサポートしていないメッセージの送信により、業務に混乱を生じさせ、最悪の場合、取引の機会損失が生じるおそれがある。今後の CI-NET 対応 ASP ベンダの新規参入等を考慮し、ASP 連携において、ASP 事業者毎にそのサポートメッセージが異なることから生ずるトラブルを未然に防ぐ目的で、表 C. I -14 は各 ASP 事業者における管理用テーブルの実装仕様を定めるものである。

表 C. I - 14 サポートテーブルの構成

標準企業 コード	サポートメッ セージ	EDI メール アドレス
X12	X04	X265
	0305	
	0306	
	0303	
	0304	
	・	
	・	
	・	
	1208	
	1104	
	1108	

- i) 標準企業コード  
ASP 事業者の標準企業コードを 12 桁で記載
- ii) サポートメッセージサブセット  
サポートしているメッセージサブセットの情報区分コードを 4 桁で記載
- iii) メールアドレス  
標準企業コードに該当する E D I メールアドレスを 256 桁以内で記載

各 ASP 事業者が表 C. I -14 の形式のテーブルを実装することにより、相手側 ASP 事業者のサポートメッセージを送信前に確認し、受信側がサポートしていないメッセージ送信を未然に防止できる。こうして ASP 連携において円滑な運用を継続することが重要である。

## 7. 改訂履歴

Ver.	日付	内容
------	----	----

### 「ASP 事業者への CI-NET 対応についての指針」

第 1 版	2001 年 1 月	
第 2 版	2002 年 2 月	2001 年 4 月の建設業法の改訂施行により、建設工事の請負契約の当事者が、請負契約書の交付を書面に代えて情報通信技術を利用した方法により行なえることになった。これに伴い電子署名の扱い方を本指針においても明確にした。
第 3 版	2002 年 9 月	受信確認メッセージに対する電子署名者として、取引当事者のみに限らず ASP 事業者の電子署名でも可とした。

### 「CI-NET 対応 ASP 事業者とのデータ交換に係る指針」

第 1 版	2003 年 2 月	「ASP 事業者への CI-NET 対応についての指針」の改訂。 ASP と ASP 間におけるデータ交換および CI-NET LiteS 導入済みの企業と複数の ASP との間におけるデータ交換の指針を示した。
-------	------------	---

### 「CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針」

第 1 版	2006 年 6 月	「CI-NET 対応 ASP 事業者とのデータ交換に係る指針」の改訂 上記の二つの指針を統合・整理し、異なる ASP 間の連携の環境に必要とされる実装仕様を追加した。
1-1	2019 年 10 月	CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.7 および CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.8 に改定されたことへの対応。



## C. I. CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

～企業間の円滑なデータ交換の実現に向けて～

### CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

本文書を利用する場合は、事前にご相談ください。

---

2006年6月 第1版公表  
2019年10月 Ver.1.1 改訂

#### 【禁無断転載】

発行  
一般財団法人 建設業振興基金  
情報化評議会

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門 4-2-12  
虎ノ門4丁目MTビル2号館  
tel.03-5473-4573 fax.03-5473-4580  
電子メール: ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp  
URL: <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>

## D. 参考資料

## D. 參考資料

## D. 参考資料

## I . CSV インタフェース機能

## D. I .CSV インタフェース機能

## I . CSV インタフェース機能

### 1. インタフェース・フォルダ

業務システムと CSV インタフェース機能との間で、送受信時に物件インタフェース・ファイルの受け渡しを行うフォルダ（ディレクトリ）は以下の規定とする。

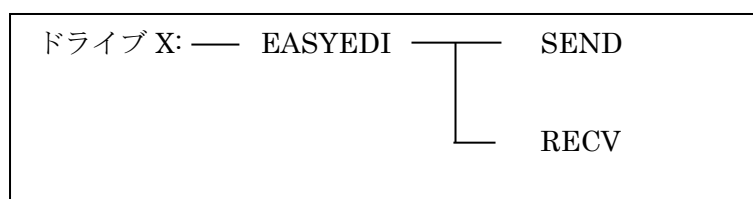


図 D. I - 1 インタフェース・フォルダの構成

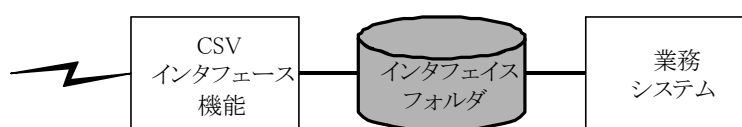


図 D. I - 2 インタフェース・フォルダの位置づけ

(説明)

- (a) CSV インタフェース機能インストール時に、インタフェース・フォルダの先頭フォルダ **EASYEDI** の場所を任意に指定する。インストール時に、**EASYEDI**、**SEND**、**RECV** 各フォルダが作成される。
- (b) **SEND** フォルダの下には、業務システムが取引先へメッセージを送信する際にインタフェース・ファイルをコピーする。
- (c) 各メッセージへ技術データを添付するには、インタフェース・ファイルと同じ場所 (**SEND**) にインタフェース・ファイルと同一名称のフォルダを作成し、そのフォルダ下に技術データ（複数可、サブフォルダ無し）をコピーする。
- (d) **RECV** フォルダには、受信したインタフェース・ファイルおよびインタフェース・ファイルと同じ名称のフォルダ下に技術データ（複数可）を CSV インタフェース機能がコピーする。  
その後、業務システムが必要なファイルをコピーし、ファイルおよび技術データフォルダを削除する。
- (e) フォルダ名一覧

表 D. I - 1 フォルダ名一覧

番号	フォルダ名	説明
1	EASYEDI	CSV インタフェース機能のファイル管理での先頭フォルダ (名称固定でインストール時に自動作成)
2	SEND	EASYEDI 直下に作成される、メッセージ送信用フォルダ (名称固定でインストール時に自動作成)
3	RECV	EASYEDI 直下に作成される、メッセージ受信用フォルダ (名称固定でインストール時に自動作成)



## 2. インタフェース・ファイル名称

業務システムと CSV インタフェース機能との間で、送受信に受け渡しを行うインタフェース・ファイルの名称は以下の規定とする。

XXX99999.YYY

(a) (b) (c)

(a)、(b)、(c)の内容は以下の通り。

- (a) XXX :各メッセージ(設備見積業務、設備機器見積業務、購買見積業務、注文業務、出来高・請求業務、立替業務、支払通知業務、工事請負契約外請求業務等)毎に定義される名前。

表 D. I - 2 インタフェース・ファイル名称一覧(1)

メッセージ	XXX	備考	
		発注者	受注者
設備見積依頼	SMI	送信	受信
設備見積回答	SET	受信	送信
設備機器見積依頼	SKI	送信	受信
設備機器見積回答	SKK	受信	送信
購買見積依頼	MIT	送信	受信
購買見積回答	KAI	受信	送信
見積不採用通知	MFU	送信	受信
基本契約申込	KHN	送信	受信
基本契約承諾	KHS	受信	送信
確定注文	CYU	送信	受信
注文請け	UKE	受信	送信
合意解除申込 鑑項目合意変更申込 合意打切申込	HNM	送信	受信
一方的解除通知 一方的打切通知	HNM	送信	送信 (発注者または受注者が送信する)
合意解除承諾 鑑項目合意変更承諾 合意打切承諾	HNS	受信	送信
出来高要請	DYO	送信	受信
出来高報告	DHO	受信	送信
出来高確認	DKA	送信	受信
請求	SEI	受信	送信
請求確認	SEK	送信	受信
立替金報告	TAH	送信	受信
立替金確認	TAK	受信	送信
支払通知	SHT	送信	受信
工事物件案内	KBA	送信	受信
工事請負契約外請求	GSE	受信	送信
工事請負契約外請求 確認	GSK	送信	受信

【注】この表に記載のないメッセージについては、適宜定める。

- (b) 99999 : 任意に付ける番号 (00001~99999) で表す。  
 (c) YYY : 拡張子、ファイルの属性を表す。

表 D. I - 3 インタフェース・ファイル名称一覧(2)

	データの種類	YYY 拡張子	説明
1	全体情報部分 (鑑)	INF	取引関連情報メッセージ 1 件の全体情報部分(鑑)の情報を 1 レコードで表す。
2	明細情報部分	DAT	取引関連情報メッセージ 1 件の明細情報部分の情報を、1 明 細行 1 レコードで表し、複数レコードで表す。
3	受信確認データ	KAK	取引関連情報メッセージ 1 件の受信確認結果の情報を 1 レ コードで表す。

【注】取引関連情報メッセージとは、受信確認メッセージ以外の設備見積業務、設備機器見  
積業務、購買見積業務、注文業務、出来高・請求業務、立替業務、支払通知業務、工事  
請負契約外請求業務等のメッセージのことをいう。

【注】全体情報部分、明細情報部分、受信確認データの関連づけ（同一の取引関連情報に係  
わるファイルであることの認識）は XXX99999 部分の名称により行う。

【注】受信確認データの役割、利用方法は、「B.I.7.受信確認の方法」を参照。

### 3. インタフェース・ファイルフォーマット

インタフェース・ファイルは以下の規定によるフォーマットで行う。

(1) **購買見積業務、基本契約業務、注文業務、出来高・請求業務、立替業務、支払通知業務、工事請負契約外請求業務のメッセージ**

1) 一つのインタフェース・ファイルは、全体情報部分(鑑)(.INF)と明細情報部分(.DAT)の 2 種類で構成される。

(a) 全体情報部分のファイル (拡張子=INF)

- ・レコード数=1
- ・データ項目： 各取引関係情報の全体情報部分の全データ項目を過不足なく含む。

(b) 明細情報部分のファイル (拡張子=DAT)

- ・レコード数=明細書の行数 (すなわち、CI-NET 形式ファイルの M6 マルチの繰り返し回数)。各レコードは CRLF(HX '0D0A')で区切る。
- ・データ項目： 各レコードは、各取引関係情報の明細情報部分の全データ項目を過不足なく含む。
- ・以下のメッセージについては、このファイルは作成しない。

見積不採用通知メッセージ

工事物件案内メッセージ

合意解除申込メッセージ

合意解除承諾メッセージ

一方的解除通知メッセージ

2) タブ(0x09)区切り文字による可変長ファイルとする。

3) 各フィールド内で文字間のタブの使用は禁止とする。

4) 各フィールド内で使用するシングルクォーテーション(')またはダブルクォーテーション(")は通常の文字列として CSV インタフェース機能は認識する。

(2) **設備見積業務のメッセージ**

1) 一つのインタフェース・ファイルは、全体情報部分(鑑)(.INF)と明細情報部分(.DAT)の 2 種類で構成される。

## (a) 全体情報部分のファイル(拡張子=INF)

- ・レコード数=1

- ・データ項目

設備見積依頼、回答メッセージとも同一並び順である。

以下の項目は、設備見積回答メッセージでは使用するが設備見積依頼メッセージでは使用しない。

[1181] 帳票名称	[1017] 受注者担当部署名
[1018] 受注者担当者名	[1019] 受注者担当郵便番号
[1020] 受注者担当住所	[1021] 受注者担当電話番号
[1069] 受注者側見積・契約条件	[1140] 見積有効期間
[57] 消費税コード	[1088] 見積金額計
[1089] 明細金額計調整額	[1090] 調整後帳票金額計
[59] 課税分類コード	[1096] 消費税額
[1097] 最終帳票金額	[1136] 備考
[55] 自由使用欄	

設備見積依頼、回答メッセージとも同一フォーマット（並び順）なので、設備見積依頼メッセージのこれらデータ項目の箇所は何も記載しない（タブを連続させる）。

また以下の項目は、設備見積依頼メッセージでは使用するが設備見積回答メッセージでは使用しない。

[1174] 発注者側見積・契約条件	[1141] 見積提出期限年月日
--------------------	------------------

設備見積依頼、回答メッセージとも同一フォーマット（並び順）なので、設備見積回答メッセージのこれらデータ項目の箇所は何も記載しない（タブを連続させる）。

## (b) 明細情報部分のファイル(拡張子=DAT)

- ・レコード数=依頼書／見積書の明細行 1 行の情報をインタフェース・ファイルの 1 行に記載する。

- ・全レコード数は、依頼書／見積書の明細行数に等しい。

- ・データ項目

設備見積依頼、回答メッセージとも同一並び順である。

2) タブ(0x09)区切り文字による可変長ファイルとする。

3) 文字コードはシフト JIS とする。

## 【留意事項】

設備見積業務のメッセージに対する留意事項を以下に記載する。

表 D. I - 4 設備見積業務のメッセージに関する留意事項

項目	留意事項
[2] 情報区分コード	以下の値とする。 設備見積依頼 0303 設備見積回答 0304
[1197] サブセット・バージョン	以下の値とする。 設備見積依頼 REQSET02.00 設備見積回答 QUOSET02.00
[9] 訂正コード	設備見積依頼、回答とも「1」とする。
マルチの並び方	(1) 繰返しの最大回数まで使用しない場合は、前詰めで並べていく。 例：[1056] 支払条件は最大 4 回記載可能だが、記載すべき内容が 2 回のみならば、1、2 番目の位置 ( t x t 順序=34、35) を使用し、3、4 番目の位置 ( t x t 順序=36、37) には何も記載しない。 (2) 複数データ項目の一括マルチの場合のインタフェース・ファイルでの並び順： 例：[1213] 品名・名称と、[1214] 規格・仕様・摘要 ○：[1213] #1 [1214] #1 [1213] #2 [1214] #2 ×：[1213] #1 [1213] #2 [1213] #1 [1214] #2

## (3) 設備機器見積業務のメッセージ

- 1) 一つのインタフェース・ファイルは、全体情報部分(鑑)(.INF)と明細情報部分(.DAT)の 2 種類で構成される。

## (a) 全体情報部分のファイル(拡張子=INF)

- ・レコード数=1
- ・データ項目

設備機器見積依頼、回答メッセージとも同一並び順である。

以下の項目は、設備機器見積回答メッセージでは使用するが設備機器見積依頼メッセージでは使用しない。

[1009]参照帳票 No.	[1069]受注者側見積・契約条件
[1140]見積有効期間	[1088]明細金額計 (=税抜き見積金額)

[1096]消費税額 [1097]最終帳票金額 (=税込見積金額)

設備機器見積依頼、回答メッセージとも同一フォーマット（並び順）なので、設備機器見積依頼メッセージのこれらデータ項目の箇所は何も記載しない（タブを連続させる）。

### (b) 明細情報部分のファイル(拡張子=DAT)

- レコード数=依頼書/見積書の明細行 1 行の情報をインタフェース・ファイルの 1 行に記載する。
- 全レコード数は、依頼書/見積書の明細行数に等しい。
- データ項目

設備機器見積依頼、回答メッセージとも同一並び順である。

以下の項目は、設備機器見積回答メッセージでは使用するが設備機器見積依頼メッセージでは使用しない。

[1222]単価

[1223]明細金額

[1292]定価

設備機器見積依頼、回答メッセージとも同一フォーマット（並び順）なので、設備機器見積依頼メッセージのこれらデータ項目の箇所は何も記載しない（タブを連続させる）。

- 2) タブ(0x09)区切り文字による可変長ファイルとする。
- 3) 文字コードはシフト JIS とする。

### 【留意事項】

設備機器見積業務のメッセージに対する留意事項を以下に記載する。

表 D. I - 5 設備機器見積業務のメッセージに関する留意事項

項目	留意事項
[2]情報区分コード	以下の値とする。 設備機器見積依頼 0307 設備機器見積回答 0308
[1197]サブセット・バージョン	以下の値とする。 設備機器見積依頼 REQKIK02.00 設備機器見積回答 QUOKIK02.00
[9]訂正コード	設備機器見積依頼、回答とも「1」とする。
マルチの並び方	(1)繰り返しの最大回数まで使用しない場合は、前詰めで並べていく。 例： [1056]支払条件は最大 4 回記載可能だが、記載すべき内容が 2 回のみならば、1、2 番目の位置 (txt 順序=37、38) を使用し、3、4 番目の位置 (txt 順序=39、40) には何も記載しない。 (2)複数データ項目の一括マルチの場合のインタフェース・ファイルでの並び順： 例：[1213]品名・名称と、[1214]規格・仕様・摘要 ○： [1213]#1 [1214]#1 [1213]#2 [1214]#2 ×： [1213]#1 [1213]#2 [1214]#1 [1214]#2

## (4) 受信確認業務のメッセージ

- 1) 一つのインタフェース・ファイルは、一つの取引関係情報メッセージに対する受信確認結果の情報を含む 1 行のデータから成る。

※各ファイルのデータ項目の並び順等は、「D.I.8.インタフェース・ファイルのデータ項目順序」に示す。

## 4. インタフェース・ファイル生成・消滅

### (1) 送信用(SEND)フォルダ下

#### 1) 生成のタイミング

業務システムは、「D.I.2.インタフェース・ファイル名称」に準拠したファイルを作成する。次のタイミングで取引関係情報メッセージの内容を送信用(SEND)フォルダ下に書き出さなければならない。

- (a) メッセージの新規作成時
- (b) メッセージの更新時

#### 【注意事項】 受信確認処理について

・取引先から返信される受信確認メッセージとの照合を行うには、業務システムは送信した各取引関係情報のインタフェース・ファイルの名称を、受信確認データが戻るまで記憶しておく必要がある。詳細は「D.I.7.受信確認の方法」を参照。

#### 2) 消滅のタイミング

次のタイミングで CSV インタフェース機能がインタフェース・ファイルを削除する。CSV インタフェースの送信処理を行った場合に、送信用(SEND)フォルダ下に存在するメッセージ全てを CSV インタフェースに取り込み、送信用(SEND)フォルダ下のファイルを削除する。

#### 【注意事項】 二重登録のチェックについて

- (a) 送信用(SEND)フォルダにファイルが存在する場合、業務システムは、これから出力するファイルと同一のファイルが存在するかをチェックし、必要な場合はファイルの置き換えなどで二重に存在しないように出力する必要がある。
- (b) CSV インタフェース機能は、ファイル名を昇順でソートし処理を行う。二重登録のチェックは行わずに単に後から処理するファイルで上書きを行う。

### (2) 受信用(RECV)フォルダ下

#### 1) 生成のタイミング

CSV インタフェース機能は、次のタイミングでメッセージの内容を受信用(RECV)フォルダに書き出す。

- (a) メッセージの受信時
- (b) バックアップデータのリストア時



### 2) 消滅のタイミング

次のタイミングで業務システムがファイルを削除する（本処理は CSV インタフェース機能の範囲ではない）。

業務システムが CSV インタフェースからファイルを取り込む場合、受信用(RECV)フォルダ下のファイルから取り込み、業務システムが受信用(RECV)フォルダ下のファイルを削除する。

#### 【注意事項】

##### (a) 二重登録のチェックについて

RECV フォルダにファイルが存在する場合、CSV インタフェース機能は、これから出力するメッセージが既に存在するかどうかに関わらず、別ファイル名にて出力する。

二重登録については業務システムが行う。

##### (b) RECV フォルダ内のファイルの削除については業務システムが行う。

## 5. インタフェース・ファイル排他制御

### (1) 排他制御

#### 1) 送信時

業務システムが作成したファイル（インタフェース・ファイル）を送信する際、業務システムは **SEND** にまず、EDI\_EJ\_S.LCK というロックファイルを設定後、送信ファイルを **SEND** 下にコピーする。コピーが完了したら EDI\_EJ\_S.LCK を削除する。したがって、CSV インタフェース機能は **SEND** より送信ファイルを取得する際に、EDI\_EJ\_S.LCK の存在を確認し、EDI\_EJ\_S.LCK が存在する間は送信ファイルの取得は行わず待ち状態とし、EDI\_EJ\_S.LCK が消滅したら送信ファイルの取得を行う（実際の処理は、一定間隔でリトライを行う）。

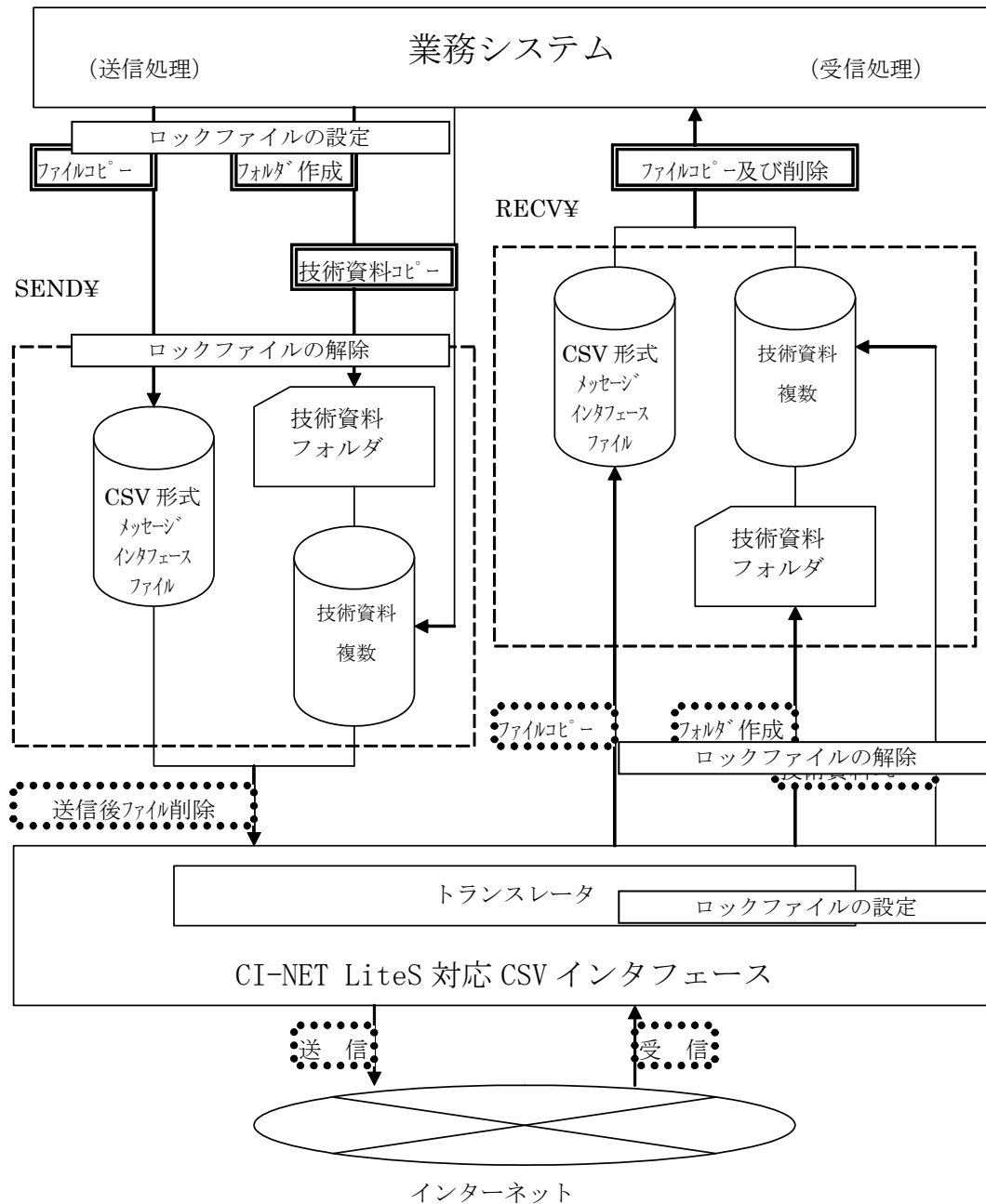
#### 2) 受信時

同様に、受信時に CSV インタフェース機能は **RECV** 下に EDI\_EJ\_R.LCK を設定し、**RECV** 下に受信ファイルの書込みを行い、書込み終了後 EDI\_EJ\_R.LCK を削除するので、業務システムは、受信ファイルの取込みに際し、EDI\_EJ\_R.LCK の存在をチェックし、受信ファイルの取込みを行うこととする。

### (2) SEND フォルダ下のファイル取り戻しの禁止

SEND フォルダ下に、業務システムがファイルを一旦コピー後は、CSV インタフェース機能がファイル情報を管理するため、業務システム、操作者が任意にファイルを削除（取り戻し）してはならない。ただし、EDI\_EJ\_S.LCK ファイルを設定し、削除する前であれば可能である。

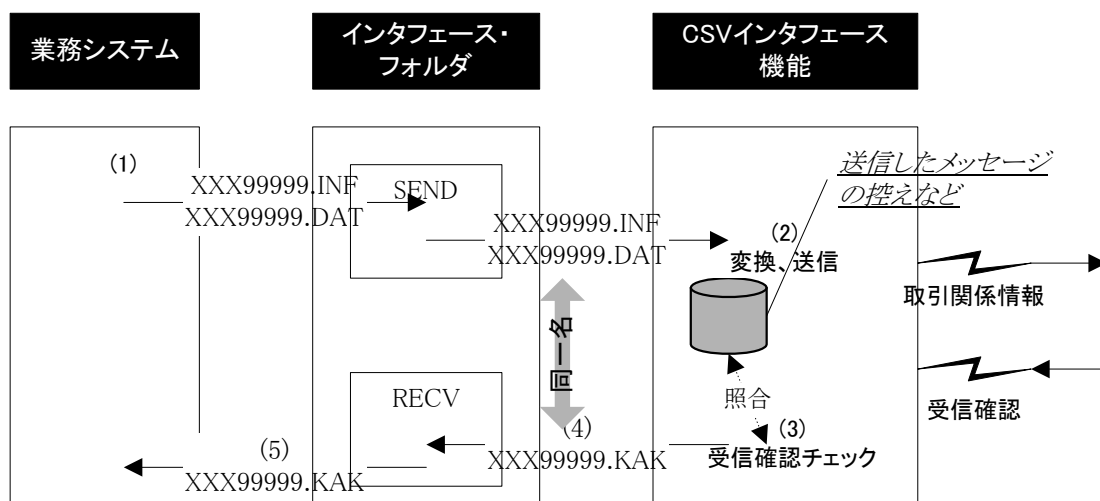
6. CI-NET LiteS 対応 CSV インタフェース機能の構成



- (凡例)
- 業務システムの機能
  - CI-NET LiteS 対応 CSV インタフェース機能

図 D. I - 3 CI-NET LiteS 対応 CSV インタフェース機能の構成図

## 7. 受信確認の方法



※取引先とは、CI形式のメッセージ（CI-NET形式データおよび圧縮された技術データ）を授受

図 D. I - 4 受信確認メッセージの取扱いの概要

<処理の概要>

- (1) 業務システムは、送信する取引関係情報メッセージのデータをインタフェース・フォルダの SEND フォルダに書き出す。  
同時に、このファイル名を取引関係情報のデータと対応づけて記憶しておく。
- (2) CSV インタフェース機能は、インタフェース・ファイルを変換、送信する。
- (3) CSV インタフェース機能は、受信したデータ中に受信確認メッセージが含まれている場合、送信済みの取引関係情報メッセージと照合し、どの取引関係情報に対する受信確認であるかをチェックする。
- (4) CSV インタフェース機能は、チェック結果にもとづき受信確認データをインタフェース・フォルダの RECV フォルダに書き出す。この際のファイル名（拡張子以外）は、上記(1)のファイル名と同一とする。
- (5) 業務システムは、上記(4)のファイルを読み込む。  
ファイル名により送信済みの取引関係情報のデータと対応づけて受信確認処理を行う。

【注意事項】

ファイル名により照合を行うので、業務システム側では、ある取引関係情報の送信に使用した SEND フォルダのインタフェース・ファイル名（XXX99999）は、そのデータに対する受信確認メッセージが戻るまで、他のデータの送信用インタフェース・ファイル名には使用しない。

## 8. 注文情報の保存

注文業務に対応する CI-NET LiteS の対応 CSV インタフェース機能製品は、2001 年 4 月 1 日施行の建設業法第 19 条改正にともなって国土交通省が 2001 年 3 月 30 日に公表した「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」記載された以下の要件に対応する機能を備えることが望ましい。

本資料では、本資料回提示における最終更新の関係法令を記載している。  
現行法では、建設業法施行規則第 13 条の 2（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）第 2 項は、第 13 条の 4 第 2 項に移行している。

### 建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン

平成 13 年 3 月 30 日

国土交通省

#### 3. 原本性の確保について（規則第 13 条の 2 第 2 項第 2 号関係）

##### (3) 電磁的記録等の保存

建設業を営む者が適切な経営を行っていくためには、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、建設工事の進行管理を行っていくことが重要であり、情報通信の技術を利用した方法により締結された契約であってもその契約事項等の電磁的記録等を適切に保存しておく必要がある。

その際、保管されている電磁的記録が改ざんされていないことを自ら証明できるシステムを整備しておく必要がある。また、必要に応じて、信頼される第三者機関において当該記録に関する記録を保管し、原本性の証明を受けられるような措置を講じておくことも有効であると考えられる。

## 9. インタフェース・ファイルのデータ項目順序

インタフェース・ファイルのフォーマット、データ項目順序を示す。

### (1) 受信確認データ(拡張子=KAK)のフォーマット

252 byte の固定長ファイル。レコード数=1。

1～251 byte

「CII シンタックスルール Ver.1.51」に定義された受信確認メッセージと同一。

252 byte

受信確認状況：

- 1:相手方受信。トランスレーション・エラー無し。
- 2:相手方受信。トランスレーション・エラー有り。
- 9:その他

### (2) 全体情報部分(鑑、拡張子=INF)のデータ項目記載順序

(次ページ以降掲載の表を参照)

### (3) 明細情報部分(拡張子=DAT)のデータ項目記載順序

(次ページ以降掲載の表を参照)

## 凡例

### ■タグ

- ・個別のデータ項目に割り当てられた番号。

### ■属性

- ・データ項目に使用する文字の種類を識別する記号。

### X 属性

1 バイト（半角）の英数文字、およびカタカナ。正確には、JIS-X0201 という JIS 規約で定められている 8 ビットの文字列データである。

X 属性のデータ項目では、本資料において特段の指定の無い限り、左詰めで記載する。

（例 1 参照）

また X 属性で右詰め指定がある項目では、その使用可能な桁数内において未使用の桁がある場合、その部分について、

- ・「sp」（スペース：8bit 文字コード表の Hex 表示 20）
- ・「0」（ゼロ：8bit 文字コード表の Hex 表示 30）

のいずれを使用してもよいものとする。

さらに X 属性の項目における使用可能な桁数以外の部分については、

- ・「sp」（スペース：8bit 文字コード表の Hex 表示 20）

を入れるものとする。（例 2 参照）

【例 1】[1019]受注者担当郵便番号（X 属性、最大バイト数 10）に「105-0001」を記載する場合。

正：105-0001

誤：ss105-0001 （"s"はスペースを表す）

【例 2】[1179]帳票データチェック値（X 属性、最大バイト数 15）に[1]データ処理 No. 「123」（15 バイトの中の右詰め 5 桁）を記載する場合。

正：ssssssssss00123

誤：ssssssssss123

誤：ssssssssss123ss

誤：0000000000ss123

（注）LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 以前は「ssssssssss123」の表記も正と記載されていたため、同 Ver.2.1 ad.6 以前からの運用システムにおいては、

「ssssssssss123」の表記も混在しており、注意が必要である。なお、

「ssssssssss123」と表記している場合は、できる限り速やかに

「ssssssssss00123」の表記に改修することが望ましい。

なお、本資料のメッセージサブセットの使用データ項目一覧表で「M」と記載するデータ項目では Mix モード（8 ビット文字と 16 ビット文字の混在）を許す。これらのデータ項目はシフト JIS コードで記載しなければならない。

### 【重要事項】単位の記載について

本資料に定めるメッセージサブセットには、単位に関連する以下のデータ項目が含まれる。

[1219]明細数量単位

[1209]使用期間単位

[1217]補助数量単位

これらのデータ項目では、CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に定める単位コードを使用しなければならない。ただし CI-NET LiteS の運用上 Mix モードを許容するので、半角 (8 bit) 文字を使用してよい。しかし「m2」など、複数の英数カナ文字を含む単位コードについては、全ての英数カナ文字を半角 (8 bit) あるいは全角 (16 bit) 文字に統一しなければならない。

正：	m2	半角+半角
正：	m 2	全角+全角
誤：	m2	全角+半角
誤：	m 2	半角+全角
誤：	M2	CI-NET 標準 BP に定める単位コード以外の記載
誤：	平米	CI-NET 標準 BP に定める単位コード以外の記載

#### K 属性

2 バイト (全角) のかな漢字など。

正確には、JIS-X0208 という JIS 規約で定められている 16 ビットの文字列データである。したがって、いわゆる外字は使用不可能。

外字の例；①、②、③...、㎡、キ、ト、~~...~~、(株)、(有)、(代)...

K 属性のデータ項目では、本資料において特段の指定の無い限り、左詰めで記載する。

#### 【重要確認】

X 属性は 8bit 文字列、K 属性は 16bit 文字列であるが、CII シンタックスルールにより、共にこれら文字列では、最も右側にある空白以外の文字よりもさらに右側にある空白を省略することができる

#### 【重要確認 2】

JIS X0213:2004 (JIS2004) という JIS 規約で定められている第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。

#### 9 属性

1 バイト(半角)の「0」～「9」の数字のみで表される数値。カンマは記載しない。

#### N 属性

1 バイト(半角)の「0」～「9」の数字、「+」、「-」の正負記号、「.」の小数点で表される数値。カンマは記載しない。

#### ■ バイト数

- ・ X 属性のデータ項目では最大文字数を示す。
- ・ K 属性のデータ項目では、1 文字が 2 バイトなので、最大文字数の 2 倍を示す。
- ・ 9 属性および N 属性のデータ項目では整数部の最大桁数を示す。小数点以下の桁数、小数点、正負記号はバイト数に含まれない。
- ・ なお、ここに示す値はデータ項目の最大バイト数である。実際に送信するデータ項目の桁数がこの値より少ない場合は、必要な桁数だけ送信することができる。

#### ■ 小数

- ・ 9 属性および N 属性のデータ項目の小数点以下の最大桁数を示す。



・なお、上記のバイト数と同じく最大桁数であり、実際に送信するデータ項目の桁数がこの値より少ない場合は、必要な桁数だけ送信することができる。

#### ■総桁数

- ・N 属性のデータ項目については、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。
- ・X 属性、K 属性、9 属性については、上記のバイト数と同じ長さである。

#### ■回数

- ・マルチデータ項目の最大繰り返し回数を示す。明細情報部の M6 レベル 1 における回数 ∞（無限大）とは、見積書の明細行を任意回数繰り返せることを表す。
- ・なお、最大回数であり、最大回数以内に必要な回数だけ送信することができる。

#### ■マルチ

- ・「M」は、マルチ明細項目（繰り返し可能）であることを示す。逆に、マルチ欄に記載の無いデータ項目は同一メッセージ内に 1 度しか記載できない。
- ・「M9」、「ME」などの番号は、メッセージ内に複数存在するマルチ明細を特定する番号である。
- ・「M7 レベル 2」、「M8 レベル 2」は、「M6」のマルチの中でさらにもう一段のマルチがとられている（ネスト化されている：下図参照）ことを表す。これに対し「レベル 1」は、ネスト化されていないマルチを表す。

**見積明細書**

[1214]規格・仕様・摘要		[1219]明細数量単位			
[1213]品名・名称	[1218]明細数量	[1222]単価			
品名	摘要	数量	単位	単価	
1	玄関 床	JB	3.50	m2	20000.0
	花崗岩	100×100			
2	ホール 巾木	本磨き	10.00	m	5000.0
	花崗岩	100×25			
3	前室 飾り棚	本磨き	9.00	m2	20000.0
	大理石	850×450			

マルチ6レベル1 1, 2, 3回目

マルチ7レベル2 1, 2回目

図 D. I - 5 マルチレベル 1 とレベル 2 の例

#### ■使用・不使用のデータ項目

- ・メッセージの「順序」に数字が入っているデータ項目は当該メッセージの CSV ファイルで使用できる項目。
- ・メッセージの「順序」が空欄のデータ項目は当該メッセージで使用してはならない項目。

- 1) 設備見積依頼／回答、機器見積依頼／回答  
 (a) 全体情報部分のファイル(拡張子=INF)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加 項目	設備 見積		機器 見積		設備 見積		機器 見積	
		属性	byte 数	小数	マルチ 回数	総桁 数		依 頼	回 答	依 頼	回 答	依 頼	回 答	依 頼	回 答
<b>全体情報部分 (鑑)</b>															
	1 データ処理No.	9	5			5		●	●	●	●	1	1	1	1
	2 情報区分コード	X	4			4		●	●	●	●	2	2	2	2
	3 データ作成日	9	8			8		●	●	●	●	3	3	3	3
	4 発注者コード	X	12			12		●	●	●	●	4	4	4	4
	5 受注者コード	X	12			12		●	●	●	●	5	5	5	5
	1197 サブセット・バージョン	X	12			12		●	●	●	●	6	6	6	6
	9 訂正コード	X	1			1		●	●	●	●	7	7	7	7
	1006 工事コード	X	12			12		○	○			8	8		
	1007 帳票No.	X	14			14		●	●	●	●	9	9	8	8
	1008 帳票年月日	9	8			8		●	●	●	●	10	10	9	9
	1009 参照帳票No.	X	14			14			●		●	11	11	10	10
	1010 参照帳票年月日	9	8			8			●			12	12		
	1181 帳票名称	K	60			60			▽			13	13		
	1013 受注者名	K	40			40		○	○	○	○	14	14	11	11
	1017 受注者担当部署名	K	40		M9レベル1	1	40		○	○	○	15	15	12	12
	1018 受注者担当者名	K	20		M9レベル1	1	20		○	○	○	16	16	13	13
	1019 受注者担当郵便番号	X	10		M9レベル1	1	10		○	○	○	17	17	14	14
	1020 受注者担当住所	K	60		M9レベル1	1	60		○	○	○	18	18	15	15
	1021 受注者担当電話番号	X	15		M9レベル1	1	15		○	○	○	19	19	16	16
	1022 受注者担当FAX番号	X	15		M9レベル1	1	15		○	○	○			17	17
	1024 発注者名	K	56			56		○	○	○	○	20	20	18	18
	1028 発注者担当部署名	K	40		MAレベル1	2	40		○	○	○	21	21	19	19
	1029 発注者担当者名	K	20		MAレベル1	2	20		○	○	○	22	22	20	20
	1030 発注者担当郵便番号	X	10		MAレベル1	2	10			○	○			21	21
	1031 発注者担当住所	K	60		MAレベル1	2	60			○	○			22	22
	1032 発注者担当電話番号	X	15		MAレベル1	2	15			○	○			23	23
	1033 発注者担当FAX番号	X	15		MAレベル1	2	15			○	○			24	24
	1028 マルチ2回目					40		○	○	○	○	23	23	25	25
	1029 マルチ2回目					20		○	○	○	○	24	24	26	26
	1030 マルチ2回目					10				○	○			27	27
	1031 マルチ2回目					60				○	○			28	28
	1032 マルチ2回目					15				○	○			29	29
	1033 マルチ2回目					15				○	○			30	30
	1372 工種・科目コード	M	12			12		○	○			25	25		
	1042 工事場所・受渡し場所名称	K	76			76		○	○	○	○	26	26	31	31
	1016 工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10			10		○	○			27	27		
	1043 工事場所・受渡し場所住所	K	60			60		○	○	○	○	28	28	32	32
	1041 工事場所・受渡し場所電話番号	X	15			15		○	○			29	29		
	1182 工事場所・受渡し場所FAX番号	X	15			15		○	○			30	30		
	1371 工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS)	X	5			5		○	○			31	31		
	1045 取引件名(注文件名)	K	40			40		○	○	○	○	32	32	33	33
	1047 受渡し方法	M	30			30				○	○			34	34
	1052 工事・納入開始日	X	8			8				○	○			35	35
	1053 工事・納入終了日・納入期	X	8			8				○	○			36	36

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加 項目	設備 見積		機器 見積		設備 見積		機器 見積		
		属性	byte 数	小 数	マルチ	回数		総 桁 数	依 頼	回 答	依 頼	回 答	依 頼	回 答	依 頼	回 答
									順序	順序	順序	順序				
1139	工期・納期指定	K	120					○	○			33	33			
1056	支払条件	M	60		M2レベル	4	60	○	○	○	○	34	34	37	37	
1056	同 マルチ2回目						60	○	○	○	○	35	35	38	38	
1056	同 マルチ3回目						60	○	○	○	○	36	36	39	39	
1056	同 マルチ4回目						60	○	○	○	○	37	37	40	40	
1069	受注者側見積・契約条件	M	76		M3レベル	1	20	76		▽	○	38	38	41	41	
1069	同 マルチ2回目						76		▽		○	39	39	42	42	
1069	同 マルチ3回目						76		▽		○	40	40	43	43	
1069	同 マルチ4回目						76		▽		○	41	41	44	44	
1069	同 マルチ5回目						76		▽		○	42	42	45	45	
1069	同 マルチ6回目						76		▽		○	43	43	46	46	
1069	同 マルチ7回目						76		▽		○	44	44	47	47	
1069	同 マルチ8回目						76		▽		○	45	45	48	48	
1069	同 マルチ9回目						76		▽		○	46	46	49	49	
1069	同 マルチ10回目						76		▽		○	47	47	50	50	
1069	同 マルチ11回目						76		▽		○	48	48	51	51	
1069	同 マルチ12回目						76		▽		○	49	49	52	52	
1069	同 マルチ13回目						76		▽		○	50	50	53	53	
1069	同 マルチ14回目						76		▽		○	51	51	54	54	
1069	同 マルチ15回目						76		▽		○	52	52	55	55	
1069	同 マルチ16回目						76		▽		○	53	53	56	56	
1069	同 マルチ17回目						76		▽		○	54	54	57	57	
1069	同 マルチ18回目						76		▽		○	55	55	58	58	
1069	同 マルチ19回目						76		▽		○	56	56	59	59	
1069	同 マルチ20回目						76		▽		○	57	57	60	60	
1174	発注者側見積・契約条件	M	62		M1レベル	1	8	62	○							
1174	同 マルチ2回目						62		○							
1174	同 マルチ3回目						62		○							
1174	同 マルチ4回目						62		○							
1174	同 マルチ5回目						62		○							
1174	同 マルチ6回目						62		○							
1174	同 マルチ7回目						62		○							
1174	同 マルチ8回目						62		○							
1140	見積有効期間	K	40				40			○						
1141	見積提出期限年月日	X	8				8		○					61	61	
1071	運送費用負担	M	20				20				○	○				
57	消費税コード	X	1				1			○						
59	課税分類コード	X	1				1			○						
1088	明細金額計	N	12				13			○						
1089	明細金額計調整額	N	12				13			○						
1090	調整後帳票金額計	N	12				13			○						
1096	消費税額	N	12				13			○						
1097	最終帳票金額	N	12				13			○				64	64	
1136	備考	M	240		M5レベル	1	1	240		○	○			65	65	
55	自由使用欄	X	120				120			▽				66	66	
1179	帳票データチェック値	X	15				9	15	○	○						
1179	同 マルチ2回目						15		○	○						
1179	同 マルチ3回目						15		○	○						

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加 項目	設備 見積		機器 見積		設備 見積		機器 見積	
		属性	byte 数	小数	マルチ 回数	総 桁 数		依 頼	回 答	依 頼	回 答	依 頼	回 答	依 頼	回 答
1179	同 マルチ4回目					15		○	○			80	80		
1179	同 マルチ5回目					15		○	○			81	81		
1179	同 マルチ6回目					15		○	○			82	82		
1179	同 マルチ7回目					15		○	○			83	83		
1179	同 マルチ8回目					15		○	○			84	84		
1179	同 マルチ9回目					15		○	○			85	85		
1383	受注者側専用使用欄	M	120		MUレベル1 5	120		○	○			86	86		
1383	同 マルチ2回目					120		○	○			87	87		
1383	同 マルチ3回目					120		○	○			88	88		
1383	同 マルチ4回目					120		○	○			89	89		
1383	同 マルチ5回目					120		○	○			90	90		
1384	発注者側専用使用欄	M	120		MVレベル1 5	120		○	○			91	91		
1384	同 マルチ2回目					120		○	○			92	92		
1384	同 マルチ3回目					120		○	○			93	93		
1384	同 マルチ4回目					120		○	○			94	94		
1384	同 マルチ5回目					120		○	○			95	95		
1640	建設資機材コードバージョン	X	4			4		○	○	○	○	96	96	67	67

(b) 明細情報部分のファイル(拡張子=DAT)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの追加 項目	設備 見積		機器 見積		設備 見積		機器 見積	
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数		総 桁 数	依 頼	回 答	依 頼	回 答	依 頼	回 答	依 頼
明細情報部分(内訳)															
1200	明細コード	X	50		M6レベル1	∞	50	●	●	●	●	1	1	1	1
1288	明細データ属性コード	X	1		M6レベル1	∞	1	●	●	●	●	2	2	2	2
1289	補助明細コード	X	2		M6レベル1	∞	2	●	●	●	●	3	3	3	3
1203	明細別取引区分コード	X	5		M6レベル1	∞	5	○	○			4	4		
1279	建設資機材コード	X	40		M6レベル1	∞	40	○	○	○	○	5	5	4	4
1280	コード送信側変換結果コード	X	2		M6レベル1	∞	2	○	○			6	6		
1281	建設資機材標準名称	M	240		M6レベル1	∞	240	○	○	○	○	7	7	5	5
1282	コード受信側変換結果コード	X	2		M6レベル1	∞	2	○	○			8	8		
1405	C-CADEC機器分類コード	X	40		M6レベル1	∞	40			○	○			6	6
1213	品名・名称	M	54		M7レベル2	2	54	○	○	○	○	9	9	7	7
1214	規格・仕様・摘要	M	66		M7レベル2	2	66	○	○	○	○	10	10	8	8
1213	マルチ2回目						54	○	○	○	○	11	11	9	9
1214	マルチ2回目						66	○	○	○	○	12	12	10	10
1401	設計記号・機器記号	M	12		M6レベル1	∞	12			○	○			11	11
1211	摘要コード	X	54		M6レベル1	∞	54	○	○			13	13		
1218	明細数量	N	7	3	M6レベル1	∞	12	○	○	○	○	14	14	12	12
1219	明細数量単位	M	6		M6レベル1	∞	6	○	○	○	○	15	15	13	13
1222	単価	N	12	1	M6レベル1	∞	15	○	○		○	16	16	14	14
1223	明細金額	N	12		M6レベル1	∞	13	○	○		○	17	17	15	15
1292	定価	N	12	1	M6レベル1	∞	15	○	○		○	18	18	16	16
1247	明細別使用メーカーコード	X	25		M6レベル1	∞	25			○	○			17	17
1248	明細別使用メーカー名	K	40		M6レベル1	∞	40			○	○			18	18
1284	建設資機材メーカー・型番コード	X	25		M6レベル1	∞	25			○	○			19	19
1251	明細別備考欄	M	16		M8レベル2	2	16	○	○	○	○	19	19	20	20
1251	同 マルチ2回目						16	○	○	○	○	20	20	21	21

2) 購買見積(依頼/回答/不採用)、注文(確定・請け)、鑑変更(合意申込/合意承諾)、解除(合意申込/合意承諾/一方的通知)

(a) 全体情報部分のファイル(拡張子=INF)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加項	購買見積			注文		鑑変更		解除			
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数		総 桁数	依頼 順序	回答 順序	不採 用 順序	確定 順序	請け 順序	合意 申込 順序	合意 承諾 順序	合意 申込 順序	合意 承諾 順序	一方 的 通知 順序
<b>全体情報部分 (鑑)</b>																		
1	データ処理No.	9	5			5		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	情報区分コード	X	4			4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	データ作成日	9	8			8		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	発注者コード	X	12			12		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	受注者コード	X	12			12		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
1197	サブセット・バージョン	X	12			12		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
1198	契約変更識別コード	X	2			2						7	7	7	7	7	7	7
9	訂正コード	X	1			1		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
1006	工事コード	X	12			12		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
1306	変更工事コード	X	12			12					9	9	9	9	9	9	9	9
1007	帳票No.	X	14			14		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
1300	注文番号枝番	X	2			2					10	10	10	10	10	10	10	10
1008	帳票年月日	9	8			8		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
1009	参照帳票No.	X	14			14		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
1010	参照帳票年月日	9	8			8			12	12				14				
1301	参照帳票No.2	X	14			14					13	13	13	13	13	13	13	13
1023	受注者コード2(発注者探番)	X	10			10		12	13	13	14	14	14	14	14	14	14	14
1046	取引件名(注文件名)コード	X	8			8		13		14	15	15	15	15	15	15	15	15
1191	原価要素名	K	16			16		14			16	16	16	16	16	16	16	16
1192	原価要素コード	X	5			5		15			17	17	17	17	17	17	17	17
1193	原価科目名	K	40			40		16			18	18	18	18	18	18	18	18
1194	原価科目コード	X	5			5		17			19	19	19	19	19	19	19	19
1195	原価細目名	K	24			24		18			20	20	20	20	20	20	20	20
1196	原価細目コード	X	5			5		19			21	21	21	21	21	21	21	21
1013	受注者名	K	40			40		20	14	15	22	22	22	22	22	22	22	22
1015	受注者代表者氏名	K	28			28		21	15	16	23	23	23	23	23	23	23	23
1017	受注者担当部署名	K	40	M9レベル1	1	40		22	16	17	24	24	24	24	24	24	24	24
1018	受注者担当者名	K	20	M9レベル1	1	20		23	17	18	25	25	25	25	25	25	25	25
1019	受注者担当郵便番号	X	10	M9レベル1	1	10		24	18	19	26	26	26	26	26	26	26	26
1020	受注者担当住所	K	60	M9レベル1	1	60		25	19	20	27	27	27	27	27	27	27	27
1021	受注者担当電話番号	X	15	M9レベル1	1	15		26	20	21	28	28	28	28	28	28	28	28
1022	受注者担当FAX番号	X	15	M9レベル1	1	15		27	21	22	29	29	29	29	29	29	29	29
1165	受注者決裁者名	K	20	MEレベル1	1	20			22	23	30	30	30	30	30	30	30	30
1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	40			40			23	24	31	31	31	31	31	31	31	31
1167	受注者建設業許可工事業種	K	24	MFレベル1	5	24			24	25	32	32	32	32	32	32	32	32
1167	同 マルチ2回目					24			25	26	33	33	33	33	33	33	33	33
1167	同 マルチ3回目					24			26	27	34	34	34	34	34	34	34	34
1167	同 マルチ4回目					24			27	28	35	35	35	35	35	35	35	35
1167	同 マルチ5回目					24			28	29	36	36	36	36	36	36	36	36
1168	受注者建設業許可日	K	22			22			29	30	37	37	37	37	37	37	37	37
1024	発注者名	K	56			56		28		31	38	38	38	38	38	38	38	38
1005	JV工事フラグ	X	1			1		29		32	39	39	39	39	39	39	39	39
1003	その他のJV構成企業名	K	56	MRレベル1	3	56		30	33	33	40	40	40	40	40	40	40	40
1003	同 マルチ2回目					56		31		34	41	41	41	41	41	41	41	41
1003	同 マルチ3回目					56		32		35	42	42	42	42	42	42	42	42
1026	発注者代表者氏名	K	28			28					43	43	43	43	43	43	43	43
1028	発注者担当部署名	K	40	MAレベル1	2	40		33		36	44	44	44	44	44	44	44	44
1029	発注者担当者名	K	20	MAレベル1	2	20		34		37	45	45	45	45	45	45	45	45
1030	発注者担当郵便番号	X	10	MAレベル1	2	10		35		38	46	46	46	46	46	46	46	46
1031	発注者担当住所	K	60	MAレベル1	2	60		36		39	47	47	47	47	47	47	47	47
1032	発注者担当電話番号	X	15	MAレベル1	2	15		37		40	48	48	48	48	48	48	48	48
1033	発注者担当FAX番号	X	15	MAレベル1	2	15		38		41	49	49	49	49	49	49	49	49
1028	マルチ2回目					40		39		42	50	50	50	50	50	50	50	50
1029	マルチ2回目					20		40		43	51	51	51	51	51	51	51	51
1030	マルチ2回目					10		41		44	52	52	52	52	52	52	52	52

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加項	購買見積			注文		鑑変更		解除			
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数		総 桁 数	依頼 順序	回答 順序	不採 用 順序	確定 順序	請け 付け 順序	合意 申込 順序	合意 承諾 順序	合意 申込 順序	合意 承諾 順序	一方 的 通知 順序
1031	マルチ2回目						60		42		45	53	55	54	56	54	56	54
1032	マルチ2回目						15		43		46	54	56	55	57	55	57	55
1033	マルチ2回目						15		44		47	55	57	56	58	56	58	56
1169	発注者決裁者名	K	20		MGLレベル1	2	20		45		48	56	58	57	59	57	59	57
1169	同 マルチ2回目						20		46		49	57	59	58	60	58	60	58
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76				76		47		50	58	60	59	61	59	61	59
1173	工事場所・受渡し場所略称	K	50				50		48		51	59	61	60	62	60	62	60
1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10				10		49		52	60	62	61	63	61	63	61
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60				60		50		53	61	63	62	64	62	64	62
1025	工事場所・受渡し場所所長名	K	20				20		51		54	62	64	63	65	63	65	63
1027	工事場所・受渡し場所担当者名	K	20				20		52		55	63	65	64	66	64	66	64
1041	工事場所・受渡し場所電話番号	X	15				15		53		56	64	66	65	67	65	67	65
1182	工事場所・受渡し場所FAX番号	X	15				15		54		57	65	67	66	68	66	68	66
1045	取引件名(注文件名)	K	40				40		55		58	66	68	67	69	67	69	67
1047	受渡方法	M	30				30		56		59	67	69	68	70	68	70	68
1052	工事・納入開始日	X	8				8		57		60	68	70	69	71	69	71	69
1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8				8		58		61	69	71	70	72	70	72	70
1044	別途受渡し場所名称	K	76				76		59		62	70	72	71	73	71	73	71
1095	別途受渡し場所住所	K	60				60		60		63	71	73	72	74	72	74	72
1054	契約不適合責任期間	M	60				60					72	74	73	75	73	75	73
1055	精算条件	M	60				60		61		64	73	75	74	76	74	76	74
1056	支払条件	M	60		M2レベル1	4	60		62		65	74	76	75	77	75	77	75
1056	同 マルチ2回目						60		63		66	75	77	76	78	76	78	76
1056	同 マルチ3回目						60		64		67	76	78	77	79	77	79	77
1056	同 マルチ4回目						60		65		68	77	79	78	80	78	80	78
1066	保険条項	M	60				60					78	80	79	81	79	81	79
1069	受注者側見積・契約条件	M	76		M3レベル1	20	76		66	30		79	81	80	82	80	82	80
1069	同 マルチ2回目						76		67	31		80	82	81	83	81	83	81
1069	同 マルチ3回目						76		68	32		81	83	82	84	82	84	82
1069	同 マルチ4回目						76		69	33		82	84	83	85	83	85	83
1069	同 マルチ5回目						76		70	34		83	85	84	86	84	86	84
1069	同 マルチ6回目						76		71	35		84	86	85	87	85	87	85
1069	同 マルチ7回目						76		72	36		85	87	86	88	86	88	86
1069	同 マルチ8回目						76		73	37		86	88	87	89	87	89	87
1069	同 マルチ9回目						76		74	38		87	89	88	90	88	90	88
1069	同 マルチ10回目						76		75	39		88	90	89	91	89	91	89
1069	同 マルチ11回目						76		76	40		89	91	90	92	90	92	90
1069	同 マルチ12回目						76		77	41		90	92	91	93	91	93	91
1069	同 マルチ13回目						76		78	42		91	93	92	94	92	94	92
1069	同 マルチ14回目						76		79	43		92	94	93	95	93	95	93
1069	同 マルチ15回目						76		80	44		93	95	94	96	94	96	94
1069	同 マルチ16回目						76		81	45		94	96	95	97	95	97	95
1069	同 マルチ17回目						76		82	46		95	97	96	98	96	98	96
1069	同 マルチ18回目						76		83	47		96	98	97	99	97	99	97
1069	同 マルチ19回目						76		84	48		97	99	98	100	98	100	98
1069	同 マルチ20回目						76		85	49		98	100	99	101	99	101	99
1174	発注者側見積・契約条件	M	62		M1レベル1	8	62		86	69		99	101	100	102	100	102	100
1174	同 マルチ2回目						62		87	70		100	102	101	103	101	103	101
1174	同 マルチ3回目						62		88	71		101	103	102	104	102	104	102
1174	同 マルチ4回目						62		89	72		102	104	103	105	103	105	103
1174	同 マルチ5回目						62		90	73		103	105	104	106	104	106	104
1174	同 マルチ6回目						62		91	74		104	106	105	107	105	107	105
1174	同 マルチ7回目						62		92	75		105	107	106	108	106	108	106
1174	同 マルチ8回目						62		93	76		106	108	107	109	107	109	107
1175	特記事項	M	76		M1レベル1	10	76		94	77		107	109	108	110	108	110	108
1175	同 マルチ2回目						76		95	78		108	110	109	111	109	111	109
1175	同 マルチ3回目						76		96	79		109	111	110	112	110	112	110
1175	同 マルチ4回目						76		97	80		110	112	111	113	111	113	111
1175	同 マルチ5回目						76		98	81		111	113	112	114	112	114	112
1175	同 マルチ6回目						76		99	82		112	114	113	115	113	115	113

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加項	購買見積			注文		鑑変更		解除		
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数		総 桁 数	依頼 順序	回答 順序	不採 用 順序	確定 順序	請け 付け 順序	合意 申込 順序	合意 承諾 順序	合意 申込 順序	合意 承諾 順序
1175	同 マルチ7回目						76	100	83		113	115	114	116	114	116	114
1175	同 マルチ8回目						76	101	84		114	116	115	117	115	117	115
1175	同 マルチ9回目						76	102	85		115	117	116	118	116	118	116
1175	同 マルチ10回目						76	103	86		116	118	117	119	117	119	117
1176	特記事項2	M	76		MKLレベル1	20	76	104	87		117	119	118	120	118	120	118
1176	同 マルチ2回目						76	105	88		118	120	119	121	119	121	119
1176	同 マルチ3回目						76	106	89		119	121	120	122	120	122	120
1176	同 マルチ4回目						76	107	90		120	122	121	123	121	123	121
1176	同 マルチ5回目						76	108	91		121	123	122	124	122	124	122
1176	同 マルチ6回目						76	109	92		122	124	123	125	123	125	123
1176	同 マルチ7回目						76	110	93		123	125	124	126	124	126	124
1176	同 マルチ8回目						76	111	94		124	126	125	127	125	127	125
1176	同 マルチ9回目						76	112	95		125	127	126	128	126	128	126
1176	同 マルチ10回目						76	113	96		126	128	127	129	127	129	127
1176	同 マルチ11回目						76	114	97		127	129	128	130	128	130	128
1176	同 マルチ12回目						76	115	98		128	130	129	131	129	131	129
1176	同 マルチ13回目						76	116	99		129	131	130	132	130	132	130
1176	同 マルチ14回目						76	117	100		130	132	131	133	131	133	131
1176	同 マルチ15回目						76	118	101		131	133	132	134	132	134	132
1176	同 マルチ16回目						76	119	102		132	134	133	135	133	135	133
1176	同 マルチ17回目						76	120	103		133	135	134	136	134	136	134
1176	同 マルチ18回目						76	121	104		134	136	135	137	135	137	135
1176	同 マルチ19回目						76	122	105		135	137	136	138	136	138	136
1176	同 マルチ20回目						76	123	106		136	138	137	139	137	139	137
1070	見積有効期限年月日	X	8				8		50								
1141	見積提出期限年月日	X	8				8	124	107								
1071	運送費用負担	M	20				20	125	108		137	139	138	140	138	140	138
1079	基本契約日	9	8				8				138	140	139	141	139	141	139
1302	基本契約番号	M	24				24				139	141	140	142	140	142	140
1312	出来高査定方式識別コード	X	1				1				140	142	141	143	141	143	141
57	消費税コード	X	1				1	126	51	109	141	143	142	144	142	144	142
59	課税分類コード	X	1				1		52	110	142	144	143	145	143	145	143
1004	消費税率	N	3	1			6		53	111	143	145	144	146	144	146	144
1088	明細金額計	N	12				13		54	112	144	146	145	147	145	147	145
1089	明細金額計調整額	N	12				13	127	55	113	145	147	146	148	146	148	146
1090	調整後帳票金額計	N	12				13		56	114	146	148	147	149	147	149	147
1096	消費税額	N	12				13		57	115	147	149	148	150	148	150	148
1097	最終帳票金額	N	12				13		58	116	148	150	149	151	149	151	149
1014	送り状案内	M	76		MQレベル1	39	76	128	59	117	149	151	150	152	150	152	150
1014	同 マルチ2回目						76	129	60	118	150	152	151	153	151	153	151
1014	同 マルチ3回目						76	130	61	119	151	153	152	154	152	154	152
1014	同 マルチ4回目						76	131	62	120	152	154	153	155	153	155	153
1014	同 マルチ5回目						76	132	63	121	153	155	154	156	154	156	154
1014	同 マルチ6回目						76	133	64	122	154	156	155	157	155	157	155
1014	同 マルチ7回目						76	134	65	123	155	157	156	158	156	158	156
1014	同 マルチ8回目						76	135	66	124	156	158	157	159	157	159	157
1014	同 マルチ9回目						76	136	67	125	157	159	158	160	158	160	158
1014	同 マルチ10回目						76	137	68	126	158	160	159	161	159	161	159
1014	同 マルチ11回目						76	138	69	127	159	161	160	162	160	162	160
1014	同 マルチ12回目						76	139	70	128	160	162	161	163	161	163	161
1014	同 マルチ13回目						76	140	71	129	161	163	162	164	162	164	162
1014	同 マルチ14回目						76	141	72	130	162	164	163	165	163	165	163
1014	同 マルチ15回目						76	142	73	131	163	165	164	166	164	166	164
1014	同 マルチ16回目						76	143	74	132	164	166	165	167	165	167	165
1014	同 マルチ17回目						76	144	75	133	165	167	166	168	166	168	166
1014	同 マルチ18回目						76	145	76	134	166	168	167	169	167	169	167
1014	同 マルチ19回目						76	146	77	135	167	169	168	170	168	170	168
1014	同 マルチ20回目						76	147	78	136	168	170	169	171	169	171	169
1014	同 マルチ21回目						76	148	79	137	169	171	170	172	170	172	170
1014	同 マルチ22回目						76	149	80	138	170	172	171	173	171	173	171



D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加項	購買見積			注文		鑑変更		解除		
		属性	byte 数	小 数	マルチ 回数	総 桁 数		依頼	回答	不採 用	確定	請け	合意 申込	合意 承諾	合意 申込	合意 承諾	一方 の通 知
								順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	
1014	同 マルチ23回目					76		150	81	139	171	173	172	174	172	174	172
1014	同 マルチ24回目					76		151	82	140	172	174	173	175	173	175	173
1014	同 マルチ25回目					76		152	83	141	173	175	174	176	174	176	174
1014	同 マルチ26回目					76		153	84	142	174	176	175	177	175	177	175
1014	同 マルチ27回目					76		154	85	143	175	177	176	178	176	178	176
1014	同 マルチ28回目					76		155	86	144	176	178	177	179	177	179	177
1014	同 マルチ29回目					76		156	87	145	177	179	178	180	178	180	178
1014	同 マルチ30回目					76		157	88	146	178	180	179	181	179	181	179
1014	同 マルチ31回目					76		158	89	147	179	181	180	182	180	182	180
1014	同 マルチ32回目					76		159	90	148	180	182	181	183	181	183	181
1014	同 マルチ33回目					76		160	91	149	181	183	182	184	182	184	182
1014	同 マルチ34回目					76		161	92	150	182	184	183	185	183	185	183
1014	同 マルチ35回目					76		162	93	151	183	185	184	186	184	186	184
1014	同 マルチ36回目					76		163	94	152	184	186	185	187	185	187	185
1014	同 マルチ37回目					76		164	95	153	185	187	186	188	186	188	186
1014	同 マルチ38回目					76		165	96	154	186	188	187	189	187	189	187
1014	同 マルチ39回目					76		166	97	155	187	189	187	190	188	190	188
1183	使用メーカー名	K	40		MOレベル1	10	40	167	98	156	188	190	189	191	189	191	189
1184	使用メーカー見積金額合計	N	12		MOレベル1	10	13	168	99	157	189	191	190	192	190	192	190
1185	使用メーカー購入品名、数量単位	M	40		MOレベル1	10	40	169	100	158	190	192	191	193	191	193	191
1186	使用メーカー購入品数量	N	7		MOレベル1	10	8	170	101	159	191	193	192	194	192	194	192
1183	マルチ2回目					40		171	102	160	192	194	193	195	193	195	193
1184	マルチ2回目					13		172	103	161	193	195	194	196	194	196	194
1185	マルチ2回目					40		173	104	162	194	196	195	197	195	197	195
1186	マルチ2回目					8		174	105	163	195	197	196	198	196	198	196
1183	マルチ3回目					40		175	106	164	196	198	197	199	197	199	197
1184	マルチ3回目					13		176	107	165	197	199	198	200	198	200	198
1185	マルチ3回目					40		177	108	166	198	200	199	201	199	201	199
1186	マルチ3回目					8		178	109	167	199	201	200	202	200	202	200
1183	マルチ4回目					40		179	110	168	200	202	201	203	201	203	201
1184	マルチ4回目					13		180	111	169	201	203	202	204	202	204	202
1185	マルチ4回目					40		181	112	170	202	204	203	205	203	205	203
1186	マルチ4回目					8		182	113	171	203	205	204	206	204	206	204
1183	マルチ5回目					40		183	114	172	204	206	205	207	205	207	205
1184	マルチ5回目					13		184	115	173	205	207	206	208	206	208	206
1185	マルチ5回目					40		185	116	174	206	208	207	209	207	209	207
1186	マルチ5回目					8		186	117	175	207	209	208	210	208	210	208
1183	マルチ6回目					40		187	118	176	208	210	209	211	209	211	209
1184	マルチ6回目					13		188	119	177	209	211	210	212	210	212	210
1185	マルチ6回目					40		189	120	178	210	212	211	213	211	213	211
1186	マルチ6回目					8		190	121	179	211	213	212	214	212	214	212
1183	マルチ7回目					40		191	122	180	212	214	213	215	213	215	213
1184	マルチ7回目					13		192	123	181	213	215	214	216	214	216	214
1185	マルチ7回目					40		193	124	182	214	216	215	217	215	217	215
1186	マルチ7回目					8		194	125	183	215	217	216	218	216	218	216
1183	マルチ8回目					40		195	126	184	216	218	217	219	217	219	217
1184	マルチ8回目					13		196	127	185	217	219	218	220	218	220	218
1185	マルチ8回目					40		197	128	186	218	220	219	221	219	221	219
1186	マルチ8回目					8		198	129	187	219	221	220	222	220	222	220
1183	マルチ9回目					40		199	130	188	220	222	221	223	221	223	221
1184	マルチ9回目					13		200	131	189	221	223	222	224	222	224	222
1185	マルチ9回目					40		201	132	190	222	224	223	225	223	225	223
1186	マルチ9回目					8		202	133	191	223	225	224	226	224	226	224
1183	マルチ10回目					40		203	134	192	224	226	225	227	225	227	225
1184	マルチ10回目					13		204	135	193	225	227	226	228	226	228	226
1185	マルチ10回目					40		205	136	194	226	228	227	229	227	229	227
1186	マルチ10回目					8		206	137	195	227	229	228	230	228	230	228
1187	使用商社名	K	40		MPレベル1	10	40	207	138	196	228	230	229	231	229	231	229
1188	使用商社見積金額合計	N	12		MPレベル1	10	13	208	139	197	229	231	230	232	230	232	230
1189	使用商社購入品名、数量単位	M	40		MPレベル1	10	40	209	140	198	230	232	231	233	231	233	231

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加項	購買見積			注文		鑑変更		解除		
		属性	byte 数	小 数	マルチ	回 数		総 桁 数	依頼 順序	回答 順序	不採 用 順序	確定 順序	請付 順序	合意 申込 順序	合意 承諾 順序	合意 申込 順序	合意 承諾 順序
1190	使用商社購入品数量	N	7		MPIレベル1	10	8	210	141	199	231	233	232	234	232	234	232
1187	マルチ2回目						40	211	142	200	232	234	233	235	233	235	233
1188	マルチ2回目						13	212	143	201	233	235	234	236	234	236	234
1189	マルチ2回目						40	213	144	202	234	236	235	237	235	237	235
1190	マルチ2回目						8	214	145	203	235	237	236	238	236	238	236
1187	マルチ3回目						40	215	146	204	236	238	237	239	237	239	237
1188	マルチ3回目						13	216	147	205	237	239	238	240	238	240	238
1189	マルチ3回目						40	217	148	206	238	240	239	241	239	241	239
1190	マルチ3回目						8	218	149	207	239	241	240	242	240	242	240
1187	マルチ4回目						40	219	150	208	240	242	241	243	241	243	241
1188	マルチ4回目						13	220	151	209	241	243	242	244	242	244	242
1189	マルチ4回目						40	221	152	210	242	244	243	245	243	245	243
1190	マルチ4回目						8	222	153	211	243	245	244	246	244	246	244
1187	マルチ5回目						40	223	154	212	244	246	245	247	245	247	245
1188	マルチ5回目						13	224	155	213	245	247	246	248	246	248	246
1189	マルチ5回目						40	225	156	214	246	248	247	249	247	249	247
1190	マルチ5回目						8	226	157	215	247	249	248	250	248	250	248
1187	マルチ6回目						40	227	158	216	248	250	249	251	249	251	249
1188	マルチ6回目						13	228	159	217	249	251	250	252	250	252	250
1189	マルチ6回目						40	229	160	218	250	252	251	253	251	253	251
1190	マルチ6回目						8	230	161	219	251	253	252	254	252	254	252
1187	マルチ7回目						40	231	162	220	252	254	253	255	253	255	253
1188	マルチ7回目						13	232	163	221	253	255	254	256	254	256	254
1189	マルチ7回目						40	233	164	222	254	256	255	257	255	257	255
1190	マルチ7回目						8	234	165	223	255	257	256	258	256	258	256
1187	マルチ8回目						40	235	166	224	256	258	257	259	257	259	257
1188	マルチ8回目						13	236	167	225	257	259	258	260	258	260	258
1189	マルチ8回目						40	237	168	226	258	260	259	261	259	261	259
1190	マルチ8回目						8	238	169	227	259	261	260	262	260	262	260
1187	マルチ9回目						40	239	170	228	260	262	261	263	261	263	261
1188	マルチ9回目						13	240	171	229	261	263	262	264	262	264	262
1189	マルチ9回目						40	241	172	230	262	264	263	265	263	265	263
1190	マルチ9回目						8	242	173	231	263	265	264	266	264	266	264
1187	マルチ10回目						40	243	174	232	264	266	265	267	265	267	265
1188	マルチ10回目						13	244	175	233	265	267	266	268	266	268	266
1189	マルチ10回目						40	245	176	234	266	268	267	269	267	269	267
1190	マルチ10回目						8	246	177	235	267	269	268	270	268	270	268
1179	帳票データチェック値	X	15		MMレベル1	9	15	247	178	236	268	270	269	271	269	271	269
1179	同 マルチ2回目						15	248	179	237	269	271	270	272	270	272	270
1179	同 マルチ3回目						15	249	180	238	270	272	271	273	271	273	271
1179	同 マルチ4回目						15	250	181	239	271	273	272	274	272	274	272
1179	同 マルチ5回目						15	251	182	240	272	274	273	275	273	275	273
1179	同 マルチ6回目						15	252	183	241	273	275	274	276	274	276	274
1179	同 マルチ7回目						15	253	184	242	274	276	275	277	275	277	275
1179	同 マルチ8回目						15	254	185	243	275	277	276	278	276	278	276
1179	同 マルチ9回目						15	255	186	244	276	278	277	279	277	279	277
1199	解除、打切理由	M	76		MTレベル1	10	76								278	280	278
1199	同 マルチ2回目						76								279	281	279
1199	同 マルチ3回目						76								280	282	280
1199	同 マルチ4回目						76								281	283	281
1199	同 マルチ5回目						76								282	284	282
1199	同 マルチ6回目						76								283	285	283
1199	同 マルチ7回目						76								284	286	284
1199	同 マルチ8回目						76								285	287	285
1199	同 マルチ9回目						76								286	288	286
1199	同 マルチ10回目						76								287	289	287
1379	全体工事開始日	X	8				8	●	256	187							
1380	全体工事終了日	X	8				8	●	257	188							

(b) 明細情報部分のファイル(拡張子=DAT)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7 からの追加 項目	購買見積			注文		鑑変更		解除			
		属性	byt e数	小数	マルチ	回数		総 桁 数	依頼 順序	回答 順序	不採用 順序	確定 順序	請け 順序	合意 申込 順序	合意 承諾 順序	合意 申込 順序	合意 承諾 順序	一方 的 通知 順序
<b>明細情報部分 (内訳)</b>																		
1200	明細コード	X	50		M6レベル1	∞	50		1	1		1	1	1	1			
1288	明細データ属性コード	X	1		M6レベル1	∞	1		2	2		2	2	2	2			
1289	補助明細コード	X	2		M6レベル1	∞	2		3	3		3	3	3	3			
1201	明細番号	X	25		M6レベル1	∞	25		4	4		4	4	4	4			
1278	明細番号2	X	5		M6レベル1	∞	5		5	5		5	5	5	5			
1203	明細別取引区分コード	X	5		M6レベル1	∞	5		6	6		6	6	6	6			
1287	明細別材工共コード	X	2		M6レベル1	∞	2		7	7		7	7	7	7			
1279	建設資機材コード	X	40		M6レベル1	∞	40		8	8		8	8	8	8			
1280	コード送信側変換結果コード	X	2		M6レベル1	∞	2		9	9		9	9	9	9			
1282	コード受信側変換結果コード	X	2		M6レベル1	∞	2		10	10		10	10	10	10			
1213	品名・名称	M	54		M7レベル2	2	54		11	11		11	11	11	11			
1214	規格・仕様・摘要	M	66		M7レベル2	2	66		12	12		12	12	12	12			
1213	マルチ2回目						54		13	13		13	13	13	13			
1214	マルチ2回目						66		14	14		14	14	14	14			
1208	使用期間	N	5	2	M6レベル1	∞	9		15	15		15	15	15	15			
1209	使用期間単位	M	6		M6レベル1	∞	6		16	16		16	16	16	16			
1216	補助数量	N	7	3	M6レベル1	∞	12		17	17		17	17	17	17			
1217	補助数量単位	M	6		M6レベル1	∞	6		18	18		18	18	18	18			
1218	明細数量	N	7	3	M6レベル1	∞	12		19	19		19	19	19	19			
1219	明細数量単位	M	6		M6レベル1	∞	6		20	20		20	20	20	20			
1222	単価	N	12	1	M6レベル1	∞	15		21	21		21	21	21	21			
1223	明細金額	N	12		M6レベル1	∞	13		22	22		22	22	22	22			
1247	明細別使用メーカーコード	X	25		M6レベル1	∞	25		22	23		23	23	23	23			
1248	明細別使用メーカー名	K	40		M6レベル1	∞	40		23	24		24	24	24	24			
1249	明細別使用商社コード	X	25		M6レベル1	∞	25		24	25		25	25	25	25			
1250	明細別使用商社名	K	40		M6レベル1	∞	40		25	26		26	26	26	26			
1251	明細別備考欄	M	16		M8レベル2	2	16		26	27		27	27	27	27			
1251	同 マルチ2回目						16		27	28		28	28	28	28			
1413	明細別変更コード	X	1		M6レベル1	∞	1		28	29								

- 3) 基本契約(申込/承諾)  
 (a) 全体情報部分のファイル(拡張子=INF)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義						基本契約	
		属性	byte数	小数	マルチ	回数	総桁数	申込	承諾
全体情報部分 (鑑)									
1	データ処理No.	9	5				5	1	1
2	情報区分コード	X	4				4	2	2
3	データ作成日	9	8				8	3	3
4	発注者コード	X	12				12	4	4
5	受注者コード	X	12				12	5	5
1197	サブセット・バージョン	X	12				12	6	6
9	訂正コード	X	1				1	7	7
1006	工事コード	X	12				12	8	8
1007	帳票No.	X	14				14	9	9
1008	帳票年月日	9	8				8	10	10
1009	参照帳票No.	X	14				14	11	11
1010	参照帳票年月日	9	8				8		12
1301	参照帳票No.2	X	14				14	12	13
1023	受注者コード2(発注者採番)	X	10				10	13	14
1046	取引件名(注文件名)コード	X	8				8	14	15
1013	受注者名	K	40				40	15	16
1015	受注者代表者氏名	K	28				28	16	17
1165	受注者決裁者名	K	20		MEレベル1	1	20	17	18
1017	受注者担当部署名	K	40		M9レベル1	1	40	18	19
1018	受注者担当者名	K	20		M9レベル1	1	20	19	20
1019	受注者担当郵便番号	X	10		M9レベル1	1	10	20	21
1020	受注者担当住所	K	60		M9レベル1	1	60	21	22
1021	受注者担当電話番号	X	15		M9レベル1	1	15	22	23
1022	受注者担当FAX番号	X	15		M9レベル1	1	15	23	24
1024	発注者名	K	56				56	24	25
1026	発注者代表者氏名	K	28				28	25	26
1169	発注者決裁者名	K	20		MGレベル1	2	20	26	27
	同 マルチ2回目						0	27	28
1028	発注者担当部署名	K	40		MAレベル1	2	40	28	29
1029	発注者担当者名	K	20		MAレベル1	2	20	29	30
1030	発注者担当郵便番号	X	10		MAレベル1	2	10	30	31
1031	発注者担当住所	K	60		MAレベル1	2	60	31	32
1032	発注者担当電話番号	X	15		MAレベル1	2	15	32	33
1033	発注者担当FAX番号	X	15		MAレベル1	2	15	33	34
1028	同 マルチ2回目						15	34	35
1029	同 マルチ2回目						15	35	36
1030	同 マルチ2回目						15	36	37
1031	同 マルチ2回目						15	37	38
1032	同 マルチ2回目						15	38	39
1033	同 マルチ2回目						15	39	40

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義						基本契約	
		属性	byte数	小数	マルチ	回数	総桁数	申込	承諾
1045	取引件名(注文件名)	K	40				40	40	41
1302	基本契約番号	M	24				24	41	42
1014	送り状案内	M	76		MQVレベル1	39	76	42	43
	同 マルチ2回目						76	43	44
	同 マルチ3回目						76	44	45
	同 マルチ4回目						76	45	46
	同 マルチ5回目						76	46	47
	同 マルチ6回目						76	47	48
	同 マルチ7回目						76	48	49
	同 マルチ8回目						76	49	50
	同 マルチ9回目						76	50	51
	同 マルチ10回目						76	51	52
	同 マルチ11回目						76	52	53
	同 マルチ12回目						76	53	54
	同 マルチ13回目						76	54	55
	同 マルチ14回目						76	55	56
	同 マルチ15回目						76	56	57
	同 マルチ16回目						76	57	58
	同 マルチ17回目						76	58	59
	同 マルチ18回目						76	59	60
	同 マルチ19回目						76	60	61
	同 マルチ20回目						76	61	62
	同 マルチ21回目						76	62	63
	同 マルチ22回目						76	63	64
	同 マルチ23回目						76	64	65
	同 マルチ24回目						76	65	66
	同 マルチ25回目						76	66	67
	同 マルチ26回目						76	67	68
	同 マルチ27回目						76	68	69
	同 マルチ28回目						76	69	70
	同 マルチ29回目						76	70	71
	同 マルチ30回目						76	71	72
	同 マルチ31回目						76	72	73
	同 マルチ32回目						76	73	74
	同 マルチ33回目						76	74	75
	同 マルチ34回目						76	75	76
	同 マルチ35回目						76	76	77
	同 マルチ36回目						76	77	78
	同 マルチ37回目						76	78	79
	同 マルチ38回目						76	79	80
	同 マルチ39回目						76	80	81

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義						基本契約	
		属性	byte数	小数	マルチ	回数	総桁数	申込	承諾
1179	帳票データチェック値	X	15		MMレベル1	9	15	81	82
	同 マルチ2回目						15	82	83
	同 マルチ3回目						15	83	84
	同 マルチ4回目						15	84	85
	同 マルチ5回目						15	85	86
	同 マルチ6回目						15	86	87
	同 マルチ7回目						15	87	88
	同 マルチ8回目						15	88	89
	同 マルチ9回目						15	89	90
1373	様式コード	X	2				2	90	91
1389	発注者代表者役職名	K	60				60	91	92

(b) 明細情報部分のファイル(拡張子=DAT)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					基本契約		
		属性	byte数	小数	マルチ	回数	総桁数	申込	承諾
明細情報部分 (内訳)									
1200	明細コード	X	50		M6レベル1	∞	50	1	1
1288	明細データ属性コード	X	1		M6レベル1	∞	1	2	2
1289	補助明細コード	X	2		M6レベル1	∞	2	3	3
1201	明細番号	X	25		M6レベル1	∞	25	4	4
1278	明細番号2	X	5		M6レベル1	∞	25	5	5
1428	本文	M	80		M6レベル1	∞	80	6	6

4) 打切(申込/承諾/通知)、出来高(要請/報告/確認)、請求(請求/確認)、立替(報告/確認)

(a) 全体情報部分のファイル(拡張子=INF)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの 追加項	出来高			請求		立替		打切			
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数		総 桁 数	要 請	報 告	確 認	請 求	確 認	報 告	確 認	申 込	承 諾	通 知
									順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序
<b>全体情報部分 (鑑)</b>																		
1	データ処理No.	9	5					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	情報区分コード	X	4					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
3	データ作成日	9	8					3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
4	発注者コード	X	12					4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
5	受注者コード	X	12					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
1197	サブセット・バージョン	X	12					6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
9	訂正コード	X	1					7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
1006	工事コード	X	12					8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
1306	変更工事コード	X	12					9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
1007	帳票No.	X	14					10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
1300	注文番号枝番	X	2												11	11	11	
1008	帳票年月日	9	8					11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
1009	参照帳票No.	X	14						12	12	12	12	12			13		
1010	参照帳票年月日	9	8						13	13	13	13	13			14		
1303	注文番号	X	14						14	14	14	14	14					
1301	参照帳票No.2	X	14						15	15	15				13	15	13	
1304	参照帳票No.3	X	14						16	16	16							
1023	受注者コード2(発注者採番)	X	10					12	17	17	17	15	15	14	16	14		
1046	取引件名(注文件名)コード	X	8					13	18	18	18	16	16	15	17	15		
1191	原価要素名	K	16					14	19	19	19	17	17	16	18	16		
1192	原価要素コード	X	5					15	20	20	20	18	18	17	19	17		
1193	原価科目名	K	40					16	21	21	21	19	19	18	20	18		
1194	原価科目コード	X	5					17	22	22	22	20	20	19	21	19		
1195	原価細目名	K	24					18	23	23	23	21	21	20	22	20		
1196	原価細目コード	X	5					19	24	24	24	22	22	21	23	21		
1013	受注者名	K	40					20	25	25	25	23	23	16	16	22	24	
1015	受注者代表者氏名	K	28					21	26	26	26	24	24	17	17	23	25	
1017	受注者担当部署名	K	40	M9	レベル1	1	40	22	27	27	27	25	18	18	24	26	24	
1018	受注者担当者名	K	20	M9	レベル1	1	20	23	28	28	28	26	19	19	25	27	25	
1019	受注者担当郵便番号	X	10	M9	レベル1	1	10	24	29	29	29	27	20	20	26	28	26	
1020	受注者担当住所	K	60	M9	レベル1	1	60	25	30	30	30	28	21	21	27	29	27	
1021	受注者担当電話番号	X	15	M9	レベル1	1	15	26	31	31	31	29	22	22	28	30	28	
1022	受注者担当FAX番号	X	15	M9	レベル1	1	15	27	32	32	32	30	23	23	29	31	29	
1165	受注者決裁者名	K	20	ME	レベル1	1	20								30	32	30	
1166	受注者建設業許可区分・登録コー	K	40				40								31	33	31	
1167	受注者建設業許可工事業種	K	24	MF	レベル1	5	24								32	34	32	
1167	同 マルチ2回目						24								33	35	33	
1167	同 マルチ3回目						24								34	36	34	
1167	同 マルチ4回目						24								35	37	35	
1167	同 マルチ5回目						24								36	38	36	
1168	受注者建設業許可日	K	22				22								37	39	37	
1024	発注者名	K	56				56	28	33	33	33	31	24	24	38	40	38	
1005	JV工事フラグ	X	1				1	29	34	34	34	32	25	25	39	41	39	
1003	その他のJV構成企業名	K	56	MR	レベル1	3	56	30	35	35	35	33	26	26	40	42	40	
1003	同 マルチ2回目						56	31	36	36	36	34	27	27	41	43	41	
1003	同 マルチ3回目						56	32	37	37	37	35	28	28	42	44	42	
1026	発注者代表者氏名	K	28				28	33	38	38	38	36	29	29	43	45	43	
1028	発注者担当部署名	K	40	MA	レベル1	2	40	34	39	39	39	37	30	30	44	46	44	
1029	発注者担当者名	K	20	MA	レベル1	2	20	35	40	40	40	38	31	31	45	47	45	
1030	発注者担当郵便番号	X	10	MA	レベル1	2	10	36	41	41	41	39	32	32	46	48	46	
1031	発注者担当住所	K	60	MA	レベル1	2	60	37	42	42	42	40	33	33	47	49	47	
1032	発注者担当電話番号	X	15	MA	レベル1	2	15	38	43	43	43	41	34	34	48	50	48	



D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの 追加項	出来高			請求		立替		打切					
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数		総 桁 数	要 請	報 告	確 認	請 求	確 認	報 告	確 認	申 込	承 諾	通 知		
									順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序
1033	発注者担当FAX番号	X	15		MAレベル	2	15				39	44	44	44	42	35	35	49	51	49
1028	マルチ2回目						40				40	45	45	45	43	36	36	50	52	50
1029	マルチ2回目						20				41	46	46	46	44	37	37	51	53	51
1030	マルチ2回目						10				42	47	47	47	45	38	38	52	54	52
1031	マルチ2回目						60				43	48	48	48	46	39	39	53	55	53
1032	マルチ2回目						15				44	49	49	49	47	40	40	54	56	54
1033	マルチ2回目						15				45	50	50	50	48	41	41	55	57	55
1169	発注者決裁者名	K	20		MGレベル	2	20										56	58	56	
1169	同 マルチ2回目						20										57	59	57	
1372	工種・科目コード	M	12				12				46	51	51	51	49	42	42			
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76				76				47	52	52	52	50	43	43	58	60	58
1173	工事場所・受渡し場所略称	K	50				50				48	53	53	53	51	44	44	59	61	59
1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10				10				49	54	54	54	52	45	45	60	62	60
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60				60				50	55	55	55	53	46	46	61	63	61
1025	工事場所・受渡し場所所長名	K	20				20				51	56	56	56	54	47	47	62	64	62
1027	工事場所・受渡し場所担当者名	K	20				20				52	57	57	57	55	48	48	63	65	63
1041	工事場所・受渡し場所電話番号	X	15				15				53	58	58	58	56	49	49	64	66	64
1182	工事場所・受渡し場所FAX番号	X	15				15				54	59	59	59	57	50	50	65	67	65
1371	工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS)	X	5				5				55	60	60	60	58	51	51			
1045	取引件名(注文件名)	K	40				40				56	61	61	61	59	52	52	66	68	66
1047	受渡方法	M	30				30				57							67	69	67
1052	工事・納入開始日	X	8				8				58	62	62	62	60	53	53	68	70	68
1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8				8				59	63	63	63	61	54	54	69	71	69
1044	別途受渡し場所名称	K	76				76				60	64	64	64	62			70	72	70
1095	別途受渡し場所住所	K	60				60				61	65	65	65	63			71	73	71
1054	契約不適合責任期間	M	60				60				62							72	74	72
1055	精算条件	M	60				60				63							73	75	73
1056	支払条件	M	60		M2レベル	4	60				64							74	76	74
1056	同 マルチ2回目						60				65							75	77	75
1056	同 マルチ3回目						60				66							76	78	76
1056	同 マルチ4回目						60				67							77	79	77
1066	保険条項	M	60				60				68							78	80	78
1069	受注者側見積・契約条件	M	76		M3レベル	20	76				69							79	81	79
1069	同 マルチ2回目						76				70							80	82	80
1069	同 マルチ3回目						76				71							81	83	81
1069	同 マルチ4回目						76				72							82	84	82
1069	同 マルチ5回目						76				73							83	85	83
1069	同 マルチ6回目						76				74							84	86	84
1069	同 マルチ7回目						76				75							85	87	85
1069	同 マルチ8回目						76				76							86	88	86
1069	同 マルチ9回目						76				77							87	89	87
1069	同 マルチ10回目						76				78							88	90	88
1069	同 マルチ11回目						76				79							89	91	89
1069	同 マルチ12回目						76				80							90	92	90
1069	同 マルチ13回目						76				81							91	93	91
1069	同 マルチ14回目						76				82							92	94	92
1069	同 マルチ15回目						76				83							93	95	93
1069	同 マルチ16回目						76				84							94	96	94
1069	同 マルチ17回目						76				85							95	97	95
1069	同 マルチ18回目						76				86							96	98	96
1069	同 マルチ19回目						76				87							97	99	97
1069	同 マルチ20回目						76				88							98	100	98

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの 追加項	出来高			請求		立替		打切				
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数		総 桁 数	要 請 順 序	報 告 順 序	確 認 順 序	請 求 順 序	確 認 順 序	報 告 順 序	確 認 順 序	申 込 順 序	承 諾 順 序	通 知 順 序	
1174	発注者側見積・契約条件	M	62		MLレベル1	8	62										99	101	99
1174	同 マルチ2回目						62										100	102	100
1174	同 マルチ3回目						62										101	103	101
1174	同 マルチ4回目						62										102	104	102
1174	同 マルチ5回目						62										103	105	103
1174	同 マルチ6回目						62										104	106	104
1174	同 マルチ7回目						62										105	107	105
1174	同 マルチ8回目						62										106	108	106
1175	特記事項	M	76		MJレベル1	10	76										107	109	107
1175	同 マルチ2回目						76										108	110	108
1175	同 マルチ3回目						76										109	111	109
1175	同 マルチ4回目						76										110	112	110
1175	同 マルチ5回目						76										111	113	111
1175	同 マルチ6回目						76										112	114	112
1175	同 マルチ7回目						76										113	115	113
1175	同 マルチ8回目						76										114	116	114
1175	同 マルチ9回目						76										115	117	115
1175	同 マルチ10回目						76										116	118	116
1176	特記事項2	M	76		MKレベル1	20	76										117	119	117
1176	同 マルチ2回目						76										118	120	118
1176	同 マルチ3回目						76										119	121	119
1176	同 マルチ4回目						76										120	122	120
1176	同 マルチ5回目						76										121	123	121
1176	同 マルチ6回目						76										122	124	122
1176	同 マルチ7回目						76										123	125	123
1176	同 マルチ8回目						76										124	126	124
1176	同 マルチ9回目						76										125	127	125
1176	同 マルチ10回目						76										126	128	126
1176	同 マルチ11回目						76										127	129	127
1176	同 マルチ12回目						76										128	130	128
1176	同 マルチ13回目						76										129	131	129
1176	同 マルチ14回目						76										130	132	130
1176	同 マルチ15回目						76										131	133	131
1176	同 マルチ16回目						76										132	134	132
1176	同 マルチ17回目						76										133	135	133
1176	同 マルチ18回目						76										134	136	134
1176	同 マルチ19回目						76										135	137	135
1176	同 マルチ20回目						76										136	138	136
1071	運送費用負担	M	20				20										137	139	137
1079	基本契約日	9	8				8			66	66		66	64			138	140	138
1302	基本契約番号	M	24				24			129	67	67	67	65			139	141	139
1312	出来高査定方式識別コード	X	1				1			130	68	68	68	66			140	142	140
57	消費税コード	X	1				1			131	69	69	69	67	55	55	141	143	141
59	課税分類コード	X	1				1			132	70	70	70	68	56	56	142	144	142
1004	消費税率	N	3	1			6			133	71	71	71	69	57	57	143	145	143
1088	明細金額計	N	12				13								58	58			
1089	明細金額計調整額	N	12				13								59	59			
1090	調整後帳票金額計	N	12				13								60	60			
1096	消費税額	N	12				13			72	72	72	70		61	61	144	146	144
1097	最終帳票金額	N	12				13			73	73	73	71		62	62	145	147	145
1014	送り状案内	M	76		MQレベル1	39	76			134	74	74	74	72	63	63	146	148	146
1014	同 マルチ2回目						76			135	75	75	75	73	64	64	147	149	147
1014	同 マルチ3回目						76			136	76	76	76	74	65	65	148	150	148

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの 追加項	出来高			請求		立替		打切			
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数		総 桁 数	要 請	報 告	確 認	請 求	確 認	報 告	確 認	申 込	承 諾	通 知
									順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序
1014	同 マルチ4回目							137	77	77	77	75	66	66	149	151	149	
1014	同 マルチ5回目							138	78	78	78	76	67	67	150	152	150	
1014	同 マルチ6回目							139	79	79	79	77	68	68	151	153	151	
1014	同 マルチ7回目							140	80	80	80	78	69	69	152	154	152	
1014	同 マルチ8回目							141	81	81	81	79	70	70	153	155	153	
1014	同 マルチ9回目							142	82	82	82	80	71	71	154	156	154	
1014	同 マルチ10回目							143	83	83	83	81	72	72	155	157	155	
1014	同 マルチ11回目							144	84	84	84	82	73	73	156	158	156	
1014	同 マルチ12回目							145	85	85	85	83	74	74	157	159	157	
1014	同 マルチ13回目							146	86	86	86	84	75	75	158	160	158	
1014	同 マルチ14回目							147	87	87	87	85	76	76	159	161	159	
1014	同 マルチ15回目							148	88	88	88	86	77	77	160	162	160	
1014	同 マルチ16回目							149	89	89	89	87	78	78	161	163	161	
1014	同 マルチ17回目							150	90	90	90	88	79	79	162	164	162	
1014	同 マルチ18回目							151	91	91	91	89	80	80	163	165	163	
1014	同 マルチ19回目							152	92	92	92	90	81	81	164	166	164	
1014	同 マルチ20回目							153	93	93	93	91	82	82	165	167	165	
1014	同 マルチ21回目							154	94	94	94	92	83	83	166	168	166	
1014	同 マルチ22回目							155	95	95	95	93	84	84	167	169	167	
1014	同 マルチ23回目							156	96	96	96	94	85	85	168	170	168	
1014	同 マルチ24回目							157	97	97	97	95	86	86	169	171	169	
1014	同 マルチ25回目							158	98	98	98	96	87	87	170	172	170	
1014	同 マルチ26回目							159	99	99	99	97	88	88	171	173	171	
1014	同 マルチ27回目							160	100	100	100	98	89	89	172	174	172	
1014	同 マルチ28回目							161	101	101	101	99	90	90	173	175	173	
1014	同 マルチ29回目							162	102	102	102	100	91	91	174	176	174	
1014	同 マルチ30回目							163	103	103	103	101	92	92	175	177	175	
1014	同 マルチ31回目							164	104	104	104	102	93	93	176	178	176	
1014	同 マルチ32回目							165	105	105	105	103	94	94	177	179	177	
1014	同 マルチ33回目							166	106	106	106	104	95	95	178	180	178	
1014	同 マルチ34回目							167	107	107	107	105	96	96	179	181	179	
1014	同 マルチ35回目							168	108	108	108	106	97	97	180	182	180	
1014	同 マルチ36回目							169	109	109	109	107	98	98	181	183	181	
1014	同 マルチ37回目							170	110	110	110	108	99	99	182	184	182	
1014	同 マルチ38回目							171	111	111	111	109	100	100	183	185	183	
1014	同 マルチ39回目							172	112	112	112	110	101	101	184	186	184	
1183	使用メーカー名	K	40		MOLレベル	10	40								185	187	185	
1184	使用メーカー見積金額合計	N	12		MOLレベル	10	13								186	188	186	
1185	使用メーカー購入品名、数量単位	M	40		MOLレベル	10	40								187	189	187	
1186	使用メーカー購入品数量	N	7		MOLレベル	10	8								188	190	188	
1183	マルチ2回目						40								189	191	189	
1184	マルチ2回目						13								190	192	190	
1185	マルチ2回目						40								191	193	191	
1186	マルチ2回目						8								192	194	192	
1183	マルチ3回目						40								193	195	193	
1184	マルチ3回目						13								194	196	194	
1185	マルチ3回目						40								195	197	195	
1186	マルチ3回目						8								196	198	196	
1183	マルチ4回目						40								197	199	197	
1184	マルチ4回目						13								198	200	198	
1185	マルチ4回目						40								199	201	199	
1186	マルチ4回目						8								200	202	200	
1183	マルチ5回目						40								201	203	201	

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの 追加項	出来高			請求		立替		打切			
		属性	byte 数	小 数	マルチ	回 数		総 桁 数	要 請 順 序	報 告 順 序	確 認 順 序	請 求 順 序	確 認 順 序	報 告 順 序	確 認 順 序	申 込 順 序	承 諾 順 序	通 知 順 序
1184	マルチ5回目					13										202	204	202
1185	マルチ5回目					40										203	205	203
1186	マルチ5回目					8										204	206	204
1183	マルチ6回目					40										205	207	205
1184	マルチ6回目					13										206	208	206
1185	マルチ6回目					40										207	209	207
1186	マルチ6回目					8										208	210	208
1183	マルチ7回目					40										209	211	209
1184	マルチ7回目					13										210	212	210
1185	マルチ7回目					40										211	213	211
1186	マルチ7回目					8										212	214	212
1183	マルチ8回目					40										213	215	213
1184	マルチ8回目					13										214	216	214
1185	マルチ8回目					40										215	217	215
1186	マルチ8回目					8										216	218	216
1183	マルチ9回目					40										217	219	217
1184	マルチ9回目					13										218	220	218
1185	マルチ9回目					40										219	221	219
1186	マルチ9回目					8										220	222	220
1183	マルチ10回目					40										221	223	221
1184	マルチ10回目					13										222	224	222
1185	マルチ10回目					40										223	225	223
1186	マルチ10回目					8										224	226	224
1187	使用商社名	K	40		MPLレベル	10	40									225	227	225
1188	使用商社見積金額合計	N	12		MPLレベル	10	13									226	228	226
1189	使用商社購入品名、数量単位	M	40		MPLレベル	10	40									227	229	227
1190	使用商社購入品数量	N	7		MPLレベル	10	8									228	230	228
1187	マルチ2回目					40										229	231	229
1188	マルチ2回目					13										230	232	230
1189	マルチ2回目					40										231	233	231
1190	マルチ2回目					8										232	234	232
1187	マルチ3回目					40										233	235	233
1188	マルチ3回目					13										234	236	234
1189	マルチ3回目					40										235	237	235
1190	マルチ3回目					8										236	238	236
1187	マルチ4回目					40										237	239	237
1188	マルチ4回目					13										238	240	238
1189	マルチ4回目					40										239	241	239
1190	マルチ4回目					8										240	242	240
1187	マルチ5回目					40										241	243	241
1188	マルチ5回目					13										242	244	242
1189	マルチ5回目					40										243	245	243
1190	マルチ5回目					8										244	246	244
1187	マルチ6回目					40										245	247	245
1188	マルチ6回目					13										246	248	246
1189	マルチ6回目					40										247	249	247
1190	マルチ6回目					8										248	250	248
1187	マルチ7回目					40										249	251	249
1188	マルチ7回目					13										250	252	250
1189	マルチ7回目					40										251	253	251
1190	マルチ7回目					8										252	254	252
1187	マルチ8回目					40										253	255	253
1188	マルチ8回目					13										254	256	254

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの追加項	出来高			請求		立替		打切			
		属性	byte数	小数	マルチ回数	総桁数		要請	報告	確認	請求	確認	報告	確認	申込	承諾	通知	
								順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序
1189	マルチ8回目					40										255	257	255
1190	マルチ8回目					8										256	258	256
1187	マルチ9回目					40										257	259	257
1188	マルチ9回目					13										258	260	258
1189	マルチ9回目					40										259	261	259
1190	マルチ9回目					8										260	262	260
1187	マルチ10回目					40										261	263	261
1188	マルチ10回目					13										262	264	262
1189	マルチ10回目					40										263	265	263
1190	マルチ10回目					8										264	266	264
1179	帳票データチェック値	X	15		MMレベル9	15		173	113	113	113	111	102	102	265	267	265	
1179	同 マルチ2回目					15		174	114	114	114	112	103	103	266	268	266	
1179	同 マルチ3回目					15		175	115	115	115	113	104	104	267	269	267	
1179	同 マルチ4回目					15		176	116	116	116	114	105	105	268	270	268	
1179	同 マルチ5回目					15		177	117	117	117	115	106	106	269	271	269	
1179	同 マルチ6回目					15		178	118	118	118	116	107	107	270	272	270	
1179	同 マルチ7回目					15		179	119	119	119	117	108	108	271	273	271	
1179	同 マルチ8回目					15		180	120	120	120	118	109	109	272	274	272	
1179	同 マルチ9回目					15		181	121	121	121	119	110	110	273	275	273	
1199	解除、打切理由	M	76		MTレベル1	10	76								274	276	274	
1199	同 マルチ2回目					76									275	277	275	
1199	同 マルチ3回目					76									276	278	276	
1199	同 マルチ4回目					76									277	279	277	
1199	同 マルチ5回目					76									278	280	278	
1199	同 マルチ6回目					76									279	281	279	
1199	同 マルチ7回目					76									280	282	280	
1199	同 マルチ8回目					76									281	283	281	
1199	同 マルチ9回目					76									282	284	282	
1199	同 マルチ10回目					76									283	285	283	
1092	契約金額計	N	12			13		182	122	122	122	120			284	286	284	
1385	追加契約金額	N	12			13		183	123	123	123	121			285	287	285	
1093	契約金額計調整額	N	12			13		184	124	124	124	122			286	288	286	
1094	調整後契約金額計	N	12			13		185	125	125	125	123			287	289	287	
1098	契約金額消費税額	N	12			13		186	126	126	126	124			288	290	288	
1099	最終契約金額	N	12			13		187	127	127	127	125			289	291	289	
1080	出来高調査日	9	8			8		128	128	128	128	126			290	292	290	
1311	請求予定年月	9	6			6		188	129	129	129	127			291	293	291	
1081	出来高調査回数	9	6			6		189	130	130	130	128			292	294	292	
1082	今回迄の請求回数	9	6			6						131	129					
1313	請求算定方式コード	X	2			2		190	131	131	131	130			293	295	293	
1314	請求完了区分コード	X	1			1		191	132	132	132	131						
1315	出来高・請求・立替査定結果コード	X	2			2				133		132	111					
1316	請求確認コード	X	1			1						133						
1381	検査完了予定日	9	8			8		192	133	134	134	134						
1382	引渡予定日	9	8			8		193	134	135	135	135						
1058	支払条件:部分払い割合	N	3	1		6		194	135	136	136	136			294	296	294	
1107	前回迄累積出来高金額計	N	12			13			136	137	137	137			295	297	295	
1321	前回迄累積出来高金額計調整額	N	12			13			137	138	138	138			296	298	296	
1322	調整後前回迄累積出来高金額計	N	12			13			138	139	139	139			297	299	297	
1101	前回迄累積請求金額計	N	12			13			139	140	140	140			298	300	298	
1323	前回迄累積支払金額計	N	12			13			140	141	141	141			299	301	299	
1152	税込前回迄累積出来高金額計	N	12			13			141	142	142	142			300	302	300	

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの 追加項	出来高			請求		立替		打切			
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数		総 桁 数	要	報	確	請	確	報	確	申	承	通
									請	告	認	求	認	告	認	込	諾	知
順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	順序	
1351	税込前回迄累積出来高金額計調整額	N	12				13			142	143	143	143			301	303	301
1352	調整後税込前回迄累積出来高金額計	N	12				13			143	144	144	144			302	304	302
1159	税込前回迄累積請求金額計	N	12				13			144	145	145	145			303	305	303
1109	今回迄累積出来高金額計	N	12				13			145	146	146	146			304	306	304
1331	今回迄累積出来高金額計調整額	N	12				13			146	147	147	147			305	307	305
1332	調整後今回迄累積出来高金額計	N	12				13			147	148	148	148			306	308	306
1103	今回迄累積請求金額計	N	12				13			148	149	149	149			307	309	307
1334	今回迄累積請求金額計消費税額	N	12				13			149	150	150	150					
1114	今回迄累積請求保留金額計	N	12				13			150	151	151	151			308	310	308
1153	税込今回迄累積出来高金額計	N	12				13			151	152	152	152			309	311	309
1341	税込今回迄累積出来高金額計調整額	N	12				13			152	153	153	153			310	312	310
1342	調整後税込今回迄累積出来高金額計	N	12				13			153	154	154	154			311	313	311
1335	税込今回迄累積請求金額計(調整前)	N	12				13			154	155	155	155			312	314	312
1163	税込今回迄累積請求保留金額計	N	12				13			155	156	156	156			313	315	313
1343	税込今回迄累積請求金額計調整額	N	12				13			156	157	157	157			314	316	314
1160	税込今回迄累積請求金額計	N	12				13			157	158	158	158			315	317	315
1361	今回請求金額計(調整前)	N	12				13			158	159	159	159			316	318	316
1362	今回請求金額計調整額	N	12				13			159	160	160	160			317	319	317
1112	今回請求金額計	N	12				13			160	161	161	161			318	320	318
1035	受注者指定金融機関名	K	20		MSLレベル	1	20						162					
1036	受注者指定金融機関支店名	K	20		MSLレベル	1	20						163					
1037	受注者指定金融機関預金種目	K	4		MSLレベル	1	4						164					
1038	受注者指定金融機関口座番号	9	14		MSLレベル	1	14						165					
1039	受注者指定金融機関口座名義	K	40		MSLレベル	1	40						166					
1040	受注者指定金融機関口座名義フリガナ	X	40		MSLレベル	1	40						167					
1383	受注者側専用使用欄	M	120		MULレベル	5	120			195	161	162	168	162	111	112		
1383	同 マルチ2回目						120			196	162	163	169	163	112	113		
1383	同 マルチ3回目						120			197	163	164	170	164	113	114		
1383	同 マルチ4回目						120			198	164	165	171	165	114	115		
1383	同 マルチ5回目						120			199	165	166	172	166	115	116		
1384	発注者側専用使用欄	M	120		MVLレベル	5	120			200	166	167	173	167	116	117		
1384	同 マルチ2回目						120			201	167	168	174	168	117	118		
1384	同 マルチ3回目						120			202	168	169	175	169	118	119		
1384	同 マルチ4回目						120			203	169	170	176	170	119	120		
1384	同 マルチ5回目						120			204	170	171	177	171	120	121		
1310	発注者適格請求書発行事業者登録番号	X	14				14	●							121	122		
1309	受注者適格請求書発行事業者登録番号	X	14				14	●		171	172	178	172					
1365	適用課税分類コード	X	1		MNLレベル	5	1	●							122	123		
1366	適用消費税率	N	3	1	MNLレベル	5	6	●							123	124		
1397	適用区分別明細金額計	N	12		MNLレベル	5	13	●							124	125		
1398	適用区分別消費税額	N	12		MNLレベル	5	13	●							125	126		
1365	同 マルチ2回目						1	●							126	127		
1366	同 マルチ2回目						6	●							127	128		
1397	同 マルチ2回目						13	●							128	129		
1398	同 マルチ2回目						13	●							129	130		
1365	同 マルチ3回目						1	●							130	131		
1366	同 マルチ3回目						6	●							131	132		

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの 追加項	出来高			請求		立替		打切			
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数		総 桁 数	要 請	報 告	確 認	請 求	確 認	報 告	確 認	申 込	承 諾	通 知
									順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序	順 序
1397 同	マルチ3回目					13	●							132	133			
1398 同	マルチ3回目					13	●							133	134			
1365 同	マルチ4回目					1	●							134	135			
1366 同	マルチ4回目					6	●							135	136			
1397 同	マルチ4回目					13	●							136	137			
1398 同	マルチ4回目					13	●							137	138			
1365 同	マルチ5回目					1	●							138	139			
1366 同	マルチ5回目					6	●							139	140			
1397 同	マルチ5回目					13	●							140	141			
1398 同	マルチ5回目					13	●							141	142			
1317	打切精算区分コード	X	2			2	●									319	321	319
1393	前回迄累積消費税額計	N	12			13	●		172	173	179	173				320	322	320
1394	今回迄累積消費税額計	N	12			13	●		173	174	180	174				321	323	321
1395	消費税額(調整前)	N	12			13	●		174	175	181	175				322	324	322
1396	消費税額調整額	N	12			13	●		175	176	182	176				323	325	323

(b) 明細情報部分のファイル(拡張子=DAT)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7か らの追 加項目	出来高			請求		立替		打切			
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数		総 桁 数	要 請 順 序	報 告 順 序	確 認 順 序	請 求 順 序	確 認 順 序	報 告 順 序	確 認 順 序	申 込 順 序	承 諾 順 序	通 知 順 序
<b>明細情報部分 (内訳)</b>																		
注：明細行無しのメッセージでは、明細情報部の必須項目も不要。																		
1200	明細コード	X	50		M6レベル1	∞	50		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1288	明細データ属性コード	X	1		M6レベル1	∞	1		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1289	補助明細コード	X	2		M6レベル1	∞	2		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1201	明細番号	X	25		M6レベル1	∞	25		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
1278	明細番号2	X	5		M6レベル1	∞	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
1203	明細別取引区分コード	X	5		M6レベル1	∞	5		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
1287	明細別材工共コード	X	2		M6レベル1	∞	2		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
1279	建設資機材コード	X	40		M6レベル1	∞	40		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
1280	コード送信側変換結果コード	X	2		M6レベル1	∞	2		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
1282	コード受信側変換結果コード	X	2		M6レベル1	∞	2		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
1213	品名・名称	M	54		M7レベル2	2	54		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
1214	規格・仕様・摘要	M	66		M7レベル2	2	66		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
1213	マルチ2回目						54		13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
1214	マルチ2回目						66		14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
1208	使用期間	N	5	2	M6レベル1	∞	9		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
1209	使用期間単位	M	6		M6レベル1	∞	6		16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
1216	補助数量	N	7	3	M6レベル1	∞	12		17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
1217	補助数量単位	M	6		M6レベル1	∞	6		18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
1218	明細数量	N	7	3	M6レベル1	∞	12		19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
1219	明細数量単位	M	6		M6レベル1	∞	6		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
1222	単価	N	12	1	M6レベル1	∞	15		21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
1223	明細金額	N	12		M6レベル1	∞	13		22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
1247	明細別使用メーカーコード	X	25		M6レベル1	∞	25		23	23	23	23	23				23	23
1248	明細別使用メーカー名	K	40		M6レベル1	∞	40		24	24	24	24	24				24	24
1249	明細別使用商社コード	X	25		M6レベル1	∞	25		25	25	25	25	25				25	25
1250	明細別使用商社名	K	40		M6レベル1	∞	40		26	26	26	26	26				26	26
1251	明細別備考欄	M	16		M8レベル2	2	16		27	27	27	27	23	23			27	27
1251	同 マルチ2回目						16		28	28	28	28	28	24	24			28
1413	明細別変更コード	X	1		M6レベル1	∞	1			29	29						29	29
1400	明細別注文番号枝番	X	2		M6レベル1	∞	2			30	30	29	29				30	30
1298	契約使用期間	N	5	2	M6レベル1	∞	9		29	31	31	30	30				31	31
1299	契約補助数量	N	7	3	M6レベル1	∞	12		30	32	32	31	31				32	32
1224	契約数量明細	N	7	3	M6レベル1	∞	12		31	33	33	32	32				33	33
1225	契約金額明細	N	12		M6レベル1	∞	13		32	34	34	33	33				34	34
1232	前回迄累積出来高数量明細	N	7	3	M6レベル1	∞	12			35	35	34	34				35	35
1296	前回迄累積出来高明細別単価 出来高率	N	3	1	M6レベル1	∞	6			36	36	35	35				36	36
1233	前回迄累積出来高金額明細	N	12		M6レベル1	∞	13			37	37	36	36				37	37
1234	今回迄累積出来高数量明細	N	7	3	M6レベル1	∞	12			38	38	37	37				38	38
1297	今回迄累積出来高明細別単価 出来高率	N	3	1	M6レベル1	∞	6			39	39	38	38				39	39
1235	今回迄累積出来高金額明細	N	12		M6レベル1	∞	13			40	40	39	39				40	40
1206	使用期間開始日	X	8		M6レベル1	∞	8			41	41	40	40	25	25		41	41
1207	使用期間締切日	X	8		M6レベル1	∞	8			42	42	41	41	26	26		42	42
1205	明細年月日(明細別参照帳票 年月日)	X	14		M6レベル1	∞	14	●						27	27			
1221	明細別課税分類コード	X	1		M6レベル1	∞	1	●						28	28			
1376	明細別消費税率	N	3	1	M6レベル1	∞	6	●						29	29			



- 5) 支払通知  
 (a) 全体情報部分のファイル(拡張子=INF)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加 項目	支払 通知
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数		
<b>全体情報部分 (鑑)</b>								
1	データ処理No.	9	5			5	1	
2	情報区分コード	X	4			4	2	
3	データ作成日	9	8			8	3	
4	発注者コード	X	12			12	4	
5	受注者コード	X	12			12	5	
1197	サブセット・バージョン	X	12			12	6	
9	訂正コード	X	1			1	7	
1007	帳票No.	X	14			14	8	
1008	帳票年月日	9	8			8	9	
1009	参照帳票No.	X	14			14	10	
1010	参照帳票年月日	9	8			8	11	
1023	受注者コード2(発注者採番)	X	10			10	12	
1013	受注者名	K	40			40	13	
1015	受注者代表者氏名	K	28			28	14	
1017	受注者担当部署名	K	40		M9レベル1	1 40	15	
1018	受注者担当者名	K	20		M9レベル1	1 20	16	
1019	受注者担当郵便番号	X	10		M9レベル1	1 10	17	
1020	受注者担当住所	K	60		M9レベル1	1 60	18	
1021	受注者担当電話番号	X	15		M9レベル1	1 15	19	
1022	受注者担当FAX番号	X	15		M9レベル1	1 15	20	
1024	発注者名	K	56			56	21	
1026	発注者代表者氏名	K	28			28	22	
1028	発注者担当部署名	K	40		MAレベル1	2 40	23	
1029	発注者担当者名	K	20		MAレベル1	2 20	24	
1030	発注者担当郵便番号	X	10		MAレベル1	2 10	25	
1031	発注者担当住所	K	60		MAレベル1	2 60	26	
1032	発注者担当電話番号	X	15		MAレベル1	2 15	27	
1033	発注者担当FAX番号	X	15		MAレベル1	2 15	28	
1028	マルチ2回目					40	29	
1029	マルチ2回目					20	30	
1030	マルチ2回目					10	31	
1031	マルチ2回目					60	32	
1032	マルチ2回目					15	33	
1033	マルチ2回目					15	34	
1014	送り状案内	M	76		MQレベル1	39 76	35	
1014	同 マルチ2回目					76	36	
1014	同 マルチ3回目					76	37	
1014	同 マルチ4回目					76	38	
1014	同 マルチ5回目					76	39	
1014	同 マルチ6回目					76	40	
1014	同 マルチ7回目					76	41	
1014	同 マルチ8回目					76	42	
1014	同 マルチ9回目					76	43	
1014	同 マルチ10回目					76	44	
1014	同 マルチ11回目					76	45	
1014	同 マルチ12回目					76	46	
1014	同 マルチ13回目					76	47	
1014	同 マルチ14回目					76	48	
1014	同 マルチ15回目					76	49	

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加 項目	支払 通知 順序
		属性	byte 数	小 数	マルチ	回数 総 桁 数		
1014	同 マルチ16回目					76		50
1014	同 マルチ17回目					76		51
1014	同 マルチ18回目					76		52
1014	同 マルチ19回目					76		53
1014	同 マルチ20回目					76		54
1014	同 マルチ21回目					76		55
1014	同 マルチ22回目					76		56
1014	同 マルチ23回目					76		57
1014	同 マルチ24回目					76		58
1014	同 マルチ25回目					76		59
1014	同 マルチ26回目					76		60
1014	同 マルチ27回目					76		61
1014	同 マルチ28回目					76		62
1014	同 マルチ29回目					76		63
1014	同 マルチ30回目					76		64
1014	同 マルチ31回目					76		65
1014	同 マルチ32回目					76		66
1014	同 マルチ33回目					76		67
1014	同 マルチ34回目					76		68
1014	同 マルチ35回目					76		69
1014	同 マルチ36回目					76		70
1014	同 マルチ37回目					76		71
1014	同 マルチ38回目					76		72
1014	同 マルチ39回目					76		73
1035	受注者指定金融機関名	K	20		MSレベル1	1 20		74
1036	受注者指定金融機関支店名	K	20		MSレベル1	1 20		75
1037	受注者指定金融機関預金種目	K	4		MSレベル1	1 4		76
1038	受注者指定金融機関口座番号	9	14		MSレベル1	1 14		77
1039	受注者指定金融機関口座名義	K	40		MSレベル1	1 40		78
1040	受注者指定金融機関口座名義 フリガナ	X	40		MSレベル1	1 40		79
1126	今回支払金額計	N	14			15		80
1127	控除・相殺金額明細計	N	14			15		81
1128	一括控除・相殺項目	K	40		M4レベル1	15 40		82
1129	一括控除・相殺金額	N	14		M4レベル1	15 14		83
1128	マルチ2回目					40		84
1129	マルチ2回目					14		85
1128	マルチ3回目					40		86
1129	マルチ3回目					14		87
1128	マルチ4回目					40		88
1129	マルチ4回目					14		89
1128	マルチ5回目					40		90
1129	マルチ5回目					14		91
1128	マルチ6回目					40		92
1129	マルチ6回目					14		93
1128	マルチ7回目					40		94
1129	マルチ7回目					14		95
1128	マルチ8回目					40		96
1129	マルチ8回目					14		97
1128	マルチ9回目					40		98

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加 項目	支払 通知
		属 性	byte 数	小 数	マルチ	回 数		
1129	マルチ9回目						14	99
1128	マルチ10回目						40	100
1129	マルチ10回目						14	101
1128	マルチ11回目						40	102
1129	マルチ11回目						14	103
1128	マルチ12回目						40	104
1129	マルチ12回目						14	105
1128	マルチ13回目						40	106
1129	マルチ13回目						14	107
1128	マルチ14回目						40	108
1129	マルチ14回目						14	109
1128	マルチ15回目						40	110
1129	マルチ15回目						14	111
1130	一括控除・相殺金額計	N	14				14	112
1131	控除・相殺金額合計	N	14				14	113
1132	調整後今回支払金額計	N	14				14	114
1133	今回支払金額内現金金額計	N	14				14	115
1134	今回支払金額内手形金額計	N	14				14	116
1135	今回支払金額内期日一括払い 金額計	N	14				14	117
1600	今回控除・相殺金残高	N	14				14	118
1601	前回控除・相殺金残高	N	14				14	119
1602	今回支払金額内ファクタリング 金額計	N	14				14	120
1603	今回支払金額内現金金額内訳	N	14		MXレベル1	3	14	121
1604	今回支払金額内現金金額金融 機関振込日内訳	9	8		MXレベル1	3	8	122
1605	今回支払金額内現金金額摘要	K	20		MXレベル1	3	20	123
1603	マルチ2回目						14	124
1604	マルチ2回目						8	125
1605	マルチ2回目						20	126
1603	マルチ3回目						14	127
1604	マルチ3回目						8	128
1605	マルチ3回目						20	129
1606	今回支払金額内手形金額内訳	N	14		MYレベル1	3	14	130
1607	今回支払金額内手形支払日内 訳	9	8		MYレベル1	3	8	131
1608	今回支払金額内手形決済日内 訳	9	8		MYレベル1	3	8	132
1609	今回支払金額内手形金額摘要	K	20		MYレベル1	3	20	133
1606	マルチ2回目						14	134
1607	マルチ2回目						8	135
1608	マルチ2回目						8	136
1609	マルチ2回目						20	137
1606	マルチ3回目						14	138
1607	マルチ3回目						8	139
1608	マルチ3回目						8	140
1609	マルチ3回目						20	141
1610	今回支払金額内期日一括払い 金額内訳	N	14		MZレベル1	3	14	142
1611	今回支払金額内期日一括払い 支払日内訳	9	8		MZレベル1	3	8	143

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加 項目	支払 通知 順序
		属性	byte 数	小 数	マルチ	回数		
1612	今回支払金額内期日一括払い 金額摘要	K	20		MZレベル1	3	20	144
1610	マルチ2回目						14	145
1611	マルチ2回目						8	146
1612	マルチ2回目						20	147
1610	マルチ3回目						14	148
1611	マルチ3回目						8	149
1612	マルチ3回目						20	150
1613	今回支払金額内ファクタリング 金額内訳	N	14		MDレベル1	3	14	151
1614	今回支払金額内ファクタリング 支払日内訳	9	8		MDレベル1	3	8	152
1615	今回支払金額内ファクタリング 決済日内訳	9	8		MDレベル1	3	8	153
1616	今回支払金額内ファクタリング 金額摘要	K	20		MDレベル1	3	20	154
1613	マルチ2回目						14	155
1614	マルチ2回目						8	156
1615	マルチ2回目						8	157
1616	マルチ2回目						20	158
1613	マルチ3回目						14	159
1614	マルチ3回目						8	160
1615	マルチ3回目						8	161
1616	マルチ3回目						20	162
1620	手形送付先担当部署名	K	60				60	163
1621	手形送付先担当郵便番号	X	10				10	164
1622	手形送付先担当住所	K	60				60	165
1623	手形送付先担当電話番号	X	25				25	166
1624	手形送付先担当FAX番号	X	25				25	167
1630	支払通知内容問い合わせ先	K	76		MHレベル1	20	76	168
1630	同 マルチ2回目						76	169
1630	同 マルチ3回目						76	170
1630	同 マルチ4回目						76	171
1630	同 マルチ5回目						76	172
1630	同 マルチ6回目						76	173
1630	同 マルチ7回目						76	174
1630	同 マルチ8回目						76	175
1630	同 マルチ9回目						76	176
1630	同 マルチ10回目						76	177
1630	同 マルチ11回目						76	178
1630	同 マルチ12回目						76	179
1630	同 マルチ13回目						76	180
1630	同 マルチ14回目						76	181
1630	同 マルチ15回目						76	182
1630	同 マルチ16回目						76	183
1630	同 マルチ17回目						76	184
1630	同 マルチ18回目						76	185
1630	同 マルチ19回目						76	186
1630	同 マルチ20回目						76	187
1631	支払通知記載事項摘要	K	76		MLレベル1	30	76	188
1631	同 マルチ2回目						76	189
1631	同 マルチ3回目						76	190

D. I .CSV インタフェース機能

		CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加 項目	支払 通知
タグ	項目名	属 性	byte 数	小 数	マルチ	回 数	総 桁 数	順 序
1631	同 マルチ4回目						76	191
1631	同 マルチ5回目						76	192
1631	同 マルチ6回目						76	193
1631	同 マルチ7回目						76	194
1631	同 マルチ8回目						76	195
1631	同 マルチ9回目						76	196
1631	同 マルチ10回目						76	197
1631	同 マルチ11回目						76	198
1631	同 マルチ12回目						76	199
1631	同 マルチ13回目						76	200
1631	同 マルチ14回目						76	201
1631	同 マルチ15回目						76	202
1631	同 マルチ16回目						76	203
1631	同 マルチ17回目						76	204
1631	同 マルチ18回目						76	205
1631	同 マルチ19回目						76	206
1631	同 マルチ20回目						76	207
1631	同 マルチ21回目						76	208
1631	同 マルチ22回目						76	209
1631	同 マルチ23回目						76	210
1631	同 マルチ24回目						76	211
1631	同 マルチ25回目						76	212
1631	同 マルチ26回目						76	213
1631	同 マルチ27回目						76	214
1631	同 マルチ28回目						76	215
1631	同 マルチ29回目						76	216
1631	同 マルチ30回目						76	217

## (b) 明細情報部分のファイル(拡張子=DAT)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7 からの追加 項目	支払 通知 順序	
		属性	byte 数	小数	マルチ	回数			総 桁 数
<b>明細情報部分(内訳)</b>									
1200	明細コード	X	50		M6レベル1	∞	50		1
1288	明細データ属性コード	X	1		M6レベル1	∞	1		2
1289	補助明細コード	X	2		M6レベル1	∞	2		3
1201	明細番号	X	25		M6レベル1	∞	25		4
1278	明細番号2	X	5		M6レベル1	∞	5		5
1202	明細別発注者担当部署コード	X	25		M6レベル1	∞	25		6
1204	明細別参照帳票No.	X	14		M6レベル1	∞	14		7
1212	明細別取引件名(支払件名)	K	60		M7レベル2	2	60		8
1212	同 マルチ2回目						60		9
1241	今回支払金額明細	N	14		M6レベル1	∞	14		10
1242	控除・相殺金額明細	N	14		M6レベル1	∞	14		11
1420	明細別工事コード	X	25		M6レベル1	∞	25		12
1421	明細別取引件名コード	X	25		M6レベル1	∞	25		13
1422	明細別発注者管理番号	X	25		M6レベル1	∞	25		14
1423	明細別工事場所・受渡し場所	K	76		M6レベル1	∞	76		15
1424	明細別工事場所・受渡し場所 電話番号	X	25		M6レベル1	∞	25		16
1425	明細別支払区分	X	10		M6レベル1	∞	10		17
1426	明細別CI-NET区分コード	X	1		M6レベル1	∞	1		18
1427	請求出来高立替控除区分コード	X	1		M6レベル1	∞	1		19
1430	明細別原価要素名	K	20		M6レベル1	∞	20		20
1431	明細別原価要素コード	X	5		M6レベル1	∞	5		21
1432	明細別原価科目名	K	20		M6レベル1	∞	20		22
1433	明細別原価科目コード	X	5		M6レベル1	∞	5		23
1434	明細別原価細目名	K	20		M6レベル1	∞	20		24
1435	明細別原価細目コード	X	5		M6レベル1	∞	5		25

- 6) 工物件案内、工事請負契約外(請求／請求確認)
  - (a) 全体情報部分のファイル(拡張子=INF)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの 追加項目	工 事 物 件 案 内	契約外	
		属 性	byte 数	小 数	マルチ	回 数			総 桁 数	請 求 順 序
<b>全体情報部分 (鑑)</b>										
1	データ処理No.	9	5			5		1	1	1
2	情報区分コード	X	4			4		2	2	2
3	データ作成日	9	8			8		3	3	3
4	発注者コード	X	12			12		4	4	4
5	受注者コード	X	12			12		5	5	5
1197	サブセット・バージョン	X	12			12		6	6	6
9	訂正コード	X	1			1		7	7	7
1006	工事コード	X	12			12		8	8	8
1306	変更工事コード	X	12			12		9	9	9
1007	帳票No.	X	14			14		10	10	10
1008	帳票年月日	9	8			8		11	11	11
1009	参照帳票No.	X	14			14			12	12
1010	参照帳票年月日	9	8			8			13	13
1023	受注者コード2(発注者採番)	X	10			10		12	14	14
1046	取引件名(注文件名)コード	X	8			8		13	15	15
1013	受注者名	K	40			40		14	16	16
1015	受注者代表者氏名	K	28			28		15		
1017	受注者担当部署名	K	40	M9レベル	1	40		16	17	17
1018	受注者担当者名	K	20	M9レベル	1	20		17	18	18
1019	受注者担当郵便番号	X	10	M9レベル	1	10		18	19	19
1020	受注者担当住所	K	60	M9レベル	1	60		19	20	20
1021	受注者担当電話番号	X	15	M9レベル	1	15		20	21	21
1022	受注者担当FAX番号	X	15	M9レベル	1	15		21	22	22
1024	発注者名	K	56			56		22	23	23
1005	JV工事フラグ	X	1			1		23		
1003	その他のJV構成企業名1	K	56	MRレベル	3	56		24		
1003	同 マルチ2回目					56		25		
1003	同 マルチ3回目					56		26		
1026	発注者代表者氏名	K	28			28				
1028	発注者担当部署名	K	40	MAレベル	2	40		27	24	24
1029	発注者担当者名	K	20	MAレベル	2	20		28	25	25
1030	発注者担当郵便番号	X	10	MAレベル	2	10		29	26	26
1031	発注者担当住所	K	60	MAレベル	2	60		30	27	27
1032	発注者担当電話番号	X	15	MAレベル	2	15		31	28	28
1033	発注者担当FAX番号	X	15	MAレベル	2	15		32	29	29
1028	同 マルチ2回目					40		33	30	30
1029	同 マルチ2回目					20		34	31	31
1030	同 マルチ2回目					10		35	32	32
1031	同 マルチ2回目					60		36	33	33
1032	同 マルチ2回目					15		37	34	34
1033	同 マルチ2回目					15		38	35	35

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの 追加項目	工 事 物 件 案 内	契約外	
		属 性	byte 数	小 数	マルチ	回 数			総 桁 数	請 求
							順 序	順 序	順 序	
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76			76	39	36	36	
1173	工事場所・受渡し場所略称	K	50			50	40	37	37	
1016	工事場所・受渡場所郵便番号	X	10			10	41	38	38	
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60			60	42	39	39	
1025	工事場所・受渡場所所長名	K	20			20	43	40	40	
1027	工事場所・受渡場所担当者名	K	20			20	44	41	41	
1041	工事場所・受渡場所電話番号	X	15			15	45	42	42	
1182	工事場所・受渡場所FAX番号	X	15			15	46	43	43	
1371	工事場所・受渡場所所在地コード (JIS)	X	5			5	47	44	44	
1045	取引件名(注文件名)	K	40			40	48	45	45	
1379	全体工事開始日	X	8			8	49			
1380	全体工事終了日	X	8			8	50			
1052	工事・納入開始日	X	8			8		46	46	
1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8			8		47	47	
1088	明細金額計	N	12			13		48	48	
1089	明細金額計調整額	N	12			13				
1090	調整後帳票金額計	N	12			13				
1096	消費税額	N	12			13		49	49	
1097	最終帳票金額	N	12			13		50	50	
1014	送り状案内1	M	76		MQレベル1	39	51	51	51	
1014	同 マルチ2回目					76	52	52	52	
1014	同 マルチ3回目					76	53	53	53	
1014	同 マルチ4回目					76	54	54	54	
1014	同 マルチ5回目					76	55	55	55	
1014	同 マルチ6回目					76	56	56	56	
1014	同 マルチ7回目					76	57	57	57	
1014	同 マルチ8回目					76	58	58	58	
1014	同 マルチ9回目					76	59	59	59	
1014	同 マルチ10回目					76	60	60	60	
1014	同 マルチ11回目					76	61	61	61	
1014	同 マルチ12回目					76	62	62	62	
1014	同 マルチ13回目					76	63	63	63	
1014	同 マルチ14回目					76	64	64	64	
1014	同 マルチ15回目					76	65	65	65	



D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの 追加項目	工 事 物 件 案 内	契約外	
		属 性	byte 数	小 数	マルチ 回数	総 桁 数			請 求 順 序	請 求 確 認 順 序
1014	同 マルチ16回目					76		66	66	
1014	同 マルチ17回目					76		67	67	
1014	同 マルチ18回目					76		68	68	
1014	同 マルチ19回目					76		69	69	
1014	同 マルチ20回目					76		70	70	
1014	同 マルチ21回目					76		71	71	
1014	同 マルチ22回目					76		72	72	
1014	同 マルチ23回目					76		73	73	
1014	同 マルチ24回目					76		74	74	
1014	同 マルチ25回目					76		75	75	
1014	同 マルチ26回目					76		76	76	
1014	同 マルチ27回目					76		77	77	
1014	同 マルチ28回目					76		78	78	
1014	同 マルチ29回目					76		79	79	
1014	同 マルチ30回目					76		80	80	
1014	同 マルチ31回目					76		81	81	
1014	同 マルチ32回目					76		82	82	
1014	同 マルチ33回目					76		83	83	
1014	同 マルチ34回目					76		84	84	
1014	同 マルチ35回目					76		85	85	
1014	同 マルチ36回目					76		86	86	
1014	同 マルチ37回目					76		87	87	
1014	同 マルチ38回目					76		88	88	
1014	同 マルチ39回目					76		89	89	
1179	帳票データチェック値	X	15	MMレベル	9	15		90	90	
1179	同 マルチ2回目					15		91	91	
1179	同 マルチ3回目					15		92	92	
1179	同 マルチ4回目					15		93	93	
1179	同 マルチ5回目					15		94	94	
1179	同 マルチ6回目					15		95	95	
1179	同 マルチ7回目					15		96	96	
1179	同 マルチ8回目					15		97	97	
1179	同 マルチ9回目					15		98	98	
1080	出来高調査日	9	8			8		99	99	
1311	請求予定年月	9	6			6		100	100	
1315	出来高・請求・立替査定結果コード	X	2			2			101	
1316	請求確認コード	X	1			1			102	
1035	受注者指定金融機関名	K	20	MSレベル	1	20		101		

D. I .CSV インタフェース機能

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの 追加項目	工事 物件 案内	契約外		
		属性	byte 数	小 数	マルチ	回 数			総 桁 数	請求 順序	請求 確認 順序
1036	受注者指定金融機関支店名	K	20		MSレベル1	1	20			102	
1037	受注者指定金融機関預金種目	K	4		MSレベル1	1	4			103	
1038	受注者指定金融機関口座番号	9	14		MSレベル1	1	14			104	
1039	受注者指定金融機関口座名義	K	40		MSレベル1	1	40			105	
1040	受注者指定金融機関口座名義フリガナ	X	40		MSレベル1	1	40			106	
1383	受注者側専用使用欄1	M	120		MUレベル1	5	120			107	103
1383	同 マルチ2回目						120			108	104
1383	同 マルチ3回目						120			109	105
1383	同 マルチ4回目						120			110	106
1383	同 マルチ5回目						120			111	107
1384	発注者側専用使用欄1	M	120		MVレベル1	5	120	99		112	108
1384	同 マルチ2回目						120	100		113	109
1384	同 マルチ3回目						120	101		114	110
1384	同 マルチ4回目						120	102		115	111
1384	同 マルチ5回目						120	103		116	112
1309	受注者適格請求書発行事業者登録番号	X	14				14	●		117	113
57	消費税コード	X	1				1			118	114
1365	適用課税分類コード(マルチ5回)	X	1		MNレベル1	5	1	●		119	115
1366	適用消費税率(マルチ5回)	N	3	1	MNレベル1	5	6	●		120	116
1397	適用区分別明細金額計(マルチ5回)	N	12		MNレベル1	5	13	●		121	117
1398	適用区分別消費税額(マルチ5回)	N	12		MNレベル1	5	13	●		122	118
1365	同 マルチ2回目						1	●		123	119
1366	同 マルチ2回目						6	●		124	120
1397	同 マルチ2回目						13	●		125	121
1398	同 マルチ2回目						13	●		126	122
1365	同 マルチ3回目						1	●		127	123
1366	同 マルチ3回目						6	●		128	124
1397	同 マルチ3回目						13	●		129	125
1398	同 マルチ3回目						13	●		130	126
1365	同 マルチ4回目						1	●		131	127
1366	同 マルチ4回目						6	●		132	128
1397	同 マルチ4回目						13	●		133	129
1398	同 マルチ4回目						13	●		134	130
1365	同 マルチ5回目						1	●		135	131
1366	同 マルチ5回目						6	●		136	132
1397	同 マルチ5回目						13	●		137	133
1398	同 マルチ5回目						13	●		138	134
1318	消費税計算区分コード	X	2				2	●		139	135

(b) 明細情報部分のファイル(拡張子=DAT)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの追加項目	工 事 物 件 案 内 順 序	契約外	
		属 性	byte 数	小 数	マル チ	回 数			総 桁 数	請 求 順 序
<b>明細情報部分 (内訳)</b>										
1204	明細別参照帳票No	x	14		M6レベル1	∞	14		1	1
1205	明細年月日	x	14		M6レベル1	∞	14		2	2
1377	明細別参照帳票No2	x	14		M6レベル1	∞	14		3	3
1378	明細別参照年月日2	x	14		M6レベル1	∞	14		4	4
1200	明細コード	X	50		M6レベル1	∞	50		5	5
1288	明細データ属性コード	X	1		M6レベル1	∞	1		6	6
1289	補助明細コード	X	2		M6レベル1	∞	2		7	7
1203	明細別取引区分コード	X	5		M6レベル1	∞	5		8	8
1287	明細別材工共コード	X	2		M6レベル1	∞	2		9	9
1279	建設資機材コード	X	40		M6レベル1	∞	40		10	10
1280	コード送信側変換結果コード	X	2		M6レベル1	∞	2		11	11
1282	コード受信側変換結果コード	X	2		M6レベル1	∞	2		12	12
1430	明細別原価要素名	K	20		M6レベル1	∞	20		13	13
1431	明細別原価要素コード	X	5		M6レベル1	∞	5		14	14
1432	明細別原価科目名	K	20		M6レベル1	∞	20		15	15
1433	明細別原価科目コード	X	5		M6レベル1	∞	5		16	16
1434	明細別原価細目名	K	20		M6レベル1	∞	20		17	17
1435	明細別原価細目コード	X	5		M6レベル1	∞	5		18	18
1213	品名・名称1	M	54		M7レベル2	2	54		19	19
1214	規格・仕様・摘要1	M	66		M7レベル2	2	66		20	20
1213	同 マルチ2回目						54		21	21
1214	同 マルチ2回目						66		22	22
1208	使用期間	N	5	2	M6レベル1	∞	9		23	23
1209	使用期間単位	M	6		M6レベル1	∞	6		24	24
1216	補助数量	N	7	3	M6レベル1	∞	12		25	25
1217	補助数量単位	M	6		M6レベル1	∞	6		26	26
1218	明細数量	N	7	3	M6レベル1	∞	12		27	27
1219	明細数量単位	M	6		M6レベル1	∞	6		28	28
1220	明細別消費税コード	X	1		M6レベル1	∞	1			
1221	明細別課税分類コード	X	1		M6レベル1	∞	1		29	29
1376	明細別消費税率	N	3	1	M6レベル1	∞	6		30	30
1375	単価(小数3桁)	N	12	3	M6レベル1	∞	17		31	31
1223	明細金額	N	12		M6レベル1	∞	13		32	32
1247	明細別使用メーカーコード	X	25		M6レベル1	∞	25		33	33
1248	明細別使用メーカー名	K	40		M6レベル1	∞	40		34	34
1249	明細別使用商社コード	X	25		M6レベル1	∞	25		35	35
1250	明細別使用商社名	K	40		M6レベル1	∞	40		36	36
1251	明細別備考欄	M	16		M8レベル2	2	16		37	37
1251	同 マルチ2回目						16		38	38
1413	明細別変更コード	X	1		M6レベル1	∞	1			
1298	契約使用期間	N	6	2	M6レベル1	∞	9			
1299	契約補助数量	N	7	3	M6レベル1	∞	12			
1224	契約数量明細	N	7	3	M6レベル1	∞	12			
1225	契約金額明細	N	12		M6レベル1	∞	13			
1206	使用期間開始日	X	8		M6レベル1	∞	8		39	39
1207	使用期間締切日	X	8		M6レベル1	∞	8		40	40
1436	管理番号	X	15		M6レベル1	∞	15	●	41	41
1437	入出庫区分名	M	14		M6レベル1	∞	14	●	42	42
1438	取引大分類	M	10		M6レベル1	∞	10	●	43	43
1439	取引小分類	M	10		M6レベル1	∞	10	●	44	44

## 10. 工事請負契約外請求一括取り込み CSV インタフェース機能

### (1) 本資料の背景・目的

受注者より提出される納品書の作成パターンは様々であり、それを基に作成する請求書も同様に多様である。

工事請負契約外請求においては、その対象となる商品・サービスを提供する受注者側のこれまでの商慣習から、従来 CI-NET LiteS で想定してきた「1 案件 1 請求」ではない形、すなわち受注者の処理、管理体系上、**複数の発注者、複数の案件、いくつかの作業所、支店等の請求**を 1 つにまとめて処理するパターンへの対応も可能とする。

これらの処理を行えるようにする背景としては、契約外請求情報（資材購入や、リース・レンタル品等）を CI-NET LiteS で受渡しを行う場合は、受注者側にて既に運用中である販売管理システム等から請求情報を出力するケースが多くなると考えられるものの、それらのデータを CI-NET LiteS の契約外請求情報の鑑情報（GSE\*\*\*\*\*.INF （注）\*\*\*\*\*は 5 ケタの通し番号）、明細情報（GSE\*\*\*\*\*.DAT）に合わせて出力するには、現行システムの改造等の作業負荷や費用負担が発生すると考えられるため、**受注者にとって**、既存システムに大きな改修を加えない形で、契約外請求業務の EDI 化を進めることが期待されている。

ここでは、受注者の省力化を目的とし、従来の工事請負契約外の請求情報を従来の鑑情報、明細情報での CSV インタフェース適用による運用に合わせて、複数の取引先、複数の工事物件の請求情報を、一括で受け渡す事のできる CSV インタフェースフォーマットを利用する方法を解説する。

なお、工事請負契約外請求の受渡し可能な CI-NET 対応システムは上記のフォーマットにも対応できることが望ましい。

また、場合によっては本機能を用いて発注者でも同様に、複数の工事請負契約外請求メッセージを一括で受け渡しできる機能の検討も可能となる。

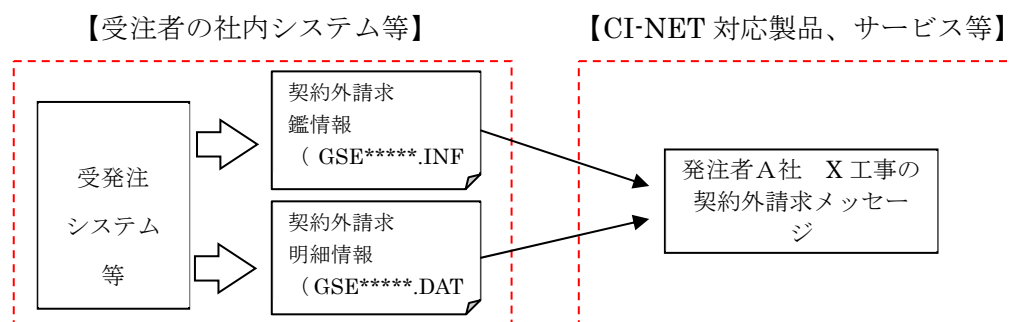
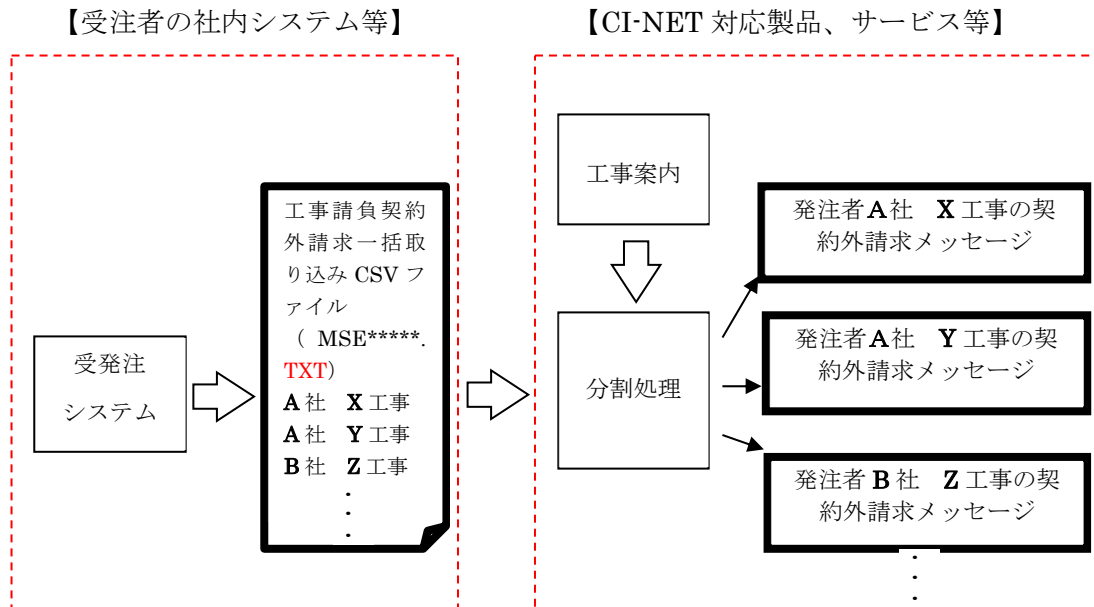
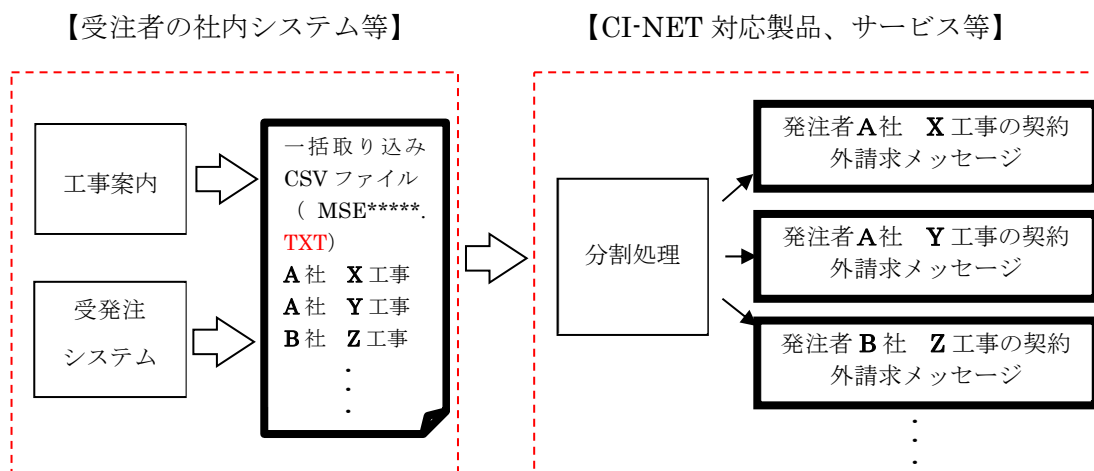


図 D. I - 6 従来の CI-NET LiteS の CSV インタフェースによる受け渡しイメージ

<パターン A>



<パターン B>



(注) 「MSE」は工事請負契約外請求 CSV ファイルのインタフェース・ファイル名称、「TXT」は工事請負契約外請求一括取り込み CSV ファイルのインタフェース・ファイル名称の拡張子を表す。(⇒表 D. I - 6 工事請負契約外請求一括取り込みインタフェース・ファイル名称一覧(1)、表 D. I - 7 工事請負契約外請求一括取り込みインタフェース・ファイル名称一覧(2) を参照。)

図 D. I - 7 工事請負契約外請求一括取り込み機能による受渡しイメージ

受信者は、自社システムに IN/OUT に利用する CSV インタフェース・ファイルについて以

下が選択可能。

1)形式

タグ付き方式 CSV

順序方式 CSV

2)文字コード

UTF 8/16

SHIFT JIS (標準)

### ■工事請負契約外請求一括取り込み CSV の運用イメージ

受注者は、複数の契約外請求メッセージの情報を1ファイルで出力をおこなう、CI-NET対応システムでは、そのファイルを下記のキー項目情報を元に分割し、発注者に通常の工事請負契約外請求メッセージと同様の情報の受け渡しを行う。

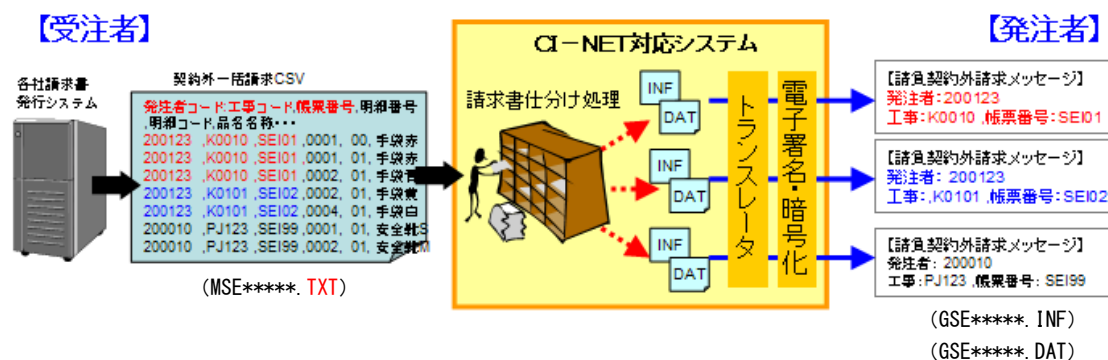


図 D. I - 8 工事請負契約外請求一括取り込み CSV の運用イメージ

【契約外請求メッセージに統一取引を見分けるキー項目】

- [1] データ処理 No.
- [4] 発注者コード
- [5] 受注者コード
- [1006] 工事コード
- [1007] 帳票 No. (ここでは受注者の請求番号を示す。)

■工事請負契約外請求一括取り込み CSV フォーマットの例

タグNo.	項目名	データ処理No.	発注者コード	受注者コード	工事コード	工事場所・受渡し場所略称	帳票No.	明細コード	品名・名称(マルチ2回目)
工事請負契約外請求一括CSVフォーマットの例									
タグNo.	第1レコード	CINT1	CINT4	CINT5	CINT1006	CINT1173	CINT1007	CINT1	CINT1213_2
請求1	第2レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00001	振興ビル新築工事	08190G1838	0001	120-150-200J
	第3レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00001	振興ビル新築工事	08190G1838	0002	0~299mmHg
	第4レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00001	振興ビル新築工事	08190G1838	0003	0~299mmHg
	第5レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00001	振興ビル新築工事	08190G1838	0004	0~299mmHg
請求2	第6レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00002	基金ビル新築工事	836571	0001	キャブタイヤケーブル 5.5スケア 30M
	第7レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00002	基金ビル新築工事	836571	0002	分離型ストライナー復道38 (SD490)
	第8レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00002	基金ビル新築工事	836571	0003	分離型ストライナー復道ポンプ 1.3KW
	第9レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00002	基金ビル新築工事	836571	0004	高周波インバータ100V
	第10レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00002	基金ビル新築工事	836571	0005	高周波インバータ100V
	第11レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00002	基金ビル新築工事	836571	0006	ペビーホイス 230K 20M非常停止付
	第12レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00002	基金ビル新築工事	836571	0007	マイディアーム 250KG
	第13レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00002	基金ビル新築工事	836571	0008	納入運賃 (基本)
	第14レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00002	基金ビル新築工事	836571	0009	高周波バイブレータ 50MM 6M
	第15レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00002	基金ビル新築工事	836571	0010	運賃 (至急便)
請求3	第16レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00003	基金会館改修工事	SEIKYU-01	0001	<<リース料>>
	第17レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00003	基金会館改修工事	SEIKYU-01	0002	アルワーク
	第18レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00003	基金会館改修工事	SEIKYU-01	0003	アルワーク
	第19レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00003	基金会館改修工事	SEIKYU-01	0004	アルワーク
	第20レコード	00001	2xxxxx000000	2xxxxx000000	KOJI00003	基金会館改修工事	SEIKYU-01	0005	リース 継続 残数

図 D. I - 9 工事請負契約外請求一括取り込み CSV フォーマットの例

■具体的な請求書作成・発行ケース

[ケース 1 : 同一発注者の複数作業所分の請求書発行の場合]

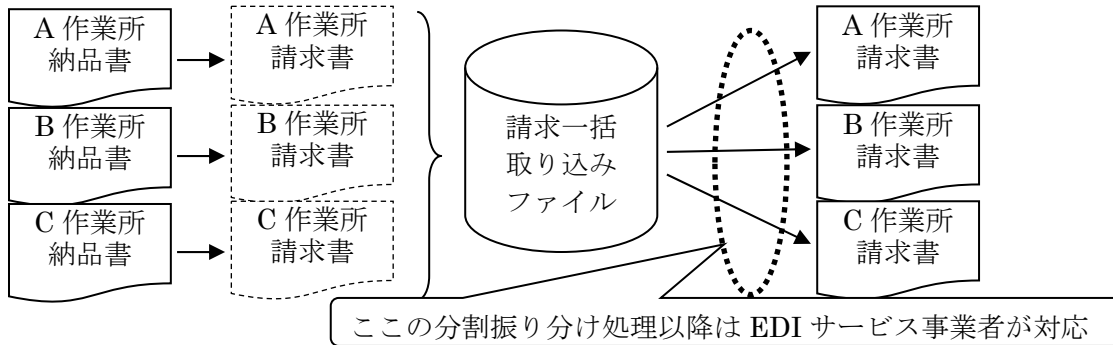


図 D. I - 10 同一発注者の複数作業所分の請求書発行のイメージ

同一発注者の複数作業所向けの納品に対する請求を行う際、既に受注者側で請求書発行の社内システムがあり、そこでは作業所ごとの請求書発行ではなく、発注者 1 社に対する請求書としてまとめて作成するようなケースがある。このようなケースでは、個々の作業所単位での請求書を出す仕組みを新たに組み込む必要が生じることから、作業所単位に分けて請求 EDI データを作成する処理を、EDI サービスを提供する事業者が対応する方法が考えられる。



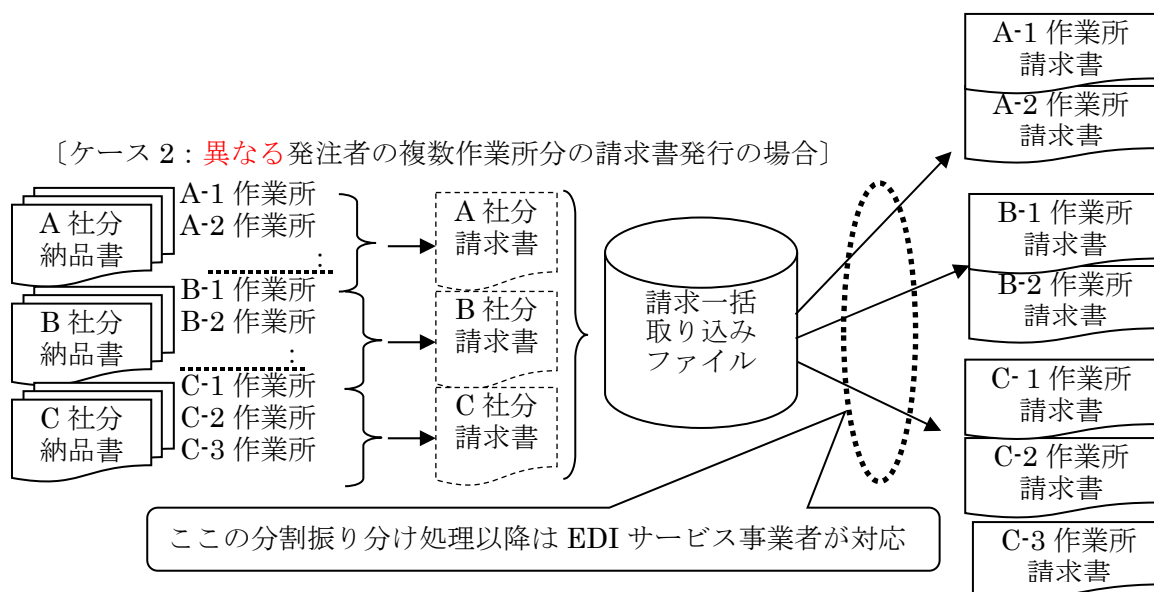


図 D. I - 11 異なる発注者の複数作業所分の請求書発行のイメージ

ケース 1 では同一発注者の複数作業所向けの納品をまとめるケースであったのに対し、ケース 2 では、異なる発注者の複数作業所分の納品をまとめて請求するケースを想定したものである。

工事請負契約外請求一括取り込み CSV ファイルに発注者及び作業所を分割振り分けするのに必要な情報が入っていれば、その処理は EDI サービスを提供する事業者が対応することが可能であり、分割振り分けされた請求書は CI-NET LiteS のメッセージ作成方法に基づき作成、送信することとすればよい。

## (2) 一括取り込みインタフェース・ファイル名称

業務システムと CSV インタフェース機能との間で、送受信に受け渡しを行う工事請負契約外請求一括取り込みインタフェース・ファイルの名称は以下の規定とする。

XXX99999.YYY

(a) (b) (c)

(a)、(b)、(c)の内容は以下の通り。

(a) XXX :各メッセージ(設備見積業務、設備機器見積業務、購買見積業務、注文業務、出来高・請求業務、立替業務、支払通知業務、工事請負契約外請求業務等)毎に定義される名前。

表 D. I - 6 工事請負契約外請求一括取り込みインタフェース・ファイル名称一覧(1)

一括取り込み対象の メッセージ	XXX	備考	
		発注者	受注者
工事請負契約外請求	MSE	受信	送信

(b) 99999 :任意に付ける番号(00001~99999)で表す。

(c) YYY :拡張子、ファイルの属性を表す。

表 D. I - 7 工事請負契約外請求一括取り込みインタフェース・ファイル名称一覧(2)

	データの種別	YYY 拡張子	説明
1	一括情報	<b>TXT</b>	取引関連情報メッセージ複数件の全体情報部分(鑑)+明細情報部分を 1 明細行 1 レコードで表し、複数レコードで表す。

### (3) 一括取り込みインタフェース・ファイルフォーマット

工事請負契約外請求一括取り込みインタフェース・ファイルは以下の規定によるフォーマットで行う。

- 1) 一つのインタフェース・ファイルは、全体情報部分と明細情報部分を合わせた 1 種類で構成される。
  - ・工事請負契約外請求一括取り込み情報部分のファイル(拡張子=**TXT**)
  - ・レコード数=請求書の枚数×明細書の行数(すなわち、請求書の枚数×CI-NET 形式ファイルの M6 マルチの繰り返し回数)。各レコードは CRLF(HX '0D0A')で区切る。
  - ・データ項目: 各取引関係情報の全体情報部分の全データ項目と、明細情報部分の全データ項目を過不足なく含む。
- 2) タブ(0x09)区切り文字による可変長ファイルとする。
- 3) 文字コードはシフト JIS とする。
- 4) 各フィールド内で文字間のタブの使用は禁止とする。
- 5) 各フィールド内で使用するシングルクォーテーション(')またはダブルクォーテーション(")は通常の文字列として CSV インタフェース機能は認識する。
- 6) 1 レコード目に、タグ付き方式として「CINT」+「タグ No.」をセットする。マルチは「CINT」+「タグ No.」+「\_マルチ回数」をセットする。
- 7) 2 レコード目からは、全体情報部分、明細情報部分 1 行目、明細情報部分 2 行目……の順にセットする。
- 8) タグ No.付き方式の CSV ファイルのため、必要なデータ項目を記載するといった選択が

可能である。

1.CSVインタフェース・ファイルサンプル												
1レコード目	CINT1	CINT4	CINT5	CINT1 006	CINT1 007	CINT1 008	CINT1 023	CINT1 013	CINT1 017_1	CINT1 018_1	CINT1 019_1	CINT1 020_1
2レコード目	00001	2xxxxx 000000	2xxxxx 123456	KT112 6600	461954	202110 01	A0522 3001	〇〇株 式会社	営業部	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	364- 0002	埼玉県 〇〇 市…… …
3レコード目	00001	2xxxxx 000000	2xxxxx 123456	KT112 6600	461954	202110 01	A0522 3001	〇〇株 式会社	営業部	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	364- 0002	埼玉県 〇〇 市…… …
2.タグNo.の項目名												
データ項目 名	データ処 理No.	発注者 コード	受注者 コード	工事コー ド	帳票No.	帳票年 月日	受注者 コード2 (発注者 採番)	受注者 名	受注者 担当部 署名	受注者 担当者 名	受注者 担当郵 便番号	受注者 担当住 所

図 D. I - 12 一括取り込みインタフェース・ファイルのイメージ

※各ファイルのデータ項目の並び順等は、「D.I.9.(5) 一括取り込みインタフェース・ファイルのデータ項目順序」に示す。

#### (4) 一括取り込みインタフェース・ファイルの注意事項

1) 工事請負契約外請求一括取り込み CSV インタフェースは、1ファイルで複数の取引を表現するため、以下のように、CSV ファイル内の1レコードの前方に鑑情報、後方に明細情報を含む構造になっている。

このため、CSV ファイル内で同一請求情報が複数レコードにより表現される場合には、統一請求の鑑項目情報は同一としなければならない事とする。

表 D. I - 8 工事請負契約外請求一括取り込み CSV インタフェース・ファイルの構造

レコード目	鑑項目情報のタグ No.	明細情報のタグ No.
1レコード目	請求 1 鑑項目情報※1	請求 1 明細情報 1行目
2レコード目	請求 1 鑑項目情報(※1と同じ)	明細情報 2行目
3レコード目	請求 1 鑑項目情報(※1と同じ)	明細情報 3行目
4レコード目	請求 1 鑑項目情報(※1と同じ)	明細情報 4行目
5レコード目	請求 2 鑑項目情報※2	請求 2 明細情報 1行目
6レコード目	請求 2 鑑項目情報(※2と同じ)	明細情報 2行目
7レコード目	請求 2 鑑項目情報(※2と同じ)	明細情報 3行目
8レコード目	請求 3 鑑項目情報※3	請求 3 明細情報 1行目
9レコード目	請求 3 鑑項目情報(※3と同じ)	明細情報 2行目

11 レコード目	請求 3 鑑項目情報 (※3 と同じ)	明細情報 3 行目
----------	---------------------	-----------

2) 工事請負契約外請求一括取り込み CSV インタフェースファイル中でエラーがあるレコードが発生した場合は、CSV ファイル内で同一請求情報に関しては情報を送信できない事とする。したがって、エラーの発生した請求情報は、該当のエラーレコード (明細 1 行分) を省いては送信処理を行なう様なことをしてはいけない。

また、その他の問題の無い請求情報に関しては、送信はできるようにする事とする。

なお、CI-NET 対応システムはエラーがあった請求の情報を利用者には何らかの手段で伝達できるように機能を持つ事が望ましい。

表 D. I - 9 工事請負契約外請求一括取り込み CSV インタフェース・ファイルの構造  
(エラーがあるレコード発生の場合)

レコード目	鑑項目情報のタグ No.	明細情報のタグ No.	
2 レコード目	請求 1 鑑項目情報	請求 1 明細情報 1 行目	正常に送信
3 レコード目	請求 1 鑑項目情報	明細情報 2 行目	
4 レコード目	請求 1 鑑項目情報	明細情報 3 行目	
5 レコード目	請求 1 鑑項目情報	明細情報 4 行目	
6 レコード目	請求 2 鑑項目情報	請求 2 明細情報 1 行目	請求 2 は送信しない。 ※明細 2 行目を省いて 送信してもいけない。 ※送信者にエラーを通知
7 レコード目	請求 2 鑑項目情報	明細情報 2 行目 (エラー)	
8 レコード目	請求 2 鑑項目情報	明細情報 3 行目	
9 レコード目	請求 3 鑑項目情報	請求 3 明細情報 1 行目	正常に送信
10 レコード目	請求 3 鑑項目情報	明細情報 2 行目	
11 レコード目	請求 3 鑑項目情報	明細情報 3 行目	

3) 以下等は、規約に反しているため、エラーと処理する。これは、システム提供者の範疇である。

- ・金額項目のタグ番号を間違えて金額なしとなった場合
- ・データ項目の桁あふれの場合
- ・K 属性であるにもかかわらず、半角文字であった場合

4) 利用者が社内システムから出力した CSV ファイルを流用する用途があるため、工事請負契約外請求一括取り込み CSV インタフェース・ファイルにおいてタグ No. 付きのレコードに定義されていないタグ No. あるいはタグ No. のセルが空白等の場合であっても、その

データ項目は読み飛ばすようなシステム機能を考慮することが望ましい。

### (5) 一括取り込みインタフェース・ファイルのデータ項目 **順序**

工事請負契約外請求一括取り込みインタフェース・ファイルのフォーマット、データ項目順序を示す。

(次ページ以降掲載の表を参照)

#### **【注意事項】**

実装規約の項目定義で「使用しない」と明記している項目は、インタフェース・ファイルの CSV 表には含めない(例えば、[1179]帳票データチェック値マルチ 2~9 回目)。

他のメッセージのように、「使用しないデータ項目ではあるが定義はされている」とのデータ項目は、一括取り込みインタフェース・ファイルにはない。

1) 一括取り込み(拡張子=TXT)のデータ項目記載順序

<工事請負契約外請求一括取り込み の留意事項> ・CSVの順序方式ではなく、タグ付き方式のため、使用するデータ項目は任意に選択することが可能である。 ・CI-NET LiteS実装規約にて使用しないことが明記されているデータ項目は、下記一覧には含めていない。 ・当メッセージの利用者が社内システムから出力したCSVを流用する用途があるため、未定義のタグは読み飛ばす等の考慮が必要である。							
CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7から の追加 項目	備考 ※受注者、発注者のいずれがセットするデータ項目であるかについて記載。	
タグ	項目名	ヘッダー	属性 byte 数	小 数 マ ル チ	回 数	総 桁	
<b>全体情報部分 (鑑)</b>							
1	データ処理No.	CINT1	9	5		5	● 受注者側でセット(必須) 固定値"1110"を自動セット 取り込み日付を自動でセット 受注者側でセット(必須) 受注者側でセット(必須)
2	情報区分コード	CINT2	X	4		4	
3	データ作成日	CINT3	9	8		8	
4	発注者コード	CINT4	X	12		12	
5	受注者コード	CINT5	X	12		12	
1309	受注者適格請求書発行事業者登録番号	CINT1309	X	14		14	
1197	サブセットバージョン	CINT1197	X	12		12	
9	訂正コード	CINT9	X	1		1	
1006	工事コード	CINT1006	X	12		12	
1306	変更工事コード	CINT1306	X	12		12	
1007	帳票No.	CINT1007	X	14		14	受注者側でセット(必須) 受注者側でセット(必須) 工事物件案内より自動セット 工事物件案内より自動セット
1008	帳票年月日	CINT1008	9	8		8	
1009	参照帳票No.	CINT1009	X	14		14	
1010	参照帳票年月日	CINT1010	9	8		8	
1023	受注者コード2(発注者採番)	CINT1023	X	10		10	
1046	取引件名(注文件名)コード	CINT1046	X	8		8	
1013	受注者名	CINT1013	K	40		40	
1017	受注者担当部署名	CINT1017	K	40	M9レベ	1 40	
1018	受注者担当者名	CINT1018	K	20	M9レベ	1 20	
1019	受注者担当郵便番号	CINT1019	X	10	M9レベ	1 10	
1020	受注者担当住所	CINT1020	K	60	M9レベ	1 60	
1021	受注者担当電話番号	CINT1021	X	15	M9レベ	1 15	
1022	受注者担当FAX番号	CINT1022	X	15	M9レベ	1 15	
1024	発注者名	CINT1024	K	56		56	マルチ1回目に工事事務所に係る情報を記載
1028	発注者担当部署名	CINT1028_1	K	40	MAレベ	2 40	
1029	発注者担当者名	CINT1029_1	K	20	MAレベ	2 20	
1030	発注者担当郵便番号	CINT1030_1	X	10	MAレベ	2 10	
1031	発注者担当住所	CINT1031_1	K	60	MAレベ	2 60	
1032	発注者担当電話番号	CINT1032_1	X	15	MAレベ	2 15	
1033	発注者担当FAX番号	CINT1033_1	X	15	MAレベ	2 15	
1028	マルチ2回目	CINT1028_2				40	
1029	マルチ2回目	CINT1029_2				20	
1030	マルチ2回目	CINT1030_2				10	
1031	マルチ2回目	CINT1031_2				60	
1032	マルチ2回目	CINT1032_2				15	
1033	マルチ2回目	CINT1033_2				15	
1042	工事場所・受渡し場所名称	CINT1042	K	76		76	工事事務所に係る情報を記載
1173	工事場所・受渡し場所略称	CINT1173	K	50		50	
1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	CINT1016	X	10		10	
1043	工事場所・受渡し場所住所	CINT1043	K	60		60	
1025	工事場所・受渡し場所長名	CINT1025	K	20		20	
1027	工事場所・受渡し場所担当者名	CINT1027	K	20		20	
1041	工事場所・受渡し場所電話番号	CINT1041	X	15		15	
1182	工事場所・受渡し場所FAX番号	CINT1182	X	15		15	
1371	工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS)	CINT1371	X	5		5	
1045	取引件名(注文件名)	CINT1045	K	40		40	
1379	全体工事開始日	CINT1379	X	8		8	明細より自動計算 明細より自動計算 明細より自動計算
1380	全体工事終了日	CINT1380	X	8		8	
1052	工事・納入開始日	CINT1052	X	8		8	
1053	工事・納入終了日・納入期限	CINT1053	X	8		8	
57	消費税コード	CINT57	X	1		1	
1088	明細金額計	CINT1088	N	12		13	
1096	消費税額	CINT1096	N	12		13	
1097	最終帳票金額	CINT1097	N	12		13	
1014	送り状態内	CINT1014_1	M	76	MQレベ	39 76	
1014	同 マルチ2回目	CINT1014_2				76	
1014	同 マルチ3回目	CINT1014_3				76	
1014	同 マルチ4回目	CINT1014_4				76	
1014	同 マルチ5回目	CINT1014_5				76	
1014	同 マルチ6回目	CINT1014_6				76	
1014	同 マルチ7回目	CINT1014_7				76	
1014	同 マルチ8回目	CINT1014_8				76	
1014	同 マルチ9回目	CINT1014_9				76	
1014	同 マルチ10回目	CINT1014_10				76	
1014	同 マルチ11回目	CINT1014_11				76	
1014	同 マルチ12回目	CINT1014_12				76	



## D. I .CSV インタフェース機能

			CI-NET LiteS定義					Ver.2.1 ad.7からの 追加 項目	備考 ※受注者、発注者のいずれかがセットするデータ項目であるかについて記載。
タグ	項目名	ヘッダー	属性	byte 数	小 数	マルチ	回 数	総 桁	
<b>明細情報部分（内訳）</b>									
1204	明細別参照帳票No	CINT1204	X	14		M6レベル	∞	14	受注者の納品番号 受注者の納品年月日 発注者が識別できる注文番号 発注者が識別できる注文年月日  発注者側の原価要素名 発注者側の原価要素コード 発注者側の原価科目名 発注者側の原価科目コード 発注者側の原価細目名 発注者側の原価細目コード  課税、非課税、免税、経過措置、対象外 消費税の税率、パーセント表記 リース資材用に準備 計算値
1205	明細年月日	CINT1205	X	14		M6レベル	∞	14	
1377	明細別参照帳票No2	CINT1377	X	14		M6レベル	∞	14	
1378	明細別参照年月日2	CINT1378	X	14		M6レベル	∞	14	
1200	明細コード	CINT1200	X	50		M6レベル	∞	50	
1288	明細データ属性コード	CINT1288	X	1		M6レベル	∞	1	
1289	補助明細コード	CINT1289	X	2		M6レベル	∞	2	
1203	明細別取引区分コード	CINT1203	X	5		M6レベル	∞	5	
1287	明細別材工共コード	CINT1287	X	2		M6レベル	∞	2	
1279	建設資機材コード	CINT1279	X	40		M6レベル	∞	40	
1280	コード送信側変換結果コード	CINT1280	X	2		M6レベル	∞	2	
1282	コード受信側変換結果コード	CINT1282	X	2		M6レベル	∞	2	
1430	明細別原価要素名	CINT1430	K	20		M6レベル	∞	20	
1431	明細別原価要素コード	CINT1431	X	5		M6レベル	∞	5	
1432	明細別原価科目名	CINT1432	K	20		M6レベル	∞	20	
1433	明細別原価科目コード	CINT1433	X	5		M6レベル	∞	5	
1434	明細別原価細目名	CINT1434	K	20		M6レベル	∞	20	
1435	明細別原価細目コード	CINT1435	X	5		M6レベル	∞	5	
1213	品名・名称	CINT1213.1	M	54		M7レベル	2	54	
1214	規格・仕様・摘要	CINT1214.1	M	66		M7レベル	2	66	
1213	マルチ2回目	CINT1213.2						54	
1214	マルチ2回目	CINT1214.2						66	
1208	使用期間	CINT1208	N	5	2	M6レベル	∞	9	
1209	使用期間単位	CINT1209	M	6		M6レベル	∞	6	
1216	補助数量	CINT1216	N	7	3	M6レベル	∞	12	
1217	補助数量単位	CINT1217	M	6		M6レベル	∞	6	
1218	明細数量	CINT1218	N	7	3	M6レベル	∞	12	
1219	明細数量単位	CINT1219	M	6		M6レベル	∞	6	
1221	明細別課税分類コード	CINT1221	X	1		M6レベル	∞	1	
1376	明細別消費税率	CINT1376	N	3	1	M6レベル	∞	6	
1375	単価(小数3桁)	CINT1375	N	12	3	M6レベル	∞	17	
1223	明細金額	CINT1223	N	12		M6レベル	∞	13	
1247	明細別使用メーカーコード	CINT1247	X	25		M6レベル	∞	25	
1248	明細別使用メーカー名	CINT1248	K	40		M6レベル	∞	40	
1249	明細別使用商社コード	CINT1249	X	25		M6レベル	∞	25	
1250	明細別使用商社名	CINT1250	K	40		M6レベル	∞	40	
1251	明細別備考欄	CINT1251.1	M	16		M8レベル	2	16	
1251	同 マルチ2回目	CINT1251.2						16	
1206	使用期間開始日	CINT1206	X	8		M6レベル	∞	8	
1207	使用期間締切日	CINT1207	X	8		M6レベル	∞	8	
1436	管理番号	CINT1436	X	15		M6レベル	∞	15	
1437	入出庫区分名	CINT1437	M	14		M6レベル	∞	14	
1438	取引大分類	CINT1438	M	10		M6レベル	∞	10	
1439	取引小分類	CINT1439	M	10		M6レベル	∞	10	



(6) 請求書サンプル

請求書サンプルは、工事請負契約外請求業務、主にレンタル・リース業務で使用されているものを基に作成したサンプルであり、CI-NET データ項目との関係をタグ番号を示して分かり易く例示したものである。

1) 請求書サンプル 1

請求内訳書		X1023	AXXX55800>	請求No. 08190G18381	X1007	
			(1-1001393-0010115-002-00030 請求日: 2021年12月10日)		X1008	
<b>株式会社レンタル興業</b>						
〒105-0015		X1016				
東京都港区品川5-6-2		X1043				
▲▲ビル			X1013	株式会社 レンタル興業		
基金建設株式会社 御		X1024	X1017	新宿営業所		
現場事務所			X1019	〒123-4567		
振興ビル新築工事		X1042	X1020	東京都新宿区西新宿 1 - 2 - 3 4		
			X1021	TEL 03-1234-5678 FAX 03-1234-5679		
			X1018	営業担当: 基金 太郎		
毎々、…						
下記明細の通りご請求申し上げます。 ★軽減税率 ●経過措置等 消費税8%で計算される金額です。						
請求金額		X1097	★、●はX1221/X1376を使用			
¥9,900						
X1438	X1206	X1213/X1214	X1436	X1375	X1223	
契約 行番号	請求 期間	品名	管理番号	数量 日数	単価	金額
賃貸 1	11/11 12/10	自動体外式除細動器 120-150-200J	351363	継続 1 台 1 月	5,000	5,000
賃貸 2	11/11 12/10	血圧計 0~299mmHg	329118	継続 1 台 1 月	4,000	4,000
		< 小 計 >10%	X1365/X1366	X1437	X1216 X1217	9,000 X1397(X1088)
		<消費税>10%		X1208 X1209		900 X1398(X1096)
					頁 計	9,900 X1097

図 D. I - 13 工事請負契約外取引における請求書サンプル 1

2) 請求書サンプル 2

〒105-0015 X1016  
東京都港区品川1-0-2 X1043  
▲▲ビル

基金建設株式会社 御中 X1024 様

現場事務所 振興ビル新築工事 X1042  
(工事番号: KOJI00002 X1006 )  
925200-24-1040 TEL 03-6380-4626 X1041

請求書

株式会社 レンタル興業 X1013

毎度お引き立てを賜わりありがとうございます。  
下記のとおり請求申し上げます。  
何卒おしくお願いたします。  
2021年 X月 10日締め

お支払い口座

銀行名	店名	種別	口座番号
〇〇〇〇銀行	〇〇〇〇支店	当座	XXXXXX
X1035	X1036	X1037	X1038

口座名義  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
X1039

御利用金額

¥43,340 X1097

※「→」はレンタル継続中のマークです。

X1204 伝票No	X1213/X1214 商品名	X1436 レンタルNo (数量)	X1206 期間 自 - 至	X1207 期 間	X1208 借出 日数 保証	X1439 種 類	X1375 単価	X1223 小計	セーフティ サービス料	基本 管理料	合計	X1251 備考
	キャブタイヤケーブル 5.5スケア 30M	X1216	11/01 - 11/30 →		30	月/日	80	2400				
	分離型ストライナー 復道38 (SD490)		11/01 - 11/30 →		30	月/日	500	15000				セーフティサービス料等は、対象商品の 明細行とは別の明細行を設定
	分離型ストライナー 復道ポンプ 1.3KW		11/01 - 11/30 →		30	月/日	250	7500				
	高周波インバータ100V	11511	11/01 - 11/19 →		19	日/日	120	2280				
	高周波インバータ100V	11998	11/01 - 11/30 →		30	月/日	40	1200				
	...											
	ペーパーホスト 230K 20M非常停止	5106	11/25 - 11/30		6	月/日	70	420				
	マイディーム 250KG	2979	11/25 - 11/30		6	月/日	25	150				
	納入運賃 (基本)		11/25			販売価	1000	1000				
	高周波パイプレータ 50MM 6M	25177	11/26 - 11/30		5	日/日	90	450				
	運賃 (至急便)		11/26		1	販売価	9000	9000				
	(頁 計)							3940	X1088			
	課税対象額											
	非課税対象額											
	消費税額							3940	X1096			
	当回ご利用金額							43340	X1097			

※ 商品名の先頭@は非課税です。

〒123-4567 X1019  
東京都港区赤坂 X1020  
6丁目1番23号

赤坂営業所 X1017 (13630)  
TEL 03-634-5678 FAX 03-6234-5679

X1021 X1022

前月残高	訂正・値引	当月入金額	繰越額	当月 ご利用金額	請求残高
				43,340	
				X1097	

図 D. I - 14 工事請負契約外取引における請求書サンプル 2

3) 請求書サンプル 3

請求明細書														
作業所名	X1006	X1042	振興ビル新築工事		X1024	基金建設株式会社						御中		
契約番号	X1009	X1438	10005		X1213/X1214	商品科目	軽量仮設	X1437	X1205	締切日	X1208	X1209	X1375	X1223
品名	数量	区分	名	初	日付	使用期間		日数	単位	単価	金額			
<<リース料>>	X1216					X1206	X1207							
アルワーク	97	繰越			09.21	~	10.15	25	日間	60	00	145,500		
アルワーク	48	出荷			09.14	09.14	~	10.15	32	日間	60	00	92,160	
アルワーク	80	出荷			10.02	10.02	~	10.15	14	日間	60	00	67,200	
リース 継続 残数	225								小計			304,860		
アルワーク用手すり柱	97	繰越			09.21	~	10.15	25	日間	23	00	55,775		
リース 継続 残数	97											55,775		
四角支柱 ユニット	37	出荷	SSL-225		09.14	09.14	~	10.15	32	日間	25	00	29,600	
リース 継続 残数	37											29,600		
四角支柱 ユニット	37	出荷	SSL-300		09.14	09.14	~	10.15	32	日間	28	00	33,152	
リース 継続 残数	37											33,152		
四角支柱用ジャッキ	74	出荷	SSJL-55		09.14	09.14	~	10.15	32	日間	30	00	71,040	
リース 継続 残数	74											71,040		
四角支柱用梁受金具	37	出荷	SSUL-31		09.14	09.14	~	10.15	32	日間	8	00	9,472	
リース 継続 残数	37											9,472		
アルミ梯子	4	出荷	4.00m		09.14	09.14	~	10.15	32	日間	80	00	10,240	
リース 継続 残数	4											10,240		
アルミ梯子	8	出荷	5.00m		09.14	09.14	~	10.15	32	日間	110	00	28,160	
リース 継続 残数	8											28,160		
アルミ梯子<2連8m>	5	出荷	4.8-8m		09.07	09.07	~	10.15	39	日間	210	00	40,950	
リース 継続 残数	5											40,950		
....														
												リース料計	583,249	
<<基本料>>	X1218	X1439												
アルワーク	48	基本料									600	00	28,800	
アルワーク	80	基本料									600	00	48,000	
四角支柱 ユニット	37	基本料	SSL-225								600	00	22,200	
四角支柱 ユニット	37	基本料	SSL-300								700	00	25,900	
四角支柱用ジャッキ	74	基本料	SSJL-55								720	00	53,280	
四角支柱用梁受金具	37	基本料	SSUL-31								230	00	8,510	
アルミ梯子	4	基本料	4.00m								600	00	2,400	
アルミ梯子	8	基本料	5.00m								720	00	5,760	
アルミ梯子<2連8m>	5	基本料	4.8-8m								1300	00	6,500	
....														
												基本料計	201,350	
総計													784,599	

図 D. I - 15 工事請負契約外取引における請求書サンプル 3

## II. 設備見積・設備機器見積メッセージの CSV フォーマット

## D. II. 設備見積・設備機器見積メッセージの CSV フォーマット

## II. 設備見積・設備機器見積メッセージの CSV フォーマット

本章は、「I. CSV インタフェース機能」に統合する。 2005.07.01

## D. II. 設備見積・設備機器見積メッセージの CSV フォーマット



### Ⅲ. 標準企業コードとメールアドレスの関係に係る留意点

### D.Ⅲ.標準企業コードとメールアドレスの関係に係る留意点

## Ⅲ. 標準企業コードとメールアドレスの関係に係る留意点

### 1. 本資料の目的・背景

CI-NET LiteS 実装規約の通信部分（情報伝達規約）について、実運用を通じて標準企業コードとメールアドレスの利用に関して2.に示すような不適な事項が明確化した。従って、CI-NET LiteS システム実装に係る留意を示す。

### 2. 情報伝達規約の実装に係る留意点

#### 不適な事項

- (1) 送信者がメールに添付する電子証明書に記載された送信者のメールアドレスと、メールヘッダの From: 行に記載されたメールアドレスとが異なることがある

#### ◆具体的に想定されるケース

- ・プロバイダのドメインネーム変更、倒産等によって送受信のメールアドレスを変更せざるを得ない合。
- ・電子証明書を取得して CI-NET LiteS を利用開始したが、ASP に加入して CI-NET LiteS を利用する形態に変更し、かつ従来の送受信メールアドレスをその ASP で使用できない場合。

#### 【注意事項】

受信したメールにおいて From:行のメールアドレスと添付された電子証明書に記載された送信者のメールアドレスが異なる場合は、適切な代替処理を行うこと。

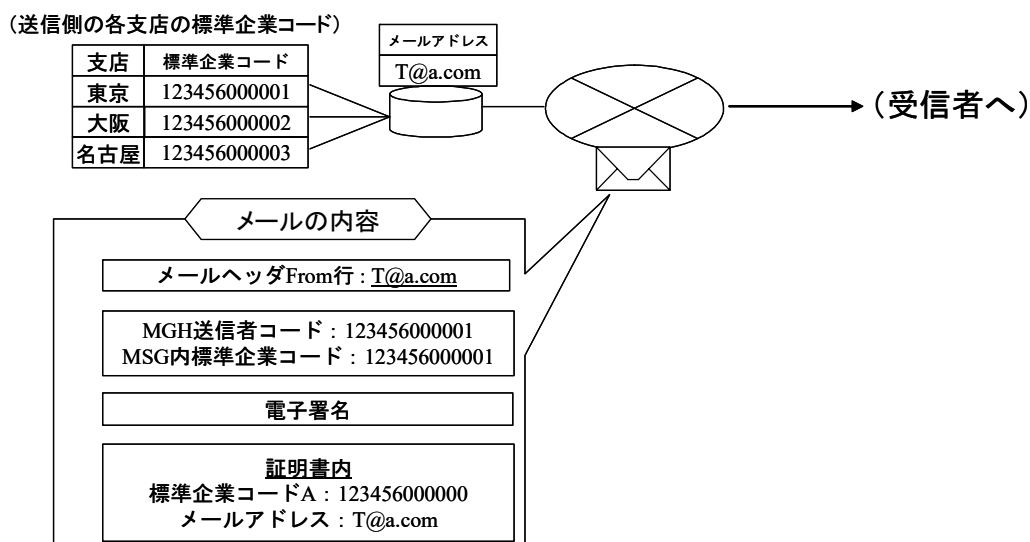
### D.Ⅲ.標準企業コードとメールアドレスの関係に係る留意点

(2) 送信者がメールに添付する電子証明書に記載された標準企業コードと、そのメールに添付されたメッセージ内のメッセージグループ・ヘッダの発信者コード(送信者の標準企業コード)とが異なることがある

◆ 具体的に想定されるケース

- ・ 社内の支店ごとに標準企業コードを付番しているが、電子証明書は全社共通のものを利用している場合 (図 D.Ⅲ-1 参照)。

**【送信側が支店からのデータをまとめて全社メールサーバから発信するケース】**  
(設定1) 各支店ごとに異なる標準企業コードを所有  
(設定2) メールアドレスはそれぞれの支店ごとではなく、全社で一つ  
(設定3) 電子証明書は全社で1つ所有しており、記載されている標準企業コードの枝番に「000000」を付けたものを使用



MGH: メッセージグループ・ヘッダ

MSG: メッセージ

図 D.Ⅲ-1 支店ごとのデータをまとめて全社統一メールサーバから発信する例

(3) 同一企業で、メッセージ内の標準企業コードの枝番(下6桁)が異なっても同一のメールアドレスを送受信に使用していることがある

◆ 具体的に想定されるケース

- ・ 社内の支店ごとに標準企業コードを付番しているが、メールの送受信は全社統一のメールサーバで行っている場合 (図 D.Ⅲ-1 参照)。

【注意事項】

送受信先マスタ等のキーに送受信メールアドレスを使用すると、同一アドレスを重複登録できない等の不都合が生じ得る。

### D.Ⅲ.標準企業コードとメールアドレスの関係に係る留意点

(4) 異なる企業が同一のメールアドレスを送受信に使用していることがある

◆具体的に想定されるケース

- ・全ての加入者の電子メールを単一のメールアドレスで送受信する ASP の場合 (図 D.Ⅲ-2 参照)。

【サービス加入者に同一メールアドレスを割り当てる方法を採用するASPのようなケース】  
この場合は、異なる企業でも同一のメールアドレスを使用することになる。

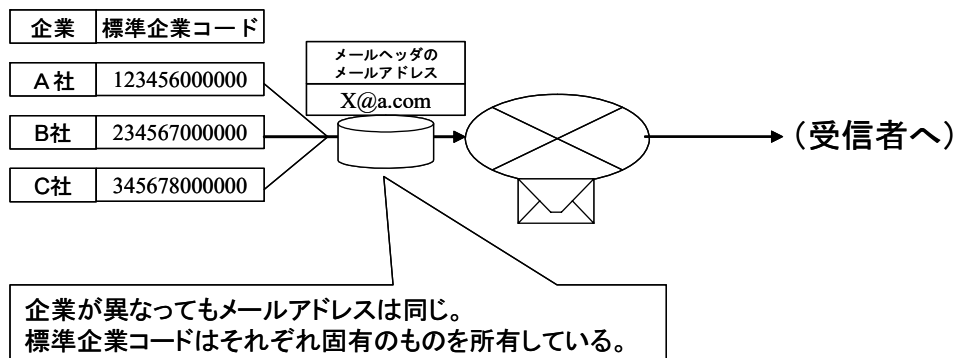


図 D.Ⅲ-2 異なる企業が同一のメールアドレスを使用する場合

以上

### D.Ⅲ.標準企業コードとメールアドレスの関係に係る留意点

#### IV. メールに添付された電子証明書を利用した電子証明書の本人性確認およびメッセージの完全性確認について

#### D.IV.電子証明書の本人性確認およびメッセージの完全性確認



## IV. メールに添付された電子証明書を利用した電子証明書の本人性確認およびメッセージの完全性確認について

### 1. 本資料の背景・目的

CI-NET LiteS においては、セキュリティ確保の観点から情報伝達規約として公開鍵暗号方式を規定しており、それは電子データ交換を行う取引先双方の電子証明書、公開鍵、秘密鍵を使用して、確かに取引先であることの確認や取引データが改ざんされていないことの確認を行うものである。

これまで CI-NET LiteS の運用では、電子証明書を事前に手交などの方法によりやり取りすることで相手となる取引先の電子証明書であることを確認し、実際の電子データ交換の際にメールに添付された電子証明書と事前に取り交わした電子証明書とを照合する方法によって、取引上の本人性確認を行っている。

一方 CI-NET LiteS の普及に伴い、取引先の電子証明書を事前に相対で交換する方法では、電子証明書の新規登録あるいは電子証明書の有効期限切れに伴う更新の負担が増大することが予想されるため、それらの負担を軽減する方法で電子証明書の本人性とメッセージの完全性を確認できることが望まれている。

そこで、ここでは従来の事前に相対で手交する方法に加え、メールに添付された電子証明書を利用した電子証明書の本人性確認およびメッセージの完全性確認に係る負担を軽減する方法について解説する。

### 2. メールに添付された電子証明書を利用した本人性確認および完全性確認の方法

メールに添付された電子証明書を利用した本人性確認および完全性確認を行うための前提となる事項は、①取引先の電子証明書を発行している認証局が電子証明書の記載事項（電子証明書取得当事者の標準企業コード<sup>13</sup>、メールアドレス、ローマ字表記企業名等）について保証していること、②その認証局を自社においても信頼していることという 2 点となるが、こうした前提をクリアした上で、メールに添付された電子証明書を利用した本人性確認および完全性確認を行う方法を示す。

#### (1) 本人性確認および完全性確認のための要件

公開鍵暗号方式を利用したセキュリティを確保していくためには、受信したメールに対して、添付された電子証明書が自社の取引先のものであること（電子証明書の本人性）かつ送受信されるメッセージが改ざんされていないこと（メッセージの完全性）を確認すること、この 2 点が要件となる。

#### (2) システム対応の詳細

前述の要件を実現するためには、システム上以下に示す点について対応することが求められる。

##### ①本人性確認

具体的な手順は以下のとおりである。

##### ◆事前準備

(a) 事前に取得している認証局の電子証明書（ルート証明書）が改ざんされていないことを確認する。

(a-1) 認証局の電子証明書をハッシュ関数にかけメッセージダイジェストを作成

(a-2) 認証局の電子証明書に含まれる認証局の電子署名を復号してメッセージダイ

---

<sup>13</sup>標準企業コード:

CI-NET LiteS 利用のための電子証明書には 12 桁を記載する。その内容は、企業識別コード(上 6 桁) + 支店部署などを示す枝番(下 6 桁)である。

## D.IV.電子証明書の本人性確認およびメッセージの完全性確認

ジェストを作成

→(a-1)と(a-2) が一致すれば、認証局の電子証明書が改ざんされていないことが確認できる。

### ◆個別処理

(b)添付された取引先の電子証明書が、信頼する認証局が署名した電子証明書であり、かつ改ざんされていないことを確認する。

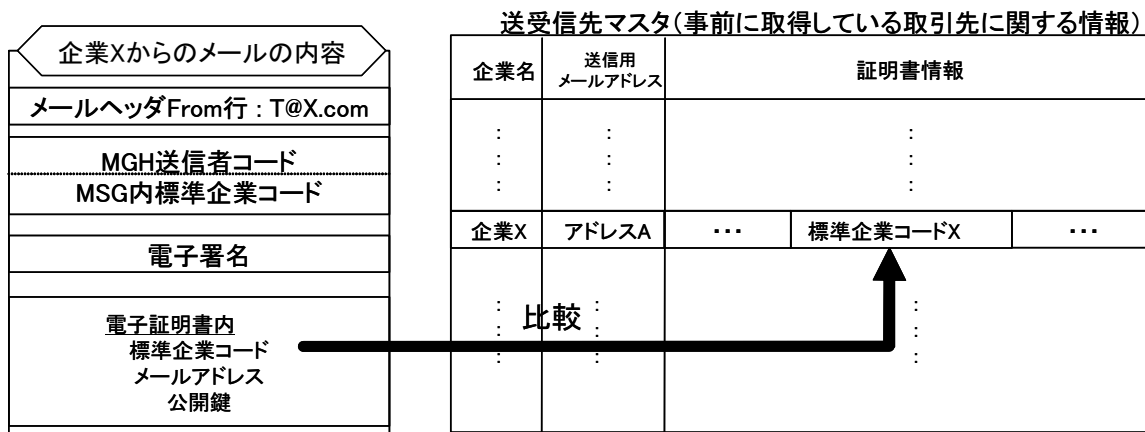
(b-1) 取引先の電子証明書をハッシュ関数にかけメッセージダイジェストを作成

(b-2) 取引先の電子証明書に含まれる認証局の電子署名を復号してメッセージダイジェストを作成

→(b-1)と(b-2)が一致すれば、上記が確認できる。

(c)添付された電子証明書に記載された標準企業コードを、事前取得している取引先の標準企業コードと比較する。

電子証明書に記載された標準企業コードが、事前取得している取引先の電子証明書の標準企業コード（図 D.IV- 1 の標準企業コード X）と一致するなら、この電子証明書の持主はその標準企業コードに対応する企業であることが確認できる。



MGH:メッセージグループ・ヘッダ

MSG:メッセージ

図 D.IV- 1 標準企業コードが電子証明書に記載されている場合の本人性確認の方法

### 【標準企業コードが記載されていない電子証明書を利用する場合】

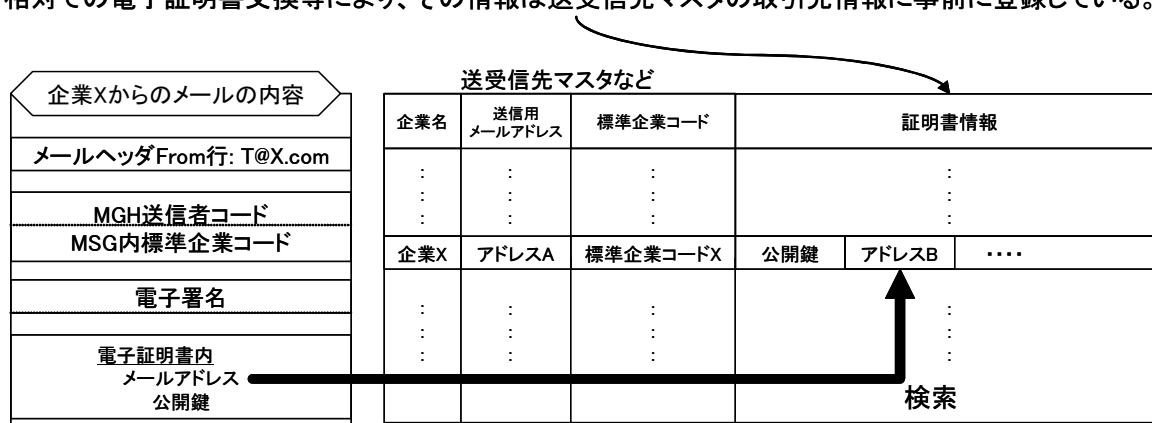
現状では、メールに添付された電子証明書を利用した本人性確認および完全性確認を行うための前提となる事項である「①取引先の電子証明書を発行している認証局が電子証明

## D.IV.電子証明書の本人性確認およびメッセージの完全性確認

書の記載事項（電子証明書取得当事者の標準企業コード、メールアドレス、ローマ字表記企業名等）について保証していること」を満たしていない電子証明書（標準企業コードが記載されていない電子証明書）が利用されている。その場合電子証明書の持主を特定するには、上記の(a)~(c)の方法に代わり、以下の方法により行うことができる。

受信者は送信者のメールに添付されている電子証明書に記載されているメールアドレスから、自社が取得している取引先の電子証明書情報にあるメールアドレス（アドレス B）を検索する。このメールアドレスを持つ電子証明書は個別取引に先立って手交等の方法によりその持主が企業 X であることを確認しているの、添付されている電子証明書も企業 X のものであることが確認できる（図 D.IV- 2 参照）。

相対での電子証明書交換等により、その情報は送受信先マスタの取引先情報に事前に登録している。



MGH:メッセージグループ・ヘッダ

MSG:メッセージ

図 D.IV- 2 標準企業コードが電子証明書に記載されていない場合の本人性確認の方法

### ②完全性確認

受信したメッセージが改ざんされていないかどうかの確認は、以下のように行う。

(a-1)メッセージをハッシュ関数にかけメッセージダイジェストを作成

(a-2)発信者作成の電子署名を復号してメッセージダイジェストを作成

→(a-1)と(a-2)が一致すれば、受信したメッセージが改ざんされていないことが確認できる。

### ③その他事項の確認

公開鍵暗号方式では、上記①、②によって、「本人性」・「完全性」が確認できる。更に CI-NET LiteS を利用した EDI では、電子証明書の持主とメッセージ内容との整合の確認のため、以下が一致することを確認することが望ましい。

## D.IV.電子証明書の本人性確認およびメッセージの完全性確認

- ・添付された電子証明書に記載された標準企業コードの上 6 桁（企業識別コード）
- ・受信したメッセージのメッセージグループ・ヘッダの[C06]発信者コードの上 6 桁（企業識別コード）

### 【標準企業コードが記載されていない電子証明書を利用する場合】

標準企業コードが記載されていない電子証明書を利用する場合、上記③に代わり、以下の一致を確認することで電子証明書の持主とメッセージ内容との整合を確認することが望ましい。

- ・上記①で確認した企業 X の標準企業コード（図 D.IV-2 の標準企業コード X）の上 6 桁(企業識別コード)
- ・受信したメッセージのメッセージグループ・ヘッダの[C06]発信者コードの上 6 桁(企業識別コード)

以上

## D.IV.電子証明書の本人性確認およびメッセージの完全性確認

V. 電子契約データにおける**契約**業務帳票の印刷例  
(確定注文書、注文請け書等)

## D.V.電子契約データにおける契約業務帳票の印刷例



## V. 電子契約データにおける契約業務帳票の印刷例

### (確定注文書、注文請け書等)

#### 1. 内容

- (1) ヘッダ仕様
- (2) 注文書送り状
- (3) 注文書
- (4) 注文請け書送り状
- (5) 注文請け書
- (6) 特記・条件
- (7) 使用メーカー名・商社名
- (8) 解除理由
- (9) その他事項
- (10) 内訳明細書
- (11) 内訳明細書 2

#### 2. 対象メッセージ

情報区分コード	メッセージ
(1) 0502	確定注文メッセージ
(2) 0506	注文請けメッセージ
(3) 0504	合意解除申込メッセージ
(4) 0508	合意解除承諾メッセージ
(5) 0514	一方的解除通知メッセージ
(6) 0503	鑑項目合意変更申込メッセージ
(7) 0507	鑑項目合意変更承諾メッセージ

B.V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例

TAG1024

TAG1173:工事要所変更工事種別(工事種別)

TAG1300:変更工事種別

株式会社住友建設 東京支店 466789012346678 CI-NEI住居0123466789012346 工 TAG1006:工事種別

住居工事  
 TAG1010:要注番号

注文No.:01681  
 注文No.:23456

注文済み

注文No. (注文番号) 注文方法

■TAG2:外費区分(以下)の場合

0502:確定注文、0503:繰上目台意変更、0504:台意解除申込、0514:7月以降解除通知の場合

TAG1007 + ; + TAG1300

TAG2:0505:注文請求、0507:繰上目台意変更承諾、0508:台意解除承諾の場合

TAG1008 + ; + TAG1300

参考

TAG100:外費番号、TAG1008:参照帳票No、TAG1300:注文番号(支番)

注文No.の活用法

■TAG2外費区分(以下)

0506:確定注文の場合、注文No.+ ; + TAG1007

0507:繰上目台意変更承諾の場合、変更承諾No.+ ; + TAG1007

0508:台意解除承諾の場合、解除承諾No.+ ; + TAG1007

TAG2注文区分

0502:確定注文、0503:注文請求、0504:台意解除申込、0514:7月以降解除通知

0505:繰上目台意変更承諾、0507:繰上目台意変更承諾、0508:台意解除承諾

0514:7月以降解除通知

確定注文  
(参考)

変更工事№:

印刷日 2002年9月27日

CI-NET住宅901 2345678901 2345 工事№:016081  
型材工事高層棟 注文№:01681

**確定注文書送り状**

高尾産業株式会社 御中  
〒151  
渋谷区千駄ヶ谷3-13-18WJDビル  
営業部  
津久井 太郎 殿

〒151-0052 渋谷区千駄ヶ谷4-25-22  
株式会社 渋谷建設 東京支店  
調達部  
調達 太郎  
TEL 03-5474-3279  
FAX 03-3405-5125

提出日 2002年 09月 27日

毎度、ご協力ありがとうございます。下記の注文書をCI-NETで送りましたので、直ちに注文請書を提出して下さい。

○作業所名 CI-NET 住居その他  
契約NO 00530

参考用 CI-NET LiteS注文書印刷行回數 1

確定注文  
(参考)

変更工事№:

印刷日 2002年9月27日

CI-NET住宅9012345678901 2345 工事№:016081  
 型枠工事高層棟 注文№:01681

確定注文書送り状

株式会社渋谷建設 東京支店456789012345678  
 高尾産業株式会社

ヘッダー内容参照

高尾産業株式会社 御中 〒151 渋谷区千駄ヶ谷3-13-18WJDビル 営業部 津久井 太郎 殿	TAG1C14 1-39行 〒151-0052 渋谷区千駄ヶ谷 建設 東京支店 調理 太郎 TEL:03-5474-3278 FAX:03-3405-5125	TAG2文字表示+書送り状 0502:確定注文。0503:鑑項目合意変更 申込。0504:合意解除申込。0506:注文 請け。0507:鑑項目合意変更承諾。 0508:合意解除承諾。0514:一方的解除 通知。
毎度、ご協力ありがとうございます。下記の注文書をCI-NETで送りましたので、 直ちに注文請書を提出して下さい。 ○作業所名 CI-NET住客その他 契約NO 00930		

解除通知の場  
合は発行回数

TAG1178、11行目

参考用 CI-NET LiteS注文書側発行回数

株式会社渋谷建設  
高尾産業株式会社

CI-NET住宅90123456789012345  
型枠工事高層棟

注文No.: 016081

確定注文  
(参考)

### 確定注文書

本帳票は参考用に電子契約データを印刷したものです

受注者	〒191-1234 住所 東京都大田区並木町3-1-2
受注者コード	21234567
会社名	高尾産業株式会社
代表者名	清久井 太郎

〒151-8503  
住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-22

会社名 株式会社渋谷建設 東京支店  
代表者名 取締役支店長 渋谷 弘典  
共同企業体代表者名 外崎  
(工事所長名)

工事コード 016081	工事名称 CI-NET共済組合会館(仮称)建築工事	契約金額	¥132,825,000 円
住所	〒102 東京都千代田区阜町1-1-5	うち	工事金額 ¥126,500,000 円 消費税額 5% ¥6,325,000 円
注文日	2002年 9月27日	消費税コード:外税	課税分類コード 1:課税対象
注文No.	01161-	支払条件	(請求締切)毎月20日(支払)翌月10日 (部分払い) 出来高・納入高の 80%
取引件名	型枠工事高層棟	現金	50% 手形 50% サイ 120日
原簿要素名	1 外注	精算条件	実数実測による
原簿科目名	402 金属工事	保証期間指定	無償保証期間 施工引渡し日から1年
原簿細目名	402 金属工事	保険条件	労災保険の加入 注文者
工期・納期	2002年10月 1日 - 2002年12月20日		
基本契約	2002年01月05日		

株式会社渋谷建設 東京支店456789012 TAG2文字表示(管) 456789012345 工事No.:016081 確定注文 (参考)  
 高尾産業株式会社 TAG2確定注文。0503:鑑項目台意変更申請。0504:台意解除申請。0506:注文請付。0507:鑑項目台意変更承諾。0508:台意解除承諾。0614:一方の解除通知。

注文書 本帳票は参考用に電子契約付一紙を印刷したものを

受注者 TAG1019  
 〒 1 TAG1080  
 住所 東京都大田区並木 TAG1002を2行で印刷 TAG1008 2行目  
 TAG1003 11行目 TAG1008 2行目  
 TAG1003 3行目 TAG1008 3行目  
 会社名 高尾産業株式会社 TAG1018  
 代表者名 津久井 太郎 TAG1015  
 会社名 株式会社 TAG1024 東京支店  
 代表者名 取締役支店 TAG1026 横  
 共同企業体代表者名 外崎 (工事所長名)  
 JV0の場合のみ印刷 (工事所長名)とも

注文者  
 〒 151-8503 TAG1080  
 住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-22 TAG1001を2行表示  
 TAG1003 11行目 TAG1008 2行目  
 TAG1003 3行目 TAG1008 3行目  
 会社名 株式会社 TAG1024 東京支店  
 代表者名 取締役支店 TAG1026 横  
 共同企業体代表者名 外崎 (工事所長名)  
 JV0の場合のみ印刷 (工事所長名)とも

工事コード TAG1006  
 TAG1306  
 工事名称 CI-NET共済組 TAG1042 建築工事

住所 〒102 TAG1016+TAG1043 1-5  
 TAG1007

注文日 2002年 09月27日

注文No. 01161 -

取引件名 TAG1046+TAG1045  
 TAG1192+TAG1191  
 原価品名称 4 TAG1184+TAG1193  
 原価科目名 402 TAG1186+TAG1195  
 原価組名 TAG1052 0A 1B-20 TAG1066  
 工務 時期 TAG1079+TAG1802

基本契約 TAG1079+TAG1802

注文日の記載方法、TAG201情報No.

0502:注文日: +TAG1008  
 0503:変更申込日: +TAG1008  
 0504:解除申込日: +TAG1008  
 0505:打ち出申込日: +TAG1008  
 0514:解除通知日: +TAG1008  
 0515:打ち出通知日: +TAG1008  
 0506:注文日: +TAG1010  
 0507:変更申込日: +TAG1010  
 0508:解除申込日: +TAG1010  
 0509:打ち出申込日: +TAG1010

参考: TAG1007:帳票No. TAG1008:参照帳票No. TAG1900:注文番号枝番

内税の場合、消費税の金額印刷しない

TAG1097	取引金額	¥132,825,000 円
TAG1090	工事金額	¥6,500,000 円
TAG1096	消費税	¥5,000 円
TAG089	消費税	TAG089:課税分類名

支払条件 (請求滞り)毎 TAG1066 1行目 10B  
 (部分支払)出来高納入高の TAG1066 2行目  
 現金 TAG1066 3行目 % upfront 120日  
 TAG1066 4行目

清算条件 実数 TAG1066  
 保証期間指定 無償保証期間 TAG1064 から1年  
 保険条件 劣 TAG1066 入 注文者

解除通知の場合発行回数

参考用 CI-NET LineS 注文書印刷回数 TAG1178, 1行目

※付書類は下記見直しとする。  
 (特記事項・見積条件、メーカー名・商社名、その他事項、内訳明細書)

注文書No.  
(参考)

注文書No.: 23456  
印刷日 2002年 8月30日

注文書No.: 016081  
注文書No.: 01661

株式会社渋谷建設 東京支店456789012345678  
高尾産業株式会社

CI-NET住宅90123456789012345  
型枠工事高層棟

**注文書送付状**

株式会社渋谷建設 東京支店 御中 提出日 2002年 9月 30日

〒1151 渋谷区千駄ヶ谷3-13-18  
調達部  
調達 太郎 殿

〒151-0052 渋谷区千駄ヶ谷4-25-2  
高尾産業株式会社  
営業部  
津久井 次郎  
TEL: 03-5474-2222  
FAX: 03-3406-9899

毎度、ご注文ありがとうございます。下記の注文請書を送りましたので、  
よろしくお願い致します。

○作業所名 CI-NET住宅その他  
契約NO. 00530

B.V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例

株式会社渋谷建設 東京支店5456789012345678      CI-NET住宅90123456789012345 工事№:016081      注文請け  
 高尾産業株式会社      型枠工事高層棟      注文№:01661      (参考)

注文工事項目: 23456      注文工事項目: 23456  
 印刷日: 2002年09月30日      印刷日

■TAG2情報区分コードが、  
 0506:注文請け、0507:監項目  
 台費変更承諾、0508:合意解  
 除承諾の場合の場合  
 →TAG1データ処理No

解除通知、打切り通知の  
 場合は無

解除通知の場  
 合は発行回数

参考用 CI-NET Lite 注文者側発行回数 1 TAG1179 1行目

受注者側発行回数

株式会社渋谷建設 東京支店 御中  
 〒151 渋谷区千駄ヶ谷3-13-18  
 調理部  
 調理課 木郎 殿

〒151-0052 渋谷区千駄ヶ谷4-25-2  
 高尾産業株式会社  
 TEL: 03-3405-2222  
 FAX: 03-3405-9999

TAG1014 1-39行

毎度、ご注文ありがとうございます。下記の注文請書を送りましたので、  
 よろしくお願致します。

○作業所名 CI-NET住宅その他  
 契約NO 00530

TAG2を文字表示+書送りで  
 0502:確定注文、0503:監項目合意変更  
 申込、0504:合意解除申込、0506:注文  
 請け、0507:監項目合意変更承諾、0508:  
 合意解除承諾、0514:一方的解除  
 通知。

30日

ヘッダー内容参照



株式会社渋谷建設 東京支店456789012345678 CI-NET住宅90123456789012345 工事No.:016081 変更工事No.: 注文請け  
 高尾産業株式会社 型枠工事高層棟 注文No.:01661 注文No.:23456 (参考)

### 注文請け書

本帳票は参考用に電子契約データで印刷したものです

受注者	〒191-1234 住所 東京都大田区亞末町3-1-2
受注者コード	1234567
会社名	高尾産業株式会社
代表者名	澤久井 太郎

会社名 株式会社渋谷建設 東京支店  
 代表者名 取締役支店長 渋谷 弘典  
 共同企業体代表者名 外崎  
 (工事所長名)

工事コード	016081	工事名称	CI-NET共済組合会館(仮称)建築工事
住所	〒102 東京都千代田区草町1-1-5	契約金額	¥132,825,000 円
注文日	2002年 9月27日 注文請日 2002年 9月27日	うち	工事金額 ¥126,500,000 円 消費税額 5% ¥6,325,000 円
注文No.	01161- 注文請No. 23456	消費税込	消費税コード2:外税 課税分類コード 1:課税対象
取引件名	型枠工事高層棟	支払条件	(請求締切)毎月20日(支払)翌月10日 (部分払い) 出来高・納入高の 80%
原価要素名	1 外注	現金	50% 手形 50% サイ 120日
原価科目名	402 金属工事	精算条件	実数実測による
原価目名	402 金属工事	保証期間指定	無償保証期間 施工引渡し日から1年
工期・納期	2002年10月 1日 - 2002年12月30日	保険条件	労災保険の加入 注文者
基本契約	2002年01月05日		



注文明細  
(参考)

変更工事No.:  
注文請No.:23456

工事No.:016081  
注文No.:01661

株式会社渋谷建設 東京支店4-5678901 2345CI-NET住宅901 2345 工事No.:016081  
高尾産業株式会社 型枠工事高層棟 注文No.:01661

**特記事項・契約条件**

<p>発注者特記事項1</p>	<p>発注者契約条件(見積時の発注者側見積条件)</p>
<p>発注者特記事項2 ABCDEFGHIJKLMNQRSTUWXYZABCDEFGHIJKL</p>	<p>受注者契約条件(見積時の受注者側見積条件) ABABCDEFGHIJKLMNQRSTUWXYZABCDEFGHIJKL</p>

発注者側発行回数 2

1

参考用 CI-NET LiteS 注文者側発行回数

B.V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例

注文請け  
(参考)

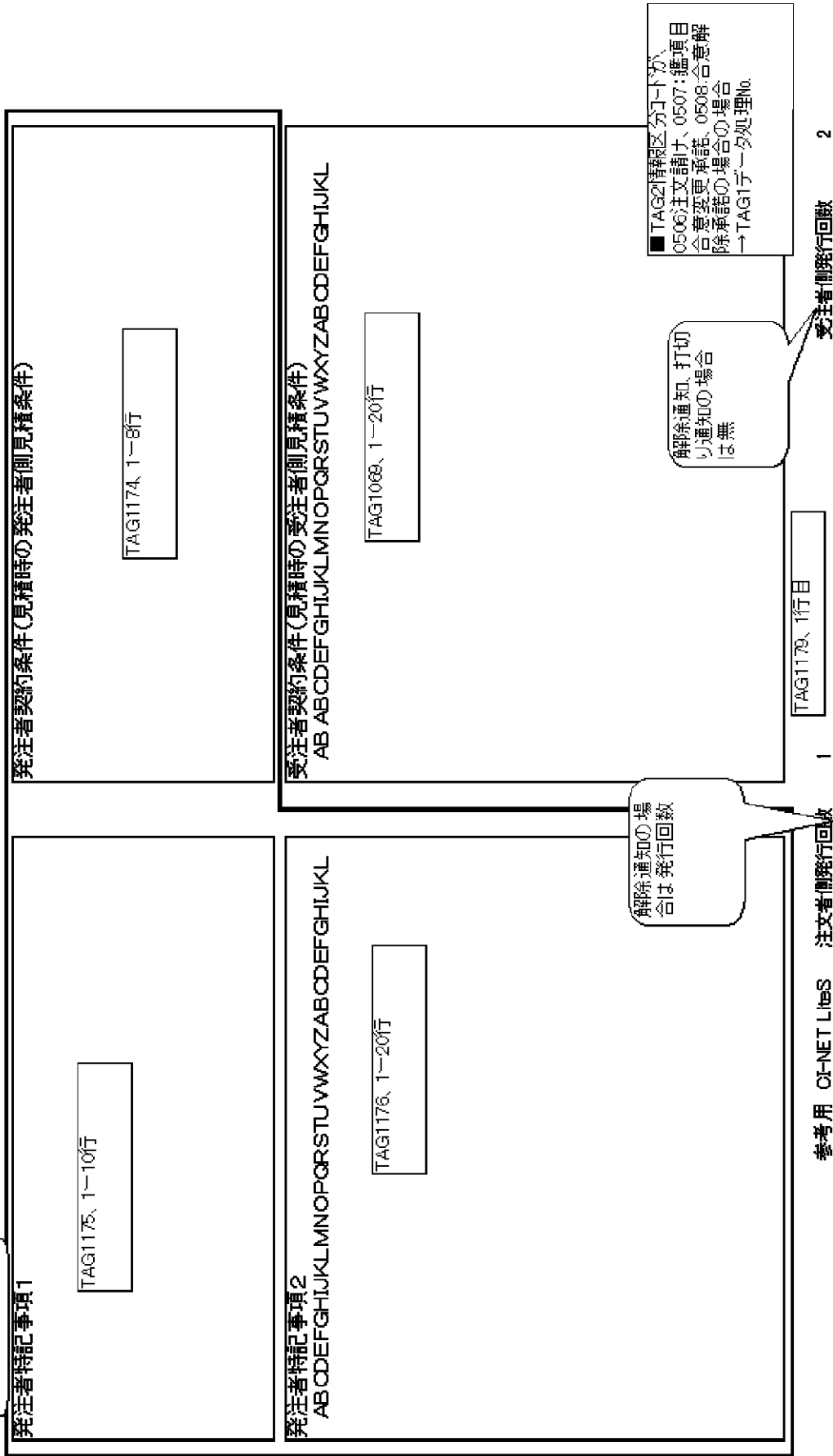
変更工事No.:  
注文請No.:28456

工事No.:016081  
注文No.:01601

株式会社渋谷建設 東京支店456789012345 CI-NET住宅90123456789012345 工事No.:016081  
型枠工事高層棟

特記事項・契約条件

ヘッダー内容参照



■TAG21情報区分コードが  
0506:注文請け、0507:移行日  
合意変更承諾、0508:合意解  
除承諾の場合の場合  
→TAG1データ処理No.

B.V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例

注文工率No.:  
(参考)

注文No.:016081  
注文No.:01661

注文No.:016081  
注文No.:01661

CI-NET住宅90129456789012945  
型枠工事高層棟

使用メーカ一名・商社名一覧表

株式会社法谷建設 東京支店456789012945678  
高尾産業株式会社

コード	名称	金額(円)	品名・単位	数量	備考
1)	三葉				
2)	松下				
3)					
4)					
5)					
6)					
7)					
8)					
9)					
10)					
メーカ名					
コード	名称	金額(円)	品名・単位	数量	備考
1)	藤田商社				
2)					
3)					
4)					
5)					
6)					
7)					
8)					
9)					
10)					
商社名					

受注者側発行回数

2

参考用 CI-NET LiteS 注文者側発行回数

1

B.V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例

株式会社林谷建設 東京支店456789012345678  
 高尾産業株式会社  
 CI-NET住宅90123456789012345  
 型枠工事高層棟  
 工率No.:016081  
 注文No.:01661  
 変更工事No.:  
 注文前No.:23456  
 注文前付  
 (参考)

使用メーカ名・商社名一覧表

バック内容参照

コード	名称	金額(円)	品名・単位	数量	備考
1)	三菱				
2)	松下				
3)		TAG118A, 1-10行			
4)			TAG118B, 1-10行		
5)					
6)			TAG118C, 1-10行		
7)					
8)					
9)					
10)					
コード	名称	金額(円)	品名・単位	数量	備考
1)	藤田商事				
2)					
3)					
4)					
5)		TAG118X, 1-10行			
6)			TAG118Y, 1-10行		
7)					
8)					
9)					
10)					

TAG1190, 1-10行

■TAGの種別区分(下記)  
 0606)注文前付、0507)鑑項目台意変  
 更承諾、0608)台意承諾の場合の  
 場合  
 →TAG1データ処理No.

解除通知、打ち  
 以通知の場合  
 は無

解除通知の場  
 合は発行回数

参考用 CI-NET LineS 注文者間発行回数 1 TAG1179, 1行目

受注者間発行回数 2

B.V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例

注文請付  
(参考)

変更工事No.:  
注文請付No.:23456

CI-NET住宅901 2345678901 2345 工事No.:016081  
型枠工事高層棟 注文No.:01661

株式会社共谷建設 東京支店456789012345678

高尾産業株式会社

解 除 理 由

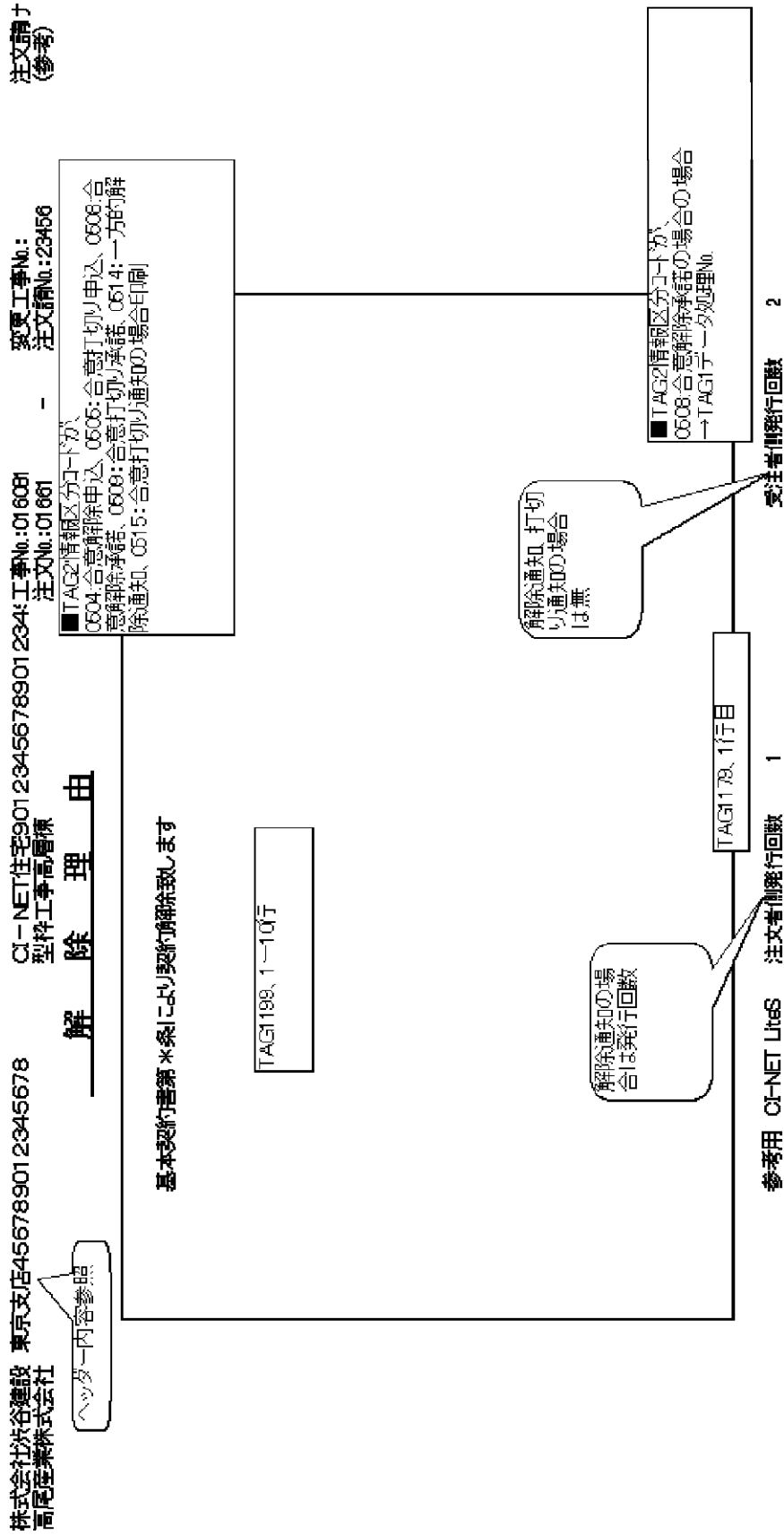
基本契約書第 \* 条により契約解除致します

受注者側発行回数 2

注文者側発行回数 1

参考用 CI-NET LiteS

B.V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例





B.V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例

<p>共通事項</p> <p>情報区分 サブバリエーション 訂正コード 工事略称 所長 担当 別途受渡し名称 別途受渡し住所 受渡し方法 運送費用負担</p> <p>0506 注文請け書 DRDERS02.00 1 新規 CI-NET共済会館 外崎 先崎 作業所 受注者負担</p>	<p>見積依頼番号 01462 見積回答回数 3 (データSetValue8)</p> <p>明細金額計 調整額 工事金額</p> <p>¥240,994,746 ¥-746 ¥240,994,000</p>
<p>発注者側項目</p> <p>発注者コード 決裁者名 担当部署1 担当部署2 出来高査定</p> <p>21701000000 渋谷 弘典 購買 次郎 調達部 調達 太郎 〒191-1234 東京都大田区並木町3-1-2 TEL:03-5474-3233 FAX:03-5474-3333 東京事務所 渋谷太郎 〒102 東京都千代田区隼町3-3-6 TEL:03-5454-2222 FAX:03-5454-3334 1: 累積査定方式</p>	<p>受注者側項目</p> <p>受注者コード 決裁者名 担当部署 建設業許可 許可業種 許可日</p> <p>234567000000 津久井 三郎 営業部 津久井 次郎 〒151-8503 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-22 TEL:0427-82-9999 FAX:0427-82-9300 東京都印事一般001第123456号 大工 左官 とび・土工 鉄骨 石工 平成10年10月10日</p>

参考用 CI-NET LiteS 注文者側発行回数 1

受注者側発行回数 2

B.V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例

株式会社共谷建設 東京支店45678901 2345678901 2345678901 2345678901 2345  
 高尾産業株式会社 型枠工事高層棟

工率No.: 016081 変更工率No.: 注文No.: 23456  
 注文No.: 01601 - 注文No.: 23456  
 (参考)

その他の事項

※ハッター内容参照

共通事項  
 情報区分 TAG1197 TAG1178  
 カットバージョン TAG1198  
 訂正コード TAG1179  
 工事略称 TAG1180  
 所長 TAG1181  
 担当 TAG1182  
 別途受渡し名称 TAG1183  
 別途受渡し住所 TAG1184  
 受渡し方法 TAG1185  
 運送費用負担 TAG1186

見積依頼番号 01462  
 見積回答回数 3  
 (デフォルト値)

明細金額計 TAG1088  
 調整額 TAG1089  
 工事金額 TAG1090

0506 注文通し TAG1187 TAG1188  
 TAG1179 TAG1180  
 外 TAG1085 EL-03-3261-1651 TAG1041  
 先 TAG1027 FAX: 03-3261 TAG1182  
 作業力 TAG1044  
 TAG1047  
 受注者 TAG1071

見積依頼番号 01462  
 見積回答回数 3  
 (デフォルト値)

明細金額計 TAG1088  
 調整額 TAG1089  
 工事金額 TAG1090

発注者側項目  
 発注者コード TAG1000000 TAG4  
 決裁者名 TAG1183, 1行目 TAG1183, 2行目  
 担当部署 TAG1028, 1行目 + TAG1028, 1行目  
 TAG1080, 1行目 + TAG1081, 1行目 \*2行表示  
 TAG1032, 1行目 3233 FAX03-5474-333 TAG1089, 1行目  
 栗 TAG1028, 2行目 太郎 TAG1029, 2行目  
 TAG102 東京都千代田区墨田 3-3-6  
 TAG1030, 2行目 + TAG1031, 2行目 \*2行表示  
 TAG1032, 2行目 FAX TAG1033, 2行目  
 TAG1031, 2行目  
 TAG1031, 2行目  
 10の場合 1. 異検査定方式  
 20の場合 2. 当月査定方式  
 参考用 C/FNET LiteS

注状者側発行回数 1 TAG1179, 1行目

受注者側項目  
 受注者コード 2345678900000 TAG35  
 決裁者名 津久井 TAG1166  
 担当部署 営業部 TAG1017 + TAG1018  
 TAG1018 + TAG1020 \*2行表示 -25-22  
 TAG1021 62-3888 FAX0427 TAG1022  
 東京都知事 TAG1166 月 123456号  
 TAG1167, 1行 左 TAG1167, 4行目  
 234 TAG1167, 2行 欠 TAG1167, 5行目  
 石 TAG1167, 3行目  
 平成10年10月 TAG1168  
 TAG1169  
 TAG1170  
 TAG1171  
 TAG1172  
 TAG1173  
 TAG1174  
 TAG1175  
 TAG1176  
 TAG1177  
 TAG1178  
 TAG1179  
 TAG1180

注状者側発行回数 2

B.V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例

株式会社法谷建設 東京支店456789012345678  
高尾産業株式会社  
CI-NET住宅90123456789012345 工事No.:016081  
型枠工事高層棟  
注文No.:01661  
変更工事No.:  
注文請No.:2345 (参考)

**内訳明細書**

No.	品名・名称 規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	金額	材 工	備考	メーカー名 商社名
1	品名名称ABCDEF GHIJ KLMNOPQRSTU VW 【高層棟高層部】品名1行目 明 ABCDEF GHIJ KLMNOPQRSTU VWXYZ ああああ ああ ああ 2t 1 2ヶ月							
2	普通型枠組立 明材工共 2t 1 2ヶ月	1,481	M2	5,500 .1	8,145,648	共	ABCDEFGHIJKLMNOP   JKLNLMOP	城山八王子電工   澤久井商事
3	打放型枠組立 明材工共 L=300程度	3,579 .22	M2	7,600 .1	27,202,429	共	1234567890123456   1234567890123456	
4	梁PC端部用, 明材工共 L=300程度	1,470	ヶ所	6,000 .5	8,820,735	共		
5	小梁PC端部用, 明材工共 L=300程度	382	ヶ所	6,000	2,332,000	共		
6	床立上り型枠 明材工共 H=100,W=100	1,764 .012	M	6,200	10,966,874	共		
7	スラブ段差止め枠 明材工共 H=170	1,239	M	3,500	4,336,500	共		
8	スラブ止め枠スラブ止め枠 明材工共	764	M	4,000	3,056,000	共		
9	ALC7アスナ-取付 明材工共	2,380	ヶ所	3,600	8,568,000	共		
10	避難ハッチ止め枠 明材工共 700口	30	ヶ所	9,000	270,000	共		
11	型枠運搬費	5,060	M2	500	2,530,000	工		
12	荷揚・荷降	5,060	M2	450	2,277,000	工		

内訳明細書

No.	品名・名称 規格・仕様・摘要	数量		単価	金額	材 工	備考	メーカー名 商社名
		数量	単位					
13 明	面木目地樺	3,578	M2	300	1,073,700	共		
14	小計				( 79,568,886)			
15 明	雨樋スリーブ抜き 材工共 125φ	224	M2	80,640	18,063,360	共		
16 明	PI-梁底スハーステープ取付	305	M2	457,500	139,537,500	共		
17 明	柱底型枠組立 材工共 850φ	30	ヶ所	90,000	2,700,000	共		
18 明	デッキ部ボルト補強 材工共	15	ヶ所	75,000	1,125,000	共		
	計				240,994,746			

株式会社渋谷建設 東京支店4-5678901234 ヘッター内容参照 CI-NET住宅901 2345678901 2345 工事No.:016081 変更工事No.: 注文請け  
 高尾産業株式会社 型枠工事高層棟 注文No.:01681 注文請No.:234 (参考)

内訳明細書

No.	品名・名称	数量	単位	単価	金額	材	備考	メーカー名
	規格・仕様・摘要 【高層棟高層部】品名1行目 明細1行目:TAG1213、1行目 品名名称2行CODEFGHIJ、明細2行目:TAG1213、2行目 ABCDEF GHIJ KLMNO					工		商社名
1	普通型 明細3行目:TAG1214、1、2行目連結。 TAG1216かQ以外は連結して出力。TAG1217かP以外なら連結して出力する TAG1208かO以外は連結して出力。TAG1209かP以外なら連結して出力する	1,470	TAG1219	6,000.5	8,820,735	共	TAG1251、2行 ABCDEFGHIJ KLMNOP	城 TAG1248 洋文半角字
3	打放型 明細3行目:TAG1214、1、2行目連結。 TAG1216かQ以外は連結して出力。TAG1217かP以外なら連結して出力する TAG1208かO以外は連結して出力。TAG1209かP以外なら連結して出力する	1,764	012 M			共	1234567890123456 TAG1287:02材、04工、06共、 それ以外:スペース	TAG1250
4	梁PO端部囲い 明細3行目:TAG1214、1、2行目連結。 TAG1216かQ以外は連結して出力。TAG1217かP以外なら連結して出力する TAG1208かO以外は連結して出力。TAG1209かP以外なら連結して出力する	38	TAG1218	6,000	2,352,000	共		
5	明細の印刷 明細3行目:TAG1214、1、2行目連結。 TAG1216かQ以外は連結して出力。TAG1217かP以外なら連結して出力する TAG1208かO以外は連結して出力。TAG1209かP以外なら連結して出力する	1,764	012 M			共		
6	床立上り型枠 明細3行目:TAG1214、1、2行目連結。 TAG1216かQ以外は連結して出力。TAG1217かP以外なら連結して出力する TAG1208かO以外は連結して出力。TAG1209かP以外なら連結して出力する	1,764	012 M			共		
10	避継り止め枠 明細3行目:TAG1214、1、2行目連結。 TAG1216かQ以外は連結して出力。TAG1217かP以外なら連結して出力する TAG1208かO以外は連結して出力。TAG1209かP以外なら連結して出力する	30	ヶ所	9,000	270,000	共		
11	型枠運搬費 明細3行目:TAG1214、1、2行目連結。 TAG1216かQ以外は連結して出力。TAG1217かP以外なら連結して出力する TAG1208かO以外は連結して出力。TAG1209かP以外なら連結して出力する				2,550,000	工		
12	荷揚・荷降 明細3行目:TAG1214、1、2行目連結。 TAG1216かQ以外は連結して出力。TAG1217かP以外なら連結して出力する TAG1208かO以外は連結して出力。TAG1209かP以外なら連結して出力する				2,277,000	工		

内訳明細書

No.	品名・名称 規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	金額	材 工	備考	メーカー名 商社名
13	面木目地樺	3,579	M2	300	1,073,700	共		
14	小 計				( 79,568,886)			
15	雨樋スリーブ抜き 材工共125φ		M2	80,640	18,063,360	共		
16	PI-梁底スハーステープ取付	305	M2	457,500	139,537,500	共		
17	柱底型枠組立 材工共 650φ	30	ヶ所	90,000	2,700,000	共		
18	デッキ部ボルト補強 材工共	15	ヶ所	75,000	1,125,000	共		
	計				240,994,746		TAGI068	

TAGI288-5 かつ TAGI298-800の小計行は  
'小計' を記入、小計額は( )で金額欄に記入

1.フラットの場合は明細  
の最後に計を追加する。  
階層の場合は階層単位  
毎計を追加する。

B.V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例

株式会社渋谷建設 東京支店456789012345678 CI-NET住宅90123456789012345 工事No.:016081 変更工事No.: 注文請け  
高尾産業株式会社 型枠工事高層棟 注文No.:01661 - 注文請No.:28456 (参考)

内訳明細書

No.	品名・名称	規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	軒樋	延W 300	71,000	m	6,430	456,630	
2		硬質塩化ビニル樹脂製品 固定止め銅線共					
3	軒樋	延W 300	9,400	m	13,500	128,900	
4		硬質塩化ビニル樹脂製品 固定止め銅線共					
5		R付き(R=1,400) 124667840123456789012345678901234567890123456789012345					
6	軒樋	φ 125	10,000	カ所	7,870	78,700	
7	防塵網	弾レド共 13845789012345678901234567890123456789012345					
8	屋根	W 250	18,100	m	4,690	88,078	
9	芝木	アルミT2:5加工 硬質着色 参照図番-31-21					
10		138457890123456789012345678901234567890123456789012345					
11	屋根	(エキストラ)	7,000	カ所	8,160	57,120	
12	小計					802,829	
13	軒天井	アルミ電線着色 日本アルミEX-1515同着品	13,600	m <sup>2</sup>	16,800	218,800	
14	スンドレル	懸鉄下地共 真間回巻10					
15		13845789012345678901234567890123456789012345					
	計					1,072,749	
(M54)*1		(M56)*1	(N7.3)		(N12.1)	(N12)	(M16)*1
1の合計		1,234,567,000	カ所	128,456,789,012.0	128,456,789,012.0	128,456,789,012.0	1の合計

(注)\*1:規約の属性と文字数。この資料の文字の大きさ(10P)では枠内に収まらぬ  
解決策→枠をオーバーするデータだけ文字の大きさを小さく(8P)する  
( 1 )

B.V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例

株式会社渋谷建設 東京支店 4-56789012345678 CI-NET住宅90123456789012345 工事No.:016081 注文No.:01681 注文請No.:23456 注文通付  
高尾産業株式会社 親務工事高層棟 注文No.:01681 - 注文請No.:23456 (参考)

ヘッダ内容参照 内訳明細書

No.	品名・名称	規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行	71.000	m	6,430	456,630	TAG1251、2行
2	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行	TAG1218				
3	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行	9,400	m	13,500	TAG1223	
4	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行	TAG1219				
5	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行	10,000	㎡	7,700		
6	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行					
7	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行					
8	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行					
9	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行					
10	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行					
11	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行	7,000	㎡	8,160	57,120	
12	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行				(802,329)	
13	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行	18,500	㎡	15,800	218,900	
14	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行					
15	明細:TAG1218、2行	規格・仕様・摘要:TAG1214、2行					
計			(N7.3)		(N12.1)	1,072,749	(M1.6)*1

(注)\*1:親約の層数と文字数。この資料の文字の大きさは(TOP)では枠内に収まらない  
解決策:層数を1階にするデータだけ文字の大きさを小さく(OP)する

1行は17行の内訳行  
各ページの中央下に注文者側発行回数(TAG1179、1行目)  
各ページの右下にTAG21階数区分コードが、0508注文通付、0507控項目合意変更承諾、0508合意解除承諾の場合、注文者側発行回数(TAG1データ処理No.)



## VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

## D.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

## VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

CI-NET LiteS 実装規約の運用上、留意すべき点に関して、考え方をまとめたものを列挙する。

(2003.06.10 記載)

1. 明細なしメッセージのデータ交換の可否
2. 出来高報告と請求の同時提出
3. 請求完了区分コードの取り扱い
4. 枝番契約の打切方法

(2007.06.12 内容改訂)

5. 出来高報告・出来高確認の[1007]帳票 No.の取り扱い

(2004.06.04 記載)

6. LiteS 注文業務データがあるケースを前提としての運用上の留意点
7. LiteS 注文業務データがあるケースの一部修正に伴う運用上の留意点
8. 出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点

(2006.06.13 記載)

9. 特記の記載箇所仕様
10. X 属性 8 バイトで定義されている日付項目の取り扱い
11. 支払通知帳票イメージ

(2007.06.12 記載)

12. 総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点
13. 内訳明細計行に係る留意点
14. 合意打切申込および合意打切精算請求書帳票イメージ

(2008.06.10 記載)

15. K 属性データ項目の数値表現について

(2012.07.03 記載)

16. 精算時における CI-NET LiteS での対応方法について

(2014.03.04 記載)

17. 複数工事物件（複数作業所）に対する請求書における明細作成のパターン

## 1. 明細なしメッセージのデータ交換の可否

◆運用に際しての疑問点

明細がないメッセージをやり取りすることは許されるか。

◆対応方法

契約場面を始めとして、明細がないメッセージをやり取りすることは、

- ・入契法<sup>14</sup>において、専門工事における一式契約は禁止
- ・建設業法において、施主の同意なしに一式下請を行うことは禁止

などの状況があるため、実質的にはないものと考えられる。

そこで、明細なしメッセージをやり取りできるかについて、運用上、以下の対応とする。

- ・サブセット定義において明細のない見積不採用通知および解除のメッセージを除き、明細なしのメッセージは禁止し、「明細付き」となるようにする。
- ・開発関係者にはバージョンアップ時に、以下とすることを求めていく。
  - (a) 「鑑+明細」となるメッセージとする。
  - (b) 操作者が鑑のみ（一式契約）としても、それは見かけ上でデータは（a.）の形式とする。（明細がない場合、トランスレーション時等にダミーの行等を1行付け加える方法などが考えられる。）
  - (c) 明細金額の合計が鑑の金額となるようにする。

---

<sup>14</sup> 入契法：「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、2001年(平成13年)4月1日から施行。

## 2. 出来高報告と請求の同時提出

◆運用に際しての疑問点

現状では、一般に受注者が出来高報告と請求を同時に作業所へ郵送もしくは持参し査定を受けており、発注者は出来高報告、請求の内容に問題がなければそのまま請求処理を行っている。この場合出来高承認をもとに請求を作成する必要がなくなる。現状の業務フローを適用することを想定すると、出来高報告と請求を同時に行うことが考えられるのではないかと。

◆対応方法

受注者側で社内の分業化が進み、工事部もしくは作業所の担当者が出来高を算出し、総務・事務部で出来高をもとに請求を作成、提出するケースが多い。小規模な企業においてもこの形態が普及しつつある。

こうした企業で、例えばスタンド・アロンの専用システム等を使用していると、総務・事務部では送信した出来高報告と受信した承認の内容を比較、確認し請求を作成する必要が生じる。

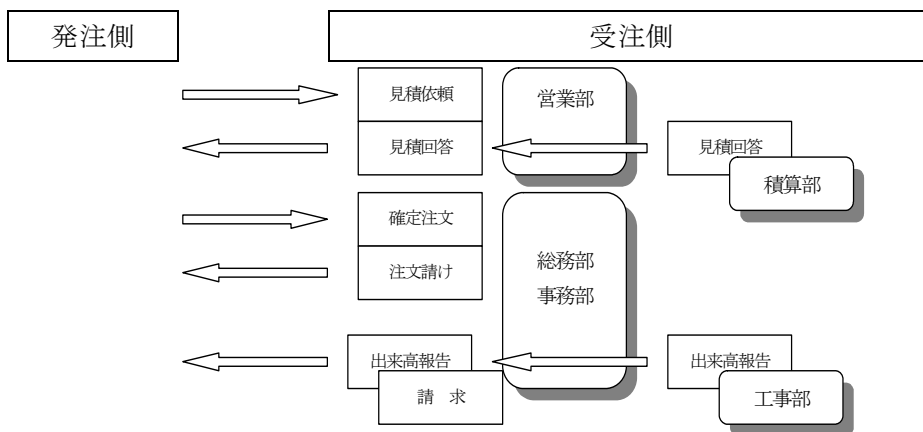


図 D.VI- 1 中・大規模な企業の業務の流れ

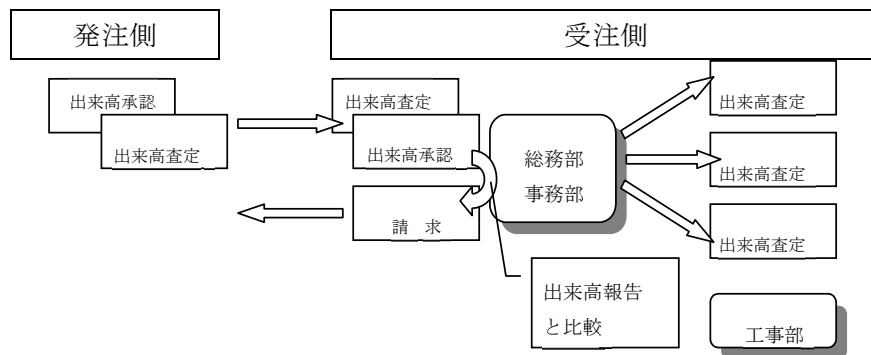


図 D.VI- 2 小規模な企業の業務の流れ

そこで、以下のような処理が行えるような方針とする。

- ・出来高、請求業務の基本フローでは、受注者は発注者からの出来高確認(承認)メッセージを受領した後に請求を行う。
- ・ただし、出来高報告日から請求日までの余裕が短い場合あるいは小口の場合など種々の状況があるので、両者の合意のうえで受注者が出来高報告メッセージと請求メッセージを同時に送信することもできるとする。この場合の参考フローを以下に示す。

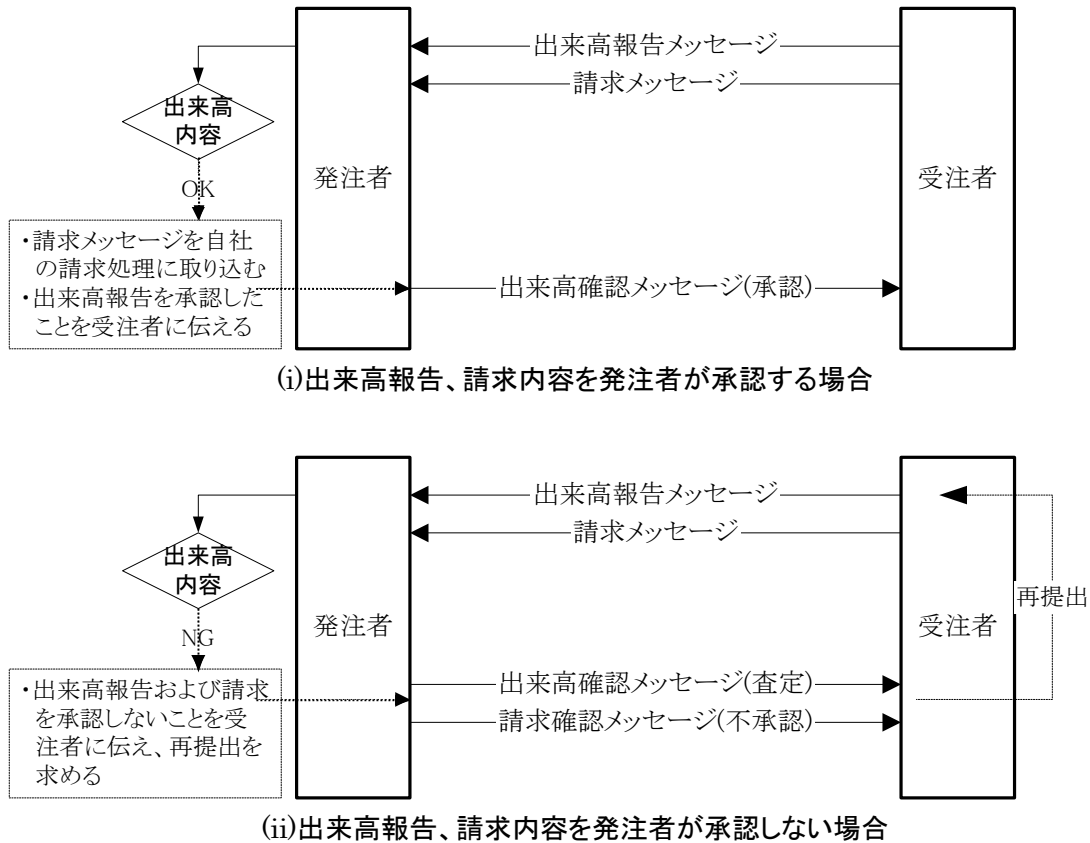


図 D.VI-3 出来高報告、請求メッセージ同時提出の参考フロー

◆留意点

- 発注者側で、出来高承認をしないと請求を受け取れないシステムを構築している場合もないとは言えず、受注者側の「同時提出するので受けてほしい」との一方的な要望は必ずしも通らない。
- 受注者側で、出来高承認を得ないと請求書を発行できないシステムを構築している場合もないとは言えず、発注者側の「同時提出せよ」との一方的な要望は必ずしも通らない。

従って、(a)、(b)の場合、両者の合意のうえで行うことが重要である。

### 3. 請求完了区分コードの取り扱い

◆運用に際しての疑問点

前月に出来高 ・ 請求を完了している案件で、当月出来高がなく、前月の出来高を元に打切精算を行なう場合、当月出来高がないので、前月分の出来高の[1314]請求完了区分コードが「精算(最終回)」にならないまま精算されることになるが問題ないか。

◆対応方法

(a) 予定した最終月に出来高は発生しなかった場合、基本的には以下のような対応とする。

前月は [1314]請求完了区分コード=未精算で請求を行っているときに、

－その翌月、出来高は発生せずに終了する場合：

[1314]請求完了区分コード=精算の出来高、請求メッセージを交換する必要はない。

－その翌月、出来高は発生せずに打ち切る場合：

[1314]請求完了区分コード=精算の出来高、請求メッセージを交換した後に打切メッセージを取り交わす必要はない。

(b) 一方、以下のようなケースでは、出来高・請求処理が必要になる。

－支払保留を行っている場合は、その精算のために、最終月に出来高がなくても出来高、請求処理が必要。

－受注者側で、[1314] 請求完了区分コード=精算のメッセージを受け取らないと終了処理ができないシステムを構築している場合などは、最終月に出来高がなくても出来高、請求処理が必要。

## 4. 枝番契約の打切方法

## ◆運用に際しての疑問点

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2ad.0 「B.VII.1. 1.3 (1)合意による契約打切時のデータ交換手順」の最下部 【注意事項】における枝番契約の打切に関する取り扱いはどのようにすればよいか。

## ◆対応方法

枝番契約が発生している契約において、合意打切を行う際には、本契約 1 本に対して合意打切メッセージを送ることで枝番を含む契約全てを打ち切ることができることとする。

したがって出来高査定時に本契約に一本化した明細に枝番契約分として追加した明細等は、打切時に本契約と枝番に振り分ける必要はなく、全ての出来高は本契約の打切メッセージにまとめて記載する。

なお、本契約と枝番契約をまとめる場合は、[1400]明細別注文番号枝番の記載を残すため、本契約とあるいは枝番契約に同一の品名・名称、仕様があり別行扱いとする追加型（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 「B.VII.1. 1.1 (2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」参照）が望ましい。

これを図で示すと下図のようになる。

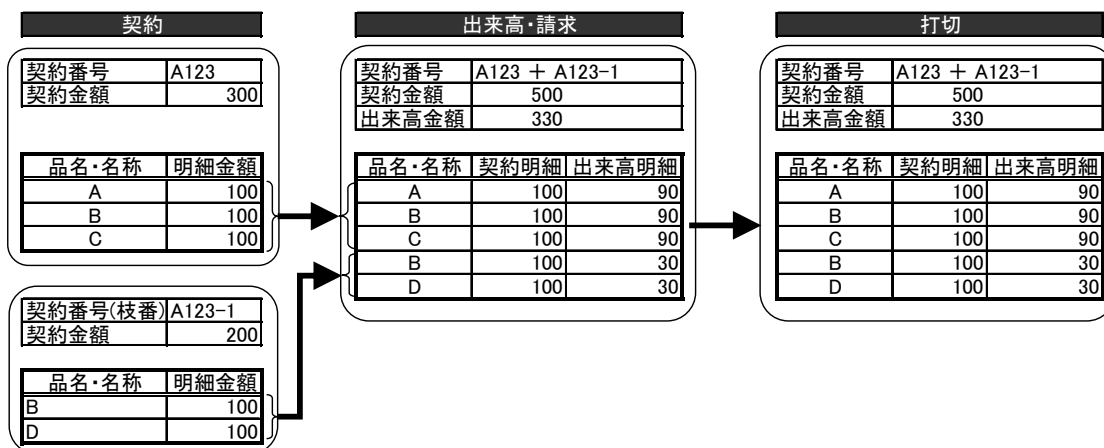


図 D.VI- 4 本契約、枝番契約の出来高・請求、打切における処理方法



## 5. 出来高報告、出来高確認の[1007]帳票 No.の取り扱い

◆運用に際しての疑問点

出来高報告、あるいは出来高確認時に[1007]帳票 No.を変更する必要があるか。

◆対応方法

取引の特定は[1303]注文番号で行っている。

従って、取引の特定に際して[1007]帳票 No.は影響を及ぼさないことから、毎回同じ番号でも、毎回番号を変えても、自身の都合で決定してよい（CI-NET LiteS 実装規約上にも規定はない）。

なお実際の運用上では、以下の点を考慮することが望ましい。

- ・受注者の場合、月ごとの出来高を識別するために、出来高報告番号を月別に別番号とした方が管理上便利な場合がある。
- ・発注者の場合、請求メッセージにどの出来高確認を受けた請求であることを示すため出来高確認番号が記載されるので、出来高確認番号を月別に別番号とした方が管理上便利な場合がある。

## 6. LiteS 注文業務データがあるケースを前提としての運用上の留意点

### (1) 増減に関わる対応

#### ◆運用に際しての疑問点

- ・当初の契約と出来高の場面での金額・数量の増減に対してどのように対応を取ればよいか。

具体的には、明細の材料が変わった場合など、増減が発生する。このような場合、本契約のままの明細に追加するケースが多いが、作業所に対応する業務であることが多く、CI-NET LiteS ではどのような対応を取れば良いか。

#### ◆対応方法

以下に考え方の例を示す。詳細については、契約当事者間での合意事項とする。

- ・項目の追加
  - －増の場合、別途契約する。
  - －減の場合、当初の契約にて精算する。
- ・数量の増減
  - 契約とのある程度の乖離（例えば5%）に関わらず、当初の契約にて精算する。
- ・また明細書の作成例として、CI-NET LiteS 実装規約「B.VI.出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ 1.1 (2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」にあるような方法があり、参考にされたい。

## (2) 出来高算出におけるマイナスの端数処理

## ◆運用に際しての疑問点

通常、金額計算は切り捨て処理を行っているが、その計算結果がマイナスとなった場合、その端数処理はどうか？

例えば、(CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 「B.VII.5.3(2) 6) 契約の明細別の数量、金額を表すデータ項目」)

$[1235] = 0.01 \times [1297] \times [1234] \times [1222]$  小数点以下は切り捨て

金額 = 0.01 × 出来高率 × 数量 × 単価

[1235] 今回迄累積出来高金額明細

[1297] 今回迄累積出来高明細別単価出来高率

[1234] 今回迄累積出来高数量明細

[1222] 単価

## ◆対応方法

通常、金額計算は切り捨て処理を行っているが、その計算結果がマイナスとなった場合、その端数処理は「絶対値を取った後切り捨てる」こととする。

以下に例を示す。

- ・出来高における金額算出を以下の式に基づいて行ったとする。

金額 = 0.01 × 出来高率(%) × 数量 × 単価

(例 1)

823.2 円 = 0.01 × 30% × 1 式 × 2,744 円

この場合は特に問題はなく、「823 円」となる。

(例 2) 調整でマイナスが出た時

- ① 数値関数 INT (最も小さい整数になるよう数値を切り捨てる) を使用するとき

-823.2 円 = 0.01 × 30% × 1 式 × -2,744 円

この場合、切り捨てを小さい値にするということで「-824 円」

- ② 調整でマイナスが出た時で絶対値に「マイナス」を付けるとき

-823.2 円 = 0.01 × 30% × 1 式 × -2,744 円

この場合、絶対値を取った後切り捨てるということで「-823 円」

CI-NET LiteS においては、上記の例 2・②を対応方法として採用する。

(3) CI-NET LiteS による契約前の出来高の扱い

◆運用に際しての疑問点

契約締結が遅れている場合や、紙による出来高報告等を行っていたなどの状況があり、その後 CI-NET LiteS による出来高・請求業務を実施しようとする場合、それまでの出来高（既払い）分をどのように扱うか。

◆対応方法

CI-NET LiteS 実装規約において手入力データ作成を許可する。

出来高金額、請求金額算定方法（下記 A～D 方式）<sup>15</sup>により、最低限以下のデータ項目が該当する。

A 方式では、[1101] 前回迄累積請求金額計

B 方式では、[1323]前回迄累積支払金額計

C・D 方式では、[1159]税込前回迄累積請求金額計

出来高報告メッセージの作成時、計算によって算出されることになっているデータ（値）がない場合、手入力可能とすることを必要とする場合がある。

例えば、CI-NET LiteS 実装規約「B.VII.2. 2.2 全体情報部分(鑑)の出来高金額・請求金額算定方法」[図 B.VII-12](#) 全体情報部分（鑑）の出来高金額・請求金額算定方法」において、未決処理の場合[1332]調整後今回迄累積出来高金額計は、A、B、C、D 方式の記載にあるように計算の上求めるようになっており、[1331]調整額の前月分のデータがないケースとなる。

従って、それまでの出来高（既払い）分を組み込む方法として、契約前の出来高（既払い）分は[1101] 前回迄累積請求金額計あるいは[1323] 前回迄累積支払金額計 等に反映し、CI-NET LiteS による契約後は基本フローの処理に従う方法が考えられる。

◆留意点

それまでの出来高（既払い）分を組み込まない場合について、CI-NET LiteS による契約前は、見積依頼から出来高報告メッセージを作成するあるいは紙で行うなどで対応し、契約締結以降、受注者は新たに注文請けメッセージから出来高報告メッセージを作成する方法が考えられる。

この場合、CI-NET LiteS による契約前は見積依頼番号が、CI-NET LiteS による契約後は注文番号がそれぞれキー項目になるため、各社で CI-NET LiteS 外でのキーとなる項目と、CI-NET LiteS でのキー項目とのその関連・紐付けを行っておく必要がある（システム的に対応しておく必要がある）。

---

<sup>15</sup> 請求金額算定方法については、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 「B.VII.3.2 全体情報部分(鑑)の出来高金額・請求金額算定方法」参照。

## (4) [1300]注文番号枝番の取り扱い

## ◆運用に際しての疑問点

[1300]注文番号枝番は、規約上取引を特定するキー項目として定義されている(CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2ad.0「B.VI.2.1 表 B.VI-5 取引を特定するデータ項目、表 B.VI-6[1007]帳票 No[1009]参照帳票 No.等の記載方法」)。システムを構築する上で、データを特定するキー項目には NOT NULL(未設定不可)の制約を設定することになるため、自社システムを構築している発注者の中には、元契約の[1300]注文書番号枝番='00'(固定)、変更契約の[1300]注文書番号枝番='01','02','03'…としている場合がある。CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0「B.VI.2.3(1)1」[1300]注文番号枝番」の解説には「増減契約・変更契約の際に利用する」と記述されているが、元契約の場合には Null に加えて'00'も設定可能か。

なお同様の議論として、[1400]明細別注文番号枝番も考慮する。

## ◆対応方法

CI-NET LiteS においては、[1300]注文番号枝番、[1400]明細別注文番号枝番に「00」の記入も許容する。

## (5) 請求業務における「出来高確認の有無」フラグの必要性

## ◆運用に際しての疑問点

CI-NET LiteS は、「出来高報告・確認メッセージ」の交換がなくても請求メッセージを出すことができる。その際、発注者は、「この請求は自社から出来高確認メッセージを出した取引か(査定をした取引か)、否か」の判断材料がない。

## ◆対応方法

本件については、CI-NET LiteS 実装規約通りとする。

なお、「出来高確認メッセージ送信の有無」は、具体的には以下のようにして確認することが可能である。

請求時にその請求の元となる、出来高確認が行われたかどうかは、

- ①請求メッセージの[1009]参照帳票 No.に「出来高確認番号」が入っていること
- ②請求メッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 8 回目の値が下記の条件を満たしていること

条件：請求の根拠となる出来高確認(承認)メッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ(変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁(CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0「B.VII.5.3(1)7 帳票データチェック値の内容」参照)。

(6) 請求確認メッセージの「承認」の運用の必要性

◆運用に際しての疑問点

[1316]請求確認コードにおいて、通常の正しい業務処理に対するコードの設定がない。

◆対応方法

本件については特に規約の改訂等はなく、CI-NET LiteS 実装規約通り、請求確認メッセージは請求メッセージに対して「不承認」の場合にのみ利用する。

ただし、発注者、受注者の双方で請求データの金額チェックを必ず行うようにするとともに、[1315]出来高・請求・立替金査定結果コード出来高・請求・立替査定結果コードに「10:承認」を記録することについては、各社（当事者）の社内システムにおいて対応することを推奨する。

## 7. LiteS 注文業務データがあるケースの一部修正に伴う運用上の留意点

LiteS 注文業務データがあるケースの一部修正、すなわち下図で示すように、注文業務データがないケース<sup>16</sup>を想定した場合に、運用上留意すべき点を以下に列挙する。

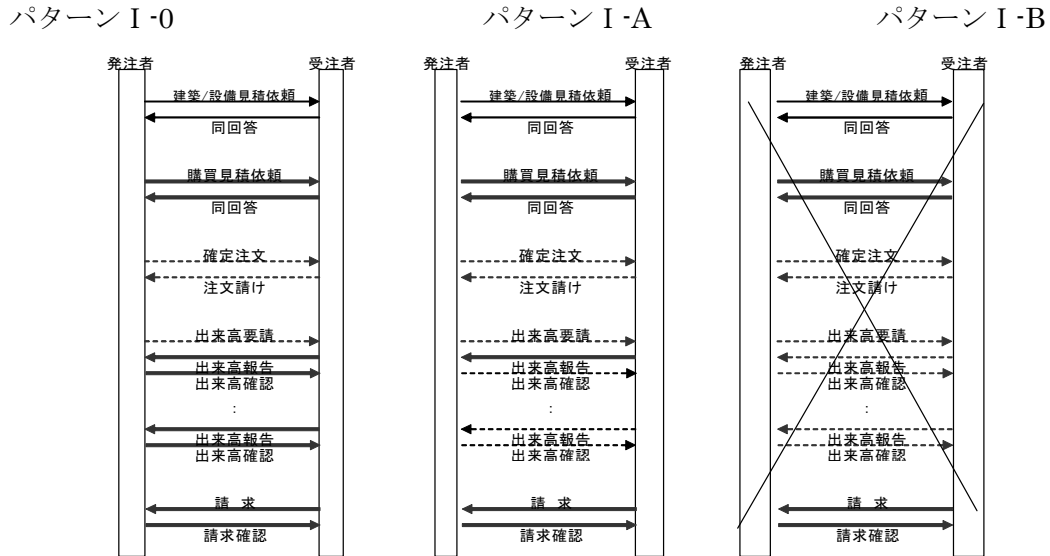


図 D.VI- 5 LiteS 注文業務データがなく購買見積依頼・回答がある業務パターン

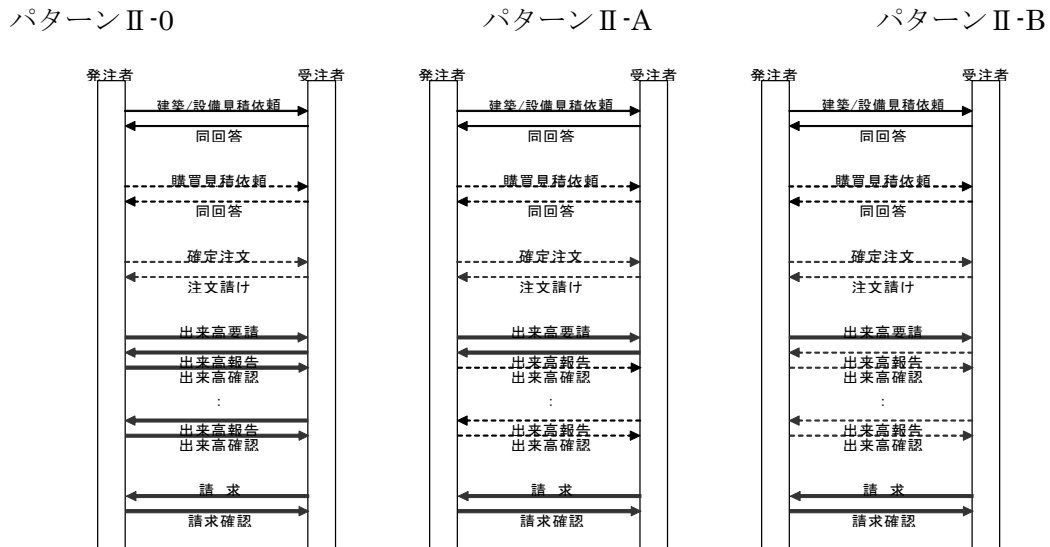


図 D.VI- 6 LiteS 注文業務データがなく購買見積依頼・回答がない業務パターン

<sup>16</sup> 注文業務データがないケース: 契約の内容等により書面によるなど CI-NET LiteS を利用した電子データ交換以外の方法で契約を締結する場合、つまり CI-NET LiteS を利用した電子データがない場合。

(1) LiteS 注文業務データがないケースの契約関連項目の取り扱い

◆運用に際しての疑問点

CI-NET LiteS で注文業務のデータを交換していないケースにおける契約項目の使用の可否が実装規約上で不明確となっている。

◆対応方法

契約に係る数量、単価等のデータ項目の使用の可否については、発注者・受注者間での合意事項とし、規約では特に定めない。

◆参考

契約関係のデータ項目としては以下のような項目がある。

(全体情報部分：鑑)

[1092]契約金額計

[1385]追加契約金額計

[1093]契約金額計調整額

[1094]調整後契約金額計

[1098]契約金額消費税額

[1099]最終契約金額

(明細情報部分)

[1209]使用期間単位

[1217]補助数量単位

[1247]明細別使用メーカーコード

[1248]明細別使用メーカー名

[1249]明細別使用商社コード

[1250]明細別使用商社名

[1251]明細別備考欄

[1298]契約使用期間

[1299]契約補助数量

[1224]契約数量明細

[1225]契約金額明細

[1219]明細数量単位(注)

[1222]単価(注)

(注)規約上「確定注文と同一」と書かれているが、出来高業務として必ず使用する項目。



(2) 購買見積業務のメッセージから出来高業務のメッセージを作成する場合の契約数量・金額の値の設定

◆運用に際しての疑問点

出来高業務のメッセージに規定されているデータ項目には、見積関係の項目はなく契約関係の項目しかない。

例えば CI-NET LiteS による注文業務のデータがなく、購買見積業務のデータから出来高報告のメッセージを作成する場合、契約金額、明細の契約数量等にどのような値を設定するか。

例えば、契約金額は 0 か？明細の契約数量は 0 か？ あるいは明細の契約単価に見積単価を入れるか？などがある。

◆対応方法

出来高業務のメッセージにおける[1299]契約補助数量、[1224]契約数量明細、[1225]契約金額明細には注文がある場合には通常、契約における補助数量、契約数量、契約金額が入ることになっているが、これがない場合、以下のような対応を取ることが可能である。

なお(a)、(b)のいずれを採るかについては、当事者間での合意事項とする。

(a)購買見積業務のデータがある場合

- ・最初の出来高報告メッセージ作成

購買見積業務のメッセージでやり取りされた数量、金額等の値を出来高報告メッセージの契約関係のデータ項目にセットする。

(購買見積回答の[1216]補助数量、[1218]明細数量、[1223]明細金額など)

- ・2回目以降のデータ作成

前回出来高報告・確認メッセージ、あるいは請求メッセージにある値を活用する

(b)購買見積業務のデータがない場合

- ・最初の出来高報告メッセージ作成

受注者が持つ標準的な単価、数量、金額等の値を出来高報告メッセージの契約関係のデータ項目にセットする

- ・2回目以降のデータ作成

前回出来高報告・確認メッセージ、あるいは請求メッセージにある値を活用する

## 8. 出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点

### (1) 背景・問題点など

契約の内容等により書面によるなど CI-NET LiteS を利用した電子データ交換以外の方法で契約を締結する場合、つまり CI-NET LiteS を利用した電子データ(以下「LiteS 注文業務データ」という。)がない場合、出来高要請メッセージは、発注者が受注者に契約の管理番号や工事名、担当者先などを通知する、あるいは受注者での電子データ作成負荷を軽減する等の目的のためにある。

実装規約の記載では、以下の問題点が指摘された。

- ・ 出来高要請メッセージ 1 つに対する出来高報告メッセージの複数作成  
毎月発生する案件毎に出来高要請メッセージを送信する運用とするのか
- ・ 請求番号の取引特定項目への追加 (LiteS 注文業務データがない場合の請求に対する対応)

LiteS 注文業務データがなく、その上 LiteS 出来高確認データがない場合には取引特定が不明確となる

従って、これらを解決するため出来高要請メッセージの利用方法を明確化することとした。

### (2) 検討結果

#### 1) 出来高要請メッセージ利用の要件

出来高要請メッセージの利用については、以下の対象者、要件を基本として利用することとする。

表 B.VI- 1 出来高要請メッセージ利用の対象者と要件

対象者	CI-NET LiteS 実装規約に従い、取引を行おうとするもの
要件	<p>① 当該工事に関して、CI-NET LiteS を利用して出来高業務を行う際、購買見積業務、注文業務の LiteS 業務データがない場合の実施</p> <p>② 出来高報告番号を常に 1 回限り使いの実施</p> <p>③ 常に精算支払い 100%の実施</p> <p>④ 更に各発注者・受注者間で対象とする金額等を絞り込むなどの条件を付加できることでの実施</p>

なお、上記の要件④に示す「条件」について、その具体的なものとして以下のようなものが考えられる。

## D.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

- (a) 外注や労務等のような契約を基本とするものを除いた取引(ここではそれらを「雑材料等」とする)を対象とする。

具体的には、以下に示すようなものが挙げられる。

- －工事対象の構造物そのものを構成する材料ではないものの、工事遂行上必要とされる資機材等(例えば仮設材、消火器などの資材)購入の取引
- －工事ごとに単価契約を行わない取引

- (b) 外注や労務等のような契約を基本とするものについては、書面等での契約が行われているものとする。

具体的には、以下に示すようなものが挙げられる。

- －CI-NET LiteS 以外の方法(例えば、書面による注文・注文請け)で契約する取引

2) ~~出来高要請メッセージ利用のケース~~

~~出来高要請メッセージの利用については、下表のケース(e)の場合とする。~~

~~出来高・請求業務の対象となる工事内容(対象取引)が異なる場合、1つの出来高要請番号に対し複数の出来高報告番号とし「[1081]出来高調査回数」は「1」のまま(カウントアップしない)とする。~~

~~もし複数回出来高報告メッセージを送信する場合には、出来高報告番号を変えて送信するものとする。~~

~~【参考】「[1081]出来高調査回数」をカウントアップする方法も検討したが、契約可能な取引においては締結することを基本とする方針で進めていくため、出来高要請メッセージを利用するケースを限定することとした。~~

表 B.VI-2 出来高要請メッセージ利用のケース

		-「[1081]出来高調査回数」の処理方法	
		出来高調査回数をカウントアップする	出来高調査回数をカウントアップしない
対象取引が同一取引か否か	同一	<p>ケース(a) :- 出来高・請求業務の対象となる工事内容(対象取引)が同じ場合、1つの出来高要請番号に対し1つの出来高報告番号とし、複数回出来高報告メッセージを送信する場合には、出来高調査回数をカウントアップする。</p>	<p>なし</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>出来高要請メッセージ利用の対象ケースは、「ケース(c)」</p> </div>
	同一でない	<p>ケース(b) :- 出来高・請求業務の対象となる工事内容(対象取引)が異なる場合、1つの出来高要請番号に対し1つの出来高報告番号とし、複数回出来高報告メッセージを送信する場合には、出来高調査回数をカウントアップする。 この場合対象取引を詳細に見た場合に中身が異なることがある。</p>	<p>ケース(c) :- 出来高・請求業務の対象となる工事内容(対象取引)が異なる場合、1つの出来高要請番号に対し複数の出来高報告番号とし出来高調査回数は「1」のままとする。 複数回出来高報告メッセージを送信する場合には、出来高報告番号を変えて送信する。</p>

ケース(c)の具体的な運用イメージは以下の通りである。

表 B.VI-3 ケース(c)の運用イメージ

		出来高要請番号	出来高報告番号	[1081]出来高調査回数	工事内容
1月目	1回目	KOGUCHI-300	→ (送信)	1	雑主工(備品搬入手伝い)
		(送信)	← KOGUCHI-100100		
2月目	2回目	(KOGUCHI-300)		1	雑主工(道路清掃)
		(送信)	← KOGUCHI-100101		
3月目	3回目	(KOGUCHI-300)		1	雑主工(除草)
		(送信)	← KOGUCHI-100102		
	4回目	(KOGUCHI-300)		1	雑主工(備品搬入手伝い)
		(送信)	← KOGUCHI-100103		
4月目	5回目	KOGUCHI-400	→ (送信)	1	雑型粹工

	(※)	(送信) ←	KOGUCHI-400100		
--	-----	--------	----------------	--	--

~~(※) 1回目でもよい。~~

~~・運用イメージの解説~~

~~上表の1回目から4回目の例示は、ある出来高要請番号「KOGUCHI-300」に対し、出来高報告番号を複数発行して対応する場合である。発注者が、「雑土工」として受注者である土工事業者に出来高要請メッセージを送信した場合では、「雑土工」の範囲で、1回目は「備品搬入手伝い」、2回目は「道路清掃」などを認めるが、この場合にはケース(b)と異なり、出来高報告番号を変更して「[1081]出来高調査回数」は「1」のままとする方法である。~~

~~また同一月の中で複数の出来高報告メッセージを送信する場合の出来高報告番号の例としては「KOGUCHI-100102、100103」のような使い方となる。~~

~~さらに4月目5回目は、異なる出来高要請番号を利用した出来高要請メッセージ、それに対する出来高報告メッセージを送信する方法を示している。~~

~~つまり、上表の運用イメージでは以下の3つの利用方法を表現している。~~

~~①1つの出来高要請番号は、月をまたがって使用可能~~

~~1月日から3月日まで同じ出来高要請番号「KOGUCHI-300」を使用して出来高報告メッセージを送信しており、1つの出来高要請番号が複数月に渡って使用可能であることを示している。~~

~~②ひと月に複数回報告することが可能~~

~~3月目では、出来高要請番号「KOGUCHI-300」に対して3回目、4回目の出来高報告メッセージを送信しており、同一月でも出来高報告メッセージが1回だけでなく複数回送信できることを示している。~~

~~③全く異なる要請番号を使用することが可能~~

~~4月目では、異なる出来高要請番号「KOGUCHI-400」を使用しており、出来高要請番号は同一工事案件の中であっても、異なる番号を使用することができることを示している。~~

3) 請求番号の取引特定項目への追加(LiteS 注文業務データがない場合の請求メッセージに対する対応)

LiteS 注文業務データを利用した取引がなく、出来高確認要請メッセージを使用するは送信しない業務パターンは、「図 D.VI-5、図 D.VI-6<sup>17)</sup>」に示すように「パターン II-0I-A」「パターン II-A」「パターン II-B」の3パターンがある。

<sup>17)</sup> 図 D.VI-5、図 D.VI-6:「7. LiteS 注文業務データがあるケースの一部修正に伴う運用上の留意点  
図 D.VI-5 LiteS 注文業務データがなく購買見積依頼/回答がある業務パターン、図 D.VI-6 LiteS 注文業務データがなく購買見積依頼/回答がない業務パターン」参照

## D.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

これらのパターンにおいては、請求メッセージの識別（取引の特定）に必要なデータ項目として、

- ・[4]発注者コード
- ・~~[6]~~[5]受注者コード
- ・[1006]工事コード
- ・[2]情報区分コード
- ・[1082]今回迄の請求回数
- ・[1304]参照帳票 No.3（出来高要請番号）

にて取引を特定することが可能である。出来高要請メッセージを使用する場合、~~に加え、各パターンにおいて以下のデータ項目が必要となる。~~

**表 D.VI-4 業務パターン別の請求メッセージ識別に必要なデータ項目**

業務パターン	識別に必要なデータ項目
I-A	[1301:参照帳票 No.2]出来高報告番号
II-A	<del>[1301:参照帳票 No.2]出来高報告番号、</del> [1304:参照帳票 No.3]出来高要請番号
II-B	<del>[1304:参照帳票 No.3]出来高要請番号</del>

これらの項目を使用することにより、取引の特定が可能であるため、請求番号を取引特定の項目に追加する必要はない。

### 4) 1 回の出来高要請メッセージに対する請求メッセージの利用回数

なおパターン II-B の場合は、1 回の出来高要請メッセージに対し、請求メッセージの送信は 1 回だけ認めることとする。

この理由は以下の通りである。

請求番号は受注者側で発番し毎回変わるのが通常である。その場合、当該取引の請求メッセージに対して事前にやり取りしているメッセージとの紐付けを考える際、パターン II-B の場合は出来高要請メッセージしか利用できない。従ってどの出来高要請メッセージに対しての請求メッセージが紐付けられているかという関係を保つため上記の対応とする。

5) 出来高要請メッセージを使用する場合のフロー

出来高要請メッセージを使用した出来高業務、請求業務の主なフローは以下の通りである。

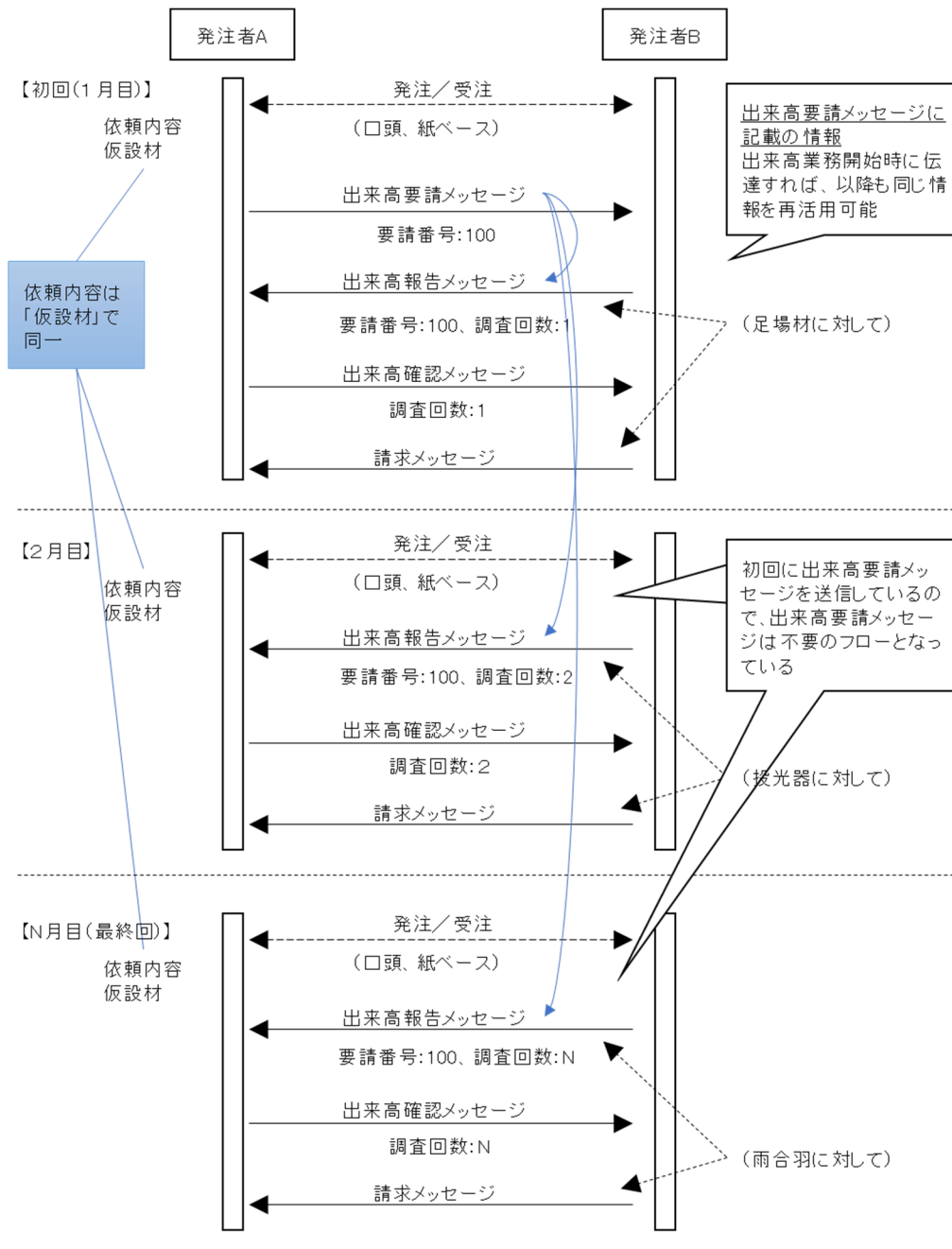


図 B.VI- 7 1 件の出来高要請の情報を複数回の出来高報告で使用(使い回し)の場合のフロー



~~出来高要請の情報を複数回の出来高報告で使用(使い回し)の場合のフロー  
上記のフローについての説明は以下の通りである。~~

(a) 出来高調査回数のセット

~~出来高要請メッセージを利用するにあたり、複数回来高報告メッセージを送信する場合には、1つの出来高要請番号に対し異なる出来高調査回数(カウントアップ)とする。~~

~~出来高要請メッセージを利用するにあたり、出来高・請求業務の対象となる工事内容(対象取引)が異なる場合においては、1つの出来高要請番号に対し複数の出来高報告番号とし出来高調査回数は「1」のままとする。~~

~~複数回来高報告メッセージを送信する場合には、出来高報告番号を変えて送信する。~~

~~なお、1件の出来高要請の情報を1回の出来高報告でのみ使用する場合には、出来高報告番号が1つのみ存在し、出来高調査回数も「1」のままとなる。~~

(b) 具体的な各月の処理

1件の出来高要請の情報を複数回の出来高報告で使用(使い回し)の場合のフローとしては、以下のような手順となる。

雑材料等の取引の中でも同じ受注者/工事物件のもとで依頼内容も同一であるような場合には、出来高要請メッセージの送信負担を軽減するために1度の出来高要請メッセージに対して複数回の出来高報告、請求を行うことができるとする考え方から考えられている方法である。

[1月目]

- ①出来高業務を行う対象の案件(依頼内容は仮設材。1月目は足場板)について、発注者/受注者間で口頭や電話、FAX等による発注/受注のやり取りが行われる。
- ②対象案件について、発注者から受注者に当該案件の工事コードや作業所に係る情報等を出来高要請メッセージを利用して伝達する。
- ③受注者は出来高要請メッセージにより把握した工事コードや作業所に係る情報等を始めとして、出来高の明細を作成し出来高報告メッセージとして発注者に送信する。
- ④これ以降は従来の出来高確認、請求メッセージのやり取りと同様である。

[2月目以降]

- ①1月目同様、出来高業務を行う対象の案件(依頼内容は仮設材。2月目は投光器)について、発注者/受注者間で口頭や電話、FAX等による発注/受注のやり取りが行われる。
- ②対象案件について、1月目、2月目で依頼内容は仮設材で同様であることから、先に送付している出来高要請メッセージを活用し、当該月の出来高報告メッセージの**出来高**

## D.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

調査回数をカウントアップしてを作成する。つまり 1 月目の出来高要請メッセージを再度利用している点の特徴となる。

~~この場合、出来高報告番号は 1 月目とは異なる番号を付番する。~~

③以降は 1 月目と同様の処理となる。

ただし、最終となる出来高報告以外は[1314]請求完了区分コード=1（未精算）として、次回以降も当初の出来高要請メッセージの情報が活用できるようにしておく。

一方、最終回（最終月）は[1314]=9（精算）として処理する。

具体的な各月の処理におけるメッセージの記載例を示す。

工事内容が同一の場合・異なる場合とも、各月の明細の作成の仕方が異なるが、出来高要請の使いまわしが可能である。

図D.VI-7 1回の出来高要請メッセージに対応する複数回の出来高報告メッセージの記載例

(項目については一部省略)

■例1 一つの出来高要請で複数回の出来高報告を行う場合、取引内容 (内訳明細) が同じ  
案件

1回の出来高要請メッセージ/複数回の出来高報告メッセージ データタイムズ

項目については一部省略。

発注者側

出来高要請メッセージ

[0001]	[1045]	[1007]	[1302]	[1313]	[1314]
データ処理No	取引件名	出来高No.	出来高要請方式識別コード	請求方式コード	請求完了区分コード
1	赤坂興業 常用	DY001	1: 当月 2: 未精算	D	1: 未精算

[1200]	[1213]	[1214]	[1218]	[1219]	[1222]	[1232]	[1233]
明細コード	品名・名称	規格・仕様・摘要	明細数量	明細数量単位	単価	前回総累積出来高数量明細	今回総累積出来高数量明細
						00001232	00001233
						00001234	00001235
						00001236	00001237
						00001238	00001239

受注者側

1か月目(初回) : 出来高報告メッセージ

[0001]	[1007]	[1009]	[1081]	[1304]	[1312]	[1313]	[1314]	[1092]	[1109]	[1153]	[1341]	[1342]	[1335]	[1343]	[1160]	[1159]	[1097]
データ処理No	帳票No.	参照帳票	出来高調査回数	参照帳票 No.3	出来高査定方式識別コード	請求算定方式コード	請求完了区分コード	契約金額計	今回迄累積出来高金額計	税込今回迄累積出来高金額計	税込今回迄累積出来高金額計調整額	調整後税込今回迄累積出来高金額計	税込今回迄累積出来高金額計(調整前)	税込今回迄累積出来高金額計調整額	税込今回迄累積出来高金額計	税込前回迄累積出来高金額計	最終帳票金額
1	DH001		1	DY001	1 : 当月査定	D	1 : 未精算	0	51,500	56,650	0	56,650	56,650	0	56,650	0	56,650
									[1235]	[109]*1.1		[1153]*[1341]	[1342]	[1335]*[1343]	前回の[1160]	[1160]*[1099]	

繼

[1200]	[1213]	[1214]	[1218]	[1219]	[1222]	[1223]	[1234]	[1235]	[1232]	[1233]
明細コード	品名・名称	規格・仕様・摘要	明細数量	明細数量単位	単価	明細金額	今回迄累積出来高数量明細	今回迄累積出来高金額明細	前回迄累積出来高数量明細	前回迄累積出来高金額明細
0001	共通仮設工事									
0002	3/11 倉庫資機材移動	職工	1	人	25,000	25,000	1	25,000	0	0
0003		同上法定福利費	1	式	3,500	3,500	1	3,500	0	0
0004		土工	1	人	20,000	20,000	1	20,000	0	0
0005		同上法定福利費	1	式	3,000	3,000	1	3,000	0	0
									前回の[1234]	前回の[1235]

明細

発注者側

1か月目(初回)：出来高確認メッセージ

鑑

[0001]	[1007]	[1009]	[1081]	[1304]	[1312]	[1313]	[1314]	[1092]	[1109]	[1153]	[1341]	[1342]	[1335]	[1343]	[1160]	[1159]	[1097]
データ処理No	帳票No.	参照帳票	出来高調査回数	参照帳票 No.3	出来高査定方式識別コード	請求算定方式コード	請求完了区分コード	契約金額計	今回迄累積出来高金額計	税込今回迄累積出来高金額計	税込今回迄累積出来高金額計調整額	調整後税込今回迄累積出来高金額計	税込今回迄累積請求金額計(調整前)	税込今回迄累積請求金額計調整額	税込今回迄累積請求金額計	税込前回迄累積請求金額計	最終帳票金額
1	DK0001	DH001	1	DY001	1:当月査定	D	1:未精算	0	51,500	56,650	0	56,650	56,650	0	56,650	0	56,650

明細

[1200]	[1213]	[1214]	[1218]	[1219]	[1222]	[1223]	[1234]	[1235]	[1232]	[1233]
明細コード	品名・名称	規格・仕様・摘要	明細数量	明細数量単位	単価	明細金額	今回迄累積出来高数量明細	今回迄累積出来高金額明細	今回迄累積出来高数量明細	今回迄累積出来高金額明細
0001	共通仮設工事									
0002	薦作業	薦工	1	人	25,000	25,000	1	25,000	0	0
0003		同上法定福利費	1	式	3,500	3,500	1	3,500	0	0
0004	土工作業	土工	1	人	20,000	20,000	1	20,000	0	0
0005		同上法定福利費	1	式	3,000	3,000	1	3,000	0	0

受注者側

2か月目(2回目): 出来高報告メッセージ

鑑

[0001]	[1007]	[1009]	[1081]	[1304]	[1312]	[1313]	[1314]	[1092]	[1109]	[1153]	[1341]	[1342]	[1335]	[1343]	[1160]	[1159]	[1097]
データ処理No	帳票No.	参照帳票	出来高調査回数	参照帳票 No.3	出来高調査方式識別コード	請求方式コード	請求完了区分コード	契約金額計	今回出来高積出金額計	税込今回出来高積出金額計	税込今回出来高積出金額計調整額	調整後税込今回出来高積出金額計	税込今回出来高積出金額計(調整前)	税込今回出来高積出金額計調整額	税込今回出来高積出金額計	税込前回出来高積出金額計	最終帳票金額
1	DH0002		2	DY001	1:当月査定	D	1:未精算	0	103,000	113,300	0	113,300	113,300	0	113,300	56,650	56,650

明細

[1200]	[1213]	[1214]	[1218]	[1219]	[1222]	[1223]	[1234]	[1235]	[1232]	[1233]
明細コード	品名・名称	規格・仕様・摘要	明細数量	明細数量単位	単価	明細金額	今回出来高積出数量	今回出来高積出金額	前回出来高積出数量	前回出来高積出金額
0001	共通仮設工事									
0002	倉作業	倉工	1	人	25,000	25,000	2	50,000	1	25,000
0003		同上法定福利費	1	式	3,500	3,500	2	7,000	1	3,500
0004	土工作業	土工	1	人	20,000	20,000	2	40,000	1	20,000
0005		同上法定福利費	1	式	3,000	3,000	2	6,000	1	3,000

取引内容(内訳明細)が同じ案件

数量が累積出来高に反映

受注者側

3か月目(3回目)：出来高報告メッセージ

[0001]	[1007]	[1009]	[1081]	[1304]	[1312]	[1313]	[1314]	[1092]	[1109]	[1153]	[1341]	[1342]	[1335]	[1343]	[1160]	[1159]	[1097]
データ処理No	帳票No. 出来高報告番号	参照帳票 No.3	出来高調査回数	参照帳票 No.3	出来高調査方式識別 方式コード	請求算定 方式コード	請求完了 区分コード	契約金額 計	今回返累 積出来高 金額計	税込今回 返累積出 来高金額 計	税込今回 返累積出 来高金額 計調整額	調整後税 込今回返 累積出来 高金額計	税込今回 返累積請 求金額計 (調整 前)	税込今回 返累積請 求金額計 調整額	税込今回 返累積請 求金額計	税込前回 返累積請 求金額計	最終帳票 金額
1	DH0002		3	DY001	1:当月査 定	D	1:未精 算	0	154,500	169,950	0	169,950	169,950	0	169,950	113,300	56,650

[1200]	[1213]	[1214]	[1218]	[1219]	[1222]	[1223]	[1234]	[1235]	[1232]	[1233]
明細コード	品名・名称	規格・仕様・摘要	明細数量	明細数量 単位	単価	明細金額 =([1218]*[1222])	今回返累 積出来高 数量明細 [1232]+[1234]	今回返累 積出来高 金額明細 [1233]+[1235]	前回返累 積出来高 数量明細 [1234]	前回返累 積出来高 金額明細 [1235]
0001	共通仮設 工事									
0002	農作業	農工	1	人	25,000	25,000	3	75,000	2	50,000
0003		同上法定 福利費	1	式	3,500	3,500	3	10,500	2	7,000
0004	土工作業	土工	1	人	20,000	20,000	3	60,000	2	40,000
0005		同上法定 福利費	1	式	2,000	2,000	3	9,000	2	6,000

取引内容(内訳明細)が同じ案件  
数量が累積出来高に反映

受注者側

3か月目 (4回目) : 出来高報告メッセージ

[0001]	[1007]	[1009]	[1081]	[1304]	[1312]	[1313]	[1314]	[1092]	[1109]	[1153]	[1341]	[1342]	[1335]	[1343]	[1160]	[1159]	[1097]
データ処理No	帳票No.	参照帳票	出来高調査回数	参照帳票 No.3	出来高査定方式識別コード	請求算定方式コード	請求完了区分コード	契約金額計	今回返戻積出来高金額計	税込今回返戻積出来高金額計	税込今回返戻積出来高金額計調整額	調整後税込今回返戻積出来高金額計	税込今回返戻積出来高金額計(調整前)	税込今回返戻積出来高金額計調整額	税込今回返戻積出来高金額計	税込前回返戻積出来高金額計	最終帳票金額
1	DH0002		4	DY001	1:当月査定	D	1:未精算	0	206,000	226,600	0	226,600	226,600	0	226,600	169,950	56,650

[1200]	[1213]	[1214]	[1218]	[1219]	[1222]	[1223]	[1234]	[1235]	[1232]	[1233]
明細コード	品名・名称	規格・仕様・摘要	明細数量	明細数量単位	単価	明細金額	今回返戻積出来高数量明細	今回返戻積出来高金額明細	前回返戻積出来高数量明細	前回返戻積出来高金額明細
0001	共通仮設工事					円([1218]*[1222])	([1232]*[1218])	[1233]+[1223]	前回の[1234]	前回の[1235]
0002	薦作業	薦工	1	人	25,000	25,000	4	100,000	3	75,000
0003		同上法定福利費	1	式	3,500	3,500	4	14,000	3	10,500
0004	土工作業	土工	1	人	20,000	20,000	4	80,000	3	60,000
0005		同上法定福利費	1	式	3,000	3,000	4	12,000	3	9,000



■例 2 一つの出来高要請で複数回の出来高報告を行う場合、取引内容（内訳明細）が変わる  
 案件

1回の出来高要請メッセージ/複数回の出来高報告メッセージ データイメージ

項目については一部省略。

宛先番号

出来高要請メッセージ

[0001]	[1045]	[1007]	[1302]	[1313]	[1314]
データ処理No	取引件名	伝票No.	出来高要請番号	請求区分	請求区分コード
			1: 当月 D 1: 未定		

明細

[1200]	[1213]	[1214]	[1218]	[1219]	[1222]	[1234]	[1235]	[1232]	[1233]
明細コード	品名・名称・摘要	規格・仕様・摘要	明細数量	明細数量単位	抽出	今回送戻	今回送戻	今回送戻	今回送戻
						数量引当	数量引当	数量引当	数量引当
						数量引当	数量引当	数量引当	数量引当

受注者側

1か月目(初回)：出来高報告メッセージ

[0001]	[1007]	[1009]	[1081]	[1304]	[1312]	[1313]	[1314]	[1092]	[1109]	[1153]	[1341]	[1342]	[1335]	[1343]	[1160]	[1159]	[1097]
データ処理No	帳票No.参照帳票	出来高調査回数	出来高調査回数	参照帳票No.3	出来高調査方式コード	請求算定方式コード	請求完了区分コード	契約金額計	今回出来高積出金額計	税戻今回出来高積出金額計	税戻今回出来高積出金額計調整額	調整後税戻今回出来高積出金額計	税戻今回出来高積出金額計(調整前)	税戻今回出来高積出金額計調整額	税戻今回出来高積出金額計	税戻前回出来高積出金額計	最終帳票金額
1	DH001		1	DY001	1:当月査定	D	1:未精算	0	51,500	56,650	0	56,650	56,650	0	56,650	0	56,650

[1200]	[1213]	[1214]	[1218]	[1219]	[1222]	[1223]	[1234]	[1235]	[1232]	[1233]
明細コード	品名・名称	規格・仕様・摘要	明細数量	明細数量単位	単価	明細金額	今回出来高積出数量	今回出来高積出金額	今回出来高積出数量	今回出来高積出金額
0001	共通仮設工事									
0002	3/11倉庫資機材移動	鷹工	1	人	25,000	25,000	1	25,000	0	0
0003		同上法定福利費	1	式	3,500	3,500	1	3,500	0	0
0004		土工	1	人	20,000	20,000	1	20,000	0	0
0005		同上法定福利費	1	式	3,000	3,000	1	3,000	0	0

発注者側

1か月目(初回)：出来高確認メッセージ

[0001]	[1007]	[1009]	[1081]	[1304]	[1312]	[1313]	[1314]	[1092]	[1109]	[1153]	[1341]	[1342]	[1335]	[1343]	[1160]	[1159]	[1097]
データ処理No	帳票No.	参照帳票No.3	出来高調査回数	参照帳票No.3	出来高調査方式識別コード	請求方式コード	請求完了区分コード	契約金額計	今回返累積出来高金額計	税込今回返累積出来高金額計	税込今回返累積出来高金額計調整額	調整後税込今回返累積出来高金額計	税込今回返累積出来高金額計(調整前)	税込今回返累積出来高金額計調整額	税込今回返累積出来高金額計	税込前回返累積出来高金額計	最終帳票金額
1	DH001	DY001	1	DY001	1:当月査定	D	1:未精算	0	51,500	56,650	0	56,650	56,650	0	56,650	0	56,650

繼

[1200]	[1213]	[1214]	[1218]	[1219]	[1222]	[1223]	[1234]	[1235]	[1232]	[1233]
明細コード	品名・名称	規格・仕様・摘要	明細数量	明細数量単位	単価	明細金額	今回返累積出来高数量明細	今回返累積出来高金額明細	今回返累積出来高数量明細	今回返累積出来高金額明細
0001	共通仮設工事									
0002	3/11倉庫資機材移動	蔵工	1	人	25,000	25,000	1	25,000	0	0
0003		同上法定福利費	1	式	3,500	3,500	1	3,500	0	0
0004		土工	1	人	20,000	20,000	1	20,000	0	0
0005		同上法定福利費	1	式	3,000	3,000	1	3,000	0	0

明細

受注者側

2か月目 (2回目) : 出来高報告メッセージ

[0001]	[1007]	[1009]	[1081]	[1304]	[1312]	[1313]	[1314]	[1092]	[1109]	[1153]	[1341]	[1342]	[1335]	[1343]	[1160]	[1159]	[1097]
データ処理No	帳票No.参照帳票	出来高調査回数	参照帳票No.3	出来高調査方式識別コード	請求方式コード	請求完了区分コード	契約金額計	今回返累積出来高金額計	税込今回返累積出来高金額計	税込今回返累積出来高金額計調整額	税込今回返累積出来高金額計調整額	税込今回返累積出来高金額計(調整前)	税込今回返累積出来高金額計調整額	税込今回返累積出来高金額計	税込今回返累積出来高金額計	最終残保金額	
1	DH0002	2	DY001	1:当月査定	1:未精算	D	0	97,500	107,250	0	0	107,250	0	107,250	56,650	50,600	

[1200]	[1213]	[1214]	[1218]	[1219]	[1222]	[1223]	[1234]	[1235]	[1232]	[1233]
明細コード	品名・名称	規格・仕様・摘要	明細数量	明細数量単位	単価	明細金額	今回返累積出来高数量明細	今回返累積出来高金額明細	今回返累積出来高数量明細	今回返累積出来高金額明細
0001	共通仮設工事									
0002	3/11 倉庫資機材移動	高工	0	人	25,000	0	1	25,000	1	25,000
0003		同上法定福利費	0	式	3,500	0	1	3,500	1	3,500
0004		土工	0	人	20,000	0	1	20,000		20,000
0005		同上法定福利費	0	式	3,000	0	1	3,000	1	3,000
0006	4/6 鉄板・搬入道路清掃	土工	1	人	20,000	20,000	1	20,000	0	0
0007		同上法定福利費	1	式	3,000	3,000	1	3,000	0	0
0008	4/8 名所水替え	土工	1	人	20,000	20,000	1	20,000	0	0
0009		同上法定福利費	1	式	3,000	3,000	1	3,000	0	0

この列では、  
1ヶ月目に、倉庫資機材移動にて高工と土工  
2ヶ月目に、倉庫資機材移動にて高工と土工に加えて鉄板・搬入道路清掃にて土工などが追加されている。

(参考) 出来高要請の情報を同一案件で1回使用(使い切り)の場合

この場合は、上記の使い回しの場合の最終回(最終月)における処理をベースに考える。

すなわち、出来高報告が1回だけ送ればよいため、[1314]請求完了区分コード=9(精算)として処理することで対応が可能である。

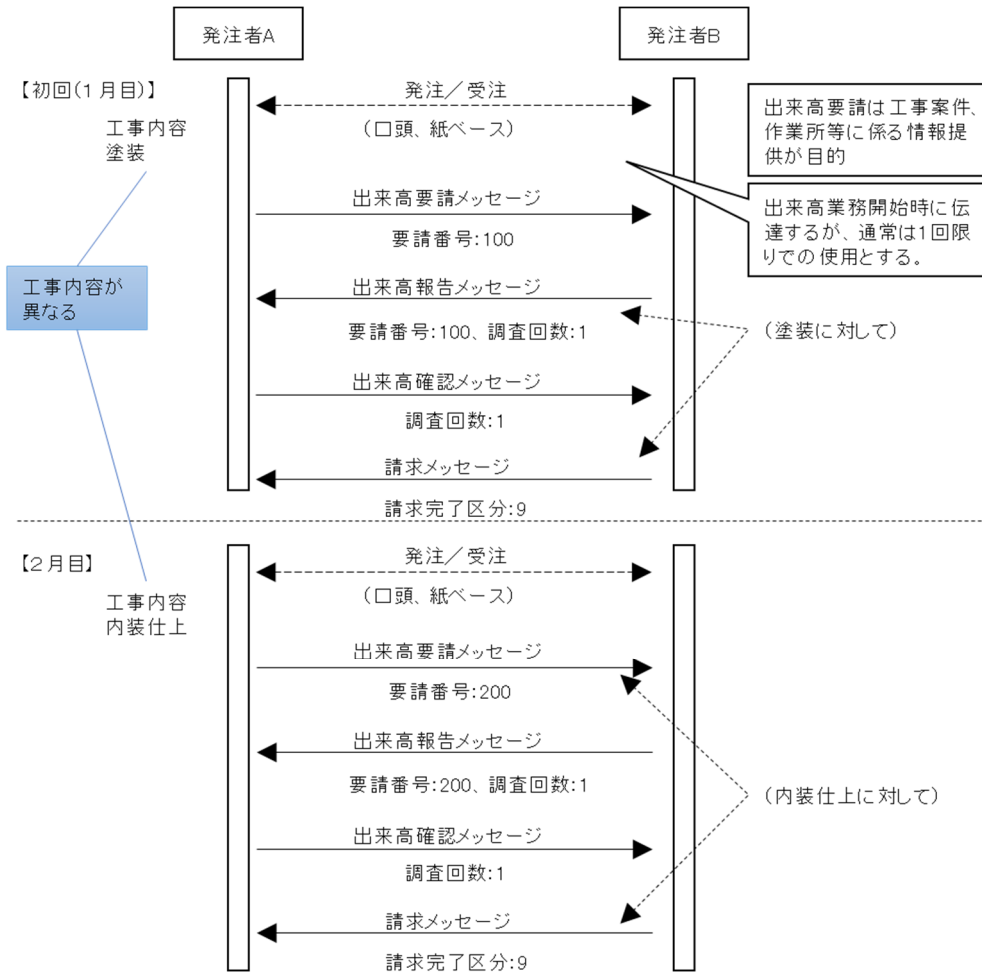
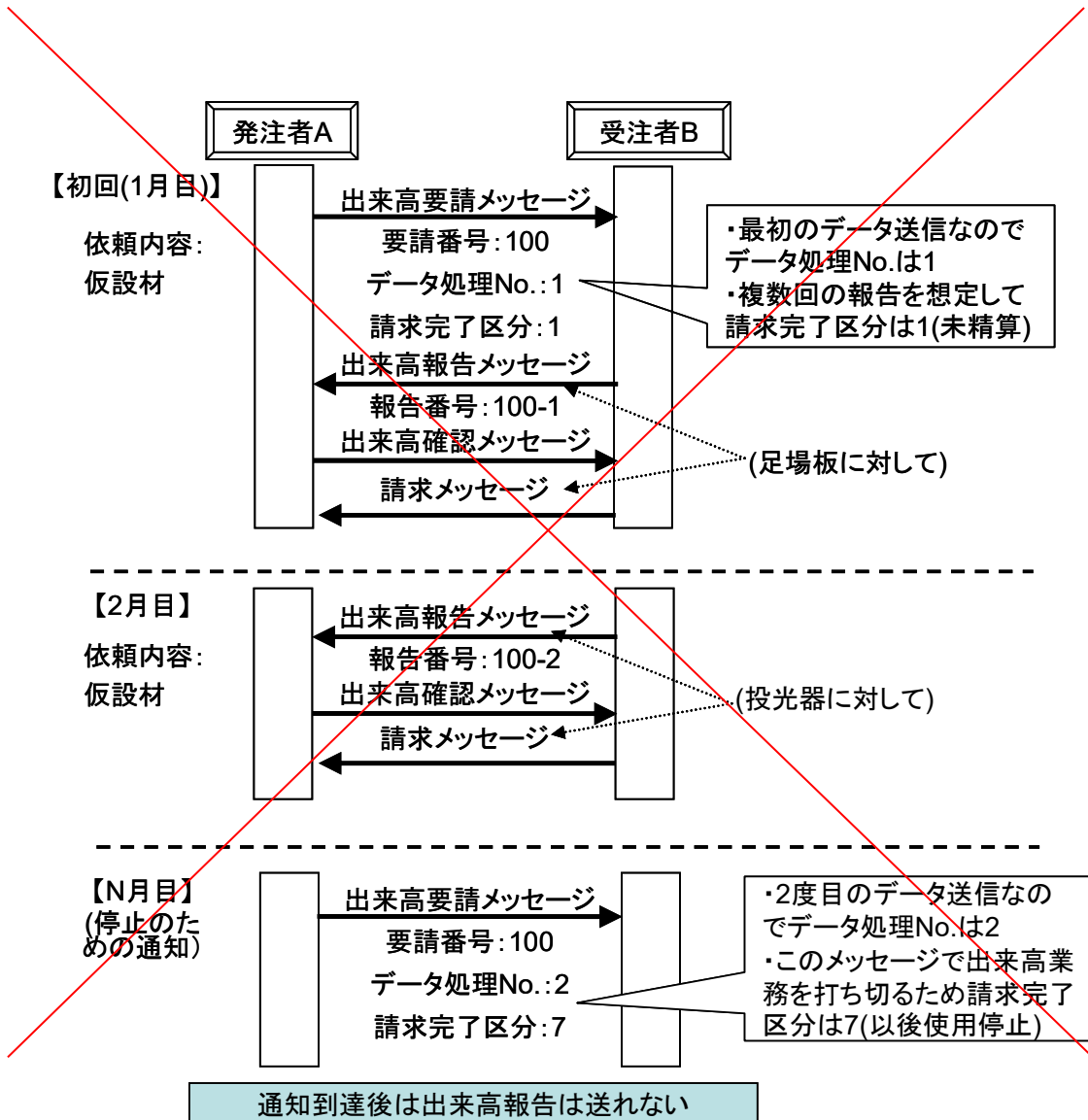


図 D.VI- 8 出来高要請の情報を同一案件で1回使用(使い切り)の場合のフロー

6) ~~出来高要請メッセージの使い回しの場合における出来高報告の「以後使用停止」の使用方法~~



~~図 B.VI-9 出来高要請メッセージの使い回しの場合における出来高報告の「最終回」の伝達方法~~

~~上記のフロー実現に伴い、[1314]請求完了区分コードについて、設定可能な値として「7:以後使用停止」を追加する。~~

~~これに関して、上記の図にある[1314]請求完了区分コード「7 (以後使用停止)」の利用イメージは以下のとおりである。~~

表 B.VI-5 ~~請求完了区分コード「7(以後使用停止)」の利用イメージ~~

発注者	[1314]	メッセージの向き	[1314]	受注者
出来高要請送信	±	⇒	±	出来高要請受信
出来高報告受信	±	⇐	±	出来高報告送信
出来高確認送信	±	⇒	±	出来高確認送信
請求受信	±	⇐	±	請求送信
÷	÷	÷	÷	÷
出来高報告受信	±	⇐	±	出来高報告送信
出来高確認送信	±	⇒	±	出来高確認送信
請求受信	±	⇐	±	請求送信
出来高要請送信	7	⇒	7	出来高要請受信
<del>「以後使用停止」通知後の出来高報告は認めない</del>				

~~この[1314]=「7」を新たに設定することにより、[1314]=「9」と[1314]=「7」についての使い方については以下のように整理できる。~~

表 B.VI-6 ~~[1314]請求完了区分コード「9(最終回)」と「7(以後使用停止)」についての使い方~~

[1314]の値・意味 メッセージ名	[1314]=「1」 未精算(請求継続)	[1314]=「7」 以後使用停止	[1314]=「9」 精算(最終回)
出来高要請メッセージ	○(出来高要請使い回しの場合)	○(出来高要請使い回し終了の場合)	○(出来高要請1回限り使いの場合)
出来高報告メッセージ	○	<del>×(入力処理不可)</del>	○
出来高確認メッセージ	○	<del>×(入力処理不可)</del>	○
請求メッセージ	○	<del>×(入力処理不可)</del>	○

## 9. 特記の記載箇所仕様

－特記事項、特記事項 2、発注者側見積・契約条件、受注者側見積・契約条件に記載する内容の明確化－

### (1) 背景・問題点

CI-NET LiteS 実装規約には、条件を記載する項目に、「特記事項、特記事項 2、発注者側見積・契約条件、受注者側見積・契約条件」の 4 項目があるが、複数箇所あることや記載容量が少ないなどの理由により、効率的な利用のために、ある程度 4 項目に内容の意味付けを持たせた方がよいのではないかと指摘がある。

本件については、平成 16 年度実用化推進委員会の調達・出来高 WG にて、今回提示しているデータ項目に係る記載内容の標準化について検討を行ってきた。そこでの議論では、ユーザ各社での記載内容が現状バラバラで統一は難しいのではないかと、との結論を得ている。

しかし、一方では受注者側で、発注者ごとに異なる記載内容を受信・処理しているのが現状であり、それぞれのデータ項目に係る記載内容の標準化まではできないにしても、記載内容に関してある程度の分類を行うことは可能ではないかと提案を受けている。

### (2) 検討結果

発注者は、見積や契約を行うにあたって条件を記載する際、[1175]特記事項、[1176]特記事項 2、[1174]および発注者側見積・契約条件をはじめ、明細行の仕様行や添付ファイルの中へ記載するなど、いずれの方法を採ってもよいこととしている。

ただし、基本的なもの、全社的なもの、共通的なものについては、できるだけ[1175]特記事項、[1176]特記事項 2、[1174]および発注者側見積・契約条件に記載するものとし、それ以外は明細に記載または技術データ(添付ファイル)という形で記載することを今後推奨する。

なお文字数の増加については、提案しない。理由は、各社の事情にあった適当な文字数は確定できず、明細または技術データに記載する方法で解決できるためである。

なお、特記事項等に記載する内容の一例として、以下に示すような慣用句的なものを提示する。

#### ①法令および発注者指定の約款等に係る記載

- ・〇〇建設法令・労働安全衛生関連法令など遵守のこと
- ・〇〇建設所定「工事下請負基本契約約款」（平成 17 年度改訂版）を遵守のこと
- ・〇〇建設所定「取引業者標準見積要項」（平成 17 年度改訂版）を遵守のこと



## D.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

- ・〇〇建設所定「取引業者安全衛生管理要綱」（平成 17 年度改訂版）を遵守のこと
- ・ディーゼル車排ガス規制等関係法令を遵守のこと
- ・品質管理活動および環境保全活動に協力のこと
- ・〇〇建設「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」に基づく管理指示を遵守のこと
- ・建設副産物の適正処理を徹底すること

### ②当該現場に係る記載

- ・現場の特記要項については添付ファイルの通りとする。

### ③契約・支払等に係る記載

- ・実測精算、内容変更ない限り、一式無増減とする。
- ・上記、見積内訳以外は別途精算とする。

## 10. X 属性 8 バイトで定義されている日付項目の取り扱い

### (1) 背景・問題点

年月日を示すデータ項目(帳票年月日等)については、ビジネスプロトコル上 9 属性で定義(アラビア数字で記入する。年は西暦 4 桁を記入する。「:」「/」などの区切り文字は使用しない)されているが、以下の項目については X 属性 8 バイトで定義されているため入力方法が統一されず、発注者、受注者の取り決め事項になっている。

運用上 X 属性にしなければならないニーズも低いと思われるので、9 属性と同様に入力方法を統一するようにできないかとの指摘があった。

[1052]工事・納入開始日

[1053]工事・納入終了日・納入期限

[1070]見積有効期限年月日

[1141]見積提出期限年月日

### (1) 検討結果

9 属性と同じく「1 バイト(半角)の「0」～「9」の数字のみで表される数値。カンマは記載しない」とする。つまり、入力方法は (YYYYMMDD) とする。

## 11. 支払通知帳票イメージ

支払通知メッセージの実装規約化の検討にあたっては帳票イメージをもとに検討を行った。

この帳票イメージを参考までに次ページ以降に提示する。

本帳票イメージは100%実装規約を反映したものではなく、一部帳票として表現しておく方が分かりやすい、想像しやすい表現や項目も含まれており、あくまで実装における参考情報として提示するものである。

支払通知書 ヘッド部  
 発注者コード 223456 発注者名 株式会社渋谷建設  
 受注者コード 234567 受注者名 高尾産業株式会社  
 情報区分コード 1106 発行日 2004/10/31  
 通知No. ST2004-10001

### 支払通知書 罫部

受注者(通知先)

〒	191-1234
住所	東京都中央区並木町3-1-2
取引先コード	1234567
会社名	高尾産業株式会社
部署名	経理部
担当者名	津久井 太朗 様
電話	03-3567-8901
FAX	03-3567-8902

発注者(通知元)

〒	151-8503
住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
会社名	株式会社渋谷建設
部署名	経理部
担当者名	渋谷 一郎
電話	03-3456-5678
FAX	03-3456-5679

(お知らせ)  
 ・年末の支払は12月31日ではなく12月28日になります。

「今回支払手続分内訳」(金額については消費税含む、単位:円) (概要)

(支払方法)	(金額)	(支払日/振出日(決済日))	(概要)
現金	12,575	2004/11/15	
	100,000	2004/11/30	小切手
約束手形	500,000	2004/10/31	2004/11/30 手形送付
	500,000	2004/10/31	2004/12/31 手形送付
期日指定	150,000	2004/10/31	2005/01/31 手形送付
	400,000	2004/12/31	
	200,000	2004/12/31	
7/7プログラム	600,000	2004/10/31	2005/01/31
	100,000	2004/10/31	2005/02/28

「支払予定金額」(金額については消費税含む、単位:円)

前回控除・相殺金額高	100,000
支払金額明細計	2,700,000
控除・相殺金額明細計	135,000
(今回支払予定手続金額計)	2,565,000
一括控除金額	2,425
(内訳)	
協力会費	500
互助会費	1,000
振込事務手数料	525
手形郵送料	400
<b>差引今回支払予定手続金額</b>	<b>2,462,575</b>
今回控除・相殺金額高	0

「登録振込口座」

振込金融機関	シーアール銀行
(同上)支店名	虎ノ門支店
預金種別	当座
口座番号	7654321
口座名義(漢字)	高尾産業
口座名義(カナ)	タカオソウザン

「手形送付先」

〒	191-1234
住所	東京都中央区並木町3-1-2
部署名	経理部
TEL	03-3567-8999
FAX	03-3567-8989

「お問い合わせ先」  
 (支払通知内容問い合わせ先)  
 本社 財務部 03-6543-3211  
 経理部 03-6543-3212  
 東京支店 事務センター 03-6543-9876  
 大阪支店 事務センター 06-6789-0123  
 名古屋支店 事務センター 052-555-6789

「支払内容に係る説明」  
 (支払通知記録事項摘要)  
 ・控除・相殺に関する処理について、支払債務の期日の早いものから対象額を控除、相殺しました。  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX  
 XXX

支払通知書 ヘッドダ部  
 発注者コード [TAG4] 223456  
 受注者コード [TAG5] 234567

発注者 [TAG1024] 株式会社渋谷建設  
 受注者 [TAG1013] 尾産業株式会社

情報区分コード [TAG2] 1106 発行日 [TAG1003] 2004/10/31  
 通知 No. [TAG1007] J12004-10001

## 支 払 通 知 書

受注者(通知先) [TAG2] 191-1234 (金額については消費税含む、単位:円)

[TAG1019] 〒	191-1234	[TAG1024] 住所	東京都大田区並木町3-1-2
[TAG1020] 取引先コード	1234567	[TAG1025] 会社名	通産業株式会社
[TAG1023] 取引先コード	1234567	[TAG1017] 担当者名	建久井 太郎
[TAG1013] 会社名	通産業株式会社	[TAG1021] 電話	03-3567-8901
[TAG1017] 担当者名	建久井 太郎	[TAG1022] FAX	03-3567-8902

「お知らせ」 [TAG1014] 年末の支払は12月31日ではなく12月28日になります。

「今回支払手続分内訳」 (金額については消費税含む、単位:円) (摘要)

[TAG1019]	[TAG1020]	[TAG1023]	[TAG1025]	[TAG1024]	[TAG1013]	[TAG1017]	[TAG1021]	[TAG1022]
現金	TAG1602M1	12.5	TAG1603M1	1/15	TAG1604M1			
	TAG1602M2	100.0	TAG1603M2	1/30	TAG1604M2	小切手		
	TAG1602M3		TAG1603M3		TAG1604M3			
約束手形	TAG1605M1	500.0	TAG1606M1	0/31	TAG1607M1	1/30	手形送付	TAG1608M1
	TAG1605M2	500.0	TAG1606M2	0/31	TAG1607M2	2/31	手形送付	TAG1608M2
	TAG1606M3	150.0	TAG1606M3	0/31	TAG1607M3	1/31	手形送付	TAG1608M3
期日振	TAG1609M1	400.0	TAG1610M1	2/31	TAG1611M1			
	TAG1609M2	200.0	TAG1610M2	2/31	TAG1611M2			
	TAG1609M3		TAG1610M3		TAG1611M3			
7777別	TAG1612M1	600.0	TAG1613M1	0/31	TAG1614M1	1/31		
	TAG1612M2	100.0	TAG1613M2	0/28	TAG1614M2	2/28		
	TAG1612M3		TAG1613M3		TAG1614M3			

「今回支払手続分内訳」 (金額については消費税含む、単位:円)

[TAG1019]	[TAG1020]	[TAG1023]	[TAG1025]	[TAG1024]	[TAG1013]	[TAG1017]	[TAG1021]	[TAG1022]
前回控除・相殺金額高	TAG1601	100,000						
支払金額明細計	TAG172	2,700,000						
控除・相殺金額明細計	TAG1127	135,000						
(今回支払予定手続金額計)		2,565,000						
一括控除金額	TAG1130	2,425						
(内訳)	TAG1128M1	協力会費	TAG1129M1	500				
	TAG1128M2	互助会費	TAG1129M2	1,000				
	TAG1128M3	税込事務手数料	TAG1129M3	525				
	TAG1128M4	手形郵送料	TAG1129M4	400				
<b>差引今回支払予定手続金額</b>		<b>2,462,575</b>						
今回控除・相殺金額高	TAG1800	0						

「支払予定金額」 (金額については消費税含む、単位:円)

[TAG1039] 前入金	151-8503
[TAG1037] 入金	135,000
[TAG1038] 入金	765,821
[TAG1039] 入金	13,345,678
[TAG1033] 入金	103,345,679

「形形送付先」

[TAG1021] 住所	〒 191-1234
[TAG1022] 住所	東京都大田区並木町3-1-2
[TAG1023] 電話番号	TEL [TAG1023] 03-3567-8999
[TAG1024] FAX	FAX [TAG1024] 03-3567-8999

「登録振込口座」

[TAG1035] 振込金融機関	シーアイ銀行
[TAG1036] (同上)支店名	虎ノ門支店
[TAG1037] 預金種別	当座
[TAG1038] 口座番号	765821
[TAG1039] 口座名義(漢字)	高尾産業
[TAG1040] 口座名義(カタ)	たかお産業

支払通知書 フッタ部  
 CI-NET LiteS 支払通知書発行部 [TAG1] 1



支払通知書 へのお礼  
 発注者「LAG1024」株式会社公共建設  
 発注者「LAG1025」株式会社公共建設  
 受注者「LAG1021」有限責任会社

情報区分コード「TAG2」 11.06 発行日「TAG1028」 2004/10/31  
 通帳No.「TAG1027」 T3004-10001

※[1241]今回請求金額明細  
 使用するデータ項目は[241]今回  
 私金額明細であるが、概要イテグ  
 上は「請求」の意味合いを出すた  
 め、このような表記としている。

(TAG1201)	(TAG1202)	(TAG1203)	(TAG1204)	(TAG1205)	(TAG1206)	(TAG1207)	(TAG1208)	(TAG1209)	(TAG1210)	(TAG1211)	(TAG1212)	(TAG1213)	(TAG1214)	(TAG1215)	(TAG1216)	(TAG1217)	(TAG1218)	(TAG1219)	(TAG1220)
明細番号	明細コード	明細項目	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額	明細金額
1	101	543210	AAAビル建設工事	33333333	AAAビル建設工事	33333333	AAAビル建設工事	33333333	AAAビル建設工事	33333333	AAAビル建設工事	33333333	AAAビル建設工事	33333333	AAAビル建設工事	33333333	AAAビル建設工事	33333333	AAAビル建設工事
2	101	543210	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事
3	101	543210	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事
4	101	543210	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事	11122233	AAAビル建設工事
5	201	544320	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事
6	201	544320	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事
7	201	544320	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事
8	201	544320	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事
9	201	544320	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事
10	201	544320	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事	11122233	CCCビル建設工事
11	302	544330	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事
12	301	544410	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事
13	302	553530	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事	11122233	DDDビル建設工事
14	303	566770	GGGビル建設工事	11122233	GGGビル建設工事	11122233	GGGビル建設工事	11122233	GGGビル建設工事	11122233	GGGビル建設工事	11122233	GGGビル建設工事	11122233	GGGビル建設工事	11122233	GGGビル建設工事	11122233	GGGビル建設工事
15	401	566778	HHHビル建設工事	11122233	HHHビル建設工事	11122233	HHHビル建設工事	11122233	HHHビル建設工事	11122233	HHHビル建設工事	11122233	HHHビル建設工事	11122233	HHHビル建設工事	11122233	HHHビル建設工事	11122233	HHHビル建設工事
16			金庫工事	11122233	金庫工事	11122233	金庫工事	11122233	金庫工事	11122233	金庫工事	11122233	金庫工事	11122233	金庫工事	11122233	金庫工事	11122233	金庫工事

ここには原簿要素/科目/科目について名称とコードの  
 双方を提示しているが、実際にはアプリケーションでい  
 りかたのみの提示するなどの対応が考えられる。

EDJデータとは  
 コード欄(ま  
 たは2)となる

EDJデータとは  
 コード欄(ま  
 たは2)となる

データとして入れるものは請求書  
 No. 立替金報告書No.を指定

(金額に消費税を含む、単位:円)

支払金額明細計 控除・相殺明細金額計  
 2,700,000  
 135,000

支払通知書 プラグイン

CI-NET LiteS 支払通知書発行用「AGI」 1

## 12. 総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点

### (1) 背景・問題点

明細行の[1288]明細データ属性コードの記載に関して、同一階層内における総括明細行（[1288]=0）と内訳明細行（[1288]=5）の混在というものが考えられる。現状の実装規約においては、両者の混在について特に禁止はしていないが、以下のような点を考慮すると、混在を避ける運用が求められる。

- ・同一階層における明細表現の統一を図ることができること
- ・設備見積、設備機器見積の両業務メッセージと同様、総括明細行と内訳明細行の混在がなくなること
- ・厳格な規約化とすると、実装上現状のシステムに与える問題が大きく、運用レベルで運用上の統一を図っていくことが適当と考えられること

### (2) 検討結果

上記のような課題に対して、以下のように同一階層には総括本体行「0」と内訳本体行「5」が混在しないような運用とする旨の補足の解説を追加することとした。

具体的には以下のような内容である。

#### ■総括明細行（[1288]=0）と内訳明細行（[1288]=5）の混在に係る運用上の留意点

今後、明細行のデータを作成するにあたっては、同一階層内で総括明細行（[1288]=0）と内訳明細行（[1288]=5）が混在することのないようにする。

上記の内容の具体的なイメージを示すと、以下のようになる。

明細行種類	[1200]明細コード	[1288]明細別データ属性コード	[1289]補助明細コード	品名	仕様	数量	単位	単価	金額
内訳明細	0001	5	80	鉄筋工事					
総括明細	0002	0	00	内訳別紙(1) 異形鉄筋	SD295A	1	式	0	3,534,000
総括明細	0003	0	00	内訳別紙(2) 異形鉄筋	SD345	1	式	0	1,299,000
内訳明細	0004	5	00	加工組立費		155	t	40,000	6,196,000
内訳明細	0005	5	00	小運搬費		155	t	4,000	619,600
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

同一桁数での表現を「同一階層」と呼ぶ。

[1200]が同じ桁数(同一階層)で[1288]＝「0」と「5」が混在しないようにする。

図 D.VI- 10 総括明細行と内訳明細行の混在の例

また上記内容の対象範囲は現在実装規約化されているメッセージ全てとすることとした。

これは、できる限り全てのメッセージで共通的なルールのもと運用することが求められるために、広く対象とすることとしたものである。



### 13. 内訳明細計行に係る留意点

各メッセージの明細表現に関する記載における、表「[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現」に関し、内訳明細計行（[1288]明細データ属性コード=5 かつ [1289]補助明細コード=90）の部分の記述について、記述の読み込み不足からくる混乱を防ぐため、以下のように補足説明する。

内訳明細計行の「備考」の2点目の記載については、以下のような記載に変更する。

- ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する内訳明細本体行を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までを金額集計範囲とすること。

またこれを図示すると以下の図のようになる。

(同一階層内で前に内訳明細計行が無い場合の例)

[1200] 明細コード	[1288] 明細データ 属性コード	[1289] 補助明細 コード	[1213] 品名	[1235] 今回迄累積出来高 金額明細
0001	5	00	壁タイル工事	500,000
0002	5	00	床タイル工事	200,000
0003	5	00	浴室タイル工事	300,000
0004	5	90	内部タイル工事費	1,000,000

図 D.VI- 11 内訳明細計行の記載の例(その 1)

(同一階層内で前に内訳明細計行がある場合の例)

[1200] 明細コード	[1288] 明細データ 属性コード	[1289] 補助明細 コード	[1213] 品名	[1235] 今回迄累積出来高 金額明細
0001	5	00	壁タイル工事	500,000
0002	5	00	床タイル工事	200,000
0003	5	00	浴室タイル工事	300,000
0004	5	90	内部タイル工事費	1,000,000
0005	5	00	外壁タイル工事	700,000
0006	5	00	外床タイル工事	400,000
0007	5	90	外部タイル工事費	1,100,000

図 D.VI- 12 内訳明細計行の記載の例(その 2)

## 14. 合意打切申込および合意打切における合意精算請求書 帳票イメージ 計算仕様~~(案)~~

※ (CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 指針・参考資料 p.202 に該当)

合意打切前の契約金額から減額となった金額や最終的に確定する契約金額などを示す方法として、関連するデータ項目の新規追加を行うまでの措置として、CI-NET LiteS システムのアプリケーション側で合意打切申込および合意打切精算請求書の帳票イメージを提供することで対応することになり、その参考になるものとして上記の帳票イメージを次ページ以降に提示する。

合意打切申込および合意打切精算請求書の帳票イメージは、出来高金額・請求金額算定方式に 4 つの算定方式 (A、B、C、D 方式) があるが、それぞれの算定方式により使用するデータ項目が異なるため、以下のような提示の仕方としている。

### (1) 合意打切申込

- ・合意打切申込書 全体
- ・合意打切申込書 A 方式使用項目 (契約金額、出来高・請求金額部分)
- ・合意打切申込書 B 方式使用項目 (契約金額、出来高・請求金額部分)
- ・合意打切申込書 C 方式使用項目 (契約金額、出来高・請求金額部分)
- ・合意打切申込書 D 方式使用項目 (契約金額、出来高・請求金額部分)

### (2) 合意打切精算請求書

- ・合意打切精算請求書 全体 ~~(A 方式をベース)~~
- ・合意打切精算請求書 A/B/C/D 方式使用項目 (契約金額、出来高・請求金額部分)

## D.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

合意打切精算請求書(全体情報)

工事コード/受注者工事コード	016081 /
帳票No/帳票年月日	S2007-03001 / 2007年3月20日
受注者コード	234567P00002
受注者コード2(取引先コード)	1234567
住所	東京都大田区並木町3-1-2
会社名	高尾産業株式会社
代表者名	津久井 太郎
電話番号	03-3567-8901
基本契約番号	BC2002-001
基本契約日	2002年1月5日
取引先件名コード(注文番号)	12345-
全体工事開始日	2006年4月1日
全体工事終了日	2007年12月30日
工事・納期開始日	2006年10月1日
工事・納入終了日	2007年3月25日
その他JV構成企業名	株式会社青山組 赤坂建設株式会社 乃木工務店株式会社
別途受渡場所名称	
別途受渡場所住所	
原価要素	1 外注
原価科目	402 金属工事
原価細目	402 金属工事
消費税コード	2:外税
課税分類コード	1:課税対象
消費税率	10
出来高査定方式識別コード	1:累積査定方式
請求算定方式コード	A

出来高調査回数	1
出来高調査日	2007年3月15日
請求予定年月	2007年3月
発注者名	株式会社渋谷建設
発注者代表者氏名	渋谷 太郎
発注者担当部署	経理部
発注者郵便番号	151-8503
発注者担当住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-22
発注者担当電話番号	03-3456-5678
発注者担当FAX番号	03-3456-5679
工事場所受渡し場所名称	CI-NET共済組合会館(仮称)建築工事
工事場所受渡し場所略称	
工事場所住所	東京都千代田区隼町1-1-6
工事場所所長名	青山 二郎
工事場所担当者名	神宮 三郎
工事場所電話番号	03-3456-5656

網掛けは、請求金額算定方式A,B,C,D方式に共通

打切前	打切前の契約金額等
打切時	打切時の累積出来高金額等

太破線枠の部分について、請求金額算定方式A,B,C,D方式毎に規定(次ページ)

前回送	今回送
前回送の累積出来高/請求金額等	今回送の累積出来高/請求金額等

D.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

合意精算に係る金額関連データ項目(請求金額算定方式:A方式)

	データ項目	金額	算出根拠等
打切前	元契約金額	¥2,000,000	= [1092] - [1385]
	[1385]追加契約金額	¥583,000	枝番分の契約額([1092]の内訳)
	[1092]契約金額計	¥2,583,000	= $\Sigma$ [1225]、または(元契約金額+[1385])
	[1093]契約金額計調整額	¥0	[1092]に対する調整額
	[1094]調整後契約金額計	¥2,583,000	= [1092] + [1093]
	[1098]契約金額消費税額	¥258,300	[1094]に対する消費税額
	[1099]最終契約金額	¥2,841,300	= [1094] + [1098]
打切時	[1109]今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= $\Sigma$ [1235]
	[1331]今回迄累積出来高金額計調整額	¥0	[1109]に対する調整額
	[1332]調整後今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= [1109] + [1331]
	[参考1]税抜合意精算出来高金額	¥2,263,000	= [1103]
	[参考2]税抜合意後精算差引金額	¥-320,000	= [参考1] - [1094]
	[参考3]税込合意精算出来高金額	¥2,489,300	= [参考1] + [参考5]
	[参考4]税込合意後精算差引金額	¥-352,000	= [参考3] - [1099]
	[参考5]合意精算消費税額	¥226,300	= [1394] ( [参考1]に対する消費税額 )
[参考6]合意後精算消費税差引金額	¥-32,000	= [参考5] - [1098] ( [参考2]に対する消費税額 )	

前回迄	データ項目	金額	算出根拠等
[1107]	前回迄累積出来高金額計	¥2,000,000	= $\Sigma$ [1233]
[1321]	前回迄累積出来高金額計調整額	¥0	前回請求時の[1331]
[1322]	調整後前回迄累積出来高金額計	¥2,000,000	前回請求時の[1332]
[1101]	前回迄累積請求金額計	¥2,000,000	前回請求時の[1103]
[1393]	前回迄累積消費税額計	¥199,999	前回請求時の[1394]

今回迄	データ項目	金額	算出根拠等
[1109]	今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= $\Sigma$ [1235]
[1331]	今回迄累積出来高金額計調整額	¥0	[1109]に対する調整額
[1332]	調整後今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= [1109] + [1331]
[1058]	支払条件・部分払い割合	100%	
[1103]	今回迄累積請求金額計	¥2,263,000	= [1332] $\times$ [1058] $\times$ 0.01
[1114]	今回迄累積請求保留金額計	¥0	= [1332] - [1103]
[1394]	今回迄累積消費税額計	¥226,300	= [1393] + [1096]

[1112]	今回請求金額計	¥263,000	= [1103] - [1101]
[1395]	消費税額(調整前)	¥26,300	= [1112]に対する消費税額
[1396]	消費税額調整額	¥1	= ([1103]に対する消費税額) - ([1393]+[1395])
[1096]	消費税額	¥26,301	= [1395] + [1396]
[1097]	最終帳票金額	¥289,301	= [1112] + [1096]

D.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

合意精算に係る金額関連データ項目(請求金額算定方式:B方式)

	データ項目	金額	算出根拠等
打切前	元契約金額	¥2,000,000	= [1092] - [1385]
	[1385]追加契約金額	¥583,000	枝番分の契約額([1092]の内訳)
	[1092]契約金額計	¥2,583,000	= Σ [1225]、または(元契約金額+[1385])
	[1093]契約金額計調整額	¥0	[1092]に対する調整額
	[1094]調整後契約金額計	¥2,583,000	= [1092] + [1093]
	[1098]契約金額消費税額	¥258,300	[1094]に対する消費税額
	[1099]最終契約金額	¥2,841,300	= [1094] + [1098]
打切時	[1109]今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= Σ [1235]
	[1331]今回迄累積出来高金額計調整額	¥0	[1109]に対する調整額
	[1332]調整後今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= [1109] + [1331]
	[参考1]税抜合意精算出来高金額	¥2,263,000	= [1103]
	[参考2]税抜合意後精算差引金額	¥-320,000	= [参考1] - [1094]
	[参考3]税込合意精算出来高金額	¥2,489,300	= [参考1] + [参考5]
	[参考4]税込合意後精算差引金額	¥-352,000	= [参考3] - [1099]
	[参考5]合意精算消費税額	¥226,300	= [1394] ( [参考1]に対する消費税額 )
	[参考6]合意後精算消費税差引金額	¥-32,000	= [参考5] - [1098] ( [参考2]に対する消費税額 )

前回迄	データ項目	金額	算出根拠等
	[1107]前回迄累積出来高金額計	¥2,000,000	= Σ [1233]
	[1321]前回迄累積出来高金額計調整額	¥0	前回請求時の[1331]
	[1322]調整後前回迄累積出来高金額計	¥2,000,000	前回請求時の[1332]
	[1323]前回迄累積支払金額計	¥2,000,000	支払通知書等から値を入手
	[1393]前回迄累積消費税額計	¥199,999	前回請求時の[1394]

今回迄	データ項目	金額	算出根拠等
	[1109]今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= Σ [1235]
	[1331]今回迄累積出来高金額計調整額	¥0	[1109]に対する調整額
	[1332]調整後今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= [1109] + [1331]
	[1058]支払条件・部分払い割合	100%	
	[1103]今回迄累積請求金額計	¥2,263,000	= [1332] × [1058] × 0.01
	[1114]今回迄累積請求保留金額計	¥0	= [1332] - [1103]
	[1394]今回迄累積消費税額計	¥226,300	= [1393] + [1096]

	[1361]今回請求金額計(調整前)	¥263,000	= [1103] - [1323]
	[1362]今回請求金額計調整額	¥0	[1361]に対する調整額
	[1112]今回請求金額計	¥263,000	= [1361] + [1362]
	[1395]消費税額(調整前)	¥26,300	= [1112]に対する消費税額
	[1396]消費税額調整額	¥1	= ([1103]に対する消費税額) - ([1393] + [1395])
	[1096]消費税額	¥26,301	= [1395] + [1396]
	[1097]最終帳票金額	¥289,301	= [1112] + [1096]

D.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

合意精算に係る金額関連データ項目(請求金額算定方式:C方式)

	データ項目	金額	算出根拠等
打切前	元契約金額	¥2,000,000	= [1092] - [1385]
	[1385]追加契約金額	¥583,000	枝番分の契約額([1092]の内訳)
	[1092]契約金額計	¥2,583,000	= Σ [1225]、または(元契約金額+[1385])
	[1093]契約金額計調整額	¥0	[1092]に対する調整額
	[1094]調整後契約金額計	¥2,583,000	= [1092] + [1093]
	[1098]契約金額消費税額	¥258,300	[1094]に対する消費税額
	[1099]最終契約金額	¥2,841,300	= [1094] + [1098]
打切時	[1109]今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= Σ [1235]
	[1331]今回迄累積出来高金額計調整額	¥0	[1109]に対する調整額
	[1332]調整後今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= [1109] + [1331]
	[参考1]税抜合意精算出来高金額	¥2,263,000	= [1103]
	[参考2]税抜合意後精算差引金額	¥-320,000	= [参考1] - [1094]
	[参考3]税込合意精算出来高金額	¥2,489,300	= [1160]
	[参考4]税込合意後精算差引金額	¥-352,000	= [参考3] - [1099]
	[参考5]合意精算消費税額	¥226,300	= [1394] ( [参考1]に対する消費税額 )
[参考6]合意後精算消費税差引金額	¥-32,000	= [参考5] - [1098] ( [参考2]に対する消費税額 )	

前回迄	データ項目	金額	算出根拠等
	[1107]前回迄累積出来高金額計	¥1,999,999	= Σ [1233]
	[1321]前回迄累積出来高金額計調整額	¥0	前回請求時の[1331]
	[1322]調整後前回迄累積出来高金額計	¥1,999,999	前回請求時の[1332]
	[1159]税込前回迄累積請求金額計	¥2,199,998	前回請求時の[1160]
	[1393]前回迄累積消費税額計	¥199,999	前回請求時の[1394]

今回迄	データ項目	金額	算出根拠等
	[1109]今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= Σ [1235]
	[1331]今回迄累積出来高金額計調整額	¥0	[1109]に対する調整額
	[1332]調整後今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= [1109] + [1331]
	[1058]支払条件・部分払い割合	100%	
	[1103]今回迄累積請求金額計	¥2,263,000	= [1332] * [1058] * 0.01
	[1114]今回迄累積請求保留金額計	¥0	= [1332] - [1103]
	[1394]今回迄累積消費税額計	¥226,300	[1103]に対する消費税額
	[1160]税込今回迄累積請求金額計	¥2,489,300	= [1103] + [1394]

	[1097]最終帳票金額	¥289,302	= [1160] - [1159]
	[1096]消費税額	¥26,301	= [1394] - [1393]
	[1112]今回請求金額計	¥263,001	= [1097] - [1096]

## D.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

合意精算に係る金額関連データ項目(請求金額算定方式:D方式)

	データ項目	金額	算出根拠等
打切前	元契約金額	¥2,000,000	= [1092] - [1385]
	[1385]追加契約金額	¥583,000	枝番分の契約額([1092]の内訳)
	[1092]契約金額計	¥2,583,000	= Σ [1225]、または(元契約金額 + [1385])
	[1093]契約金額計調整額	¥0	[1092]に対する調整額
	[1094]調整後契約金額計	¥2,583,000	= [1092] + [1093]
	[1098]契約金額消費税額	¥258,300	[1094]に対する消費税額
	[1099]最終契約金額	¥2,841,300	= [1094] + [1098]
打切時	[1153]税込今回迄累積出来高金額計	¥2,489,300	= [1109] + ([1109]に対する消費税額)
	[1341]税込今回迄累積出来高金額計調整額	¥0	[1153]に対する調整額
	[1342]調整後税込今回迄累積出来高金額計	¥2,489,300	= [1153] + [1341]
	[参考1]税抜合意精算出来高金額	¥2,263,000	= [参考3] - [参考3]に含まれる消費税額
	[参考2]税抜合意後精算差引金額	¥-320,000	= [参考4] - [参考4]に含まれる消費税額
	[参考3]税込合意精算出来高金額	¥2,489,300	= [1342]
	[参考4]税込合意後精算差引金額	¥-352,000	= [参考3] - [1099]
	[参考5]合意精算消費税額	¥226,300	= [1394] ( [参考3]に対する消費税額 )
[参考6]合意後精算消費税差引金額	¥-32,000	= [参考5] - [1098] ( [参考4]に対する消費税額 )	

前回迄	データ項目	金額	算出根拠等
	[1152]税込前回迄累積出来高金額計	¥2,100,000	前回請求時の[1153]
	[1351]税込前回迄累積出来高金額計調整額	¥0	前回請求時の[1341]
	[1352]調整後税込前回迄累積出来高金額計	¥2,100,000	前回請求時の[1342]
	[1159]税込前回迄累積請求金額計	¥2,100,000	前回請求時の[1160]
	[1393]前回迄累積消費税額計	¥190,908	前回請求時の[1394]

今回迄	データ項目	金額	算出根拠等
	[1109]今回迄累積出来高金額計	¥2,263,000	= Σ [1235]
	[1153]税込今回迄累積出来高金額計	¥2,489,300	= [1109] + ([1109]に対する消費税額)
	[1341]税込今回迄累積出来高金額計調整額	¥0	[1153]に対する調整額
	[1342]調整後税込今回迄累積出来高金額計	¥2,489,300	= [1153] + [1341]
	[1058]支払条件・部分払い割合	100%	
	[1335]税込今回迄累積請求金額計(調整前)	¥2,489,300	= [1342] × [1058] × 0.01
	[1343]税込今回迄累積請求金額計調整額	¥0	[1335]に対する調整額
	[1160]税込今回迄累積請求金額計	¥2,489,300	= [1335] + [1343]
	[1163]税込今回迄累積請求保留金額計	¥0	= [1342] - [1160]
	[1394]今回迄累積消費税額計	¥226,300	= [1393] + [1096]

[1097]最終帳票金額	¥389,300	= [1160] - [1159]
[1395]消費税額(調整前)	¥35,391	= [1097]を割り戻して算出した消費税
[1396]消費税額調整額	¥1	= ([1160]に対する消費税額) - ([1393] + [1395])
[1096]消費税額	¥35,392	= [1395] + [1396]
[1112]今回請求金額計	¥353,908	= [1097] - [1096]

※ 税込み金額から割り戻して、消費税額を計算する。(例 110円(税込み)の場合: 110(円) × 10(%) ÷ (10(%) + 100)) = 10(円))



請求書ヘッダ部  
 発注者コード X1024 223496  
 発注者 X1024 株式会社渋谷建設  
 受注者コード X1013 234567  
 受注者 X1013 株式会社  
 請求者 〇〇部  
 発注者 X1024 株式会社渋谷建設  
 受注者 X1013 株式会社

情報区分コード X12  
 発行日 X1002 2007/3/20  
 請求書 X1007 007-03001

### 合意精算請求書

発注者(通知元)  
 〒 X1030 1-8603  
 住所 X1031 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-22  
 会社 X1024 株式会社渋谷建設  
 会社 X1024 株式会社渋谷建設  
 会社 X1024 渋谷 様  
 部署 X1029 〇〇部  
 担当 X1029 〇〇 様  
 電話 X1032 3456-5678  
 FAX X1033 3456-5679  
 その他X情報企業名 X1005  
 企業名1 X1003M1 株式会社青山組  
 企業名2 X1003M2 株式会社  
 企業名3 X1003M3 株式会社

受注者  
 〒 X1019 191-1234  
 住所 X1020 東京都中央区並木  
 取引先コード X1023 1234567  
 会社名 X1013 株式会社  
 登録番号 X1009 123456789  
 会社代表者名 X1014 浅井 太郎  
 部署名 X1017 総務課  
 担当者名 X1016 浅井 太郎  
 電話 X1021 03-3567-8901  
 FAX X1022 03-3567-8902

①酒造醸造者兼行事業者の氏名または名称および登録番号

②取引年月日

③精算の交付を受ける事業者の名称又は名称

X1045	取引先名	1245 別荘工事高層棟	X1046
X1191	原簿要素名	1 外注	X1192
X1193	原簿科目名	402 金庫工事	X1194
X1195	原簿欄目名	402 金庫工事	X1198
X1052	工期・納期	2006年10月01日	X1053
X1079	基本契約日	2002年01月05日	X1080
X1302	基本契約率	10%	X1302

X1081	出来高調整日	2007年03月15日	X1081
X1082	請求予定年月	2007年03月	X1082
X1313	請求方式	A方式	X1314
X1312	出来高査定方式	1.累積査定方式	X1312
X1381	積算完了予定日	2007年3月20日	X1381
X59	引渡予定日	2007年3月25日	X59

④酒造醸造者兼行事業者の氏名または名称および登録番号

⑤取引内容(図類標準の定義日である旨) ⇒ X59 図類分組コード

⑥帳簿ごとに区分して合計した元金の額(税抜きまたは税込み) ⇒ X1097 最終監票金額(X57消費税コード 参照)

⑦取引内容(図類標準の定義日である旨) ⇒ X1004 消費税率、X59 課税分組コード

⑧取引内容(図類標準の定義日である旨) ⇒ X1096 消費税率

⑧酒造醸造者兼行事業者の氏名または名称および登録番号

⑨取引内容(図類標準の定義日である旨) ⇒ X1097 最終監票金額(X57消費税コード 参照)

⑩取引内容(図類標準の定義日である旨) ⇒ X1096 消費税率

⑪取引内容(図類標準の定義日である旨) ⇒ X1097 最終監票金額(X57消費税コード 参照)

⑫取引内容(図類標準の定義日である旨) ⇒ X1096 消費税率



D.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

【A方式】		前年度		今年度		
X1385	元金引当額	¥2,000,000		X1109	今回決算引当額	¥2,263,000
X1092	追加引当額	¥553,000	¥2,000,000	X1331	今回決算引当額	¥0
X1093	戻付金額計	¥2,553,000	¥0	X1332	調整後今回決算引当額	¥2,263,000
X1084	調整後引当額	¥0	¥2,000,000	X1098	調整後引当額	100%
X1086	引当額不足額	¥2,553,000	¥199,999	X1114	今回決算引当額	¥0
X1099	引当額超過額	¥2,841,300	¥263,000	X1394	今回決算引当額	¥226,300
参差1	調整後引当額	¥2,263,000	¥263,000			
参差2	調整後引当額	¥-320,000	¥28,300			
参差5	調整後引当額	¥226,300	¥0			
参差6	調整後引当額	¥-32,000	¥28,300			
参差7	調整後引当額	¥-32,000	¥28,300			

2022/09/01現在、以下を合わせ ABCD方式は、  
 テンポイズ対応では、借付債権等処分による出戻り金等および引当額超過を  
 以下のとおり表示している。  
 参差1 調整後引当額不足額  
 参差2 調整後引当額超過額  
 参差5 調整後引当額不足額  
 参差6 調整後引当額超過額  
 参差7 調整後引当額超過額

【B方式】		前年度		今年度		
X1385	元金引当額	¥2,000,000		X1109	今回決算引当額	¥2,263,000
X1092	追加引当額	¥553,000	¥2,000,000	X1331	今回決算引当額	¥0
X1093	戻付金額計	¥2,553,000	¥0	X1332	調整後今回決算引当額	¥2,263,000
X1084	調整後引当額	¥0	¥2,000,000	X1098	調整後引当額	100%
X1086	引当額不足額	¥2,553,000	¥199,999	X1103	今回決算引当額	¥2,263,000
X1099	引当額超過額	¥2,841,300	¥263,000	X1114	今回決算引当額	¥0
参差1	調整後引当額	¥2,263,000	¥263,000	X1394	今回決算引当額	¥226,300
参差2	調整後引当額	¥-320,000	¥0			
参差5	調整後引当額	¥-320,000	¥26,300			
参差6	調整後引当額	¥-32,000	¥0			
参差7	調整後引当額	¥-32,000	¥28,300			

④税率ごとに区分して合計したた  
 物の額（繰越または繰込み）お  
 よび適用税率

⑤税率ごとの引当額超過等（繰  
 越または繰込み）お  
 よび適用税率

④税率ごとに区分して合計したた  
 物の額（繰越または繰込み）お  
 よび適用税率

⑤税率ごとの引当額超過等（繰  
 越または繰込み）お  
 よび適用税率

D.VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点

【C方式】		前回迄		今回迄	
X1385	元取の金額	¥2,000,000			
X1386	追加契約金額	¥583,000			
X1092	契約金額計	¥2,583,000			
X1093	契約金額計調整額	¥0			
X1094	調整後の金額計	¥2,583,000			
X1095	契約金額引当金	¥258,300			
X1099	最終契約金額	¥2,841,300			
要素1	前回迄累計売上高金額	¥2,263,000			
要素2	調整後の請求引金額	¥-320,000			
要素5	合算請求引調整額	¥226,300			
要素6	合算請求引調整額引金額	¥-32,000			
X1107	前回迄累計売上高金額計		¥1,999,999		
X1321	前回迄累計売上高金額計調整額		¥0		
X1322	調整後の前回迄累計売上高金額計		¥1,999,999		
X1159	特定前回迄累計請求金額計		¥2,199,998		
X1393	前回迄累計請求金額計		¥199,999		
X1097	最終請求金額		¥289,302		
X1098	調整額		¥76,301		
X1112	今回請求金額計		¥263,001		
X1109	今回迄累計売上高金額計			¥2,263,000	
X1331	今回迄累計売上高金額計調整額			¥0	
X1332	調整後の今回迄累計売上高金額計			¥2,263,000	
X1098	特定今回迄累計請求金額計			¥2,263,000	
X1103	今回迄累計請求金額計			¥2,263,000	
X1114	今回迄累計請求金額計			¥0	
X1394	今回迄累計請求金額計			¥226,300	
X1160	前々今回迄累計請求金額計			¥2,489,300	
X1385	元取の金額	¥2,000,000			
X1386	追加契約金額	¥583,000			
X1092	契約金額計	¥2,583,000			
X1093	契約金額計調整額	¥0			
X1094	調整後の金額計	¥2,583,000			
X1098	契約金額引当金	¥258,300			
X1099	最終契約金額	¥2,841,300			
要素3	前回迄累計売上高金額	¥2,489,300			
要素4	調整後の請求引金額	¥-582,000			
要素5	合算請求引調整額	¥226,300			
要素6	合算請求引調整額引金額	¥-32,000			
X1152	前々前回迄累計売上高金額計		¥2,100,000		
X1381	前々前回迄累計売上高金額計調整額		¥0		
X1382	調整後の前々前回迄累計売上高金額計		¥2,100,000		
X1159	特定前々前回迄累計請求金額計		¥1,000,000		
X1393	前々前回迄累計請求金額計		¥190,008		
X1097	最終請求金額		¥389,300		
X1098	調整額(調整前)		¥56,591		
X1099	調整後の請求金額		¥41		
X1098	調整額		¥5,592		
X1112	今回請求金額計		¥323,509		
X1109	今回迄累計売上高金額計			¥2,489,300	
X1183	前々今回迄累計売上高金額計			¥2,489,300	
X1341	前々今回迄累計売上高金額計調整額			¥0	
X1342	調整後の前々今回迄累計売上高金額計			¥2,489,300	
X1098	特定前々今回迄累計請求金額計			¥2,489,300	
X1335	前々今回迄累計請求金額計(調整前)			¥0	
X1343	前々今回迄累計請求金額計調整額			¥2,489,300	
X1163	前々今回迄累計請求金額計			¥2,489,300	
X1394	前々今回迄累計請求金額計			¥226,300	

④調整ごとに区分して合計した対価の額(初抜きまたは増込み)および適用税率

⑤調整ごとの消費税額等(端数処理は一請求書当たり、請求ごとに1回ずつ)

④調整ごとに区分して合計した対価の額(初抜きまたは増込み)および適用税率

⑤調整ごとの消費税額等(端数処理は一請求書当たり、請求ごとに1回ずつ)

## 15. K 属性データ項目の数値表現について

### (1) 背景・問題点

K 属性にあたる項目の中で、右詰めする項目の中で空いた部分について、「0」とするか「□（スペース）」とするかの解釈に違いが出ている。

項目の具体例として、[1168]受注者建設業許可日、及び[1166]受注者建設業許可区分・登録コードが挙げられる。前者の例では、[1168]に関し、「右詰めは、0表記、可能」と解釈し、「平成19年04月01日」をセットしている例もあれば、「平成19年□4月□1日」でないエラーとするケースも出ている。

### (2) 検討結果

建設業許可の届出書や経営事項審査の申請書等の記入(入力)枠を守るとの意向が見られることから、K 属性にあたる項目のうち、右詰めする項目の中で空いた部分について、「0」または「□（スペース）」とすることを可能とする。

なお、[1168]受注者建設業許可日については、**CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.7 「第3章第2節 3.3.4. 3.4.1 建設業許可区分・登録コードの属性・文字数」**にあるように、本来、年月日の数字部分は右詰めとすることとなっている。

#### K 属性項目に係る記載例

(正) 「04月」「01日」  
「□4月」「□1日」

(誤) 「4□月」「1□日」・・・**CI-NET 標準ビジネスプロトコル**の定義（数字は右詰め）に反している

これに加え、上記のルールに基づいて作成されたデータについては、その後の表示や出力については、作成された通りを行うことを推奨する。

なお、入力段階のデータについて、その後のデータ管理・検索の容易性や表示の統一性を図る等の目的で、制約や修正を加えることについては、特段 **CI-NET** では関与せず当事者の判断に委ねることとする。



## 16. 精算時における CI-NET LiteS での対応方法について

### (1) 精算(増額/減額)における対応の考え方

契約に関して何らかの変更がある場合の対応としては、既存の規約を考えれば基本的には以下の表中の①にある「確定注文/注文請けメッセージ」によって対応することで、業務的には十分対応することができる。

また、契約の打切のように、既に契約対象工事が着工され出来高が発生している場合に、その時点における出来高を精算し、精算以降の契約内容を無かったことにする措置の際には、「合意打切申込/承諾メッセージ」(下表③)を利用することも可能である。

一方、精算時(これ以上出来高が発生しない場合を指す)の対応としては、当初の契約内容より変更のあった部分を踏まえた変更に係る「確定注文/注文請けメッセージ」(下表②(a))で従来通り処理することが基本だが、これに加えて、下表②(b)の「合意打切申込/承諾メッセージ」を用いて対応することも可能である。

このうち、下表②(b)の「合意打切申込/承諾メッセージ」については、従来想定している③での利用に加え、②においても利用するための方法を提示する。

表 D.VI-7 契約の変更に関連するメッセージ

契約の種類	対応するメッセージ
① 契約	確定注文/注文請けメッセージで対応
②精算 (増額/減額)	以下の2種類の対応方法がある。 (a)確定注文/注文請けメッセージで対応 (b)合意打切申込/承諾メッセージで対応
② 切	合意打切申込/承諾メッセージで対応

(注) 上記(b)は精算時に使用する。なお、精算とはこれ以上出来高が発生しない場合を指す。

基本的には、減額時の精算は精算時点が契約期間完了時であるときに合意打切申込/承諾メッセージを適用する場合と考えられる。

また、増額時の精算は、上記で減額とした部分が当初契約より実績が上回って増額に変わったと考えることができる。

### (2) 精算時の取引当事者間での合意に係る留意点

当初契約と比べ、実績額が増減した場合の精算方法について、その基となる契約や出来高に係る手続、処理を行う具体的な CI-NET のメッセージや書面のやり取りの方法等については、取引当事者間で互いに合意を取ることが必要である。

(3) 精算時における従来方法以外の具体的なデータ交換方法

精算に係る業務へ確定注文／注文請けメッセージではないメッセージを適用する場合の具体的な方法について以下に示す。

(a) データ交換に使用するメッセージ

使用するメッセージは合意打切申込／合意打切承諾メッセージとする。

ただし、業務的、概念的には合意打切と精算は異なると考えられる。そのため業務運用上、別の名称を提示して分かりやすくすることは妨げない。その際の名称の例としては、

－合意精算申込メッセージ（発注者→受注者）

－合意精算承諾メッセージ（受注者→発注者）

などが考えられる。

(b) データ交換手順

データ交換手順としては、既存の CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.8「**B.VI.1. 1.2(2)f-1 合意打切**」に提示している合意打切申込／承諾メッセージの交換方法に準じる。

(c) 精算に係る業務に対してのメッセージ使用

契約の精算の場合において、いずれの業務メッセージを使用するかは、当事者間で協議して決めることとする。

## 17. 複数工事物件(複数作業所)に対する請求書における明細作成のパターン

受注者より提出される納品書の作成パターンは上記①で示したように様々であり、それを基に作成する請求書も同様に多様である。

契約外請求においては、その対象となる商品・サービスを提供する受注者側のこれまでの商慣習から、従来 CI-NET LiteS で想定してきた「1 案件 1 請求」ではない形、すなわち受注者の処理、管理体系上、発注者や案件が複数あるものを 1 つにまとめて処理するパターンへの対応も可能とする。

具体的なケースとしては、「同一発注者の複数作業所分の請求書発行」(ケース 1)、「異なる発注者の複数作業所分の請求書発行」(ケース 2)といったものが想定される。

これらの処理を行えるようにする背景としては、受注者の中には既に請求書発行において社内システムを構築している企業も多く、それらの企業においては既存システムに大きな改修を加えることなく、請求業務の EDI 化を進めることが期待されているためである。

なお、この複数作業所分の請求を一括請求ファイルを使って行う方法の詳細については、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2ad.0 指針・参考資料「D.I.11.工事請負契約外請求一括取り込み CSV インタフェース機能」にて解説を行っているので参照されたい。

〔ケース 1 : 同一発注者の複数作業所分の請求書発行の場合〕

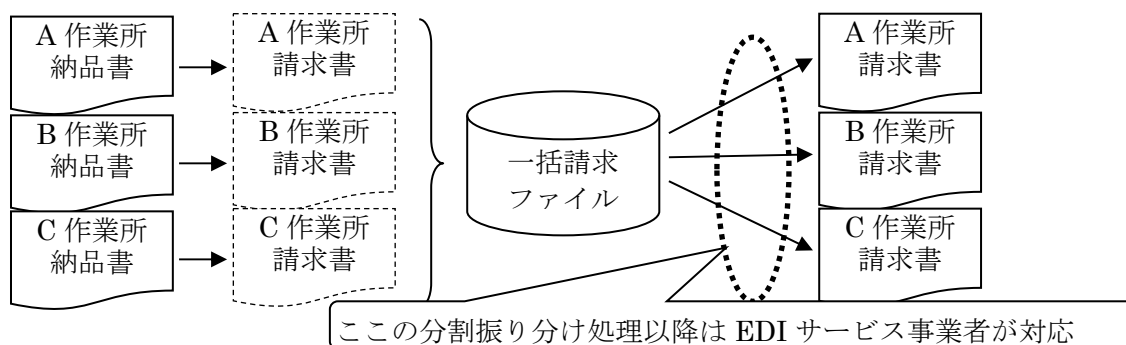


図 D.VI-13 同一発注者の複数作業所分の請求書発行のイメージ

同一発注者の複数作業所向けの納品に対する請求を行う際、既に受注者側で請求書発行の社内システムがあり、そこでは作業所ごとの請求書発行ではなく、発注者 1 社に対する請求書としてまとめて作成するようなケースがある。

このようなケースでは、個々の作業所単位での請求書を出す仕組みを新たに組み込む必要が生じることから、作業所単位に分けて請求 EDI データを作成する処理を、EDI サービスを提供する事業者が対応する方法が考えられる。

[ケース 2 : 異なる発注者の複数作業所分の請求書発行の場合]

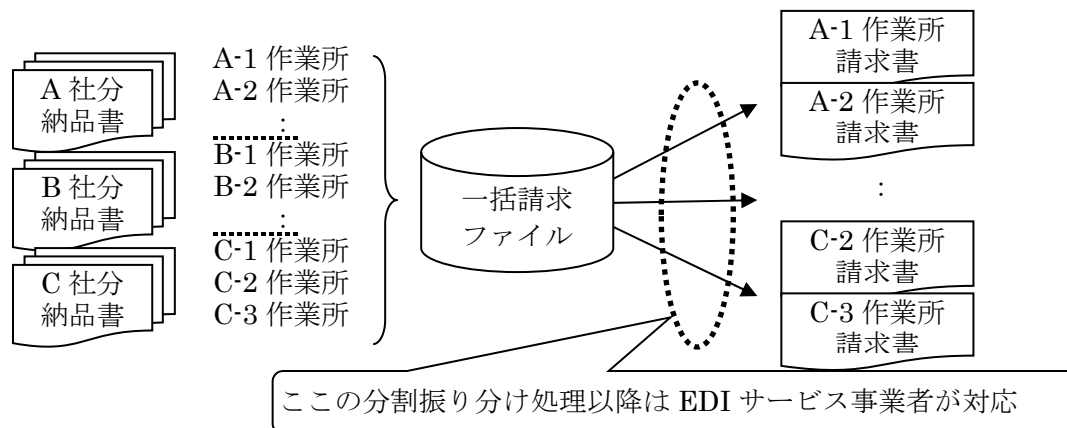


図 D.VI- 14 異なる発注者の複数作業所分の請求書発行のイメージ

ケース 1 では同一発注者の複数作業所向けの納品をまとめるケースであったのに対し、ケース 2 では、異なる発注者の複数作業所分の納品をまとめて請求するケースを想定したものである。

一括請求ファイルに発注者及び作業所を分割振り分けするのに必要な情報が入っていれば、その処理は EDI サービスを提供する事業者が対応するということが可能であり、分割振り分けされた請求書は CI-NET LiteS のメッセージ作成方法に基づき作成、送信することとすればよい。

## D.VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について



D.VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について

VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について

## D.VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について

## VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について

### 1. はじめに

#### 1.1. 背景

電子商取引で使用する電子証明書には一般に有効期限が存在し、期限後も取引を継続する場合、新しいものに更新しなければならない。CI-NET LiteS で使用する電子証明書も例外ではない。企業 A 社が期限到来等の理由によって電子証明書を更新する場合、A 社が自社のシステムへの登録を更新することは無論必要であるが、CI-NET LiteS の場合は、その他にも A 社の全ての取引相手でも同様の更新措置が必要である。これは、A 社へメッセージを暗号化して送信する際、取引相手は A 社の電子証明書を知っている必要があるためである。取引相手のシステムに自社の電子証明書を登録してもらう作業は、現在では手交等によって電子証明書を受け渡すことによって行っていると思われるが、多くの取引相手との間で CI-NET LiteS を利用している企業ではその作業負担が多くなるので、何らかの省力化方法が求められている。

#### 1.2. 目的

本資料では、CI-NET LiteS で使用する電子証明書の更新<sup>18</sup>を、手交によらず、CI-NET LiteS 対応システムを用いてインターネット経由で安全かつ少ない作業負担で実施するための方法を説明する。

CI-NET LiteS を運用するには、送信するメッセージの暗号化および受信したメッセージの検証に取引相手の電子証明書が必要である。CI-NET LiteS 対応システムの多くでは、この電子証明書はデータ交換開始に先立って取引相手から受領しシステムに登録しており、電子証明書を変更する際には登録されている電子証明書の更新が必要になる。本資料では、以下のような状況において生じる電子証明書の更新をインターネット経由で CI-NET LiteS 対応システムが自動で行う方法の一例を示す。

---

<sup>18</sup> CI-NET LiteS で使用する電子証明書の更新:取引相手と新たに CI-NET LiteS を開始する場合にも、事前の電子証明書の受け渡しとシステムへの登録は必要である。本資料では、電子証明書を更新する場合の処理について説明しているが、新規開始の場合にもシステムの実装方法および運用方法を工夫することにより、同じコンセプトにもとづいた手交によらない受け渡しとシステムへの登録が可能になると考えられる。

## D.VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について

想定する状況 1：自社の電子証明書が有効期限切れとなった場合

- ⇒ 自社のシステムに新しい電子証明書を登録(更新)する。
- ⇒ 自社の新しい電子証明書を取引相手に渡し、システムに登録(更新)してもらう。

想定する状況 2：取引相手の電子証明書が有効期限切れとなった場合

- ⇒ 取引相手から新しい電子証明書を受け取って、自社のシステムに登録(更新)する。

### 1.3. 省力化方法のコンセプト

本資料で説明する方法は、次のコンセプトにもとづいている。

#### 電子証明書自動更新のコンセプト

取引先からの電子メールに従来（更新前）と異なる電子証明書が添付されてきた場合で、かつその電子証明書が当該取引先のものであると信じられるならば、その電子証明書を新たに更新された、かつ正しい電子証明書として取扱い、従来の電子証明書と置き換える。

ここで、「その電子証明書が当該取引のものであると信じられる」か否かの検証は電子証明書に記載された標準企業コードによって行う。したがって電子証明書が以下のような場合には本資料による方法は適用できないので、更新は手交、郵送、電子メール等によって受け渡しを行い、受け取った側でシステムに登録作業する。

#### 【本資料の方法を適用できないケース】

- 更新後の電子証明書に標準企業コードが記載されていない場合。
- 電子証明書の標準企業コードが、後述「2.1(1)1」の条件を満たさない場合。
- 一部の ASP のように複数の企業が同一のメールアドレスを使用する ASP を、電子証明書を更新する企業が利用している場合。  
など

#### 【留意事項】

##### システム面の対処

本資料に示した方法によって対処する場合には、電子証明書を更新する企業とその取引相手の双方が本資料に示すシステム面の対処を施していなければならない。

##### システム改修の範囲

## D.VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について

CI-NET LiteS 対応ソフトは一般に次図のような機能構成をもっており、CI-NET LiteS 対応システムを開発/利用している企業には、(A)および(B)を自社開発し(C)の部分は他のソフトウェア・ベンダより購入して組み込んでいるところがある。本資料に示すシステム対応は通常は(C)の部分に当たる。このため(A)および(B)の部分には影響は及ばない可能性が高いが、実態は各社の実装方法によって異なるので、本資料の対処による影響の有無は、(C)部分を提供するソフトウェア・ベンダにご確認いただきたい。

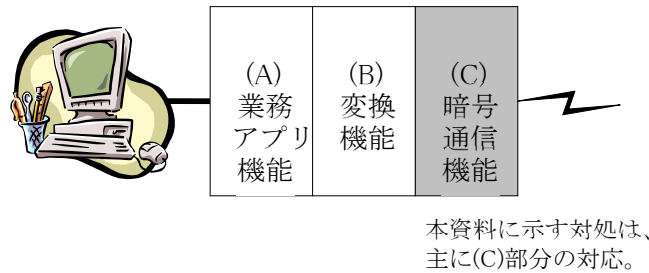


図 D.VII-1 システム改修の範囲

## 2. 処理概要

電子証明書を更新するには、自社の電子証明書を更新する側の企業（A社とする）において作業が生じるのは無論のこと、その取引相手（X社とする）でもA社の電子証明書を新しいものに登録しなおす必要がある。

以下では、A社およびX社がCI-NET LiteS対応システムで対応させることにより、手交等の方法によらずに、インターネット経由で安全かつ少ない作業負荷で電子証明書を更新する方法を示す。

以下、A社側とX社側に分けて説明する。

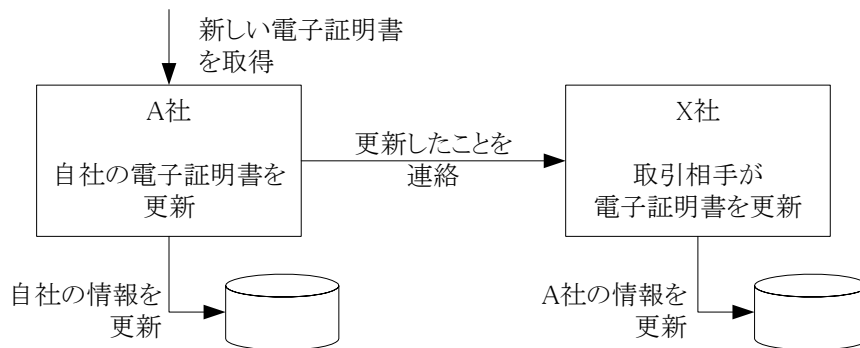


図 D.VII-2 処理概要

### 2.1. 自社の電子証明書を更新する企業(A社)の処理

有効期限切れ等の理由によって自社の電子証明書を新しいものに更新する場合、以下の(1)~(3)の手順により実施する。この場合、次のポイントが必要である。

- 新しい(更新後の)電子証明書は自社の標準企業コードが記載されているものとする。
- 従来の(更新前の)電子証明書の有効期限到来前に新しい電子証明書を取得すること。
- 更新前、更新後の双方の電子証明書を並列保管できるようにシステム対応すること。

#### (1) 新しい(更新後の)電子証明書を取得する。

- 1) 新しい電子証明書には、自社の標準企業コードが記載されていなければならない。またこの標準企業コードは以下の条件を満たさなければならない。これは、取引相手X社が更新すべき電子証明書を特定するために必要な要件である。
- CI-NET LiteSに用いる電子証明書を自社が複数所有している場合には、各電子証明書の標準企業コードは異ならなければならない。

## D.VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について

- 更新前の電子証明書、更新後の電子証明書とも標準企業コードが記載されているものである場合、両電子証明書に記載される標準企業コードは同一でなければならない。

### 【注意事項】更新時期における標準企業コードの一時的な重複

電子証明書に記載する標準企業コードについて「複数所有している場合には、各電子証明書の標準企業コードは異ならなければならない」と前述しているが、更新時期に一時的に有効期間を重複して保有する場合はこの限りではない。

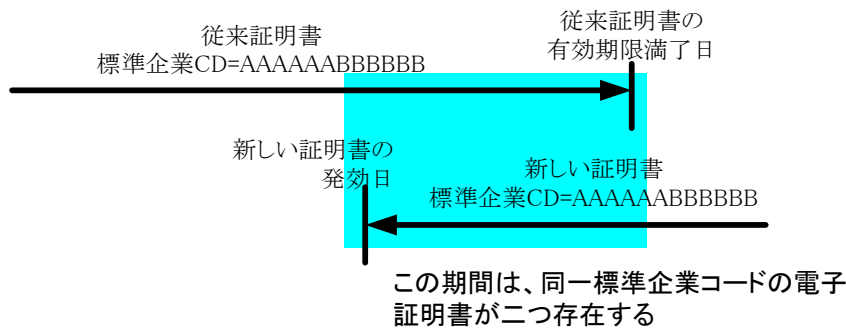


図 D.VII- 3 更新時期における標準企業コードの一時的な重複

- 新しい電子証明書は、従来の（更新前の）電子証明書の有効期限の1ヶ月程度以前に取得できるよう申請しなければならない

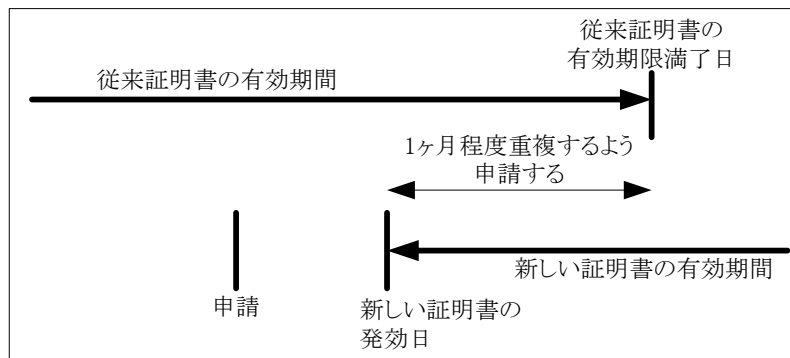


図 D.VII- 4 新しい電子証明書の申請時期

- 取得した電子証明書を自社のCI-NET LiteSシステムに登録する。

- この時、従来の電子証明書もしばらくの間システムから削除せず新旧並列保管するよう、CI-NET LiteSシステムを対応させなければならない。

## D.VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について

### (3) 取引相手に CI-NET LiteS システムでメッセージを送信する。

- この場合、更新後の電子証明書によって電子署名し、また更新後の電子証明書を添付して送信する。
- 取引相手 X 社の CI-NET LiteS システムにおいて後述のような対応をしているならば、以上の手続きをすることで、A 社の電子証明書の更新が X 社のシステムに反映される。

#### 【留意事項】更新前後の電子証明書の有効期間の重複と、並列保管について

- 次図 Y 社のような取引相手がある場合、A 社は自身の従来の電子証明書を廃棄してしまうと受信メッセージを復号できなくなる。このため更新前後の電子証明書の有効期間をオーバーラップさせるとともに、両者を並列保管する必要がある。
- この Y 社のような取引相手からメッセージを受信した場合、まず更新後の電子証明書に対応する秘密鍵によって復号を試み、それが失敗したら更新前の秘密鍵によって復号するといった処理を実装することが必要となる。
- なお、この Y 社のような取引相手に対しても、従来電子証明書の有効期限内に A 社の電子証明書を更新してもらうような対処が必要である。更新しないまま有効期限を過ぎると Y 社では A 社の有効な電子証明書を保有していないため、送信時の暗号化処理ができなくなるため。

有効期限内に Y 社への CI-NET メッセージの送信が発生しないケース（数ヶ月間見積を依頼しない場合など）もあり得るが、そうした際には CI-NET メッセージを含まないコメントのみの電子メール（「CI-NET LiteS 実装規約 A.情報伝達規約」における「形式(c)」のデータ）を CI-NET LiteS 形式で有効期限内に送信することで対処する。

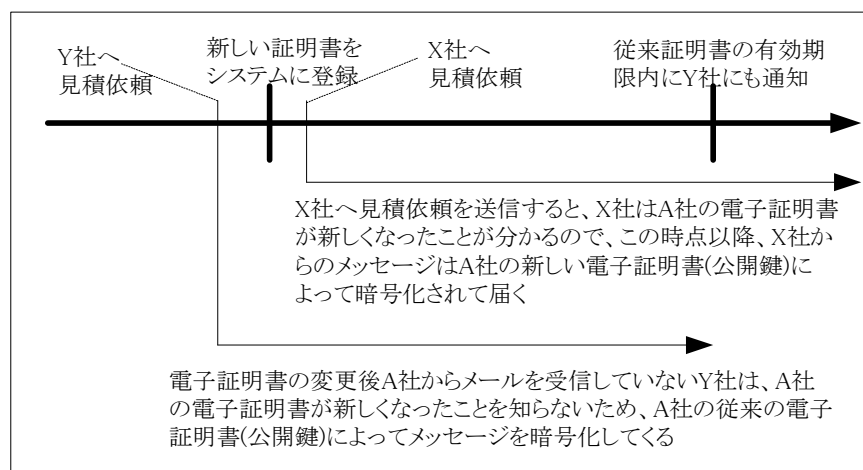


図 D.VII- 5 更新前後の電子証明書の有効期間の重複



### 2.2. 取引相手の電子証明書更新に対応しなければならない企業(X社)の処理

取引相手 A 社が電子証明書を更新し、前述のように更新後の電子証明書によるメッセージを送信してきた場合、X 社側では以下のように対応する。この場合、次のポイントが必要である。

- 新しい（更新後の）電子証明書を自動的にマスタ登録できるようシステム対応すること。

#### 前提条件

- 取引相手のマスタをシステムに保有しており、そのマスタに取引相手の電子証明書に係わる情報を登録している。
- CI-NET LiteS の電子メールを受信した際、その送り主をマスタ上で一意に特定することができる。

#### 現状の CI-NET LiteS 対応システムの多くにおける処理

現状の CI-NET LiteS 対応システムの多くでは、電子メール受信時、以下のような処理を行っていると思われる。

- (1) 受信した電子メールを復号する。
- (2) 受信した電子メールの送り主をマスタから探す。
- (3) 電子メールに添付されてきた電子証明書をマスタ上の電子証明書と比較して一致することを確認し、一致していればメール添付の電子証明書が当該取引相手のものであると判断する。
- (4) 一致していれば、電子証明書の有効期限、失効有無等を確認したうえで、当該電子証明書を用いて改ざん有無の検証等を行う。
- (5) 一致しない場合、不正なメールと判断し、エラー処理を行う。

## D.VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について

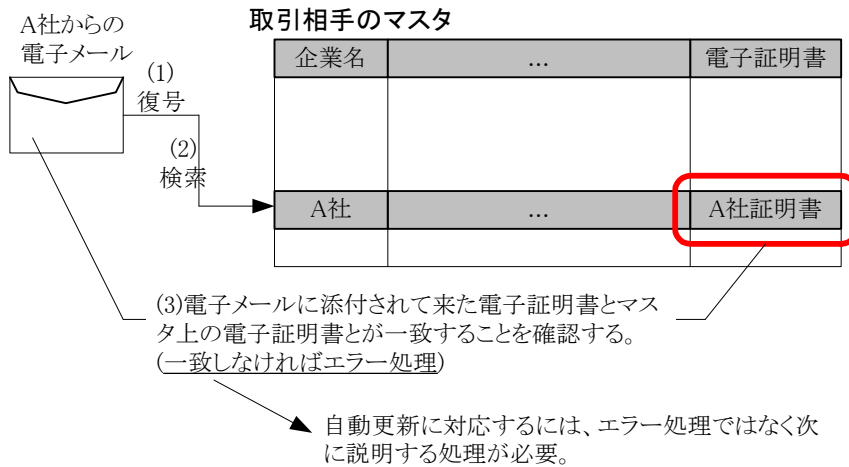


図 D.VII- 6 電子メール受信時の処理例

### 電子証明書の自動更新のためには、以下のようにシステムを対応させる

上記(5)の処理において両電子証明書が一致しない場合、A社の電子証明書が更新されている可能性がある。

したがってこの場合は一律にエラー処理するのではなく、添付されてきた電子証明書がA社のものと信じられるならば、A社の電子証明書が更新されたものと認識し、両者の有効期限や新旧等をチェックしたうえでマスタに登録する。A社のものと信じられるか否かの確認は、A社の電子証明書の標準企業コードをX社であらかじめ入手しマスタ登録しておき、添付されてきた電子証明書の標準企業コードがこれと一致するならA社のものと信じられると判断する方法が妥当と考えられる。

これ以降A社から受け取る電子メールは更新後の電子証明書によって電子署名等の処理が行われるはずなので、X社では更新後のA社の電子証明書を用いて受信後の処理を行う。

またX社はこれ以降A社に電子メールを送信する場合は、更新後のA社の電子証明書の公開鍵によって暗号化し、送信する。もしも上の例で受信した電子メールが取引関係情報（見積依頼などのCI-NETメッセージ）を含むものであれば受信確認メッセージを返信する必要があるが、その受信確認メッセージの暗号化処理も更新後の電子証明書の公開鍵によって行う。

### 3. まとめ

#### 3.1. 運用上の必要事項

##### 運用上の必要事項(電子証明書を更新する A 社側)

- 新しい(更新後の)電子証明書を取得する。
  - ⇒ 新しい電子証明書には自社の標準企業コードが記載されていなければならない。
  - ⇒ CI-NET LiteS に用いる電子証明書を自社が複数所有している場合には、各電子証明書の標準企業コードは異なっていなければならない。
  - ⇒ 更新前の電子証明書、更新後の電子証明書とも標準企業コードが記載されているものである場合、両電子証明書に記載される標準企業コードは同一でなければならない。
- 新しい(更新後の)電子証明書は、従来の(更新前)の電子証明書と有効期間が1ヶ月程度重複するよう申請する。
- 新しい(更新後の)電子証明書を取得したら、自社の CI-NET LiteS システムに登録する。
- その後、従来の(更新前)の電子証明書の有効期間内に、全ての取引相手にメッセージを送信する。

##### 運用上の必要事項(取引相手の電子証明書更新に対応しなければならない X 社側)

- 取引相手の電子証明書の標準企業コード<sup>19</sup>を連絡してもらい、あらかじめ自社の CI-NET LiteS システムに登録する。

---

<sup>19</sup> 電子証明書の標準企業コード:  
電子証明書の標準企業コードの枝番(下6桁)と CI-NET メッセージ内部に記載される標準企業コードの枝番(下6桁)とが異なる、つまり標準企業コードが異なる場合があるので注意すること。

### 3.2. システムの要対応事項

CI-NET LiteS システムが備えるべき機能は、自社が電子証明書を更新する場合（前例の A 社）と取引相手が電子証明書を更新する場合（X 社）で、それぞれ以下のようにまとめられる。ただし CI-NET LiteS を利用するどの企業も、自社が電子証明書を更新することもあるれば取引相手が電子証明書を更新することもあるので、CI-NET LiteS システムは以下の双方の機能を備えることが必要である。

#### システムの要対応事項(自社の電子証明書を更新しなければならない場合に必要な機能)

- 新しい（更新後の）電子証明書が登録された際、従来の（更新前の）電子証明書は削除せず、最低限その有効期間内は両者を並列保管する。
- 更新後に送信するメッセージには、新しい（更新後の）電子証明書によって電子署名する。
- 更新後に受信したメッセージを新しい（更新後の）電子証明書の秘密鍵によって復号できなかった場合、従来の（更新前の）電子証明書の秘密鍵によって復号する。

#### システムの要対応事項(取引相手の電子証明書更新に対応しなければならない場合に必要な機能)

- 受信した電子メールに添付されている電子証明書が従来認識しているものと異なる場合、添付の電子証明書が当該取引相手のものであると信頼できるならば、添付の電子証明書をマスタに登録する。
- 以降、当該取引相手に送信するメッセージは、更新後の電子証明書の公開鍵によって暗号化する。

#### その他

これらのシステム対応と同時に、CI-NET LiteS システムは以下のような機能を備えても良い。

- 電子証明書の有効期限の一定期間前に有効期限が間近であることをユーザに伝え、電子証明書の更新を促す機能。
- 自社が電子証明書を更新した後もなんらかの理由によって更新できない取引相手が存在する場合に備え、選択的に従来の（更新前の）電子証明書によって電子署名して送信する機能。
- 「2.1 の【留意事項】更新前後の電子証明書の有効期間の重複と、並列保管について」に記載したように、電子証明書を更新した企業は、更新後の電子証明書によって署名した CI-NET LiteS 形式のデータを従来の(更新前の)電子証明書の有効期限到来前に全ての取引相手に送信する必要があるため、期限前に取引データの発生しない取引相手にもコメントのみの電子メールなどを送信しなければならない。CI-NET LiteS シス

## D.VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について

テムは、このコメント・メール送信の作業負荷を削減する機能（例：電子証明書更新後一定期間を経過しても電子メールを送信していない取引相手に自動的にコメント・メールを送信する）を備えても良い。

## D.VII. CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について

VIII. CI-NET LiteS 利用者のための  
建設工事の電子契約についての解説

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説



VIII. CI-NET LiteS 利用者のための  
建設工事の電子契約についての解説

CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する  
『技術的基準』に係るガイドライン」の解説

2004 年 6 月

財団法人 建設業振興基金  
建設産業情報化推進センター

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

## 目次

本解説書の目的と構成

CI-NET LiteS システムを用いた電子契約の概要

### 1. 背景と目的

- 1.1 IT 書面一括法の背景、目的
- 1.2 書面交付の理由、問題点

### 2. 建設業法第 19 条の改正

- 2.1 狙い
- 2.2 改正

### 3. ガイドラインの必要性

### 4. 電磁的措置で契約するための法的要件とその対応

#### 4.1 改正に伴う新たな法的要件

- 4.1.1. 書面の交付に代えることのできる

電磁的措置の種類 省令第 13 条の 2 第 1 項

- 4.1.2. 電磁的措置の種類および内容に係る

相手方の事前の承諾 政令 第 5 条の 5

- 4.1.3. 電磁的措置の技術的基準

省令 第 13 条の 2 第 2 項

#### 4.2 CI-NET LiteS における対応の考え方

#### 4.3 CI-NET LiteS によって建設工事の請負契約の締結を行う場合の対応

- 4.3.1. 見読性の確保
- 4.3.2. 電磁的記録等の保存

### 参考

- 参考1. 建設業法第 19 条改正条文
- 参考2. 建設業法施行令（政令）改正条文
- 参考3. 建設業法施行規則（国土交通省令）改正条文
- 参考4. 建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン
- 参考5. 建設省経建発第 132 号、133 号 注文書及び請書による契約について
- 参考6. Q&A 集
- 参考7. 電磁的記録等の保管システムにおける外部インターフェースの参考仕様

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

参考8. 電子契約の契約内容確認 印刷イメージ

## 本解説書の目的と構成

2001年4月の建設業法の改正施行により、建設工事の請負契約の当事者は、建設工事の請負契約の交付を書面に代えて情報通信の技術を利用した方法により行うことができるようになりました。なお、本解説では改訂時における最終更新の関連法令を記載しています。

### ■建設業法

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(略)

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

すなわち、CI-NET<sup>20</sup>のようなEDI<sup>21</sup>を用いた方法や、コンパクト・ディスク(CD)、磁気光ディスク(MO)、デジタル・バーサタイル・ディスク(DVD)などの媒体にデータを記録して受け渡す方法によって契約を締結することができるようになりました。ただしこのためには一定の要件を満たすことが必要とされており、その具体的内容は、政令<sup>22</sup>、省令<sup>23</sup>およびガイドライン<sup>24</sup>に定められています。

本解説書は、この施行をうけて建設工事の請負契約の締結をこれまでの書面に代えてCI-

<sup>20</sup> CI-NET(シー・アイ・ネット:Construction Industry NETwork): 標準化された方法でコンピュータ・ネットワークを利用し建設生産に関わる様々な企業間の情報交換を実現し、建設産業全体の生産性向上を図ろうとするものです。

<sup>21</sup> EDI(イー・ディー・アイ:Electronic Data Interchange): 電子データ交換。企業間で行われる受発注や資金決済などの取引のためのデータを通信回線を介して標準的な規約(可能な限り広く合意された各種規約)によりコンピュータ(端末を含む)間でデータ交換することをいいます。

<sup>22</sup> 政令: 建設業法施行令

<sup>23</sup> 省令: 建設業法施行規則

<sup>24</sup> ガイドライン:

建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係わるガイドライン

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

NET LiteS<sup>25</sup>による EDI によって行おうとする方の参考のために、建設業法第 19 条それにと  
もなう政令、省令およびガイドラインに定められた要件を満たすために必要となる対応を  
解説しようとするものです。

なお、こうした対応を必要とするのは建設工事の請負契約の当事者ですが、現実の業務で  
は、自身でコンピュータ・システムを開発して利用する場合だけでなく、市販のパッケージ・  
ソフトを購入しての利用や ASP 事業者<sup>26</sup>に委託するケース等も考えられます。そうしたケー  
スに該当する場合には、利用するパッケージ・ソフトや ASP サービス等の提供者においても  
これらの対応が必要となります。

---

<sup>25</sup> CI-NET LiteS: (シー・アイ・ネット・ライツ)

建設産業における EDI(電子データ交換)の標準方式である「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」  
に準拠した EDI を電子メール方式で実施するもの。実施のための取り決めは、(財)建設業振興基  
金 経営基盤整備支援センター情報化推進室が発行する「CI-NET LiteS 実装規約」に定められ  
ている。

<sup>26</sup> ASP 事業者(エー・エス・ピー: Application Service Provider):

コンピュータ・ソフトウェアを販売する代わりに、ネットワーク経由でソフトの機能だけを有償で提供  
する事業者。ユーザにとって、ブラウザ(データ・ファイルの内容を表示するソフト)とインターネット  
を利用できればソフトウェアを利用できるため、ソフトウェアの導入、運用、更新等の手間をかける  
必要がなくなるサービスを提供します。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

本解説書の構成は以下の通りです。

表 B.VIII- 1 構成

1. 背景と目的 ・ 建設工事の請負契約の締結を、情報通信の技術を利用した方法によって行えるようになった背景、目的を解説する。
2. 建設業法第 19 条の改正 ・ 1. の目的によって改正された建設業法の箇所（第 19 条ほか）と、第 19 条改正にあわせて改正された政令、省令について解説する。
3. ガイドラインの必要性 ・ 建設業法、政令、省令の改正にあわせて、国土交通省がガイドラインを公表した理由を解説する。
4. 電磁的措置で契約するための法的要件とその対応 ・ 「4.1 改正に伴う新たな法的要件」では、法律等に定められた要件を解説する。 ・ 「4.2 CI-NET LiteS における対応の考え方」では、4.1 に整理した要件のうち CI-NET LiteS のルールにおいて既に規定されているものがあるので、それらについて解説する。 ・ 「4.3 CI-NET LiteS によって建設工事の請負契約の締結を行う場合の対応」では、4.2 に掲げていない要件の各々を満たすために必要となる対応を解説する。

なお本解説書の内容は、現状の技術水準にあわせた具体的方策を解説したものであり、今後の技術進歩にあわせて見直す必要があります。

## CI-NET LiteS システムを用いた電子契約の概要

財団法人建設業振興基金では、建設産業用の EDI（イー・ディー・アイ）標準である CI-NET（シー・アイ・ネット）標準の開発を進めています。

CI-NET LiteS（シー・アイ・ネット・ライツ）は、CI-NET 標準に基づき、インターネット環境のもとで電子メールを利用して簡易に EDI を行うための仕組みであり、建設産業のどの企業でも簡単に注文データ・注文請データによる契約を電磁的措置によって行える環境を提供しています。

この CI-NET LiteS によるソフトウェアは、既にソフトウェア・ベンダにより販売されています。建設業者がこうしたソフトウェアを利用しながら簡易に電子契約を行えるよう、建設業振興基金は支援を行っています。

### ■ガイドラインへの対応

CI-NET LiteS はインターネットの利用を想定していますので、安全性の面で十分な配慮がされています。

#### ●書面の交付に代えることのできる電磁的措置の種類

電子メールは、省令によって許容された方式の一つです。

#### ●電磁的措置の種類および内容に係る相手方の事前の承諾

CI-NET 標準では、承諾を得たことの確認として、「データ交換協定書」等に記名押印して取り交わすのが一般的です。「データ交換協定書」の雛型は CI-NET 標準の中に記載されています。

#### ●電子署名の添付

「ガイドライン」では、電子データの改ざん対策として電子署名を必ず電子データに添付するようにされていますが、CI-NET LiteS では十分な強度をもつ電子署名を使用しています。

#### ●電子的な証明書の添付

「ガイドライン」で要求している電子的な証明書の添付についても、CI-NET LiteS は対応しています。

#### ●安全な保管、保管データの表示・印刷

CI-NET LiteS に対応した多くのソフトウェアでは、保管されている電磁的記録等（保管データ）が改ざんされていないことを証明する機能や、保管データの表示・印刷機能（見読性の確保）の組み込みが進んでいます。

CI-NET LiteS については、下記機関が問い合わせ窓口です。

財団法人建設業振興基金  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目 MT ビル 2 号館  
tel.03-5473-4573 fax.03-5473-4580 電子メール [ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp](mailto:ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp)



D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

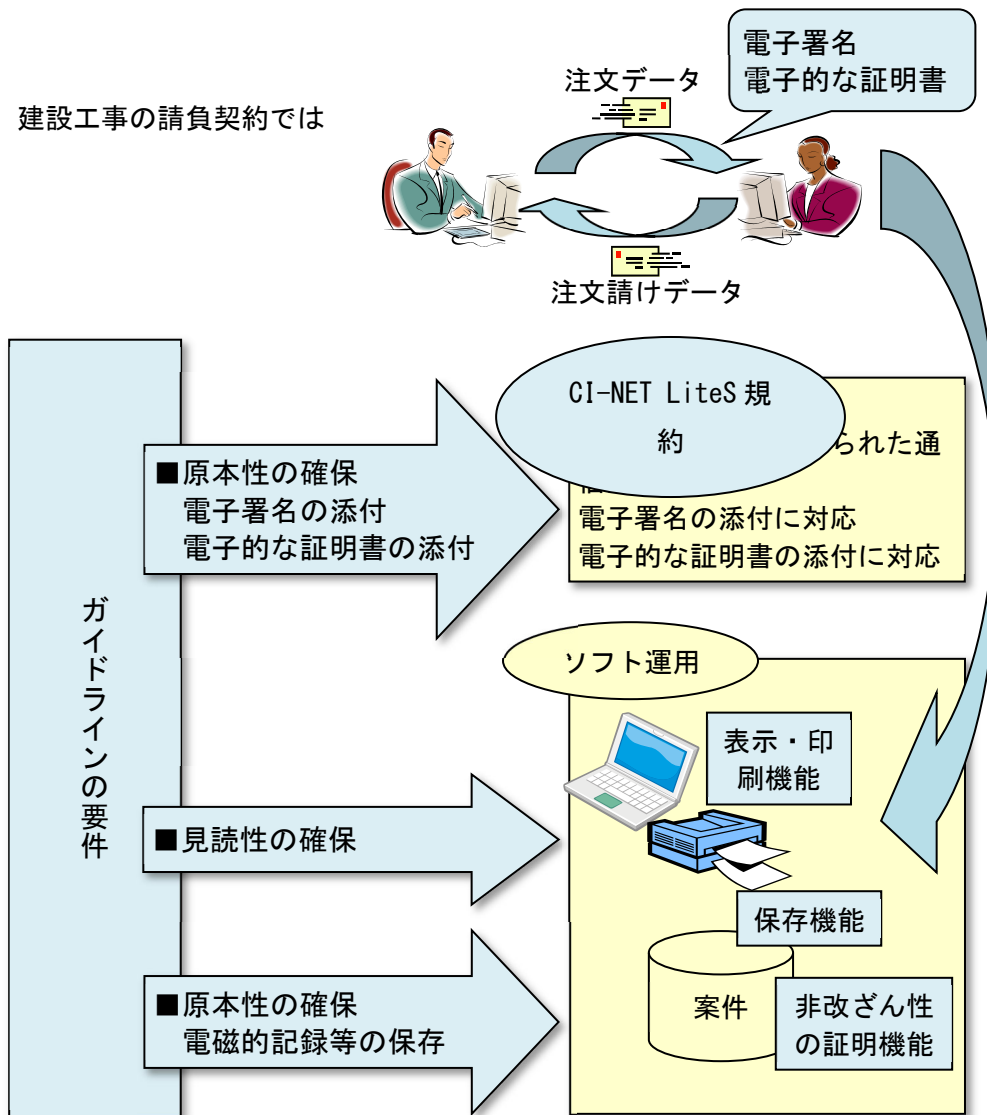


図 D.VIII-1 CI-NET LiteS の対応

## 1. 背景と目的

### 1.1. IT 書面一括法の背景、目的

#### (1) 背景

近年、インターネットの急速な普及にみられるような情報通信の技術の発達に伴い、「IT 革命」とも呼ばれる経済、社会の仕組みの構造変革が世界的な規模で進行しています。そして、電子商取引の健全な発展が、「IT 革命」の重要な一部を構成することについては異論のないところです。

しかしながら、電子商取引等を行うにあたり書面の交付あるいは書面による手続きを義務付けている法制度がその拡大の妨げになっており、わが国経済の発展を阻害する一因になっているのではないかと懸念の声がありました。

#### (2) 目的

こうした状況を踏まえ、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（以下、「IT 書面一括法<sup>27)</sup>という。）」は、民間における商取引に関する書面の交付や書面による手続きを義務付けている関係法律 50 本について、書面の交付等に代えて相手方の承諾を得たうえであれば書面に記載すべき事項を電磁的措置<sup>28)</sup>によって行えることとするものです。すなわち、契約当事者の双方が電磁的措置を行う方が望ましいと判断する場合に限ってその選択肢を与えるものです。

同法案は 2000 年 10 月 20 日に閣議決定され、11 月 17 日に成立、2001 年 4 月 1 日から関係政令、関係省令と併せて施行されました。これにより、建設業法も 2001 年 4 月 1 日より改正施行されています。

---

<sup>27)</sup> IT 書面一括法:

商取引を規制する総計 50 本の法律を一括して改正しました。

50 本の中には、建設関係では、建設業法、測量法、建築士法、宅地建物取引業法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等があります。

<sup>28)</sup> 電磁的措置:

建設業法第 19 条第 3 項にある「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」について、本解説では「電磁的措置」といいます。具体的には、コンピュータ・ネットワークを利用する措置あるいは電子記録媒体を利用する措置が想定されます。「4.1.1」の解説参照。

### 1.2. 書面交付の理由、問題点

#### (1) 理由

建設業法において書面交付を義務付けている条文の一つとして、建設工事の請負契約<sup>29</sup>の内容を定めた第 19 条があります。第 19 条では、あらゆる請負契約の当事者に対して請負契約の内容を書面に記載して相互に交付することを義務付けています。建設工事の請負契約の当事者とは、発注者と元請負人との間に締結される契約の当事者のみならず、下請契約の当事者すなわち元請負人と下請負人も含むものです。

書面が義務付けられている理由は以下の通りです。請負契約は民法によれば両当事者間の合意によって成立する諾成契約<sup>30</sup>とされており(民法第 632 条)、何らの様式を必要とせず、いわゆる口約束だけでも効力を生じます。しかし、それでは内容が不明確・不正確となり後日紛争の原因となりやすいので、建設工事の場合は、内容等重要な事項を明記するなど当事者間の権利義務関係を明確にしておく必要性から、建設業法第 19 条において契約は書面で行い相互に交付すべきことを規定しています。

またこのようにあらかじめ契約の内容を書面により明確にしておくことは、いわゆる請負契約の「片務性<sup>31</sup>」を改善することにもなり、極めて重要な意義があります。

また、CI-NET では、契約の成立を以下のとおり定めています。

CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)

#### 第 7 条 (意思表示等の時期)

CI-NET による EDI の実施に伴う甲乙間の意思表示または通知は、甲および乙が提供すべき取引関係情報を相手方のアドレスに取引関係情報を送信し、相手方が当該送信関係情報を受信した時点で相手方に到達したものとする。

#### (2) 問題点

建設工事は数々の専門工種の組み合わせから成り立ち、建設工事の元請負人は工事の内容に応じて、その都度様々な専門工事業者に注文を出すので、建設業者間で締結される建設

<sup>29</sup> 請負契約:

民法上、次のように規定されています。

民法 632 条【請負】

請負ハ当事者ノ一方カ或仕事ヲ完成スルコトヲ約シ相手方カ其仕事ノ結果ニ対シテ之ニ報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

<sup>30</sup>諾成契約: 合意だけで成立する契約をいいます。

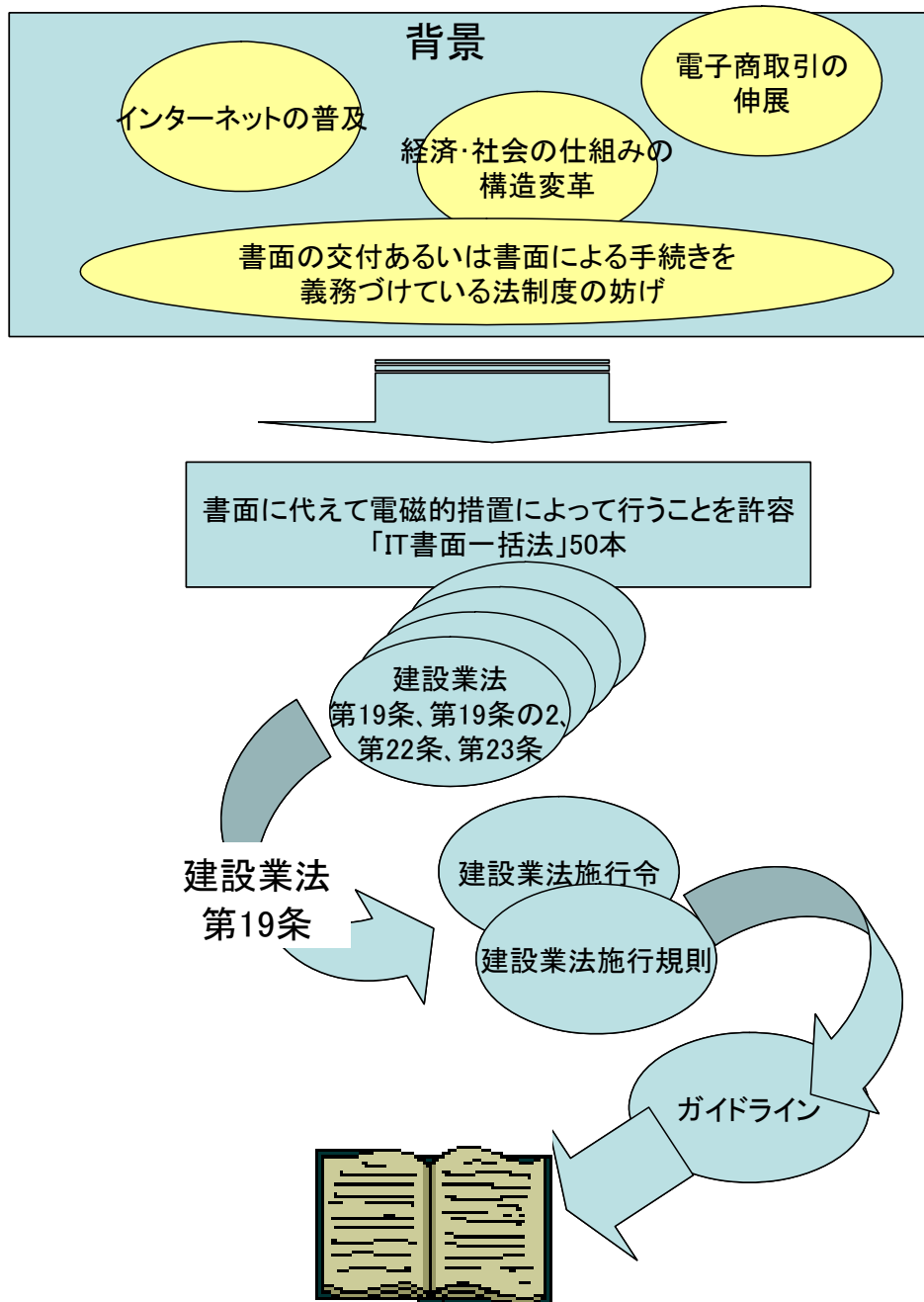
<sup>31</sup>片務: 契約の当事者の一方のみが義務を負うことをいいます。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

工事の請負契約は膨大なものとなっています。ある大手総合工事業者の年間契約件数は 10 万件近くにおよび、それに付随する膨大な事務処理が大きな負担となっています。

これを電子的に作成交付できれば、書類保存や整理、検索に伴う費用を大幅に節減できる可能性がある等のため、書面の交付に係る規定の規制緩和が建設業界より強く要望されるようになりました。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説



### 建設工事に係る電子契約についての解説(本解説)

建設工事の請負契約の締結をこれまでの書面に代えて電磁的措置によって行おうとする場合の参考のために、建設業法第19条、政令、省令およびガイドラインに定められた法的要件とそれを満たすために必要となる技術面、運用面の対応を解説しています。

図 D.VIII- 2 本解説の位置づけ

## 2. 建設業法第 19 条の改正

### 2.1. 狙い

IT 書面一括法により、建設業法では第 19 条(建設工事の請負契約の内容)、第 19 条の 2(現場代理人の選任等に関する通知)、第 22 条(一括請負の禁止)、第 23 条(下請負人の変更請求)が改正され、従来からの書面の交付による手続きに加えて電磁的措置が許容されました。

これにより、インターネット等を活用した電子商取引が広まり、個々の建設業者の事務コストの削減が期待され、能力のある建設業者が伸びるチャンスが増えるなど、構造改善にもつながっていくことが期待されます。

### 2.2. 改正

#### (2) 建設業法第 19 条の改正

この改正で、書面交付に代えて、相手方の承諾を得て建設工事の請負契約を電磁的措置によって行えることとなりました。参考 1. 参照。

#### (3) 建設業法施行令の改正

建設業法第 19 条第 3 項の条文中の「政令で定めるところ」の文面の具体的内容を建設業法施行令(以下、「政令」という。)第 5 条の 5 で示しており、あらかじめ相手方の承諾を得る必要性について定めています。参考 2. 参照。

#### (4) 建設業法施行規則(国土交通省令)の改正

建設業法第 19 条第 3 項および建設業法施行令第 5 条の 5 の条文中の「省令で定めるところ」の文面の具体的内容を建設業法施行規則(以下、「省令」という。)第 13 条の 2、第 13 条の 3、第 13 条の 4 で示しており、電磁的措置を行う方法、電磁的措置の種類および内容、あるいはそれに適合する技術的基準さらにあらかじめ相手方の承諾を得るべき内容などについて定めています。参考 3. 参照。

なお、これらの改正は、2001 年 4 月 1 日に改正施行されたものです。

D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

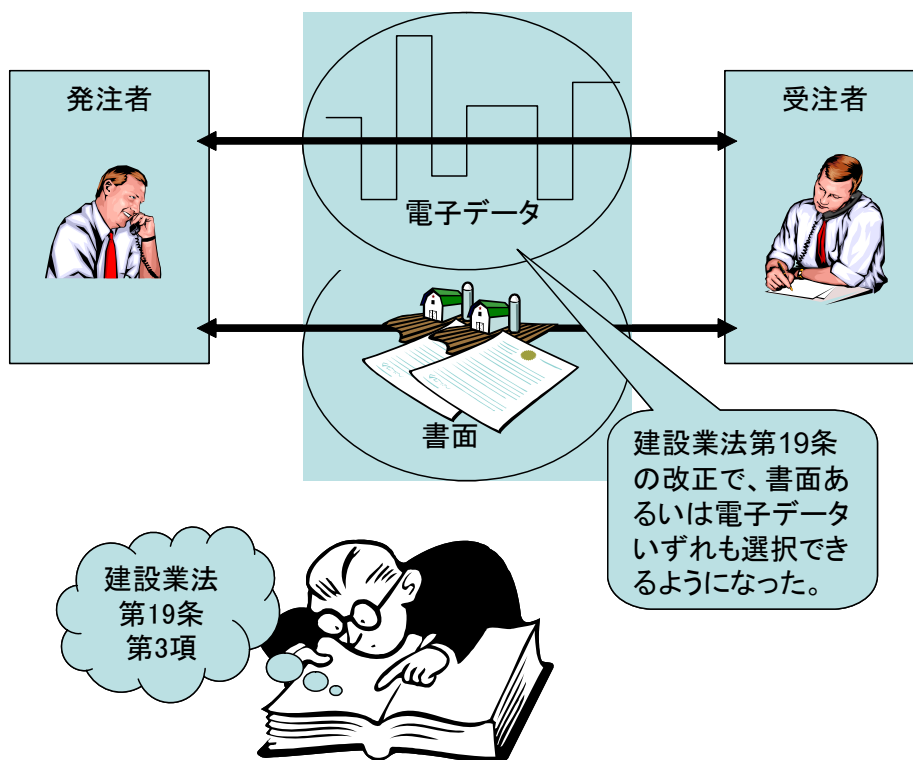


図 D.VIII- 3 建設工事の請負契約は、書面あるいは電子データいずれも選択可能

### 3. ガイドラインの必要性

電磁的措置によって建設工事の請負契約を締結しようとする者は、「2. 建設業法第 19 条の改正」に掲げたように、「省令第 13 条の 2 第 2 項」に規定する「技術的基準」に沿って行う必要があります。

省令 第 13 条の 2

〈略〉

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

3 〈略〉

しかしながら、この基準だけでは、具体的にどのような電磁的措置を講じれば法律に添ったものとなるのか明確でないこと、また改変防止等の措置が不十分なまま建設工事の請負契約を締結した場合後日紛争が生じやすいこと等の問題があります。

このため、安全な電子商取引を促進する観点から、自己責任の下に情報通信の技術の利用によって電子的に建設工事の請負契約を締結しようとする場合の参考として、「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を国土交通省が定め、2001 年 3 月 30 日公表しました。参考 4. 参照。



D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

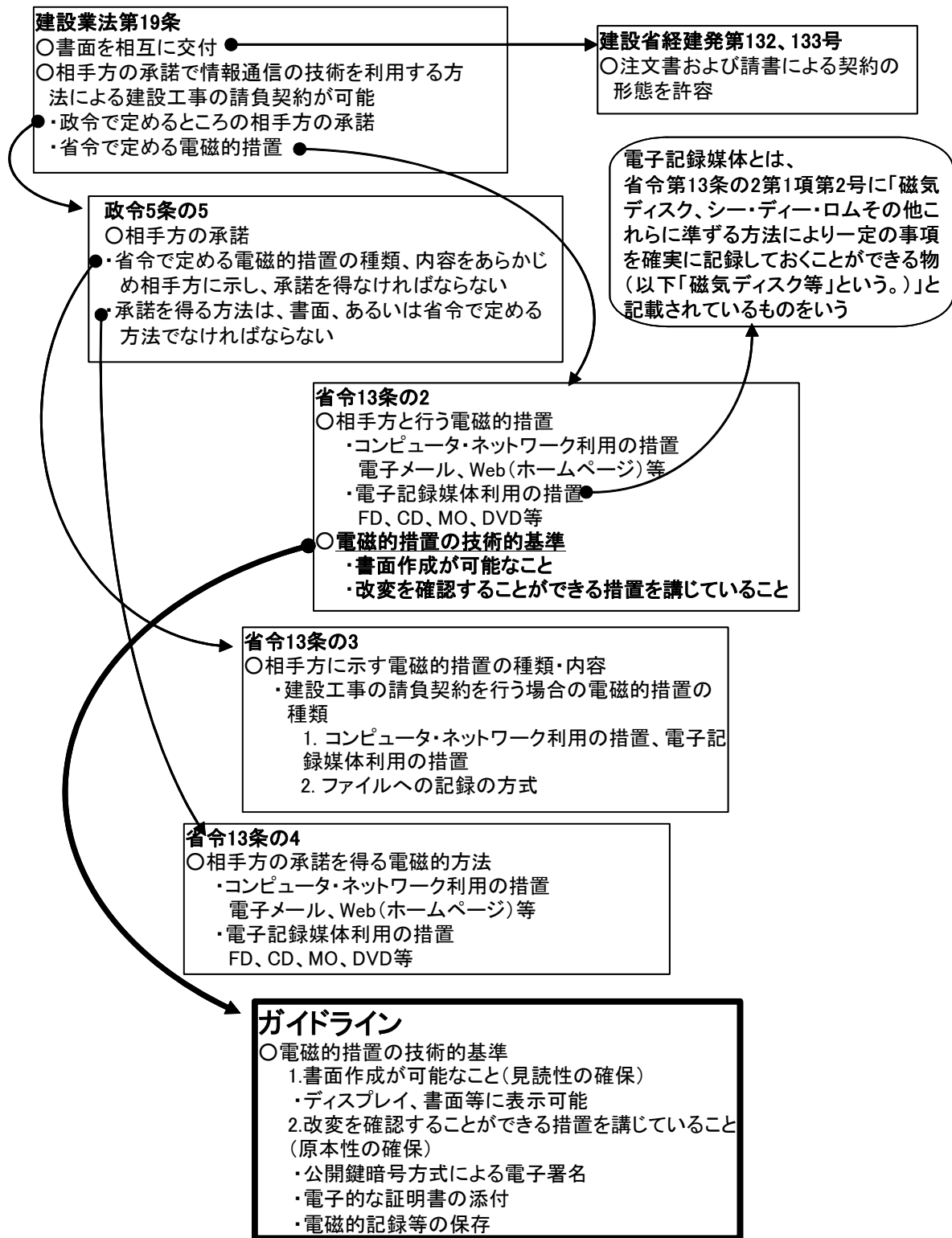


図 D.VIII-4 建設業法第19条とガイドラインの関係

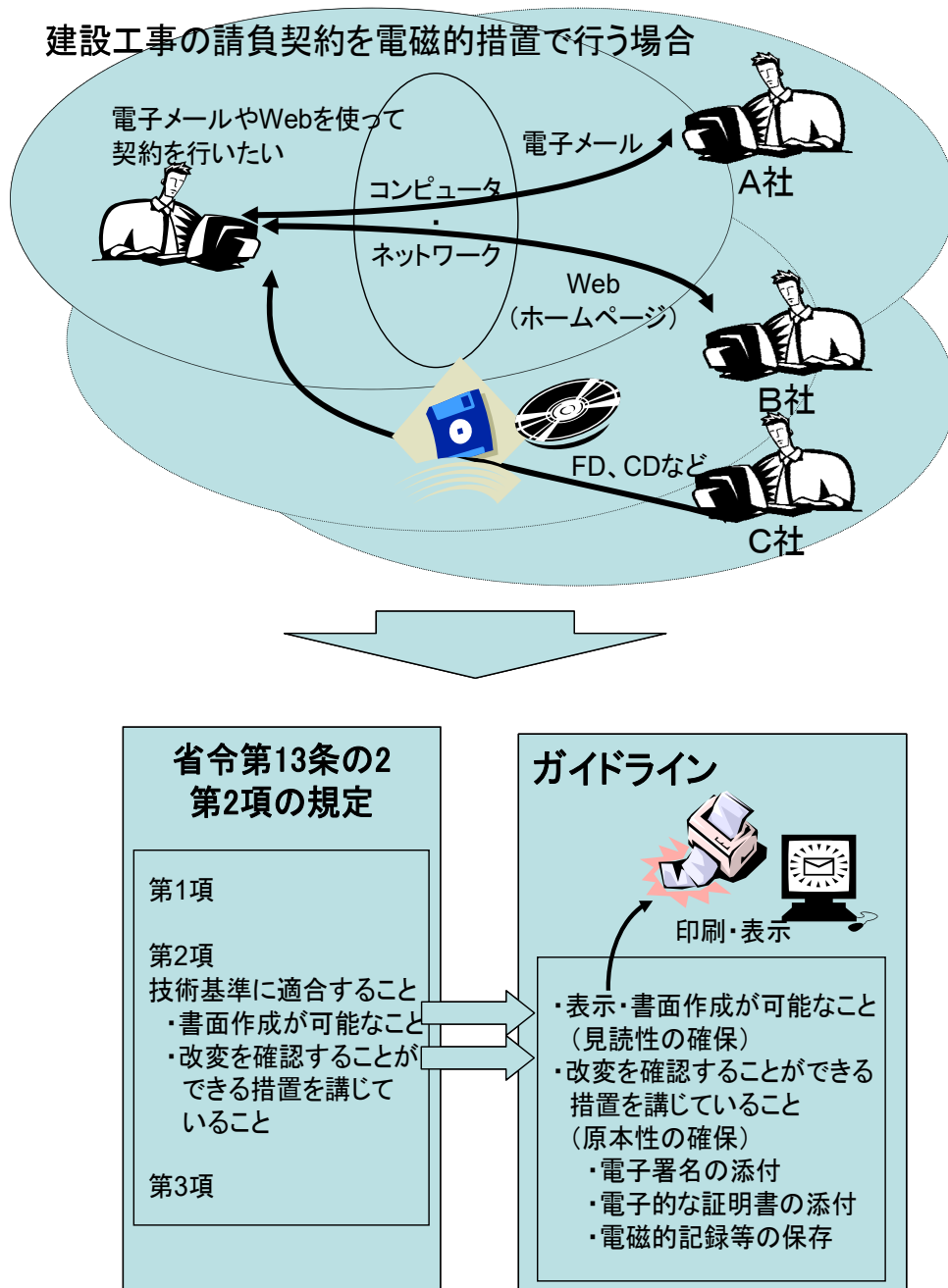


図 D.VIII- 5 ガイドラインの内容

## 4. 電磁的措置で契約するための法的要件とその対応

本章では、建設工事の請負契約の締結をこれまでの書面に代えて電磁的措置で行おうとする場合の参考のために、建設業法第 19 条、政令、省令およびガイドラインに定められた法的要件とそれを満たすために必要となる技術面、運用面の対応を解説します。

「4.1 改正に伴う新たな法的要件」では、法律等に定められた要件を解説します。

4.1 に整理した要件のうち CI-NET LiteS のルールにおいて既に規定されているものがあるので、「4.2 CI-NET LiteS における対応の考え方」ではそれらについて解説します。

「4.3 CI-NET LiteS によって建設工事の請負契約の締結を行う場合の対応」では、4.2 に掲げていない要件の各々を満たすために必要となる対応を解説します。

### 【注意事項】

本章では、建設工事の請負契約の当事者間で受け渡す注文書・請書の内容の電子情報を「データ」といい、受領した側でこれを内部的に管理する電子情報を「電磁的記録」という。

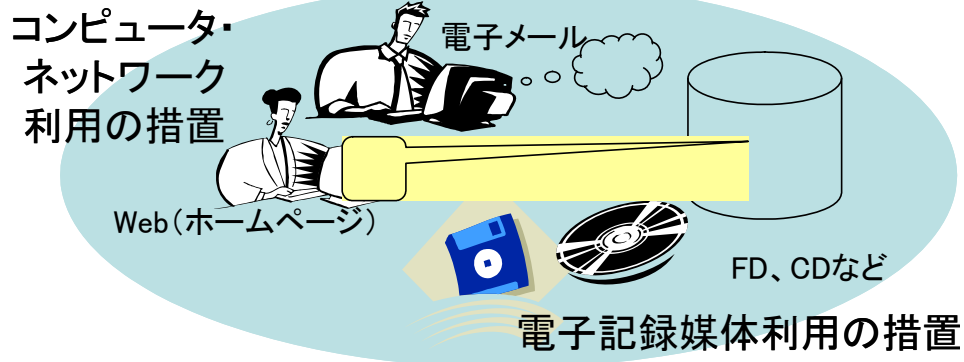
### 4.1. 4.1 改正に伴う新たな法的要件

建設業法第 19 条 3 項の追加により、書面の交付に代えて情報通信の技術の利用によって建設工事の請負契約を締結することができるようになりました。これによって関連する政令、省令も改正され、またそれに対応して新たにガイドラインも定められましたので、それらの要件を以下の順番で解説します。

- 4.1.1 書面の交付に代えることのできる電磁的措置の種類 省令第 13 条の 2 第 1 項
- 4.1.2 電磁的措置の種類および内容に係る相手方の事前の承諾 政令 第 5 条の 5
- 4.1.3 電磁的措置の技術的基準 省令 第 13 条の 2 第 2 項

●電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置と  
電子記録媒体利用の措置のいずれも利用できる



●相手方の事前の承諾が必要

電磁的措置を行う前に種類と内容について承諾を得ること

- 1.以下の方法のうちどれを使うか
  - ・コンピュータ・ネットワーク利用の措置
  - ・電子記録媒体利用の措置
- 2.ファイルの記録方式はどのような方式か

●技術的基準に適合

電磁的措置を行うには以下の技術基準に適合すること

- 1.ファイルの記録から書面作成が可能  
(見読性の確保)
- 2.改ざんを確認できる措置を講じていること  
(原本性の確保)

図 D.VIII- 6 改正に伴う新たな法的要件の概要

4.1.1 書面の交付に代えることのできる電磁的措置の種類省令第13条の2第1項

書面の交付に代えることのできる電磁的措置の種類として、以下の措置が掲げられています。

省令 第13条の2（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

法第19条第3項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第1項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項等を記録する措置

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに契約事項等を記録したものを交付する措置

2 <略>

3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

### 解説

#### ○電磁的措置

・電磁的措置としては、上欄の「省令第13条の2」に掲げられた措置「第1項1号イ、ロあるいは2号」のいずれも用いることができます。

##### 1. コンピュータ・ネットワーク利用の措置

第1項第1号に掲げられた措置とは、現在ではコンピュータ・ネットワークを用いて、電子メール、Web<sup>32</sup>(ホームページ)、VAN<sup>33</sup>等によってコンピュータ間で電子データを送受信する措置が該当すると想定されます。

##### 2. 電子記録媒体利用の措置

第1項第2号に掲げられた措置とは、現在ではコンパクト・ディスク(CD)、磁気光ディスク(MO)、デジタル・バーサタイル・ディスク(DVD)等の電子記録媒体に電子データを記録して受け渡す措置が該当すると想定されます。

#### 4.1.2 電磁的措置の種類および内容に係る相手方の事前の承諾 政令第5条の5

「1.背景と目的」で述べたように、IT 書面一括法の趣旨は、従来からの書面の交付による手続きに加えて電磁的措置を許容するものです。すなわち、当事者の双方が電磁的措置の方が望ましいと判断する場合に限ってその選択肢を与えるものです。したがって、建設工事の請負契約においても書面の交付による請負契約締結に代えて電磁的措置で行うことができるのは、建設工事の請負契約の当事者の双方が電磁的措置の方が望ましいと判断する場合です。

このため、建設工事の請負契約の締結を電磁的措置により行おうとするときは、電磁的措置の利用に先立ってあらかじめ当該契約の相手方に対してその電磁的措置の種類、内容等を示し、承諾を得なければならないことが定められています。

政令 第5条の5 (建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)  
建設工事の請負契約の当事者は、法第19条第3項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置 (以下この条において「電磁的措置」という。)を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

<sup>32</sup> Web(ウェブ): World Wide Web(ワールド・ワイド・ウェブ)の略称。インターネット/イントラネット上で利用可能なシステム。WWW(ダブリュ・ダブリュ・ダブリュ)も略称です。

<sup>33</sup> VAN(バン:Value Added Network):付加価値通信網のこと。コンピュータ向けの大容量の回線を持つ業者が、その回線のリセールを行なうサービス。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「電磁的方法」という。）による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た建設工事の請負契約の当事者は、当該契約の相手方から書面又は電磁的方法により当該承諾を撤回する旨の申出があつたときは、法第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定による措置に代えて電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該契約の相手方が再び同項の規定による承諾をした場合はこの限りではない。

上欄下線部の「国土交通省令で定める措置」とは、前述の「4.1.1 書面の交付に代えることのできる電磁的措置の種類」の中の「省令第 13 条の 2 第 1 項」に掲げられており、コンピュータ・ネットワーク利用の措置と電子記録媒体利用の措置が想定されます。

また「国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類および内容を示し」とされている内容は、次に述べる「省令第 13 条の 3」に掲げられており、a) 省令第 13 条の 2 第 1 項に定められたコンピュータ・ネットワーク利用の措置と電子記録媒体利用の措置のうち使用する措置、b) 電子データのファイルへの記録方式の 2 点を相手方に示さなければならないとされています。

### 省令 第 13 条の 3

令第 5 条の 5 第 1 項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第 1 項に規定する措置のうち建設工事の請負契約の当事者が講じるもの
- 二 ファイルへの記録の方式

なおこの場合、相手方の承諾は、書面によって得るほか、「省令第 13 条の 4」に掲げられた「電磁的方法」によって確認することができます。

### 解説

#### ○相手方の承諾

- ・相手方との間で、建設工事の請負契約の締結を電磁的措置によって行うことについて合意する契約、協定等をあらかじめ取り交わさなければなりません。
- ・この協定等には、合意した電磁的措置の種類および内容、電子データの記録形式、電子データの受け渡し方法を明示しなければなりません。建設工事の請負契約の締結は、この協定等において合意した内容にしたがって運用されなければなりません。

#### 4.1.3 電磁的措置の技術的基準 省令 第13条の2 第2項

電磁的措置による建設工事の請負契約の記録は、電磁的記録なので記録そのものが見読不可能であり、また建設工事の請負契約の当事者が対面して書面により行う契約に比べて改ざんされてもその痕跡が残り難い等の問題があります。

そこで、建設工事の請負契約の当事者間の紛争を防止する等安全な電子商取引を促進する観点から、前述の「4.1.1 書面の交付に代えることのできる電磁的措置の種類」に示したコンピュータ・ネットワーク利用の措置と電子記録媒体利用の措置のいずれを用いる場合にも、以下の技術的基準に適合するものでなければならないことが定められています。

省令 第13条の2

<略>

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

3 <略>

またこの技術的基準については、詳細な内容が参考4.の「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」に定められています。

まず上欄の省令中の第2項の各号の項目については、「見読性の確保について（規則第13条の2第2項第1号関係）」としてガイドラインに以下が定められています。

2. 見読性の確保について（規則第13条の2第2項第1号関係）

情報通信の技術を利用した方法により締結された建設工事の請負契約に係る建設業法第19条第1項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）の電磁的記録そのものは見読不可能であるので、当該記録をディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できるようにシステムを整備しておくことが必要である。

また、電磁的記録の特長を活かし、関連する記録を迅速に取り出せるよう、適切な検索機能を備えておくことが望ましい。

また「省令第13条の2第2項第2号」については、「原本性の確保について（規則第13条の2第2項第2号関係）」としてガイドラインに以下が定められています。



### 3. 原本性の確保について（規則第13条の2第2項第2号関係）

建設工事の請負契約は、一般的に契約金額が大きく、契約期間も長期にわたる等の特徴があり、契約当事者間の紛争を防止する観点からも、契約事項等を記録した電磁的記録の原本性確保が重要である。このため、情報通信技術を利用した方法を用いて契約を締結する場合には、以下に掲げる措置又はこれと同等の効力を有すると認められる措置を講じることにより、契約事項等の電磁的記録の原本性を確保する必要がある。

#### (1) 公開鍵暗号方式による電子署名

情報通信の技術を利用した方法により行われる契約は、当事者が対面して書面により行う契約と比べ、契約事項等が改ざんされてもその痕跡が残らないなどの問題があり、有効な対応策を講じておく必要がある。このため、情報通信の技術を利用した方法により契約を締結しようとする場合には、契約事項等を記録した電磁的記録そのものに加え、当該記録を十分な強度を有する暗号技術により暗号化したもの及びこの暗号文を復号するために必要となる公開鍵を添付して相手方に送信する、いわゆる公開鍵暗号方式を採用する必要がある。

#### (2) 電子的な証明書の添付

(1)の公開鍵暗号方式を採用した場合、添付された公開鍵が真に契約をしようとしている相手方のものであるのか、他人がその者になりすましていないかという確認を行う必要がある。

このため、(1)の措置に加え、当該公開鍵が間違いなく送付した者のものであることを示す信頼される第三者機関が発行する電子的な証明書を添付して相手方に送信する必要がある。この場合の信頼される第三者機関とは、電子認証事務を取り扱う登記所、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第4条に規定する特定認証機関等が該当するものと考えられる。

#### (3) 電磁的記録等の保存

建設業を営む者が適切な経営を行っていくためには、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、建設工事の進行管理を行っていくことが重要であり、情報通信の技術を利用した方法により締結された契約であってもその契約事項等の電磁的記録等を適切に保存しておく必要がある。

その際、保管されている電磁的記録が改ざんされていないことを自ら証明できるシステムを整備しておく必要がある。また、必要に応じて、信頼される第三者機関において当該記録に関する記録を保管し、

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

原本性の証明を受けられるような措置を講じておくことも有効であると考えられる。

なお上欄各項目について補足すると、

(1)は、いわゆる公開鍵暗号方式<sup>34</sup>による電子署名を採用する必要があることを述べています。

(2)は、信頼される第三者機関が発行する電子的な証明書を添付して相手方に渡す必要があることを述べています。

(3)は、契約事項等の電磁的記録等を適切に保存しておく必要があること、その際、保管されている電磁的記録等が改ざんされていないことを自ら証明できるシステムを整備しておく必要があることを述べています。

### 解説

#### ○相手方に渡す電子データ

- ・相手方に渡す電子データは、相手方が目視によって確認するためにディスプレイ、書面等に表示できるよう、あらかじめ相手方と合意した電子データ形式等に則ったものでなければなりません。
- ・相手方に渡す電子データには、当該電子データが真に自ら作成したものであること（改ざん等が行われていないこと）を示すために、暗号鍵（秘密鍵・公開鍵）が十分な強度<sup>35</sup>をもつ公開鍵暗号方式によって作成された電子署名を添えて相手方に受け渡さなければなりません。
- ・また電子署名の作成に用いた暗号鍵が確かに自身のものであることを示すために、相手方が信頼する認証機関（当該請負契約の当事者ではない第三者であること）が発行した電子的な証明書も添付しなければなりません。

#### ○相手方から受け取った電子データ

- ・相手方から受け取った電子データを電磁的記録として保管するためには、滅失、散逸、改ざん等のないよう適切な管理の下に保管のうえ、ディスプレイや書面に速やかかつ整然と表示できるように、また保管されている電磁的記録等が改ざんされていないことを証明できるようにシステムを整備しなければなりません。

<sup>34</sup> 公開鍵暗号方式:「4.2 (3-b) 公開鍵暗号方式による電子署名の採用」を参照。

<sup>35</sup> 暗号鍵(秘密鍵・公開鍵)が十分な強度: 詳細は「4.2(3-c)【留意事項】」を参照。

## 4.2 CI-NET LiteS における対応の考え方

電磁的措置によって建設工事の請負契約を締結するには、CI-NET LiteS を用いる場合も例外なく 4.1 に示した事項等をすべて遵守しなければなりません。ただし、これら事項のいくつかは CI-NET LiteS 実施上の必須ルールとなっているため、CI-NET LiteS 実装規約に準拠した運用、システム整備を行っている利用者は、ほかに追加的な対応をする必要はありません。本節では、これらの内容を整理します。

表 D.VIII- 2 法的要件のうち CI-NET 実装規約に定められたもの

法的要件の内容 (4.1 参照)		CI-NET LiteS 実装規約での対応する規則
4.1.1	書面の交付に代えることのできる電磁的措置の種類	電子メール方式を用いなければならない。
4.1.2	電磁的措置の種類および内容に係る相手方の事前の承諾	CI-NET LiteS によって建設工事の請負契約の締結を行うことに合意する「データ交換協定書」、「運用マニュアル」等を、あらかじめ相手方と締結しなければならない。
4.1.3 電 磁 的 措 置 の 技 術 的 基 準	(a) 当該記録をディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できるよう、システム整備しておくことが必要	本文参照
	(b) いわゆる公開鍵暗号方式による電子署名を採用する必要がある	ダイジェスト・アルゴリズム SHA-1、ダイジェスト暗号化アルゴリズム RSA (鍵長 1,024 ビット) で作成した電子署名を、情報伝達規約で定める方式にて送信しなければならない。
	(c) 信頼される第三者機関が発行する電子的な証明書を添付して相手方に送信する必要がある	相手方が信頼する認証機関によって発行された自身の電子的な証明書を、情報伝達規約で定める方式にて送信しなければならない。
	(d) 契約事項等の電磁的記録等を適切に保存しておく必要がある。その際、保管されている記録が改ざんされていないことを自ら証明できるシステムを整備しておく必要がある。	本文参照

[注] 網掛けは、CI-NET LiteS 実装規約に準拠することで対応済みと考えられる事項。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

### (1) 書面の交付に代えることのできる電磁的措置の種類

CI-NET LiteS では、建設工事の請負契約に係るデータを受け渡す方法として電子メールの利用をルールとしています。これは、省令第 13 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げられた措置に該当すると考えられます。

省令 第 13 条の 2 (建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法) 第 1 項 法第 19 条第 3 項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。 1. 電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置 <p style="text-align: center;">〈以下略〉</p>
--

### (2) 電磁的措置の種類および内容に係る相手方の事前の承諾

CI-NET LiteS では、その実施に先だって、取引に係るデータの交換を CI-NET LiteS によって行うことを相手方と相互に合意するために、「データ交換協定書」を締結し、「運用マニュアル」を定めることをルールとしています。

この「データ交換協定書」等には省令第 13 条の 3 に掲げられている以下の内容を示し、それについて相手方の承諾を得なければなりません。

省令 第 13 条の 3 令第 5 条の 5 第 1 項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一 前条第 1 項 <sup>36</sup> に規定する措置のうち建設工事の請負契約の当事者が講じるもの 二 ファイルへの記録の方法
---

第 1 号の「前条第 1 項に規定する措置のうち建設工事の請負契約の当事者が講じるもの」に関しては、電子メール方式を用いることについて相手方に示し、その承諾を得ることが推奨されます。

また第 2 号の「ファイルへの記録の方法」に関しては、注文書・請書のデータ書式 (CI-NET LiteS 実装規約に準拠すること)、電子署名と電子的な証明書の添付書式 (情報伝達規約で定められた方式を用いること)、相互に使用する電子メール・アドレス等について相手

<sup>36</sup> 前条第 1 項: 省令第 13 条の 2 第 1 項

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

方に示し、その承諾を得ることが推奨されます。

なお、こうした事項を網羅した「データ交換協定書」および「運用マニュアル」の雛形が CI-NET LiteS の利用を前提として作成されており、各社はこれを流用して一部を手直しするなどにより、自社用の「データ交換協定書」および「運用マニュアル」を作成することができます。「データ交換協定書」と「運用マニュアル」の雛形の入手方法については、(財)建設業振興基金 [建設産業情報化推進センター](#)にお問い合わせください。

### (3) 電磁的措置の技術的基準

(3-a) ディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できるシステム整備

CI-NET LiteS 実装規約での対応する規則はありません。

(3-b) 公開鍵暗号<sup>37</sup>方式による電子署名の採用

CI-NET LiteS では、公開鍵暗号方式による電子署名を使用することをルールとしています。電子署名は情報伝達規約で定められた方式により添付します。

(3-c) 電子的な証明書の添付

同じく CI-NET LiteS では、電子的な証明書を情報伝達規約で定められた方式によって電子メールに添付することをルールとしています。

この電子的な証明書の正当性の確保は、以下の2点を確認することによって行います。

- ・当該電子的な証明書が確かに当該相手方のものであること
- ・当該電子的な証明書が自社の信頼する認証機関<sup>38</sup>により認証されたものであること

---

<sup>37</sup> 公開鍵暗号方式:

公開鍵暗号方式では、データの暗号化、復号のために公開鍵と秘密鍵という2種類の暗号鍵を使います。建設業者は公開鍵と秘密鍵を同時にペアで作成し、公開鍵を必要な取引先に渡します。一方、秘密鍵は絶対に他社に漏れないよう厳重に保管しなければなりません。秘密鍵で暗号化したデータは公開鍵でしか復号できません。

<sup>38</sup> 認証機関: 電子的な証明書を発行する機関(企業、公共組織等)。公開鍵の持ち主が正しく本人であることを保証します。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

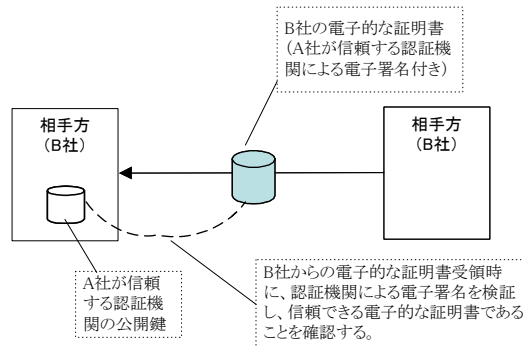


図 D.VIII- 7 電子的な証明書の正当性の確認

また電子的な証明書が無効になった際はただちに相手方に通知するとともに、相手方から通知を受けた場合にはこれを失効情報として管理することが必要です。

### 【留意事項】 電子的な証明書の信頼性、暗号の強度について

建設業法第 19 条は、同 18 条に定める「建設工事の請負契約の原則」の趣旨に従い、契約の内容を明記したうえで相互に交付することを定めていますが、建設工事の請負契約の記録はこのほかにも、紛争にともなう裁判等において当該請負契約が真に存在することを自ら証明する手段として利用される場合があります。

こうした状況において、建設工事の請負契約の電磁的記録等の真正性や、改ざんされていないことの証明には、電子的な証明書の信頼性と暗号鍵の強度が重要な要素となります。裁判官等の第三者が真正性を判断する場合、これら第三者が電子的な証明書をどの程度信頼するか、および検証処理に用いる暗号鍵がどの程度の強度をもつか等が判断の要素となり得ます。このような事情から、電子的な証明書の信頼性、電子署名の強度について、世間的に相応のレベルとみなされているものを使用することが推奨されます。

この点についてガイドラインでは、具体的に以下の記載をしており、この下線部の記載から、信頼性と強度の妥当なレベルについては、2001 年 4 月に施行された電子署名法<sup>39</sup>における特定認証業務に係る定めや、改正された商業登記法にもとづく「商業登記に基礎を置く電子認証制度<sup>40</sup>」を一つの目安とすることができます。

<sup>39</sup> 電子署名法： 電子署名および認証業務に関する法律。2000 年法律第 102 号。2001 年 4 月 1 日から施行されました。これにより、本人による一定の要件を充たす電子署名が行われた電子文書等は、真正に成立したもの(本人の意思に基づき作成されたもの)と推定されます。

<sup>40</sup> 商業登記に基礎を置く電子認証制度：2000 年 4 月 19 日に公布された「商業登記法等の一部を改正する法律」の一部(商業登記法の一部改正関係)の施行に伴い運用を開始されたものです。「商業登記に基礎を置く電子認証制度」は、指定を受けた法務局の登記官が、インターネットを用いた電子的な取引社会における取引の安全と円滑を図るために、従来の法人代表者の「印鑑証明書」や「資格証明書」に代わる電子的な証明として、「電子的な証明書」を発行するものです。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

### ガイドライン 3. (2) 電子的な証明書の添付

(1)の公開鍵暗号方式を採用した場合、添付された公開鍵が真に契約をしようとしている相手方のものであるのか、他人がその者になりすましていないかという確認を行う必要がある。

このため、(1)の措置に加え、当該公開鍵が間違いなく送付した者のものであることを示す信頼される第三者機関が発行する電子的な証明書を添付して相手方に送信する必要がある。この場合の信頼される第三者機関とは、電子認証事務を取り扱う登記所、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第4条に規定する特定認証機関等が該当するものと考えられる。

強度に関してCI-NET LiteSでは、電子署名作成のためにメッセージ・ダイジェストを暗号化するアルゴリズムにRSA<sup>41</sup>暗号方式(鍵長1,024ビット)を用いるルールとしています。これは、特定認証業務の基準として電子署名法施行規則に定められたもの、および電子認証登記所で用いられているものと同等の強度であり、現状の技術的水準からみて妥当な強度をもっています。

また電子的な証明書の信頼性に関しては、特定認証業務を営む認証機関が発行するものを使用することが推奨されます。CI-NET LiteSではこの点について特段の定めをしていないので、相手方と協議のうえ適当な認証機関が発行する電子的な証明書を選定してください。

### (3-d) 電磁的記録等の適切な保存、改ざんされていないことを自ら証明できるシステムの整備

CI-NET LiteS実装規約での対応する規則はありません。

---

<sup>41</sup> RSA:(アール・エス・エー:Rivest-Shamir-Adleman): 公開鍵暗号方式を使用するデータ暗号化技術の1つ。米RSA Data Security社が開発し、1978年に発表したものです。

## 4.3 CI-NET LiteS によって建設工事の請負契約の締結を行う場合の対応

CI-NET LiteS によって建設工事の請負契約を締結する場合、CI-NET LiteS 実装規約に準拠しているならば 4.2 に整理した要件は既に満足していると考えられます。本節では、その他に必要な対応を解説します。

表 D.VIII-3 必要な対応の概要

本項の節番号	法的要件の内容	対応の内容
電 磁 的 措 置 の 技 術 的 基 準	4.3.1 見読性の確保	<p>ディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できるシステム整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管している電磁的記録等をディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示するシステムを整備しなければならない。</li> <li>・このため、当該記録の検索に使用するインデックス情報と対応づけて保管することが推奨される。</li> </ul>
	4.3.2 電磁的記録等の保存	<p>電磁的記録等の適切な保存、改ざんされていないことを自ら証明できるシステムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス管理や電磁的記録等の滅失、読み出し不能、破壊等を防御するための運用やコンピュータ・システムの構築等が推奨される。</li> <li>・保管している電磁的記録等が改ざんされていないことを証明するシステムを整備しなければならない。改ざんされていないことの証明を電子署名を用いて行う場合には、注文データ・注文請データの電磁的記録等を、電子署名、電子的な証明書とともに保管することが推奨される。</li> <li>・表示・印刷機能および改ざんされていないことの証明機能が正しく動作し、運用されていることを示すために、機能仕様書、操作説明書等を整備し、その内容を遵守することが推奨される。</li> </ul>

なお、CI-NET LiteS によって請負契約を締結する場合も、書面による場合と同じく、建設業法第 19 条第 1 項に掲げられた第 1 号から第 11 号の内容（工事内容、請負代金の額、工期等）について相手方と合意したことを確認できる記載をする必要があることは言うまでもありません。

また契約書の交付方法として、建設業法第 19 条では「相互に交付しなければならない」とされているので、契約書を 2 通作成してお互いに持ち合うこととなります。しかし業界の実態として注文書・請書の形態による契約締結が多く行われていることから、CI-NET LiteS のような注文書・請書による契約の形態も認められています（参考 5. 参照）。



## 4.3.1 見読性の確保

システムには、保管されている電磁的記録等をディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示する「表示・印刷機能」を備えなければなりません。また「検索機能」を備えることが推奨されます。なお電磁的記録等はこうした機能に適した方法でインデックス（見出し）情報と関連付けて保管することが推奨されます。さらに請負契約の相手方あるいは第三者が確認のために当該電磁的記録等の提出を求めるケースに備え、FD、CD、MO、DVD等の電子記録媒体に電磁的記録等（改ざんされていないことを証明できるデータ形式のもの）を出力する機能を備えることが推奨されます。

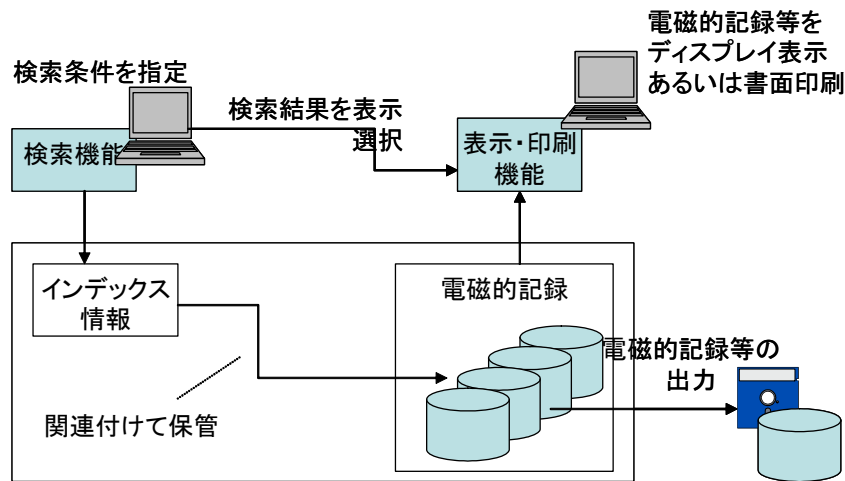


図 D.VIII-8 見読性の確保システムの概要

## (1) 検索機能

多数の電磁的記録等から条件検索等により目的とするものを探し出す機能を備えることが推奨されます。以下のような検索方法を備えることが推奨されます。

## -条件検索

- 契約年月日による検索
- 取引先による検索
- 契約金額による検索
- 各項目のクロス検索
- 特定の契約を指定（取引先+注文番号等による）した抽出など

## -全件表示

## -検索結果のソート表示

など

### (2) 表示・印刷機能

保管されている電磁的記録等を、目視確認できる形式に整然と表示あるいは印刷する機能を備えなければなりません。建設業法第19条第1項により請負契約への記載が義務付けられている事項は最低限表示あるいは印刷しなければなりません。この際、以下のような機能を備えることが推奨されます。

- ・保管されている CI-NET 形式データには、データ・タグ番号（数字）と値の組でデータが格納されていますが、見読性を高めるために、データ・タグ番号に相当するデータ項目名（日本語）をあわせて表示、印刷します。
- ・また、当該データ項目が共通コード（CI-NET コード）である場合は、閲覧性を高めるために、当該コード値に対応する内容（日本語）を合わせて表示、印刷します。
- ・注文書データ・注文請データの内容表示だけでなく、図面等の技術資料の添付有無、添付ファイル数、改ざんの有無も合わせて表示します。

### (3) インデックス情報

検索を迅速に行うには、注文データ・注文請データの電磁的記録だけでなく、検索に必要なインデックス（見出し）情報を抽出し、そのインデックス情報は、検索に適した形式により電磁的記録等と関連付けた形式で保管することが推奨されます。検索に必要なインデックス情報としては、以下のような項目が有効となります。

#### (a) 受信した電子メールのメール・ヘッダから抽出する情報

相手方の電子メール・アドレス

#### (b) メッセージ・グループ・ヘッダ(MGH)から抽出する情報

c06 発信者コード  
c09 受信者コード  
c10～12 BPID  
c14 情報区分コード  
c19 作成日付時刻  
など

#### (c) メッセージから抽出する情報

[1]データ処理 No.  
[2]情報区分コード  
[3]データ作成日  
[4]発注者コード  
[5]受注者コード  
[9]訂正コード  
[1006]工事コード  
[1007]帳票 No.  
[1300]注文番号枝番  
[1008]帳票年月日  
[1009]参照帳票 No.  
[1010]参照帳票年月日  
[1015]受注者代表者氏名  
[1024]発注者名

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

[1042]1043

[1097]最終帳票金額  
など

(d) 保管処理を行った年月日時分秒

これらの情報は、そのほとんどが注文データ・注文請データに含まれる場合が多いと考えられますが、検索の効率を考慮すると、検索に必要なこれらインデックス情報を抽出し、電磁的記録等と関連付けて管理することが推奨されます。

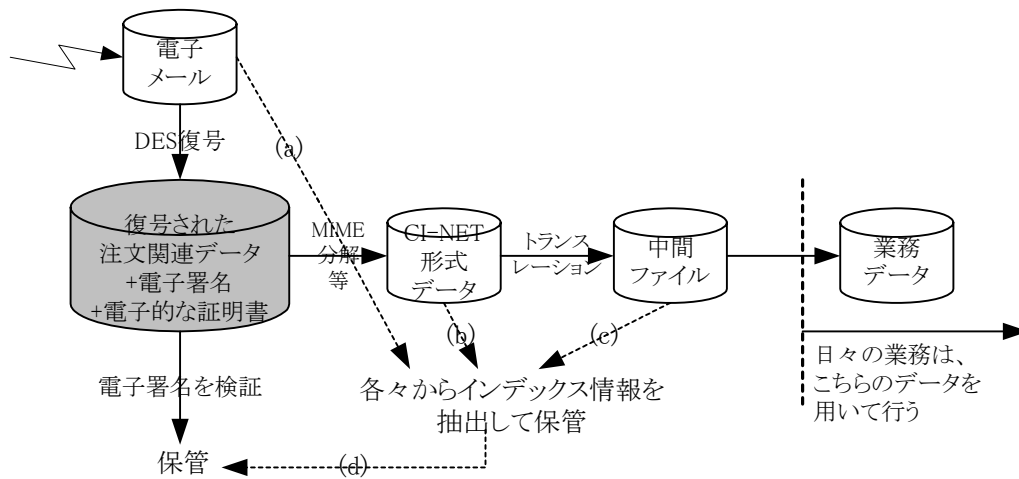
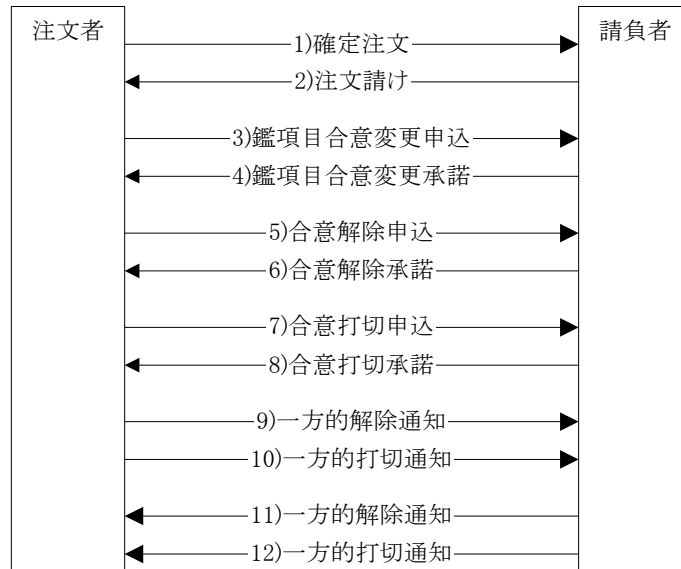


図 D.VIII-9 インデックス情報抽出の処理イメージ

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

### (4) 保管すべきデータ(メッセージ)

CI-NET LiteS により交換される日々の取引関係情報(メッセージ)のうち、自社が受信した注文関連のデータ(確定注文、注文請け、契約変更申込、契約変更承諾の各メッセージ)全てを対象として保管します



- ・ 自社が注文者となる建設工事の請負契約に関しては、相手方から受信する 2)、4)、6)、8)および 11)、12)のデータを保管します。
- ・ 自社が請負者となる建設工事の請負契約に関しては、相手方から受信する 1)、3)、5)、7)および 9)、10)のデータを保管します。

図 D.VIII- 10 保管すべきデータ(メッセージ)

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

電磁的記録等は、改ざんされていないことを自ら証明できるよう、取引関係情報（メッセージ）だけでなく、相手方の電子署名および電子的な証明書とともに保管します。具体的には、次図の矢印で示した「暗号化データ MIME ヘッダ+データ部+署名部」を復号した状態のデータを保管します。復号した状態の書式のイメージを次々図に示します。

保管は、データが真正であることを確認のうえで行うことが推奨されます。

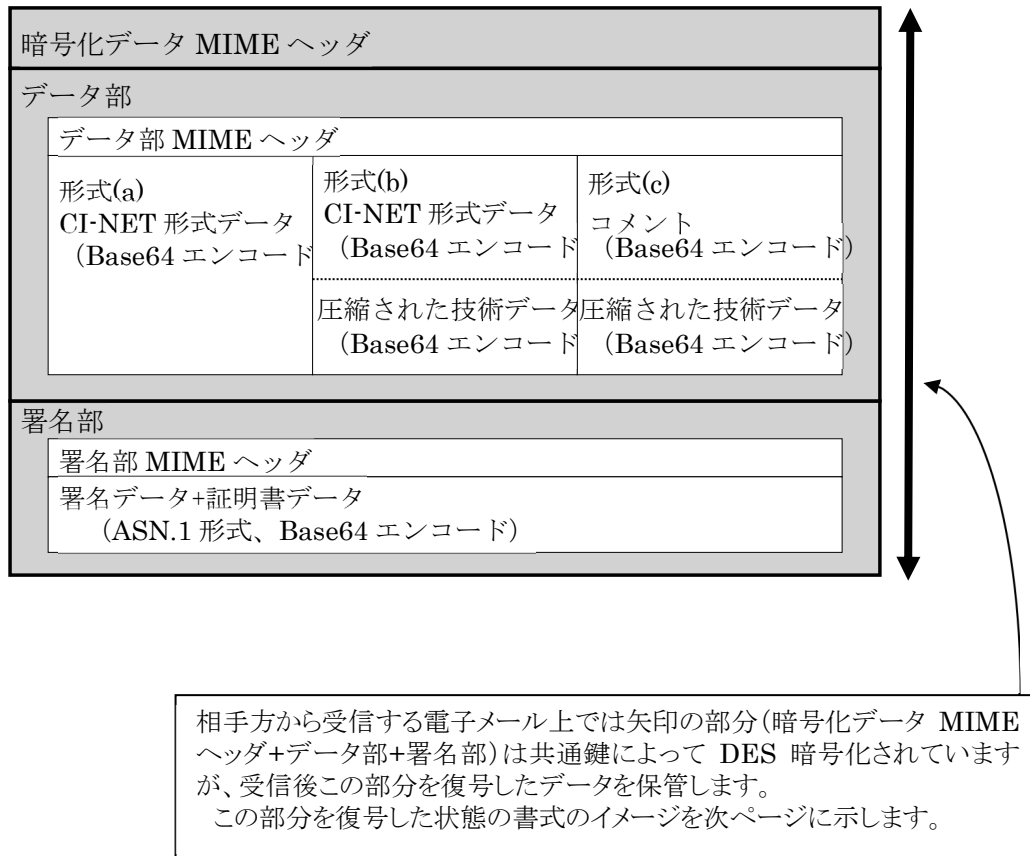
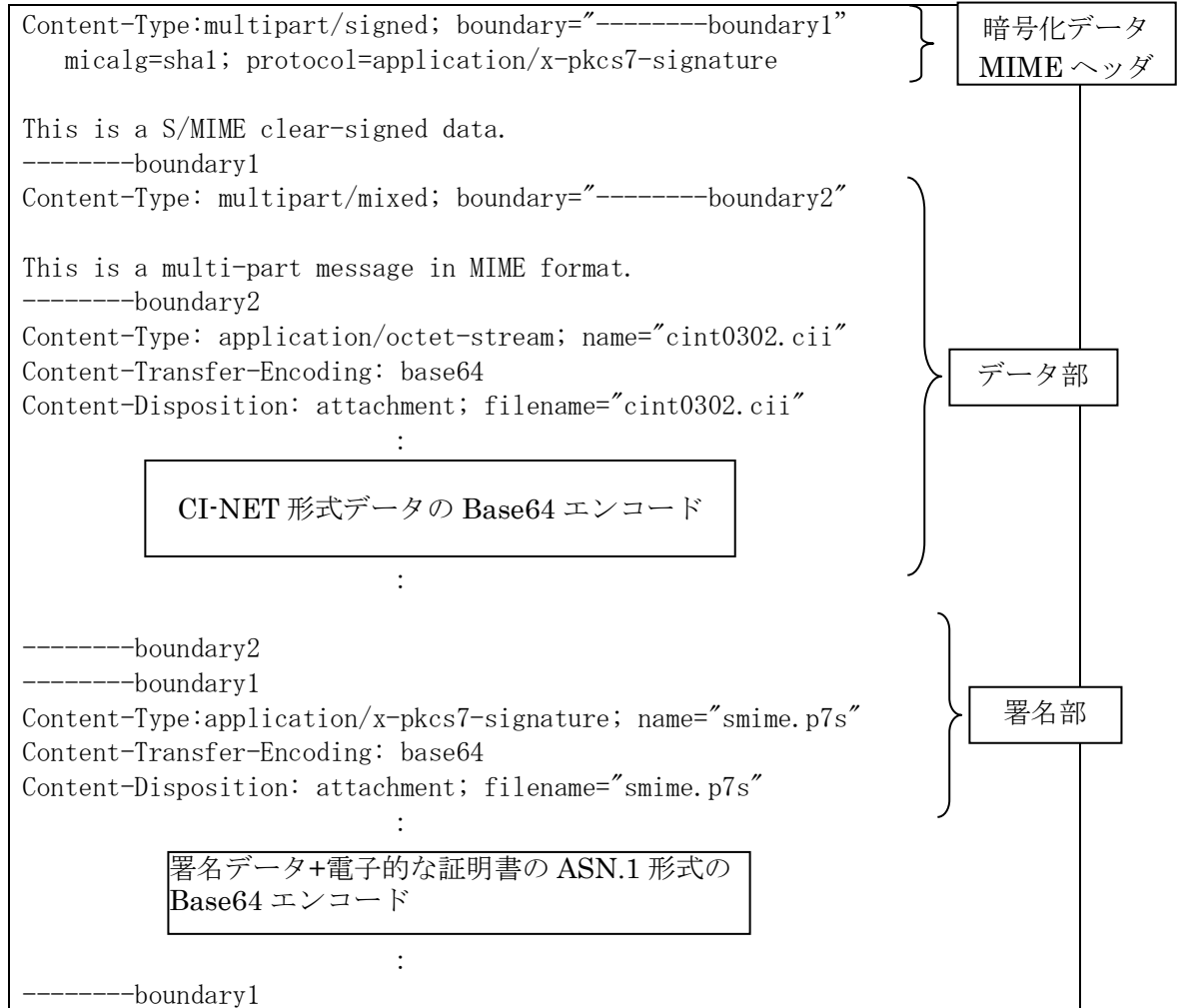


図 D.VIII- 11 CI-NET LiteS の書式と保管する電磁的記録の範囲(電子メールの場合)

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

形式(a)と形式(b)について：

CI-NET LiteS では、注文関連のメッセージ（上図における「CI-NET 形式データ」）のみを送信する（形式(a)）ほかに、それ以外のデータ（上図における「技術資料」）を圧縮して同送する（形式(b)）ことが可能です。



[注] 「形式(a)」のデータの場合のフォーマット

図 D.VIII-12 保管するデータの書式(S/MIME 方式の例)

(5) 保管処理の例(電子メールの場合)

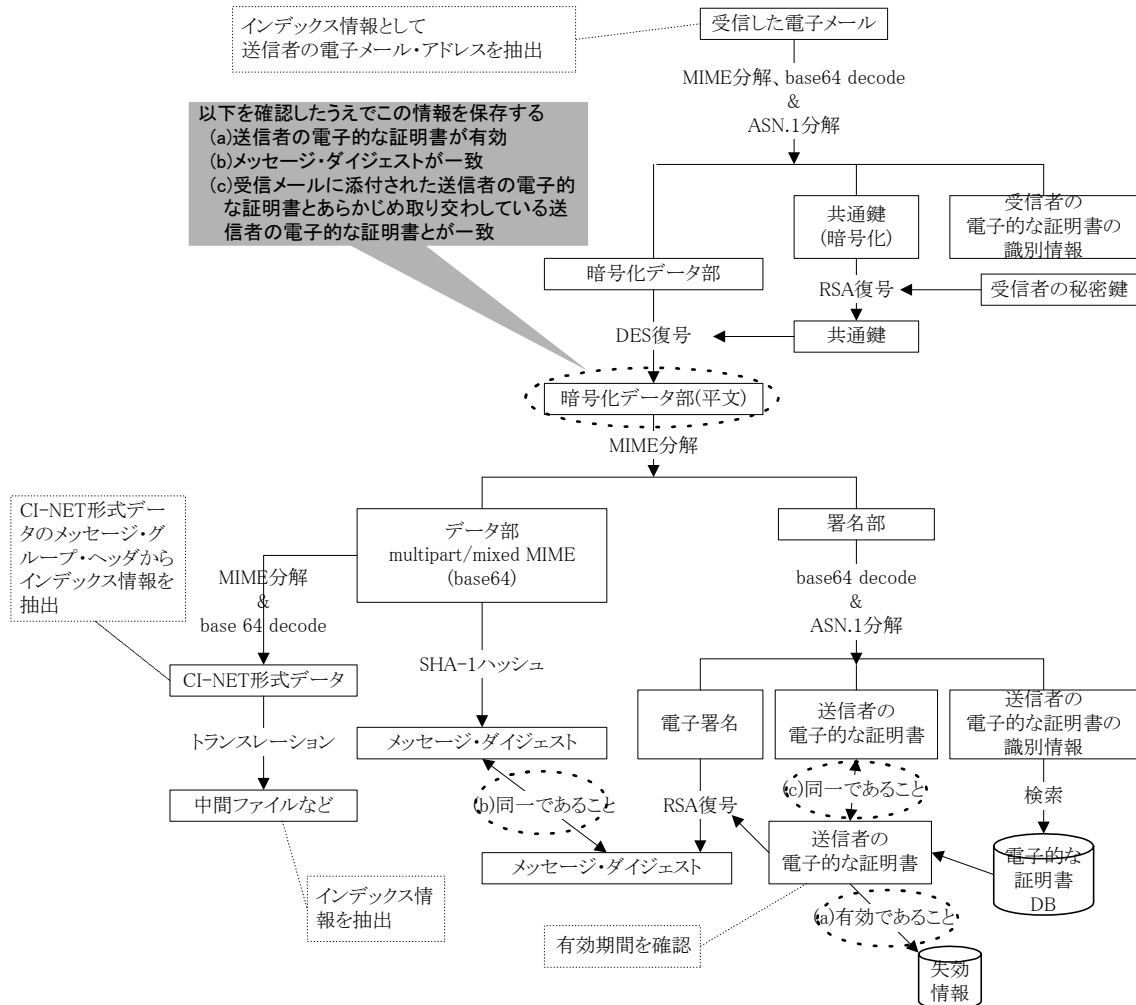


図 D.VIII- 13 保管処理の概要イメージ(電子メールの場合)

上図において、電子メールに添付されている電子的な証明書自体の情報によって、その電子的な証明書が当該相手方のものであることを確認できる場合には、電子メールに添付されている電子的な証明書とあらかじめ保管しているものとの照合(図中(c))は必要なく、電子メールに添付されている電子的な証明書の公開鍵によって電子署名の復号(RSA復号)に利用できます。

#### 4.3.2 電磁的記録等の保存

##### (1) 電磁的記録等の適切な保存

建設工事の請負契約を書面で締結する場合と同じく、電磁的措置により締結した場合もその電磁的記録等を適切に保管しなければなりません。電磁的記録等の保管には滅失、読み出し不能、破壊等のリスクがあり、これらに対する防御を行わなければなりません。

##### 【電磁的記録等の保管に係るリスクの例】

- ・ 過失、誤操作による滅失、改ざん
- ・ 不適切な保管、取扱いによる滅失、改ざん
- ・ 不適切な管理による分散、散逸
- ・ 電子記録媒体等の劣化、紛失による滅失、読み出し不能、不完全な読み出し
- ・ システムの移行等による不整合、機器・媒体の互換性不備による復元の不完全
- ・ 故意による隠蔽、破壊、改ざん、偽造
- ・ コンピュータ・ウイルスや不適切なソフトウェア等による破壊、混同
- ・ 悪意の外部者による破壊、改ざん

など

このためには次のような防御措置が有効です。

- イ) 管理責任者の設定： 管理責任者等を定め、保管の責任、権限を明確にします。
- ロ) アクセスの管理： 保管された電磁的記録等にアクセスできる担当者を定め、アクセス履歴の記録、担当以外の者のアクセスに対する防御等の管理を行います。
- ハ) 操作担当者の教育： 操作マニュアル等を用意し、担当者に正しい操作を教育します。
- ニ) 保管場所の管理： 複数の電子記録媒体等に保管する場合は、どの電子記録媒体等にどの電磁的記録等が保管されているか、またディスク自体が正しく管理されていることを確認しておきます。
- ホ) バックアップ： 電磁的記録等のバックアップを定期的に行い、バックアップした電子データを適切に保管しておきます。
- ヘ) ウィルス対策： コンピュータ・ウイルス等に対する定期的な診断を行い、ウイルスが発見されたらただちに対処します。
- ト) システム移行等への対応： 保管システム自体をバージョン・アップすると、基本的ソフトウェアもバージョン・アップしなければならないことがあります。こうした場合、旧システムで保管していた電磁的記録等が新しいシステムで処理できなくなる不都合が生じないようにします。例えば、電磁的記録等は OS のファイルシ



## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

システム上で保管することとし、特定のデータベースに格納するような方法は避けた方が良いと思われます。

さらに、建設工事の請負契約の存在、内容を第三者に示す必要がある場合に備え、こうした運用に係る規定や保管の手順書等を公開可能な形で整備することが推奨されます。なお、外部からのシステム監査を定期的に受けるなど、コンピュータ・システムの安全な運用に係る認定制度<sup>42</sup>を利用することにより、信頼性をさらに高められる可能性があります。

また関連しますが、「4.3.1 見読性の確保」の要件や後述の「(2)改ざんされていないことの証明」の要件が満たされていることを第三者に示すには、以下の事柄が重要になります。

- 見読性の確保のための表示・印刷機能により、電磁的記録等の内容がディスプレイや紙に正しく表示、印刷されていること。
- 改ざんされていないことを証明する機能（「(2)改ざんされていないことの証明」に記載）により、電磁的記録等の内容が正しく検証されていること。

両機能が正しく動作していることを確認するために、これらの機能を説明した仕様書や操作方法を示した説明書の内容を確認し、その内容を遵守して開発、運用しなければなりません。また第三者に説明する必要がある場合に備え、仕様書や操作説明書等を備え置き、公開可能な状態で保管することが推奨されます。また、相手方や第三者が確認のために電磁的記録等の提出を求めるケースに備え、FD、CD、MO、DVD等の電子記録媒体等に電磁的記録等を入力する機能を備えることが推奨されます。

以上全ての措置は、建設工事の請負契約締結を電磁的措置によって行う当事者が自らシステムを整備し運用してもよく、また電磁的記録等を安全に管理する外部の保管サービスを利用することも可能です。こうした保管サービスを提供する事業者の中には、保管だけでなく、次に解説する改ざんされていないこと等の証明サービスもあわせて提供している者もあるので、それらを利用することも可能です。

### (2) 改ざんされていないことの証明

保管されている電磁的記録等が改ざんされていないことを証明する（非改ざん性証明）システムを整備しなければなりません。

この証明方法の1つとして電子署名を用いる方法があります。これは、正しい電子署名は相手方の秘密鍵によってしか作成できず、したがって受け渡しの途中あるいは受け取り後

---

<sup>42</sup> システムの安全な運用に係わる認定制度：

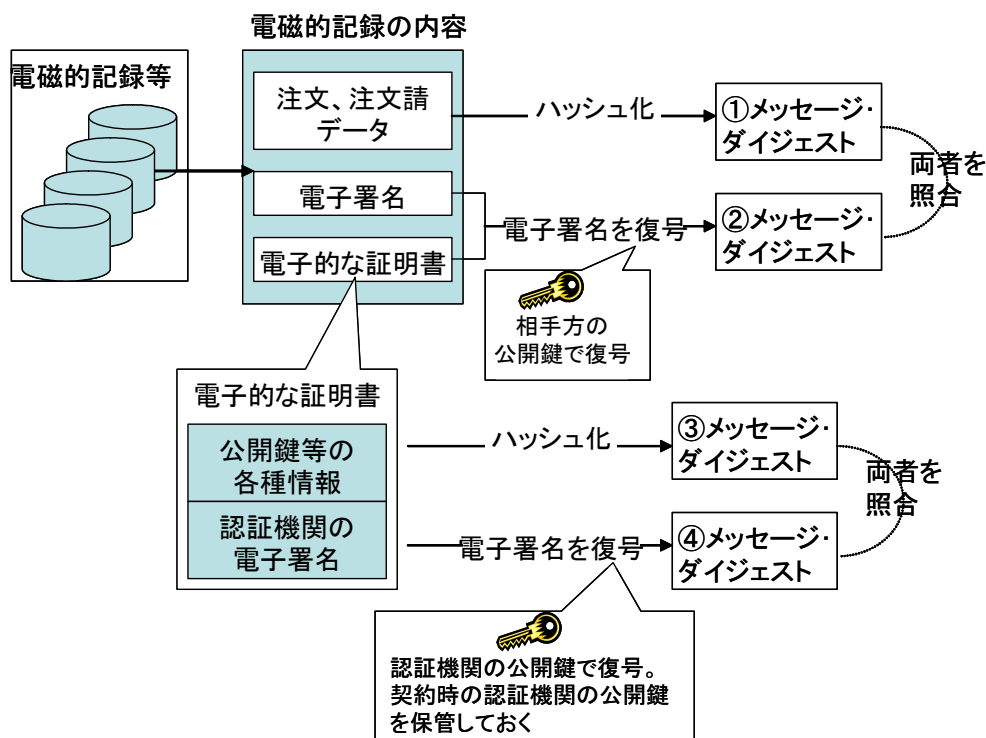
財団法人日本情報処理開発協会で検討中の「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS: Information Security Management System)適合性評価制度」等があります。ISMSは、2001年3月に審査認定が廃止された「情報処理サービス事業電子計算機システム安全対策実施事務所認定基準」に代わるものとして検討されています。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

に改ざん等があれば電子署名と注文書・請書データとの間に不整合が生じる、という公開鍵暗号方式による電子署名の特性にもとづいています。

この場合、改ざんされていないことの証明は、次図①の注文書・請書データから生成したメッセージ・ダイジェストと、②の送信者（相手方）の秘密鍵により生成した署名値を送信者（相手方）の公開鍵によって復号して得たメッセージ・ダイジェストとを比較することにより行います。

この方法によって証明する場合は、注文データ・注文請データの電磁的記録とともに、それに対する相手方の電子署名および相手方の電子的な証明書もあわせて保管することが推奨されます。さらにこの処理において電子的な証明書が改ざんされていないことを確認する（次図のメッセージ・ダイジェスト③④の照合により行う）ために、当該電子的な証明書を発行した認証機関の、当該電子署名作成時点における公開鍵あるいは電子的な証明書を保管しておくことが推奨されます。



※認証機関の電子署名は、電子的な証明書所有者の公開鍵等の各種情報からメッセージ・ダイジェストを作成し、認証機関の秘密鍵で暗号化したもの。

図 D.VIII- 14 改ざんされていないことの証明の原理

### (3) 注文、注文請等データがいつ作成されたのかの証明

EDI では各メッセージの時間管理のしくみとして、送受信相手とのメッセージ送受信時間の整合性が相互に管理されます。

つまり、送信者側のメッセージ送信時刻と受信者側のメッセージ受信時刻が整合しているため、サーバログや送受信時刻の改ざんを行った場合、送受信相手との整合性が確保できなくなります。

そのため、メッセージの受信時刻が送信者のメッセージの作成時刻を示す、すなわち送受信相手に対する注文、注文請等データの作成時刻を証明することになります。

改ざんされていないことの確認処理の概要例と各確認の詳細は以下のとおり。

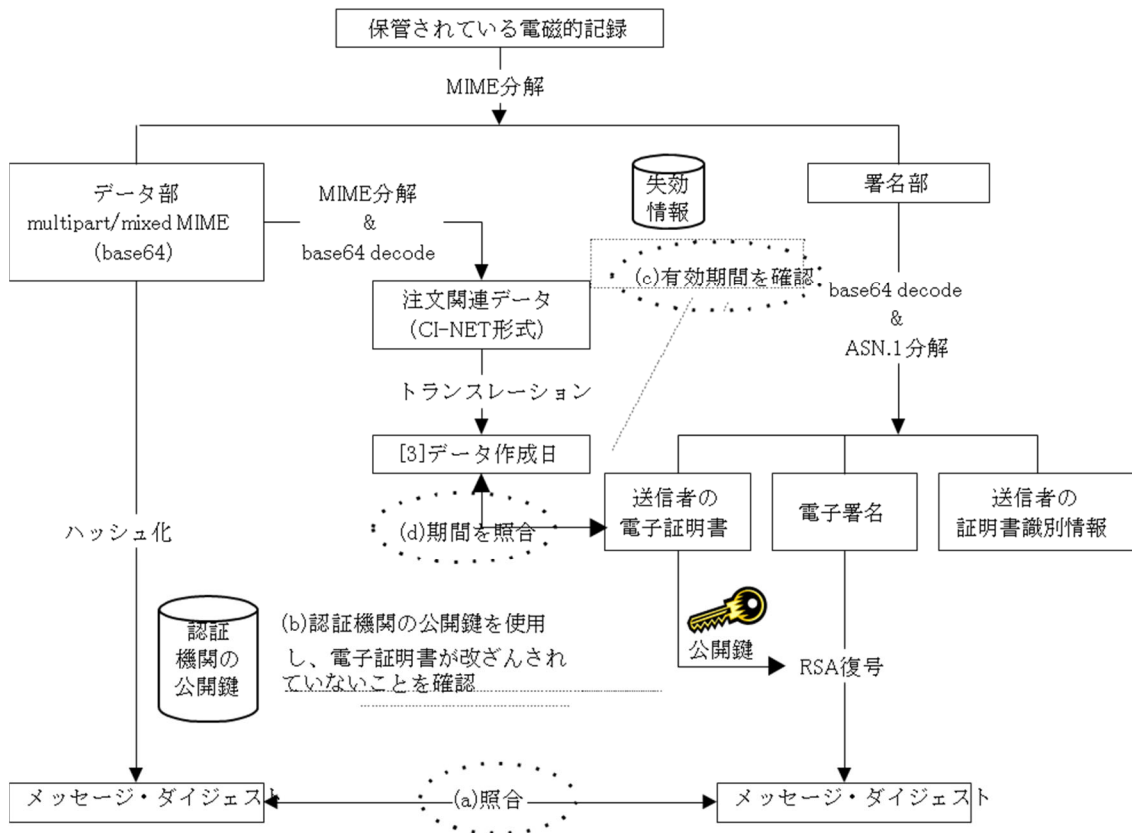


図 D.VIII- 15 改ざんされていないことの確認処理の概要イメージ

(a) データ部メッセージ・ダイジェストの照合

CI-NET LiteS の場合の処理の概要は、以下の通り、電磁的記録のデータ部をハッシュ化して得たメッセージ・ダイジェストと、電子署名にある署名値（メッセージ・ダイジェストを送信者の秘密鍵にて暗号化した値）を送信者の公開鍵を用いて復号して得たメッセージ・ダイジェストを比較し、両者が一致すれば改ざんされていないと判断します。

(b) 送信者の電子的な証明書の改ざん有無の確認

上述(a)の処理過程において、送信者の電子的な証明書を認証している認証機関の公開鍵を用い、送信者の電子的な証明書の改ざん有無を確認します。

### (c) 認証機関の電子的な証明書のなりすまし有無の確認

送信者の電子的な証明書が信頼済みの認証機関から発行されたものであるかを確認する必要があります。

そのためには、予めサーバ等に登録しておいた信頼済の認証機関の証明書と送信者の電子的な証明書への署名に利用された証明書をルート証明書までさかのぼり、一致していることを確認します。

### (d) 検証処理時点における電子的な証明書の有効性の確認(電子的な証明書の有効期間が切れたもの)

失効情報および送信者の電子的な証明書に記載の有効期間を参照して、検証処理時点における電子的な証明書の有効性を確認します。電子的な証明書が有効でない(失効、或いは有効期限切れ等) 場合があるため、処理を継続して両メッセージ・ダイジェストを照合のうえ、改ざんの有無以外に電子的な証明書が有効でないこともあわせて確認します。

## 参考 1. 建設業法

下線部分は改正部分を示します。

■建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

平成 12 年 11 月 29 日法律 129 号

第 18 条（建設工事の請負契約の原則）

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

第 19 条（建設工事の請負契約の内容）

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 七 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十四 契約に関する紛争の解決方法

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

- 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 3 建設工事の請負契約の当事者は、前2項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

### 参考 2. 建設業法施行令(政令)

下線部分は改正部分を示します。

#### ■建設業法施行令（昭和31年政令第273号）

平成13年政令第4号

#### 第5条の5（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

建設工事の請負契約の当事者は、法第19条第3項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類および内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「電磁的方法」という。）による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た建設工事の請負契約の当事者は、当該契約の相手方から書面又は電磁的方法により当該承諾を撤回する旨の申出があつたときは、法第19条第1項又は第2項の規定による措置に代えて電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該契約の相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

### 参考 3. 建設業法施行規則(省令)

下線部分は改正部分を示します。

■建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）

平成 13 年国土交通省省令 42 号

第 13 条の 2（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

法第 19 条第 3 項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第 1 項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項等を記録する措置

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに契約事項等を記録したものを交付する措置

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

3 第 1 項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第 13 条の 3

令第 5 条の 5 第 1 項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第 1 項に規定する措置のうち建設工事の請負契約の当事者が講じるもの

二 ファイルへの記録の方式

第 13 条の 4

令第 5 条の 5 第 1 項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用



## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第 19 条第 3 項の承諾をする旨又は当該承諾を撤回する旨を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨又は当該承諾を撤回する旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに当該承諾をする旨又は当該承諾を撤回する旨を記録したものを交付する方法

2 前項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

## 参考 4. 建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する

### 「技術的基準」に係るガイドライン

<p>■ 建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 3 月 30 日 国土交通省</p> <p>1. はじめに</p> <p>国土交通省では、適切な電子商取引の普及を通じて、建設産業の健全な発達を確保するため、平成 12 年に成立した書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成 12 年法律第 126 号)において、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)を改正し、書面の交付、書面による手続等が義務付けられている規定について、一定の技術的要件の下に情報通信技術の利用による代替措置を認めることとしたところである(平成 13 年 4 月 1 日施行)。</p> <p>今般、契約当事者間の紛争を防止する等安全な電子商取引を促進する観点から、自己責任の下に情報通信の技術の利用により建設工事の請負契約を締結しようとする者の参考として、同法施行規則(以下「規則」という。)第 13 条の 2 第 2 項(建設業法施行規則等の一部を改正する省令(平成 13 年国土交通省令第 42 号)により追加)に規定する「技術的基準」に係るガイドラインを定めることとする。</p> <p>2. 見読性の確保について(規則第 13 条の 2 第 2 項第 1 号関係)</p> <p>情報通信の技術を利用した方法により締結された建設工事の請負契約に係る建設業法第 19 条第 1 項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容(以下「契約事項等」という。)の電磁的記録そのものは見読不可能であるので、当該記録をディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できるようにシステムを整備しておくことが必要である。</p> <p>また、電磁的記録の特長を活かし、関連する記録を迅速に取り出せるよう、適切な検索機能を備えておくことが望ましい。</p> <p>3. 原本性の確保について(規則第 13 条の 2 第 2 項第 2 号関係)</p> <p>建設工事の請負契約は、一般的に契約金額が大きく、契約期間も長期にわたる等の特徴があり、契約当事者間の紛争を防止する観点からも、契約事項等を記録した電磁的記録の原本性確保が重要である。このため、情報通信技術を利用した方法を用いて契約を締結する場合には、以下に掲げる措置又はこれと同等の効力を有すると認められる措置を講じることにより、契約事項等の電磁的記録の原本性を確保する必要がある。</p>
---

### (1) 公開鍵暗号方式による電子署名

情報通信の技術を利用した方法により行われる契約は、当事者が対面して書面により行う契約と比べ、契約事項等が改ざんされてもその痕跡が残らないなどの問題があり、有効な対応策を講じておく必要がある。

このため、情報通信の技術を利用した方法により契約を締結しようとする場合には、契約事項等を記録した電磁的記録そのものに加え、当該記録を十分な強度を有する暗号技術により暗号化したもの及びこの暗号文を復号するために必要となる公開鍵を添付して相手方に送信する、いわゆる公開鍵暗号方式を採用する必要がある。

### (2) 電子的な証明書の添付

(1)の公開鍵暗号方式を採用した場合、添付された公開鍵が真に契約をしようとしている相手方のものであるのか、他人がその者になりすましていないかという確認を行う必要がある。

このため、(1)の措置に加え、当該公開鍵が間違いなく送付した者のものであることを示す信頼される第三者機関が発行する電子的な証明書を添付して相手方に送信する必要がある。この場合の信頼される第三者機関とは、電子認証事務を取り扱う登記所、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第4条に規定する特定認証機関等が該当するものと考えられる。

### (3) 電磁的記録等の保存

建設業を営む者が適切な経営を行っていくためには、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、建設工事の進行管理を行っていくことが重要であり、情報通信の技術を利用した方法により締結された契約であってもその契約事項等の電磁的記録等を適切に保存しておく必要がある。

その際、保管されている電磁的記録が改ざんされていないことを自ら証明できるシステムを整備しておく必要がある。また、必要に応じて、信頼される第三者機関において当該記録に関する記録を保管し、原本性の証明を受けられるような措置を講じておくことも有効であると考えられる。

## 参考 5. 建設省経建発第 132 号、133 号 注文書及び請書による契約について

■各都道府県主管部局長あて 建設省経建発第 132 号

■各建設業者団体の長あて 建設省経建発第 133 号

平成 12 年 6 月 29 日

注文書及び請書による契約の締結について

記

1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の（１）又は（２）の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、建設業法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に違反しないものであること。

（１）当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的取引については注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

（２）注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

## 参考 6. Q&A 集

### 1. 電子契約の目的、運用について

Q1. 契約書の電子データ化は必ず行わなければいけないのですか。

従来通り、書面による方法を継続しても問題はありません。

2001年4月の建設業法第19条の改正は、従来書面で行っていた建設工事の請負契約を全て電子契約<sup>43</sup>とするものではなく、電子契約の方が望ましいと契約の当事者が判断する場合にその選択肢が与えられたものです。したがって、これまで書面で交わしていた建設工事の請負契約を電子契約に変える義務はありません。自社で電子契約の方が望ましいと判断する場合に電子契約を導入するものです。

ただし、契約行為は必ず相手のあるものですから、自社の都合だけで決めることはできません。電子データ化するには必ず相手方の合意を得ることが必要です。

Q2. 契約書を電子データ化すれば、書面の契約書は不要になるのですか。

建設業法第19条とそれに関連する政令、省令およびガイドライン<sup>44</sup>の要件を満たしていれば、書面の契約書は電子データによる契約に代えることができ、書面の契約書は不要になります。

Q3. 書面による建設工事の請負契約書を電子契約にかえるメリットは何ですか。

コンピュータ間をオンラインで電子データを送受信する EDI 等の仕組みを使って建設工事の請負契約を受け渡しすれば、書面の契約書の場合に必要な郵送や持参の手間を省くことができます。また建設工事の請負契約業務が電子データ化されることで、契約書の取り交わしに関する事務作業おいての効率化だけでなく、契約後の出来高、請求等の作業も電子データの有効利用が可能で、業務の効率化が想定されます。

<sup>43</sup> 電子契約:契約の締結を電磁的措置で行うことをいいます。

<sup>44</sup> ガイドライン:正式名称は、国土交通省が2001年3月30日に公表した「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」です。以下「ガイドライン」といいます。参考5.参照。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

Q4. 建設工事の請負契約だけでなく、資材の購入、リース、レンタルについての契約もガイドラインの適用対象になるのでしょうか。

建設業法第 19 条とそれに関連する政令、省令およびガイドラインで対象としているのは建設工事の請負契約の締結なので、資材の購入、リース、レンタルに関する契約は適用の対象にはなりません。

しかし、建設業界での実際の契約業務は、資材の購入、リース、レンタルについても建設工事の請負契約と同様の処理をしている場合が多く見受けられますし、それらの契約も建設工事の請負契約と同等に重要なものですからガイドラインに示されているものと同様の措置をとった方が良いでしょう。

Q5. ガイドライン等で、建設工事の請負契約の当事者とは誰ですか。

建設業法は、建設業を営む者の資質向上や建設工事の請負契約の適正化等を目的として定められており、建設工事の請負契約を締結する当事者全ての者を対象として適用されます。

Q6. CI-NET 以外の方法で取引先と電子契約を実施する場合も、必ず電子データを保管しなければならないのでしょうか。

建設工事の請負契約締結を電子的に行う場合、建設業法第 19 条とそれに関連する政令、省令およびガイドラインは、その方式が建設業界の標準である CI-NET 方式か否かにかかわらず、あらゆる方式に適用されますので、電子データを保管する必要があります。

Q7. 書面による建設工事の請負契約を電子契約に変更するには、どこに申請して許可を得なければならないのでしょうか。

電子契約を行うための申請や許可等は必要ありません。契約の電子データ化は、相手方の合意を得たうえで、一切について自己責任で行います。ただし、建設工事の請負契約の当事者は電子契約で取り交わした契約事項がガイドライン等に示された要件をどのように満たしているかを、必要な場合に第三者に分かるように示す必要があります。

Q8. 経営事項審査（経審）の受付審査時に注文書・請書（契約書）の提出を求める行政庁が多いのですが、保管した電子データを提出できますか。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

経営事項審査の申請のためには、建設業法施行規則で定められた申請書に必要な書類を添付して提出します。この手続きは、建設工事の請負契約の締結を書面で行った場合も電子契約で行った場合でも従来の提出方法に変わりはありません。

Q9. 相手方と電子契約を行うことに合意した場合は、それ以降の契約締結をすべて電子契約で行わなければならないのでしょうか。

全ての建設工事の請負契約を電子契約で行うか否かは相手方と合意しなければなりません。特定の契約だけを電子契約で行うかあるいは全ての契約をそうするか等は、相手方とあらかじめ取り決めておくことが推奨されます。

全ての建設工事の請負契約を電子契約で行うことを、あらかじめ取り決めていけば継続的に適用されると想定されますが、相手方から撤回の申出があれば、書面の交換としなければなりません。

Q10. 電子契約を行うことについて相手方の承諾を得るには、必ず書面で協定書、覚書等を取り交わさなければならないのでしょうか。

電子契約を行うことについて相手方の承諾を得るための協定書、覚書等は、必ずしも書面である必要はなく、電磁的方法で取り交わしても構いません。また電子的に取り交わした協定書、覚書等については、電子署名や電子的な証明書の添付といった要件は法律では定められていません。しかし、後日の確認のためには契約書と同様に電子署名と電子的な証明書を添付して受け渡す措置が推奨されます。

Q11. 建設工事の請負契約に付随する設計図面等の情報もすべて電子データ化しなければならないのでしょうか。

建設工事の請負契約では、注文書・請書のようないわゆる帳票に相当する書類に加えて、図面、条件書等の設計図書に相当する書類が付随する場合があります。このような契約図書の取り扱いには以下の方法が考えられます。

1. 帳票に相当する書類、設計図書ともに電子データ化する方法
2. 帳票に相当する書類のみ電子データ化し、設計図書は紙のままとする方法

この場合設計図書も契約内容を構成するものですから、2.の方法を用いる場合は、帳票に相当する書類の契約書に代わる契約データに設計図書の文書番号、文書年月日等を明示しておく等により、両者を関連付けることが推奨されます。



Q12. 電子契約に決まった電子データ形式があるのでしょうか。またワープロや表計算ソフトウェアを用いて契約データを作成しても良いのでしょうか。

建設工事の請負契約の電子契約には特別に定められた形式はありませんので、ワープロや表計算ソフトウェアで作成した電子データでも構いません。ただしガイドラインにあるように、電子署名と電子的な証明書を添付することが不可欠です。

Q13. 電子契約の場合、送信ミスで二重に電子データを送ってしまう場合も考えられますが、そうした場合はどのように対処すれば良いのでしょうか。

同様のことは書面の契約書でも生じるおそれがありますが、こうした場合に備えて相手方との間であらかじめ取り交わす協定書、覚書等に、その取扱い方法を盛り込んでおくことが推奨されます。また運用の初期段階等では書面と電子データとを並行してやりとりすることもあるでしょうが、どちらを正とするかをあらかじめ取り決めておけば、書面と電子データとの間に万一食い違いが生じた場合にも対応できると想定されます。

## 2. 表示・印刷機能について

Q14. 表示・印刷機能のレイアウトは具体的に何か決められていますか。

表示・印刷のレイアウトについて特定の形式等の定めはありません。

表示・印刷機能を整備する目的は、そのままでは目視できない電子データの内容を目視可能な形にするものです。

Q15. ガイドラインに記載されている「ディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示」について解説してください。

書面の契約書と同様に、電子データも探し出しやすいように整理、保管することが推奨されます。例えば契約データが複数の担当者のパソコンにばらばらに保管されている場合は目的の電子データを見つけだすまでに手間がかかり、とても速やかとは言えません。書面の契約書と同じく電子データも、全社一括、支店ごと等、必要な単位でまとめて管理しておくことが推奨されます。さらにインデックスデータ、契約データ、契約関連データ等を工夫して管理し、どの電子データが保管されているのか、関連データは何か等が速やかにわかるような管理をしておくことが推奨されます。

また表示・印刷するシステムと保管データがオンラインで接続されていれば直ちに目的の電子データを探し出せますが、コンパクト・ディスク (CD)、磁気光ディスク (MO)、デジタル・バーサタイル・ディスク (DVD) 等のオフラインの電子記録媒体に保管する場合にも、各ディスクにどの電子データが保管されているのか速やかにわかるような管理をしておくことが推奨されます。

### 3. 電子署名および電子的な証明書について

Q16. 契約図書類を別途に送信する場合、これらにも電子署名、電子的な証明書が必要でしょうか。

別途に送信した資料も契約に係るものであれば、ガイドラインに規定しているように電子署名、電子的な証明書等の対応が必要です。

Q17. 建設工事の請負契約書つまり書面に記名押印して保管する仕組みは、電子契約の場合どのような仕組みになるのでしょうか。また同様に割印はどうでしょうか。

書面の場合は、契約書上に押印することで契約内容と印鑑を対応付けますが、電子署名は契約データの中に組み込まれるのではなく、契約データとは別の電子データとして作成されます。

それでは、どのようにして契約データと電子署名を対応付けるのでしょうか。

電子署名は、印鑑の印影のように常に同じものではなく、元になる契約データの内容によってそれぞれ異なる内容になります。契約データが少しでも違っていれば、得られる電子署名は違った値になりますので、対応付けがなされます。

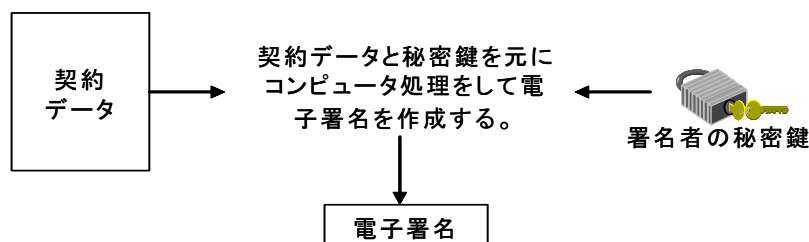


図 D.VIII- 16 電子署名の作成

割印は二枚の書面が関連していることを証明するため、両書面にまたがって一つの印を押すことです。契約データの場合、関連を示す注文番号、年月日等の情報を契約データに入れて電子署名を行っておけば、その契約データから生成される電子署名により改ざん等が行われていないことが証明され、書面と同様の割印効果つまり対応付け効果が得られます。

Q18. 電子記録媒体を利用して注文データ・注文請データを受け渡す場合も電子署名、電子的な証明書が必要となるのでしょうか。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

コンピュータ・ネットワークを利用せずに**電子媒体**で受け渡す場合も、必ず電子署名、電子的な証明書を添付しなければなりません。

電子署名は作成の過程で暗号技術を使っていますが、電子署名を作成することと契約データを暗号化することは全く別の内容です。**電子媒体**を使えば、インターネットを用いるケースと異なり盗聴される心配が無いので暗号化は必須要件ではありません。しかし、確かに自分が作成した契約データであることを示すためには、暗号化の要否とは別に、電子署名を添付することが必要です。

また電子署名の作成に用いた暗号鍵が確かに自身のものであることを示すために、相手方が信頼する認証機関（当該請負契約の当事者ではない第三者であること）が発行した電子的な証明書を添付することが必要です。

Q19. 電子的な証明書を発行する認証機関は任意に選べるのでしょうか。

相手方が信頼する認証機関が発行する電子的な証明書を使用しなければなりません。

多くの場合の相手方が信頼する認証機関とは、ガイドライン記載のように電子認証事務を取り扱う登記所や電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条に規定する特定認証機関等が該当するものと考えられます。

Q20. 取引先ごとにあるいは契約取引ごとに別々の証明書を取る必要がありますか。

相手方が信頼する認証機関が発行した電子的な証明書を既に持っていれば、取引先ごとにあるいは契約取引ごとに別々の電子的な証明書は必要ありません。一度取得した電子的な証明書は、有効期間内であれば何度でも使用できます。

Q21. 電子的な証明書にはどのような内容が記載されていて、受け取った時には何を確認すれば良いのでしょうか。

電子的な証明書の内容は認証機関によって異なりますが、最低限、証明対象となる公開鍵と電子的な証明書の内容に対する認証機関の電子署名が添えられています。

相手方から電子的な証明書を受け取ったら、認証機関の電子署名を検証して、記載内容に改ざん等が無いことを確認することが必要です。

Q22. 電子署名や電子的な証明書が真正であることを確認するにはどうすれば良いのでしょうか。

本文に記載のように、電子的な証明書内にある認証機関の電子署名により真正性が確認

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

できます。具体的には電子的な証明書の発行サービスを行っている認証機関にお問い合わせください。

Q23. 秘密鍵を無くした場合はどうすれば良いのでしょうか。

秘密鍵を紛失した場合は、紛失した旨を即座に認証機関に届け出てください。同時に、新しい暗号鍵（秘密鍵と公開鍵）を作成して、新しい電子的な証明書を取得してください。

秘密鍵は他社に漏れないように厳重に管理しなければならないものです。もし外部に漏洩のおそれのある場合には、たとえ紛失していなくてもその旨を認証機関に届け出て失効させ、新しい暗号鍵の電子的な証明書を取得し使用してください。

また有効期間の切れた電子的な証明書も無効なので、引き続き電子契約を行うのであれば、同様に認証機関に届け出て新しい電子的な証明書を取得してください。

なおこれらの場合、取引先に連絡することも必要です。

Q24. 契約データを保管中に、電子的な証明書の有効期間が切れた場合はどうすれば良いのでしょうか。

電子的な証明書の有効期限を過ぎた時点では、電子契約が行われた際に作成された電子署名が電子的な証明書の有効期間内に作成されたことを示すことが必要と考えられます。そのためには、契約データの作成日と有効期間との照合や、世間的に信頼されているもののタイムスタンプ等の対処をとる等の有効な方法があります。

Q25. 暗号鍵（秘密鍵・公開鍵）の強度とは何のことでしょうか。

暗号鍵の強度とは、暗号の破られ難さと考えてよいでしょう。同じ暗号方式であれば、暗号鍵の長さが長いほど破られ難い、すなわち強度が高いと言えます。例えば、RSA 暗号方式を用いて電子署名を作成する場合には、秘密鍵の鍵長が強度のバロメータとなります。鍵長 1,024 ビットであれば、特定認証業務の基準として電子署名法施行規則に定められたものおよび電子認証登記所で用いられているものと同等の強度であり、現状の技術的水準からみて妥当な強度をもっていると考えられます。

#### 4. データ保管について

Q26. 契約データが改ざんされていないことを証明するために、どのように電子データを保管すれば良いのでしょうか。

改ざんされていないことの証明には、契約データに添付されて送られてくる電子署名と電子的な証明書を用いることが一般的です。したがって、契約データだけでなく、電子署名と電子的な証明書を合わせて保管しておくことが推奨されます。

Q27. 書面の契約書を契約データに変更した場合、書面と違ってどのようにして契約データを保管すれば良いのでしょうか。

書面の契約書では、年月日順に並べる、相手方の企業別にファイルを分けるといった整理をされている場合が多いでしょう。電子データの場合も同様に年月日順や相手方の企業別にフォルダを分ける、データベースに入れてインデックスを付ける等の整理が推奨されます。契約内容を確認するためには、表示・印刷システムと連携する必要があります。

書面の契約書では年月日順なら年月日順で一通りの整理の方法しか選べませんが、電子データの強みを生かせば、データベース等を使って年月日別、相手方別等、様々な検索を行えるように整理することも可能です。

なお、契約データの保管については、電子データの紛失等が無いように CD、MO、DVD 等の電子記録媒体等にバックアップをとる等の措置が必要です。安全性をより高めるには、「原本性確保システム」と呼ばれる電子データの改ざん、紛失を防止する機能をもった市販のシステムを導入して運用することも想定されます。

Q28. 契約データの保管、表示・印刷が正しく行われていることや、改ざんされていないことを証明するにはどうすればよいでしょう。

基本的には、使用しているシステムが適正に運用されていることとシステム自体の信頼性が保証されていることを示す必要があります。

例えば、システムの機能を説明した仕様書や操作手順書等の資料を用意しておくことが推奨されます。また運用ルールや体制を定め、それらを遵守すること等も推奨されます。

Q29. 見積書、出来高調書、請求書等のやりとりを電子データで行う場合、これらの電子データも注文データ・注文請データと同じように保管しなければならないのでしょうか。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

建設業法第19条とそれに関連する政令、省令およびガイドラインで対象としているのは建設工事の請負契約の締結なので、これ以外の見積書、出来高調書、請求書等の電子データは適用の対象にはなりません。

ただし、こうした書類の電子データも契約データと同じく重要なものですから、同様の安全措置を取ることが推奨されます。

Q30. 書面の契約書の電子データ化にはどのようなソフトウェアが必要ですか。

CI-NET LiteS 実装規約に対応したソフトウェアであれば、多くは書面の契約書の電子データ化に対処できます。そのようなソフトウェアは、既にソフトウェア・ベンダにより販売されています。(一財)建設業振興基金 [情報化評議会](#)にお問い合せください。

[一般財団法人建設業振興基金](#) [情報化評議会](#)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目 MT ビル 2 号館

tel. 03-5473-4573 fax. 03-5473-4580

電子メール [ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp](mailto:ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp)

またソフトウェア・ベンダから購入せずに自社で開発することも可能です。

## 5. その他

Q31. 電磁的記録等の保管について、外部の証明サービスを用いる場合も、あらかじめ相手方の承諾が必要になるのでしょうか。

契約データの保管方法（自社保管、外部委託等）は自社内部の事情で決めるべきものと考えられますので、契約締結後の電子データ保管方法について相手方と合意しておく必要はないと想定されます。

Q32. 建設業法第 19 条とそれに関連する政令、省令およびガイドラインを守らなかった場合の罰則はあるのでしょうか。

建設業法第 8 章（罰則）第 45 条から第 49 条までには対象となりません。ただし、建設業者が建設業法第 19 条に違反すると、建設業法第 5 章（監督）第 28 条（指示及び営業の停止）つまり建設業法上の監督処分の対象になります。

Q33. インターネットを使用する場合、インターネット・サービス・プロバイダ<sup>45</sup>の指定はありますか。

ありません。

---

<sup>45</sup> インターネット・サービス・プロバイダ（Internet Service Provider）：  
料金を課金して、一般ユーザにインターネットの接続先を提供する事業者。



## 参考 7. 電磁的記録等の保管システムにおける外部インターフェースの参考仕様

はじめに

本資料は、CI-NET LiteS 対応ソフトの下図のような実装形態における、電磁的記録<sup>46</sup>等の業務システムと保管システムとの連携方法に関する仕様の例を示すものである。

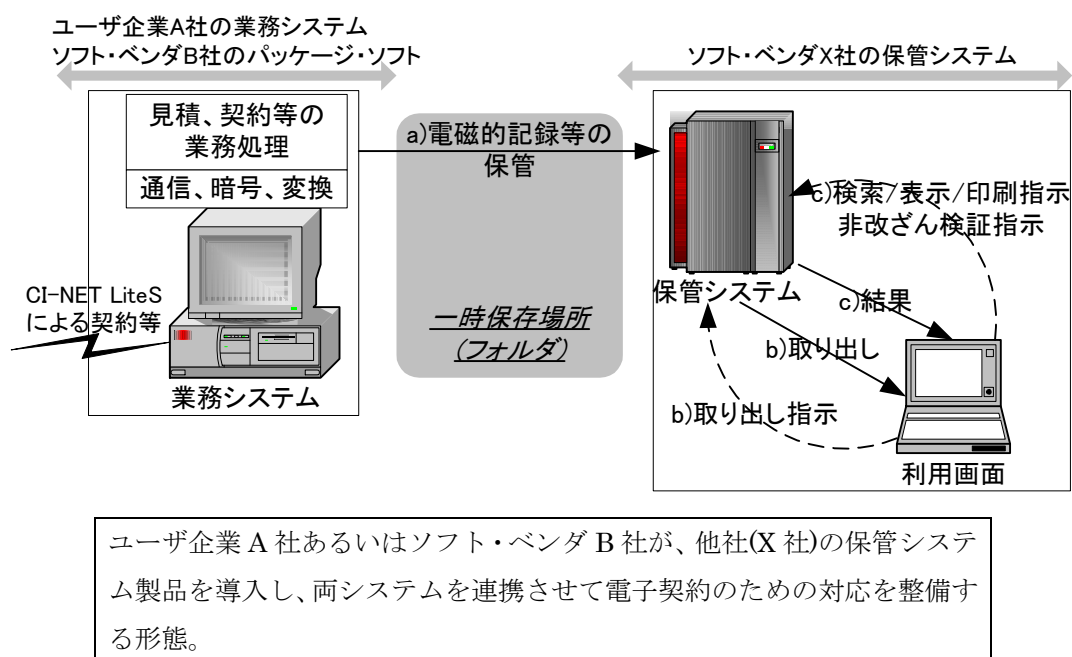


図 D.VIII- 17 本資料が前提とするシステムの形態

<sup>46</sup> 電磁的記録:情報通信の技術を利用した方法により締結された建設工事の請負契約に係る建設業法第 19 条第 1 項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容の電磁的記録。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

表 D.VIII-4 本資料が前提とする保管システムの機能と動作方法

	保管システムの機能	機能の動作方法
a)	<p>確定注文・注文請けメッセージなど、契約に係わる電磁的記録等を、以下を満足できる方法で適切に保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の記録から目的とするものを検索する</li> <li>・電磁的記録等の内容を、迅速かつ目視によって確認できるよう整然と画面または書面に表示する</li> <li>・電磁的記録等が改ざんされていないことを証明する</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)業務システムは、保管すべき電磁的記録等を一時保存場所へ書き出す。</li> <li>2)保管システムは、一時保存場所を随時調べ、電磁的記録等があればこれを保管する。</li> </ol>
b)	<p>第三者から契約の存在証明を求められた際の対応等を想定し、電磁的記録等が改ざんされていないことを客観的に証明できる形式で、特定の電磁的記録等をデータとして保管システムから取り出す(エクスポートする)。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)利用者は、保管システムの利用画面から、特定の電磁的記録等の取り出しを指示する。</li> <li>2)保管システムは、当該電磁的記録等を取り出してある場所に取り出す(エクスポートする)。</li> </ol>
c)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管されている電磁的記録等を検索する。</li> <li>・指定された電磁的記録等の内容を、画面または書面に表示する。</li> <li>・指定された電磁的記録等の改ざん有無を検証する</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)利用者は、保管システムの利用画面から、目的とする電磁的記録等を検索する。</li> <li>2)保管システムは、検索結果を利用画面に表示する。</li> <li>3)利用者は、検索結果から、表示・印刷あるいは検証すべき電磁的記録等を指示する。</li> <li>4)保管システムは、指示された電磁的記録等の内容を整然と利用画面あるいは書面に表示する。</li> <li>4)保管システムは、指示された電磁的記録等の改ざん有無を検証し、その結果を利用画面に表示する。</li> </ol>

前述のうち a)の機能は業務システムと保管システムとのやりとりが前提であり、両システム間でインタフェースの調整が必要となる。本資料は、この a)に係わるデータ連携を上表の「機能の動作方法」に示す方法によって行う場合のインタフェースの例を記載している。

c)の機能は保管システム単独で完結するので、その仕様は業務システムとの調整の必要がなく、保管システムの開発者に委ねられる。なお b)も保管システム単独で完結するものであ

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

るが、取り出したデータの用途として第三者への契約の存在証明等を想定しているので、取り出しの参考フォーマットについて本資料で触れている。

以下、本資料では、機能 a)において業務システムから保管システムへ保管のために引き渡される電磁的記録等をインタフェース・ファイルという。また、機能 b)において保管システムから取り出される電磁的記録等をエクスポート・ファイルという。

### 【電磁的記録等の取り出し（エクスポート）フォーマットについて】

b)の機能によって取り出す電磁的記録等は、第三者に対する契約の存在証明、紛争時における証拠書類等としての取り扱い等を用途と想定しているので、改ざんの有無と、契約の申込あるいは承諾に係わる取引相手の意思の真正性を証明する必要から、そのフォーマットは、保管システムによって管理されている原本と同じく、電子署名と電子的な証明書をともなうものとした。

またこれらの情報に加えて、取り出したデータの整理、検索等に使用されることを想定し、以下の内容をもつ「ヘッダ情報」を添えるフォーマットとした。このフォーマットは第1章に示す。

### 【「ヘッダ情報」の内容】

取引相手の電子メール・アドレス  
電子メールの送信、受信年月日時分秒  
電磁的記録等を保管した年月日時分秒

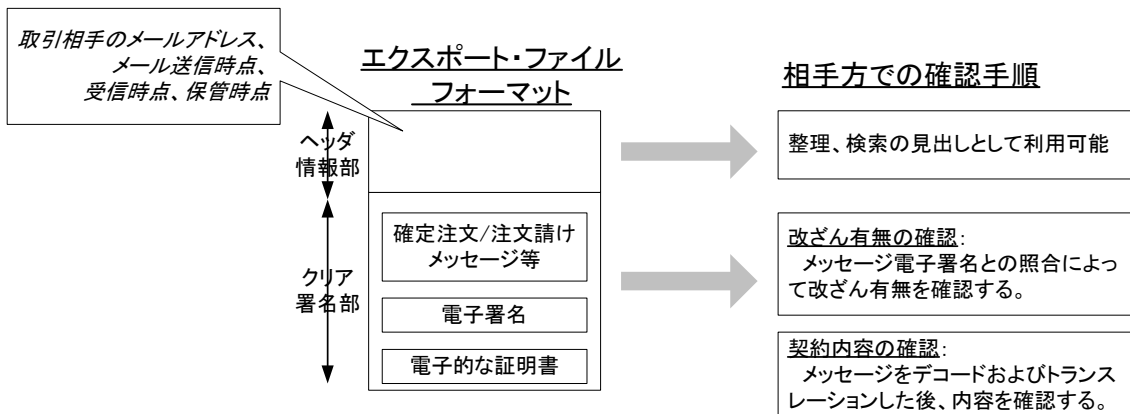


図 D.VIII- 18 電磁的記録等の取り出しフォーマット

## 1. インタフェース・ファイルとエクスポート・ファイルのフォーマット

### 1.1 インタフェース・ファイルとエクスポート・ファイルのフォーマットの共通部分

(1)一つの CI-NET 形式データ（メッセージ）につき一つのテキスト・ファイルとする。

CI-NET LiteS では一つの電子メールに一つの CI-NET 形式データを格納するルール（形式(c)のコメント+圧縮技術資料の形式を除く）なので、電子メールで送受信する単位で保管処理することになる。

(2)文字コードはシフト JIS<sup>47</sup>とする。

(3)一つのファイルは、一つの「ヘッダ情報部」と、それに後続する一つの「クリア署名部」から成る。

インタフェース・ファイルとエクスポート・ファイルの「クリア署名部」のフォーマットは共通だが、「ヘッダ情報部」のフォーマットは異なる。

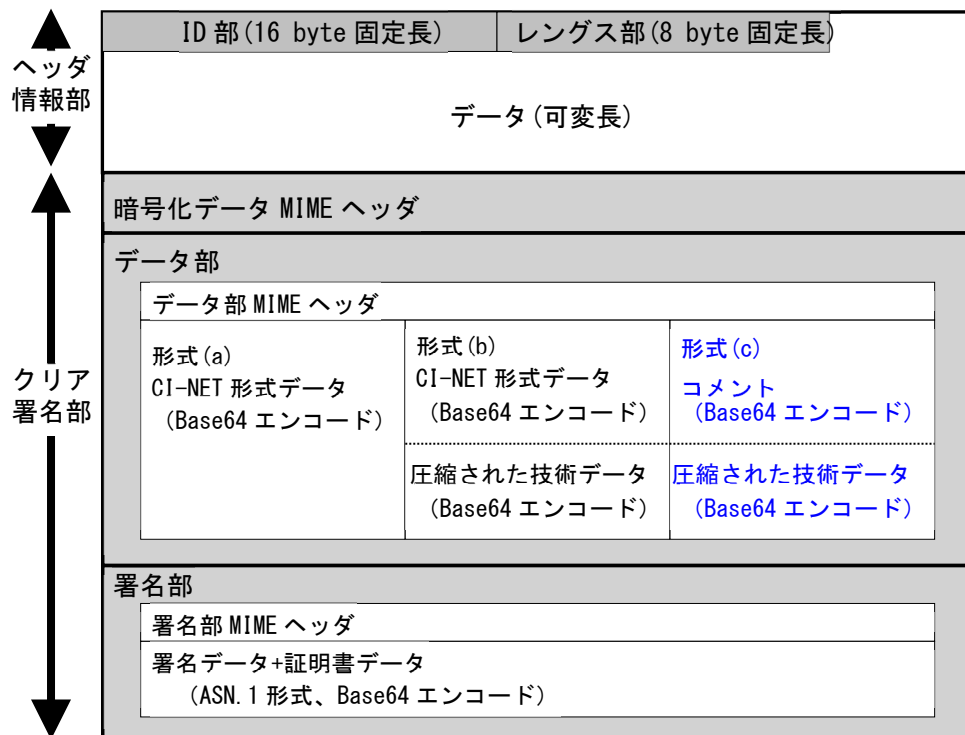


図 D.VIII- 19 ファイルレイアウト(両ファイルとも共通)(メールの場合)

(4)「クリア署名部」は、CI-NET LiteS 実装規約に準拠した署名付き暗号メールの下図矢印

<sup>47</sup> 日本語ドメイン名を想定。

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

範囲(暗号化 MIME ヘッダ+データ部+署名部)を復号したものである。CI-NET LiteS では一つの電子メールに一つの CI-NET 形式データを格納するルールなので、電子メールで送受信する単位で保管処理することになる。

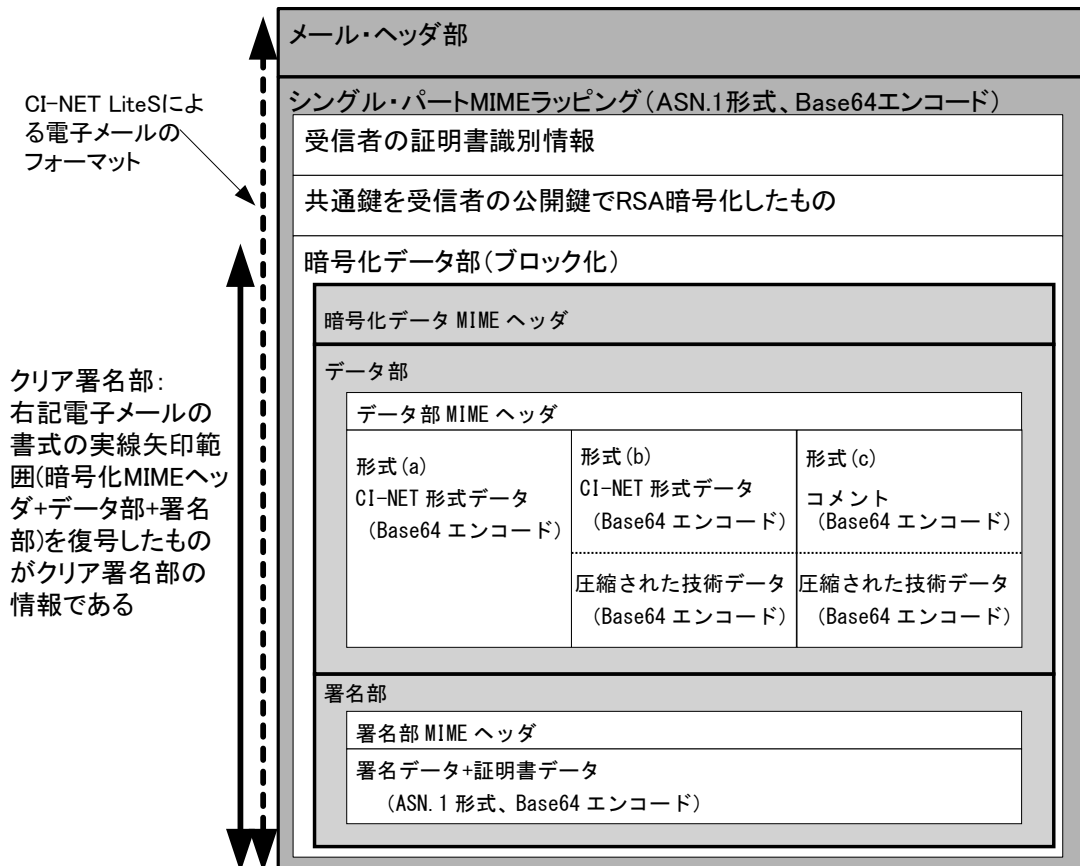


図 D.VIII- 20 クリア署名部(メールの場合)

- (5) 「ヘッダ情報部」は、固定長形式の部分と、タブ区切り文字(0X09)によって各フィールドを区切られた可変長部分によって構成される。可変長部分では、各フィールド内部でのタブの使用は禁止する。当該項目の情報が存在しない場合でもタブは省略してはならない。
- (6) 「ヘッダ情報部」の内容は 1.2 および 1.3 の通りとする。
- (7) 各フィールドのデータ長がそのフィールドの最大長を超えた場合、保管システムおよび業務システムはそのファイルの登録は行わず、エラー・ログを出力するなどなんらかのエラー処理を行う。

## 1.2 インタフェース・ファイルの「ヘッダ情報部」

### (1) ID 部(16 byte 固定長)

ID 部の値は以下の通りとする。

CINETLITESORG999

-CINETLITES: 固定。

-ORG:インタフェース・ファイルであることを表す。

-999: インタフェース・ファイルのフォーマット・バージョンを表す。今回は”001”とする

### (2) レングス部(8 byte 固定長)

「ヘッダ情報部」のバイト数を記載する。記載は右詰めとし、先頭ゼロはスペースを記載する。

【例】 データ部(可変長)が 300 byte の場合：

レングス部=△△△△△324 (△は半角スペース)

(ID 部 16 byte + レングス部 8 byte + データ部 300 byte)

### (3) データ部(可変長)

電子メールの受信時刻 [注 2]

タブ

当該データの電子メールを送信したアドレス

タブ

当該データの電子メールを受信したアドレス

タブ

インタフェース・ファイル作成時刻 [注 2]

タブ [注 3]

[注 1]上記は必須項目とし、全ての項目を記載する。

[注 2]時刻の書式は、YYYY-MM-DDTHH:MM:SS+hh:mm とする。

YYYY-MM-DD 年月日 (YYYY は西暦 4 桁。年月日はハイフンで区切る)

T 固定

HH:MM:SS 時分秒 (時分秒はコロンで区切る)

+hh:mm タイム・ゾーン (GMD との差。日本では+09:00)

[注 3]末尾に必ずタブを記載すること。

### 1.3 エクスポート・ファイルの「ヘッダ情報部」

#### (1) ID 部(16 byte 固定長)

ID 部の値は以下の通りとする。

CINETLITESEXP999

-CINETLITES: 固定。

-EXP: エクスポート・ファイルであることを表す。

-999: エクスポート・ファイルのフォーマット・バージョンを表す。今回は”001”とする。

#### (2) レングス部(8 byte 固定長)

「ヘッダ情報部」のバイト数を記載する。記載は右詰めとし、先頭ゼロはスペースを記載する。

#### (3) データ部(可変長)

電子メールの受信時刻 [注 2]

タブ

保管システムが保管した時刻 [注 2]

タブ

当該データの電子メールを送信したアドレス

タブ

当該データの電子メールを受信したアドレス

タブ

エクスポート・ファイル作成時刻 [注 2]

タブ [注 3]

[注 1]上記は必須項目とし、全ての項目を記載する。

[注 2]時刻の書式は、YYYY-MM-DDTHH:MM:SS+hh:mm とする。

YYYY-MM-DD 年月日 (YYYY は西暦 4 桁。年月日はハイフンで区切る)

T 固定

HH:MM:SS 時分秒 (時分秒はコロンで区切る)

+hh:mm タイム・ゾーン (GMD との差。日本では+09:00)

[注 3]末尾に必ずタブを記載すること。

## 2. 業務システムと保管システムとの連携

### 2.1 インタフェース・ファイルの一時保存フォルダ

インタフェース・ファイルに関しては、業務システムと保管システムと間でファイル・フォーマット以外にもデータの取り合い等に係わるインタフェースの調整が必要であるため、以下2, 3, 4, 5章に、「はじめに」に記載した連携方法をとる場合のインタフェースの参考仕様を記載する。

一時保存フォルダとは、「はじめに」に記載した「一時保存場所」に相当するフォルダ（ディレクトリ）であり、インタフェース・ファイルを業務システムから保管システムへ受渡すために一時的に保存するフォルダである。

このフォルダは以下の規定とする。

ドライブ X:¥-----EASYEDI-----CONTTMP

(説明)

- (1)保管システムインストール時に、一時保存フォルダの先頭フォルダ **EASYEDI** の場所を任意に指定する<sup>48</sup>。インストール時に **EASYEDI**、**CONTTMP** 各フォルダが作成される。
- (2)保管システムに新たに電磁的記録等を保管する際には、業務システムが **CONTTMP** 下にインタフェース・ファイルをコピーする。その後、保管システムが必要なファイルをコピーし、インタフェース・ファイルを削除する。

### 2.2 インタフェース・ファイルの名称

インタフェース・ファイルの名称は以下の規定とする。

IFF99999.ORG

---

<sup>48</sup> CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.1 指針・参考資料 2004.06.04 版 「D.I.インタフェース・ファイルの機能」と同じ仕様によりフォルダ EASYEDI を既に使用している場合は、このフォルダ下に CONTTMP を作成する。



## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

(a) IFF、ORG: ファイル名の先頭 3 文字の IFF、ファイルの属性を表す拡張子の ORG は固定。

(b) 99999: 任意に付ける番号(00001~99999)で表す。

業務システムは、一時保存フォルダにインタフェース・ファイルをコピーする際、同一名称のファイルが存在しないよう、この番号によって既に存在するファイルと識別する。

### 2.3 一時保存フォルダ下のインタフェース・ファイルの生成・消滅

#### (1) 生成のタイミング

業務システムは、データを保管システムに保管するタイミングで、インタフェース・ファイルを作成する。

#### (2) 消滅のタイミング

保管システムは、データを保管した場合に、当該インタフェース・ファイルを削除する。

### 2.4 一時保存フォルダ下のインタフェース・ファイルの排他制御

業務システムは、インタフェース・ファイルを書き出す際、CONTTMP下にまず EDLEJ.S.LCK というロック・ファイルを設定後、CONTTMP下にインタフェース・ファイルをコピーする。コピーが完了したら EDLEJ.S.LCK を削除する。

したがって保管システムは、CONTTMPよりインタフェース・ファイルを取得する際に、EDLEJ.S.LCK の存在を確認し、EDLEJ.S.LCK が存在する間はファイルの取得は行わず待ち状態とし、EDLEJ.S.LCK が消滅したらファイルの取得を行う（実際の処理は、一定間隔でリトライを行う）。

2.5 保管システムの機能の構成

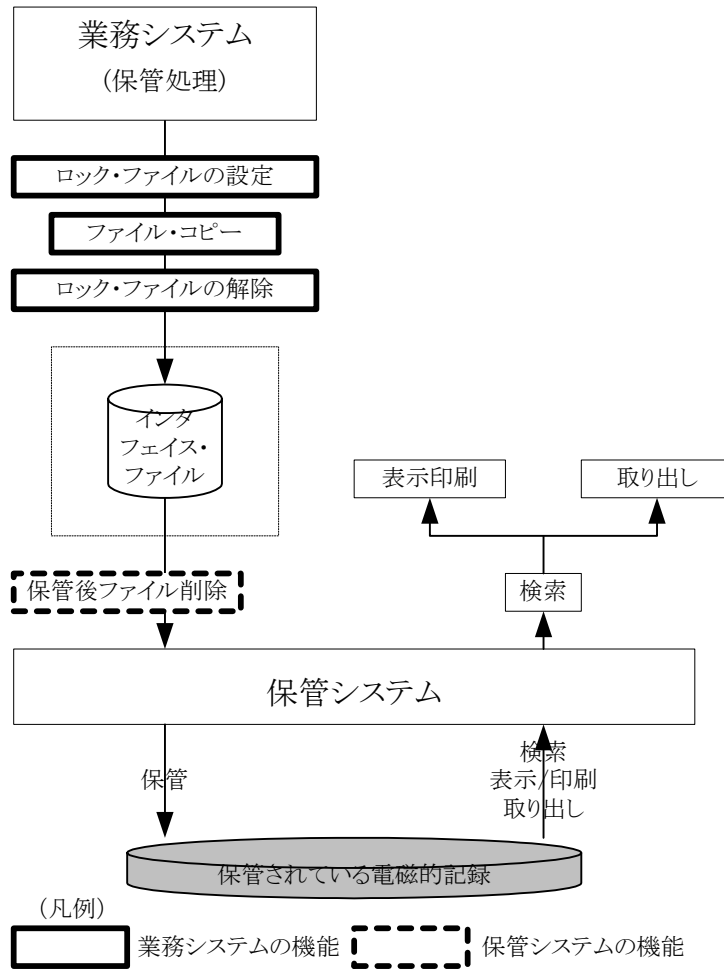


図 D.VIII- 21 保管システムの機能の構成

### 3. エクスポート・ファイル

#### 3.1 エクスポート・ファイルの名称

エクスポート・ファイルの名称は以下の規定とする。

XXX.EXP

- (a) XXX: 任意。3文字に固定されるものではない。
- (b) EXP: ファイルの属性を表す拡張子の EXP は固定。

## 4. 留意事項

### 4.1 留意事項 1 インタフェース・ファイルの保持について

この仕様による保管システムを導入する場合には、業務システム側ではインタフェース・ファイルの情報を保管システムに渡すために一時的に保持しておく必要がある。CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.1 参考資料・指針 2004.06.04 版 I.インタフェース・ファイルの機能」に示した CSV インタフェースや DB インタフェース機能のフロントエンドを使用している場合、業務システムはこれらインタフェースからトランスレーション後の情報（下図中「CSV または RDB インタフェース・データ」）を受け取っているが、保管システムとの連携のためにはこの「CSV または RDB インタフェース・データ」とは別に、インタフェース・ファイルの情報を別途保持しておく必要がある。

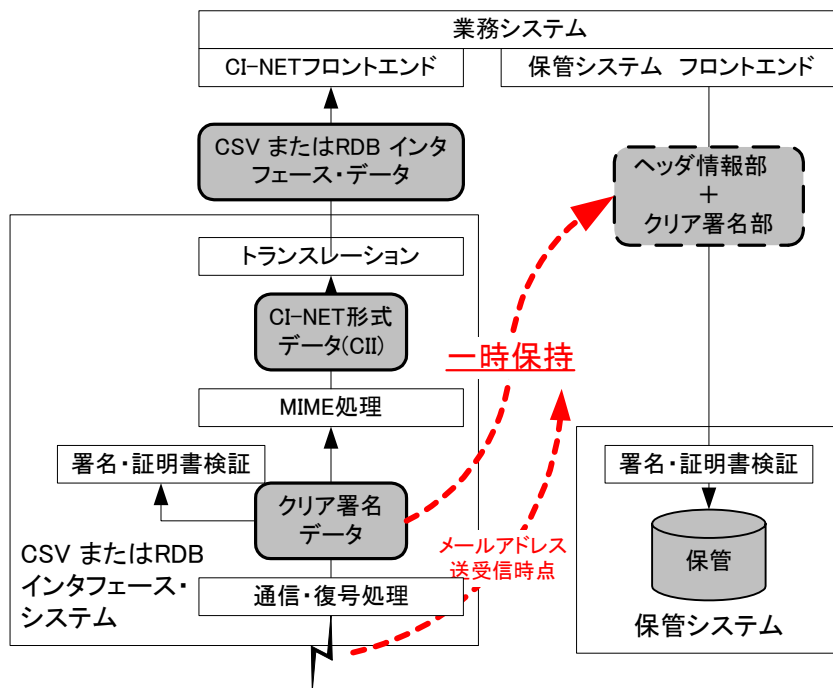


図 D.VIII- 22 インタフェース・ファイルの保持

### 4.2 留意事項 2 認証機関の電子的な証明書について

本編に記載のとおり、保管システムが行う非改ざん性の証明には、保管されている電子的な証明書の検証のために、当該電磁的記録等（契約データ）作成時点における認証機関の電子的な証明書（中間電子的な証明書が存在する場合はその中間電子的な証明書も含む）が必要です。

## 参考 8. 電子契約の契約内容確認 印刷イメージ

### 一覧画面イメージ

相当のタグ番号                    2            1024            1013            1006            1306            1173            1007.9            1300            1007.9            1045

一覧画面の名称	通し番号	情報区分	発注者	受注者	工事コード	変更工事コード	工事略称	注文番号	注文番号枝番	注文請等番号	取引件名	
例示	n	注文請け	振興建設株式会社	推進鉄筋工事株式会社	t00-0506-002		基金別館2	tky2002-0736		m-ktky-0381	鉄筋加工組立て	続く

相当のタグ番号                    1097            1043            1052.3            1008.10            1008.10

一覧画面の名称	請負金額(税込)	工事場所	工期	注文(申込等)日	注文請(承諾等)日	ファイル名
例示	10,500.000	東京都港区虎ノ門4-2-12その2	2002/04/06 ~ 2055/04/15	2002/3/25	2002/3/31	基金別館2.exp



### 情報区分コードにより選別される名称

- タイトル、データ項目の名称を「情報区分コード」により選別する。
- 名称は「CI-NET LiteS 美装規約 Ver.2.12002.06.16」第p.129 表B.IV.2-2 [1007]帳票No.、「[1007]帳票No.」、「[1008]帳票No.」等の記載方法」に従った。
- 対象メッセージは「CI-NET LiteS 美装規約 Ver.2.0」のメッセージとする。

メッセージ	情報区分コード	書名(タイトル)	印刷名称				一覽表示印番付
			工事基本情報区項目名称				
			1007 帳票No.	1008 帳票年月日	1009 帳票帳票No.	1010 帳票帳票年月日	1300 注文番号枝番
確定注文	0502	確定注文書	注文番号	注文日	-	-	注文番号枝番
注文請け	0508	注文請け書	注文請番号	注文請日	注文番号	注文日	注文番号枝番
契約項目合意変更申込	0503	契約項目合意変更申込書	注文番号	変更申込日	-	-	注文番号枝番
契約項目合意変更承諾	0507	契約項目合意変更承諾書	注文承諾番号	変更承諾日	注文番号	変更申込日	注文番号枝番
合意解除申込	0504	合意解除申込書	注文番号	解除申込日	-	-	注文番号枝番
合意解除承諾	0508	合意解除承諾書	解除承諾番号	解除承諾日	注文番号	解除申込日	注文番号枝番
一方的解除通知	0514	一方的解除通知書	注文番号	解除通知日	-	-	注文番号枝番

- タイトル、データ項目の名称を「情報区分コード」により選別する。
- 名称は「CI-NET LiteS 美装規約 Ver.2.1 ad.1 表 B.IV.2-2 [1007]帳票 No.[1009]参照帳票 No.等の記載方法」に従った。

確定注文書

本印刷物は、CI-NET LiteS対応「電子契約の契約内容確認ツール」により、原本から出力されたものです。  
 エクスポート・ファイル作成日 2002/08/22 10:50:25 02-09

確定注文書の  
印刷イメージ

標準企業コード 502505006500	標準企業コード 502505887766
企業名 振興建設株式会社	企業名 推進鉄筋工事株式会社
代表者名 基金太郎	代表者名 千田次郎
郵便番号 105-0001	郵便番号 105-0002
住所 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館	住所 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル3号館

発注者情報	受注者情報
担当部署名 東京支店調達部	担当部署名 東京港営業所営業部
作業所長名 神谷康太郎	建設業許可区分コード 東京都知事一般1234第567890号
その他JV構成企業名 虎ノ門建設株式会社、芝建設株式会社、赤坂建設株式会社、 新橋建設株式会社、西新橋建設株式会社、大門建設株式会社、 虎ノ門建設株式会社、芝建設株式会社、赤坂建設株式会社	許可業種1 建築工事業
	許可業種2 とび・土工工事業
	許可業種3 鉄筋工事業
	許可業種4
	許可業種5
	許可日 平成13年 4月16日

契約金額情報	工事基本情報
工事金額 ¥10,000,000	工事コード t00-0606-002
消費税額 ¥500,000	受取工事コード
諸負金額 ¥10,500,000	工事名称 財団法人建設業振興基金別館新築工事第2期工事
積算条件 一式無増減	基金別館2
支払条件 甲所定の条件による。	105-0004
	東京都港区虎ノ門4-2-12その2

原価要素名 原価科目名	取引件名 鉄筋加工組立て
	工期 2002/04/06 ~ 2055/04/15
	注文番号 ky2002-0786
	注文番号校番 2002/3/25
	注文日

1000 振票Nb  
 1300 注文番号校番  
 1000 振票年月日  
 1000 参照振票Nb  
 1010 参照振票年月日



注文請け書

本印刷物は、CI-NET LiteS対応「電子契約の契約内容確認ツール」により、原本から出力されたものです。  
 エクスポート・ファイル作成日 2002/08/22 10:50:25 02-09



発注者情報

標準企業コード 502505006500  
 企業名 振興建設株式会社

代表者名 基金太郎  
 郵便番号 105-0001  
 住所 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館

担当部署名 東京支店調達部  
 作業所長名 神谷真太郎  
 その他JV相対企業名 虎ノ門建設株式会社、芝建設株式会社、赤坂建設株式会社、新橋建設株式会社、西新橋建設株式会社、大門建設株式会社、虎ノ門建設株式会社、芝建設株式会社、赤坂建設株式会社

受注者情報

標準企業コード 502505887766  
 企業名 推進鉄筋工事株式会社

代表者名 千田次郎  
 郵便番号 105-0002  
 住所 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル3号館

担当部署名 東京港営業所営業部  
 建設業許可区分コード 東京都知事一般1234第567890号  
 許可業種1 建築工事業  
 許可業種2 とび・土工工事業  
 許可業種3 鉄筋工事業  
 許可業種4  
 許可業種5  
 許可日 平成13年 4月16日

契約金額情報

工事金額 ￥10,000,000  
 消費税額 ￥500,000  
 諸負金額 ￥10,500,000  
 積算条件 一式無増減  
 支払条件 甲所定の条件による。

工事基本情報

工事コード t00-0606-002  
 変更工事コード  
 工事名称 財団法人建設業振興基金別館新築工事第2期工事  
 工事略称 基金別館2  
 郵便番号 105-0004  
 工事場所 東京都港区虎ノ門4-2-12その2

取引件名 鉄筋加工組立て  
 工期 2002/04/06 ~ 2055/04/15  
 注文番号 tky2002-0786  
 注文番号枝番 2002/3/25  
 注文日 m-ktky-0381  
 注文請番号 2002/3/31  
 注文請日

1009参照帳票No. →  
 1300注文番号枝番 →  
 1010参照帳票年月日 →  
 1007帳票No. →  
 1008帳票年月日 →

原価要素名 外注  
 原価科目名 鉄筋工事

印刷イメージ

本印刷物は、CI-NET LiteS 対応「電子契約の契約内容確認シート」に  
よって、原本から出力されたものです。  
エクスポート・ファイル作成日 2002/08/22 10:50:25 02:09

**鍵項目合意変更申込書**

取引件名  
工期  
注文番号  
注文番号校番  
変更申込日

1007 振票No. →  
1300 注文番号校番 →  
1008 振票年月日 →  
1009 参加制振票No. →  
1010 参加制振票年月日 →

鉄筋加工組立て  
2002/04/06 ~ 2055/04/15  
tq2002-0736  
2002/3/25

印刷イメージ

本印刷物は、CI-NET LiteS 対応「電子契約の契約内容確認シート」に  
よって、原本から出力されたものです。  
エクスポート・ファイル作成日 2002/08/22 10:50:25 02:09

**鍵項目合意変更承諾書**

取引件名  
工期  
注文番号  
注文番号校番  
変更申込日  
変更承諾番号  
変更承諾日

1009 参加制振票No. →  
1300 注文番号校番 →  
1010 参加制振票年月日 →  
1007 振票No. →  
1008 振票年月日 →

鉄筋加工組立て  
2002/04/06 ~ 2055/04/15  
tq2002-0736  
2002/3/25  
m-1419-0381  
2002/3/31

本印刷物は、CI-NET LiteS対応「電子契約の契約内容確認シリアル」に  
よって、原本から出力されたものです。  
エクスポート・ファイル作成日 2002/08/22 10:50:25 02:09

**合意解除申込書**

取引件名  
工期  
注文番号  
注文番号校番  
解除申込日

1007 帳票No →  
1300 注文番号校番 →  
1008 帳票年月日 →  
1009 参加別帳票No →  
1010 参加別帳票年月日 →

印刷イメージ

本印刷物は、CI-NET LiteS対応「電子契約の契約内容確認シリアル」に  
よって、原本から出力されたものです。  
エクスポート・ファイル作成日 2002/08/22 10:50:25 02:09

**合意解除承諾書**

取引件名  
工期  
注文番号  
注文番号校番  
解除申込日  
解除承諾番号  
解除承諾日

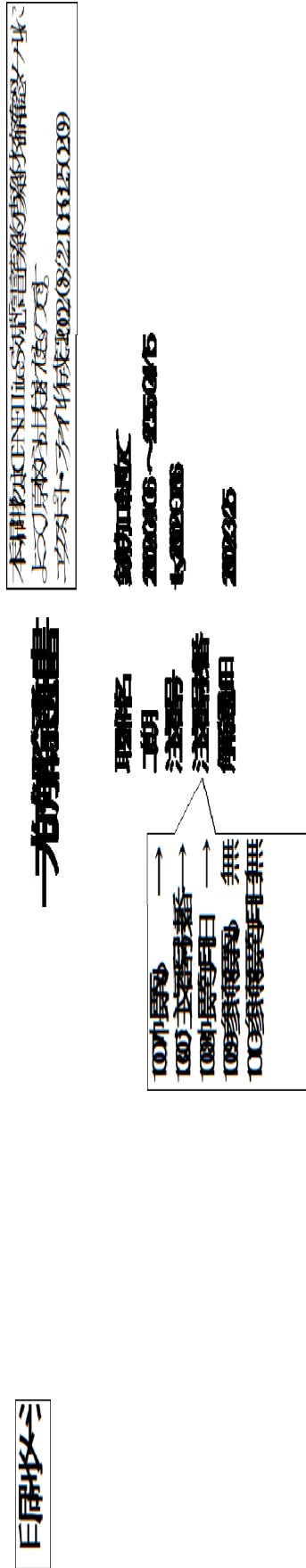
1009 参加別帳票No →  
1300 注文番号校番 →  
1010 参加別帳票年月日 →  
1007 帳票No →  
1008 帳票年月日 →

印刷イメージ

納付加工組立て  
2002/04/06 ~ 2005/04/15  
tky/2002-0796  
2002/3/26

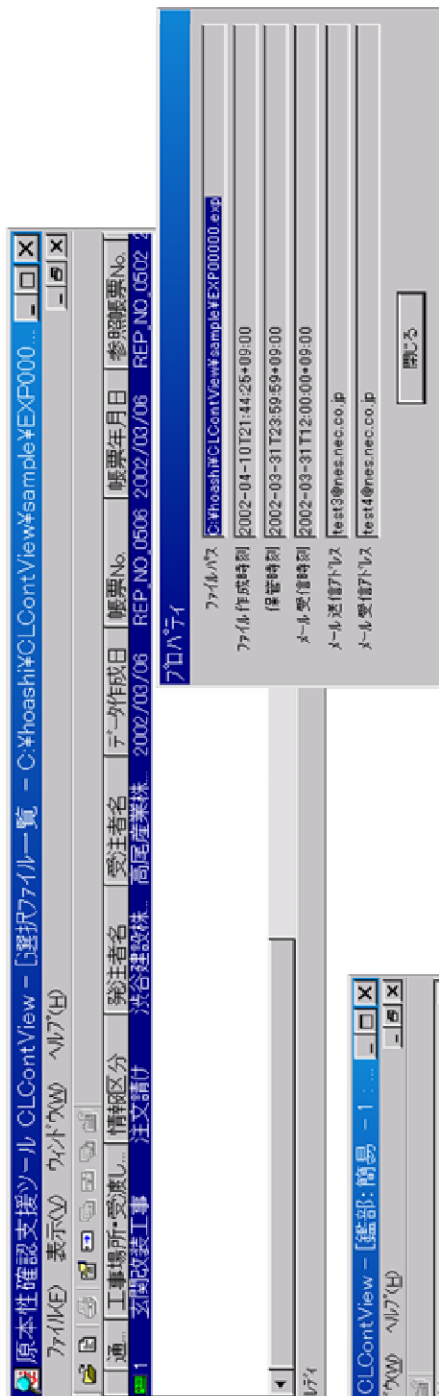
納付加工組立て  
2002/04/06 ~ 2005/04/15  
tky/2002-0796  
2002/3/25  
m-kiky-0981  
2002/3/31

D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

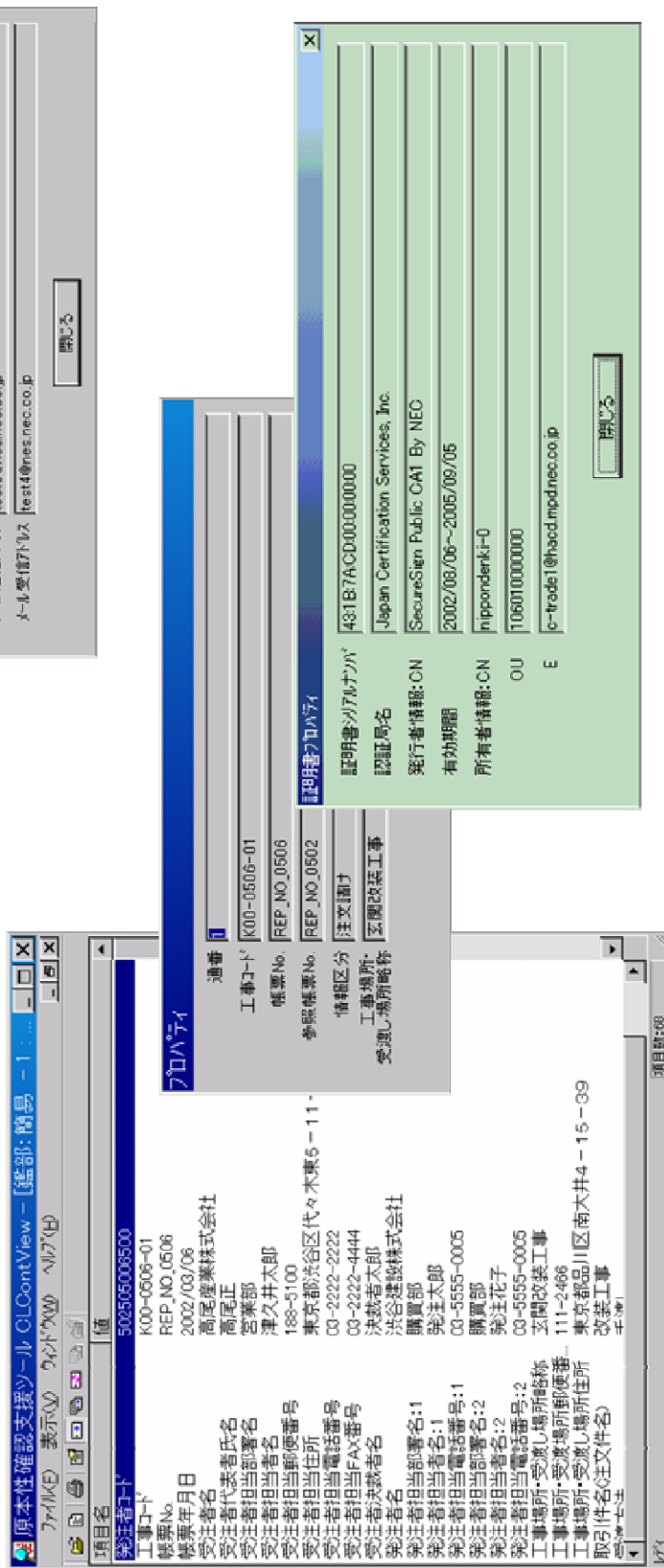


# 電子契約の契約内容確認モデルツール 一覧・案件表示のプロパティ

一覧表示にて



案件表示にて



## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

### 改訂履歴

日付	内容
2002年3月	発行
2004年6月	「参考 7.電磁的記録等の保管システムにおける外部インターフェースの参考仕様」追加
2019年3月	「1. 1.2 書面交付の理由、問題点」にて「CI-NETでの契約の成立」を明記

## D.VIII. CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

本資料を利用する場合あるいはソフト等を開発し販売を行う場合（製品の販売を目的とした開発）は、事前にご相談ください。

CI-NET LiteS 利用者のための  
建設工事の電子契約についての解説  
「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する  
『技術的基準』に係るガイドライン」の解説

---

2002年03月15日 発行  
2004年06月04日 改訂

### 【禁無断転載】

発行 財団法人 建設業振興基金  
建設事業情報化推進センター  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12  
虎ノ門 4 丁目MTビル 2 号館  
Tel.03-5473-4573  
Fax.03-5473-4580  
電子メール [ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp](mailto:ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp)  
URL: <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>

## D.IX. 電子署名文書長期保存方法について



## IX. 電子署名文書長期保存方法について

## D.IX. 電子署名文書長期保存方法について

電子署名文書長期保存方法について

2019年3月

一般財団法人 建設業振興基金  
情報化評議会

## D.IX. 電子署名文書長期保存方法について

## 目次

### 本編

1. 背景・目的
2. 本資料の位置づけ
  2. 1 各資料の概要
  2. 2 各資料と本書の関係
3. 要件および対応事例
  3. 1 署名検証時に、署名再検証に必要な情報を明確にしておくこと
  3. 2 署名検証時の時刻を明確にしておくこと
  3. 3 署名再検証に必要な情報を改ざん検出可能な状態にすること
  3. 4 署名再検証に必要な情報を保存すること
4. CI-NET LiteS 利用者の運用管理

### 参考

- 参考 1. 建設業法施行規則の技術的基準に係るガイドライン」について  
参考 2. 「CI-NET LiteS 利用電子契約の解説」について  
参考 3. 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）  
参考 4. 「CI-NET LiteS の電子証明書」について  
参考 5. 「長期署名フォーマット」について

## D.IX. 電子署名文書長期保存方法について

## 1. 背景・目的

2001年4月の建設業法の改正施行により、建設工事の請負契約の当事者は、建設工事の請負契約の交付を書面に代えて情報通信の技術を利用した方法により行うことができるようになった。このためには一定の要件を満たすことが必要とされており、その具体的内容は政令、省令およびガイドラインに定められており、改ざん防止やなりすまし防止のために電子証明書、電子署名を使用することになっている。

しかし、電子証明書、電子署名の使用に際しては、下記のようなリスクが指摘される一方で、電子契約データの有効性を長期にわたって維持する手法がユーザーにとって複雑でわかりづらく、またそのための厳格な仕組みを導入し運用しようとする場合の費用負担の大きさも指摘されている。

- 電子証明書には有効期限がある
- 有効期限内においても失効が発生する可能性がある
- 電子署名の暗号アルゴリズムが脆弱化する可能性がある 等

本資料は、CI-NET LiteSを用いた建設工事の請負等の契約において作成される電子署名が施された電子文書（以下、「電子署名文書」という。）を対象としている。それらを長期的に保存するために、現状の社会環境、技術状況のもとで必要な対応要件について示し、当業界における商慣行やEDIへの対応力を勘案し、大勢を占める中小業者が費用を抑制しながら利用可能な技術の活用および運用管理を行うことにより現実的な取り組みを進めようとする場合に、最低限でもこれだけは守られるべきと想定される対応の方法や考え方を事例として紹介するものであるが、必要なレベルはユーザーが自らの責任で対応することが求められる。

## 2. 本資料の位置づけ

電子署名文書の長期保存に関しては、CI-NET LiteSの活動成果の中にも関連する事項があるし、国のガイドライン等でも言及がなされている。このため、まず初めにこれらの関係を整理し、本書との位置づけを明確にする。関連する資料としては下記のものがある。

- A. 「建設業法」等に基づく「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン（国土交通省、2001年3月30日）<sup>49</sup>」（以下「建設業法施行規則の技術的基準に係るガイドライン」という。）
- B. 「CI-NET LiteS利用者のための建設工事の電子契約についての解説（財団法人建設業振興基金 2002年6月）<sup>50</sup>」（以下、「CI-NET LiteS利用電子契約の解説」という。）
- C. 「電子署名文書長期保存に関するガイドライン（電子商取引推進協議会（ECOM、2010年3月解散により一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）にて管理）、2002年3月）」

---

<sup>49</sup> 参考 1 を参照。

<sup>50</sup> 参考 2 を参照。

## 2.1. 各資料の概要

A. 建設業法施行規則の技術的基準に係るガイドラインについて

この資料は、情報通信の技術を利用して締結された請負契約についても、契約事項等の電磁的記録を保存することの必要性を示し、以下の点を指摘している。

保管されている電磁的記録が改ざんされていないことを自ら証明できるシステムを整備しておく必要がある。また、必要に応じて、信頼される第三者機関において当該記録に関する記録を保管し、原本性の証明を受けられるような措置を講じておくことも有効であると考えられる。

B. CI-NET LiteS利用電子契約の解説について

この資料はCI-NET LiteSを利用した電子契約の実施方法を解説したものである。その中で、契約事項等の電磁的記録等を適切に保存する方法や電磁的記録が改ざんされていないことを自ら証明する仕組み等を提示している。本書が電磁的記録等の保存について言及している箇所は下記の通りである。

## 4. 電磁的措置で契約するための法的要件とその対応

## 4.3 CI-NET LiteSによって建設工事の請負契約の締結を行う場合の対応

## 4.3.2電磁的記録等の保存

## (1)電磁的記録等の適切な保存

(以下要約)

契約事項等の電磁的記録等を適切に保存する必要がある、それらの保管に対する電磁的記録の滅失、読み出し不能、破壊等のリスクに対する防御措置について触れている。また契約事項等の存在、内容を第三者に示す必要がある場合の備え、および見読性確保・改ざんされていないことの証明のために必要な機能を有する仕組みの説明ができるような運用規定、手順書、説明書などを公開可能な状態で保管することが推奨される。

## (2)改ざんされていないことの証明

(以下要約)

保管されている電磁的記録が改ざんされていないことを証明するシステムを整備する必要がある、この方法の1つとして電子署名を用いる方法がある。この方法によって証明する場合は注文データ・注文請データの電磁的記録とともに、それに対する相手方の電子署名および相手方の電子的な証明書、さらに当該電子的な証明書を発行した認証機関の当該電子書名作成時点における公開鍵あるいは電子的な証明書を保管することが推奨される。

C. 電子署名文書長期保存に関するガイドラインについて

この資料は電子署名文書を長期的に保存するための汎用的な実施方法を解説したものである。その中で、電子署名文書の有効性を継続的に維持するため、有効性を確認したという証拠情報を将来想定される再検証のために署名文書とともに残す方式を想定して、以下の要件を提示している。下記要件のうち最初の3つの要件については、証拠情報の生成時に考慮すべき事項としている。

- 署名検証時に、署名再検証に必要な情報を明確にしておくこと
- 署名検証時の時刻を明確にしておくこと
- 署名再検証に必要な情報を改ざん検出可能な状態にすること
- 署名再検証に必要な情報を保存すること



2.2. 各資料と本書の関係

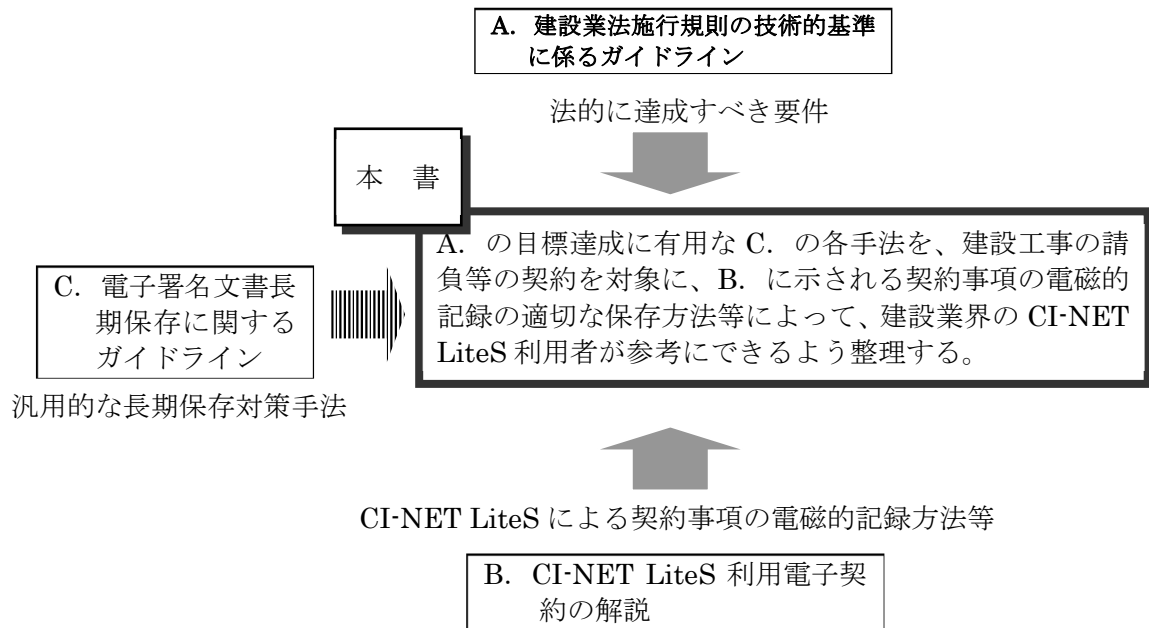


図 D.IX-1 小規模な企業の業務の流れ

### 3. 要件および対応事例

本項では、「C. 電子署名文書長期保存に関するガイドラインについて」に記された4つの要件をベースに、CI-NET LiteS 利用者にも求められ対応要件および参考となりうる対応事例を解説する。

その際、建設業界における電子契約においては、「あらかじめ取引先に対し、電子契約の方法の種類及び内容を示し、承諾を得ていること<sup>51</sup>」が必須となっているため、お互いに取引先であることを特定できる状態であることを考慮して現状の業界の実態に合わせた管理が可能であることを想定している。

#### 3.1 署名検証時に、署名再検証に必要な情報を明確にしておくこと

##### 【本要件の概説】

署名再検証時に電子署名文書の有効性を確認するのに必要な情報とは、検証時に署名の有効性が証明された事実を示す情報である。有効な署名として成立するためには、下記の2点の確認が必要となる。

表 D.IX-1 小規模な企業の業務の流れ

確認すべき事項	確認に必要な情報の例
1. 電子署名文書に付与された署名の本人性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○署名者電子証明書</li> <li>○上記電子証明書の発行元を示す発行者電子証明書</li> <li>○検証時に電子証明書が無効化していないことを示す情報</li> </ul>
2. 署名ポリシー <sup>52</sup> に基づき作成された署名であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○署名検証に関わる合意事項を記述した証拠</li> <li>○署名者と検証者が署名規則に合意した証となる情報</li> </ul>

##### 【CI-NET LiteS における対応事例】

- a. 署名の本人性確認のために下記情報を利用する。
  - a-1: 「クリア署名部」の「電子証明書<sup>53</sup>」
  - a-2: 認証局が公開する「発行者電子証明書」
  - a-3: 認証局が公開する「電子証明書失効リスト (CRL: Certificate Revocation List)」
- b. 署名が署名ポリシーに基づき作成されているか否かは下記情報で確認する。
  - b-1: 署名検証に関わる合意事項は「標準規定<sup>54</sup>」、「証明書利用約款」
  - b-2: 署名者と検証者が合意した証拠は「データ交換協定書」

<sup>51</sup> 参考3を参照。

<sup>52</sup> 署名検証にまつわる技術的、運用的な合意事項を記述した情報や、その情報に署名者および検証者が合意したことの証となる情報等を指す。

また、署名ポリシーについては、CI-NET LiteS の電子証明書は、現在利用している認証局が示す標準規定に基づき「証明書利用約款」、「電子証明書申請書」を規定している。

<sup>53</sup> 電子証明書のプロフィールについては参考4を参照。

<sup>54</sup> 認証局が発行する電子証明書に関してポリシーおよびその電子証明書発行の運営に関して適用する実践について記載されたもの。

**解 説**

CI-NET LiteS 対応システムでは、取引情報（メッセージ）を受信した直後に署名の改ざんや本人性の検証、インタフェース・ファイルの作成等を行うため、「保管システムへ保管のために引き渡されるデータの内容」の「クリア署名部」に「電子証明書」が記載されている。それを「署名者電子証明書」に利用する方法が想定できる（「CI-NET LiteS 利用電子契約の解説」の「D.VIII. 参考 7. 電磁的記録等の保管システムにおける外部インタフェースの参考仕様参照。」）。

「a-1」や「a-2」が正しいかどうかは、署名者の証明書が正しいか否かをルート証明書までさかのぼり確認できる仕組みを組み込むことによって対応が可能である。

また、検証時に無効化していないことを示すためには、電子証明書の有効期間中に検証を行い「a-3：電子証明書失効リスト」を利用して電子証明書が失効していないかユーザーが運用上で確認することとする。

「b-1」「b-2」については、ユーザーが管理し、運用上必要なときに参照する。

CI-NET LiteS で用いる「発行者電子証明書」、「電子証明書失効リスト」は認証局（CA）より公表<sup>55</sup>されている。

なお、認証局（CA）とは電子証明書発行組織の一つであり、発行局（IA）や登録局（RA）とともに構成されている。CI-NET LiteS に関する登録局は、例えば、建設業振興基金が運営し、電子証明書発行に係る書類は失効処理に係る書類も含めて発行時より 10 年間保存されている。このため、再検証時に電子証明書の有効性を確認することができる場合当基金で管理しているものを利用することができる。

### 3.2 署名検証時の時刻を明確にしておくこと

#### 【本要件の概説】

電子証明書の署名検証時刻を明確にするためには、信頼される時刻源<sup>56</sup>の時刻情報に基づき確定された事実を証拠情報として保存する必要がある。このためには、上記 3. 1 に記した有効な署名として成立したことを示す証拠書類と信頼される時刻情報を結びつけて管理する仕組みが求められる。

#### 【CI-NET LiteS における対応事例】

「保管システムへ保管のために引き渡されるデータの内容」の「ヘッダ情報部」に格納されている「インタフェース・ファイル作成時刻」を「署名検証時の時刻」と推定することとする。

**解 説**

CI-NET LiteS 対応のシステムでは、取引情報（メッセージ）を受信した後直ちに署名・改ざん等の検証、インタフェース・ファイルの作成を行っている。これにより、署名検証時刻とほぼ同時刻が「インタフェース・ファイル作成時刻」として保管されるため、「イ

<sup>55</sup> 例えば、以下の URL がある。認証局：日本電子認証株式会社 CI-Standard サービス 2

「発行者電子証明書」 <https://rep.ninsho.co.jp/cis2/ca-cert/index.html>

「証明書失効リスト」 [https://rep.cistd.com/cis2/cis\\_crl](https://rep.cistd.com/cis2/cis_crl)

<sup>56</sup> 例えば、以下のようなものが考えられる。

NTT の 117 時報サービス

NHK テレビの午前 7 時、午前 12 時、午後 7 時の時報

インタフェース・ファイル作成時刻」を「署名検証時の時刻」と推定する方法が想定できる。

なお、D.VIII.「参考 7. 電磁的記録等の保管システムにおける外部インタフェースの参考仕様」に記載されている通り、受信時とは別のタイミングで保管を行うシステムも想定できる。その場合も、上記同様、署名検証時に近い時刻を「インタフェース・ファイル作成時刻」に納めておくことが必要である。

これらの時刻に関わる処理については、各システムにおいて実装されている処理方法に従う。

なお、建設業界における契約は「年月日」を単位としている。時刻まで特定する管理方法には精度面に自ずと限界が生じる可能性があるが、「時刻」そのものの誤差や取引先と自社システムの時刻の誤差が業務に支障をきたさないよう確認すること等の運用管理を、「データ交換協定書」等に規定し運用することが望ましい。

さらに、以下のような事項を「データ交換協定書」等に規定することで、より精度の高い厳密な運用も可能となる。

また、セキュリティを一層強固なものとするためには、高度な長期署名フォーマット技術<sup>57</sup>やタイムスタンプ技術を導入する等の方法が考えられる。

CI-NET LiteS においては、契約時に相互に受け渡し保管される注文情報及び注文請情報とはもとより、送受信する情報には、そういった取引業務の情報（メッセージ）以外に、システム運用上「受信確認情報」がある。また基本契約の締結、契約前の見積情報や契約後の出来高・請求情報等の送受信する情報や取引情報の送受信時の処理（通信、暗号化・復号、署名検証等）、電磁的記録等の保存の処理等に関する一部あるいは全てのログを保存し、内容や時刻を検証できる管理としておく。これらの情報の取得や保存については、これらの処理が容易にできるようにシステム的に対応を組み込んでおくとともに、ユーザーは必要なときにそれらを参照できるようにしておく。

### 3.3 署名再検証に必要な情報を改ざん検出可能な状態にすること

#### 【本要件の概説】

上記 3. 1、3. 2において収集した証拠情報が改竄されていないことを、その署名の有効期限に関わらず、確認できるようにすることが求められる。

#### 【CI-NET LiteS における対応事例】

本要件については、「CI-NET LiteS 利用電子契約の解説」において、保管されている電磁的記録が改竄されていないことを自ら証明するシステムの仕組みが示されているので、これに準ずることとする。

#### 解 説

上記の「自ら証明するシステムの仕組み」は、下記に記載されている。

「CI-NET LiteS 利用電子契約の解説」

4. 電磁的措置で契約するための法的要件とその対応

4.3 CI-NET LiteS によって建設工事の請負契約の締結を行う場合の対応

4.3.2 電磁的記録等の保存

(2)改ざんされていないことの証明

なお、電磁的記録等の保管システムにおける外部インタフェース仕様の「ヘッダ情

<sup>57</sup> 参考 5 を参照。

報」部分については改ざんを検知できないため、「CI-NET LiteS 利用電子契約の解説」の「4.3.2 (1)電磁的記録等の適切な保存」に示されているリスクの例<sup>58</sup>に対する防御措置等を「データ交換協定書」等に明記し運用においてカバーすることが望ましい。

また、セキュリティを一層強固なものとするためには、高度な長期署名フォーマット技術やタイムスタンプ技術を導入する等の方法が考えられる。

### 3.4 署名再検証に必要な情報を保存すること

#### 【本要件の概説】

署名の再検証に必要な情報が消失してしまうと電子署名の有効性を検証する方法がなくなるため、署名の再検証に必要な情報を整理して保存することが必要になる。

#### 【CI-NET LiteS における対応事例】

「CI-NET LiteS 利用電子契約の解説<sup>2</sup>」の「4.3.2(1)電磁的記録等の適切な保存」「(2)改ざんされていないことの証明」に記載される内容に準ずる。

#### 解 説

本項は「建設業法施行規則の技術的基準に係るガイドライン」が規定する要件に含まれている。このため、CI-NET LiteS において、当該要件に対応するための方針を記した上記内容を参照にする。

---

<sup>58</sup> リスクの例については参考 2 の「4.3.2 (1) 電磁的記録等の適切な保存」を参照。

#### 4. CI-NET LiteS 利用者の運用管理

本資料は、建設工事の請負等の契約におけるCI-NET LiteS利用時の電子署名文書において、実務に即した安全で効率的な長期保存を可能とする対応要件及び対応事例を提示するとともに、必要に応じて「データ交換協定書」に基づく運用管理についても言及をしている。

しかし、個々の企業において適切に業務を行うためには、社内で電子契約運用規則等を定め、それを遵守することが重要である。

このため、参考として、こうした運用規則の一例を以下に示す。(本事例は、CI-NET LiteSを利用したEDIを対象とするものであり、一般的な業務規約や情報セキュリティに関する事項は含まない。)

#### 【CI-NET LiteS による EDI の運用管理に関する運用規則等に盛り込むべき事項】(参考事例)

- (1) 対象範囲
  - ・ CI-NET LiteS利用の建設工事の請負等の契約を対象とする。
- (2) 管理体制
  - ・ 管理責任者、操作担当者等を定め、電子契約データに係る処理および保管等の責任、権限を明確にする。
- (3) 情報資産管理
  - ・ 取引先と送受信した電子契約データあるいは保管された電子契約データ等にアクセスできる担当者を定め、アクセス履歴の記録、担当者以外の者のアクセスに対する防御等の管理を行う。
  - ・ 取引先が契約の相手先となり得るか、企業情報（倒産等）の管理を行う。
  - ・ 基本契約や個別契約等に係る見積情報や契約情報または出来高・請求情報等送受信する情報および情報の送受信に付随する時刻等の情報をいつでも検証できるよう管理を行う。
  - ・ 時刻に対し、必要に応じて取引先と相互確認を行い、信頼される時刻管理を行う。
  - ・ 秘密鍵は、担当者、管理場所等を明確にし厳重な管理を行う。
- (4) 人的管理
  - ・ 管理責任者は操作マニュアル等を用意し、操作担当者が正しい操作を行えるよう教育および啓発に努める。

## 参 考

## 参考 1. 建設業法施行規則の「技術的基準」に係るガイドライン について

■建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン

平成 13 年 3 月 30 日

国土交通省

### 1. はじめに

国土交通省では、適切な電子商取引の普及を通じて、建設産業の健全な発達を確保するため、平成 12 年に成立した書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成 12 年法律第 126 号)において、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)を改正し、書面の交付、書面による手続等が義務付けられている規定について、一定の技術的要件の下に情報通信技術の利用による代替措置を認めることとしたところである（平成 13 年 4 月 1 日施行）。

今般、契約当事者間の紛争を防止する等安全な電子商取引を促進する観点から、自己責任の下に情報通信の技術の利用により建設工事の請負契約を締結しようとする者の参考として、同法施行規則(以下「規則」という。)第 13 条の 2 第 2 項（建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年国土交通省令第 42 号）により追加）に規定する「技術的基準」に係るガイドラインを定めることとする。

### 2. 見読性の確保について(規則第 13 条の 2 第 2 項第 1 号関係)

情報通信の技術を利用した方法により締結された建設工事の請負契約に係る建設業法第 19 条第 1 項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）の電磁的記録そのものは見読不可能であるので、当該記録をディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できるようにシステムを整備しておくことが必要である。

また、電磁的記録の特長を活かし、関連する記録を迅速に取り出せるよう、適切な検索機能を備えておくことが望ましい。



### 3. 原本性の確保について(規則第 13 条の 2 第 2 項第 2 号関係)

建設工事の請負契約は、一般的に契約金額が大きく、契約期間も長期にわたる等の特徴があり、契約当事者間の紛争を防止する観点からも、契約事項等を記録した電磁的記録の原本性確保が重要である。このため、情報通信技術を利用した方法を用いて契約を締結する場合には、以下に掲げる措置又はこれと同等の効力を有すると認められる措置を講じることにより、契約事項等の電磁的記録の原本性を確保する必要がある。

#### (1) 公開鍵暗号方式による電子署名

情報通信の技術を利用した方法により行われる契約は、当事者が対面して書面により行う契約と比べ、契約事項等が改ざんされてもその痕跡が残らないなどの問題があり、有効な対応策を講じておく必要がある。

このため、情報通信の技術を利用した方法により契約を締結しようとする場合には、契約事項等を記録した電磁的記録そのものに加え、当該記録を十分な強度を有する暗号技術により暗号化したもの及びこの暗号文を復号するために必要となる公開鍵を添付して相手方に送信する、いわゆる公開鍵暗号方式を採用する必要がある。

#### (2) 電子的な証明書の添付

(1)の公開鍵暗号方式を採用した場合、添付された公開鍵が真に契約をしようとしている相手方のものであるのか、他人がその者になりすましていないかという確認を行う必要がある。

このため、(1)の措置に加え、当該公開鍵が間違いなく送付した者のものであることを示す信頼される第三者機関が発行する電子的な証明書を添付して相手方に送信する必要がある。この場合の信頼される第三者機関とは、電子認証事務を取り扱う登記所、電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 4 条に規定する特定認証機関等が該当するものと考えられる。

#### (3) 電磁的記録等の保存

建設業を営む者が適切な経営を行っていくためには、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、建設工事の進行管理を行っていくことが重要であり、情報通信の技術を利用した方法により締結された契約であってもその契約事項等の電磁的記録等を適切に保存しておく必要がある。

その際、保管されている電磁的記録が改ざんされていないことを自ら証明できるシステムを整備しておく必要がある。また、必要に応じて、信頼される第三者機関において当該記録に関する記録を保管し、原本性の証明を受けられるような措置を講じてお

## D.IX. 電子署名文書長期保存方法について

くことも有効であると考えられる。

## 参考 2. 「CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約 についての解説」について

■「CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説」から抜粋  
(建設業振興基金、2004年6月)

### 1. 電磁的措置で契約するための法的要件とその対応

#### 1.1 CI-NET LiteS によって建設工事の請負契約の締結を行う場合の対応

##### 1.1.1 電磁的記録等の保存

###### (1) 電磁的記録等の適切な保存

建設工事の請負契約を書面で締結する場合と同じく、電磁的措置により締結した場合もその電磁的記録等を適切に保管しなければなりません。電磁的記録等の保管には滅失、読み出し不能、破壊等のリスクがあり、これらに対する防御を行わなければなりません。

###### 【電磁的記録等の保管に係るリスクの例】

- ・ 過失、誤操作による滅失、改ざん
  - ・ 不適切な保管、取扱いによる滅失、改ざん
  - ・ 不適切な管理による分散、散逸
  - ・ 電子記録媒体等の劣化、紛失による滅失、読み出し不能、不完全な読み出し
  - ・ システムの移行等による不整合、機器・媒体の互換性不備による復元の不完全
  - ・ 故意による隠蔽、破壊、改ざん、偽造
  - ・ コンピュータ・ウイルスや不適切なソフトウェア等による破壊、混同
  - ・ 悪意の外部者による破壊、改ざん
- など

このためには次のような防御措置が有効です。

- イ)管理責任者の設定： 管理責任者等を定め、保管の責任、権限を明確にします。
- ロ)アクセスの管理： 保管された電磁的記録等にアクセスできる担当者を定め、アクセス履歴の記録、担当以外の者のアクセスに対する防御等の管理を行います。
- ハ)操作担当者の教育： 操作マニュアル等を用意し、担当者に正しい操作を教育します。

- ニ)保管場所の管理： 複数の電子記録媒体等に保管する場合は、どの電子記録媒体等にどの電磁的記録等が保管されているか、またディスク自体が正しく管理されていることを確認しておきます。
- ホ)バックアップ： 電磁的記録等のバックアップを定期的に行い、バックアップした電子データを適切に保管しておきます。
- ヘ)ウィルス対策： コンピュータ・ウィルス等に対する定期的な診断を行い、ウィルスが発見されたらただちに対処します。
- ト)システム移行等への対応： 保管システム自体をバージョン・アップすると、基本的ソフトウェアもバージョン・アップしなければならないことがあります。こうした場合、旧システムで保管していた電磁的記録等が新しいシステムで処理できなくなる不都合が生じないようにします。例えば、電磁的記録等はOSのファイルシステム上で保管することとし、特定のデータベースに格納するような方法は避けた方が良いと思われます。

さらに、建設工事の請負契約の存在、内容を第三者に示す必要がある場合に備え、こうした運用に係る規定や保管の手順書等を公開可能な形で整備することが推奨されます。なお、外部からのシステム監査を定期的に受けるなど、コンピュータ・システムの安全な運用に係る認定制度<sup>59</sup>を利用することにより、信頼性をさらに高められる可能性があります。

また関連しますが、「4.3.1 見読性の確保」の要件や後述の「(2)改ざんされていないことの証明」の要件が満たされていることを第三者に示すには、以下の事柄が重要になります。

- ・見読性の確保のための表示・印刷機能により、電磁的記録等の内容がディスプレイや紙に正しく表示、印刷されていること。
- ・改ざんされていないことを証明する機能（「(2)改ざんされていないことの証明」に記載）により、電磁的記録等の内容が正しく検証されていること。

両機能が正しく動作していることを確認するために、これらの機能を説明した仕様書や操作方法を示した説明書の内容を確認し、その内容を遵守して開発、運用しなければなりません。また第三者に説明する必要がある場合に備え、仕様書や操作説明書等を備え置き、公開可能な状態で保管することが推奨されます。また、相手方や第三者が確認のために電磁的記録等の提出を求めるケースに備え、FD、CD、MO、DVD等の電子記録媒体等に電磁的記録等を出力する機能を備えることが推奨されます。

以上全ての措置は、建設工事の請負契約締結を電磁的措置によって行う当事者が自らシ

---

<sup>59</sup> システムの安全な運用に係わる認定制度：

財団法人日本情報処理開発協会で検討中の「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS: Information Security Management System)適合性評価制度」等があります。ISMSは、平成13年3月に審査認定が廃止された「情報処理サービス事業電子計算機システム安全対策実施事務所認定基準」に代わるものとして検討されています。

システムを整備し運用してもよく、また電磁的記録等を安全に管理する外部の保管サービスを利用することも可能です。こうした保管サービスを提供する事業者の中には、保管だけでなく、次に解説する改ざんされていないこと等の証明サービスもあわせて提供している者もあるので、それらを利用することも可能です。

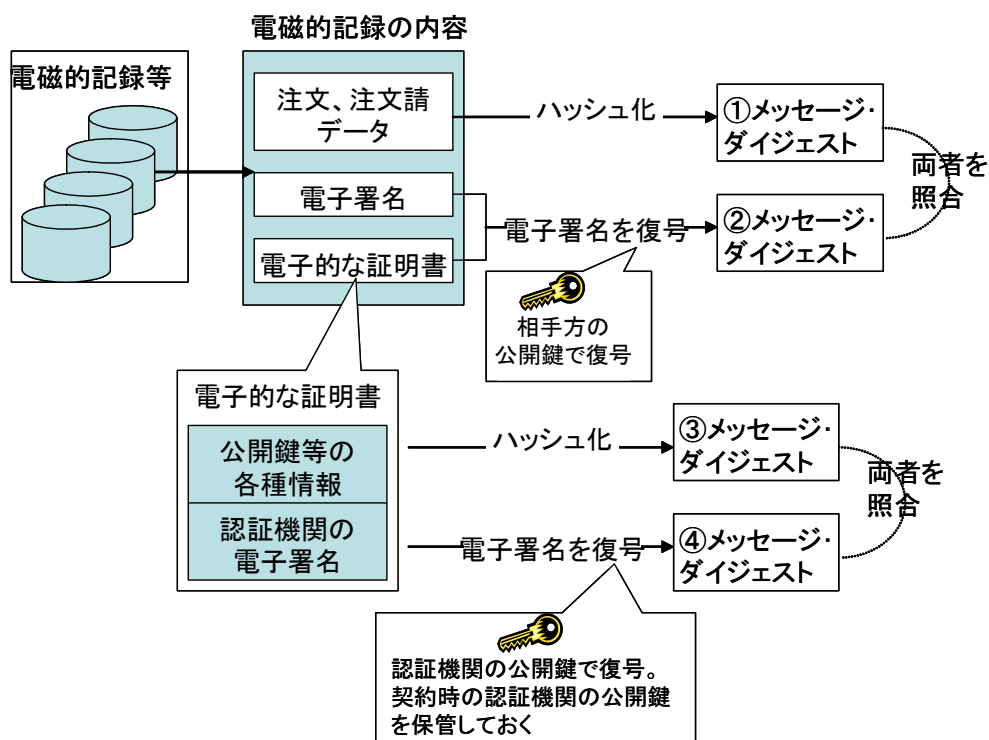
### (2) 改ざんされていないことの証明

保管されている電磁的記録等が改ざんされていないことを証明するシステムを整備しなければなりません。

この証明方法の 1 つとして電子署名を用いる方法があります。これは、正しい電子署名は相手方の秘密鍵によってしか作成できず、したがって受け渡しの途中あるいは受け取り後に改ざん等があれば電子署名と注文書・請書データとの間に不整合が生じる、という公開鍵暗号方式による電子署名の特性にもとづいています。

この場合、改ざんされていないことの証明は、注文書・請書データから生成した次図①のメッセージ・ダイジェストと、相手方の電子署名を相手方の公開鍵によって復号して得た②のメッセージ・ダイジェストとを照合することにより行います。

この方法によって証明する場合は、注文データ・注文請データの電磁的記録とともに、それに対する相手方の電子署名および相手方の電子的な証明書もあわせて保管することが推奨されます。さらにこの処理において電子的な証明書が改ざんされていないことを確認する（次図のメッセージ・ダイジェスト③④の照合により行う）ために、当該電子的な証明書を発行した認証機関の、当該電子署名作成時点における公開鍵あるいは電子的な証明書を保管しておくことが推奨されます。



※認証機関の電子署名は、電子的な証明書所有者の公開鍵等の各種情報からメッセージ・ダイジェストを作成し、認証機関の秘密鍵で暗号化したもの。

図 D.IX-2 改ざんされていないことの証明の原理

(3) 確定注文、注文請け等のメッセージがいつ作成されたのかの証明

EDI では各メッセージの時間管理のしくみとして、送受信相手とのメッセージ送受信時間の整合性が相互に管理されます。

つまり、送信者側のメッセージ送信時刻と受信者側のメッセージ受信時刻が整合しているため、サーバログや送受信時刻の改ざんを行った場合、送受信相手との整合性が確保できなくなります。

そのため、メッセージの受信時刻が送信者のメッセージの作成時刻を示す、すなわち送受信相手に対する注文、注文請等データの作成時刻を証明することになります。

改ざんされていないことの確認処理の概要例と各確認の詳細は以下のとおり。

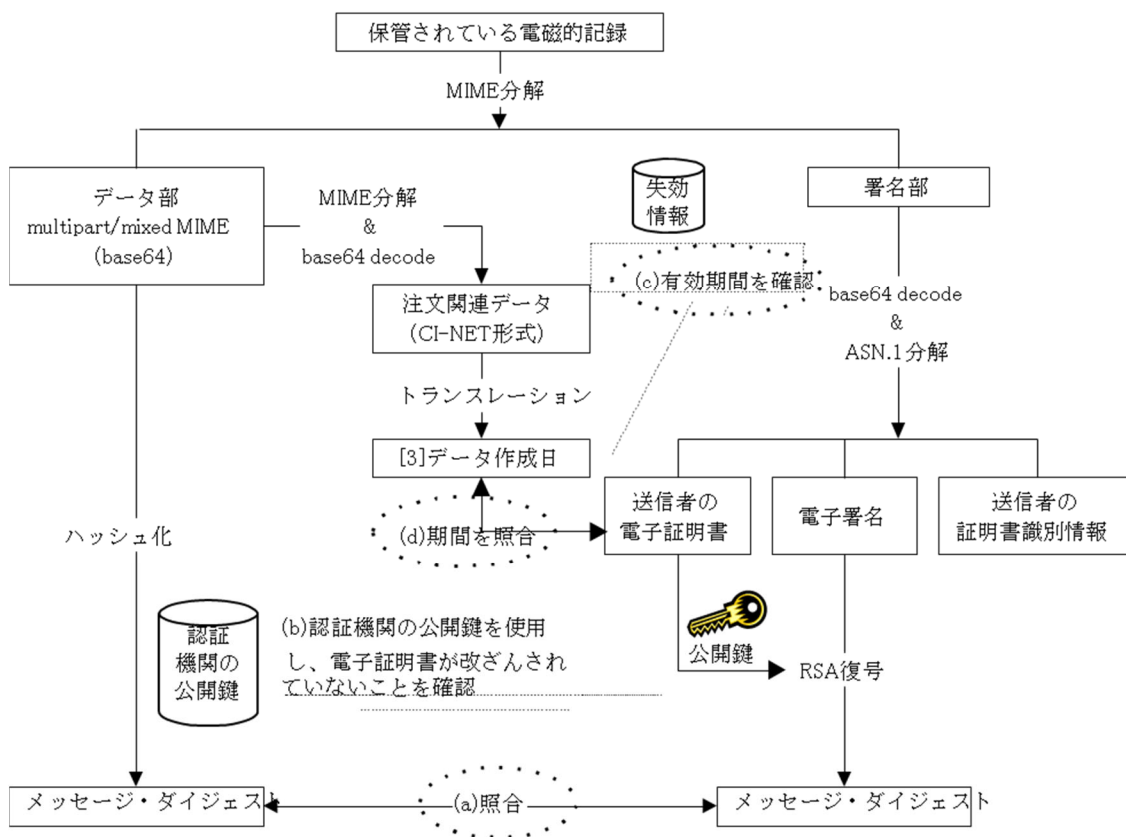


図 D.IX- 3 改ざんされていないことの確認処理の概要イメージ

(a) データ部メッセージ・ダイジェストの照合

CI-NET LiteS の場合の処理の概要は、以下の通り、電磁的記録のデータ部をハッシュ化して得たメッセージ・ダイジェストと、電子署名にある署名値（メッセージ・ダイジェストを送信者の秘密鍵にて暗号化した値）を送信者の公開鍵を用いて復号して得たメッセージ・ダイジェストを比較し、両者が一致すれば改ざんされていないと判断します。

(b) 送信者の電子的な証明書の改ざん有無の確認

上述(a)の処理過程において、送信者の電子的な証明書を認証している認証機関の公開鍵を用い、送信者の電子的な証明書の改ざん有無を確認します。

### (c) 認証機関の電子的な証明書のなりすまし有無の確認

送信者の電子的な証明書が信頼済みの認証機関から発行されたものであるかを確認する必要があります。

そのためには、予めサーバ等に登録しておいた信頼済の認証機関の証明書と送信者の電子的な証明書への署名に利用された証明書をルート証明書までさかのぼり、一致していることを確認します。

### (d) 検証処理時点における電子的な証明書の有効性の確認(電子的な証明書の有効期間が切れたもの)

失効情報および送信者の電子的な証明書に記載の有効期間を参照して、検証処理時点における電子的な証明書の有効性を確認します。電子的な証明書が有効でない(失効、或いは有効期限切れ等) 場合があるため、処理を継続して両メッセージ・ダイジェストを照合のうえ、改ざんの有無以外に電子的な証明書が有効でないこともあわせて確認します。

### (e) 有効期限が切れたものの確認

過去に締結された契約内容が改ざんされていないことの確認については、CI-NETの仕組み(発注側企業は注文請け書を保存、受注側企業は確定注文書を保存)により検証できます。過去の契約内容について、署名付きの確定注文書や注文請け書の工事情報と現業に存在する契約情報(書面や電子データ)をセットで確認を行います。

また、一般財団法人建設業振興基金にて管理している「CI-NET 電子証明書失効申請書」と比較することにより、契約時点の電子署名の有効性を確認することができます。



### 1.2 「電磁的記録等の保管システムにおける外部インタフェースの参考仕様」について

#### ■CI-NET LiteS 利用の電子署名文書の保管概要

「CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説」の D.VIII 「参考 7. 電磁的記録等の保管システムにおける外部インタフェースの参考仕様」を参考に概要を記載する。

#### (1) 受信から保管の流れ

CI-NET LiteS対応ソフトが、CI-NET LiteSメッセージである電子署名文書を受信した場合の概要を示す。

次図は、受信後、直ちに有効期間・署名・改ざん性検証、保管を一連の処理で行う例である。

- 1) 取引先から送信された電子署名文書は、次図「送受信文書フォーマット (CI-NET ファイル)」の形でメールアドレスに着信する。
- 2) 業務システムは、1)の電子署名文書を次図「受信後フォーマット」の形でDBに取り込む。直ちに、業務システムは、署名・改ざんの検証、インタフェース・ファイルの作成等を行い、次図「保管データフォーマット (インタフェース・ファイル)」の形で保管システムに保管する。

従って、署名検証とほぼ同時刻が保管データのヘッダ情報部「インタフェース・ファイル作成時刻」に納められる。

## D.IX. 電子署名文書長期保存方法について

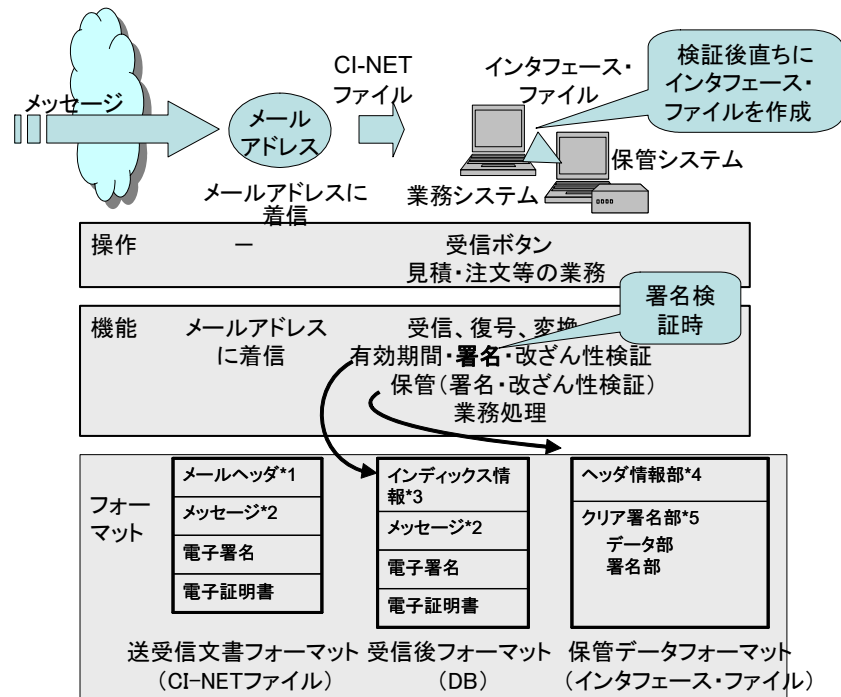


図 D.IX- 4 受信後、直ちに保管する場合

\*1 メール・ヘッダ:

- ・送信者 (From:行)
- ・受信者 (To:行)
- ・標題 (Subject:行)
- ・MIME ヘッダ

\*2 メッセージ:

- ・取引先と送受信する電子文書

\*3 インディックス情報:

- ・受信した電子メールのメール・ヘッダから抽出する情報
  - ・メッセージ・グループ・ヘッダ(MGH)から抽出する情報
  - ・メッセージから抽出する情報
- ・保管処理を行った年月日時分秒

\*4 ヘッダ情報部

- ・電子メールの受信時刻
- ・当該データの電子メールを送信したアドレス
- ・当該データの電子メールを受信したアドレス
- ・インタフェース・ファイル作成時刻

\*5 クリア署名部

CI-NET LiteS 実装規約に準拠した署名付き暗号メールの「暗号化 MIME ヘッダ+データ部(圧

縮された技術資料を含む)+署名部」を復号したもの

- ・ 暗号化データ MIME ヘッダ
- ・ データ部  
メッセージ・グループ・ヘッダ  
メッセージ  
技術資料
- ・ 署名部  
電子署名  
電子証明書

### (2) 受信時とは別のタイミングで保管を行うシステム

CI-NET LiteS対応ソフトによっては、保管のタイミングが前図と違い、受信後、有効期間・署名・改ざん性検証を行うが、受信とは別のタイミングで保管を行うつまり受信とは別のタイミングで「インタフェース・ファイル」を作成するソフトも想定される。次図は、その処理で行う例である。

- 1) 取引先から送信された電子署名文書は、次図「送受信文書フォーマット (CI-NET ファイル)」の形でメールアドレスに着信する。
- 2) 業務システムは、1)の電子署名文書を次図「受信後フォーマット」の形でDBに取り込み、署名・改ざんの検証等を行う。
- 3) その後、業務システムあるいは保管システムが、インタフェース・ファイルの作成等を行い、「保管データフォーマット (インタフェース・ファイル)」の形で保管システムに保管する。

従って、署名検証とほぼ同時刻が保管データのヘッダ情報部「電子メールの受信時刻」に納められる。

## D.IX. 電子署名文書長期保存方法について

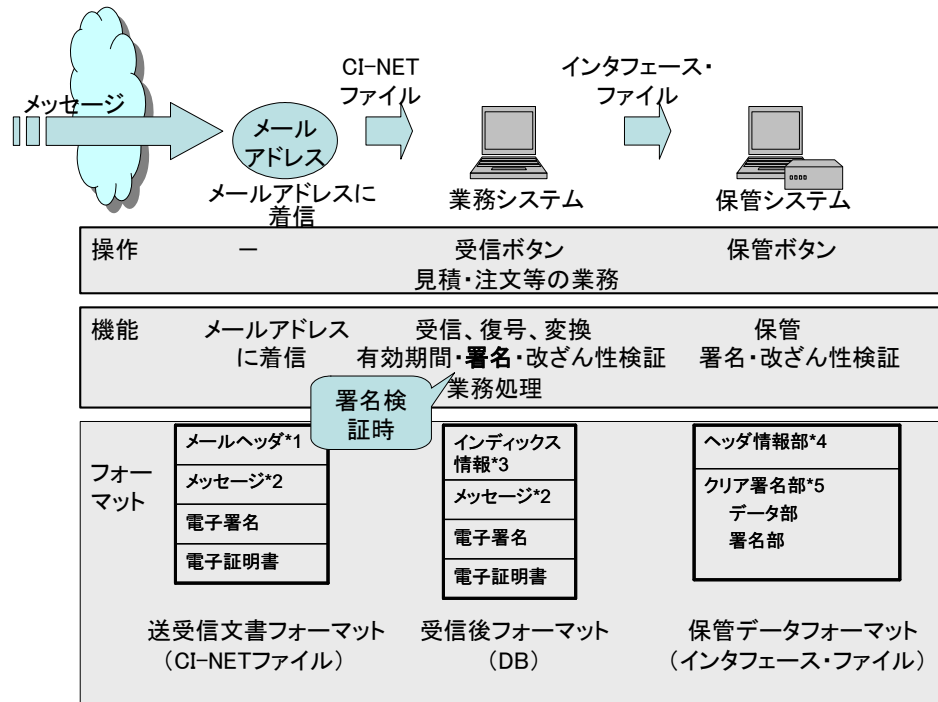


図 D.IX-5 受信時とは別のタイミングで保管を行う場合

### (3) 「インタフェース・ファイル」の保管データフォーマットで保管システムへ保管のために引き渡されるデータの内容

以下の項目である。

- ヘッダ情報部
  - ・電子メールの受信時刻
  - ・当該データの電子メールを送信したアドレス
  - ・当該データの電子メールを受信したアドレス
  - ・インタフェース・ファイル作成時刻
- クリア署名部
  - ・ 暗号化データ MIME ヘッダ
  - ・ データ部
    - メッセージ・グループ・ヘッダ
    - メッセージ
    - 技術資料
  - ・ 署名部
    - 電子署名
    - 電子証明書

### 参考 3. 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)

■建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）

第 5 条の 5（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

建設工事の請負契約の当事者は、法第 19 条第 3 項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類および内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（次項において「電磁的方法」という。）による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た建設工事の請負契約の当事者は、当該契約の相手方から書面又は電磁的方法により当該承諾を撤回する旨の申出があつたときは、法第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定による措置に代えて電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該契約の相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

## 参考 4. 「CI-NET LiteS の電子証明書」について

■「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0」から抜粋

A-1. 情報伝達規約(電子メールの場合)

A-2. 情報伝達規約(ebMS の場合)

### 1. 電子証明書

(a) CI-NET LiteS で使用する電子証明書は ISO/IEC 規定の X.509 Version3 フォーマットを使用する。

(b) 電子証明書プロファイルは以下の通り。

表 D.IX-2 電子証明書プロファイル

フィールド名	設定者	設定値	
			値
<b>証明書基本部</b>			
バージョン (version)	認証局	必須	V3
シリアル番号 (serialNumber)	認証局	必須	128ビット以下の正の整数
署名 (signature)	認証局	必須	sha1 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.5)
発行者 (issuer)	認証局	必須	CN=発行者
有効期間 (validity)	認証局	必須	開始時刻(例:年月日時分秒) 終了時刻(例:年月日時分秒)
所有者 (subject)	認証局	必須	C=国名(例:JP)
	登録局	必須	O=組織名(例:CI-NET)
	ユーザ/ 登録局	任意 必須	OU=「CompanyCode-」とユーザの標準企業コード (12桁) CN=ユーザ名または識別コード E=ユーザの電子メールアドレス
所有者公開鍵 (subjectPublicKeyInfo)	顧客/ 登録局	必須	RSA公開鍵(例:1024ビット)
<b>証明書標準拡張部</b>			
認証局鍵識別 (authorityKeyIdentifier)	認証局	任意	keyID=(例:発行者の公開鍵のSHA-1ハッシュ (160bit)) authorityCert=発行者のDN(識別名)とシリアル番号
所有者鍵識別 (subjectKeyIdentifier)	認証局	任意	(例:公開鍵のSHA-1)
鍵種別 (keyUsage)	認証局	必須	digitalSignature, keyEncipherment (0xA0)
拡張鍵種別 (extendedKeyUsages)	認証局	任意	—
証明書ポリシー (certificatePolicies)	認証局	任意	認証局のOID
所有者別名 (subjectAltName)	顧客/ 登録局	任意	rfc822name=ユーザの電子メールアドレス
基本制約 (basicConstraints)	認証局	任意	cA=FALSE
			pathLenConstraint=フィールドなし
CRL分配点 (cRLDistributionPoints)	認証局 /	任意	(例:URL等)
netscape-cert-type	認証局	任意	—

D.IX. 電子署名文書長期保存方法について

表 D.IX-3 電子証明書プロフィール

行	フィールド名	設定者	設定値				
			区分	値	区分	値	
			SHA-1対応 (2017年3月31日発行まで)		SHA256対応 (2017年4月1日発行から)		SHA-1対応からの 変更点
証明書基本部							
1	バージョン (version)	認証局	必須	V3	必須	V3	
2	シリアル番号 (serialNumber)	認証局	必須	正の整数(16桁)	必須	正の整数(16桁)	
3	署名 (signature)	認証局	必須	sha1 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.5)	必須	sha256 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.11)	拡張 (160から 256ビット)
4	発行者 (issuer)	認証局	必須	CN=発行者	必須	C=JP, O=Nippon Denshi Ninsho Co.Ltd., OU=CI-Standard2 Certification Authority	
5	有効期間 (validity)	認証局	必須	開始時刻(例:年月日時分秒) 終了時刻(例:年月日時分秒)	必須	開始時刻(例:年月日時分秒) 終了時刻(例:年月日時分秒)	有効期間は3年30日
6	所有者 (subject)	認証局 登録局	必須	C=国名(例:JP)	必須	C=国名(例:JP)	
7		認証局 登録局	必須	O=組織名(例:CI-NET)	必須	O=組織名(例:CI-NET)	
8		ユーザ/ 登録局	必須	OU=「CompanyCode-」とユーザの標 準企業コード(12桁)	必須	OU=「CPN-」の4桁に続けて、ユーザ 企業名(64桁=4+60) <sup>注1</sup>	記載場所 の変更
9		ユーザ/ 登録局	任意	なし	任意	OU=「CMN-」の4桁に続けて、「JCN」 +法人番号+「+」+枝番相当(27桁 =4+3+13+1+6) <sup>注1</sup>	新設
10		ユーザ/ 登録局	任意	なし	必須	OU=「CompanyCode-」とユーザ標準 企業コード(24桁=12+12)	記載場所 の変更
11		ユーザ/ 登録局	任意	なし	任意	OU=「TID-」の4桁に続けて、端末ID (64桁=4+60) <sup>注1,注2</sup>	新設
12		ユーザ/ 登録局	必須	CN=ユーザ名または識別コード (現行はユーザ企業名)	必須	CN=職務権限者である職務権限名あ るいは個人名(64桁) 職務権限名の場合、「SHOKUMU- KENGENSHA」と固定 <sup>注3</sup>	記載内容 の変更
13		ユーザ/ 登録局	必須	E=ユーザの電子メールアドレス	必須	E=ユーザの電子メールアドレス (80桁)	
14	所有者公開鍵 (subjectPublicKeyInfo)	顧客/ 登録局	必須	RSA公開鍵(例:1024ビット)	必須	RSA公開鍵(例:2048ビット)	拡張 (1024から 2048ビット)
証明書標準拡張部							
15	認証局鍵識別 (authorityKeyIdentifier)	認証局	任意	keyID=(例:発行者の公開鍵のSHA-1 ハッシュ(160bit)) authorityCert=発行者のDN(識別名) とシリアル番号	任意	keyID=(例:発行者の公開鍵のSHA-1 ハッシュ(160bit)) authorityCert=発行者のDN(識別名) とシリアル番号	
16	所有者鍵識別 (subjectKeyIdentifier)	認証局	任意	(例:公開鍵のSHA-1)	任意	(例:公開鍵のSHA-1)	
17	鍵種別 (keyUsage)	認証局	必須	digitalSignature, keyEncipherment (0xA0)	必須	digitalSignature, nonRepudiation, keyEncipherment <sup>注4</sup>	「nonRepudiation」を追加(新設)
18	拡張鍵種別 (extendedKeyUsage)	認証局	任意	—	任意	—	
19	証明書ポリシー (certificatePolicies)	認証局	任意	認証局のOID	任意	認証局のOID	
20	所有者別名 (subjectAltName)	顧客/ 登録局	任意	rfc822name=ユーザの電子メールアド レス	任意	rfc822name=ユーザの電子メールアド レス	
21	基本制約 (basicConstraints)	認証局	任意	cA=FALSE	任意	cA=FALSE	
22	CRL分配点 (cRLDistributionPoints)	認証局	任意	(例:URL等)	任意	https://rep.cistd.com/cis2/cis_crl.crl	
23	netscape-cert-type	認証局	任意	—	任意	—	



## 参考 5. 「長期署名フォーマット」について

電子署名文書の電子署名を有効な状態にしておくためには、署名の有効性が失われる前に、有効性を延長する必要がある。公開鍵証明書の有効期間内、つまり電子署名の有効期間内に、電子証明書の期限切れ以降まで有効なタイムスタンプを付加し、さらにそのタイムスタンプの有効期限切れ直前に再びタイムスタンプを付加し続けることで、電子署名の有効性を延長することができる（図 D.IX-6）。

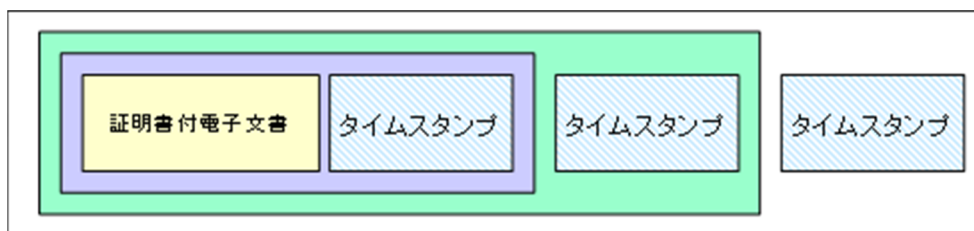


図 D.IX-6 タイムスタンプ利用による電子署名の延長

この方法を用いて電子署名の有効性を延長するためには、初期にタイムスタンプを適用する電子文書や、公開鍵証明書、検証記録（CRL など）が正しく集めて、一つに纏められなければならない。また、これらの情報を誰がどのようにして集めるなどといった運用面の検討も必要となる。電子署名文書を長期保存する際の署名プロファイルとして、ETSI による標準「TS 101 733」がある（図 D.IX-7）。

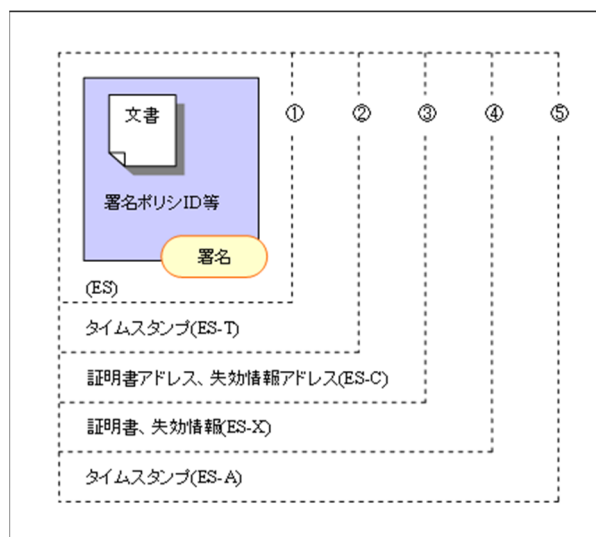


図 D.IX-7 長期署名フォーマット

図 D.IX-7 に示す長期署名フォーマットには以下のようなものがある。

(1)ES(Electronic Signature:基本署名フォーマット)

署名ポリシーに従って作成された原始的なフォーマットである。

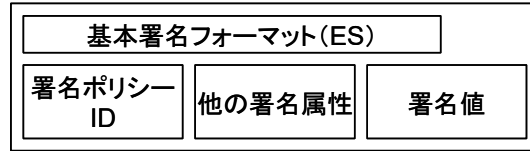


図 D.IX- 8 長期署名フォーマット(ES)

(2)ES-T(Electronic Signature with Timestamp:ES の署名値に対するタイムスタンプを付与したもの)

ES の署名値に対してタイムスタンプを付与したものである (ES フォーマット全体に対するタイムスタンプではない) 。

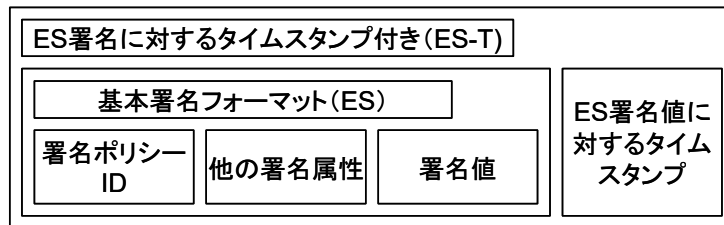


図 D.IX- 9 長期署名フォーマット(ES-T)

(3)ES-C(The ES with Complete validation data:完全証明書および失効情報参照データ)

ES の検証に用いるすべての証明書や CRL のリファレンス情報を加えたものである。

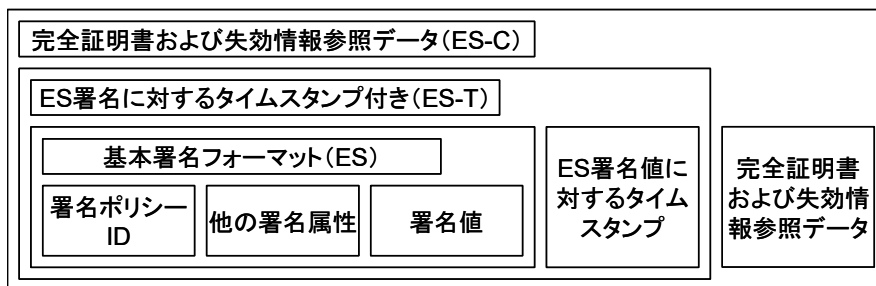


図 D.IX- 10 長期署名フォーマット(ES-C)

(4)ES-X(完全証明書データおよび失効情報データ)

ES-X には、ES-X Long、ES-X Type-1、ES-X Type-2 の 3 種類がある。

- ES-X Long： 検証に用いるすべての証明書と証明書の廃棄情報を加えたもの
- Type-1： ES-C にタイムスタンプを付与した値を加えたもの
- Type-2： 検証に用いるすべての証明書と証明書の廃棄情報のリファレンスとそれらにタイムスタンプを付与した値を加えたもの

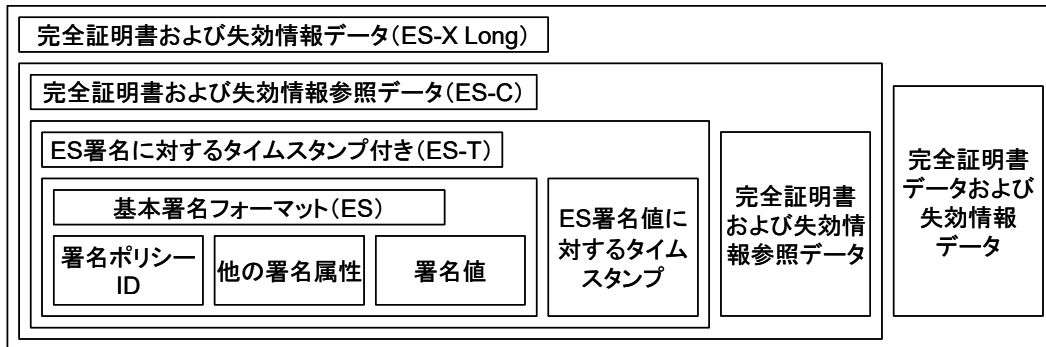


図 D.IX- 11 長期署名フォーマット(ES-X Long)

(5)ES-A (The ES with Archived validation data : ES-X に対するタイムスタンプを付与したもの)

ES-X に対し、長期保存用のタイムスタンプを付与したものである。

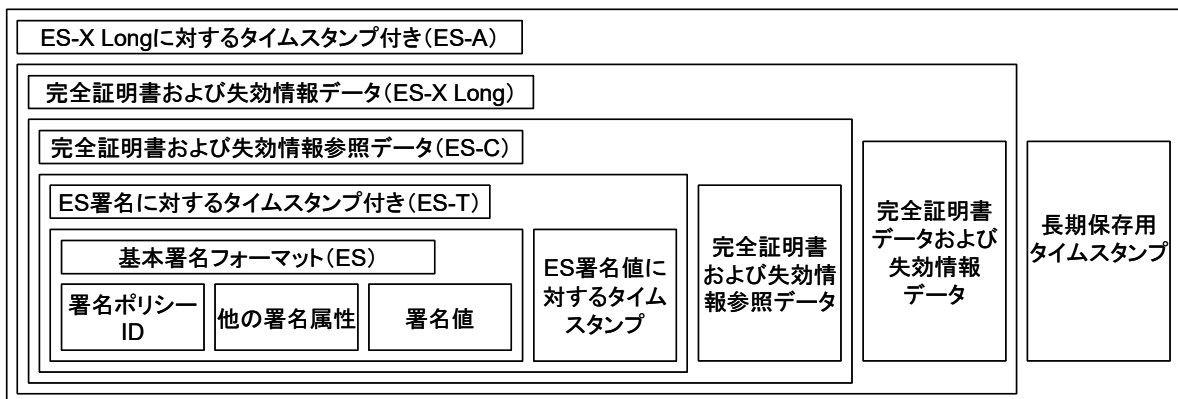


図 D.IX- 12 長期署名フォーマット(ES-A)

### 【参考文献】

- 「PKI 関連技術解説（特別認可法人 情報処理振興事業協会 セキュリティセンター 最終更新日：2012年8月9日、情報処理振興事業協会の事業は2004年に独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）に継承）」
- 「電子署名長期保存に関するガイドライン（電子商取引推進協議会（ECOM、2010年3月解散により一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）にて管理） 2001年3月）」

## D.IX. 電子署名文書長期保存方法について

### 改訂履歴

日付	内容
2004年6月	発行
2019年3月	「参考2、1、1.1 1.1.1(3)注文、注文請けなどのメッセージがいつ作成されたのかの証明」および「同(e)有効期限が切れたものの確認」の内容を明確にした。

## D.IX. 電子署名文書長期保存方法について

本資料を利用する場合あるいはソフト等を開発し販売を行う場合（製品の販売を目的とした開発）は、事前にご相談ください。

## 電子署名文書長期保存方法について

---

2004年06月04日 発行

2019年03月31日 改訂

### 【禁無断転載】

発行 一般財団法人 建設業振興基金  
情報化評議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12

虎ノ門 4 丁目MTビル 2 号館

Tel.03-5473-4573

Fax.03-5473-4580

電子メール:[ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp](mailto:ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp)

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>

## D.X. CI-NET LiteS における契約データの移管について



## X. CI-NET LiteS における契約データの移管について

## D.X. CI-NET LiteS における契約データの移管について

## X. CI-NET LiteS における契約データの移管について

### はじめに

#### 1. 本資料の位置づけと背景

本資料は、契約データ<sup>60</sup>の保管に関し、ある保管システムの契約データを、他の保管システムに移管するにあたっての留意点を検討し、とりまとめたものである。

2001年の建設業法の改正により、電磁的措置により建設工事の請負契約の締結が行えるようになっているが、CI-NET LiteS により EDI を実施する事業者にとっては、その契約データの保管について、保管件数の増加に伴う管理負荷の増大を軽減したいとのニーズがある。一方、CI-NET LiteS の EDI 機能をサービスする ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）事業者が保管サービスについての提供を開始したことや、iDC（インターネット・データ・センター）に代表されるデータ保管サービスの普及などにより、データ保管に関してアウトソーシングする環境が整ってきつつある。

こうした状況において、CI-NET LiteS の利用者の中で、これまで自社で管理していた契約データの保管を ASP 事業者等に移管することを考える利用者が出てきており、将来的には種々の理由からその移管のパターンも多様化していくことも考えられる。

契約データの保管にあたっては、国土交通省より示された「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」が示されており、その要件を満たすことが必要であるが、当該データの移管については、特段の方法が示されているわけではないため、本資料をまとめることとした。

---

<sup>60</sup> 契約データ:建設業法第 19 条とそれに関連する政令、省令およびガイドライン(建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン 国土交通省 2001 年 3 月 30 日公表)の要件を満たしていれば、書面の契約書は電子データによる契約に代えることができ、書面の契約書は不要になる。本資料における契約データとは、CI-NET LiteS を利用した EDI による契約に係る電子データをいう。

## 2. 前提条件

今回提案している契約データの移管については、以下のような前提条件を置いて検討を行った結果をまとめている。

### 2.1.1. CI-NET LiteS による EDI を前提

本資料で対象とする契約データは、『CI-NET LiteS 実装規約』に準拠したシステムを用いてやり取りされたものとするを前提としている。

### 2.1.2. データ保管における「ガイドライン」の要件の充足

国土交通省より示された「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」において、契約の電子化については、以下に示すように「見読性の確保」「原本性の確保」の 2 つの要件を満たすことが求められている。

本資料では、保管されている契約データについて、このガイドラインの要件を満たしていることを前提としている。

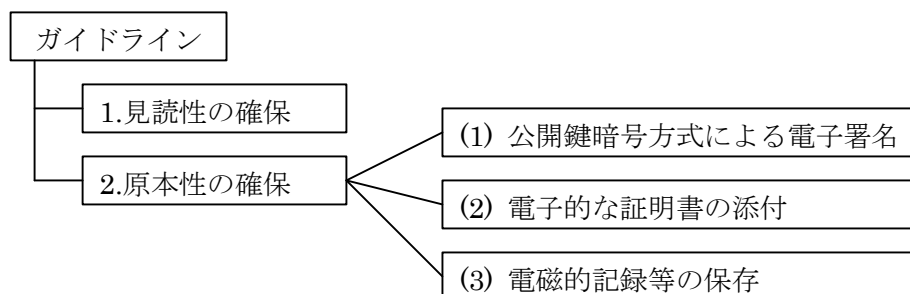


図 D.X-1 「『技術的基準』に係るガイドライン」が求める要件

### 2.1.3. 契約の当事者が保管すべき契約データを指定することを前提

建設工事における契約行為は、通常は契約の当事者である発注者と受注者の双方が書面等により取り交わす行為であり、当該工事において増減契約等の複数の契約が発生する場合においても、当該工事の契約内容に基づく契約行為は一度行うものである。また、建設業界における契約行為として契約を書面にて交付する場合は、業界の慣例として注文書、注文請け書を取り交わすことにより実施し、契約当事者の双方が 1 部ずつ所有するものとなる。一方、CI-NET 等の電磁的措置により契約行為を行う場合においても、契約行為そのものは書面の場合と何ら変わることなく受発注者間で一度行うものであり、図のように注文書（注

文メッセージ)、注文請け書(注文請けメッセージ)を取り交わすことにより実施する場合が多い。

また、一般的には、注文請けメッセージが発注者のメールアドレスに到着した時点が個別契約の成立時点としている。

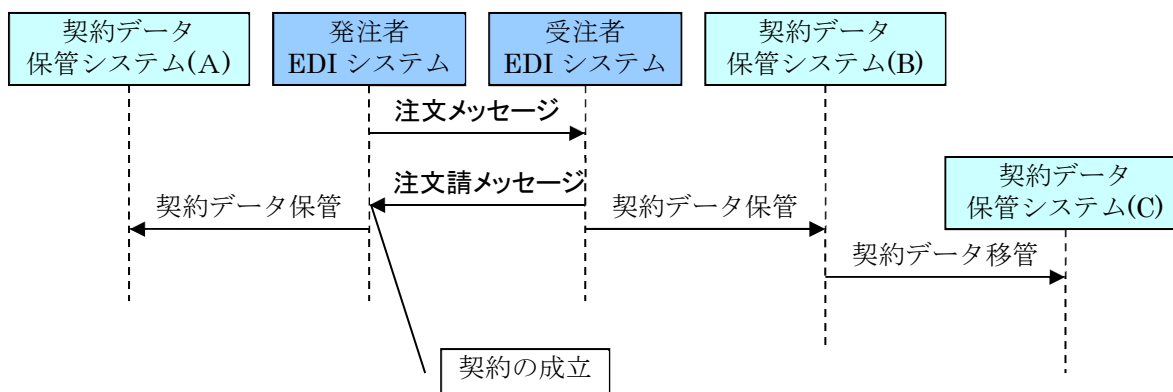


図 D.X-2 電磁的措置による契約の流れ

本参考資料では前提条件の「(1)CI-NET LiteS による EDI を前提」にあるとおり、電磁的措置により取り交わされる契約データ(電子データ)がその対象であるため、書面とは異なる電子データの性質上、以下の点について留意すべきと考えている。

#### ■契約の当事者が保管すべき契約データを指定

電子データは、契約に関するデータも含め、紙という媒体の場合と異なり同じ内容のものを複数持つことが容易に可能である。また、電子データの特性を考えた場合、データの内容が全く同じであれば、複数有っても不都合では無いという考え方もあり得ると思われる。例えばバックアップファイルなどがこれにあたる。ただし複数ある場合には、それぞれのデータがどこに存在しているかを把握するなど、契約の当事者が適切な管理を行うことが求められる。

本参考資料では、「保管すべき契約データを契約当事者が指定するものとする」ことにより、その対象として明確にすることとしたい。

#### 2.1.4. 契約データの移管のパターン

契約データの移管のパターンについては、その移管元、移管先により、複数のパターンが考えられる。それらは大きく分類して4つに分けられると想定できる。

## D.X. CI-NET LiteS における契約データの移管について

パターン①：自社から ASP 事業者等を始めとしたデータ保管を行う事業者（以下、ASP 事業者とする）へのデータ移管

パターン②：ASP 事業者から自社へのデータ移管

パターン③：ASP 事業者間（ASP-A から ASP-B へ、あるいはその逆）のデータ移管

パターン④：自社あるいは ASP 事業者内での保管システム間のデータ移動

ただしパターン③は、契約データの所有者に許可なく ASP 事業者間だけで直接やり取りすることはありえず、仮に直接移管する場合は契約データ所有者の許可を得た上でのデータ移管となる。

また、パターン④、および自社内、ASP 事業者内で自主的に行うバックアップ等については、本資料では対象外とする。

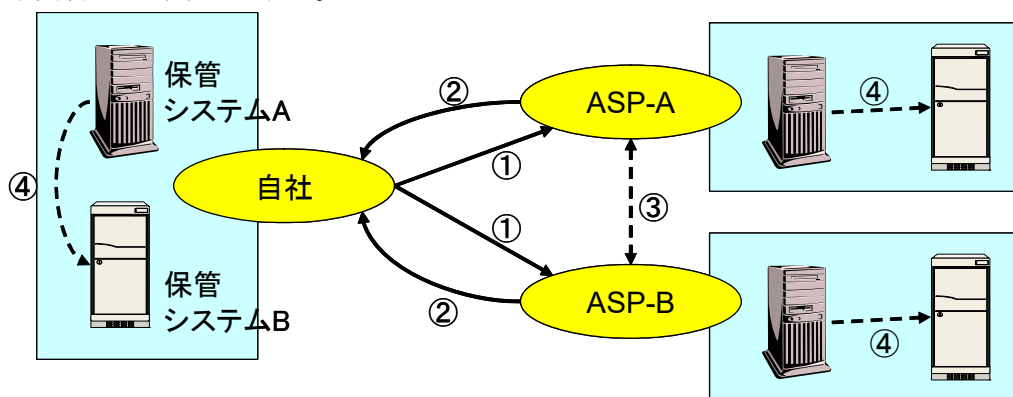


図 D.X-3 契約データ移管のパターン

なお、それぞれの移管のパターンにより、後述する「契約データ移管依頼書」「契約データ移管確認書」の作成者や保管者などが異なってくることに留意されたい。

## 移管における考え方

ここで提示する、契約データの移管方法は、以下の考え方に基づいてまとめている。

なお、移管する契約データは契約の当事者が「契約データ」と指定するデータとし、それを移管先が信頼する前提のもとで、次の事柄が証明されることによって成立する。

### ①移管データの本人性

契約データの移管を「対面・手渡しによる直接の授受」により行うことで、本人性を担保する。

この方法は、現状データ交換を行う当事者間で行っている、電子証明書の最初のやり取りの場面と同じ本人性確認の方法と同じ方法である。

なお、直接の授受を行うには距離的に離れている等の理由により対面・手渡しが難しいケースの場合、書留や貨物保険付配送等の手段によるデータの授受といった方法も選択肢として考えられる。

### ②移管データの完全性

移管先において移管元からのデータに対し、改ざんチェック等を行い、完全性が確保されていることを確認する。

### ③データ移管にエクスポート・ファイルを使用

保管システムから移管対象となるデータを取り出す際にエクスポート・ファイルを生成するが、これを移管に当たっての「契約データ」として利用する。

エクスポート・ファイルは、以下の解説に示すように保管システムから取り出す際に添えられるヘッダ情報部以外のクリア署名部については、契約データと同じ中身であり、かつ電子署名、電子的な証明書により完全性が確保されている。

### ④移管に際しての運用上の工夫

移管元から移管先へデータを移管する際には「契約データ移管依頼書」を、データ移管が終了した際には移管先から移管元へ「契約データ移管確認書」をそれぞれ交付し、直接手渡しにてやり取りする。

(「3.2 契約データ移管依頼書」「3.3 契約データ移管確認書」を参照)

【解説】

電磁的記録等の取り出し(エクスポート)フォーマットについて

保管システムからの契約データの取り出し機能によって取り出す電磁的記録等は、第3者に対する契約の内容確認、紛争時における証拠データとしての取り扱い等が用途として想定されるが、改ざんの有無と、契約の申込あるいは承諾に関わる取引相手の意思の真正性を証明する必要から、そのフォーマットは、保管システムによって管理されている原本と同じく、電子署名と電子的な証明書を伴うものとしている。

またこれらの情報に加えて、取り出したデータの整理、検索等に使用されることを想定し、以下の内容を持つ「ヘッダ情報」を添えるフォーマットとなっている。

(ヘッダ情報の内容)

- ・取引相手の電子メール・アドレス
- ・電子メールの送信、受信年月日時分秒
- ・電磁的記録等を保管した年月日時分秒

参考:電磁的記録とは

情報通信の技術を利用した方法により締結された建設工事の請負契約に係る建設業法第19条第1項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容の電磁的記録。

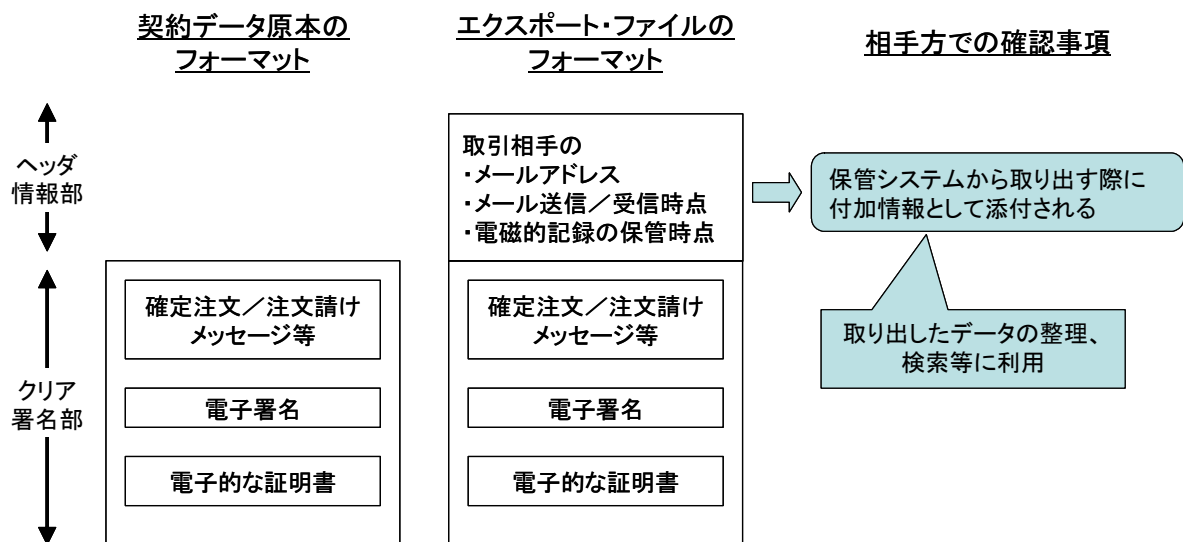


図 D.X-4 契約データ原本およびエクスポート・ファイルのフォーマット



## 処理概要

ここでは、契約データの移管方法、およびそれに関してデータ移管の当事者間でやり取りする書類についての解説を記述する。

### 1. 契約データの移管方法

契約データの移管方法については、前述のパターン①（契約データの所有者から ASP 事業者へ）、パターン②（ASP 事業者から契約データの所有者へ）の 2 通りがあり、それらの方法について以下に順に記述する。

#### 1.1. パターン①の場合

##### 1.1.1. 移管依頼書の作成

契約データの移管を希望するデータの所有者が「契約データ移管依頼書」を作成する。  
契約データ移管依頼書の記述内容については 3.2 で後述する。

##### 1.1.2. 移管用のエクスポート・ファイルの取り出し

契約データの管理者（＝移管の依頼者）は、移管を希望する契約データが保管されている移管元の保管システム（保管システム A とする）から、該当するデータのエクスポート・ファイルを生成し、CD-ROM などの電子媒体に格納する。

なお、より厳重な管理を行う場合、移管するデータを媒体に格納した後、格納したデータに対し改ざんチェックを行ってもよい。

##### 1.1.3. 移管依頼書および契約データの受け渡し

契約データの管理者（＝移管の依頼者）が必要事項を記入した契約データ移管依頼書とエクスポート・ファイルを格納した媒体を、移管先の管理者に手渡しで渡す。

##### 1.1.4. 移管依頼データの内容チェック

移管先のデータ管理者は、移管依頼書の記述内容を確認し、移管元から受領した契約データが改ざんされていないかどうかのチェックを行う。

### 1.1.5. 移管先への契約データの登録

移管先における改ざんチェックの結果、問題がなければ移管先のデータ保管システム（保管システム B とする）に、契約データとして登録する。

### 1.1.6. 移管確認書の作成および受け渡し

保管システム B への登録が確認できたら、移管先のデータ管理者は「契約データ移管確認書」を作成し、移管元のデータ管理者に手渡しで渡す。

契約データ移管確認書の記述内容については 3. 3 で後述する。

### 1.1.7. 移管確認書の確認および移管元の契約データの削除

移管元のデータ管理者は、契約データ移管確認書の内容について問題がないことを確認し、その確認ができたなら、移管の対象となった契約データ（保管システム内に原データとして保管されていたデータ）を削除する。

なお削除したかどうかの通知の有無については、当事者間で取り決めるものとする。

上記で示した移管方法を図示すると以下の図のようになる。

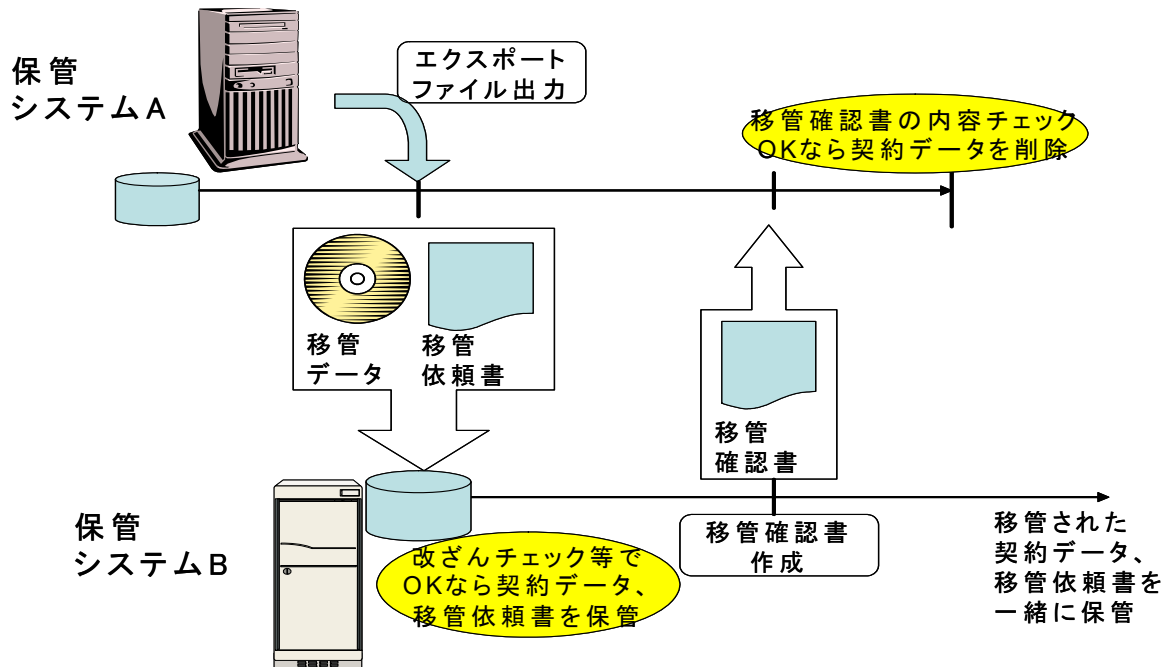


図 D.X-5 パターン①における契約データの移管方法

## 1.2. パターン②の場合

### 1.2.1. 移管依頼書の作成

契約データの移管を希望するデータの所有者が「契約データ移管依頼書」を作成する。  
契約データ移管依頼書の記述内容については「[3.2 契約データ移管依頼書](#)」参照。

### 1.2.2. 移管依頼書の作成・通知

データの移管を希望するデータの所有者は契約データ移管依頼書を作成し、契約データの管理者に手渡しで通知する。

### 1.2.3. 移管用のエクспорт・ファイルの取り出し

移管元の契約データ管理者は、移管内容を記入した契約データ移管依頼書に基づき、移管希望の契約データが保管されている移管元の保管システム（保管システム A とする）から、該当するデータのエクспорт・ファイルを生成し、CD-ROM などの電子媒体に格納する。なお、より厳重な管理を行う場合、移管するデータを媒体に格納した後、格納したデータに対し改ざんチェックを行ってもよい。

### 1.2.4. 移管依頼書および契約データの受け渡し

移管元のデータ管理者はエクспорт・ファイルを格納した媒体を、移管先の管理者（＝移管の依頼者）に手渡しで渡す。

### 1.2.5. 移管依頼データの内容チェック

移管先のデータ管理者（＝移管の依頼者）は、移管元のデータ管理者より受け取ったデータが移管依頼書の記述内容と相違がないかを確認し、移管元から受領した契約データが改ざんされていないかどうかのチェックを行う。

### 1.2.6. 移管先への契約データの登録

改ざんチェックの結果、問題がなければ移管先（＝移管の依頼者）のデータ保管システム（保管システム B とする）に、契約データとして登録する。

### 1.2.7. 移管確認書の作成および受け渡し

保管システム B への登録が確認できたら、移管先のデータ管理者は「契約データ移管確認書」を作成し、移管元のデータ管理者に手渡しで渡す。

契約データ移管確認書の記述内容については「3.3 契約データ移管確認書」参照。

### 1.2.8. 移管確認書の確認および移管元の契約データの削除

移管元のデータ管理者は、契約データ移管確認書の内容について問題がないことを確認し、その確認ができれば、移管の対象となった契約データ（保管システム内に原データとして保管されていたデータ）を削除する。

なお削除したかどうかの通知の有無については、当事者間で取り決めるものとする。

上記で示した移管方法を図示すると以下の図のようになる。

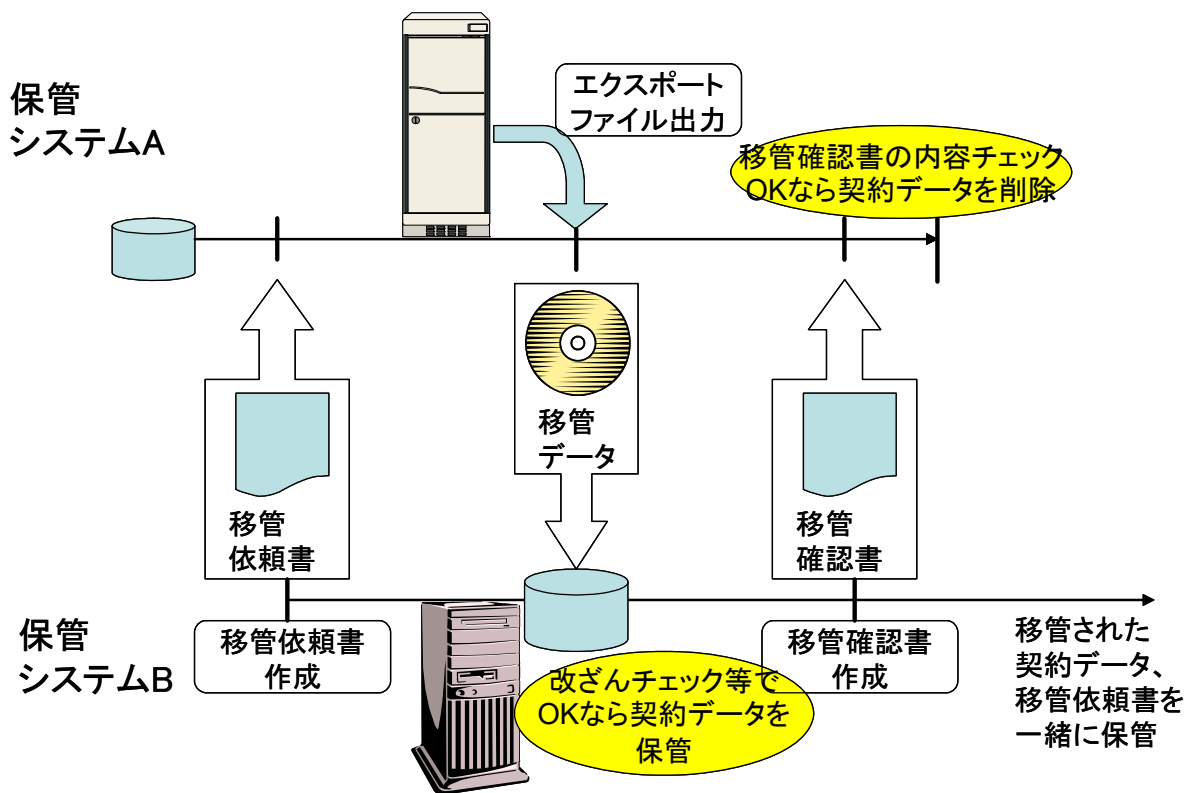


図 D.X-6 パターン②における契約データの移管方法

### 1.3. パターン③の場合

ASP 事業者間でのデータ移管となるパターン③については、上記パターン①および②を組み合わせて対応するものとする。

## 2. 契約データ移管依頼書

### 2.1.1. 作成・使用の目的

契約データ移管依頼書とは、移管元の保管システム A から、移管先の保管システム B へ契約データの移管を行う際に、移管に関わる伝達事項を書面の形でまとめて関係者の間でやり取りするために使用するものである。

### 2.1.2. 記載する内容

契約データ移管依頼書は、記載する事項として、以下のような項目を最低限盛り込んだ形で作成する。

- ①データ移管の依頼者名（企業・団体名、部署名、担当者名等）
- ②データ移管依頼書の受取者名（企業・団体名、部署名、担当者名等）
- ③移管年月日
- ④移管元
- ⑤移管先
- ⑥移管データ（ファイル）リスト
- ⑦移管媒体
- ⑧移管依頼書の保存期限年月日

また、これらの項目を盛り込んで作成した契約データ移管依頼書のサンプルを別紙 1 に示す。

### 2.1.3. 移管依頼書の作成者

移管依頼書は、移管元のデータの所在、移管の依頼者によって、作成者が異なる。

ここでのパターン①、②は 253 ページにおいて触れたパターンを指す。

表 D.X-1 移管依頼書の作成者

	移管前のデータの所在	移管後のデータの所在	移管依頼書の作成者	移管依頼書の受取者
パターン①	自社	ASP 等のデータ保管サービス事業者	自社	ASP 等のデータ保管サービス事業者
パターン②	ASP 等のデータ保管サービス事業者	自社	自社	ASP 等のデータ保管サービス事業者

### 【留意事項】

このほかに、あるデータ保管サービス事業者（X社とする）から別のデータ保管サービス事業者（Y社とする）に契約データの移管を行うことが考えられる（図 B.X-3 契約データ移管のパターンおよび 3.1.3 パターン③の場合）が、この場合は X社から自社が一旦契約データを引き取り、そのデータを Y社に移管するというので、形式的にパターン②→パターン①の順番で実施することにより実現可能である。

## 3. 契約データ移管確認書

### 3.1.1. 作成・使用の目的

契約データ移管確認書とは、移管元の保管システム A から、移管先の保管システム B へ移管が行われ、その移管が無事に終了したことを移管元に通知するとともに、契約当事者が「契約データ」と指定するデータが移管元と移管先との 2 箇所に存在することを防ぐために、移管元にある契約データを削除してもらい依頼も合わせ、書面の形でまとめて関係者の間でやり取りするために使用するものである。

### 3.1.2. 記載する内容

記載する事項として以下のような項目を最低限盛り込んだ形で作成する。

- ①データ移管先の担当者名（企業・団体名、部署名、担当者名等）
- ②データ移管確認書の受取者名（企業・団体名、部署名、担当者名等）
- ③移管年月日
- ④移管元
- ⑤移管先
- ⑥移管データ（ファイル）リスト
- ⑦移管媒体
- ⑧移管確認書の保存期限年月日
- ⑨契約当事者が指定する「契約データ」の所在

また、これらの項目を入れて作成した契約データ移管確認書のサンプルを別紙 2 に示す。

### 3.1.3. 移管確認書の作成者

移管確認書は、移管元のデータの所在、移管の依頼者によって、作成者が異なる。ここでのパターン①、②は「1. 2 前提条件」において触れたパターンを指す。

表 D.X-2 移管確認書の作成者

	移管前のデータの所在	移管後のデータの所在	移管確認書の作成者	移管確認書の受取者
パターン①	自社	ASP 等のデータ保管サービス事業者	ASP 等のデータ保管サービス事業者	自社
パターン②	ASP 等のデータ保管サービス事業者	自社	自社	ASP 等のデータ保管サービス事業者

## 【留意事項 1】

このほかに、あるデータ保管サービス事業者（X 社とする）から別のデータ保管サービス事業者（Y 社とする）に契約データの移管を行うことが考えられる（[図 B.X-3 契約データ移管のパターンおよび 3.1.3 パターン③の場合](#)）が、この場合は X 社から自社が一旦契約データを引き取り、そのデータを Y 社に移管するというので、形式的にパターン①→パターン②の順番で実施することにより実現可能である。

## 【留意事項 2（「契約データ移管依頼書」「契約データ移管確認書」共通）】

## ①「契約データ移管依頼書」「契約データ移管確認書」が持つ文書の効力について

「契約データ移管依頼書」「契約データ移管確認書」は、移管の対象として扱うデータが契約データという性格上、簡単に移管あるいはそれに伴っての移管元での削除などができないようにしなければならないため、これらの文書が持つ意味合いは大きいものになる。

そのため、これらの文書に対しては、社判・社印等、移管に係る当該企業が発行した正式な文書であることがわかるような記載、捺印等を含むことが望ましい。

また契約データの保管者は、これらの文書により契約当事者が指定する当該契約データの在り処を示すことになるため、そのデータの保管期間中はこれらの書類を大切に保管しなければならない。

## ②「契約データ移管依頼書」「契約データ移管確認書」に盛り込む内容について

「契約データ移管依頼書」「契約データ移管確認書」に記載する内容として上記で挙げている項目は、あくまで参考として挙げているものである。

ASP サービスで締結する契約内容に盛り込まれる事項等については、改めてここに盛り込む必要はなく、各事業者の判断に委ねられるものである。

●別紙1：契約データ移管依頼書のサンプル

2003年6月20日												
<p>建設ソフト株式会社                  データ管理部 御中</p> <p>(②データ移管依頼書の受取者名 (企業・団体名、部署名、担当者名等))</p> <p style="text-align: center;"><b>契約データ移管依頼書</b></p> <p style="text-align: right;">CI-NET 建設株式会社                  調達本部 購買部長 建設本部</p> <p>(①データ移管の依頼者名 (企業・団体名、部署名、担当者名等))</p> <p>以下に示す移管データについて、これらを契約データとして移管致しますのでよろしく                  お願い致します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記載項目</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③移管年月日</td> <td>2003年7月1日</td> </tr> <tr> <td>④移管元</td> <td>CI-NET 建設株式会社 建築本部 購買部保管 「振興ビル建設工事関連契約データ」</td> </tr> <tr> <td>⑤移管先</td> <td>建設ソフト株式会社 データ管理部 「CI-NET 建設様用 契約データ保管スペース」</td> </tr> <tr> <td>⑥移管データ(ファイル) リスト (*1、*2)</td> <td>振興ビル建設工事関連契約データ                      No.0001 : CINETLITSEXP001_0001.exp                      No.0002 : CINETLITSEXP001_0002.exp                      No.0003 : CINETLITSEXP001_0003.exp                      :                      :                      No.0100 : CINETLITSEXP001_0100.exp                      合計 100 ファイル</td> </tr> <tr> <td>⑦移管媒体</td> <td>No.0001~0010 : CD-ROM①                      No.0011~0020 : CD-ROM②                      :                      No.0091~0100 : CD-ROM⑩</td> </tr> </tbody> </table>	記載項目	記載内容	③移管年月日	2003年7月1日	④移管元	CI-NET 建設株式会社 建築本部 購買部保管 「振興ビル建設工事関連契約データ」	⑤移管先	建設ソフト株式会社 データ管理部 「CI-NET 建設様用 契約データ保管スペース」	⑥移管データ(ファイル) リスト (*1、*2)	振興ビル建設工事関連契約データ No.0001 : CINETLITSEXP001_0001.exp No.0002 : CINETLITSEXP001_0002.exp No.0003 : CINETLITSEXP001_0003.exp : : No.0100 : CINETLITSEXP001_0100.exp 合計 100 ファイル	⑦移管媒体	No.0001~0010 : CD-ROM① No.0011~0020 : CD-ROM② : No.0091~0100 : CD-ROM⑩
記載項目	記載内容											
③移管年月日	2003年7月1日											
④移管元	CI-NET 建設株式会社 建築本部 購買部保管 「振興ビル建設工事関連契約データ」											
⑤移管先	建設ソフト株式会社 データ管理部 「CI-NET 建設様用 契約データ保管スペース」											
⑥移管データ(ファイル) リスト (*1、*2)	振興ビル建設工事関連契約データ No.0001 : CINETLITSEXP001_0001.exp No.0002 : CINETLITSEXP001_0002.exp No.0003 : CINETLITSEXP001_0003.exp : : No.0100 : CINETLITSEXP001_0100.exp 合計 100 ファイル											
⑦移管媒体	No.0001~0010 : CD-ROM① No.0011~0020 : CD-ROM② : No.0091~0100 : CD-ROM⑩											



## D.X. CI-NET LiteS における契約データの移管について

⑧移管依頼書の保存期限 年月日	(⑥のリスト中、最も長期に保存する必要のあるデータの保存期限に合わせて決めることが望ましい。それを超える期間に関しては、データ移管に係る当事者間で決定するものとする。)
⑨その他伝達事項	

- (\*1)移管するデータのリストが本依頼書内に収まらない場合には、別紙に記載する等の対応を行う。この際、割印などで本移管依頼書との関連が確保されるようにしておく必要がある。
- (\*2)移管元、移管先で各契約データの区別が容易となるよう、契約を一意に特定できるキーワードを記載すること。

### ●別紙2：契約データ移管確認書のサンプル

2003年7月1日								
<p>CI-NET 建設株式会社 _____</p> <p>調達本部 購買部長 建設太郎 殿</p> <p>(②データ移管確認書の受取者名 (企業・団体名、部署名、担当者名等))</p>								
<p><b>契約データ移管確認書</b></p>								
<p>建設ソフト株式会社</p> <p>データ管理部長 神谷一郎</p> <p>(①データ移管先の担当者名 (企業・団体名、部署名、担当者名等))</p>								
<p>以下に示す移管データについて、これらを<u>契約データとして移管</u>することを終了致しましたので確認方よろしくお願ひ致します。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記載項目</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③移管年月日</td> <td>2003年7月1日</td> </tr> <tr> <td>④移管元</td> <td>CI-NET 建設株式会社 建築本部 購買部保管 「振興ビル建設工事関連契約データ」</td> </tr> <tr> <td>⑤移管先</td> <td>建設ソフト株式会社 データ管理部</td> </tr> </tbody> </table>	記載項目	記載内容	③移管年月日	2003年7月1日	④移管元	CI-NET 建設株式会社 建築本部 購買部保管 「振興ビル建設工事関連契約データ」	⑤移管先	建設ソフト株式会社 データ管理部
記載項目	記載内容							
③移管年月日	2003年7月1日							
④移管元	CI-NET 建設株式会社 建築本部 購買部保管 「振興ビル建設工事関連契約データ」							
⑤移管先	建設ソフト株式会社 データ管理部							

## D.X. CI-NET LiteS における契約データの移管について

	「CI-NET 建設様用 契約データ保管スペース」
⑥移管データ(ファイル)リスト (*1、*2)	振興ビル建設工事関連契約データ No.0001 : CINETLITSEXP001_0001.exp No.0002 : CINETLITSEXP001_0002.exp No.0003 : CINETLITSEXP001_0003.exp : : No.0100 : CINETLITSEXP001_0100.exp 合計 100 ファイル
⑦移管媒体(*3)	No.0001～0010 : CD-ROM① No.0011～0020 : CD-ROM② : No.0091～0100 : CD-ROM⑩
⑧移管確認書の保存期限年月日	(⑥のリスト中、最も長期に保存する必要のあるデータの保存期限に合わせて決めることが望ましい。それを超える期間に関しては、データ移管に係る当事者間で決定するものとする。)
⑨契約当事者が指定する「契約データ」の所在	契約データの移管が確かに完了しましたので、移管データリストにあるデータは、移管済みのデータが契約当事者により指定される契約データとなります。
⑩その他伝達事項	

(\*1)移管データリストが本確認書内に収まらない場合には、契約データ移管依頼書の対応と同様、別紙に記載、割印などの実行により本移管確認書との関連を確保する。

(\*2)移管元、移管先で各契約データの区別が容易となるよう、契約を一意に特定できるキー項目を記載すること。

(\*3)移管に使用した後の移管媒体の取り扱いについては、移管元、移管先の両当事者間で取り決めることとする。

XI. 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る  
対応について

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

## XI. 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る 対応について

### 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について 「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」の解説

注) 現在、国土交通省担当部局により「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」の見直しが行われおり、今後、同ガイドラインの改訂が出される予定。同ガイドライン改訂後は、本解説についても改訂版を策定する予定。

平成 17 年 3 月

－ CI-NET 実用化推進委員会における検討報告 －

情報化評議会（CI-NET） 実用化推進委員会  
財団法人建設業振興基金 建設産業情報化推進センター

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### はじめに

平成 13 年 4 月より施行されている IT 書面一括法（正式名称は、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」）により、従来紙で交付していた契約書面を電子的な手段に替えることが認められています。

建設業界においては建設業法等がこの法律の対象となり、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)上の書面の交付、書面による手続等が義務付けられている規定について、一定の技術的要件の下に情報通信技術の利用による代替措置を認めることとなりました。

このような背景のもと、元請けである総合工事業者とその取引先の間では、CI-NET の定める EDI（電子データ交換）標準を利用した電子契約が実用化され、日々拡大してきている状況にあります。こうした電子契約を始めとして、これまで紙が必要とされてきた部分について電子化を進めることは、建設産業における業務の効率化に大きく寄与するものと考えられます。

情報化評議会（CI-NET） 実用化推進委員会では、CI-NET 実用上の課題を解決するために、平成 13 年度より「調達 WG（ワーキンググループ）」を設置して個別の課題の検討に取り組んでおります。本年度においては、業務処理上、契約文書を添付する必要があるものについて、各事業者が法を遵守しながら、従来の紙（契約書の写し等）に代えて電子契約の写しを利用する際に、どのような取り扱いを行うかについて検討を進めて参りました。本件の検討にあたっては、「建設業法」や「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という）」の所轄官庁である国土交通省総合政策局建設業課にも議論に参加していただき、検討を重ねました。

これら検討の結果、請負契約を電子化した場合に施工体制台帳に係る法的要件への対応について、今般、国土交通省より「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン（以下「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」という）」が示されるに至りました。本資料は、その「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」の解説として、その具体的対応に関する運用方法の例を示しています。なお、本資料では、Part1 として本件検討の背景となった建設工事の請負契約の電子化の解説及びこれを実業務で利用可能としている CI-NET について説明し、Part2 ではその対処が求められている関係法規への対応方法を例示していく構成としています。

本資料が CI-NET LiteS を用いて電子契約を開始する企業や関係者の皆様の一助となれば幸いです。

平成 17 年 3 月

情報化評議会（CI-NET） 実用化推進委員会  
財団法人建設業振興基金 建設産業情報化推進センター

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について



## 目次

### Part 1 請負契約の電子化について

1. 1 建設業法の改正
1. 2 請負契約の電子化（電子契約）の進展
1. 3 CI-NET LiteS に基づいたシステムを用いた電子契約

### Part 2 法的対応が求められている関係法規と「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」の対応

2. 1 対応が求められている背景となっている関係法規について（建設業法・入契法の解釈について）
2. 2 具体的な対応について
  - A. 建設業法に基づく施工体制台帳に係る具体的な運用方法について
    - (1) 施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインの目的
    - (2) 電子契約を行う場合の前提条件
    - (3) 施工体制台帳への添付に係る対応
  - B. 入契法に基づく施工体制台帳に係る具体的な運用方法について
    - (1) 施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインの目的
    - (2) 電子契約を行う場合の前提条件
    - (3) 施工体制台帳の写しの提出方法

### 参考資料目次

参考資料 1：関係法令等

参考資料 2：電子契約内容を確認するためのビューワーツールについて

参考資料 3：用語解説

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

## Part1 請負契約の電子化について

### 1. 建設業法の改正

請負契約を電子化することについては、IT 書面一括法により建設業法第 19 条が改正（平成 13 年 4 月施行）され、一定の技術的要件の下に認められています。

#### ■建設業法：第十九条

##### 第十九条（建設工事の請負契約の内容）

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額

〈〈中 略〉〉

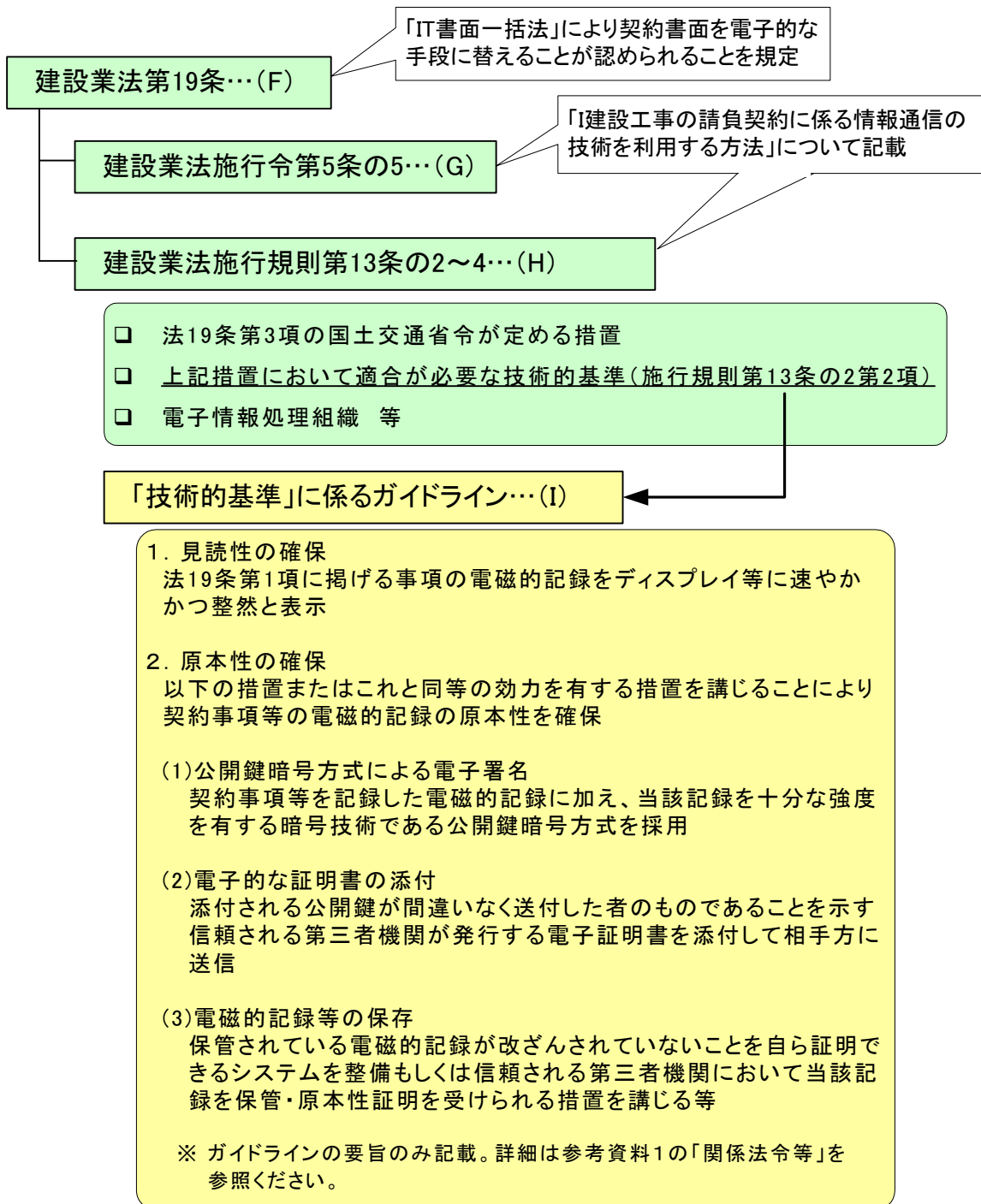
2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前 2 項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

上記法に対応していくための技術的要件について、平成 13 年 3 月に国土交通省より「**建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン**（以下「**技術的基準に係るガイドライン**」という）」が公表されております。この「**技術的基準に係るガイドライン**」では、「見読性の確保」や「原本性の確保」等が規定されており、請負契約の電子化を行うものは、これを参考として、必要な措置を講ずる必要があります。

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

建設業法および関係法令を遵守した対応としての技術的要件の枠組みは以下の図のように構成されています。



(注) 図注のカッコ内の記号は後掲する参考資料の資料記号に対応している。

## 2. 請負契約の電子化(電子契約)の進展

### ■CI-NET の概要

e-Japan 戦略でも謳われている電子商取引拡大の一環として、電子データ交換 (EDI) の普及促進が進められています。建設業界の情報化を進める建設産業情報化推進センターでは建設業界の EDI 標準を開発し、普及を進めていますが、特にインターネットを用いてより簡易に実施するための規約 (ルール) として CI-NET LiteS が示されています。

この規約に基づいたパッケージソフトや ASP サービスが、ソフトウェア・ベンダや ASP 事業者より提供され、これを利用して総合建設会社とその取引先 (専門工事業者、資材商社等) との間で見積業務や契約業務 (注文/注文請け)、出来高業務、請求業務で導入されています。

なお、CI-NET LiteS はインターネットを用いますので、電子証明書を使用し、データの改ざん、なりすまし等を防止しています。

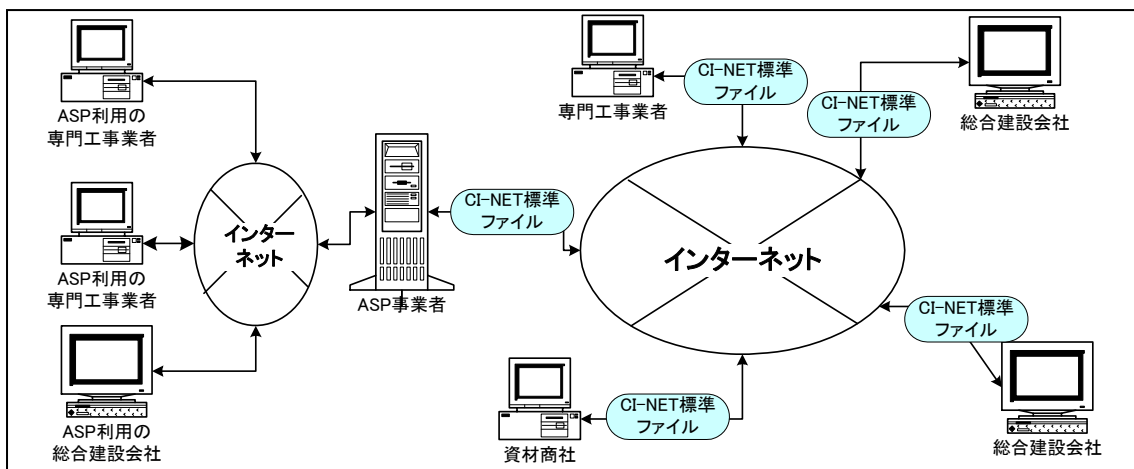


図 CI-NET LiteS の運用イメージ

CI-NET についてのより詳しい説明は以下の URL (ホームページ) を参照ください。

#### ●CI-NET 全般について

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### ■ CI-NET LiteS による電子データ交換 (EDI) とは

業界標準となる CI-NET LiteS では、下図に示すように規約開発が進み、契約業務（確定注文／注文請け）を核として実用化され、大手の総合工事業者とその取引先（主に専門工事業者）の間で普及拡大に入っています。

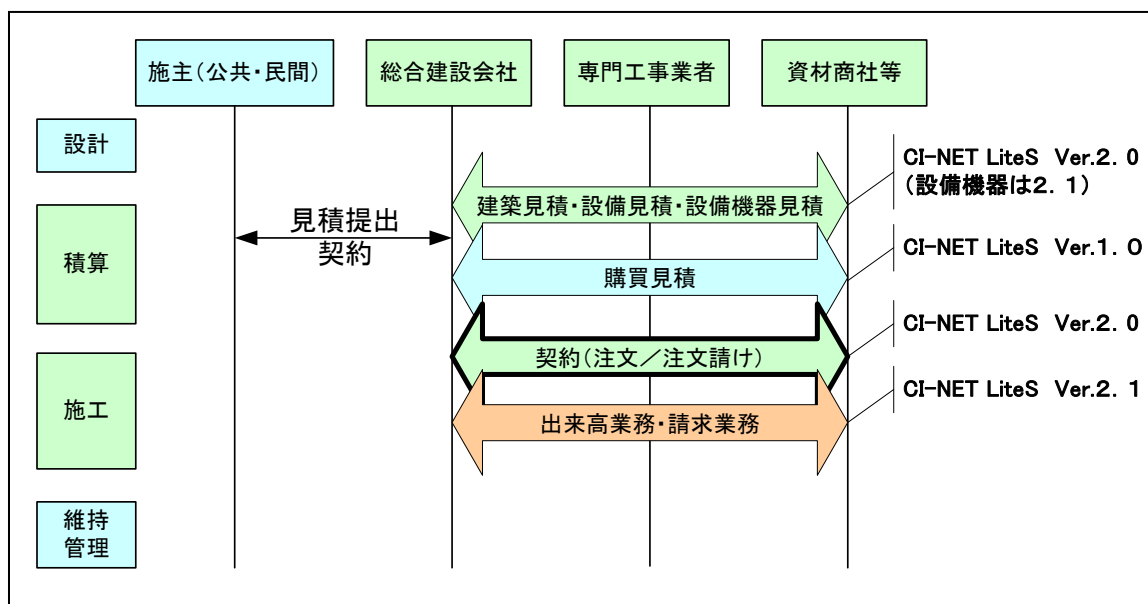
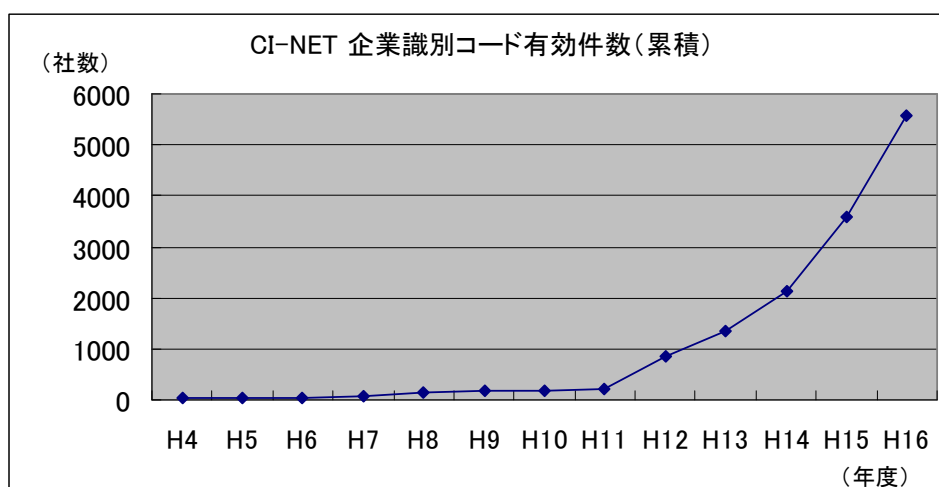


図 CI-NET LiteS の主な対象業務

### ■ CI-NET LiteS の普及拡大状況

CI-NET の実用化を示す指標として企業識別コードがありますが、その発番の状況は下図のとおりです。このコードはデータの送信者、受信者を特定するために用いられており、建設業界に留まらず、産業界横断的に発番されています。なお、建設業界では当基金が窓口となり、発番管理しています。



※ 平成 16 年度の社数は 17 年 3 月 1 日現在

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### ■ CI-NET 活用事例（総合建設会社 S 建設の事例）

CI-NET LiteS を取り入れ実用化に取り組んでいる事業者の代表例を以下に示します。

#### ◎CI-NET 実施業務

平成 17 年 1 月現在

購買見積業務、契約業務（確定注文／注文請け業務）

平成 17 年 4 月～

設備見積業務、出来高業務

#### ◎CI-NET（電子商取引）を活用する取引業者数と電子契約率の推移

平成 17 年 1 月現在

Ver2.0 EDI 登録業者数 1966 社

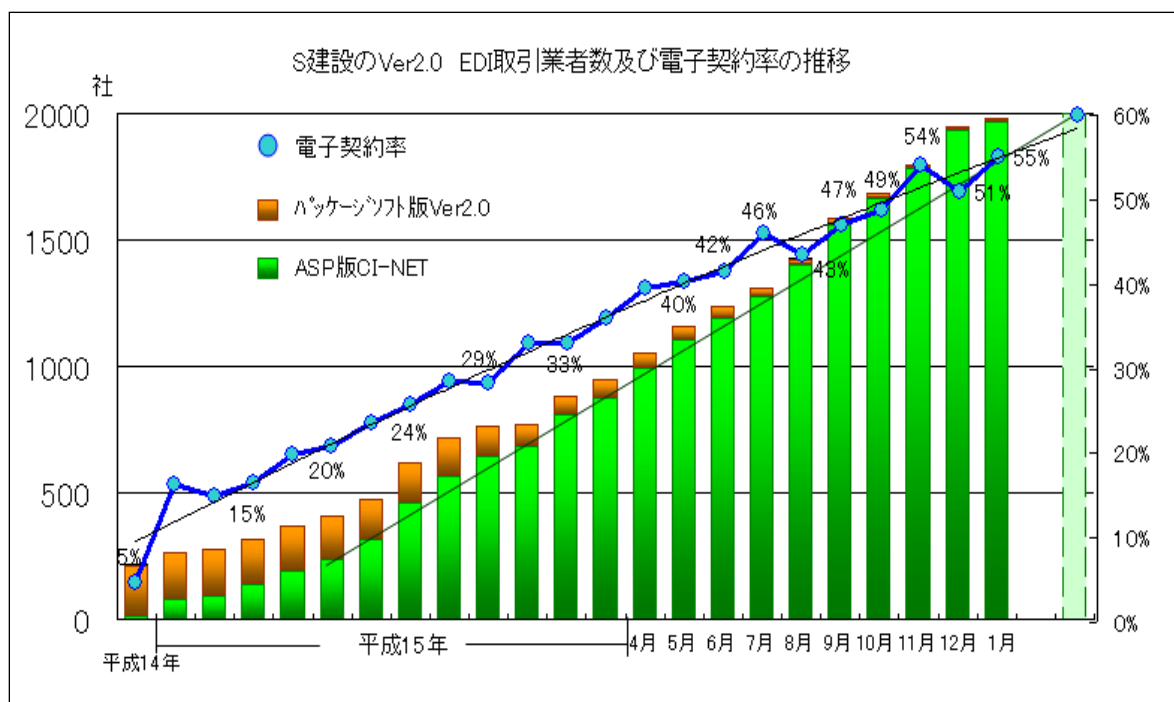
EDI 電子契約率 55%（首都圏 建築・土木共 64%）

累計電子契約件数 約 37,000 件

平成 16 年度末までの取組目標

Ver2.0 EDI 取引業者数目標 2000 社

EDI 電子契約率 60%目標



### 3. CI-NET LiteS に基づいたシステムを用いた電子契約

CI-NET LiteS は、インターネット環境のもとで電子メールを利用して簡易に EDI を行うための仕組みであり、建設産業のどの企業でも簡単に契約等を電磁的措置によって行える環境がソフトベンダー等より提供されています。また、「技術的基準に係るガイドライン」に示された各項目への対応を含め、安全性の面で十分な配慮がされています。

#### ■ CI-NET LiteS における「技術的基準に係るガイドライン」等への対応

- 電磁的措置の種類および内容に係る相手方の事前の承諾（業法・施行令の要件）

CI-NET では、承諾を得たことの確認として、「データ交換協定書」等に記名押印して取り交わすのが一般的な方法です。（なお、「データ交換協定書」の雛型は CI-NET 標準の中に記載されています。）

- 書面の交付に代えることのできる電磁的措置の種類

電子メール方式を採用。（同方式は、省令によって許容された方式の一つです。）

- 電子署名の添付

「技術的基準に係るガイドライン」では、電子データの改ざん対策として電子署名を必ず電子データにほどこすように規定されていますが、CI-NET LiteS は十分な強度をもつ電子署名を使用しています。

- 電子的な証明書の添付

「技術的基準に係るガイドライン」で要求している電子的な証明書の添付についても、CI-NET LiteS は対応しています。

- 安全な保管、保管データの表示・印刷

CI-NET LiteS に対応した多くのソフトウェアでは、保管されている電磁的記録等（保管データ）が改ざんされていないことを証明する機能や、保管データの表示・印刷機能（見読性の確保）の組み込みが進んでいます。

以上のように、CI-NET LiteS システムは、「技術的基準に係るガイドライン」で規定されている技術的要件を満たした形で実際のデータ交換を実現しています。

上記の内容を含め CI-NET LiteS での電子契約についての概観図は次ページのようになります。



D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

建設業法  
・  
建設業法施行令の要件

**建設業法 第19条**  
 <中略>  
 3 建設工事の請負契約の当事者は、前2項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。<以下 省略>

**建設業法施行令 第5条の5(建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)**  
 建設工事の請負契約の当事者は、法第19条第3項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置(以下この条において「電磁的措置」という。)を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類および内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの(次項において「電磁的方法」という。)による承諾を得なければならない。  
 <以下 省略>

「電子契約について相手方に承諾を得る」  
行為として『データ交換協定書』を締結

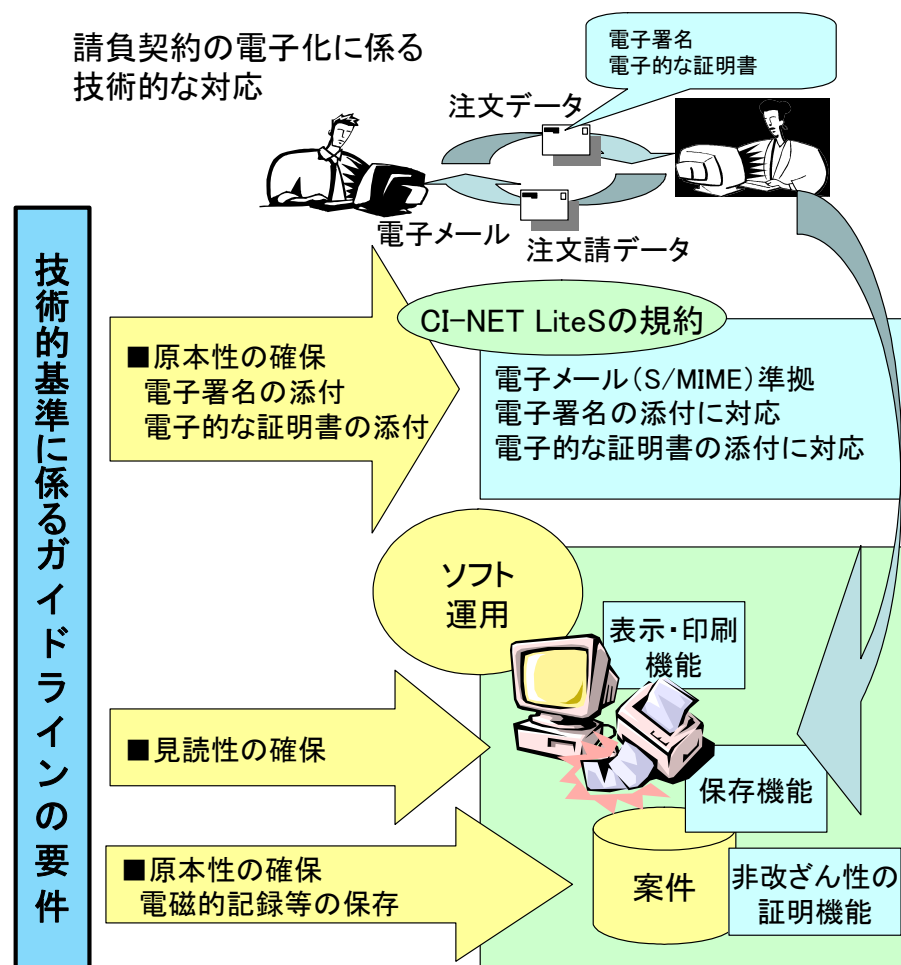


図 CI-NET LiteS の対応

## Part2 法的対応が求められている関係法規と「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」の対応

従来の書面交付の契約から電子化への展開、とりわけ建設業界における EDI 標準である CI-NET LiteS で建設工事の請負契約が紙の契約書から電子化されることにより、法的に要求されている業務処理場面で、その運用を考慮すべきものが出てきているものと考えられます。

その1つが「施工体制台帳」に関連した対応です。

その理由として、

- ① 建設業法において、施工体制台帳に請負契約の書面の写しを添付することが義務付けられている
- ② 入契法において、施工体制台帳の写しを公共工事発注者へ提出することが義務付けられている

など、法による規定があるため、その対応が具体的に求められているものです。

このような背景においては、施工体制台帳に契約文書の写しを添付したり、あるいはその台帳の写しを提出したりする際、契約が電子化されるとその「写し」をどのように添付すればよいか解決すべき課題として挙がってきております。

そこで以降は、そうした課題について具体的な対応方法、すなわち施工体制台帳に係る請負契約の写し（電子データ）の添付（提出）について、国土交通省から示された「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」の対応の考え方やその方法を参考例としてまとめています。

## 1. 対応が求められる背景となっている関係法規について(建設業法・入契法の解釈について)

建設業法、入契法において、今回対象としている施工体制台帳に関する記載は以下のようなものがあります。

### ■建設業法：第二十四条の七

第二十四条の七（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

<<以下 略>>

### ■建設業法施行規則：第十四条の二

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成特定建設業者が注文者となった下請契約以外の下請契約であって、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。第十四条の四第三項において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

<<中 略>>

4 法第十九条第三項に規定する措置が講じられた場合にあつては、契約事項等が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第二項第一号に規定する添付書類に代えることができる。

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### ■公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律：第十三条

(施工体制台帳の提出等)

第十三条 公共工事の受注者（建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

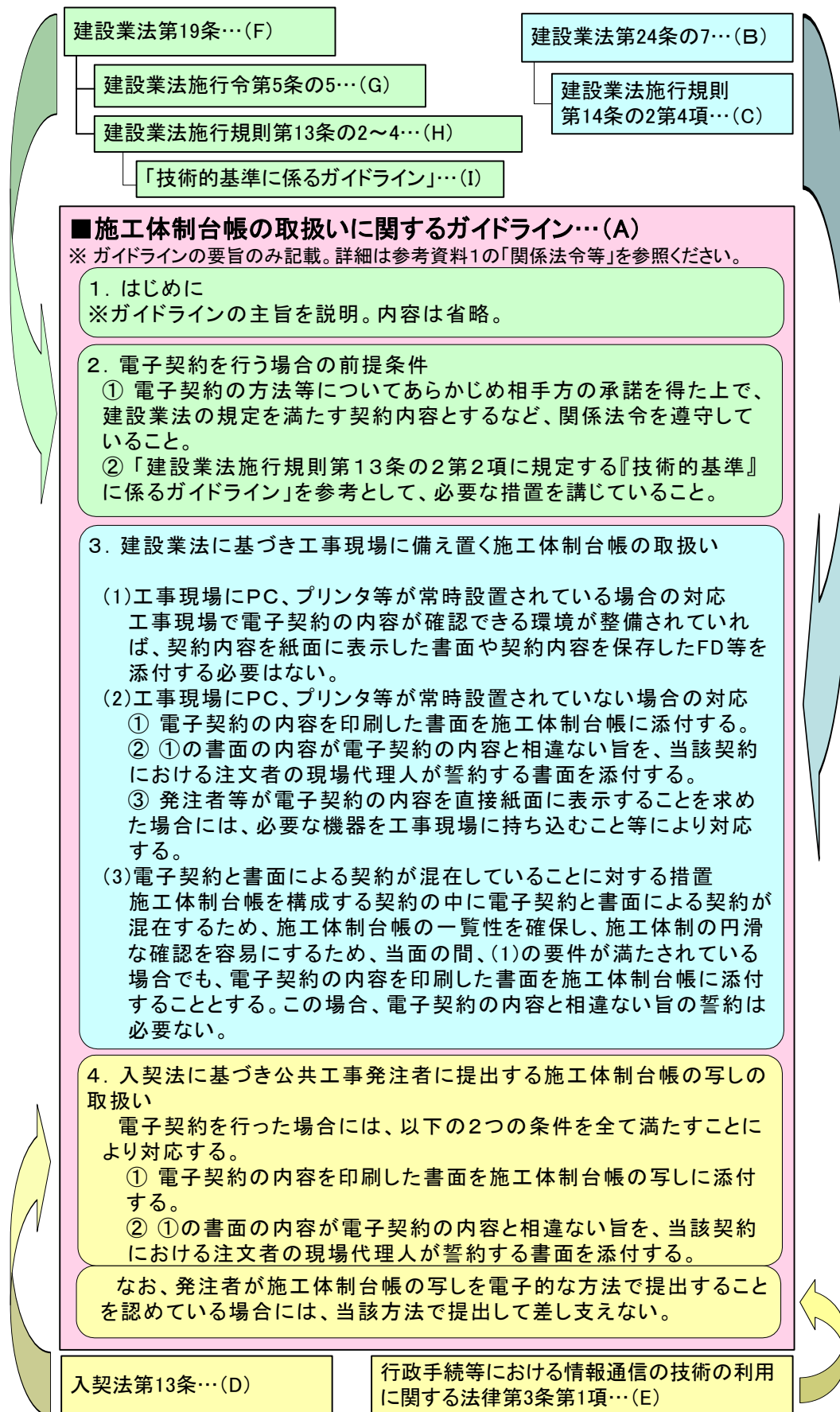
<<以下 略>>

上記の建設業法等から、工事現場毎に施工体制台帳を備え置くことや、「請負契約書の写し」を施工体制台帳へ添付すること、また、「施工体制台帳の写し」を公共工事発注者に提出することが求められていること等が判ります。

なお、電子契約を行った場合については、建設業法施行規則第14条の2第4項にあるように、建設業法等の関係法令に規定する要件を満たす方法（CI-NET LiteSは建設業法等の関係法令の要件を満たしている）で処理している場合、その電子契約データの見読性が確保されるのであれば、その契約データを添付書類（契約書の写し）に代えることができると明文化されています。

これらの関係法規への対応として、今般、国土交通省より「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」が示されました。建設業法及び入契法等の要件と「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」との対応関係は次ページの図のように構成されています。

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について



(注) 図注のカッコ内の記号は後掲する参考資料の資料記号に対応している。

## 2. 具体的な対応について

### A. 建設業法に基づく施工体制台帳に係る具体的な運用方法について

掲題について「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」に示された対応方法について、例示を交えて解説します。

なお、以下の説明における「契約データ」とは、相手方の電子署名及び信頼される第三者機関（認証機関）が発行する電子証明書（電子署名を証明するもの）が付けられた電子契約データを指します。

#### 2.1. 施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインの目的

施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインでは、はじめに本ガイドラインの主旨が述べられています。詳細は下記枠内をご覧ください。

##### ■「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」より

###### 1. はじめに

建設工事における電子契約については、平成13年4月より、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第3項に基づき、一定の要件の下に認められているところである。本ガイドラインは、建設業における電子商取引の一層の推進を図るため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2第2項第1号に規定されている契約に係る書面の写しの施工体制台帳への添付について、建設業法施行規則第14条の2第4項に規定されている電子契約を行った場合の取扱いを明確化するものである。

#### 2.2. 電子契約を行う場合の前提条件

前述のとおり平成13年4月から、建設業法第19条第3項により請負工事の電子契約が認められていますが、「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」でも電子契約を行う場合の前提として、建設業法等の遵守並びに「技術的基準に係るガイドライン」を参考とした措置を講じることを条件としてあげています。

電子契約を行う場合の前提条件の詳細は、下記枠内及び Part 1 「請負契約の電子化について」を参照ください。

##### ■「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」より

###### 2. 電子契約を行う場合の前提条件について

建設工事において電子契約を行う場合には、その前提として、以下の条件を満たしていることが必要である。

- ① 電子契約の方法等についてあらかじめ当該契約の相手方の承諾を得た上で、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を満たす契約内容とするなど、関係法令を遵守していること。
- ② 平成13年3月30日に定めた「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」を参考として、必要な措置を講じていること。

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

なお、CI-NET LiteS のシステムは「技術的基準に係るガイドライン」の要件を満たしています。

### 2.3. 施工体制台帳への添付に係る対応

建設業法に基づき工事現場に備え置く施工体制台帳に添付する契約書の写しについて、電子契約を行った場合の対応は下記のいずれかの方法が考えられます。

#### (1) 当該工事現場に PC、プリンタ等が常時設置されている場合

当該工事現場（以下単に「工事現場」という）にパーソナルコンピュータ（以下「PC」という）、プリンタ等が常時設置されており、当該 PC 等のハードディスクやフロッピーディスク（以下「FD」という）等に、該当する物件の契約データが記録されており、その記録された内容が必要に応じて明確に紙面に表示できるときは、施工体制台帳に当該契約データの内容を印刷した書面を添付する必要はなく、契約内容を保存した FD 等も施工体制台帳に物理的に添付する必要ありません（図－1）。

また、当該契約データが本社・営業所等のサーバや ASP サーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合についても、必要に応じて工事現場において PC 等によりこれにアクセスし、明確に紙面に表示することができるときは、上記と同じく施工体制台帳に当該契約データの内容を印刷した書面を添付する必要はなく、契約内容を保存した FD 等も施工体制台帳に物理的に添付する必要ありません（図－2、図－3）。

#### ■「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」より

### 3. 電子契約を行った場合の工事現場に備え付ける施工体制台帳の取扱いについて

#### (1) 建設業法施行規則第14条の2第4項の規定の趣旨について

建設業法施行規則第14条の2第4項に規定されているとおり、電子契約の内容がパーソナルコンピュータ（以下「PC」という。）等のハードディスクや、フロッピーディスク（以下「FD」という。）等に記録され、その記録された内容が、必要に応じ、当該工事現場（以下単に「工事現場」という。）において PC、プリンタ等により明確に紙面に表示することができるときは、建設業法施行規則第13条の2第2項において建設工事の電子契約の要件として求められている見読性及び原本性が確保されていることから、当該契約の書面による写しを別に作成し、施工体制台帳に添付する必要はなく、FD等に当該契約の内容を保存して施工体制台帳に物理的に添付する必要もないこととしてよい。

また、当該電子契約のデータが、本社・営業所等のサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合についても、必要に応じ、工事現場において PC 等によりこれにアクセスし、明確に紙面に表示することができるときは、上記と同様に取り扱って差し支えない。

※ 見読性：契約の相手方がファイルの記録を出力した書面を作成することができるものであること。

原本性：ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

ASP：Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。



図-1 PC等のハードディスクに契約データを保管し、必要に応じ紙面に表示

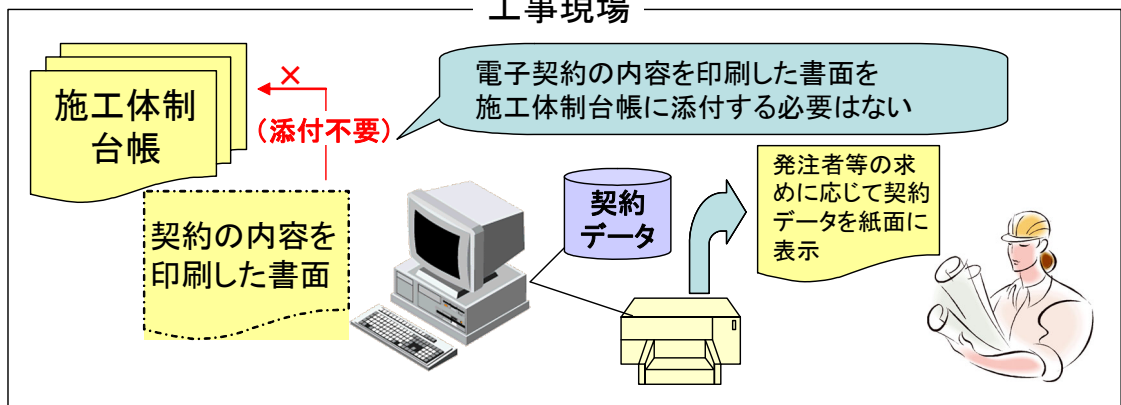


図-2 本社・営業所等の契約データ保管システムにアクセスし、必要に応じ紙面に表示

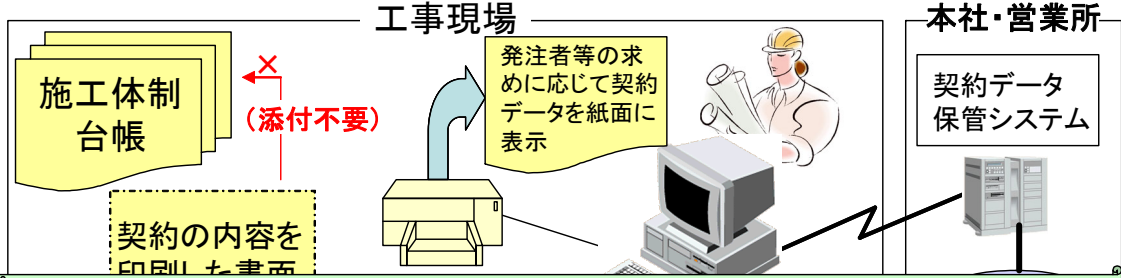
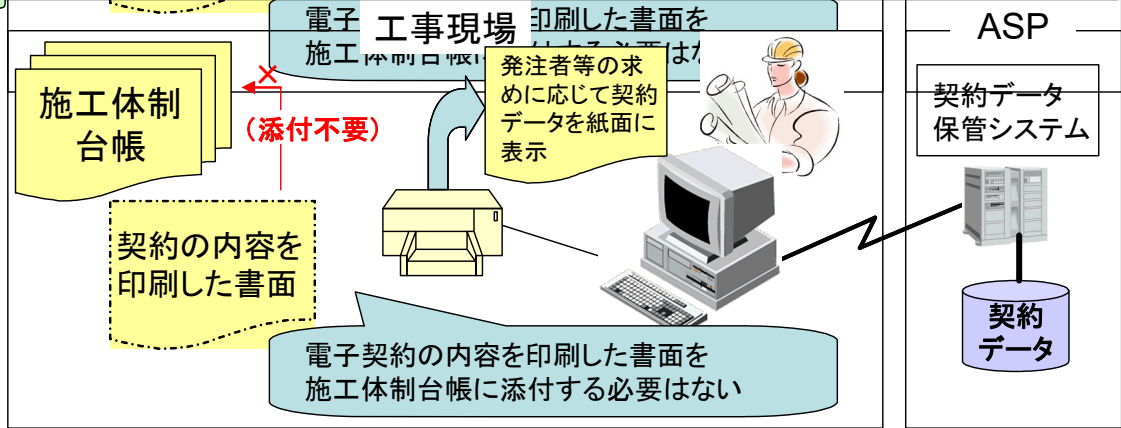


図-3 ASPの契約データ保管システムにアクセスし、必要に応じ紙面に表示





## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### (2) 工事現場にPC、プリンタ等が常時設置されていない場合

工事現場によっては、PC、プリンタ等が常時設置されておらず、電子契約の内容を常時紙面に表示することが困難な場合もあると考えられますが、この場合であっても、以下の3つの条件のすべてを満たすことにより対応します。

- ① 該当する電子契約の内容を本社や営業所等で紙面に印刷したものを工事現場に送付し、施工体制台帳に添付する。
- ② ①の書面の内容が当該電子契約の内容と相違ない旨を、当該契約の注文者の現場代理人（現場代理人を置いていない場合は監理技術者又は主任技術者。以下同じ。）が署名又は記名押印により誓約した書面（誓約文）を添付する（図－6参照）。
- ③ 発注者、建設業許可行政庁等が①の書面の内容に疑義を持ち、当該電子契約の内容を直接に紙面に表示することを要求した場合等には、PC、プリンタ等の必要な機器を工事現場に持ち込むこと等により、その要求に対応する。

なお、工事現場に持ち込むPC等は、当該電子契約の内容を明確に紙面に表示させることが必要となります。

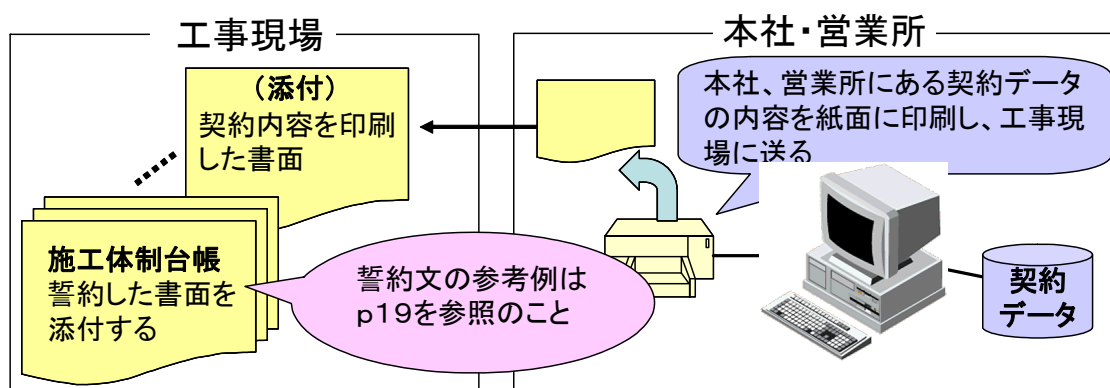
#### ■「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」より

#### (2) 工事現場にPC、プリンタ等が常時設置されておらず、電子契約の内容を、常時、紙面に表示することが困難な場合における対応について

工事現場によっては、PC、プリンタ等が常時備え置かれていない場合もあるものと考えられるが、この場合であっても、以下の3つの条件のすべてを満たす場合には、見読性及び原本性が確保されるため、建設業法施行規則第14条の2第4項の規定に適合するものとして取り扱って差し支えない。

- ① あらかじめ当該電子契約の内容が紙面に印刷された書面が施工体制台帳に添付されていること（見読性の確保）。
- ② ①の書面の内容が当該電子契約の内容と相違ない旨が、当該契約における注文者の現場代理人（現場代理人を置いていない場合は監理技術者又は主任技術者。以下同じ。）の署名又は記名押印により誓約されている書面が添付されていること（原本性の確保）。
- ③ 発注者、建設業許可行政庁等が①の書面の内容に疑義を持ち、当該電子契約の内容を直接に紙面に表示することを要求した場合等には、請負業者が必要な機器を工事現場に持ち込むこと等により、その要求に対応すること。

図－4 本社・営業所等にある契約データの内容を印刷し、誓約した書面を台帳に添付



## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### (3) 電子契約と書面による契約が混在していることに対する措置

現在の電子商取引の普及状況等を勘案しますと、施工体制台帳を構成する契約の中に電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一覧性が確保されないこととなるため、施工体制の確認の円滑な実施を容易にする観点から、当面の間は、上記の1)の要件が満たされている場合（当該電子契約の内容がPC等のハードディスクやFD等に記録され、その記録された内容が、必要に応じ、工事現場においてPC等により明確に紙面に表示することができる場合）においても、当該電子契約の内容を紙面に印刷した書面を施工体制台帳に添付することとします（図-5）。

なお、この場合は、現場代理人の署名又は記名押印による誓約は必要ありません。

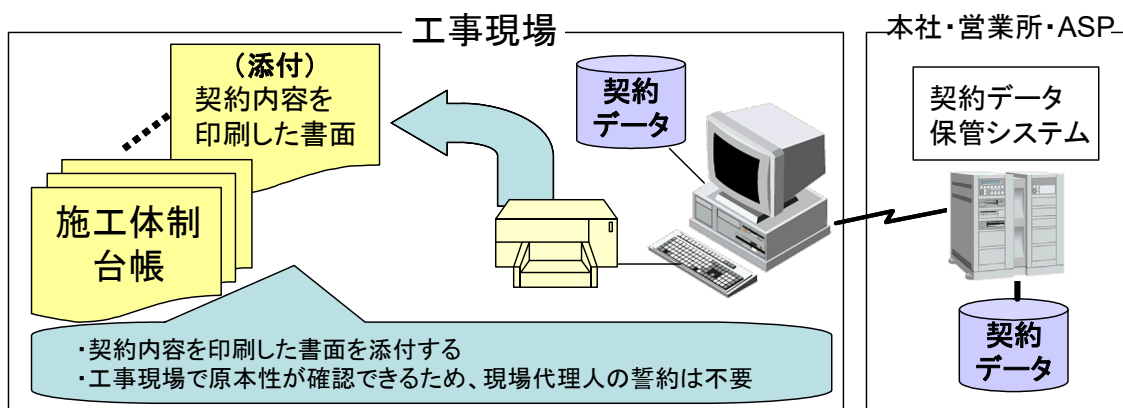
#### ■「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」より

#### (3) 電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一覧性が確保されないことに対する措置について

現在の電子商取引の普及状況等を勘案すれば、施工体制台帳を構成する契約の中に電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一覧性が確保されないこととなるため、施工体制の確認の円滑な実施を容易にする観点から、当面の間は、(1)の要件が満たされている場合においても、当該電子契約の内容を紙面に印刷した書面を施工体制台帳に添付することとする。

なお、この場合、上記書面の原本性は、工事現場においてPC等で確認するものであるため、現場代理人の署名又は記名押印による誓約は不要。

図-5 電子契約と書面の契約が混在していることに対する当面の措置



## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### ◎ 誓約について

当該電子契約の内容を印刷した書面を施工体制台帳に添付する際は、工事現場に PC、プリンタ等が設置されていない場合、書面の内容が電子契約の内容と相違ない旨を、当該契約における注文者の現場代理人（現場代理人を置いていない場合は監理技術者又は主任技術者）の署名又は記名押印により誓約された書面を添付することになっています。

誓約文の記述としては次のようなものが参考になります。

#### ■ 誓約文の参考例

当社は請負工事の電子契約について、建設業法等において規定されている措置が講じられた方法で実施しており、電子契約の内容を紙面に印刷した下記書面の内容は、当該電子契約の内容と相違ないことを誓約します。

平成 17 年 2 月 24 日 振興建設株式会社 所属・役職  
現場代理人 振興 太郎 印

記

署名または記名押印

契約（注文）番号	受注者名	契約件名
h-200-15	〇〇鉄筋工事(株)	振興ビル鉄筋工事
h-225-10	△△電気設備(株)	振興ビル屋内配線工事
k-122-05	□□塗装(株)	振興ビル外壁塗装工事

※ 施工体制台帳に添付している契約書の写しの内、電子契約に該当している書面が一意に特定できる項目を記すことが望まれます。

新たに電子契約を行った場合、誓約書面も新たに追加して施工体制台帳に添付する

図—6 誓約文例

### B. 入契法に基づく施工体制台帳に係る具体的な運用方法について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第13条第1項により、公共工事の受注者は、その発注者に対し、作成した施工体制台帳の写しを提出することとされています。ここでは、この入契法への対応について「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」で示されている対応方法を参考例として以下に示します。

なお、以下の説明における「契約データ」とは、相手方の電子署名及び信頼される第三者機関（認証機関）が発行する電子証明書（電子署名を証明するもの）が付けられた電子契約データを指します。

#### 2.4. 施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインの目的

施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインでは、はじめに本ガイドラインの主旨が述べられています。詳細は「A. 建設業法に基づく施工体制台帳に係る具体的な運用方法について」の「2.2.1(1)施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインの目的」を参照ください。

#### 2.5. 電子契約を行う場合の前提条件

電子契約を行う場合の前提条件については、「A. 建設業法に基づく施工体制台帳に係る具体的な運用方法について」の「2.2.1(2)電子契約を行う場合の前提条件」を参照ください。

#### 2.6. 施工体制台帳の写しの提出方法

公共工事の受注者は、その発注者に対し、作成した施工体制台帳の写しを提出することとされていますが、電子契約を行った場合には、以下の2つの条件のすべてを満たすことにより対応します。

- ① 該当する電子契約の内容を印刷した書面を、施工体制台帳の写しに添付する。
- ② ①の書面の内容が当該電子契約の内容と相違ない旨を、当該契約の注文者の現場代理人（現場代理人を置いていない場合は監理技術者又は主任技術者。）が署名又は記名押印により誓約文を添付する（図-7）。誓約文は図-6を参照。

なお、発注者が電子データでの提出を認めている場合には、当該電子契約データをFD等の媒体に入れて提出するなど発注者の指定する方法に従うこととします。その場合は当該契約データの内容を確認するためのビューワーも必要となりますので、契約データと共にビューワーツール（参考資料2を参照）を用意する必要があります。

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### ■「施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」より抜粋

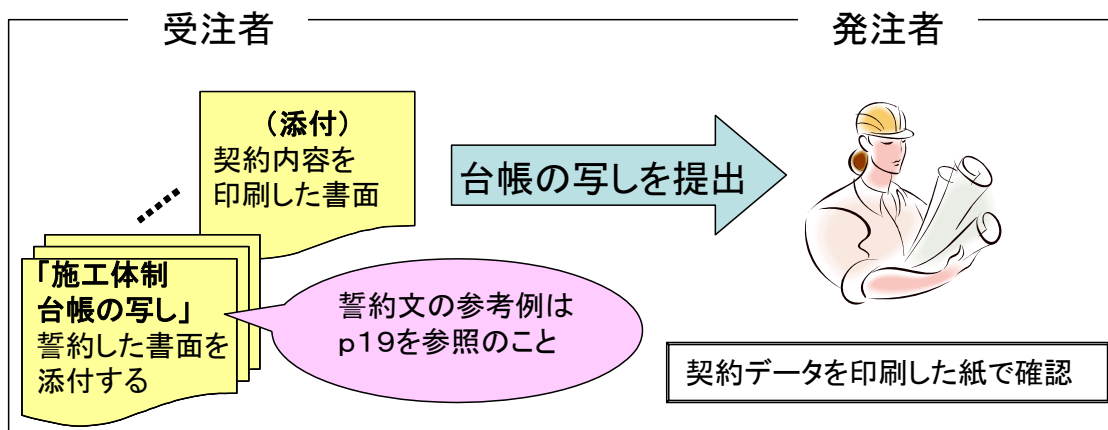
#### 4. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳の写しの取扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条第1項により、公共工事の受注者は、その発注者に対し、作成した施工体制台帳の写しを提出することとされているが、電子契約を行った場合には、以下の2つの条件のすべてを満たさなければならないこととする。

- ① 当該電子契約の内容が紙面に印刷された書面が施工体制台帳の写しに添付されていること（見読性の確保）。
- ② ①の書面の内容が当該電子契約の内容と相違ない旨が、当該契約における注文者の現場代理人の署名又は記名押印により誓約されている書面が添付されていること（原本性の確保）。

なお、発注者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定に基づき、施工体制台帳の写しを電子的な方法で提出することを認めている場合には、当該方法で提出して差し支えない。

図-7 契約データの内容を印刷した書面を添付し、誓約した書面を台帳の写しに添付して提出



## 参考資料

### 目次

#### 参考資料 1：関係法令等

##### ■施工体制台帳への添付（提出）について

- A) 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン
- B) 建設業法（第 24 条の 7）
- C) 建設業法施行規則（第 14 条の 2）
- D) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第 13 条）
- E) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（第 3 条）

##### ■請負工事に関する契約の電子化について

- F) 建設業法（第 18 条～第 19 条）
- G) 建設業法施行令（第 5 条の 5）
- H) 建設業法施行規則（第 13 条の 2～4）
- I) 建設業法施行規則第 13 条の 2 第二項に規定する  
「技術的基準」に係るガイドライン
- J) 建設省経建発第 132 号、133 号（注文書及び請書による  
契約の締結について）

#### 参考資料 2：電子契約内容を確認するためのビューワーツールについて

#### 参考資料 3：用語解説

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

## 参考資料1:関係法令等

### ■施工体制台帳への添付(提出)について

#### A) 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

##### 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

平成17年3月3日  
国土交通省

#### 1. はじめに

建設工事における電子契約については、平成13年4月より、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条第3項に基づき、一定の要件の下に認められているところである。本ガイドラインは、建設業における電子商取引の一層の推進を図るため、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2第2項第1号に規定されている契約に係る書面の写しの施工体制台帳への添付について、建設業法施行規則第14条の2第4項に規定されている電子契約を行った場合の取扱いを明確化するものである。

#### 2. 電子契約を行う場合の前提条件について

建設工事において電子契約を行う場合には、その前提として、以下の条件を満たしていることが必要である。

- ① 電子契約の方法等についてあらかじめ当該契約の相手方の承諾を得た上で、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を満たす契約内容とするなど、関係法令を遵守していること。
- ② 平成13年3月30日に定めた「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」を参考として、必要な措置を講じていること。

#### 3. 電子契約を行った場合の工事現場に備え付ける施工体制台帳の取扱いについて

##### (1) 建設業法施行規則第14条の2第4項の規定の趣旨について

建設業法施行規則第14条の2第4項に規定されているとおり、電子契約の内容がパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)等のハードディスクや、フロッピーディスク(以下「FD」という。)等に記録され、その記録された内容が、必要に応じ、当該工事現場(以下単に「工事現場」という。)においてPC、プリンタ等により明確に紙面に表示することができるときは、建設業法施行規則第13条の2第2項において建設工事の電子契約の要件として求められている見読性及び原本性が確保されていることから、当該契約の書面による写しを別に作成し、施工体制台帳に添付する必要はなく、FD等に当該契約の内容を保存して施工体制台帳に物理的に添付する必要もないこととしてよい。

また、当該電子契約のデータが、本社・営業所等のサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合についても、必要に応じ、工事現場においてPC等によりこれにアクセスし、明確に紙面に表示することができるときは、上記と同様に取り扱って差し支えない。

※ 見読性：契約の相手方がファイルの記録を出力した書面を作成することができるものであること。

原本性：ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないか



## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

どうかを確認することができる措置を講じていること。

A S P : Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。

### (2) 工事現場に P C、プリンタ等が常時設置されておらず、電子契約の内容を、常時、紙面に表示することが困難な場合における対応について

工事現場によっては、P C、プリンタ等が常時備え置かれていない場合もあるものと考えられるが、この場合であっても、以下の 3 つの条件のすべてを満たす場合には、見読性及び原本性が確保されるため、建設業法施行規則第 1 4 条の 2 第 4 項の規定に適合するものとして取り扱って差し支えない。

- ① あらかじめ当該電子契約の内容が紙面に印刷された書面が施工体制台帳に添付されていること（見読性の確保）。
- ② ①の書面の内容が当該電子契約の内容と相違ない旨が、当該契約における注文者の現場代理人（現場代理人を置いていない場合は監理技術者又は主任技術者。以下同じ。）の署名又は記名押印により誓約されている書面が添付されていること（原本性の確保）。
- ③ 発注者、建設業許可行政庁等が①の書面の内容に疑義を持ち、当該電子契約の内容を直接に紙面に表示することを要求した場合等には、請負業者が必要な機器を工事現場に持ち込むこと等により、その要求に対応すること。

### (3) 電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一覧性が確保されないことに対する措置について

現在の電子商取引の普及状況等を勘案すれば、施工体制台帳を構成する契約の中に電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一覧性が確保されないこととなるため、施工体制の確認の円滑な実施を容易にする観点から、当面の間は、(1)の要件が満たされている場合においても、当該電子契約の内容を紙面に印刷した書面を施工体制台帳に添付することとする。

なお、この場合、上記書面の原本性は、工事現場において P C 等で確認するものであるため、現場代理人の署名又は記名押印による誓約は必要ない。

## 4. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳の写しの取扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号）第 1 3 条第 1 項により、公共工事の受注者は、その発注者に対し、作成した施工体制台帳の写しを提出することとされているが、電子契約を行った場合には、以下の 2 つの条件のすべてを満たさなければならないこととする。

- ① 当該電子契約の内容が紙面に印刷された書面が施工体制台帳の写しに添付されていること（見読性の確保）。
- ② ①の書面の内容が当該電子契約の内容と相違ない旨が、当該契約における注文者の現場代理人の署名又は記名押印により誓約されている書面が添付されていること（原本性の確保）。

なお、発注者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、施工体制台帳の写しを電子的な方法で提出することを認めている場合には、当該方法で提出して差し支えない。

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### B)建設業法(抄)

昭和 24 年 5 月 24 日 法律第 100 号

平成 26 年 6 月 13 日法律 69 号

第 24 条の 7 (施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

### C)建設業法施行規則(抄)

昭和 24 年 7 月 28 日 建設省令第 14 号

(施工体制台帳の記載事項等)

第 14 条の 2 法第 24 条の 7 第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作成特定建設業者(法第 24 条の 7 第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。)が許可を受けて営む建設業の種類
- 二 作成特定建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
  - イ 建設工事の名称、内容及び工期
  - ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地
  - ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第 19 条の 2 第二項に規定する通知事項
  - ニ 作成特定建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第 19 条の 2 第一項に規定する通知事項
  - ホ 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別
  - ヘ 法第 26 条の 2 第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの監理技術者以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格(建設業の種類に応じ、法第 7 条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。)

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### 三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称及び住所

ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類

### 四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称、内容及び工期

ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日

ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第19条の2第二項に規定する通知事項

ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第19条の2第一項に規定する通知事項

ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別

ヘ 当該下請負人が法第26条の2第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ト 当該建設工事が作成特定建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成特定建設業者の営業所の名称及び所在地

## 2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第19条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成特定建設業者が注文者となった下請契約以外の下請契約であって、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第二項に規定する公共工事をいう。第14条の4第三項において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るもの）であっては、請負代金の額に係る部分を除く。）

二 前項第二号ホの監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第26条第四項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該監理技術者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三 前項第二号ヘに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第24条の7第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

4 法第19条第三項に規定する措置が講じられた場合にあつては、契約事項等が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第二項第一号に規定する添付書類に代えることができる。

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### D) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抄）

平成 12 年 11 月 27 日 法律第 127 号

（施工体制台帳の提出等）

第 13 条 公共工事の受注者（建設業法第 24 条の 7 第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

3 第一項の公共工事の受注者についての建設業法第 24 条の 7 第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

### E) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（抄）

平成 14 年 12 月 13 日 法律第 151 号

（電子情報処理組織による申請等）

第 3 条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第 1 項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第 1 項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をするものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### ■請負工事に関する契約の電子化について

#### F) 建設業法(抄)

昭和 24 年 5 月 24 日 法律第 100 号

##### 第 18 条 (建設工事の請負契約の原則)

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

##### 第 19 条 (建設工事の請負契約の内容)

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 七 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十四 契約に関する紛争の解決方法

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前 2 項の規定による措置に代えて、政令で定めるとこ

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

ろにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

### G) 建設業法施行令(抄)

昭和 31 年 8 月 29 日 政令第 273 号

第 5 条の 5 (建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

建設工事の請負契約の当事者は、法第 19 条第 3 項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置 (以下この条において「電磁的措置」という。) を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類および内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの(次項において「電磁的方法」という。) による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た建設工事の請負契約の当事者は、当該契約の相手方から書面又は電磁的方法により当該承諾を撤回する旨の申出があつたときは、法第 19 条第一項又は第二項の規定による措置に代えて電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該契約の相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

### H) 建設業法施行規則(抄)

昭和 24 年 7 月 28 日 建設省令 14 号

第 13 条の 2 (建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

法第 19 条第 3 項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第 1 項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するもの変更の内容(以下「契約事項等」という。)を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項等を記録する措置

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルに契約事項等を記録したものを交付する措置

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### 第13条の3

令第5条の5第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する措置のうち建設工事の請負契約の当事者が講じるもの
- 二 ファイルへの記録の方式

「

### 第13条の4

令第5条の5第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
    - イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第19条第三項の承諾をする旨又は当該承諾を撤回する旨を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨又は当該承諾を撤回する旨を記録する方法
  - 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該承諾をする旨又は当該承諾を撤回する旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

## I) 建設業法施行規則第13条の2 第二項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン

### ■建設業法施行規則第13条の2 第二項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン

平成13年3月30日

国土交通省

#### 1. はじめに

国土交通省では、適切な電子商取引の普及を通じて、建設産業の健全な発達を確保するため、平成12年に成立した書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成12年法律第126号)において、建設業法(昭和24年法律第100号)を改正し、書面の交付、書面による手続等が義務付けられている規定について、一定の技術的要件の下に情報通信技術の利用による代替措置を認めることとしたところである(平成13年4月1日施行)。

今般、契約当事者間の紛争を防止する等安全な電子商取引を促進する観点から、自己責任の下に情報通信の技術の利用により建設工事の請負契約を締結しようとする者の参考として、同法施行規則(以下「規則」という。)第13条の2第二項(建設業法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第42号)により追加)に規定する「技術的基準」に係るガイドラインを定めることとする。

#### 2. 見読性の確保について(規則第13条の2第二項第一号関係)

情報通信の技術を利用した方法により締結された建設工事の請負契約に係る建設業法第19条第一項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容(以下「契約事項等」という。)の電磁的記録そのものは見読不可能であるので、当該記録をディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できるようにシステムを整備しておくことが必要である。

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

また、電磁的記録の特長を活かし、関連する記録を迅速に取り出せるよう、適切な検索機能を備えておくことが望ましい。

### 3. 原本性の確保について（規則第13条の2第二項第二号関係）

建設工事の請負契約は、一般的に契約金額が大きく、契約期間も長期にわたる等の特徴があり、契約当事者間の紛争を防止する観点からも、契約事項等を記録した電磁的記録の原本性確保が重要である。このため、情報通信技術を利用した方法を用いて契約を締結する場合には、以下に掲げる措置又はこれと同等の効力を有すると認められる措置を講じることにより、契約事項等の電磁的記録の原本性を確保する必要がある。

#### (1) 公開鍵暗号方式による電子署名

情報通信の技術を利用した方法により行われる契約は、当事者が対面して書面により行う契約と比べ、契約事項等が改ざんされてもその痕跡が残らないなどの問題があり、有効な対応策を講じておく必要がある。

このため、情報通信の技術を利用した方法により契約を締結しようとする場合には、契約事項等を記録した電磁的記録そのものに加え、当該記録を十分な強度を有する暗号技術により暗号化したもの及びこの暗号文を復号するために必要となる公開鍵を添付して相手方に送信する、いわゆる公開鍵暗号方式を採用する必要がある。

#### (2) 電子的な証明書の添付

(1)の公開鍵暗号方式を採用した場合、添付された公開鍵が真に契約をしようとしている相手方のものであるのか、他人がその者になりすましていないかという確認を行う必要がある。

このため、(1)の措置に加え、当該公開鍵が間違いなく送付した者のものであることを示す信頼される第三者機関が発行する電子的な証明書を添付して相手方に送信する必要がある。この場合の信頼される第三者機関とは、電子認証事務を取り扱う登記所、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第4条に規定する特定認証機関等が該当するものと考えられる。

#### (3) 電磁的記録等の保存

建設業を営む者が適切な経営を行っていくためには、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、建設工事の進行管理を行っていくことが重要であり、情報通信の技術を利用した方法により締結された契約であってもその契約事項等の電磁的記録等を適切に保存しておく必要がある。

その際、保管されている電磁的記録が改ざんされていないことを自ら証明できるシステムを整備しておく必要がある。また、必要に応じて、信頼される第三者機関において当該記録に関する記録を保管し、原本性の証明を受けられるような措置を講じておくことも有効であると考えられる。



## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### J) 建設省経建発第132号、133号（注文書及び請書による契約について）

■各都道府県主管部局長あて 建設省経建発第132号

■各建設業者団体の長あて 建設省経建発第133号

平成12年6月29日

#### 注文書及び請書による契約の締結について

##### 記

1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の（1）又は（2）の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、建設業法（以下「法」という。）第19条第一項の規定に違反しないものであること。

（1）当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19条第一項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、法第19条第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

（2）注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19条第一項各号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19条第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

## 参考資料2: 電子契約内容を確認するためのビューワー ツールについて

本資料の「B. 入契法に基づく施工体制台帳に係る具体的な運用方法について」の「(3) 施工体制台帳の写しの提出方法」に記載している電子契約内容を確認するためのビューワーツールは、一般的には以下の機能やメッセージ（主に注文業務に関連するもの）に対応していること等が求められるものと想定されます。

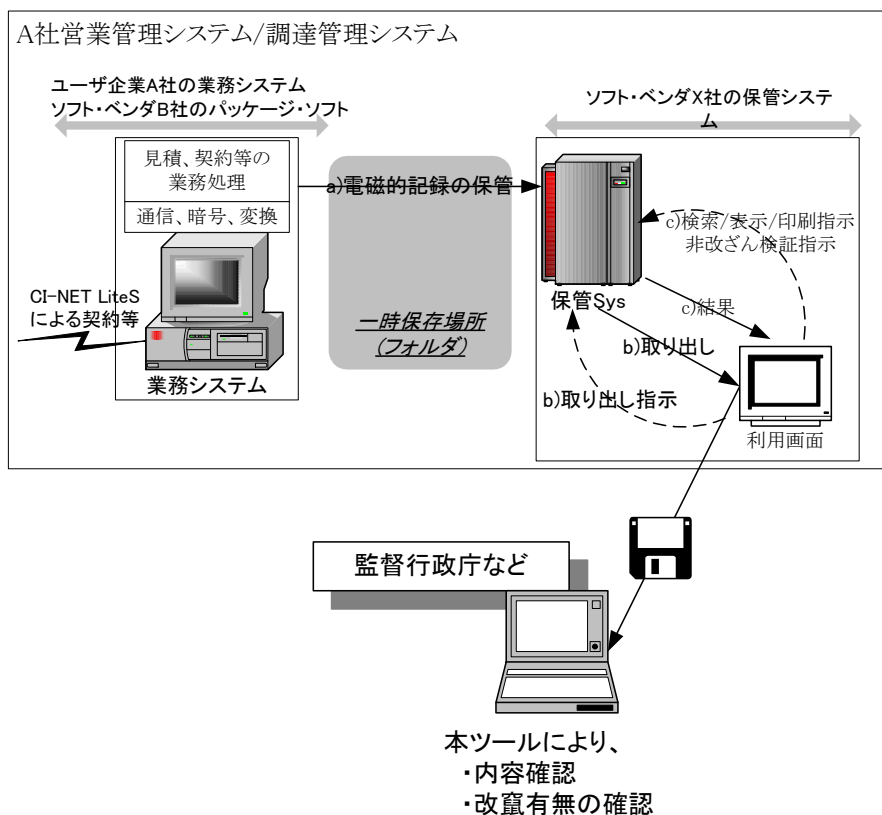
### 1. 必要な機能

- 1) 電子契約データ案件の検索
  - 2) 電子契約データの案件内容\*の画面または書面への表示機能
  - 3) 電子契約データの改ざんチェック機能
- 【補足】\*：案件内容の画面または書面への表示は、建設業法 19 条（建設工事の請負契約の内容）に記載されている項目等。

### 2. 対応すべきメッセージ

確定注文メッセージ、注文請けメッセージ、鑑項目合意変更申込メッセージ、鑑項目合意変更承諾メッセージ、合意解除申込メッセージ、合意解除承諾メッセージ、一方的解除通知メッセージ、合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知

3. 想定される利用例



なお CI-NET では、会員企業及び公共発注者に対して、上記機能等を満たしたビューワーツールの利用を支援しています。

## 参考資料3:用語解説

### ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ:Application Service Provider)

コンピュータ・ソフトウェアを販売する代わりに、ネットワーク経由でソフトの機能だけを有償で提供する事業者。ユーザーにとって、ブラウザ(データ・ファイルの内容を表示するソフト)とインターネットを利用できればソフトウェアを利用できるため、ソフトウェアの導入、運用、更新等の手間をかける必要がなくなる。

### CI-NET(シー・アイ・ネット:Construction Industry NETwork)

建設業界のEDI日本標準のこと。標準化された方法でコンピュータ・ネットワークを利用し建設生産に関わる様々な企業間の情報交換を実現し、建設産業全体の生産性向上を図ろうとするものである。

### CI-NET LiteS (シー・アイ・ネット・ライツ:Construction Industry NETwork Light Scheme)

建設産業のEDI標準方式であるCI-NETに準拠した見積、契約、出来高、請求等の電子データ交換(EDI)を、インターネット(電子メール)を用いてより簡易に実施するための規約(ルール)のことである。

### EDI(イー・ディー・アイ:Electronic Data Interchange)

電子データ交換。企業間で行われる受発注や資金決済などの取引のためのデータを通信回線を介して標準的な規約(可能な限り広く合意された各種規約)によりコンピュータ(端末を含む)間でデータ交換すること。

#### ■参考文献

「建設工事の電子契約についての解説」〔平成14年2月発行〕

「CI-NET標準ビジネスプロトコル Ver.1.4」〔平成15年3月発行〕

「CI-NET LiteS実装規約 Ver.2.1 ad.1」〔平成15年6月発行〕

以上 財団法人建設業振興基金発行

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

### 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

平成 17 年 3 月発行

編集・発行 財団法人建設業振興基金  
建設産業情報化推進センター  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12  
虎ノ門 4 丁目 MT ビル 2 号館  
TEL: 03-5473-4573  
FAX: 03-5473-4580  
E-mail: ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp  
URL: <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>

※ 本書の全部または一部の無断複写複製を禁じます（著作権法上の例外を除く）。

## D. XI 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について

XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に  
対応した帳票印刷例

## D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例



## XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおり。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
  - ② 取引年月日 (課税資産の譲渡等を行った年月日)
  - ① 取引内容 (軽減税率の対象品目がある場合、その旨)
  - ② 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜きまたは税込み) および適用税率
  - ③ 税率ごとの消費税額等 (端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
  - ④ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ・「税率ごとに区分」とは、消費税 10%、軽減税率 8%および経過措置による各旧税率の分類を指す。

なお、国税庁ホームページにて「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」を公開している。

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」

URL:[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm)

本帳票印刷例は、適格請求書として必要な記載事項と CI-NET メッセージのタグNo.との関係を印刷例で示したものである。従って、本帳票印刷例は完全に実装規約を反映したものではなく、一部帳票として表現しておく方が分かりやすい、想像しやすい表現や項目も含まれており、あくまで実装における参考情報として提示するものである。

2022/11/24 第6回 LiteS 規約 WG

帳票内の緑色吹き出しは、前回 WG (2022 年度第 5 回 LiteS 規約 WG) からの変更点を示すためのもの。(最終版では削除予定)

## D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

### 1. 内容

#### 1 請求業務の帳票例

##### (1) 鑑の帳票例

- 1) 計算方式：A 方式の場合
- 2) 計算方式：B 方式の場合
- 3) 計算方式：C 方式の場合
- 4) 計算方式：D 方式の場合

##### (2) 明細の帳票例

- 1) 累積査定方式 縦並びの場合
- 2) 累積査定方式 横並びの場合
- 3) 当月査定方式 縦並びの場合
- 4) 当月査定方式 横並びの場合

出来高、請求業務での個々の資材、工事等の明細の出来高査定には、「累積査定方式」と「当月査定方式」の2通りがある。従って、明細の帳票例において2通り、またそれぞれにおいて、累積出来高数量や金額を縦に並べる様式と横に並べる様式があるため、4通り帳票例を示す。

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 B.VII.出来高・請求・立替金・契約  
打切 3.1.明細出来高の累積査定方式と当月査定方式を参照。

## D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

### 2 立替金業務の帳票例

#### 【補足説明】

立替金報告による請求には、以下の2つの取引形態があり、どの形態で処理するかは、各取引の実績に合わせ、各社で判断・処理している。

#### 2 者間取引

- ゼネコンと協力会社間の課税取引として請求する場合
- 現在の立替金報告メッセージの規約案を、この取引形態をベースに策定している。

#### 3 者間取引

- 仕入先と協力会社間の課税取引として、ゼネコンから仕入れ先への支払を立替金として、協力会社に請求する場合（「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A 問 75（立替金）平成 30 年 6 月（令和 3 年 7 月改訂）」に相当）
- CI-NET で行う場合、仕入先から受領した適格請求書もしくはゼネコンが作成した請求書を添付するか、内訳明細の項目（[1214]規格・仕様・摘要、[1251]明細別備考欄）等を利用して、適格請求書に必要な事項①～⑤を記載する必要がある。

#### (1) 2 者間取引の場合

- 1) 立替金請求書（税抜き・2 者間のサンプル・税抜き）
- 2) 内訳明細書（2 者間取引のサンプル・税抜き）

#### (2) 3 者間取引の場合

- 1) 立替金請求書（3 者間取引のサンプル・発注者側(ゼネコン等)は不課税処理
- 2) 内訳明細書（3 者間取引のサンプル・発注者側(ゼネコン等)は不課税処理）
- 3) 立替金請求書（3 者間取引のサンプル・発注者側(ゼネコン等)は課税処理）
- 4) 内訳明細書(3 者間取引のサンプル・発注者側(ゼネコン等)は課税処理)

## D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

### 3 工事請負契約外業務の帳票例

#### (1) 鑑の帳票例

- 1) 税抜きの場合
- 2) 税込みの場合

#### (2) 明細の帳票例

- 1) 物品調達において請求書毎に作成する場合
- 2) 物品調達において注文書毎に作成する場合
- 3) 物品調達において納品書毎に作成する場合
- 4) レンタル・リースの場合
- 5) レンタル・リースにおいて残数表示を行う場合

D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

- 1. 請求業務の帳票例
  - (1) 鑑の帳票例
    - 1) 計算方式:A方式の場合

**請求書 (サンプル)**

請求書No 08190119381	請求年月日 2021年12月10日	請求予定年月 2016年12月	X1023 X1063 X1511
会社名 東亜建設株式会社	請求者 東亜建設株式会社 同業支店	請求者 東亜建設株式会社 同業支店	請求者 東亜建設株式会社 同業支店

①適格請求書発行者の氏名または取引先名  
②取引先名  
③取引先住所  
④取引先住所  
⑤取引先住所  
⑥取引先住所  
⑦取引先住所  
⑧取引先住所  
⑨取引先住所  
⑩取引先住所

X1024	X1006	X1303	X1082	X1081	X1082	X1081	X1082
請求書コード	請求書コード	請求書コード	請求書コード	請求書コード	請求書コード	請求書コード	請求書コード

①適格請求書発行者の氏名または取引先名  
②取引先名  
③取引先住所  
④取引先住所  
⑤取引先住所  
⑥取引先住所  
⑦取引先住所  
⑧取引先住所  
⑨取引先住所  
⑩取引先住所

X1022	X1092	X1093	X1094	X1095	X1096	X1097
契約金額計	契約金額計	契約金額計	契約金額計	契約金額計	契約金額計	契約金額計

①適格請求書発行者の氏名または取引先名  
②取引先名  
③取引先住所  
④取引先住所  
⑤取引先住所  
⑥取引先住所  
⑦取引先住所  
⑧取引先住所  
⑨取引先住所  
⑩取引先住所

図 D.XII- 1 A方式の場合の帳票例(鑑)

D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

2) 計算方式:B方式の場合

**請求書 (B方式) 鑑**

工コード K5090501	変更工コード 99999999	注文番号 201600001	注交番号 201600001	X1306	X1303	X1309	X1007	X1003	X1008	X1331	
請求書No 08190.G18381			適格請求書発行事業番号 JXXXXXX			請求年月日 2021年12月10日			請求予定年月 2019年12月		

注: 適格請求書に必要記載事項(①~⑤)赤字: 適格請求書(要領)の出方時に表示  
印: 領税: 領税事項

**請求書 (サンプル)**

X1013	X1019	X1020	X1017	X1018	X1021	X1013	X1019	X1020	X1017	X1018	X1021
会社名 基成建設株式会社 釧中			① 適格請求書発行事業者の氏名 または名称および登録番号 基成建設株式会社 釧中支店			② 取引年月日 2021年12月10日			③ 税率ごとに区分して合計した対面の額(税抜き)および適用税率 10		

X4	X1003ML	X1003MD	X1003MB	X1016	X1043	X1042	X1025	X1027	X1041	X1092	X1093	X1094	X1385	X1099	X1098		
発注者コード XXXXXXXXXXXX			④ 税率ごとに区分して合計した対面の額(税抜き)および適用税率 10			⑤ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)			⑥ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)			⑦ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)			⑧ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)		

X1024	X5	X1019	X1020	X1017	X1018	X1021	X59	X57	X1313	X1314	X1052	X1381	X1080	
受注者コード XXXXXXXXXXXX			⑨ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)			⑩ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)			⑪ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)			⑫ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)		

X1092	X1093	X1094	X1385	X1099	X1098	X1109	X1381	X1382	X1088	X1103	X1114	X1381	X1382	X1112	X1385	X1386	X1384	X1097		
契約金額計 ¥5,065,000			⑬ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)			⑭ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)			⑮ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)			⑯ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)			⑰ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)			⑱ 税率ごとの消費税額等(補正処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)		

図 D.XII- 2 B方式の場合の帳票例(鑑)



D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

3) 計算方式:C方式の場合

**請求書 (サンプル)**

請求書(C方式) 鑑		X1006	X1306	X1309	X1007	X1023	X1008	X1311
工書コード	注文番号	注文番号	注文番号	注文番号	請求年月日	請求年月日	請求年月日	請求予定年月
K3090001	99999999	201C000011	1	1	2024年12月10日	2024年12月10日	2024年12月10日	2016年12月

⑥登録の交付を受ける事業者の氏名又は名称

X1024	基金建設株式会社 御中	X1013	会社名	X1013	請求者番号
X4	発注者コード	X5	受注者コード	X1019	〒
X1003M1	その他V構成企業名	X1019	〒	X1000	住所
X1003M2		X1017	部署名	X1018	担当名
X1003M3		X1021	電話番号		
X1046	工事場所住所				
X1042	工事場所住所				
X1027	工事場所住所				
X1041	取引内容				

X1092	契約金額計	¥5,065,000	X1107	前回送票提出請求金額計	¥2,232,000
X1093	契約金額計調整額	¥-65,000	X1321	前回送票提出請求金額計調整額	¥-32,000
X1094	調整後契約金額計	¥5,000,000	X1322	調整後前回送票提出請求金額計	¥2,200,000
X1385	追加契約金額	¥0	X1159	税込み前回送票提出請求金額計	¥2,420,000
X1099	最終契約金額	¥5,000,000	X1393	前回送票提出請求金額計	¥220,000
X1096	契約金額消費税額	¥500,000			

取引内容は別紙、内訳明細書に記載。単一の税率で課税  
分類コード「消費税率」に従う。

⑨取引内容(軽減税率の対象  
品目がある場合、その旨)

左記は④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の順である。左記の記載にて適格請求書の要件を満たす必要がある。

【解説】  
C/NETの出来高請求書ページは、課税分類コード、消費税率の組み合わせをメッセージにバターンと限定している。このため、税率毎の表記にはなっていないが、適格請求書の要件に該当することを明示している。  
①取引内容(軽減税率の対象品目である旨) ⇒ X59 課税分類コード  
②税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み) ⇒ X1097 最終帳票金額(X57消費税率コードに従う)  
③適用税率 ⇒ X1004 消費税率、X59 課税分類コード  
④税率ごとの消費税率 ⇒ X1096 消費税率

図 D.XII- 3 C方式の場合の帳票例(鑑)

D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

4) 計算方式:D方式の場合

請求書(D方式) 鑑		請求書(サンプル)	
X1006	X1306	X1007	X1009
工書コード	注文番号	請求書No	適格請求書発行事業者登録番号
KSC90501	201600011	091901G18381	TX0000000
変更工書コード	9969999	X1082	X1082
		出戻高請求回数	今回返の請求回数
		I	I

X1024	基建設株式会社 御中	①購建の委託を受ける事業者の氏名又は名称	X1013	①適格請求書発行事業者の氏名 または名称および登録番号
X4	税注書コード	XXXXXXXXXX	X5	税注書コード
X1003M1	その他V構成企業名		X1019	〒
X1003M2			X1020	住所
X1003M3			X1017	〇〇営業所
X1016			X1018	店番名
X1043	工事場所住所	105-0015	X1021	電話番号
X1042	工事名称	東京都港区浜川5-02 ▲ビル		
X1025	工事場所所長名	作業所長名		
X1027	工事場所担当者	担当者		
X1041	取引件名	X1046+X1045		
	工事場所電話番号	03-3595-4511		
	原価要素	X1192+X1191		
	原価項目	X1194+X1193		
	原価曜日	X1196+X1195		

X1092	契約見積計	¥1,065,000	X1106	今回返戻請求書金額計	¥2,612,000
X1098	契約消費税額	¥65,000	X1152	税込前回返戻請求書出来高金額計	¥2,873,970
X1094	調整後契約金額計	¥5,000,000	X1153	税込今回返戻請求書出来高金額計	¥3,970
X1305	追加契約金額	¥0	X1341	調整後税込今回返戻請求書出来高金額計	¥2,870,000
X1099	累計契約金額	¥5,500,000	X1342	調整後税込今回返戻請求書出来高金額計	¥2,870,000
X1098	契約消費税額	¥500,000	X1098	支払条件：部分払い割合	90

X1395	税込今回返戻請求書金額計(調整前)	¥2,583,000
X1163	税込今回返戻請求書消費税額	¥287,000
X1348	税込今回返戻請求書消費税調整額	¥83,000
X1160	税込今回返戻請求書金額計	¥2,500,000
X1097	調整後請求書金額(税込み)	¥90,000
X1394	今回返戻請求書消費税額計	¥227,272
X1395	消費税額(調整前)	¥1,212
X1396	消費税調整額	¥0
X1096	消費税額	¥7,272
X1112	今回請求書金額計	¥72,298

X1152	税込前回返戻請求書出来高金額計	¥2,212,000
X1351	税込前回返戻請求書消費税調整額	¥32,000
X1352	調整後税込前回返戻請求書出来高金額計	¥2,200,000
X1156	税込前回返戻請求書消費税調整額	¥2,420,000
X1393	前回返戻請求書消費税額計	¥220,000

X1092	契約見積計	¥1,065,000
X1098	契約消費税額	¥65,000
X1094	調整後契約金額計	¥5,000,000
X1305	追加契約金額	¥0
X1099	累計契約金額	¥5,500,000
X1098	契約消費税額	¥500,000

図 D.XII- 4 D方式の場合の帳票例(鑑)



D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

- (2) 明細の帳票例
- 1) 累積査定方式 縦並びの場合

出来高請求書 累積査定方式 内訳明細① ※明細はA~D方式ですべて同じ		累積査定方式の場合 [1312]出来高査定方式帳票印刷 P: 1									
No.	品名・名称	規格・仕様・摘要	明細単価	明細数量	明細金額	契約時 数量	契約時 金額	前回迄累積出来高	今回迄累積出来高	今回迄累積出来高	備考
X1024	株式会社 豊登建設株式会社	X1042	X1042	東京朝シビックセンター工事	X1006	X1006	X1006	X1006	X1006	X1006	変更工事コード
X1003	振興工務店株式会社 関東支店	X1045	X1045	I 型枠工事	X1303	X1303	X1303	X1303	X1303	X1303	請求No.
											TEST-I60723-31
<b>内訳明細書 (サンプル)</b>											
印刷日 2016年7月30日 (1/1)											
1	基礎 普通型枠(材)	[121.3]品名・名称1 [12.3]品目・名称2	[121.4]規格・仕様・摘要1 [121.4]規格・仕様・摘要2	明細数量 m2	明細金額 ¥1,900	600	¥1,140,000	X1292 80	X1294 100%	X1294 100%	X1294 100%
2	基礎 普通型枠(材)			明細数量 m2	明細金額 ¥3,000	300	¥900,000	X1283 100%	X1283 100%	X1283 100%	X1283 100%
3	基礎 打放型枠(材)			明細数量 m2	明細金額 ¥1,500	450	¥675,000	X1225 100%	X1225 100%	X1225 100%	X1225 100%
4	基礎 普通型枠(材)			明細数量 m2	明細金額 ¥2,000	900	¥1,800,000	X1235 100%	X1235 100%	X1235 100%	X1235 100%
5	基礎 打放型枠(材)			明細数量 m2	明細金額 ¥4,500	300	¥1,350,000	X1257 100%	X1257 100%	X1257 100%	X1257 100%
									50%	¥550,000	
									¥330,000	¥550,000	
(小計)											
									5,065,000	2,232,000	2,612,700

※単一税率のための消費税率を表示する欄は設けない。

図 D.XII- 5 帳票例(累積査定方式 縦並び)



D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

3) 当月査定方式 縦並びの場合

出来高請求書 当月査定方式 内訳明細① ※明細はA~D方式ですべて同じ

当月査定方式の場合  
[0312]出来高査定方式識別コード: 2

X1024	東京建設株式会社	X1042	東京都シビックセンター工事	X1006	K-S050501	X1306	変更工事コード	I-E51-60(23-01)
X1013	協興工務店株式会社 四草支店	X1046 + X1045	1 型枠工事	X1303	2016000011	X1007	請求No.	

印刷日 2016年7月30日 (1/1)

**内訳明細書 (サンプル)**

No.	X1213	品名・名称	X1214	規格・仕様・摘要	X1222	X1219	明細数量単位	明細数量	契約時	X1312	当月山採高	X1310	当月査定方式	X1331	備考
1	EM-CFFケーブル	[1213]品名・名称1 [1213]品名・名称2	[1214]規格・仕様・摘要1 [1214]規格・仕様・摘要2	200 - 1C	2	m	46	46	¥46,000	20	¥20,000	X1294	40	¥40,000	
2	EM-CEEケーブル				2	m	2100	2100	¥420,000	1000	¥2,000,000	X1295	1500	¥3,000,000	
3	FM-CFFケーブル				2	m	39	39	¥117,000	0	¥30,000		0	¥50,000	
4	なしなし 鋼線巻				E (25)	m	15	15	¥60,000	1	¥4,000		5	¥20,000	
5	可上付高品					m	1	1	¥5,000	0	¥0		1	¥5,000	
6	ケーブルラック				400 x 70	個	11	11	¥66,000	5	¥30,000		11	¥66,000	
7	ケーブルラック				400 x 70 L型	個	1	1	¥7,000	0	¥0		1	¥7,000	
8	ケーブルタ				H = 70	m	11	11	¥88,000	5	¥40,000		11	¥88,000	
	(小計)								¥4,589,000		¥2,124,000			¥3,276,000	

※同一税率のための消費税内訳を表示する欄は設けず。

※欄は累計査定方式の帳票例のため金額は整合していません。

図 D.XII-7 帳票例(当月査定方式 縦並び)

D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

4) 当月査定方式 横並びの場合

X1024 現金請求書株式会社		X1042 東京都セックセンター工事		X1306 変更番号コード		X1007 請求No.		2016年7月30日		TEST-160725-01	
X1013 振興工務店株式会社 関東支店		X1046 PK104E 1 業種工事		X1316 KSD99501		X1313 2016000011		印刷日		(1/1)	
請求書方式の場合 (0312)は半額査定方式識別コード：2											
出来高請求書 半額査定方式 内訳明細② ※内訳はA~D方式ですべて同じ											
内訳明細書 (サンプル)											
No.	X1213 品名・名称	X1214 規格・仕様・数量	X1219 単位	X1222 契約単価	X1225 契約金額	X1218 当月出稼原価	X1223 当月出稼金額	X1312 当月査定方式	X1254 今回請求額	X1335 今回請求額	備考
1	EM-電線	[1213]品名-名称1 [1213]品名-名称2	m	¥1,000	¥46,000	20	¥20,000	40	¥40,000		
2	EM-CEEケーブル	[1214]規格-仕様-数量1 [1214]規格-仕様-数量2	m	¥2,000	¥4,200,000	1000	¥2,000,000	1500	¥3,000,000		
3	EM-CEEケーブル	2.0*0-1C	m	¥3,000	¥117,000	10	¥30,000	20	¥50,000		
4	ねじなし電線管	E(25)	m	¥4,000	¥60,000	1	¥4,000	5	¥20,000		
5	同工用器具		式	¥5,000	¥5,000	0	¥0	1	¥5,000		
6	ケーブルラック	400×70	m	¥3,000	¥66,000	5	¥30,000	11	¥66,000		
7	ケーブルラック	400×70L型	個	¥7,000	¥7,000	0	¥0	1	¥7,000		
8	ケーブルダ	H=70	m	¥3,000	¥88,000	5	¥40,000	11	¥88,000		
	(小計)				¥4,599,000		¥2,124,000		¥3,276,000		

※単一税率のための消費税を表示する欄は設けず。  
 ※額は異計査定方式の帳票例のため金額は整合していません。

図 D.XII- 8 帳票例(当月査定方式 横並び)



D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

2) 内訳明細書(2者間取引のサンプル・税抜き)

**内訳明細書(2者間取引のサンプル・税抜き)**

<b>⑥</b> 振興二務店株式会社 関東支店	X1013	立替金 明細	X1006	X1007	X1008	X1009	X1010	X1011	X1012	X1013	X1014	X1015	X1016	X1017	X1018	X1019	X1020	X1021	X1022	X1023	X1024	X1025	X1026	X1027	X1028	X1029	X1030	X1031	X1032	X1033	X1034	X1035	X1036	X1037	X1038	X1039	X1040	X1041	X1042	X1043	X1044	X1045	X1046	X1047	X1048	X1049	X1050	X1051	X1052	X1053	X1054	X1055	X1056	X1057	X1058	X1059	X1060	X1061	X1062	X1063	X1064	X1065	X1066	X1067	X1068	X1069	X1070	X1071	X1072	X1073	X1074	X1075	X1076	X1077	X1078	X1079	X1080	X1081	X1082	X1083	X1084	X1085	X1086	X1087	X1088	X1089	X1090	X1091	X1092	X1093	X1094	X1095	X1096	X1097	X1098	X1099	X1100	X1101	X1102	X1103	X1104	X1105	X1106	X1107	X1108	X1109	X1110	X1111	X1112	X1113	X1114	X1115	X1116	X1117	X1118	X1119	X1120	X1121	X1122	X1123	X1124	X1125	X1126	X1127	X1128	X1129	X1130	X1131	X1132	X1133	X1134	X1135	X1136	X1137	X1138	X1139	X1140	X1141	X1142	X1143	X1144	X1145	X1146	X1147	X1148	X1149	X1150	X1151	X1152	X1153	X1154	X1155	X1156	X1157	X1158	X1159	X1160	X1161	X1162	X1163	X1164	X1165	X1166	X1167	X1168	X1169	X1170	X1171	X1172	X1173	X1174	X1175	X1176	X1177	X1178	X1179	X1180	X1181	X1182	X1183	X1184	X1185	X1186	X1187	X1188	X1189	X1190	X1191	X1192	X1193	X1194	X1195	X1196	X1197	X1198	X1199	X1200	X1201	X1202	X1203	X1204	X1205	X1206	X1207	X1208	X1209	X1210	X1211	X1212	X1213	X1214	X1215	X1216	X1217	X1218	X1219	X1220	X1221	X1222	X1223	X1224	X1225	X1226	X1227	X1228	X1229	X1230	X1231	X1232	X1233	X1234	X1235	X1236	X1237	X1238	X1239	X1240	X1241	X1242	X1243	X1244	X1245	X1246	X1247	X1248	X1249	X1250	X1251	X1252	X1253	X1254	X1255	X1256	X1257	X1258	X1259	X1260	X1261	X1262	X1263	X1264	X1265	X1266	X1267	X1268	X1269	X1270	X1271	X1272	X1273	X1274	X1275	X1276	X1277	X1278	X1279	X1280	X1281	X1282	X1283	X1284	X1285	X1286	X1287	X1288	X1289	X1290	X1291	X1292	X1293	X1294	X1295	X1296	X1297	X1298	X1299	X1300	X1301	X1302	X1303	X1304	X1305	X1306	X1307	X1308	X1309	X1310	X1311	X1312	X1313	X1314	X1315	X1316	X1317	X1318	X1319	X1320	X1321	X1322	X1323	X1324	X1325	X1326	X1327	X1328	X1329	X1330	X1331	X1332	X1333	X1334	X1335	X1336	X1337	X1338	X1339	X1340	X1341	X1342	X1343	X1344	X1345	X1346	X1347	X1348	X1349	X1350	X1351	X1352	X1353	X1354	X1355	X1356	X1357	X1358	X1359	X1360	X1361	X1362	X1363	X1364	X1365	X1366	X1367	X1368	X1369	X1370	X1371	X1372	X1373	X1374	X1375	X1376	X1377	X1378	X1379	X1380	X1381	X1382	X1383	X1384	X1385	X1386	X1387	X1388	X1389	X1390	X1391	X1392	X1393	X1394	X1395	X1396	X1397	X1398	X1399	X1400	X1401	X1402	X1403	X1404	X1405	X1406	X1407	X1408	X1409	X1410	X1411	X1412	X1413	X1414	X1415	X1416	X1417	X1418	X1419	X1420	X1421	X1422	X1423	X1424	X1425	X1426	X1427	X1428	X1429	X1430	X1431	X1432	X1433	X1434	X1435	X1436	X1437	X1438	X1439	X1440	X1441	X1442	X1443	X1444	X1445	X1446	X1447	X1448	X1449	X1450	X1451	X1452	X1453	X1454	X1455	X1456	X1457	X1458	X1459	X1460	X1461	X1462	X1463	X1464	X1465	X1466	X1467	X1468	X1469	X1470	X1471	X1472	X1473	X1474	X1475	X1476	X1477	X1478	X1479	X1480	X1481	X1482	X1483	X1484	X1485	X1486	X1487	X1488	X1489	X1490	X1491	X1492	X1493	X1494	X1495	X1496	X1497	X1498	X1499	X1500	X1501	X1502	X1503	X1504	X1505	X1506	X1507	X1508	X1509	X1510	X1511	X1512	X1513	X1514	X1515	X1516	X1517	X1518	X1519	X1520	X1521	X1522	X1523	X1524	X1525	X1526	X1527	X1528	X1529	X1530	X1531	X1532	X1533	X1534	X1535	X1536	X1537	X1538	X1539	X1540	X1541	X1542	X1543	X1544	X1545	X1546	X1547	X1548	X1549	X1550	X1551	X1552	X1553	X1554	X1555	X1556	X1557	X1558	X1559	X1560	X1561	X1562	X1563	X1564	X1565	X1566	X1567	X1568	X1569	X1570	X1571	X1572	X1573	X1574	X1575	X1576	X1577	X1578	X1579	X1580	X1581	X1582	X1583	X1584	X1585	X1586	X1587	X1588	X1589	X1590	X1591	X1592	X1593	X1594	X1595	X1596	X1597	X1598	X1599	X1600	X1601	X1602	X1603	X1604	X1605	X1606	X1607	X1608	X1609	X1610	X1611	X1612	X1613	X1614	X1615	X1616	X1617	X1618	X1619	X1620	X1621	X1622	X1623	X1624	X1625	X1626	X1627	X1628	X1629	X1630	X1631	X1632	X1633	X1634	X1635	X1636	X1637	X1638	X1639	X1640	X1641	X1642	X1643	X1644	X1645	X1646	X1647	X1648	X1649	X1650	X1651	X1652	X1653	X1654	X1655	X1656	X1657	X1658	X1659	X1660	X1661	X1662	X1663	X1664	X1665	X1666	X1667	X1668	X1669	X1670	X1671	X1672	X1673	X1674	X1675	X1676	X1677	X1678
-------------------------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------



D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

(2) 3者間取引の場合

1) 立替金請求書(3者間取引のサンプル・発注者側(ゼネコン等)は不課税処理

**立替金 鑑**

振興工務店株式会社 関東支店 御中

⑤ 譲渡の交付を受ける事業者の氏名又は名称

受注者コード: XXXXXXXXXXXX  
 (印) 住所: 東京都港区新橋2-6-2 ●ビル  
 部署名: ○○営業所  
 担当者名: ○○ ○○  
 TEL: 03-3595-XXXX

① 適格請求書発行者の氏名または名称および登録番号  
 3者間取引の場合、発注者の適格請求書発行者の登録番号の記載は不要

② 取引年月日

③ 3者間取引仕入先と受注者間の課税取引として、発注者から仕入先への支払を立替金として、受注者に請求する場合

立替金請求書(3者間取引のサンプル・発注者側(ゼネコン等)は不課税処理)

④ 譲渡の交付を受ける事業者の氏名又は名称

⑤ 税率ごとの区分して合計した列面の額(税率ごとの消費税額等(端数処理は一請求書ごとに1回ずつ))

X1013	請求書No	X1310	X1310	請求書No	08190G18381
X1006	工務コード	X1306	X1306	工務コード	KS090501
X1008	請求年月日	X1008	X1008	請求年月日	2021年12月10日
X1009	発注者コード	X1309	X1309	発注者コード	99999999
X1010	受注者コード	X1023	X1023	受注者コード	JXXXXXX
X1011	適格請求書発行者登録番号	X1311	X1311	適格請求書発行者登録番号	XXXXXXXXXX
X1012	会社名	X1312	X1312	会社名	基金建設株式会社
X1013	発注者コード	X1313	X1313	発注者コード	XXXXXXXXXX
X1014	(印)住所	X1314	X1314	(印)住所	東京都港区品川5-6-2 ▲ビル
X1015	部署名	X1315	X1315	部署名	東京都品川センター工事
X1016	工事名称	X1316	X1316	工事名称	立替金型枠工事
X1017	取引名称	X1317	X1317	取引名称	
X1018		X1318	X1318		
X1019		X1319	X1319		
X1020		X1320	X1320		
X1021		X1321	X1321		

X57	消費税率コード	X1365	X1365	消費税率	0%
X1366	課税区分	X1366	X1366	課税区分	不課税
X1367	請求金額(税抜き)	X1367	X1367	請求金額(税抜き)	51,132
X1368	消費税額	X1368	X1368	消費税額	0
X1097	最終請求金額(税込み)	X1097	X1097	最終請求金額(税込み)	51,132

上記通り、ご請求申し上げます。

不課税取引に対して、発注者が仕入税額控除を受けるときに必要な記載事項④⑤に關しては、仕入先から受領した適格請求書もしくは発注者が作成した立替金請求書を添付するか、立替金請求書に相当する内容を内訳明細に記載する。

※一般的な請求書で扱う項目名称を使用

図 D.XII- 11 鑑の帳票例(3者間取引・不課税の場合)

D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

2) 内訳明細書(3者間取引のサンプル・発注者側(ゼネコン等)は不課税処理)

⑤請求書の交付を承り、発注者から仕入先への受払を立替金として、発注者に請求する場合		⑤請求書の交付を承り、発注者から仕入先への受払を立替金として、発注者に請求する場合		⑤請求書の交付を承り、発注者から仕入先への受払を立替金として、発注者に請求する場合		⑤請求書の交付を承り、発注者から仕入先への受払を立替金として、発注者に請求する場合		⑤請求書の交付を承り、発注者から仕入先への受払を立替金として、発注者に請求する場合	
立替金 明催		立替金 明催		立替金 明催		立替金 明催		立替金 明催	
取引年月日	品名・名称	数量	単位	単価	金額	課税区分	備考	取引年月日	品名・名称
2021/11/12	適格請求書発行事業者 仕入先: 基金産興協理社	1	式		14,666	不課税		2021/11/12	適格請求書発行事業者 仕入先: 基金産興協理社
	適格請求書発行事業者登録番号: Txxxxxx1 課税10% 請求金額(税抜き) 13,333円 課税10% 消費税額 1,333円								適格請求書発行事業者登録番号: Txxxxxx1 課税10% 請求金額(税抜き) 13,333円 課税10% 消費税額 1,333円
2021/11/12	貸車場代 仕入先: 販理駐車場社	1	式		14,666	不課税		2021/11/12	貸車場代 仕入先: 販理駐車場社
	適格請求書発行事業者登録番号: 免税事業者 課税10% 請求金額 13,333円 課税10% 消費税額 1,333円								適格請求書発行事業者登録番号: 免税事業者 課税10% 請求金額 13,333円 課税10% 消費税額 1,333円
2021/11/12	安全保護具 仕入先: 基金商店	1	式		11,000	小課税		2021/11/12	安全保護具 仕入先: 基金商店
	適格請求書発行事業者登録番号: Txxxxxx3 課税10% 請求金額(税抜き) 10,000円 課税10% 消費税額 1,000円								適格請求書発行事業者登録番号: Txxxxxx3 課税10% 請求金額(税抜き) 10,000円 課税10% 消費税額 1,000円
2021/11/15	飲食代 (軽減税率) 仕入先: 基金食品店	1	式		10,800	不課税		2021/11/15	飲食代 (軽減税率) 仕入先: 基金食品店
	適格請求書発行事業者登録番号: 免税事業者 軽減8% (税抜き) 10,000円 軽減8% 消費税額 800円								適格請求書発行事業者登録番号: 免税事業者 軽減8% (税抜き) 10,000円 軽減8% 消費税額 800円
③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)									
④税率ごとに区分して合計した税額の額(税抜きまたは税込み)および適正税率									
⑤税率ごとに区分した消費税額									
⑥税率ごとに区分した消費税額									
⑦税率ごとに区分した消費税額									
⑧税率ごとに区分した消費税額									
⑨税率ごとに区分した消費税額									
⑩税率ごとに区分した消費税額									
⑪税率ごとに区分した消費税額									
⑫税率ごとに区分した消費税額									
⑬税率ごとに区分した消費税額									
⑭税率ごとに区分した消費税額									
⑮税率ごとに区分した消費税額									
⑯税率ごとに区分した消費税額									
⑰税率ごとに区分した消費税額									
⑱税率ごとに区分した消費税額									
⑲税率ごとに区分した消費税額									
⑳税率ごとに区分した消費税額									
㉑税率ごとに区分した消費税額									
㉒税率ごとに区分した消費税額									
㉓税率ごとに区分した消費税額									
㉔税率ごとに区分した消費税額									
㉕税率ごとに区分した消費税額									
㉖税率ごとに区分した消費税額									
㉗税率ごとに区分した消費税額									
㉘税率ごとに区分した消費税額									
㉙税率ごとに区分した消費税額									
㉚税率ごとに区分した消費税額									
㉛税率ごとに区分した消費税額									
㉜税率ごとに区分した消費税額									
㉝税率ごとに区分した消費税額									
㉞税率ごとに区分した消費税額									
㉟税率ごとに区分した消費税額									
㊱税率ごとに区分した消費税額									
㊲税率ごとに区分した消費税額									
㊳税率ごとに区分した消費税額									
㊴税率ごとに区分した消費税額									
㊵税率ごとに区分した消費税額									
㊶税率ごとに区分した消費税額									
㊷税率ごとに区分した消費税額									
㊸税率ごとに区分した消費税額									
㊹税率ごとに区分した消費税額									
㊺税率ごとに区分した消費税額									
合計									

図 D.XII-12 明細の帳票例(3者間取引・不課税の場合)



D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

3) 立替金請求書(3者間取引のサンプル・発注者側(ゼネコン等)は課税処理)

**立替金 鑑**

振興工務店株式会社 関東支店 館中

⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

注冊事項  
赤字: 適格請求書に必要記載事項 (①~⑥)

X1013	X1306	X1307	X1308	X1309	X1310	X1311	X1312	X1313
発注者コード	工事コード	変更工事コード	注文者コード	請求年月日	請求書No	適格請求書発行者登録番号	変更者コード	請求年月日
X1019	K5090501	99999999	X1008	2021年12月10日	08190G183E1	X1023	X1008	2021年12月10日
X1020								
X1017								
X1018								
X1021								

①適格請求書発行者の氏名または名称および登録番号

②取引年月日

X1024	X1025	X1026	X1027	X1028	X1029	X1030	X1031	X1032
会社名	受注者コード	住所	工事名称	取引内容	課税区分	消費税率	請求金額(税抜き)	消費税額
基亜建設株式会社	XXXXXXX	〒060-0000 東京都港区新橋2-6-2 ●ビル	立替型機工事	立替型機工事	M1 課税	10%	36,666	3,666
X1033	X1034	X1035	X1036	X1037	X1038	X1039	X1040	X1041
登録番号	請求金額(税込)	消費税額	請求金額(税抜き)	消費税額	請求金額(税抜き)	消費税額	請求金額(税抜き)	消費税額
XXXXXXXXXXXX	40,332	3,666	36,666	3,666	36,666	3,666	36,666	3,666
X1042	X1043	X1044	X1045	X1046	X1047	X1048	X1049	X1050
請求書No	適格請求書発行者登録番号	変更者コード	請求年月日	請求書No	適格請求書発行者登録番号	変更者コード	請求年月日	請求書No
08190G183E1	X1023	X1008	2021年12月10日	08190G183E1	X1023	X1008	2021年12月10日	08190G183E1

③発注者側(ゼネコン等)は課税処理

X1051	X1052	X1053	X1054	X1055	X1056	X1057	X1058	X1059
発注者コード	住所	工事名称	取引内容	課税区分	消費税率	請求金額(税抜き)	消費税額	請求金額(税込)
X1019	〒060-0000 東京都港区新橋2-6-2 ●ビル	立替型機工事	立替型機工事	M1 課税	10%	36,666	3,666	40,332
X1020	X1021	X1022	X1023	X1024	X1025	X1026	X1027	X1028
請求書No	適格請求書発行者登録番号	変更者コード	請求年月日	請求書No	適格請求書発行者登録番号	変更者コード	請求年月日	請求書No
08190G183E1	X1023	X1008	2021年12月10日	08190G183E1	X1023	X1008	2021年12月10日	08190G183E1

④税等ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込)及び適用税率

X1061	X1062	X1063	X1064	X1065	X1066	X1067	X1068	X1069
消費税率	請求金額(税抜き)	消費税額	請求金額(税抜き)	消費税額	請求金額(税抜き)	消費税額	請求金額(税抜き)	消費税額
10%	36,666	3,666	8%	10,000	800	0%	46,666	4,466
X1070	X1071	X1072	X1073	X1074	X1075	X1076	X1077	X1078
請求金額(税抜き)	消費税額	請求金額(税抜き)	消費税額	請求金額(税抜き)	消費税額	請求金額(税抜き)	消費税額	請求金額(税抜き)
36,666	3,666	10,000	800	46,666	4,466	51,132	5,113	56,245

⑤税等ごとの消費税額等(消費税は一請求書当たり、税等ごとに1回ずつ)

⑥一般的な請求書で扱う項目名称を使用

③者間取引】 仕入先と協力会社間の課税取引として、ゼネコンから仕入先への支払を立替金として、協力会社に請求する場合

図 D.XII- 13 鑑の帳票例(3者間取引・課税の場合)





D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

2) 税込みの場合

**請求書 (税抜き・サンプル)**

X1024	御中	X1406	変更工事コード
	基金建設株式会社		99999999
X1007	請求書No	X1309	適格請求書発行事業者登録番号
	08180G18381		TaxXXXXXX

**注記事項**

赤字：適格請求書に必要な記載事項 (①-④)  
 点線枠：税務事項 (事務の出力時には非表示)

① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号

② 取引年月日

X1013	会社名	振興ホームセンター株式会社		
X5	受注者コード	XXXXXXXXXX		
X1019	T	000-0000		
X1020	住所	東京都新宿区西新宿〇-〇-〇〇		
X1017	部署名	〇〇店		
X1018	担当者名	〇〇 〇〇		
X1021	TEL	03-0000-0000		

X4	発注者コード	XXXXXXXXXX		
X1016	T	XXX-XXXX		
X1043	住所	東京都港区新橋〇-〇-〇〇		
X1042	工事名称	東京都センター工事		
	取引件名		X1045	
	物品		X1046	

X57	消費税コード	
	<input type="checkbox"/> 内税	<input checked="" type="checkbox"/> 外税

X1318	消費税計算コード	
	<input checked="" type="checkbox"/> 請求書毎	
	<input type="checkbox"/> 納品書毎	
	<input type="checkbox"/> 注文書毎	
	<input type="checkbox"/> その他	

X1565	課税区分	X1366	消費税率	X1397	請求金額 (税抜き)	X1398	消費税額	X1399	最終課税金額 (税込み)
M1	課税	10%	14,770	1,477	14,770	1,477			
M2	軽減	8%	150	12	150	12			
M3			0	0	0	0			
M4			0	0	0	0			
M5			0	0	0	0			
	計		14,920	1,489	14,920	1,489		16,409	

上記通り、ご請求申し上げます。

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き) は税込み) および適用税率

⑤ 税率ごとの消費税額等 (端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)

※ 一般的な請求書で扱う原目名称を使用

図 D.XII- 16 鑑の帳票例(税込みの場合)



D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

2) 物品調達において注文書毎に作成する場合

X1004 X1013		X1042 X1045		X1006 X1007		X1396 X1008		X1399 X1009		X1432 X1433		X1434 X1435		X1437 X1438		X1440 X1441		X1443 X1444		X1447 X1448	
東京建設株式会社		東京建設株式会社 関東支店		東京建設株式会社 関東支店		東京建設株式会社 関東支店		東京建設株式会社 関東支店		東京建設株式会社 関東支店		東京建設株式会社 関東支店		東京建設株式会社 関東支店		東京建設株式会社 関東支店		東京建設株式会社 関東支店		東京建設株式会社 関東支店	
X1014 X1013		X1042 X1045		X1006 X1007		X1396 X1008		X1399 X1009		X1432 X1433		X1434 X1435		X1437 X1438		X1440 X1441		X1443 X1444		X1447 X1448	
消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率	
X1014 X1013		X1042 X1045		X1006 X1007		X1396 X1008		X1399 X1009		X1432 X1433		X1434 X1435		X1437 X1438		X1440 X1441		X1443 X1444		X1447 X1448	
消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率		消費税率	
<b>内訳明細書 (サンプル)</b>																					
No.	年月日	品名・名称	単位	数量	単価	金額	課税区分	課税率	課税額	課税区分	課税率	課税額	課税区分	課税率	課税額	課税区分	課税率	課税額	課税区分	課税率	課税額
1	2021/11/26	防炎シート 1.8m x 5.4m	1	1	750	750	課税	10%	75	課税	10%	75	課税	10%	75	課税	10%	75	課税	10%	75
2	2021/11/26	養生用コンパネ	1	1	1,350	1,350	課税	10%	135	課税	10%	135	課税	10%	135	課税	10%	135	課税	10%	135
3	2021/11/26	投光器 35300W 5mコード付	2	2	1,200	2,400	課税	10%	240	課税	10%	240	課税	10%	240	課税	10%	240	課税	10%	240
4	2021/11/26	塩化カルシウム 6尺 (1.0, 6)	1	1	250	250	課税	10%	25	課税	10%	25	課税	10%	25	課税	10%	25	課税	10%	25
5	2021/11/26	ベニヤ 2.5m	1	1	680	680	課税	10%	68	課税	10%	68	課税	10%	68	課税	10%	68	課税	10%	68
6	2021/11/26	調整機				0	課税	10%	0	課税	10%	0	課税	10%	0	課税	10%	0	課税	10%	0
7	2021/11/26	小計				5,430	課税		543	課税		543	課税		543	課税		543	課税		543
8	2021/11/28	塩化カルシウム 6尺 (1.0, 6)	3	3	250	750	課税	10%	75	課税	10%	75	課税	10%	75	課税	10%	75	課税	10%	75
9	2021/11/28	ザリ線金釘 3.8 セット初 (9本組)	3	3	60	180	課税	10%	18	課税	10%	18	課税	10%	18	課税	10%	18	課税	10%	18
10	2021/11/28	積木 (集)	1	1	2,950	2,950	課税	10%	295	課税	10%	295	課税	10%	295	課税	10%	295	課税	10%	295
11	2021/11/28	オートカバー L	3	3	900	2,700	課税	10%	270	課税	10%	270	課税	10%	270	課税	10%	270	課税	10%	270
12	2021/11/28	オートカバー LL	2	2	1,380	2,760	課税	10%	276	課税	10%	276	課税	10%	276	課税	10%	276	課税	10%	276
13	2021/11/28	カンロ 塩漬	1	1	151	151	課税	8%	12	課税	8%	12	課税	8%	12	課税	8%	12	課税	8%	12
14	2021/11/28	調整機				0	課税	10%	0	課税	10%	0	課税	10%	0	課税	10%	0	課税	10%	0
15	2021/11/28	調整機				0	課税	10%	0	課税	10%	0	課税	10%	0	課税	10%	0	課税	10%	0
16	2021/11/28	小計				1	課税	8%	1	課税	8%	1	課税	8%	1	課税	8%	1	課税	8%	1
17	2021/11/28	合計				14,520	課税		1,452	課税		1,452	課税		1,452	課税		1,452	課税		1,452

図 D.XII- 18 明細の帳票例(注文書毎に作成する場合)



D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

3) 物品調達において納品書毎に作成する場合

**内訳明細書(サンプル)**

No.	年月日	品名・名称	規格・仕様・数量	数量	単位	単価	金額	課税区分/課税率	課税区分	課税額	管理番号	入出庫区分	発注開始日	発注終了日	補助数量	単位
1	2024/11/26	蛍光灯 1.8m×5.4m		1		750	750	課税		0%						
2	2024/11/26	養生用コンパネ		1		1,350	1,350	課税		10%						
3	2024/11/26	蛍光灯 3芯3.0W 5mコード付		2		1,200	2,400	課税		10%						
4	2024/11/26	調整機					0	課税		10%						
5	2024/11/26	小計					4,500									
6	2024/11/27	床と波板 乳白色 6尺(1.0.6)	②取引内容(床波板等の対象品目がある場合、その旨)	1		250	250	課税		10%						
7	2024/11/27	スニヤ 2.5m		1		680	680	課税		10%						
8	2024/11/27	床と波板 乳白色 6尺(1.0.6)		3		250	750	課税		10%						
9	2024/11/27	調整機					0	課税		10%						
10	2024/11/27	小計					1,680									
11	2024/11/28	ネリ 調整機 3.8 セット釘(9本組)		3		60	180	課税		10%						
12	2024/11/28	桧木(巻)		1		2,950	2,950	課税		10%						
13	2024/11/28	オートカッター		3		900	2,700	課税		10%						
14	2024/11/28	オートカッター LL		2		1,380	2,760	課税		10%						
15	2024/11/28	カンロ 扇紙		1		151	151	軽減		8%						
16	2024/11/28	調整機					0	課税		10%						
17	2024/11/28	調整機					-1	軽減		8%						
18	2024/11/28	小計					8,740									
19		合計					14,920									

図 D.XII- 19 明細の帳票例(納品書毎に作成する場合)





D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

【参考】 レンタル・リースに特有の「管理番号」「入出庫区分」を帳票内左部分に記載した例

X1032 発注者/発注先		X1033 販売元		X1034 受発注品		X1035 品名・名称		X1036 規格・仕様・需要		X1037 数量		X1038 単価		X1039 金額		X1040 課税区分/消費税		X1041 使用期間		X1042 補助数量		X1043 単位				
管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	
X1035	X1036	X1035	X1036	X1035	X1036	X1035	X1036	X1035	X1036	X1035	X1036	X1035	X1036	X1035	X1036	X1035	X1036	X1035	X1036	X1035	X1036	X1035	X1036	X1035	X1036	
123456	納税	1000001	2021/5/21	37/45KV小変電機	3	電圧調整・オイルガード				31	日	15,000	465,000	10%	10%	2021/6/20	2021/7/24	1	日							
234567	納税	1000002	2021/5/21	高圧洗浄機	1	高圧洗浄機				31	日	1,800	55,800	10%	10%	2021/6/20	2021/7/24	1	日							
345678	納税	1000003	2021/5/21	HW3.7用変圧ケース	2	2.0m				36	日	300	10,800	10%	10%	2021/6/20	2021/7/24	12	日							
456789	納税	1000004	2021/5/21	ハイブリッド用ガン/ズ	1	ハイブリッド用ガン/ズ				12	日	0	0	10%	10%	2021/6/20	2021/7/24	12	日							
567890	納税	1000005	2021/5/21	赤外線測距器	1	赤外線測距器				24	日	0	0	10%	10%	2021/6/20	2021/7/24	1	日							
678901	出庫	1000006	2021/6/1	基本料	1	1800H				3		3,000	9,000	10%	10%	2021/6/1	2021/8/1	20	日							
789012	出庫	1000007	2021/6/1	アルミ作業台	1	1800H				20	日	200	4,000	10%	10%	2021/6/1	2021/8/1	1	日							
890123	出庫	1000008	2021/6/1	アルミ作業台	1	1800H				20	日	200	4,000	10%	10%	2021/6/1	2021/8/1	1	日							
901234	出庫	1000009	2021/6/1	アルミ作業台	1	1800H				20	日	200	4,000	10%	10%	2021/6/1	2021/8/1	1	日							
012345	出庫	1000010	2021/6/1	搬送	1	搬送				10	日	10.11	101.1	10%	10%	2021/6/1	2021/8/1	1	日							
123456	納税	1000011	2021/6/1	200Vワッシャーガン	1	200Vワッシャーガン				10	日	10	100	10%	10%	2021/6/1	2021/8/1	10	日							
234567	納税	1000012	2021/6/1	カンロ	1	1000H				1	日	151	151	8%	8%	2021/6/1	2021/8/1	1	日							
345678	納税	1000013	2021/6/1	調整機	1	調整機				1	日	1	1	10%	10%	2021/6/1	2021/8/1	1	日							
456789	納税	1000014	2021/6/1	小計	1	小計							553,861													

図 D.XII- 21 明細の帳票例(レンタル・リースの場合)

D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

5) レンタル・リースにおいて残数表示を行う場合

**工事請負契約外 明細 (レンタル・リース等の例) 残数表示Ver.1**

**内訳明細書 (サンプル)**

① 発注の仕名を明記する業務等の場合は必須  
② 取引年月日  
③ 取引内容 (帳簿残数の対象品目がある場合、その他)

教員には、「使用期間」台数を入れる

No	年月日 X1205 番号	品名・名称 X1218	規格・仕様・備考 X1219	数量 X1218	単位 X1219	仕数 X1219	単価 X1219	金額 X1223	種別区分 X1221	消費税 X1376	取引区分 X1438	取引内容 X1439	取引年月日 X1436	使用開始日 X1206	使用終了日 X1207	使用期間 X1210	単位 X1219	
																		残数 X1218
1	6/11	授業 VF-0917	(VF-91)	21,000	枚		5.00	105,000	課税	0%	買戻	買戻	6/11	6/30		30	枚	
2	S:20T1	授業 VF-0917	(VF-91)	200	枚		5.00	1,000	課税	0%	買戻	出庫	6/20	6/30		10	枚	
3	6/20	授業 VF-0917	(VF-91)	-500	枚		5.00	-2,500	課税	0%	買戻	入庫	6/21	6/30		10	枚	
4	NI9001	授業 VF-0917	(VF-91)	20,700	枚		5.00	103,500	課税	0%	買戻	買戻				660	枚	
5		授業 VF-0617	(VF-60)	15,000	枚		5.00	75,000	課税	0%	買戻	買戻		6/1	6/30		30	枚
6		授業 VF-0617	(VF-60)	15,000	枚		5.00	75,000	課税	0%	買戻	買戻		6/30			500	枚
7	6/20	ガードフェンス		220	枚		5.00	1,100	課税	0%	買戻	出庫	6/20	6/30		11	枚	
8	S:20T3	ガードフェンス		220	枚		5.00	1,100	課税	0%	買戻	買戻					20	枚
9		積算料 計							課税	0%	買戻	買戻						
10	6/20	授業 VF-0917	(VF-91)	2	枚		500.00	1,000	課税	0%	不良品	入庫						
11	NI9001	不良品 計							課税	0%	買戻	買戻						
12	6/20	ガードフェンス		20	枚		5.00	100,000	課税	0%	基本料	出庫						
13	S:20T3	基本料 計							課税	0%	買戻	買戻						

※当該帳票は外資で作成

図 D.XII- 22 明細の帳票例(レンタル・リースにおいて残数表示を行う場合)

D. XII. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応した帳票印刷例

【参考】 レンタル・リースに特有の「管理番号」「入出庫区分」を帳票内左部分に記載した例

**工事請負契約外 明細 (レンタル・リース等の例、実証実験で使用したレイアウト) 残数表示Ver.**

X1026 基金建設株式会社		X1022 東京都市ガスセンター工事		X1025 東京都市ガスセンター		X1024 東京都市ガスセンター		X1023 東京都市ガスセンター		X1021 東京都市ガスセンター		X1020 東京都市ガスセンター	
X1024 振興工務店株式会社 関東支店		X1022 東京都市ガスセンター		X1025 東京都市ガスセンター		X1024 東京都市ガスセンター		X1023 東京都市ガスセンター		X1021 東京都市ガスセンター		X1020 東京都市ガスセンター	
X1023 振興工務店株式会社 関東支店		X1022 東京都市ガスセンター		X1025 東京都市ガスセンター		X1024 東京都市ガスセンター		X1023 東京都市ガスセンター		X1021 東京都市ガスセンター		X1020 東京都市ガスセンター	
X1023 振興工務店株式会社 関東支店		X1022 東京都市ガスセンター		X1025 東京都市ガスセンター		X1024 東京都市ガスセンター		X1023 東京都市ガスセンター		X1021 東京都市ガスセンター		X1020 東京都市ガスセンター	
<b>内訳明細書 (サンプル)</b>													
X1026	X1023	X1022	X1025	X1024	X1023	X1021	X1020	X1026	X1023	X1022	X1025	X1024	X1023
管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分	管理番号	入出庫区分
6/11	6/20	6/20	6/20	6/20	6/20	6/20	6/20	6/20	6/20	6/20	6/20	6/20	6/20
VF-0917	VF-0917	VF-0917	VF-0917	VF-0917	VF-0917	VF-0917	VF-0917	VF-0917	VF-0917	VF-0917	VF-0917	VF-0917	VF-0917
21,000	200	20,700	15,000	15,000	220	220	220	220	220	220	220	220	220
105,000	1,000	-2,500	100,500	75,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
6/30	6/30	6/30	6/30	6/30	6/30	6/30	6/30	6/30	6/30	6/30	6/30	6/30	6/30
700	20	10	500	60	30	30	30	30	30	30	30	30	30
日	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
2021年12月10日	2021年12月10日	2021年12月10日	2021年12月10日	2021年12月10日	2021年12月10日	2021年12月10日	2021年12月10日	2021年12月10日	2021年12月10日	2021年12月10日	2021年12月10日	2021年12月10日	2021年12月10日

①業務の取引を発生させる業務等の伝票又は名称  
②取引毎の月日  
③取引内容 (数量等の訂条 品目がある場合は、その旨)  
④品物の管理番号 (入出庫区分が変更になる場合)  
⑤は、2020年10月現在の保証金額においてこのレイアウトで行い、またレンタル・リース業者も継続して利用しているため、参照に添付する。  
⑥2020年10月現在の保証金額・レンタル・リース業者と  
⑦は工事請負契約外取引の保証金額

数量には、「使用期間」各数値を入れる  
※当内訳明細書は外税で印刷

図 D.XII- 23 明細の帳票例(レンタル・リースにおいて残数表示を行う場合)

## D. XIII. 標準メッセージ一覧表

## XIII. 標準メッセージ一覧表

## D. XIII. 標準メッセージ一覧表

## XIII. 標準メッセージ一覧表

標準メッセージ一覧表について、LiteS 実装規約に記載されているメッセージを除く、以下のメッセージの標準メッセージ項目を示す。

- ・ 出荷メッセージ／入荷メッセージ
- ・ 総括請求メッセージ
- ・ CAD データ封筒メッセージ

※属性	X－英数字、カナ、特殊文字など 8bit 系文字列の文字データ	: 1 字 = 1 byte
	K－漢字、ひらがななど 16bit 系文字列の文字データ	: 1 字 = 2 byte
	9－「0」～「9」のみで表される符号なし固定小数点の数値データ	: 1 字 = 1 byte
	N－浮動小数点の数値データ、符号と小数点は桁数に含めない	: 1 字 = 1 byte

※文字数：文字データの最大文字数、数値データの整数部の最大桁数（符号は含めない）。

※小数：小数点以下の最大桁数（小数点は含めない）。

※マルチ：第何番目のマルチ明細であるかを示す。

※CD：「CI-NET 標準データコード」を使用するデータ項目であることを示す。

※消費税込：原則として消費税を含む金額であることを示す。

●－メッセージの処理に不可欠なデータ項目で、省略のできない必須データ項目

◎－メッセージを構成するのに必須なデータ項目

○－ユーザーが必要に応じて使用を選択できるデータ項目

▲－CADデータの伝送時に必要なデータ項目

△－CADデータの伝送時に必要に応じて使用を選択できるデータ項目

▽－次期バージョン削除項目（メッセージ構成上使用しないことが望ましい項目）

なお、標準メッセージ項目は、CI-NET LiteS 実装規約に準拠とすることとしているが、「XIII. 標準メッセージ一覧表」では、CI-NET 標準ビジネスプロトコルに記載されている標準メッセージ項目における属性、文字数、小数、マルチ等を記載している。

## 1. 出荷メッセージ／入荷メッセージ

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字数	小数	マルチ	C D	消費税込	出荷	入荷	摘要
10	1	データ処理No.		9	5				●	●	受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。
20	2	情報区分コード	X	4			*		●	●	情報の種類を示すコード。
30	3	データ作成日		9	8				◎	◎	メッセージデータを作成した年月日。
40	4	発注者コード	X	12			*		●	●	注文を行う側の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
50	5	受注者コード	X	12			*		●	●	注文を受ける側の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
60	1197	サブセット・バージョン	X	12					●	●	メッセージサブセットの版。
80	9	訂正コード	X	1			*		●	●	情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。
90	1006	工事コード	X	25					◎	◎	工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。
110	1007	帳票No.	X	25					●	●	帳票の番号。
130	1008	帳票年月日		9	8				◎	◎	帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を表す。
140	1181	帳票名称	K	120					○	○	伝送するメッセージデータの名称。【例】 ○○社△棟電気設備工事見積書その2
150	1009	参照帳票No.	X	25					◎	◎	注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。
160	1010	参照帳票年月日		9	8				◎	◎	注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に記載された年月日。
200	1144	参照CADデータ情報帳票No.	X	25					○	○	関連するCADデータ情報の帳票No.
210	1145	参照CADデータ情報帳票年月日		9	8				○	○	関連するCADデータ情報の帳票年月日
220	1087	元発注者注文No.	X	25					○	○	発注者に対して元発注者が存在する場合、発注者との取引で元発注者が採番した注文番号。
230	1011	参照CADデータ番号	X	25		MDレベル1			○	○	帳票データのみを送信した場合に、関連するCADデータの番号を示す。
240	1012	参照CADデータ名称	K	60		MDレベル1			○	○	帳票データのみを送信した場合に、関連するCADデータの名称を示す。
250	1023	受注者コード2（発注者採番）	X	25					○	○	発注者が定めた受注者の識別コード。
260	1046	取引件名（注文件）コード	X	25					○	○	発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を表すコード。
270	1177	管理項目名	K	120		MLレベル1			○	○	メッセージデータの原価管理上の項目名。
280	1178	管理項目コード	X	25		MLレベル1			○	○	メッセージデータの原価管理上の項目コード。
290	1191	原価要素名	K	20					○	○	原価管理上の要素名。
300	1192	原価要素コード	X	5					○	○	原価管理上の要素コード。
310	1193	原価科目名	K	20					○	○	原価管理上の科目名。
320	1194	原価科目コード	X	5					○	○	原価管理上の科目コード。
330	1195	原価細目名	K	20					○	○	原価管理上の細目名。
340	1196	原価細目コード	X	5					○	○	原価管理上の細目コード。



D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字数	小数	マルチ	C D	消費税込	出 入 荷	摘 要
	350	1013	受注者名	K	40				◎ ○	受注者の名称。
	360	1015	受注者代表者氏名	K	28				○ ○	受注者の代表者の氏名。
	370	1017	受注者担当部署名	K	60	M9レベル1			◎ ○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。
	380	1018	受注者担当者名	K	30	M9レベル1			○ ○	受注者の担当者の氏名。
	390	1019	受注者担当郵便番号	X	10	M9レベル1			○ ○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。
	400	1020	受注者担当住所	K	60	M9レベル1			○ ○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。
	410	1021	受注者担当電話番号	X	25	M9レベル1			○ ○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)
	420	1022	受注者担当FAX番号	X	25	M9レベル1			○ ○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)
	430	1165	受注者決裁者名	K	60	MEレベル1			○ ○	受注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。
	440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	20		*		○ ○	建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可区分および登録番号を示す。
	450	1167	受注者建設業許可工事業種	K	12	MFレベル1	*		○ ○	建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。
	460	1168	受注者建設業許可日	K	11				○ ○	建設業法に基づく建設業の許可において、受注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。
	470	1024	発注者名	K	40				○ ◎	発注者の名称。
	500	1026	発注者代表者氏名	K	28				○ ○	発注者の代表者の氏名。
	510	1028	発注者担当部署名	K	60	MAレベル1			○ ◎	発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。
	520	1029	発注者担当者名	K	30	MAレベル1			○ ○	発注者の担当者の氏名。
	530	1030	発注者担当郵便番号	X	10	MAレベル1			○ ○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。
	540	1031	発注者担当住所	K	60	MAレベル1			○ ○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。
	550	1032	発注者担当電話番号	X	25	MAレベル1			○ ○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)
	560	1033	発注者担当FAX番号	X	25	MAレベル1			○ ○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)
	570	1034	発注者コード2(受注者採番)	X	25				○ ○	受注者が定めた発注者の識別コード。
	580	1169	発注者決裁者名	K	60	MGレベル1			○ ○	発注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。
	590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード	K	20		*		○ ○	建設業法に基づく建設業の許可において、発注者の許可区分および登録番号を示す。
	600	1171	発注者建設業許可工事業種	K	12	MHレベル1	*		○ ○	建設業法に基づく建設業の許可において、発注者の許可工事業種を示す。
	610	1172	発注者建設業許可日	K	11				○ ○	建設業法に基づく建設業の許可において、発注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。
	620	1372	工種・科目コード	X	12				○ ○	帳票データの工種、科目を表すコード。
	630	1042	工事場所・受渡し場所名称	K	60				◎ ◎	工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。
	640	1173	工事場所・受渡し場所略称	K	120				○ ○	工事場所・受渡し場所(納入場所)の略称。
	650	1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10				○ ○	工事場所・受渡し場所(納入場所)の郵便番号。

D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字数	小数	マルチ	C D	消費税込	出荷	入荷	摘要
660	1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60					○	○	工事場所・受渡し場所（納入場所）の住所。
670	1025	工事場所・受渡し場所所長名	K	30					○	○	工事場所・受渡し場所（納入場所）の所長名。
680	1027	工事場所・受渡し場所担当者名	K	30					○	○	工事場所・受渡し場所（納入場所）の担当者名。
690	1041	工事場所・受渡し場所電話番号	X	25					○	○	工事場所・受渡し場所（納入場所）の電話番号。
700	1182	工事場所・受渡し場所FAX番号	X	25					○	○	工事場所・受渡し場所（納入場所）のFAX番号。
720	1045	取引件名（注文件名）	K	60					◎	◎	発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。
730	1047	受渡し方法	K	60					○	○	作業所納入・施工・納入施工・係員立ち会いなどの受渡し方法を文面で示す。
740	1048	受渡し条件	K	60		M1レベル1			○	○	受渡しに関する取り決め条件を文面で示す。
750	1052	工事・納入開始日	X	14					○	○	工事・納入の開始年月日・時分秒。（時分秒については省略可）
760	1053	工事・納入終了日・納入期限	X	14					○	○	工事・納入の終了年月日・時分秒。または納入期限の年月日・時分秒。（時分秒については省略可）
770	1139	工期・納期指定	K	60					○	○	工期・納期に関する条件を文面で示す。【例】「至急納品」
780	1044	別途受渡し場所名称	K	60					○	○	工事場所と受渡し場所（納入場所）が異なる場合の受渡し場所の名称。
790	1095	別途受渡し場所住所	K	60					○	○	工事場所と受渡し場所（納入場所）が異なる場合の受渡し場所の住所。
800	1137	別途受渡し場所コード	X	25					○	○	工事場所と受渡し場所（納入場所）が異なる場合の受渡し場所のコード。
810	1138	取引区分コード	X	5			*		◎	◎	購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。
820	1049	施工者・納入者コード	X	12		MBレベル1	*		○	○	施工・納入を行う企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
830	1050	施工者・納入者コード2	X	25		MBレベル1			○	○	発注者・受注者が定めた施工者・納入者の識別コード。
840	1051	施工者・納入者名	K	40		MBレベル1			○	○	施工者・納入者の名称。
1080	1071	運送費用負担	K	60					○	○	運送費用の負担者を文面で示す。
1090	1072	運賃分類	K	60					○	○	屯建・昼夜・長尺などの輸送運賃の分類を文面で示す。
1100	1073	運送者名	K	40					○	○	運送者の名称。
1110	1074	運送者コード	X	12			*		○	○	運送者の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
1120	1075	運送者コード2	X	25					○	○	受注者・発注者が定めた運送者の識別コード。
1130	1076	車番	X	20					◎	◎	運送車両を示す番号。
1140	1077	発送日時	X	14					◎	◎	物品の発送年月日・時分秒。（時分秒については省略可）
1150	1078	到着日時	X	14					◎	◎	物品の到着年月日・時分秒。（時分秒については省略可）
1190	57	消費税コード	X	1			*		○	○	[1088] 明細金額計、[1126] 今回支払金額計について税抜き・税込を示すコード。
1200	59	課税分類コード	X	1			*		○	○	消費税に係る課税・非課税取引を示すコード。

D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字 数	小数	マルチ	C D	消費 税込	出 荷	入 荷	摘 要
1210	1004	消費税率	N	3	1				○	○	消費税の税率。パーセント表記。【例】消費税率5%は5と記載する。
1220	1083	補助数量計	N	9	3				○	○	[1216] 補助数量の合計。
1230	1084	補助数量計単位	K	6			*		○	○	[1083] 補助数量計の単位を示す単位コード。
1240	1085	明細数量計	N	9	3				○	○	[1218] 明細数量の合計。
1250	1086	明細数量計単位	K	6			*		○	○	[1085] 明細数量計の単位を示す単位コード。
1260	1088	明細金額計	N	14					○	○	[1223] 明細金額の合計。
1270	1089	明細金額計調整額	N	14					○	○	[1088] 明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
1280	1090	調整後帳票金額計	N	14					○	○	[1088] 明細金額計 + [1089] 明細金額計調整額。
1290	1096	消費税額	N	13				*	○	○	[1090] 調整後帳票金額計（請求書の場合は [1112] 今回請求金額計）に対する消費税の合計。
1300	1097	最終帳票金額	N	14				*	○	○	[1090] 調整後帳票金額計（請求書の場合は [1112] 今回請求金額計） + [1096] 消費税額。
1320	1014	送り状案内	K	240		MQVヘ <sup>6</sup> ル1			○	○	メッセージを送付する際の送り状。
1410	1179	帳票データチェック値	X	25		MMVヘ <sup>6</sup> ル1			○	○	メッセージデータの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。【例】全明細行数などをセットする。
1540	1164	取引件数	9	8					○	○	明細情報で示す取引の件数。
2340	1136	備考	K	120		M5Vヘ <sup>6</sup> ル1			○	○	帳票についての特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。
2350	55	自由使用欄	X	120					○	○	各社独自のデータ項目に使用するフリーエリア。
2360	1383	受注者側専用使用欄	K	60		MUVヘ <sup>6</sup> ル1			○	○	受注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。
2370	1384	発注者側専用使用欄	K	60		MVVヘ <sup>6</sup> ル1			○	○	発注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。
2380	1001	送信側電子メールアドレス	X	120					◎	◎	データ送信側のインターネットの電子メールアドレス。
2390	1002	受信側電子メールアドレス	X	120					◎	◎	データ受信側のインターネットの電子メールアドレス。
2400	1146	CADデータ枚数	9	5					△	△	本メッセージで対象とするCADデータの数。
2410	1147	CADデータ取扱い付帯事項	K	120					△	△	本メッセージで対象とするCADデータを取り扱う際の付帯事項。
3000	1200	明細コード	X	50		M6Vヘ <sup>6</sup> ル1	*		●	●	明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。
3030	1288	明細データ属性コード	X	1		M6Vヘ <sup>6</sup> ル1	*		○	○	[1200] 明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。
3040	1289	補助明細コード	X	2		M6Vヘ <sup>6</sup> ル1	*		○	○	[1200] 明細コードおよび [1288] 明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。
3050	1201	明細番号	X	25		M6Vヘ <sup>6</sup> ル1			○	○	各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。
3060	1278	明細番号2	X	25		M6Vヘ <sup>6</sup> ル1			○	○	各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その2。
3070	1202	明細別発注者担当部署コード	X	25		M6Vヘ <sup>6</sup> ル1			○	○	発注者が定めた明細データごとの発注者の担当部署の識別コード。（例：支払い担当部署など）
3080	1203	明細別取引区分コード	X	5		M6Vヘ <sup>6</sup> ル1	*		◎	◎	明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。

D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字 数	小数	マルチ	C D	消費 税込	出 荷	入 荷	摘要
3090	1287	明細別材工共コード	X	2		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	○	[1223] 明細金額について材料のみ/工賃のみ/材料・工賃共を示すコード。
3100	1204	明細別参照帳票No.	X	25		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	○	明細データに対応する取引の帳票番号を示す。
3110	1205	明細年月日 (明細別参照帳票年月日)	X	14		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	○	明細データ・明細別参照帳票No. に関する年月日を示す。(例: 納入日など)
3120	1256	明細別参照CADデータ番号	X	25		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	○	帳票データのみを送信した場合に、[1213] 品名・名称に関連するCADデータの番号を示す。
3130	1257	明細別参照CADデータ名称	K	60		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	○	帳票データのみを送信した場合に、[1213] 品名・名称に関連するCADデータの名称を示す。
3170	1279	建設資機材コード	X	40		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	○	建設資機材に対して採番された中間コード。
3180	1280	コード送信側変換結果コード	X	2		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	○	建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。
3190	1281	建設資機材標準名称	K	120		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	○	建設資機材の標準名称。
3200	1282	コード受信側変換結果コード	X	2		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	○	建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。
3220	1210	名称コード	X	25		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	○	将来の統一品名・名称コードのための空きエリア。
3230	1211	摘要コード	X	54		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	○	将来の統一規格・仕様・摘要コードのための空きエリア。
3240	1213	品名・名称	K	60		M7レ <sup>7</sup> ル2			◎	◎	品名・費目・工事科目名など名称。
3250	1214	規格・仕様・摘要	K	60		M7レ <sup>7</sup> ル2			◎	◎	規格・寸法・仕様などの摘要。
3260	1215	補助概要	K	60		M7レ <sup>7</sup> ル2			○	○	特に別表示が必要な規格・仕様・摘要項目。(例: 単重寸法など)
3270	1283	配管用途コード	X	2		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	○	配管類の用途を示すコード。
3280	1284	建設資機材メーカー/型番コード	X	25		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	○	発注者が定めたメーカーコードではなく、建設資機材のメーカーと型番を標準的に示すコード。
3290	1285	施工区分コード	X	6		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	○	管工事などにおいて、施工箇所(屋内、屋外など)、施工方法(露出、隠ぺいなど)などを示すコード。
3350	1216	補助数量	N	9	3	M6レ <sup>6</sup> ル1			○	○	特に別表示が必要な数量。(例: 本数・重量など)
3360	1217	補助数量単位	K	6		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	○	[1216] 補助数量の単位を示す単位コード。
3370	1218	明細数量	N	9	3	M6レ <sup>6</sup> ル1			◎	◎	金額計算の基本となる数量。
3380	1219	明細数量単位	K	6		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		◎	◎	[1218] 明細数量の単位を示す単位コード。
3390	1220	明細別消費税コード	X	1		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	○	[1223] 明細金額について税抜き・税込を示すコード。
3400	1286	明細別運賃コード	X	2		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	○	[1223] 明細金額について運賃の込/別を示すコード。
3420	1222	単価	N	12	3	M6レ <sup>6</sup> ル1			○	○	[1219] 明細数量1単位あたりの価格。
3430	1223	明細金額	N	14		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	○	[1218] 明細数量× [1222] 単価。
3500	1251	明細別備考欄	K	80		M8レ <sup>8</sup> ル2			○	○	明細データごとの特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。
5000	1501	CADデータ番号	X	25		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	△	CADデータの番号。
5010	1502	CADデータ名称	K	60		M6レ <sup>6</sup> ル1			▲	▲	CADデータの名称。

D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字 数	小数	マルチ	C D	消費 税込	出 荷	入 荷	摘要
5020	1503	CADデータ作成バージョン	X	10		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	CADデータの作成バージョン。
5030	1504	CADデータ作成年月日	9	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1			▲	▲	CADデータを作成した年月日・時分秒。(時分秒については省略可)
5040	1505	CADデータ作成者担当者名	K	30		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	CADデータを作成した担当者の氏名。
5060	1507	印刷サイズ	K	20		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	CADデータを印刷した時のサイズを示す。(例：A1横、A2縦)
5070	1508	縮尺	X	10		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	[1507]印刷サイズの縮尺(例：5/8、1/100、1/1000)
5080	1509	CADデータ/属性データ区分	X	1		M6レベ <sup>ル</sup> 1	*		△	△	CADデータと属性データの区分を示すコード。
5090	1510	CADデータ形式コード	X	1		M6レベ <sup>ル</sup> 1	*		▲	▲	CADデータ形式の識別コード。
5100	1511	CADデータ形式名	K	40		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	[1510]CADデータ形式コードがDXF形式・IGES形式以外の場合のCADデータ形式名。
5110	1512	CADデータ形式のバージョン	X	10		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	CADデータ形式のバージョン。
5120	1513	送信側CADハードウェア情報	K	60		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	CADデータ送信側のCADデータ作成ハードウェア名。
5130	1514	送信側OS情報	K	20		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	CADデータ送信側のCADデータ作成OS名とそのバージョン。
5140	1515	送信側ベースソフト情報	K	60		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	CADデータ送信側のCADデータ作成ベースソフトウェア名とそのバージョン。
5150	1516	送信側アプリケーションソフト情報	K	60		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	CADデータ送信側のCADデータ作成アプリケーションソフト名とそのバージョン。
5160	1517	受信側CADハードウェア情報	K	60		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	CADデータ受信側のCADデータ処理ハードウェア名。
5170	1518	受信側OS情報	K	20		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	CADデータ受信側のCADデータ処理OS名とそのバージョン。
5180	1519	受信側ベースソフト情報	K	60		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	CADデータ受信側のCADデータ処理ベースソフトウェア名とそのバージョン。
5190	1520	受信側アプリケーションソフト情報	K	60		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	CADデータ受信側のCADデータ処理アプリケーションソフト名とそのバージョン。
5200	1521	CADデータファイル名	X	60		M6レベ <sup>ル</sup> 1			▲	▲	CADデータのファイル名。
5210	1522	外部参照データファイル名	X	60		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	外部参照データがある場合のファイル名。
5220	1523	データ圧縮識別コード	X	1		M6レベ <sup>ル</sup> 1	*		▲	▲	データ圧縮の有無を示すコード。
5230	1524	データ圧縮ソフト情報	K	60		M6レベ <sup>ル</sup> 1			▲	▲	データ圧縮に使用したソフトウェア名とそのバージョン。
5240	1525	レイヤー意味	K	120		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	レイヤーの意味。
5250	1526	設計名称	K	60		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	建築・電気・空調・衛生等の設計名称。
5260	1527	設計コード	X	25		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	建築・電気・空調・衛生等の設計コード。
5270	1528	設計仕様名称	K	60		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	国土交通省仕様・日建仕様等の設計仕様名称。
5280	1529	設計仕様コード	X	25		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	国土交通省仕様・日建仕様等の設計仕様コード。
5290	1530	設計開始年月日	9	8		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	設計の開始年月日。
5300	1531	設計終了年月日	9	8		M6レベ <sup>ル</sup> 1			△	△	設計の終了年月日。
5310	1532	明細別CADデータ取扱い付帯事項	K	120		M6レベ <sup>ル</sup> 2			△	△	[1502]CADデータ名称が示すCADデータを取り扱う際の付帯事項。

## 2. 総括請求メッセージ

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字 数	小数	マルチ	C D	消費 税込	総括 請求	摘要
10	1	データ処理No.	9	5					●	受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。
20	2	情報区分コード	X	4			*		●	情報の種類を示すコード。
30	3	データ作成日	9	8					◎	メッセージデータを作成した年月日。
40	4	発注者コード	X	12			*		●	注文を行う側の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
50	5	受注者コード	X	12			*		●	注文を受ける側の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
60	1197	サブセット・バージョン	X	12					●	メッセージサブセットの版。
80	9	訂正コード	X	1			*		●	情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。
90	1006	工事コード	X	25					◎	工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。
110	1007	帳票No.	X	25					●	帳票の番号。
130	1008	帳票年月日	9	8					◎	帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を表す。
140	1181	帳票名称	K	120					○	伝送するメッセージデータの名称。【例】○○社△棟電気設備工事見積書その2
250	1023	受注者コード2（発注者採番）	X	25					○	発注者が定めた受注者の識別コード。
260	1046	取引件名（注文件名）コード	X	25					○	発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を表すコード。
270	1177	管理項目名	K	120		ML <sup>レ</sup> ♯1			○	メッセージデータの原価管理上の項目名。
280	1178	管理項目コード	X	25		ML <sup>レ</sup> ♯1			○	メッセージデータの原価管理上の項目コード。
290	1191	原価要素名	K	20					○	原価管理上の要素名。
300	1192	原価要素コード	X	5					○	原価管理上の要素コード。
310	1193	原価科目名	K	20					○	原価管理上の科目名。
320	1194	原価科目コード	X	5					○	原価管理上の科目コード。
330	1195	原価細目名	K	20					○	原価管理上の細目名。
340	1196	原価細目コード	X	5					○	原価管理上の細目コード。
350	1013	受注者名	K	40					◎	受注者の名称。
360	1015	受注者代表者氏名	K	28					○	受注者の代表者の氏名。
370	1017	受注者担当部署名	K	60		M9 <sup>レ</sup> ♯1			◎	受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。
380	1018	受注者担当者名	K	30		M9 <sup>レ</sup> ♯1			○	受注者の担当者の氏名。
390	1019	受注者担当郵便番号	X	10		M9 <sup>レ</sup> ♯1			○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。
400	1020	受注者担当住所	K	60		M9 <sup>レ</sup> ♯1			○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。
410	1021	受注者担当電話番号	X	25		M9 <sup>レ</sup> ♯1			○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。（市外局番を含む）

D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字 数	小数	マルチ	C D	消費 税込	総 括 請求	摘要
420	1022	受注者担当FAX番号	X	25		M9レ <sup>h</sup> ル1			○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)
430	1165	受注者決裁者名	K	60		MEレ <sup>h</sup> ル1			○	受注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。
440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	20			*		○	建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可区分および登録番号を示す。
450	1167	受注者建設業許可工事業種	K	12		MFレ <sup>h</sup> ル1	*		○	建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。
460	1168	受注者建設業許可日	K	11					○	建設業法に基づく建設業の許可において、受注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。
470	1024	発注者名	K	40					○	発注者の名称。
500	1026	発注者代表者氏名	K	28					○	発注者の代表者の氏名。
510	1028	発注者担当部署名	K	60		MAレ <sup>h</sup> ル1			○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。
520	1029	発注者担当者名	K	30		MAレ <sup>h</sup> ル1			○	発注者の担当者の氏名。
530	1030	発注者担当郵便番号	X	10		MAレ <sup>h</sup> ル1			○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。
540	1031	発注者担当住所	K	60		MAレ <sup>h</sup> ル1			○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。
550	1032	発注者担当電話番号	X	25		MAレ <sup>h</sup> ル1			○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)
560	1033	発注者担当FAX番号	X	25		MAレ <sup>h</sup> ル1			○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)
570	1034	発注者コード2(受注者採番)	X	25					○	受注者が定めた発注者の識別コード。
580	1169	発注者決裁者名	K	60		MGレ <sup>h</sup> ル1			○	発注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。
590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード	K	20			*		○	建設業法に基づく建設業の許可において、発注者の許可区分および登録番号を示す。
600	1171	発注者建設業許可工事業種	K	12		MHレ <sup>h</sup> ル1	*		○	建設業法に基づく建設業の許可において、発注者の許可工事業種を示す。
610	1172	発注者建設業許可日	K	11					○	建設業法に基づく建設業の許可において、発注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。
630	1042	工事場所・受渡し場所名称	K	60					◎	工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。
640	1173	工事場所・受渡し場所略称	K	120					○	工事場所・受渡し場所(納入場所)の略称。
650	1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10					○	工事場所・受渡し場所(納入場所)の郵便番号。
660	1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60					○	工事場所・受渡し場所(納入場所)の住所。
670	1025	工事場所・受渡し場所所長名	K	30					○	工事場所・受渡し場所(納入場所)の所長名。
680	1027	工事場所・受渡し場所担当者名	K	30					○	工事場所・受渡し場所(納入場所)の担当者名。
690	1041	工事場所・受渡し場所電話番号	X	25					○	工事場所・受渡し場所(納入場所)の電話番号。
700	1182	工事場所・受渡し場所FAX番号	X	25					○	工事場所・受渡し場所(納入場所)のFAX番号。
720	1045	取引件名(注文件名)	K	60					◎	発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。
750	1052	工事・納入開始日	X	14					○	工事・納入の開始年月日・時分秒。(時分秒については省略可)

D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字数	小数	マルチ	C D	消費税込	総括請求	摘要
	760	1053	工事・納入終了日・納入期限	X	14					○ 工事・納入の終了年月日・時分秒。または納入期限の年月日・時分秒。(時分秒については省略可)
	770	1139	工期・納期指定	K	60					○ 工期・納期に関する条件を文面で示す。【例】 「至急納品」
	780	1044	別途受渡し場所名称	K	60					○ 工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所の名称。
	790	1095	別途受渡し場所住所	K	60					○ 工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所の住所。
	800	1137	別途受渡し場所コード	X	25					○ 工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所のコード。
	810	1138	取引区分コード	X	5			*		◎ 購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。
	820	1049	施工者・納入者コード	X	12	MBレベル1		*		○ 施工・納入を行う企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
	830	1050	施工者・納入者コード2	X	25	MBレベル1				○ 発注者・受注者が定めた施工者・納入者の識別コード。
	840	1051	施工者・納入者名	K	40	MBレベル1				○ 施工者・納入者の名称。
	870	1056	支払条件	K	60	M2レベル1				○ 支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。
	960	1065	支払日指定	K	20					○ 月の支払日を文面で示す。
	1160	1079	基本契約日	9	8					○ 基本契約を締結した年月日。
	1190	57	消費税コード	X	1			*		○ [1088] 明細金額計、[1126] 今回支払金額計について税抜き・税込を示すコード。
	1200	59	課税分類コード	X	1			*		◎ 消費税に係る課税・非課税取引を示すコード。
	1210	1004	消費税率	N	3	1				○ 消費税の税率。パーセント表記。【例】 消費税率5%は5と記載する。
	1220	1083	補助数量計	N	9	3				○ [1216] 補助数量の合計。
	1230	1084	補助数量計単位	K	6			*		○ [1083] 補助数量計の単位を示す単位コード。
	1240	1085	明細数量計	N	9	3				○ [1218] 明細数量の合計。
	1250	1086	明細数量計単位	K	6			*		○ [1085] 明細数量計の単位を示す単位コード。
	1260	1088	明細金額計	N	14					○ [1223] 明細金額の合計。
	1270	1089	明細金額計調整額	N	14					○ [1088] 明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
	1280	1090	調整後帳票金額計	N	14					○ [1088] 明細金額計 + [1089] 明細金額計調整額。
	1290	1096	消費税額	N	13			*		◎ [1090] 調整後帳票金額計(請求書の場合は[1112] 今回請求金額計)に対する消費税の合計。
	1300	1097	最終帳票金額	N	14			*		◎ [1090] 調整後帳票金額計(請求書の場合は[1112] 今回請求金額計) + [1096] 消費税額。
	1320	1014	送り状案内	K	240	MQレベル1				○ メッセージを送付する際の送り状。
	1330	1183	使用メーカー名	K	40	MOレベル1				○ 使用材料の、メーカーの名称。
	1340	1184	使用メーカー見積金額合計	N	13	MOレベル1				○ [1183] 使用メーカー名 で示される、メーカー分の使用材料の見積金額の合計。
	1350	1185	使用メーカー購入品名、数量単位	K	20	MOレベル1				○ [1183] 使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の名称、および数量単位。



D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字数	小数	マルチ	C D	消費税込	総括請求	摘要
1360	1186	使用メーカー購入品数量	N	7		MOレベル1			○	[1183] 使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の数量。
1370	1187	使用商社名	K	40		MPレベル1			○	使用材料の、商社の名称。
1380	1188	使用商社見積金額合計	N	13		MPレベル1			○	[1187] 使用商社名 で示される、商社分の使用材料の見積金額の合計。
1390	1189	使用商社購入品名、数量単位	K	20		MPレベル1			○	[1187] 使用商社名 で示される、商社からの購入品の名称、および数量の単位。
1400	1190	使用商社購入品数量	N	7		MPレベル1			○	[1187] 使用商社名 で示される、商社からの購入品の数量。
1410	1179	帳票データチェック値	X	25		MMレベル1			○	メッセージデータの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。【例】全明細行数などをセットする。
1430	1091	契約数量計	N	9	3				○	[1224] 契約数量明細の合計。
1440	1092	契約金額計	N	14					○	[1225] 契約金額明細の合計。
1460	1093	契約金額計調整額	N	14					○	[1092] 契約金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
1470	1094	調整後契約金額計	N	14					○	[1092] 契約金額計 + [1093] 契約金額調整額。
1480	1098	契約金額消費税額	N	12				*	○	[1094] 調整後契約金額計に対する消費税の合計。
1490	1099	最終契約金額	N	14				*	○	[1094] 調整後契約金額計 + [1098] 契約金額消費税額。
1500	1080	出来高調査日		9	8				○	出来高調査を行った年月日。
1510	1311	請求予定年月		9	6				○	受注者が請求を行う年月。
1520	1081	出来高調査回数		9	6				○	今回の出来高調査の回数。
1530	1082	今回迄の請求回数		9	6				○	同一契約に対する請求回数。
1540	1164	取引件数		9	8				○	明細情報で示す取引の件数。
1610	1106	前回迄累積出来高数量計	N	9	3				○	[1232] 前回迄累積出来高数量明細の合計。
1620	1107	前回迄累積出来高金額計	N	14					○	[1233] 前回迄累積出来高金額明細の合計。
1650	1100	前回迄累積請求数量計	N	9	3				○	[1226] 前回迄累積請求数量明細の合計。
1660	1101	前回迄累積請求金額計	N	14					○	[1227] 前回迄累積請求金額明細の合計。
1680	1152	税込前回迄累積出来高金額計	N	14				*	○	[1262] 税込前回迄累積出来高金額明細の合計。
1710	1159	税込前回迄累積請求金額計	N	14				*	○	[1269] 税込前回迄累積請求金額明細の合計。
1720	1148	前回請求金額計	N	14					○	前回請求した金額。または [1258] 前回請求金額明細の合計。
1730	1149	前回請求保留金額計	N	14					○	前回請求を保留した金額。または [1259] 前回請求保留金額明細の合計。
1740	1155	税込前回請求金額計	N	14				*	○	前回請求した税込金額。または [1265] 税込前回請求金額明細の合計。
1750	1156	税込前回請求保留金額計	N	14				*	○	前回請求を保留した税込金額。または [1266] 税込前回請求保留金額明細の合計。
1760	1108	今回迄累積出来高数量計	N	9	3				○	[1085] 明細数量計 (今回出来高数量計) + [1106] 前回迄累積出来高数量計。または [1234] 今回迄累積出来高数量明細の合計。

D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字数	小数	マルチ	C D	消費税込	総括請求	摘要
1770	1109	今回迄累積出来高金額計	N	14					○	[1090] 調整後帳票金額計 (今回出来高金額計) + [1107] 前回迄累積出来高金額計。または [1235] 今回迄累積出来高金額明細の合計。
1780	1115	今回出来高百分率	N	9	3				○	[1094] 調整後契約金額計に対する [1090] 調整後帳票金額計 (今回出来高金額計) の%割合。
1790	1116	累積出来高百分率	N	9	3				○	[1094] 調整後契約金額計に対する [1109] 今回迄累積出来高金額計の%割合。
1820	1102	今回迄累積請求数量計	N	9	3				○	[1100] 前回迄累積請求数量計 + [1143] 今回請求数量計。または [1228] 今回迄累積請求数量明細の合計。
1830	1103	今回迄累積請求金額計	N	14					○	[1101] 前回迄累積請求金額計 + [1112] 今回請求金額計。または [1229] 今回迄累積請求金額明細の合計。
1850	1114	今回迄累積請求保留金額計	N	14					○	今回迄の請求保留金額の累積合計。または [1255] 今回迄累積請求保留金額明細の合計。
1860	1110	契約数量差引残高計	N	9	3				○	[1091] 契約数量計 - [1108] 今回迄累積出来高数量計。または [1236] 契約数量差引残高明細の合計。
1870	1111	契約金額差引残高計	N	14					○	[1094] 調整後契約金額計 - [1109] 今回迄累積出来高金額計。または [1237] 契約金額差引残高明細の合計。
1880	1104	契約数量支払残高計	N	9	3				○	[1091] 契約数量計 - [1102] 今回迄累積請求数量計。または [1230] 契約数量支払残高明細の合計。
1890	1105	契約金額支払残高計	N	14					○	[1094] 調整後契約金額計 - [1103] 今回迄累積請求金額計。または [1231] 契約金額支払残高明細の合計。
1900	1153	税込今回迄累積出来高金額計	N	14				*	○	[1090] 調整後帳票金額計 (今回出来高金額計) × (1 + 消費税率) + [1152] 税込前回迄累積出来高金額計。または [1263] 税込今回迄累積出来高金額明細の合計。
1940	1163	税込今回迄累積請求保留金額計	N	14				*	○	今回迄の税込の請求保留金額の累積合計。または [1273] 税込今回迄累積請求保留金額明細の合計。
1960	1160	税込今回迄累積請求金額計	N	14				*	○	[1158] 税込今回請求金額合計 + [1159] 税込前回迄累積請求金額計。または [1270] 税込今回迄累積請求金額明細の合計。
1970	1154	税込契約金額差引残高計	N	14				*	○	[1099] 最終契約金額 - [1153] 税込今回迄累積出来高金額計。または [1264] 税込契約金額差引残高明細の合計。
1980	1161	税込契約金額支払残高計	N	14				*	○	[1099] 最終契約金額 - [1160] 税込今回迄累積請求金額計。または [1271] 税込契約金額支払残高明細の合計。
1990	1143	今回請求数量計	N	9	3				○	[1085] 明細数量計 (今回出来高数量計) のうち今回請求する数量。または [1252] 今回請求数量明細の合計。
2020	1112	今回請求金額計	N	14					○	[1090] 調整後帳票金額計 (今回出来高金額計) のうち今回請求する金額。または [1253] 今回請求金額明細の合計。
2030	1113	今回請求保留金額計	N	14					○	[1090] 調整後帳票金額計 (今回出来高金額計) - [1112] 今回請求金額計。または [1254] 今回請求保留金額明細の合計。
2040	1150	今回繰越請求金額計	N	14					○	前回請求を保留した中で今回繰越請求を行う金額。または [1260] 今回繰越請求金額明細の合計。
2050	1151	今回請求金額合計	N	14					○	[1112] 今回請求金額計 + [1150] 今回繰越請求金額計。または [1261] 今回請求金額合計明細の合計。
2060	1157	税込今回繰越請求金額計	N	14				*	○	前回請求を保留した中で今回繰越請求を行う税込金額。または [1267] 税込今回繰越請求金額明細の合計。
2070	1158	税込今回請求金額合計	N	14				*	○	[1097] 最終帳票金額 (税込今回請求金額計) - [1157] 税込今回繰越請求金額計。または [1268] 税込今回迄請求金額残高明細の合計。
2080	1162	税込今回請求保留金額計	N	14				*	○	[1090] 調整後帳票金額計 (今回出来高金額計) × (1 + 消費税率) - [1097] 最終帳票金額 (税込今回請求金額計)。または [1272] 税込今回請求保留金額明細の合計。

D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字数	小数	マルチ	C D	消費税込	総括請求	摘要
2090	1035	受注者指定金融機関名	K	40		MSレ <sup>6</sup> ル1			○	受注者が振込を指定する口座の金融機関名。
2100	1036	受注者指定金融機関支店名	K	40		MSレ <sup>6</sup> ル1			○	受注者が振込を指定する口座の金融機関支店名。
2110	1037	受注者指定金融機関預金種目	K	6		MSレ <sup>6</sup> ル1			○	受注者が振込を指定する口座の種別。(普通・当座)
2120	1038	受注者指定金融機関口座番号	9	20		MSレ <sup>6</sup> ル1			○	受注者が振込を指定する口座番号。(金融機関番号・支店番号を含む)
2130	1039	受注者指定金融機関口座名義	K	40		MSレ <sup>6</sup> ル1			○	受注者が振込を指定する口座名義。
2140	1040	受注者指定金融機関口座名義フリガナ	X	60		MSレ <sup>6</sup> ル1			○	受注者が振込を指定する口座名義の読み仮名。
2340	1136	備考	K	120		M5レ <sup>6</sup> ル1			○	帳票についての特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。
2350	55	自由使用欄	X	120					○	各社独自のデータ項目に使用するフリーエリア。
2360	1383	受注者側専用使用欄	K	60		MUレ <sup>6</sup> ル1			○	受注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。
2370	1384	発注者側専用使用欄	K	60		MVレ <sup>6</sup> ル1			○	発注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。
2380	1001	送信側電子メールアドレス	X	120					◎	データ送信側のインターネットの電子メールアドレス。
2390	1002	受信側電子メールアドレス	X	120					◎	データ受信側のインターネットの電子メールアドレス。
3000	1200	明細コード	X	50		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		●	明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。
3030	1288	明細データ属性コード	X	1		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	[1200] 明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。
3040	1289	補助明細コード	X	2		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	[1200] 明細コードおよび [1288] 明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。
3050	1201	明細番号	X	25		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。
3060	1278	明細番号2	X	25		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その2。
3070	1202	明細別発注者担当部署コード	X	25		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	発注者が定めた明細データごとの発注者の担当部署の識別コード。(例：支払い担当部署など)
3080	1203	明細別取引区分コード	X	5		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。
3090	1287	明細別材工共コード	X	2		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	[1223] 明細金額について材料のみ/工賃のみ/材料・工賃共を示すコード。
3100	1204	明細別参照帳票No.	X	25		M6レ <sup>6</sup> ル1			●	明細データに対応する取引の帳票番号を示す。
3110	1205	明細年月日(明細別参照帳票年月日)	X	14		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	明細データ・明細別参照帳票No. に関する年月日を示す。(例：納入日など)
3170	1279	建設資機材コード	X	40		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	建設資機材に対して採番された中間コード。
3180	1280	コード送信側変換結果コード	X	2		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。
3190	1281	建設資機材標準名称	K	120		M6レ <sup>6</sup> ル1			○	建設資機材の標準名称。
3200	1282	コード受信側変換結果コード	X	2		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字 数	小数	マルチ	C D	消費 税込	総 括 請求	摘要
3220	1210	名称コード	X	25		M6レベル1				○ 将来の統一品名・名称コードのための空きエリア。
3230	1211	摘要コード	X	54		M6レベル1				○ 将来の統一規格・仕様・摘要コードのための空きエリア。
3240	1213	品名・名称	K	60		M7レベル2				○ 品名・費目・工事科目名など名称。
3250	1214	規格・仕様・摘要	K	60		M7レベル2				○ 規格・寸法・仕様などの摘要。
3260	1215	補助概要	K	60		M7レベル2				○ 特に別表示が必要な規格・仕様・摘要項目。(例：単重寸法など)
3270	1283	配管用途コード	X	2		M6レベル1	*			○ 配管類の用途を示すコード。
3280	1284	建設資機材メーカー／ 型番コード	X	25		M6レベル1	*			○ 発注者が定めたメーカーコードではなく、建設資機材のメーカーと型番を標準的に示すコード。
3290	1285	施工区分コード	X	6		M6レベル1	*			○ 管工事などにおいて、施工箇所(屋内、屋外など)、施工方法(露出、隠ぺいなど)などを示すコード。
3300	1212	明細別取引件名(支払 件名)	K	60		M7レベル2				◎ 請求・支払の対象となる工事名・物品の名称など明細行別の取引件名。
3310	1206	使用期間開始日	X	14		M6レベル1				○ レンタル・リース取引の場合の使用開始年月日。
3320	1207	使用期間締切日	X	14		M6レベル1				○ レンタル・リース取引の場合の使用終了年月日。
3330	1208	使用期間	N	9	3	M6レベル1				○ レンタル・リース取引の場合の使用期間。
3340	1209	使用期間単位	K	6		M6レベル1	*			○ レンタル・リース取引の場合の使用期間単位。
3350	1216	補助数量	N	9	3	M6レベル1				○ 特に別表示が必要な数量。(例：本数・重量など)
3360	1217	補助数量単位	K	6		M6レベル1	*			○ [1216] 補助数量の単位を示す単位コード。
3370	1218	明細数量	N	9	3	M6レベル1				○ 金額計算の基本となる数量。
3380	1219	明細数量単位	K	6		M6レベル1	*			○ [1218] 明細数量の単位を示す単位コード。
3390	1220	明細別消費税コード	X	1		M6レベル1	*			○ [1223] 明細金額について税抜き・税込を示すコード。
3400	1286	明細別運賃コード	X	2		M6レベル1	*			○ [1223] 明細金額について運賃の込/別を示すコード。
3410	1221	明細別課税分類コード	X	1		M6レベル1	*			○ 消費税に係る課税・非課税取引を示すコード。
3420	1222	単価	N	12	3	M6レベル1				○ [1219] 明細数量1単位あたりの価格。
3430	1223	明細金額	N	14		M6レベル1				○ [1218] 明細数量× [1222] 単価。
3460	1247	明細別使用メーカー コード	X	25		M6レベル1				○ 明細データごとの、メーカーの識別コード。
3470	1248	明細別使用メーカー名	K	40		M6レベル1				○ 明細データごとの、メーカーの名称。
3480	1249	明細別使用商社コード	X	25		M6レベル1				○ 明細データごとの、商社の識別コード。
3490	1250	明細別使用商社名	K	40		M6レベル1				○ 明細データごとの、商社の名称。
3500	1251	明細別備考欄	K	80		M8レベル2				○ 明細データごとの特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。
3560	1224	契約数量明細	N	9	3	M6レベル1				○ 契約数量の明細。

D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字数	小数	マルチ	C D	消費税込	総括請求	摘要
3570	1225	契約金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	契約金額の明細。
3580	1232	前回迄累積出来高数量明細	N	9	3	M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	前回迄の出来高数量の明細。
3600	1233	前回迄累積出来高金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	前回迄の出来高金額の明細。
3610	1226	前回迄累積請求数量明細	N	9	3	M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	前回迄の請求数量の明細。
3620	1227	前回迄累積請求金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	前回迄の請求金額の明細。
3630	1262	税込前回迄累積出来高金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1		*	○	前回迄の税込出来高金額の明細。
3640	1269	税込前回迄累積請求金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1		*	○	前回迄の税込請求金額の明細。
3650	1258	前回請求金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	前回請求した金額の明細。
3660	1259	前回請求保留金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	前回請求を保留した金額の明細。
3670	1265	税込前回請求金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1		*	○	前回請求した税込金額の明細。
3680	1266	税込前回請求保留金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1		*	○	前回請求を保留した税込金額の明細。
3690	1234	今回迄累積出来高数量明細	N	9	3	M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	[1218] 明細数量 (今回出来高数量明細) + [1232] 前回迄累積出来高数量明細。
3710	1235	今回迄累積出来高金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	当月査定方式の場合: [1223] 明細金額 (今回出来高金額明細) + [1233] 前回迄累積出来高金額明細。 累積査定方式の場合: [1234] 今回迄累積出来高数量明細 × 0.01 × [1235] 今回迄累積出来高明細別単価出来高率 × [1222] 単価。
3720	1228	今回迄累積請求数量明細	N	9	3	M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	[1252] 今回請求数量明細 + [1226] 前回迄累積請求数量明細。
3730	1229	今回迄累積請求金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	[1253] 今回請求金額明細 + [1227] 前回迄累積請求金額明細。
3740	1255	今回迄累積請求保留金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	今回迄の請求保留金額の明細。
3750	1236	契約数量差引残高明細	N	9	3	M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	[1224] 契約数量明細 - [1234] 今回迄累積出来高数量明細。
3760	1237	契約金額差引残高明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	[1225] 契約金額明細 - [1235] 今回迄累積出来高金額明細。
3770	1230	契約数量支払残高明細	N	9	3	M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	[1224] 契約数量明細 - [1228] 今回迄累積請求数量明細。
3780	1231	契約金額支払残高明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	[1225] 契約金額明細 - [1229] 今回迄累積請求金額明細。
3790	1263	税込今回迄累積出来高金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1		*	○	今回迄の税込出来高金額の明細。
3800	1270	税込今回迄累積請求金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1		*	○	[1268] 税込今回請求金額合計明細 + [1269] 税込前回迄累積請求金額明細。
3810	1273	税込今回迄累積請求保留金額明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1		*	○	今回迄の税込請求保留金額の明細。
3820	1264	税込契約金額差引残高明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1		*	○	[1225] 契約金額明細 (税抜きの場合) × (1 + 消費税率) - [1263] 税込今回迄累積出来高金額明細。
3830	1271	税込契約金額支払残高明細	N	14		M6レベ <sup>ル</sup> 1		*	○	税込の契約金額支払残高の明細。
3840	1252	今回請求数量明細	N	9	3	M6レベ <sup>ル</sup> 1			○	[1218] 明細数量 (今回出来高数量明細) に対する請求数量。

## D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項 目 名	属 性	文 字 数	小 数	マルチ	C D	消 費 税 込	総 括 請 求	摘 要
3850	1253	今回請求金額明細	N	14		M6レベル1			○	[1223] 明細金額（今回出来高金額明細）に対する請求金額。
3860	1254	今回請求保留金額明細	N	14		M6レベル1			○	[1223] 明細金額（今回出来高金額明細）－ [1253] 今回請求金額明細。
3870	1260	今回繰越請求金額明細	N	14		M6レベル1			○	前回請求を保留した中で今回繰越請求を行う金額の明細。
3880	1261	今回請求金額合計明細	N	14		M6レベル1			○	[1253] 今回請求金額明細＋ [1260] 今回繰越請求金額明細。
3890	1290	消費税明細	N	14		M6レベル1		*	○	消費税の明細
3900	1291	最終金額明細	N	14		M6レベル1		*	◎	最終帳票金額の明細
3910	1267	税込今回繰越請求金額明細	N	14		M6レベル1		*	○	前回請求を保留した中で今回繰越請求を行う税込金額の明細。
3920	1268	税込今回請求金額合計明細	N	14		M6レベル1		*	○	[1291] 最終金額明細（税込今回請求金額明細）＋ [1267] 税込今回繰越請求金額明細。
3930	1272	税込今回請求保留金額明細	N	14		M6レベル1		*	○	税込の今回請求保留金額の明細。
3940	1274	支払い手続き完了日	9	8		M6レベル1			○	明細別の社内支払い手続きを完了した年月日。
3950	1275	明細別金融機関振込日	9	8		M6レベル1			○	明細別の金融機関の振込（現金支払）による支払年月日。
3960	1276	明細別手形支払日	9	8		M6レベル1			○	明細別の手形による支払年月日。
3970	1277	明細別期日一括払い支払日	9	8		M6レベル1			○	明細別の期日一括払いによる支払年月日。

## 3. CAD データ封筒メッセージ

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字 数	小数	マルチ	C D	消費 税込	C A D デ ー タ 封 筒	摘 要
10	1	データ処理No.		9	5					●受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。
20	2	情報区分コード	X	4			*			●情報の種類を示すコード。
30	3	データ作成日		9	8					▲メッセージデータを作成した年月日。
40	4	発注者コード	X	12			*			●注文を行う側の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
50	5	受注者コード	X	12			*			●注文を受ける側の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
60	1197	サブセット・バージョン	X	12						●メッセージサブセットの版。
80	9	訂正コード	X	1			*			●情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。
90	1006	工事コード	X	25						▲工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。
110	1007	帳票No.	X	25						●帳票の番号。
130	1008	帳票年月日		9	8					▲帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を表す。
150	1009	参照帳票No.	X	25						△注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。
160	1010	参照帳票年月日		9	8					△注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に記載された年月日。
250	1023	受注者コード2 (発注者採番)	X	25						△発注者が定めた受注者の識別コード。
260	1046	取引件名 (注文件)コード	X	25						△発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を表すコード。
350	1013	受注者名	K	40						△受注者の名称。
360	1015	受注者代表者氏名	K	28						△受注者の代表者の氏名。
370	1017	受注者担当部署名	K	60		M9レベル				△受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。
380	1018	受注者担当者名	K	30		M9レベル				△受注者の担当者の氏名。
390	1019	受注者担当郵便番号	X	10		M9レベル				△受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。
400	1020	受注者担当住所	K	60		M9レベル				△受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。
410	1021	受注者担当電話番号	X	25		M9レベル				△受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)
420	1022	受注者担当FAX番号	X	25		M9レベル				△受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)
430	1165	受注者決裁者名	K	60		MEレベル				△受注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。
440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	20			*			△建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可区分および登録番号を示す。
450	1167	受注者建設業許可工事業種	K	12		MFレベル	*			△建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。
460	1168	受注者建設業許可日	K	11						△建設業法に基づく建設業の許可において、受注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。
470	1024	発注者名	K	40						▲発注者の名称。

D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字数	小数	マルチ	C D	消費税込	C A D データ封筒	摘要
500	1026	発注者代表者氏名	K	28					△	発注者の代表者の氏名。
510	1028	発注者担当部署名	K	60		MAレベル1			▲	発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。
520	1029	発注者担当者名	K	30		MAレベル1			△	発注者の担当者の氏名。
530	1030	発注者担当郵便番号	X	10		MAレベル1			△	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。
540	1031	発注者担当住所	K	60		MAレベル1			△	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。
550	1032	発注者担当電話番号	X	25		MAレベル1			△	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)
560	1033	発注者担当 F A X 番号	X	25		MAレベル1			△	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用 F A X 番号。(市外局番を含む)
570	1034	発注者コード 2 (受注者採番)	X	25					△	受注者が定めた発注者の識別コード。
580	1169	発注者決裁者名	K	60		MGLレベル1			△	発注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。
590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード	K	20			*		△	建設業法に基づく建設業の許可において、発注者の許可区分および登録番号を示す。
600	1171	発注者建設業許可工事業種	K	12		MHLレベル1	*		△	建設業法に基づく建設業の許可において、発注者の許可工事業種を示す。
610	1172	発注者建設業許可日	K	11					△	建設業法に基づく建設業の許可において、発注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。
630	1042	工事場所・受渡し場所名称	K	60					▲	工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。
640	1173	工事場所・受渡し場所略称	K	120					△	工事場所・受渡し場所(納入場所)の略称。
660	1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60					△	工事場所・受渡し場所(納入場所)の住所。
720	1045	取引件名(注文件名)	K	60					△	発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。
750	1052	工事・納入開始日	X	14					△	工事・納入の開始年月日・時分秒。(時分秒については省略可)
760	1053	工事・納入終了日・納入期限	X	14					△	工事・納入の終了年月日・時分秒。または納入期限の年月日・時分秒。(時分秒については省略可)
770	1139	工期・納期指定	K	60					△	工期・納期に関する条件を文面で示す。【例】「至急納品」
820	1049	施工者・納入者コード	X	12		MBレベル1	*		△	施工・納入を行う企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
830	1050	施工者・納入者コード 2	X	25		MBレベル1			△	発注者・受注者が定めた施工者・納入者の識別コード。
840	1051	施工者・納入者名	K	40		MBレベル1			△	施工者・納入者の名称。
2350	55	自由使用欄	X	120					△	各社独自のデータ項目に使用するフリーエリア。
2380	1001	送信側電子メールアドレス	X	120					◎	データ送信側のインターネットの電子メールアドレス。
2390	1002	受信側電子メールアドレス	X	120					◎	データ受信側のインターネットの電子メールアドレス。
2400	1146	C A D データ枚数	9	5					△	本メッセージで対象とする C A D データの数。
2410	1147	C A D データ取扱い付帯事項	K	120					△	本メッセージで対象とする C A D データを取り扱う際の付帯事項。
3000	1200	明細コード	X	50		M6レベル1	*		●	明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。



D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項目名	属性	文字 数	小数	マルチ	C D	消費 税込	C A D デ ー タ 封 筒	摘要
3030	1288	明細データ属性コード	X	1		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	[1200] 明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。
3040	1289	補助明細コード	X	2		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		○	[1200] 明細コードおよび [1288] 明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。
3100	1204	明細別参照帳票No.	X	25		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	明細データに対応する取引の帳票番号を示す。
3110	1205	明細年月日 (明細別参照帳票年月日)	X	14		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	明細データ・明細別参照帳票No. に関する年月日を示す。(例：納入日など)
5000	1501	CADデータ番号	X	25		M6レ <sup>6</sup> ル1			▲	CADデータの番号。
5010	1502	CADデータ名称	K	60		M6レ <sup>6</sup> ル1			▲	CADデータの名称。
5020	1503	CADデータ作成バージョン	X	10		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータの作成バージョン。
5030	1504	CADデータ作成年月日	9	14		M6レ <sup>6</sup> ル1			▲	CADデータを作成した年月日・時分秒。(時分秒については省略可)
5040	1505	CADデータ作成者担当者名	K	30		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータを作成した担当者の氏名。
5050	1506	参照明細コード	X	25		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータのみを送信した場合 (CADデータ情報)、CADデータが対応する明細データの明細コード。
5060	1507	印刷サイズ	K	20		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータを印刷した時のサイズを示す。(例：A1横、A2縦)
5070	1508	縮尺	X	10		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	[1507] 印刷サイズの縮尺 (例：5/8、1/100、1/1000)
5080	1509	CADデータ/属性データ区分	X	1		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		△	CADデータと属性データの区分を示すコード。
5090	1510	CADデータ形式コード	X	1		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		▲	CADデータ形式の識別コード。
5100	1511	CADデータ形式名	K	40		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	[1510] CADデータ形式コードがDXF形式・IGES形式以外の場合のCADデータ形式名。
5110	1512	CADデータ形式のバージョン	X	10		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータ形式のバージョン。
5120	1513	送信側CADハードウェア情報	K	60		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータ送信側のCADデータ作成ハードウェア名。
5130	1514	送信側OS情報	K	20		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータ送信側のCADデータ作成OS名とそのバージョン。
5140	1515	送信側ベースソフト情報	K	60		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータ送信側のCADデータ作成ベースソフトウェア名とそのバージョン。
5150	1516	送信側アプリケーションソフト情報	K	60		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータ送信側のCADデータ作成アプリケーションソフト名とそのバージョン。
5160	1517	受信側CADハードウェア情報	K	60		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータ受信側のCADデータ処理ハードウェア名。
5170	1518	受信側OS情報	K	20		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータ受信側のCADデータ処理OS名とそのバージョン。
5180	1519	受信側ベースソフト情報	K	60		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータ受信側のCADデータ処理ベースソフトウェア名とそのバージョン。
5190	1520	受信側アプリケーションソフト情報	K	60		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	CADデータ受信側のCADデータ処理アプリケーションソフト名とそのバージョン。
5200	1521	CADデータファイル名	X	60		M6レ <sup>6</sup> ル1			▲	CADデータのファイル名。
5210	1522	外部参照データファイル名	X	60		M6レ <sup>6</sup> ル1			△	外部参照データがある場合のファイル名。
5220	1523	データ圧縮識別コード	X	1		M6レ <sup>6</sup> ル1	*		▲	データ圧縮の有無を示すコード。

## D. XIII. 標準メッセージ一覧表

C I   N E T No.	タグ No.	項 目 名	属 性	文 字 数	小 数	マルチ	C D	消 費 税 込	C A D デ ー タ 封 筒	摘 要
5230	1524	データ圧縮ソフト情報	K	60		M6レベル1				▲ データ圧縮に使用したソフトウェア名とそのバージョン。
5240	1525	レイヤー意味	K	120		M6レベル1				△ レイヤーの意味。
5250	1526	設計名称	K	60		M6レベル1				△ 建築・電気・空調・衛生等の設計名称。
5260	1527	設計コード	X	25		M6レベル1				△ 建築・電気・空調・衛生等の設計コード。
5270	1528	設計仕様名称	K	60		M6レベル1				△ 国土交通省仕様・日建仕様等の設計仕様名称。
5280	1529	設計仕様コード	X	25		M6レベル1				△ 国土交通省仕様・日建仕様等の設計仕様コード。
5290	1530	設計開始年月日	9	8		M6レベル1				△ 設計の開始年月日。
5300	1531	設計終了年月日	9	8		M6レベル1				△ 設計の終了年月日。
5310	1532	明細別CADデータ取 扱い付帯事項	K	120		MCレベル2				△ [1502] CADデータ名称が示すCADデータを取り扱う 際の付帯事項。

CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料の  
主な追加・変更点



CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 指針・参考資料からの  
主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.7	Ver.2.2 ad.0
D. I. 9 インタフェース・ ファイルのデータ 項目順序	各メッセージのインタフェース・フ ァイルのデータ項目順序の Ver.2.1ad.7 の時点版が掲載	各メッセージのインタフェース・ファイル のデータ項目順序を更新
D. I. 10 工事請負契約外請 求一括取り込み CSV インタフェ ース機能	一括取り込み CSV ファイル (MSE*****.MDA)	■CSV ファイルの拡張子を MDA から TXT へ変更する。 一括取り込み CSV ファイル (MSE*****.TXT) (S-2021-001)
D. I. 10 工事請負契約外請 求一括取り込み CSV インタフェ ース機能 (3) 一括 取り込みインタ フェース・ファ イルフォーマット、(4) 一括取り込み インタフェース・フ ァイルの注意事 項等	工事請負契約外請求一括取り 込みについて、順序方式のみ	工事請負契約外請求一括取り込みに ついて、順序方式に加えて、タグ付き 方式 (TXT) を追加 (S-2021-001)
D. I. 10 工事請負契約外請 求一括取り込み CSV インタフェ ース機能 (6) 請求書 サンプル	(記載なし)	工事請負契約外請求業務の帳票サン プルとして、主にレンタル・リース業 務で使用されているものを例に掲載
D. VI. 14. 合意打 切申込および合意 打切における合意 精算請求書 帳票 イメージ計算仕様	合意精算請求書 帳票イメージの Ver.2.1ad.7 の時点版が掲載	合意精算請求書 帳票イメージを更 新 (S-2022-006)

CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料の主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.7	Ver.2.2 ad.0
<p>D. VIII . CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説</p> <p>D.IX. 電子署名文書長期保存方法について</p>		<p>■「2019年技術検討WGの議題：電子契約及び電子署名文書長期保存方法のあり方に関する指針・参考資料の修正（案）」に基づく修正</p> <p>以下の記述に関する修正。</p> <p>(1)電子データ交換(EDI)における契約成立の定義が記載されていない</p> <p>(2)「電子的な証明書の有効性の確認」に関する記述について、改ざんされていないことの確認処理の説明が不足している</p> <p>(3)改ざんされていないことの証明処理として、一部不足している</p>
<p>D.IX. 電子署名文書長期保存方法について</p>	<p>SHA1 に対応した、電子証明書プロファイルのみ掲載</p>	<p>SHA256 に対応した、電子証明書プロファイルを追加</p>
<p>( Ver.2.1 ad.7 )</p> <p>D.XII.建築積算メッセージのCSVフォーマット</p>	<p>D.XII.建築積算メッセージのCSVフォーマット</p>	<p>下記理由により、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 へ移動。指針・参考資料からは削除。</p> <p>➤ 建築積算メッセージは、建築見積依頼、回答メッセージの明細部分に展開可能な内容となっており、回答メッセージの付属として授受することを想定している。そのため、実装規約に記載するメッセージであることが適当と判断された（標準委員会 2021 年度第 1 回）</p>
<p>D.XII. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に対応した帳票印刷例</p>	<p>（記載なし）</p>	<p>適格請求書として必要な記載事項と CI-NETメッセージのタグNo.との関係を示すため、印刷例のサンプルを追加。</p> <p>なお、指針・参考資料に追記する帳票レイアウトは、飽くまでも各社がサンプルとして参照するものであり、帳票様式の標準化を意図するものではない。</p>

CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料の主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.7	Ver.2.2 ad.0
		<p>また、工事請負契約外業務の明細の帳票例（レンタル・リースの場合）について、レンタル・リースに特有の項目である「管理番号」「入出庫区分」を、同帳票内の右側のレンタル・リース等業務に適した群列に移動する案こととなった。ただし、2020年8月に既にシステムを用いた実証実験を行い、リース・レンタル会社も既に改修を行っていた経緯に鑑み、「明細（リース・レンタルの場合）」「明細（リース・レンタルの場合）（残数表示の場合）」の2点については、左に寄せたままのレイアウトを、参考として残すことで決定した。</p> <p>(S-2022-005)</p>
<p>XIII. 標準メッセージ一覧表</p>	<p>掲載なし</p>	<p>標準メッセージ一覧は、標準 BP から削除し、LiteS 実装規約に準拠とする。ただし、出荷/入荷メッセージ、CAD データ、総括請求データは指針・参考資料に掲載する。</p>

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.6 指針・参考資料からの  
主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.6	Ver.2.1 ad.7
B.参考資料		
I. CSV インタフェース機能		≪「2. インタフェース・ファイル名称」の「表 B. I -2 インタフェース・ファイル名称一覧(1)」に以下の3メッセージを追加。≫ ・ 工事物件案内 ・ 契約外請求 ・ 契約外請求確認
	設備見積業務、設備機器見積業務、購買見積業務、注文業務、出来高・請求業務、立替業務、支払通知業務等	設備見積業務、設備機器見積業務、購買見積業務、注文業務、出来高・請求業務、立替業務、支払通知業務、工事請負契約外請求業務等
	以下のメッセージについては、このファイルは作成しない。 見積不採用通知メッセージ 合意解除申込メッセージ 合意解除承諾メッセージ 一方的解除通知メッセージ	以下のメッセージについては、このファイルは作成しない。 見積不採用通知メッセージ 工事物件案内メッセージ 合意解除申込メッセージ 合意解除承諾メッセージ 一方的解除通知メッセージ
	【例2】[1179]帳票データチェック値 (X属性、最大バイト数15) に[1]データ処理 No. 「123」 (15バイトの中の右詰め5桁) を記載する場合。 正：ssssssssss00123 正：ssssssssss123 誤：ssssssssss123ss 誤：000000000ss123	【例2】 [1179]帳票データチェック値 (X属性、最大バイト数15) に[1]データ処理 No. 「123」 (15バイトの中の右詰め5桁) を記載する場合。 正：ssssssssss00123 誤：ssssssssss123 誤：ssssssssss123ss 誤：000000000ss123 (注) LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 以前は「ssssssssss123」の表記も正と記載されていたため、同 Ver.2.1 ad.6 以前からの運用システムにおいては、「ssssssssss123」の表記も混在しており、注意が必要である。なお、



CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料の主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.6	Ver.2.1 ad.7
		<p>「ssssssssss123」と表記している場合は、できる限り速やかに「ssssssssss00123」の表記に改修することが望ましい。</p>
		<p>《工事物件案内、契約外請求、契約外請求確認メッセージの項目一覧（鑑情報部分）を追記。》</p>
		<p>《工事物件案内、契約外請求、契約外請求確認メッセージの項目一覧（明細情報部分）を追記。》</p>
		<p>《11.工事請負契約外請求一括取り込み CSV インタフェース機能を新設。》</p>
		<p>《頁末尾に以下を追加。》                      (2014.03.04 記載)                      17. 複数工事物件（複数作業所）に対する請求書における明細作成のパターン</p>
<p>VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点</p>		<p>《CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7「IX. 工事請負契約外取引メッセージ」の新設に伴い、「17. 複数工事物件（複数作業所）に対する請求書における明細作成のパターン」を追記。》</p>
<p>XII. 建築積算メッセージの CSV フォーマット</p>		<p>建築積算メッセージの CSV フォーマットの                      新設</p>

「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 指針・参考資料」からの  
主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.5	Ver.2.1 ad.6
B.参考資料		
VI. CI-NET LiteS 実装規約における 実際の運用上の留 意点		「VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点」に以下の点を追加。 ・16. 精算時における CI-NET LiteS での対応方法について

「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.4 指針・参考資料」からの  
主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.4	Ver.2.1 ad.5
B.参考資料		
VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点	<p>「VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8.出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点</li> </ul>	<p>「VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 8.出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点」に、以下の内容を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来高要請メッセージ利用の対象者と要件</li> <li>・ 出来高要請メッセージを使用する場合のフロー</li> <li>・ 出来高要請メッセージの使い回しの場合における出来高報告の「最終回」の伝達方法</li> </ul>
		<p>「VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点」に以下の点を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15.K 属性データ項目の数値表現について</li> </ul>

「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.3 指針・参考資料」からの  
主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.3	Ver.2.1 ad.4
B.参考資料		
I .CSV インタフェース機能	<p>9.インタフェース・ファイルのデータ項目順序</p> <p>凡例</p> <p>K 属性 (中略)</p> <p><b>【重要確認】</b> X 属性は (中略) 省略することができる。</p>	<p>9.インタフェース・ファイルのデータ項目順序</p> <p>凡例</p> <p>以下のように記述を変更。</p> <p>K 属性 (中略)</p> <p><b>【重要確認】</b> X 属性は (中略) 省略することができる。</p> <p><b>【重要確認 2】</b> JIS X0213:2004 (JIS2004) という JIS 規約で定められている第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。</p>
VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点	「4. 枝番契約の打切方法」	<p>「4. 枝番契約の打切方法」</p> <p>・対応方法、および挿入図について記述を変更。</p>
		<p>「VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点」に以下の点を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点</li> <li>・ 13.内訳明細計行に係る留意点</li> <li>・ 14.合意打切申込および合意打切精算請求書帳票イメージ</li> </ul>

「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.2 参考資料・指針」からの  
主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.2	Ver.2.1 ad.3
A.指針		
A.指針	B.指針	「A.指針」に変更。
I .CI-NET 対応のためのASPサービスに係る指針 第1版	B. I .ASP 事業者への CI-NET 対応についての指針  B. II .CI-NET 対応 ASP 事業者とのデータ交換に係る指針	「 I . CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針 第 1 版」を新規に追加。  (B. I .と B. II .を統合整理)
VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点	2. 注文請け書における「技術資料」の取り扱い	CI-NET LiteS 実装規約に規定し、CI-NET LiteS 実装規約 参考資料・指針から削除する。

B.参考資料		
B.参考資料	A.参考資料	「B.参考資料」に変更。
I .CSV インタフェース機能	I .CSV インタフェース機能	I .CSV インタフェース機能 支払通知メッセージに係る仕様部分を追加。  ・インタフェース・ファイル名称 ・インタフェース・ファイルフォーマット ・インタフェース・ファイルのデータ項目順序
VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点		「VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点」に以下の点を追加。  ・ 9.特記の記載箇所仕様 ・ 10.X 属性 8 バイトで定義されている日付項目の取り扱い ・ 11.支払通知帳票イメージ

「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.1 参考資料・指針」からの  
主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.1	Ver.2.1 ad.2
A.参考資料		
I .CSV インタフェース機能	I .CSV インタフェース機能  II . 設備見積・設備機器見積メッセージの CSV フォーマット	I .CSV インタフェース機能  別仕様であった設備見積、設備機器見積業務のメッセージの CSV インタフェース機能を統合し、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、立替、支払業務のメッセージの CSV インタフェース機能を統一する。  ・設備見積、設備機器見積業務のメッセージの CSV インタフェース機能に関して、他(購買見積、注文、出来高、請求業務のメッセージ等)と同様の仕様とする。 ・ CSV インタフェース機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インタフェース・フォルダ</li> <li>・ インタフェース・ファイル生成・消滅</li> <li>・ インタフェース・ファイル排他制御</li> <li>・ CI-NET LiteS 対応 CSV インタフェース機能の構成</li> <li>・ 受信確認の方法</li> </ul> また、下記仕様も同様にする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インタフェース・ファイル名称</li> <li>・ ファイルフォーマット、等</li> </ul>
VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点	2. 注文請け書における「技術資料」の取り扱い	CI-NET LiteS 実装規約に規定し、CI-NET LiteS 実装規約 参考資料・指針から削除する。
VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点		「出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点」を追加。



本資料を利用する場合あるいはソフト等を開発し販売を行う場合（製品の販売を目的とした開発）は、事前にご相談ください。

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0

指針・参考資料

Ver.2.2 ad.0指針・参考資料「出来高要請利用の留意点」のみ未確定(20230125)

---

2023年1月25日 発行

**【禁無断転載】**

発行 一般財団法人 建設業振興基金  
情報化評議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12  
虎ノ門 4 丁目MTビル2号館

tel. : 03-5473-4573

fax. : 03-5473-4580

E-mail : [ci-net@kensetsu-kikin.or.jp](mailto:ci-net@kensetsu-kikin.or.jp)

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>

Ver.2.2 ad.0 指針・参考資料(20230331)





CINET<sup>®</sup>  
Lites  
実装規約  
Ver. 2.2  
ad.0

指針・参考資料

発行 一般財団法人  
建設業振興基金  
情報化評議会